プラトン全集13

ミノス

向坂　寛訳

法律

森　進一
池田美恵訳
加来彰俊

岩波書店

目次

凡　例

一、本全集は底本として、バーネット版プラトン全集(J. Burnet, *Platonis Opera*, 5 vols., Oxford Classical Texts)を用い、これと異なる読みをした箇所は注によって示す。

二、訳文上欄の数字とＢＣＤＥは、ステファヌス版全集(H. Stephanus, *Platonis opera quae extant omnia*, 1578)のページ数と各ページ内のＡＢＣＤＥの段落づけとの対応――おおよその――を示す(ただしＡは省略した)。引用は、このページ数と段落により示される(例えば『パイドロス』253C)。

三、各対話篇における章分けは、一八世紀以降フィッシャー(J. F. Fischer)の校本に由来すると見られる一般に慣用のものに従う。ただし対話篇により章別の一定していないものもあり、この場合は適宜区別を設けた。

四、対話篇名につけられている副題(ないものもある)は、ローマ時代のプラトン全集(トラシュロス)以来の、あるいはさらに古い伝承によるものである。所伝によって異同のある場合は、適切と判断されるものを選んでつけた。

五、ギリシア語の片かな表記は、ΦΧΘとΠΚΤとを同じように「プ」「ク」「ト」とし、母音の長短は普通名詞においてのみ区別し(例、ソピアー)、固有名詞においては区別しない(例、ソークラテースでなく、ソクラテス)。

六、〔 〕の括弧は訳者による文意の補足を示す。

七、略記号　DK＝H. Diels u. W. Kranz, *Die Fragmente der Vorsokratiker*.　Diog. L.＝Diogenes Laertios.　古注＝*Scholia Platonica* (ed. W. C. Greene).

八、本全集における対話篇の収録順と各巻への配分は、右のトラシュロス編全集における九つの四部作集(tetralogia)の順序と括り方に従っている。

ミノス

——法について——

向坂寛訳

登場人物

ソクラテス

友　人

一

ソクラテス　法(きまり、習俗)というのはわれわれにとってなんであるのかね。
友人　法(きまり、習俗)といってもいろいろあるが、君の尋ねているのは、そのうちのどんな法のことかね。
ソクラテス　なんだって？　法と法との間に、法であるというまさにその点においてなにか相違があるのかね。なぜって、まあ、考えてごらん。ぼくがちょうど君に尋ねているのは、どういうことなのかとね。つまり、ぼくが黄金とはなんであるかと尋ねた場合とそれは同じなのだ。その場合、君がぼくに今と同じように、いったいどのような黄金のことを言っているのかと尋ねたとすれば、君の質問は当を得ていないと思うね。なぜなら、黄金と黄金との間に、また石と石との間に、少なくとも石であり、黄金である点で、なんら相違がないだろうからね。B
そのようにまた、法(きまり)と法との間には、なんら相違はないだろう、いや、むしろみな同じなのだ。つまり、それらの各〻は同じように法であって、ある法はいっそう多く法であり、ある法はいっそう少なく法であることはないのだ。そういうわけで、そのもの自体を、つまり全体として法がなんであるかをぼくは尋ねているのだ。そこで、もしそれの答えを君が持ち合わせているのなら言ってくれたまえ。
友人　それなら、法(きまり)とはきめられていること(＝一般に認められていること)でないとしたら、ほかの何かね。(1)
ソクラテス　すると言(ことば)もまた君には言われているものだと思われるのかね、あるいは視覚(見えるこ

と)というのは見られているものであり、聴覚(聴こえること)というのは聴こえているものなのかね。それとも
C 言(ことば)と、言われているものとは別なのかね、また視覚と見られているものとは別であり、さらに聴覚と聴こえているものとは別であり、したがってまた法(きまり)ときめられているものとも別であると思われるかね。そう君は思うかね、それともどう思うのかね。

友人　今となると、別だと思われる。

二

ソクラテス　すると法(きまり)はすなわち、きめられているものであるということにはならない。

友人　そう思われる。

ソクラテス　それではいったい、法(きまり)とはなんであろうか。われわれはそれをこんなふうにして考察しよう。もし誰かがわれわれに、今言われたことについて次のように尋ねたとしよう、「見られるものは視覚によ
314 って見られると君たちが言う場合、どのようなものとしての視覚によって見られるのか」と。われわれはその人に、両眼を通して事物をあきらかにするものとしての感覚によって、と答えたであろう。するとさらにその人はわれわれに次のように尋ねたとしよう、「それではどうだ、聴かれるものが、聴覚によって聴かれるのであるか

1　クセノポンの『ソクラテスの思い出』第四巻(四の一三、一九)に類例がある。そこで、ヒッピアスは「国民によってきめられた規約」という同種の定義を法に下している。

らには、どのようなものとしての聴覚によって聴かれるのか」と。われわれはその人に、耳を通して声をわれわれに明らかにするものとしての感覚によってだ、と答えたであろう。したがってそのようにまた、もしその人がわれわれに次のように尋ねたとしよう、「きめられているものは法(きまり)によってきめられるのであるから、

B

どのようなものとしての法(きまり)によってきめられるのか。それはある種の感覚によってなのか、それとも説明によってなのか、あたかも学ばれるものが、〔それらを〕説明する知識によって学ばれるように。それともそれはある種の発見によってなのか、たとえば健康や病気に関する事柄は医術によって発見され、一方、神々が意図されることは、予言者たちが言うところでは、予言術によって発見されるように、そのように発見されるものはある種の発見によって発見されるという具合に。つまりわれわれの技術は事物の発見であろうからね。そうだろう?」と。

友人　まったく。

三

ソクラテス　さて、われわれはこれらのうちで特に何が法であると答えたものかね。

友人　それは議決されたものであり、票決されたものであるようにぼくには思える。なぜって、どうして人はそのほかのものを法であると言えようか。したがって、君が尋ねているもの、つまり法は、全体的にみて国家が

C

議決したものであるということになろう。

ソクラテス　どうやら、君は法が国家の思いさだめたものであると言っているようだね。

D

友人　そうだ。

ソクラテス　そしておそらく君の言うのは適切だろう。だが、次のようにすれば、もっとよくわかるだろう。君は知者というものがあると言うかね。

友人　その通り。

ソクラテス　では、どうかね、その知者は知によって知者であるのではないか。

友人　そう。

ソクラテス　それではどうだ。正しい人々は正〔義〕によって正しいのかね。

友人　まったく。

ソクラテス　また、法にかなっている人々というのは法によって法にかなっているのではないのか。

友人　その通り。

ソクラテス　これに反し、無法者は無法によって無法者なのか。

友人　そう。

ソクラテス　また、法にかなっている人は正しい人なのか。

友人　そう。

ソクラテス　これに反し、無法者は不正な者なのか。

友人　不正な者だ。

ソクラテス　それでは正義と法は最も美しいのではないか。

E

友人 その通り。
ソクラテス これに対し、不正と無法は最も恥ずべきものかね。
友人 そう。
ソクラテス そして、一方のものは、国やその他すべてのものを保全し、他方のものは破壊し、覆すか。
友人 そう。
ソクラテス そこで、法を考えるに当っては、なにか美しいものについて考えるのと同じようにしなくてはならず、また、善いものとしてそれを求めなければならない。
友人 そうだ、そうしなければならない。
ソクラテス さて、われわれは法は国家の議決したものであると言ったのではないか。
友人 そう、言ったよ。
ソクラテス それではどうだ、議決のうち、あるものは有用であり、他のものは有害なのではないか。
友人 たしかにそうだ。
ソクラテス ところがどうだ、いやしくも法が害をなすということはなかったのだ。
友人 そうとも。
ソクラテス したがって、そう単純に法が国の議決であると答えるのは適切ではない。
友人 そう思われる。
ソクラテス したがって、有害な議決が法であるはずはありえない。

友人　たしかにそんなはずはない。

四

ソクラテス　ところが実際は、ぼく自身にすら、法は思いさだめられたもの（思いなし）であるように思えるのだ。しかし、悪い思いさだめは法ではありえないから、もしも思いさだめが法であるとすれば、有用な思いさだめがそうであるということはすでに明らかではないか。

友人　そう。

ソクラテス　しかし、有用な思いさだめ（思いなし）とはなんであるのか。思いさだめの真なるものではないのか。

友人　そう。

ソクラテス　真なる思いなしというのは、〔思われた通りに〕事実あるものの発見ではないのか。

友人　その通り。

ソクラテス　してみると法において志向されているのは事実あるもの（実在）の発見であるということになる。

友人　そうすると、ソクラテス、もし法が実在の発見であるとするならば、どうしてわれわれは同じ事柄にいつも同じ法を用いないのかね、いやしくもわれわれの見出したものが、実在（事実あるもの）だとすればだね。(1)

1　ノモス（法）の相対性とピュシス（自然）の絶対性を対立させるソフィストたちの代表的な反論。

(315)
B

ソクラテス　法の志向が実在の発見にあることに変りはないが、思うに、人間がいつも同じ法を用いるとは限らないとすれば、それは法の志向するもの、つまり実在を人間はいつも見出し得るとは限らないということだ。とはいえ、さあ、われわれは検討してみようではないか、はたしてこれからことがはっきりしてくるかどうか。すなわち、いったいわれわれはいつも同じ法を用いているのか、それとも時によって別の法を用いているのか。また、われわれすべてのものが同じ法を用いるのか、それとも、人によって別の法を用いるのか。

五

友人　いや、そんなことを知るのは、ソクラテス、難しくないよ。つまり、同じ人々がいつも同じ法を用いるわけではなくて、人によって別の法を用いているということをさ。たとえば人間を犠牲に捧げるということは、われわれの習俗や法にはなく、これは不敬ということになるが、一方カルケドン人[1]は彼らにとってこれが敬神で

C

あり法にかなったこととして人間を犠牲に捧げている。しかも、彼らのうちのあるものは、自分の息子をさえクロノス[2]に捧げるのであって、これは君もまたおそらく耳にしているであろう。また、ただ異民族の人たちだけがわれわれと違った別の法を用いているというのではなく、リュカイア[3]の同朋たちも、そしてアタマス[4]の子孫たちも、ギリシア人でありながら、どのような犠牲を捧げていることか。また、同じようにわれわれ自身ですら、死者については以前はどのような法を用いたか、君自身もまたおそらく聞いて知っているだろう。死体を運び出す

D

前に犠牲獣を殺したり、骨拾い女を呼びにやったりしたのだ。また、さらには、彼らよりもっと以前の人たちは、自分の家の中にじかに死者を葬りさえしたのである。ところで、こうしたことのうちの一つだって、われわれは

していないのである。人はこうしたことについて非常に多くの例を挙げることができるであろう。つまり、われわれはわれわれ自身の間で、また人々はお互い同士の間で、法規や習俗として認めていることが、いつも同じとは限らないという証(あかし)の場が十分あるわけである。

ソクラテス　いや、実際のところ、少しも不思議なことではないのだよ、君、たとえ君の言うことが正しく、一方、ぼくはうかつにもそれに気づかなかったとしてもだ。しかし、君が思っていることを君流に長々と話し、E ぼくもまたぼくでそうする限り、思うに、いつになっても決して話がかみ合うことはないだろう。しかし、われわれが論点を共同して検討すれば、たぶん意見が一致することになるだろう。そこで、よければぼくから答えを聞き出しながら、ぼくといっしょに共同して考えてくれたまえ。また、なんなら反対に、君が答えをする方に回ってくれてもよいが。

友人　それでは、ソクラテス、なんでも君の聞きたいと思うことにぼくが答えることにしたいと思う。

六

ソクラテス　さあ、それでは君は認めるかね、正しいことが不正であり、不正なことが正しいのかということ

1　カルタゴ人のこと。
2　天空神ウゥラノスと大地女神ガイアの子。ゼウスの父。
3　アルカディアにある都市名。ゼウスとパンの信仰中心地。
4　アカイアにあったアロス市では、アタマスの子孫を継ぐ氏族の長老は、市庁に足を入れると、ゼウス神に人身御供にされるという掟があった。アタマスが後妻のイノと共謀して自分の先妻の息子を殺害しようとした罰だというのである。ヘロドトスの『歴史』第七巻(一九七)を参照せよ。

(315)

を。それとも正しいことは正しく、不正なことは不正であるときめるかね。

316

友人　ぼくはだね、正しいことは正しく、不正なことは不正だときめるね。

ソクラテス　それはここでと同じように、みなのところでもそうきめられ、認められているのではないか。

友人　そう。

ソクラテス　ペルシアでもまたそうではないか。(1)

友人　ペルシアでもまたそうだ。

ソクラテス　いや、それだけでなく、いつもきっとそうだろうね？

友人　いつもだ。

ソクラテス　また、ここでは引き下げる力が多ければその方が重いときめられ、その力が少なければ軽いときめられているのか、それともその反対かね。

友人　いや、引く力が多ければ重く、少なければ軽いとされている。

ソクラテス　それならカルケドンにおいても、またリュカイアにおいてもそうではないか。

友人　そうだ。

B

ソクラテス　美しいものは、思うに、どこでも美しいと認められ、また醜いものは醜いときめられているのであって、醜いものが美しいとか、美しいものが醜いなどとはされないのである。

友人　その通り。

ソクラテス　すると、これを一般的に言うなら、あるものの(有、実在)はあると認められ、あらぬものはあらぬ

とされるのであって、これはわれわれにもその他のすべての人々にもそうなのではあるまいか。

友人　ぼくにはそう思える。

ソクラテス　したがって、あるもの(有、実在)を人が当て損ねるとき、その人は法にかなったものを当て損なっているのである。

七

友人　たしかに君の言う通りだ、ソクラテス、われわれにも、またほかの人々にも、いつもそれらは法にかなったものとしてあるように思える。しかし、われわれは始終、法律をあっちへ変えたりこっちへ変えたりして正

c 反対に変更している事実に思いを馳せると、僕は信じることができないのだ。

ソクラテス　おそらく君は、それらが将棋の駒のようにおき変えられているので、それらがいつも同じものなのだということに気づかないからだろう。だが、こんなふうに、ぼくといっしょにそれらをよく見てくれたまえ。君は今までに病人の健康について書かれたものを見かけたことがあるかね。

友人　あるとも。

ソクラテス　それでは、その書かれたものがなんの技術に関係するものなのか君は知っているか。

1　ヘルマンはこの一行を省略し、A1 の παρὰ πᾶσιν の前に ἐν Πέρσαις を入れて読む。しかし、ここではバーネットに従って省略せず、次の A3 Καὶ ἐν Πέρσαις を補足して読む。

友人　知っているとも、医術に、だ。

ソクラテス　では君はそれらについての専門の知識をもっている人を医者と呼ぶかね。

友人　そう。

D

ソクラテス　さて、それらの専門的知識をもっている人たちは、同じことについては同じことを認めるか、それとも人によって認めることがちがうのかね。

友人　彼らは同じことを認めると思うね。

ソクラテス　彼らが知っていることについて同じことを認めるのはギリシア人同士だけなのか、それとも異国の人だって自分たちの間でも、またギリシア人との間でも同じことを認めるのか。

友人　おそらくギリシア人も異国の人も、知っている人々が自分たちお互いの間で認めあってきめていることは同じである、というのがしごくとうぜんのことだろう。

ソクラテス　適切な答えだ。そしてさらに、いつも、いつもそうなのではないかね。

友人　そう、いつもそうだということにもなる。

八

E

ソクラテス　では、さらに医者は健康について、まさにまたこうであると彼らが認めていることを書物にしたためるのではないか。

友人　そうだ。

ソクラテス　してみると、これら医者たちが書物にしたためているのは医療にかかわりのあるもの、医療についての法律であるということになる。
友人　たしかに医療にかかわるそういうものなのだ。
ソクラテス　さて、それでは農業に関して書かれたものもまた農業についての法規なのかね。
友人　そうだ。
ソクラテス　すると園芸について書かれたもの、およびその法規は誰の手になるものかね。
友人　園芸家のだ。
ソクラテス　では、これらがわれわれの園芸に関する法規だということになる。
友人　そうだ。
ソクラテス　それらは庭園を管理する知識をもつ者の手になるものか？
友人　どうしてそうでないことがあろう。
ソクラテス　するとその園芸家なるものは、知識をもっているということになる。
友人　そう。
ソクラテス　では、料理の仕方について書かれたものやその法規[1]は誰の手になるものかね。
友人　料理人だ。

1　『ゴルギアス』518Bで、シケリアの料理法の本を書いたミタイコスのことが書かれている。

317

ソクラテス　すると、それらは料理に関する法律ということになる。

友人　そうだ、料理に関するものだ。

ソクラテス　思うに、料理の仕方を管理する知識をもっている者の手になるわけだろう。

友人　そう。

ソクラテス　そして、知識をもっているのは、人々の主張だと、その料理人だということになるかね。

友人　そう、たしかにかれらが知識をもっているのだからね。

ソクラテス　よろしい、それでは治国について書かれたものやその法規は誰の手になるものかね。国を治めることの知識をもっているものの手になるのではないか。

友人　そうだとぼくには思える。

ソクラテス　しかし、その知識をもっているのは、政治家や王のほかに誰かいるかね。(1)

友人　いや、たしかに、政治家や王がそうなのだ。

九

ソクラテス　それでは人が法と呼んでいるこれらのものは国政に関して書かれたものであり、王や立派な人たちによって書きしたためられたものである。

B

友人　君の言うのは本当だ。

ソクラテス　ところで、いやしくも知識をもっている人ならば、同じ事柄については、時によって別なふうに

書きはしないのと違うかね。

友人　書かない。

ソクラテス　また、彼らは同じことについて、あれこれと法規を別のものに変えもしないね。

友人　もちろん、変えない。

ソクラテス　したがって、もしわれわれがどこかで法規をいろいろと変える人に出会うなら、われわれはこのようなことをする人を知識ある人と言うだろうか、それとも知識のない人と言うだろうか。

友人　知識のない人と言う。

ソクラテス　そこでまた、正当なことはどんなことでも、つまり、医療にかかわるものでも、料理に関することでも、園芸に関するものでも、それは各人にとって法にかなったことであるとわれわれは言おうではないか。

友人　そう言おう。

C

ソクラテス　これに対して、正当でないことはどんなことでも、それが法にかなっているとはもはやわれわれは言わないだろう？

友人　言わないね。

ソクラテス　したがって、それは無法なこととなる。

友人　とうぜんそうなる。

1　『ポリティコス（政治家）』266Eにも政治家と王が治国の知識の所有者であると述べられてある。

ソクラテス　すると、正しいことや不正なことについて、また一般に治国や治国の方法について書かれたものにおいても、正当なのは王法であり、正当でないものは王法ではない、もっとも知識のない者にはそれが法だと思われているけれどもね。というのも、それは無法なのだから。

友人　そう。

D

ソクラテス　してみると、さきにわれわれが法はあるもの(有、実在)を発見することなのだということで意見が一致したけれども、あれは間違っていなかったわけだ。

友人　そのように見える。

一〇

ソクラテス　この問題で、なお、次のことをもまたわれわれはくわしく考察してみよう。誰が土地に種を蒔く知識をもっているのかね。

友人　農夫だ。

ソクラテス　また、農夫はそれぞれの土地に適当した種を蒔くかね。

友人　そう。

ソクラテス　してみると、農夫は種の優れた分配者であり、彼のきめる法と分配は、この分野においては間違いのない正しいものなのか。

友人　そう。

ソクラテス　また、旋律を奏でる場合、誰が楽音の優れた分配者であり、然るべき適切な分配を行なうのか[1]。そして誰のきめる法が正しいのか。

友人　笛吹きや竪琴弾きの法だ。

ソクラテス　すると、これらのことでいちばん法にかなった者、その人がいちばん上手な笛吹きである。

友人　そうだ。

E

ソクラテス　また、人間の体に栄養を分配するにいちばん優れた者は誰かね。適切な栄養を分配する人ではないか。

友人　そう。

ソクラテス　したがって、そういう人の分配と法がいちばん優れているのであって、また、これらについていちばん法にかなった人は誰でもいちばん立派な分配者ということにもなる。

友人　まったくそうだ。

ソクラテス　その人は誰かね。

友人　体育教師だ。

318

ソクラテス　この者は身体に関する限り、人間の群[2]を放牧、管理するのにいちばん力のある者かね。

1　317D9 νεῖμαι を νέμει と読む。

2　τὴν ἀνθρωπείαν ἀγέλην　これと同じ言い方は『ポリティコス(政治家)』268C, 275A などにある。τοῦ σώματος(身体に関する)を省略する学者もある(Pavlu, Souilhé)。

友人 そう。

ソクラテス また、羊の群を牧するに誰がいちばん力があるかね。その者になんという名があるのか。

友人 羊飼い。

ソクラテス すると、羊飼いのきめる法が羊にとっていちばんいいわけだ。

友人 そうだ。

ソクラテス また、牛にとっては牛飼いのきめる法が。

友人 そう。

ソクラテス ところで、人間の魂にとっては誰のきめる法がいちばんいいのかね、王のきめる法ではないか。答えてみたまえ。

友人 たしかにそのとおりだ、認めるよ。

二

B

ソクラテス そう、いい答えだ。それでは、君は言うことができるかね、古人の中で誰が笛吹きの法において優れた立法者であったか。たぶん君は考えつくまい。だが、よければぼくが君の記憶を呼びおこしてあげようか。

友人 ぜひ、そう願うよ。

ソクラテス さて、それでは、マルシュアスと彼の稚児であるプリュギア人のオリュンポス(1)がそうであると言われているかね。

友人　そのとおりだ。

ソクラテス　また、たしかにこの人たちの笛の曲はきわめて神的であり、それらの笛の曲だけが神々を必要とC　している人々(2)を感動させ、明らかにするのである。そして今日でもなお、それらだけが神的なものとして残っている。

友人　そうだ。

ソクラテス　また、昔の王たちのうち、誰が立派な立法家であったと言われ、その法規が神的なものとして今もなお残っているかね。

友人　考えつかないね。

ソクラテス　ギリシア人たちのうちでどの人たちが最も古い法を用いているか君は知らないのかね。

友人　すると君はラケダイモン人と彼らの立法家リュクルゴス(3)のことを言おうとしているのかね。

ソクラテス　いや、それはたしか、まだ三〇〇年もたっていないか、それより少しばかり古い話だろう。だが、D　それらの法規のうち最も立派なものはどこから来たのかね、知ってるか。

友人　クレテからだと言われているね。

ソクラテス　では、ギリシア人のうちで彼らが最も古い法を用いているのではないか。

1　プリュギアの笛の名手で、マルシュアスの子とも稚児とも言われている。

2　これと同じことが『饗宴』215Cで言われている。

3　伝説と歴史の中間にある人物であり、彼の実在を否定する学者もある。ヘロドトス『歴史』第一巻(六五)、プルタルコス『英雄伝』「リュクルゴス」を参照せよ。

友人　そうだ。

一二

ソクラテス　すると、誰がこれらの人々の善き王たちであったか君は知ってるかね。ゼウスとエウロペの子供たちであるミノス(1)とラダマンテュスだ、あの法は彼らのものだ。

友人　たしかにラダマンテュスは、ソクラテス、正しい人であったが、ミノスの方はなにか野蛮な、始末におえぬ、不正な人だと言われているよ。

ソクラテス　それはねえ君、アッティケの悲劇のお話だよ。

友人　なんだって？　ミノスについてそう言われていないのかね。

E

ソクラテス　事実、少なくともホメロスやヘシオドスによればそう言われていないさ。しかも彼らは悲劇作家——この人たちから君はそのようなことを聞いて話しているのだが——すべてを合わせたより、ずっと信頼できるのだ。

友人　それなら、いったいこの人たちはミノスについてなんと言っているのかね。

319

ソクラテス　では、ぼくは君に話してあげよう。多くの人々のように君もまた不敬を冒すことにならないようにね。つまり、神々や、つぎには神的な人について、言葉や行為で誤りを冒すほど、これ以上不敬なことはないし、また注意しなくてはならないこともないからだ。とにかく君が人を非難したり、あるいは賞賛したりしようとする場合、間違ったことを言わないようにいつも多大の用心をする必要があるのだ。このためにもまた、善良

な人と邪悪な人を識別することを学ばねばならない。なぜなら、神は自分自身に似ている者を誰かが非難したり、あるいは自分自身と反対の者を賞賛したりすると憤りを覚えられるからだ。そして、神に似ている人とは優れた善き人のことである。つまり、君はなにか石とか木とか鳥とか蛇が神聖で、人間はそうでないなどと考えてはいけないのだ。むしろ、優れた善き人こそがこれらすべてのうちでいちばん神聖なのであり、邪悪な人がいちばん汚れているのである。

一三

B　それではこのへんで、ミノスについてもホメロスやヘシオドスがどのように彼を賞賛しているかを話そう。人間の子である人間としての君が、ゼウスの子である英雄について言葉の上で言い間違いをしないためにね。ホメロスはクレテについて、そこにはたくさんの人が住んでおり、九〇の国があると言っているが、「それらの中に」、

――とつづけて言っている、

　大国クノソスあり
　そこではミノスが王にして
　偉大なるゼウスの

1　伝説上のクレテの王、立法者として知られ、広く海上を支配した。死後、ラダマンテュスと共に冥府の判官となる。ミノスの妃が生んだ半身半牛のミノタウロスを迷宮に幽閉し、征服したアテナイから貢物として若い男女七人ずつを徴してこれに食わせた話は有名である。

C

九年毎の　語らいの友なりき(1)

ところでこれは、ホメロスがミノスに捧げた簡略な言いまわしの賛歌である。英雄たちの誰一人に対してもホメロスはこのような賛歌を作らなかった。つまり、ゼウスが先生であり、彼のもっているその術知はまったく素晴らしいということは、そのほかのいたるところで明らかにしているが、ここでもまた同じである。というのも、ホメロスは、ミノスが九年目にゼウスと会談し、あたかもゼウスが先生であるかのように、彼から教えを受けようとその許(もと)に通ったと述べている。ところでこの名誉、つまり、ゼウスから教育を受けたということを、ホメロスは英雄たちのうち、ミノス以外の誰にも与えなかったということ、これは驚くべき賛辞である。また、オデュッセイアの第一一巻(ネキュイア)でも、ラダマンテュスではなく、ミノスが黄金の笏(しゃく)を持って裁判しているところを詩に作っている。(2) これに対して、ホメロスはここでもラダマンテュスが裁判しているようには書いていないし、また、どこにもゼウスと交際しているようにも書いていない。それゆえに、ホメロスはミノスを誰にもまして賛美していたとぼくは言うのだ。つまり、ゼウスの子供として、唯一人だけゼウスから教育を受けたということは賛辞の極みであるからだ。

D

一四

というのも、

〔ミノスは〕王にして

偉大なるゼウスの

九年毎の　語らいの友なりき

E というこの詩句は、ミノスがゼウスの腹心の友であることを示すものだからね。なぜなら、語らいとは談話であり、語らいの友とは談話における腹心の友のことだからね。事実、ミノスはゼウスの洞窟へ九年ごとに通ったが、それも一つには教えを受けるために、一つには、九年前にゼウスから学んだことを見てもらうためであった。ところが、ゼウスの語らいの友とは、飲み仲間であり、遊び相手であると解釈する人がいるが、このように解釈す 320 る人は見当違いなことを言っているという証拠として、人は次のことを挙げることができよう。つまり、ギリシア人や異国の人々を含めてたくさんの人々がいる中で、クレテ人と次にクレテ人から学んだラケダイモン人を除くと、誰も饗宴や酒の席につきものの遊びを禁じているものはいないのである。(3) しかしクレテでは、ミノスが定めたそのほかの法の中に、お互いに酩酊するまで会飲してはいけないということもその一つとしてきめられてある。しかも、彼がこれを立派なことだと認めて、これを自国民のためにも法規として定めたのだということは明 B 白である。というのも、とにかくつまらない人間のするように、ミノスたるものが、そのよしと認めたことと、その行うことはちがっていて、いやむしろその認めたこととは別であるというようなことはないだろうからね。

1　ホメロス『オデュッセイア』第一九巻一七八―一七九行。319B6 ἐννέωρος(九年毎の)の訳については、スイエに従ったが、異説もある。A・T・マレーによる同所注参照(The Loeb Classical Library)。

2　『オデュッセイア』第一一巻五六八行、また『ゴルギアス』526Dで、同じようにプラトンはこの詩句を引用している。ネキュイア(Νέκυια)は『オデュッセイア』第一一巻の別名。元来は招魂の儀式の意。

3　『法律』I. 636～637で、クノソスやラケダイモンでは、饗宴その他、これに準ずる快楽を避けるよう立法化されていることが書かれてある。プラトンはこれを非難している。

そうではなく、その交友は、ぼくが言うように、対話を通じて、徳への教育を目ざしていたのである。まさにそれゆえに、これらの法もまた彼は自国民のために定めたのである。これらの法のお陰でクレテもラケダイモンも、これらの法を用い始めて以来長い間ずっと、それらが神的であるがゆえに、幸福を享受しているのだ。

一五

C　一方、ラダマンテュスもたしかに立派な人であった。というのも、彼はミノスから教育を受けたからである。とはいえ、王の術知すべてにわたってではなく、裁判所で監督する範囲内で王の術知を手助けするだけのことを[1]教えられたのである。

そういうわけで、彼はまた立派な裁判官でもあると言われたのである。事実、ミノスは彼をその首都における法の守護者として用いたのだし、他方、そのほかのクレテの地方ではタロス[2]を用いた。つまり、タロスは青銅法と呼ばれる由来となった青銅板に書かれた法を持って、一年に三度村々を回り、そこで法を監督したのである。

D　ところで、ヘシオドスもまた、ミノスについてこれと同じようなことを言っている。つまり、彼はミノスの名を挙げて、次のように言っている。

彼は死すべき〔人間の〕王の中の王にして
ゼウスの笏を手に
いとも多くの隣人を治めたり
その同じ笏にて

もろもろの国々に王として君臨せり(3)

そして、ヘシオドスは、このゼウスの笏こそ、それを用いてクレテを正すゼウスの教育にほかならないと言っているのだ。

一六

E **友人** ではいったいどうして、ソクラテス、ミノスがなにか無教育で、始末におえぬ男だというあの評判が広まったのかね。

ソクラテス それゆえにだ、ねえ君、君も思慮があるなら、また良い評判をえたいと思う限りのほかの誰にせよ、いつだって詩人の誰一人にも憎まれないよう用心しなければね。というのも、詩人は、よく言ったり、悪く言ったりしてどっちへでも、人々の間に評判をたてる力は大きいのだ。その点でたしかにミノスは失敗したのだ、つまりこの〔アテナイという〕国と戦争をしたからだ。この国にはほかにもたくさんの知恵があるが、またあらゆ
321
る方面の詩人がいて、ほかの詩はむろんのこと、特に悲劇をつくる作家がいるのだ。この悲劇というのはこの国

1 『ポリティコス(政治家)』305Cで、裁判官の役目は、法の番人であって、王の術知を助けることだと語られている。

2 ゼウスがミノスに与えた青銅人間で、ミノスは彼に島の番を命じ、日に三度島をめぐらせた。アポロドロスの『図書館』第一巻(一二六)を見よ。

3 この引用詩句は、現存するヘシオドスの作品にはない。また、ほかのどの作品にも見当らない。ただ、プルタルコスの次の言葉は、この引用句を裏づけるものと考えられもしよう。すなわち「ミノスはいつもアッティケの劇では悪口を言われ、非難されている。そしてヘシオドスが、ミノスを王の中の王だと呼んではいるが、なにもならなかった」(プルタルコス『英雄伝』「テセウス」(一六))。

では古くからあり、これは人が考えているように、テスピスから始まったのでもなければ、またプリュニコス(1)から始まったものでもなく、もし君が注意してみる気になれば、それはこの国で非常に古くから発見されていたものだとわかるだろう。

一七

また、詩のうちで悲劇は庶民を楽しませるに最たるものであり、人心を誘導する力の最も強いものなのである。そういうわけで、われわれはミノスを悲劇の中に取り扱って、われわれがあの貢物(みつぎもの)(2)を捧げるよう強いられたお返しをしているのだ。したがってミノスはこの点で失敗したのだ、つまり、われわれの憎しみを買ったのだからね。B そういうわけで、君の質問にあるような悪評を蒙ったのだ。しかしながら、とにかく彼が立派な人であり、法にかなった人であったということ、つまり、さきほどもわれわれが言ったように優れた分配者であったということについては、彼の法が不動であるということ、そのことが最大の証拠となる。それも彼が治国について、真にあるものをうまく見出していたからこそなのだ。

友人　ぼくには、ソクラテス、君のその話はもっともだと思われる。

ソクラテス　もし、ぼくの言うことが本当なら、ミノスやラダマンテュスの国民、つまりクレテ人はいちばん古い法を用いているとは思えないかね。

友人　そう思われる。

C **ソクラテス**　したがって、あの人たちは古人のうちでいちばん優れた立法者であり、人々の牧者であり牧羊者

であった、――ホメロスもまた立派な将軍を人々の牧羊者[3]であると言っているのと同じように。

友人　まったくね。

一八

ソクラテス　さあ、それでは、友情の神ゼウスにかけて、もし誰かがわれわれにこう質問するとしよう、肉体にとって善い立法者であり牧羊者である者が、肉体に分かち与えて肉体を善くするものはなんであるかと。われわれは適切に、しかも簡単に、それは栄養と鍛練であり、前者によってまさに肉体を成長させ、後者によってそれを訓練し、頑健にするからと答えることができよう。

友人　たしかにその通りだ。

D

ソクラテス　さて、ところでこの後、彼が次のようにわれわれに質問するとしよう、ではどうだ、立派な立法者であり、牧羊者であるものが魂に分かち与えて、それを立派にするものはいったいなんだねと。なんと答えれば、われわれ自身にとってもわれわれの年齢にとっても恥とならないかね。

友人　それを言うことはもうぼくにはできないよ。

ソクラテス　だが、しかしね、われわれ両人のどちらの魂にとっても恥ずかしいことだよ、魂の善し悪しが依

1　テスピスとプリュニコスは、前六世紀の代表的悲劇詩人。

2　318D注1を参照。

3　ホメロスでは、王や王子のエピセットにしばしば用いられている。『イリアス』第一巻二六三行、第二巻八五行。『オデュッセイア』第四巻五三二行。

(321)

存しているかの魂の内部のことを知りもせず、肉体に関することやそのほかのことを考察したことが明らかにされるならばだね。

法律

——立法について——

森進一
池田美恵
加来彰俊
訳

『法律』内容目次

第一巻

第二巻

第三巻

第四巻

第 五 巻

第六巻

第七巻

第九巻

第十巻

第十一巻

第十二巻

登場人物

アテナイからの客人
クレテ人　クレイニアス
ラケダイモン人　メギロス

第一巻

624

一

アテナイからの客人　ねえ、あなた方、神さまですか、それとも誰か人間なのですか、あなた方のお国で法律制定の名誉をになっておられるのは。

クレイニアス　神さまです、あなた、それは神さまですよ、いちばん正しい言い方をすればね。わたしたちの国ではゼウスですが、この方の出身地ラケダイモン(スパルタ)では、人呼んでアポロンと言っているはずです。そうではありませんか。

メギロス　そうです。

アテナイからの客人　するとあなたは、ホメロスにならって(1)こんなふうにおっしゃるのでしょうか、ミノス(2)が、九年ごとに父ゼウスのもとを訪れて話合い、そのお言葉に従って、あなた方の国々に法律を制定したとでも。

B

クレイニアス　ええ、わたしたちのもとでは、そのように伝えられています。それにまた、ミノスの兄弟であるラダマンテュス(3)、――その名はあなた方もお聞きでしょうが――、彼は、この上なく正しい人であったと伝えられています。なんでも、わたしたちクレテ人の言うところでは、この人がそうした称賛をかちえたというのも、当時いろいろな訴訟を正しく(4)裁いたためだったということです。

625

アテナイからの客人　それはまた、いかにもゼウスの子にふさわしい、見事な名声ですね。ではお二人は、あなたにせよこの方にせよ、そのようにすぐれた法律習慣のなかで育ってこられたのですから、今日は道すがら、

B 国制と法律について話したり聞いたりして時を過ごすのも、思うに、そうまずいことではありますまい。それに、聞くところでは、クノソスからゼウスの洞窟(5)と神殿までの道のりは、どうしてなかなかのものだといいますし、なにしろこの息苦しい暑さですからね、おそらくは道々、高い樹々の間に、ひと休みする木蔭も見つかるでしょう。それに、わたしたちの年ともなれば、その木蔭でいく度かひと休みし、話にまぎらわせて互いに元気づけ、そうやって気楽にその道をすっかり終えるのも、ふさわしいことでしょう。

クレイニアス　そうですともあなた、それに先へ行けば、森のなかに、高さといい美しさといい、それこそ素

C 晴らしい糸杉がそびえていますし、また牧草地もあって、そこでわたしたちは、ひと休みしながら話をたのしむことができるでしょう。

アテナイからの客人　それは結構ですね。

1　ホメロス『オデュッセイア』第一九巻一七八—一八〇行参照。

2　ミノスはクレテの伝説的な王。ゼウスとエウロペの子で、ラダマンテュス、サルペドンの兄弟。弟ラダマンテュス(次注参照)と共に立法者として名を知られ、ミノスは九年ごとにイデ山の洞窟(下注5参照)に赴いてゼウスの教えをうけ、もって立法し善政を施したという。ヘリオスとペルセの娘パシパエがその妻で、パシパエと牡牛の間にできた怪物が、ミノタウロスである。ミノスは、このミノタウロスを養うために、アテナイに毎年七人ずつの少年少女の犠牲を捧げるように強いた(これについては、本篇 IV. 706B～C およびその注4にもふれられている)。

3　ミノス同様ゼウスとエウロペの子。ミノスの弟であるが、ときに同一視されることもある。この上ない正義の人で、クレテの伝説的立法者として知られる。ミノスと共に冥界の裁判官となる。

4　句読点はビュデ版による。

5　クノソスはクレテ島北部にある、いわゆるミノア文明時代に栄えた町。洞窟とは、ゼウス生誕の地と伝えられるクレテ島イデ山の洞窟。

クレイニアス　たしかに、そうなのですよ。だが、じっさいにこの目で見れば、それこそ、感嘆の声も大きくなろうというものです。さあでは、幸運を祈って出かけましょう。

二

アテナイからの客人　ぜひ幸運を願いたいものです。では、どうか話してください。あなた方のお国では、法律が、共同食事や体育、さらに、例のあの武器の備え(1)を制定していますが、それはどういう理由にもとづくのですか。

クレイニアス　わたしたちのやり方のことでしたら、あなた、誰にでもたやすくわかってもらえると思います。

D というのも、あなた方もご承知のように、クレテ全土の地形は、たとえばテッタリアの土地のように平地ではありません。そこで、かのテッタリア人たちは好んで馬を使いますが、わたしたちの方は駈け足を使うのです。なぜなら、こちらでは土地が平坦ではなく、むしろ駈け足訓練の方に適しているからです。で、こういう土地柄では、とうぜん、武器も軽いものを身につけ、重いものは持たずに走らねばなりません。したがって、弓矢の軽さが、この条件に向いているように思われます。

こうして、わが国のそういう習わしは、すべて戦いにそなえて準備されているわけで、わたしの見るところ、

E 立法者は、戦いに着目していっさいのことを制定していたようです。たとえば共同食事にしたところで、それを制定したというのも、おそらくは次のような事情が立法者の眼中にあったからでしょう、すなわち、誰しも出陣にあたっては、その間、状況上やむをえず、自衛のために共同食事をしなくてはならないという事情です(2)。

ここで立法者は、大衆の愚かさをとがめているように、わたしには思われるのです。というのも大衆は、誰もがすべての国に対し、生涯を通じて不断の戦いにさらされていることを、理解していないからです。そこで、もし戦時にあって、防衛上共同の食事をとり、指揮する者指揮される者の若干が、交替でその見張りに任命されなければならないのだとすれば、そのことは平和のときにも行なわれなくてはなりません。じっさい、世の多くの人びとが平和と呼んでいるものは、たんに名目だけのもので、じじつはむしろ、すべての国はすべての国を相手に、いつも宣戦布告のない戦いにまきこまれているのが、自然本来の姿なのですから。このように考えてみると、おそらくあなたにも察しがつくでしょうが、クレテの立法者は、戦いに着目することによって、公私を問わずわが国の慣習のすべてを制定したのであり、また、まさしくその見解に従って、法律をあたえてこれを守らせたのです。というのも、いやしくも国が戦いに勝たぬかぎり、財産にせよ制度にせよ、他のものはいっさい、何の役にもたたず、敗者の所有する善きもののすべては、勝者の手に落ちると、こう彼は考えたのです。

626

B

三

アテナイからの客人　あなた、さすがあなたは、なかなか見事な訓練をうけておられるだけあって、クレテの慣習をしかと洞察しておられるようですね。ですが次の点を、今すこしはっきりとおっしゃってください。あな

1　「例のあの武器の備え」とは、クレテ人の武器が、弓と矢であること。

2　クレイニアスは以上で、アテナイの客人の尋ねた三つの質問に対し、順序をずらせて、まず二番目の体育について答え、つぎに三番目の武器のことを、最後に一番目の共同食事について答えたのである。

(626)
C

た の下された、立派に治められている国家の規準ですが、あなたの言葉では、立派に治められた国とは、戦いで他国を征服できるように、組織され治められていなくてはならないようですね。そうではありませんか。

クレイニアス　まったくそのとおりです。そしてこの方も、そのまま同意見だと思います。

メギロス　ほんとうに見事でした。ラケダイモンの誰にしろ、それ以外の答えなど、どうしてできましょうか。(1)

アテナイからの客人　するとそのさい、国家と国家との関係においてならその規準は正しいが、村と村との関係においては、別のものが正しいのでしょうか。

クレイニアス　けっしてそんなことはありません。

アテナイからの客人　では、同じ規準が正しいのですね。

クレイニアス　そうです。

アテナイからの客人　ではどうでしょうか。村にある家と家の関係にも、さらに個人と個人の関係にも、やはり同じ規準があてはまるのでしょうか。

クレイニアス　同じ規準です。

D

アテナイからの客人　では、自分自身に対する自分の関係も、いわば敵対敵の関係として考えなくてはならないのでしょうか。それともここにいたっては、わたしたちはどう言ったものでしょうか。

クレイニアス　これはアテナイのお方、――いや、あなたをアッティケのお方とは呼びたくありませんので。だってあなたは、むしろかの女神(アテナ)の名で呼ばれるに値する人と、わたしには思われますからね。なにし

ろあなたは、ものの見事に議論をその根本へさかのぼらせ、いちだんとはっきりさせてくれたのですから。これであなたにも、今しがたわたしたちによって話されたことの正しさが、ずっと容易にわかっていただけるでしょう。つまり、公的に見て、万人が万人に対して敵であるように、私的にもまた、各人みずからが自分自身に対して敵である、ということなのです。

E

アテナイからの客人　これはおどろきました。どういう意味でおっしゃっているのですか。

クレイニアス　だってあなた、自分が自分に打ち勝つことが、すべての勝利の根本ともいうべき最善のことであり、自分が自分に負けるのは、最も恥ずかしく、また同時に最も悪いことだとするのは、ほかならぬ今の場合(自分の内なる戦いの場合)のことなのですよ。というのも、そうした表現は、わたしたち一人ひとりの内部に、自分自身に対する戦いがあることを、意味しているのですから。

627

アテナイからの客人　ではひとつ、その議論を逆にしてみようではありませんか。わたしたちの各人において、ある者は自分自身に勝ち、ある者は自分自身に負けているとすれば、家や村や国家も、これと同様の関係を、自分自身の内部に持っていると言うべきでしょうか、それとも言うべきではないのでしょうか。(2)

1　「ほんとうに見事でした」とは、字義通りでは「神のごとき人よ」となる。その言い方は、スパルタの習慣的な賛美の表現とも言われている。また、「ラケダイモンの誰にしろ」と言ったのは、スパルタにおいては、法律全体が、戦争における徳を目標として制定されているからである(アリストテレス『政治学』第二巻(1271b1 sqq.)参照)。

2　『国家』では、国家という大きなものの洞察を、より小なる個人の上に適用する方法がとられていたように、ここでもまた、個人の上に見られるものを国家へ移そうとしている。

クレイニアス　あなたの言われる関係とは、あるものは自分自身に勝ち、あるものは負けている、ということですね。

アテナイからの客人　そうです。

クレイニアス　そのあなたの質問もまた当をえています。そういうことは、疑いもなく大いにありうることですから。とりわけ国家においてはね。どんな国家にしても、その内部で、すぐれた人びとが大勢の劣った人びとに勝っている場合は、その国家は、自分自身に勝っていると言われるのが正しく、またその勝利ゆえに称賛をうけるのが、至当でしょう。これに対し、その事情が反対の場合には、その評価も反対になるわけです。(1)

B

アテナイからの客人　さてその場合、劣った部分がすぐれた部分に勝つ、というようなことがそもそもあるのかどうか、この問題にはひとまず触れないでおきましょう、——というのも、かなり長い議論を必要としますからね(2)——。さしあたって今、あなたの言われたことを、わたしはこう理解しています。種族もひとしく、属している国家も同じだという国民でありながら、ときには、多数の不正な者が結束し、少数ではあるが正しい者を、暴力で隷属させることがある。その不正分子が勝つ場合は、その国家は、自分自身に負けた悪しき国家と言われてとうぜんでしょうし、他方、不正分子が負ける場合には、その国家は、自分自身に勝った善き国家と言われてとうぜんだとね。

C

クレイニアス　そのように言われてみると、どうもあなた、まことに奇妙な気がします。とはいえ、事実そのとおりだと認めざるをえませんね。

四

アテナイからの客人　まあお待ちなさい。もう一度次のような点をも、よく考察してみましょう。たくさんの兄弟が、一組の夫婦の息子として、生まれてくることがあるでしょう。ところがそのうち、多数のものが不正で、少数のものが正しいとしても、べつにおどろくにはあたりませんね。

クレイニアス　むろん、おどろくにはあたりません。

アテナイからの客人　そしてまた、その邪悪な兄弟が勝てば、その家も家族全体も、自分自身に負けたと言われ、彼らが負ければ、勝ったと言われるでしょう。そういう言葉使いをさらに追求してみることは、わたしにせよあなた方にせよ、なすべきこととは思われません。なぜなら、今わたしたちが世間一般の言葉使いを考察しているのは、用語の適不適を目的としているのではなく、法律の正しさと間違いに関して、それは本来どういうものなのかを目的にしているのですからね。

D

1　この国家における事情を、個人の魂に移して考えてみることができる。すなわち、理性的部分、ロゴス的部分の支配している魂は、自分自身に勝っていると語られ、ロゴスに反する部分（欲望）の支配している魂は、自分自身に負けていると語られる。国家や村においても、すぐれた人と劣った人との関係を、この魂の場合と同じように考えることができる。

2　「勝つ」という言葉使いに曖昧さがある。「よりすぐれた者」がいつも勝つとはかぎらず、「より力の強い者」も勝つわけで、「より劣った者が勝つ」のは、むろん「すぐれた者」としてでなく、「力の強い者」としてである。この意味での曖昧さを明瞭にするには、長い議論を必要とするという意味であろう。

クレイニアス　それはもうあなた、あなたのおっしゃるとおりです。

メギロス　わたしも同意見ですが、たしかに見事でした、少なくとも今のところまではね。

アテナイからの客人　では、さらに次の点を見てみましょう。今しがた言われた兄弟たちのために、誰か裁判官が登場してくることもあるでしょうね。

クレイニアス　もちろんです。

アテナイからの客人　ところで、どちらの裁判官がよりすぐれているのでしょうか。兄弟のうち、悪い方はこれを亡ぼし、より善い方には、自分で自分を支配するように命じる裁判官でしょうか。それとも、よい方の兄弟には支配させながらも、劣った方も生かしておいた上で、すすんで前者の支配に服するようにさせる裁判官でしょうか。だがもし次のような裁判官が出てくるとすれば、その人こそ第三の、徳の点ですぐれた裁判官だと、わたしたちは言うにちがいありません。それは、不和の状態にある一家族をひきうけ、その一人をも亡き者にしないでむしろこれを和解させ(1)、以後は、彼らの上に法律を定めながら、互いに友愛を抱くように、よく見守ってやることのできる裁判官です。

E

628

クレイニアス　そういう人であれば、裁判官としても立法者としても、いちだんとすぐれていることになるでしょう。

アテナイからの客人　ところがじつは、そういう人は、戦いとは正反対のものに着目して、彼らの上に法律を制定していることになるのですよ。

クレイニアス　それはそのとおりですね。

アテナイからの客人　では、国を調和させる人はどうでしょうか。その人は、国の外部から生じてくる戦いに
B より多く着目して、国の生活を秩序づけるでしょうか、それとも、時に応じて国の内部に生じる戦い、いわゆる内乱と呼ばれているものに着目して、そうするでしょうか。その内乱こそは、誰しも、自国に生じないことをなによりも望み、もし生じた場合には、できるだけ速やかにそれからまぬかれたいと、望むものなのです。

クレイニアス　明らかに、その内乱に着目してのことです。

アテナイからの客人　そのさい、ひとは、どちらを好ましく思うでしょうか。一方の側が敗北し、もう一つの側が勝利を占めるという条件において、内乱のあとに平和がつづくことでしょうか。それとも、和解によって友
C 愛と平和が生じ、その上で、外敵に注意を向けるようにしむけられることでしょうか(2)。

クレイニアス　誰しも、自分の国に関しては、前者よりむしろ、後者のようになることを望むでしょう。

アテナイからの客人　すると、立法者もまた、そうではないでしょうか。

クレイニアス　もちろんです。

アテナイからの客人　ところで、すべて立法者というものは、最善のものを目的にして、いっさいの法令を定

1　句読点は、イングランド、ビュデ版に従う。

2　「どちらをむしろより好むか」という比較の両項が多少明瞭さを欠く。訳文のように解すれば、①内乱が、戦争をへて平和に到着することを求めるか、②内乱が、和解によって平和に到着した上で、外敵に注意を向けることを求めるか、どちらか、という対立となる。しかしイングランドの解釈によると、①戦争を通って内乱が平和に落着くことか、②和解により内乱が平和に落着くことか、そのどちらかの条件によって外敵に注意を向けるか、という意味にとろうとしている(ソーンダースはこの解釈をとる)。今はフィチーノ、アーペルト、ビュデ版の解釈によった。句読点はビュデ版による。

めているのではないでしょうか。

クレイニアス　どうしてそうでないことがありましょう。

アテナイからの客人　ところが、その最善のものとは、戦いでもなければ、内乱でもありません、――それらの手段に訴えることこそ呪われるべきです――、むしろそれは、相互の間の平和であり、かつ友誼なのです。さらに、国家が、自分で自分に勝つということにしても、思うにそれは、「最善のこと」に属していたというより、「やむをえない必然のこと」に属していたわけです。それはちょうど、たとえば身体が病気になって、医者の下剤療法をうけると、誰しもそのとき、それで身体は最善の状態にあると考え、そうした治療をいささかも必要としない身体のあることには、注意をむけないものです。それと同じように、もしひとが、国家や個人の幸福に関してもそのような考え方をして、ただもっぱら外敵との戦いにのみ目を向けていたのでは、けっして真の意味での政治家になることはできないでしょう。また正真正銘の立法者になることもできないでしょう。いやしくも彼が、戦争に関する事柄を目的として平和の事柄を立法するというより、むしろ平和を目的として、戦争に関する事柄を立法するのでないかぎりは。

D

E

五

クレイニアス　今のそのお説は、あなた、ある意味では正しいように思われます。しかし、わたしたちの制度にしても、さらにラケダイモンの制度にしても、それらが払ってきた熱意のすべてが、戦いを目的にしてはいなかったのだとすると、これはもう、わたしには驚くべきことになりますね。

629

アテナイからの客人　おそらくあなたのおっしゃるとおりかも知れません。しかし、さしあたって今わたしたちは、それらの制度を相手に、しつこく論争する必要はありません。むしろ、わたしたちもその制定者も、法律制度のことに関してはとりわけ真剣になっているのですから、穏やかな調子で彼らに質問をすればよいのです。どうかあなた方は、わたしの議論についてきてください。

さしあたってわたしたちは、テュルタイオス(1)を呼び出してみましょう。生まれはアテナイの人ですが、ここにいるメギロスのお国の市民となった人で、戦いに関しては、誰にもまして熱意をよせた人なのです。彼は次のように歌っています。いわく、

　わたしはそんな男の名をあげはしないし
　ものの数にもいれないであろう

B

たとえその男が、世に並びない金持であろうと、またかずかずの善きものを所有していようとも、――ここでテュルタイオスは、ほとんどすべての善きものを挙げているのですが――、もしその男、戦いにのぞむたびに、こよなき勇者となるにあらざれば、とね。

1　テュルタイオスは、前七世紀頃のエレゲイア詩人。一説に小アジアの人とも、また、スパルタの将軍職にあったところからスパルタ人とも言われている。しかし一般には、アテナイ人で、跛の文法教師であり、アテナイにおいても、さげすまれ不遇であったと言われている。古注によると、スパルタがメッセニア人と戦って苦境に立った第二メッセネ戦争のとき、スパルタに下った託宣が、テュルタイオスを招けばスパルタに利するところ多大であると告げた。以後テュルタイオスは、神につかれたように、武勇の徳をたたえる詩をつくり、スパルタ人を鼓舞したと伝えられる。

おそらくあなたも、この詩句はお聞きのことでしょう。こちらのメギロスの方は、その詩句に食傷しておられると思います。

メギロス まったくです。

クレイニアス その詩句なら、わたしたちのもとへだって、ラケダイモンから伝わっていますよ。

アテナイからの客人 さあそれでは、わたしたちは一緒になって、この詩人に、次のように質問してみましょう。「おおテュルタイオスよ、神にもまごう詩人よ、——まことにあなたは、知も徳もかねそなえた人に思われます。というのも、戦いにのぞんで際立った武勲の人に捧げられたあなたの賛美の仕かた、これがまた際立ったC ものなのですからね——。ところで、武勲の人を賛美するというその点では、わたしもこの人も、そしてクノソスの人であるこのクレイニアスも、思うに、もうすっかりあなたと意見が一致しているようです。しかし、はたしてわたしたちが、同じ人物をとりあげて話しているかどうか、この点は、はっきりと見定めてみたいと思います。そこで、わたしたちに答えてもらいたい。あなたもまた、わたしたち同様、戦いには二つの種類があると、明瞭に考えておられるのでしょうか。それとも、どのようにお考えでしょうか」と。この言葉に対しては、たとD えテュルタイオスよりはるかに劣った人であろうと、思うに、次のような正しい答えをしてくれるでしょう。戦いには二つの種類がある。その一つは、わたしたちすべてが内乱と呼ぶところのもの、それこそは、今しがたも言ったように、あらゆる戦いのなかで最も恐るべきものだ。これに対し、わたしたちのすべてが、戦いの今一つの種類と見なすものは、国外の、異種族との間で不和になるときに交える戦いであり、これは、さきの戦いよりはるかに穏やかなものなのだと。

クレイニアス　そのとおりです。

アテナイからの客人　「さあそれでは、あなたが、とりわけこのように一方の者をほめたたえ、他方を非難されたのは、どちらの戦士に、またどちらの戦いに、賛美の目を向けてのことなのでしょうか。おそらくは、外敵にあたる戦士(1)をほめたたえておられるのでしょう。というのもあなたは、その詩のなかでこううたっていたからです。あえて、

E

しなければ、
　血ぬられた殺りくに目を向けようとも
また　かたきの傍近くに迫って
　攻撃を加えようとも

せぬような男たちには、断じて我慢がならない」と。そこでわたしたちは、さらに、こうつづけて語ることもできるでしょう。「あなたがとくに賛美しているのは、思うに、テュルタイオスよ、異国外敵との戦いにさいして、抜群の名をはせた戦士たちでしょう」と。おそらく彼は、そのとおりだと言い、これに同意するでしょうね。

クレイニアス　もちろんです。

630

アテナイからの客人　しかしわたしたちの主張によれば、その人たちの勇敢であることは認めるにしても、かの最大の戦い（内乱）において抜群の武勇を示した人たちの方が、さらにいちだんと武勇の人なのです。わたしたた

1　629D9 πρὸς τοὺς ἐκτός は、τοὺς πρὸς τὸν ἐκτός にひとしい（シュタルバウムによる）。

(630) ちもまた、その証人として詩人を持っています。シケリア島のメガラ市民、テオグニス[1]です。彼はこう語っています、——

信頼に値する男は
その重み　金銀にも匹敵する　キュルノスよ
厄介きわまる内乱のときには

わたしたちとしては、こうした男こそ、いちだんと厄介なかの戦いにさいしては、さきの男よりはるかにすぐ B れていると主張するのです。その差はちょうど、正義、節制、思慮が勇気と一つになったとき、ただの勇気にくらべて、はるかにまさっているのと、同じ程度だと言えるでしょう。というのも、内乱にさいして信頼に足る、心のしっかりした者となるには、徳のいっさいをそなえずしては不可能なことですから。これに対し、テュルタイオスの言うかの戦いにおいては、足どりもしっかりと交戦し、いさぎよく死につこうとするものなど、傭兵のなかにすらじつに大勢います。しかしその大多数は、ごく少数の例外は別として、向こう見ずの不正な輩(やから)であり、傲慢で、ほとんどくらべるものもない無思慮な輩なのです。

C ところで、わたしたちのこの議論は、いったいどこへたどりつくのでしょう。また、そもそも何を明らかにしようとして、このように話しているのでしょうか。それはあきらかにこういうことなのです。ゼウスの教えをうけたこのクレテの国の立法者は言うまでもなく、およそ多少なりと有能な立法者ならすべて、法律の制定にさいし、つねに最大の徳以外のもの[2]にとりわけ着目することはありえない、ということです。その最大の徳こそは、テオグニスも言うように、危機にさいして信頼に値することであり、ひとはそれを、全体にわたる正義[3]と名づけ

ることもできるでしょう。これに対して、テュルタイオスがこよなく賛美していたかの徳(勇気)は、たしかに美しくはあるし、それに似つかわしい賛辞をその詩人からうけてはいるものの、しかし正当にこれをあげつらうとすれば、名誉を受けるべき序列と能力の点で、第四位に位するものとなるでしょう。 D

六

クレイニアス　これではあなた、わたしたちは、われわれクレテの立法者を、落第立法者の中に投げこんでいることになりますよ。

アテナイからの客人　あなたともあろう方が！　「わたしたちは」ではありません。むしろ「わたしたちみずからを」投げこんでいることになるのです。かりにも、リュクルゴス(4)やミノスが、とりわけ戦いに着目して、ラケダイモンやクレテの制度いっさいを定めていたなどと考えているようではね。

1　テオグニスは、前六世紀中葉のエレゲイア詩人。アテナイに近いメガラ出身の貴族。民衆と貴族の争いにまきこまれ、財産没収の上追放された。現存の千四百行近いエレゲイア調の詩には、不正への憤りを扱ったものが多い。なおここで「シケリア島のメガラ市民」とされているのは、メガラ市民によってシケリアに植民地として建てられた町「メガラ」の市民という意味なのか、メガラの市民でありながら「シケリアのメガラ」の市民権をも持っていたという意味なのか、あるいはたんにメガラの市民でありながらシケリアに移っていたという意味なのか、やや不明である。引用されている詩句は、七七―七八行。

2　630C3 ἄλλο は ἄλλοσε と読む(ハインドルフによる)。

3　徳の一部分としての正義ではなく、『国家』に見られるような、徳の総体につながる正義を意味する。

4　スパルタの伝説的建国者。なおヘロドトス『歴史』第一巻(六五)によると、スパルタ人の伝承によれば、リュクルゴスのすぐれた制度は、クレテの制度を移植したものという。

E

クレイニアス ではわたしたちは、どんなふうに言うべきだったのでしょう。

アテナイからの客人 思うに、神聖な立法[1]について話合う場合、それが真実であり、正しくもあるような仕かたで、言うべきだったのです。つまり、あなた方の立法者は、徳の一部分、それもきわめてくだらない一部分に着目して制定したのではなく、徳の全体に着目して制定していたのであり、また彼は、当時の人びとの法律を、種目に応じて考察したのですが、しかもその種目は、今日の立法者たちが考察するとき念頭に置くようなものではなかった[2]と、このように言うべきだったのです。というのも、今日の立法者は、それぞれの人がなにかの必要に迫られると、すぐにそのなにかを、考察につけ加えてゆきます。ある人は相続財産と女子相続人に関する事柄を、別の人は暴力行為に関する事柄を、また他の人びとは、それぞれそのように無数に異なったものを、つけ加えてゆくわけです。しかしわたしたちの主張によれば、法律の考察というものは、今しがたわたしたちがとったような方法で立派に[3]考察する人びとにして、よくなしうる仕事なのです。

631

そこであなたの場合にしても、法律の説明を手がけられたときの着眼点は、わたしもこれを大いに評価しています。というのも、立法者は徳を目的にして法律を定めたのだと言って、出発点を徳にもとめられたことは、正しいことだったからです。しかしながらあなたが、立法者は万事を、徳の一部分、しかもきわめて微々たる一部分に[4]関係づけて立法したと言われた点、その点に関しては、明らかにもうあなたの話は、正しいものとわたしには思われないのです。それにつづく今の話のいっさいをわたしが語ったというのも、その理由はそこにあるのでした。ではさらに、いったいどのような仕かたで、あなたがその説明をしてくださることを、またわたしはわたしでそれを聞かせてもらえることを望んでいたか、もしよろしければ、わたしの方であなたにお話ししましょう

B

か。

クレイニアス　ぜひとも。

アテナイからの客人　あなたはこのようにおっしゃるべきだったのです。「さてあなた、クレテの法律が、ギリシア人すべての間でひときわすぐれた名声をかちえているというのも、理由のないことではありません。なぜなら、その在り方が正しいからです。つまり、それを用いる人びとを幸福にするからです。というのも、それは善きもののいっさいをもたらすからです。ところで、善きものには二種類ある。人間的なものと神的なものがこれです。前者は、後者の神的な善に依存しており、したがって、もしある国家がより大なる善を享受すれば、より小なる善の方もまたこれを所有することになりますが、さもなければ、両者とも奪われるわけです。

C　さて、より小なる善には、その筆頭に健康が立ち、二番目に美しさが、三番目には、競走その他すべての身体的諸運動に役立つ強さ、そして四番目に富が位しますが、それとて盲目の富[5]ではなく、思慮の同伴者となるかぎ

1　「神聖な」のあとに「立法」(νομοθεσίας)を補う解釈に従う(リッター、アーペルトによる)。

2　イングランドの解釈に従う。すなわち、630E3 εἴδη を「法律の種目」と解し、また αὐτῶν を、E4 οἱ τῶν νῦν と対照させ、men of that time の意味にとり、それを τοὺς νόμους と一緒に読む。

3　「今しがた……ような方法で」(631A1–2 ὥσπερ.... ᾐρξάμεθα)を、「立派に……」(A1 τῶν εὖ ζητούντων)の修飾とする(シュタルバウムによる)。

4　「微々たる一部分」とは、むろん「勇気」のことであるが、630E において、「徳の一部分、それもきわめてくだらない一部分」と語られていることに照合する。

5　「盲目の富」とは、富を語るときの慣用的表現。富は「善きもの」であるが、善きものであれば、善きものの同族である善き人に向かうはずである。しかるにそれが多く悪しき人に向かうのは、盲目のためである——という意味のことが古注に見られる。

りにおいて、鋭い洞察力をそなえた富なのです。(1) これに対し、神的な善のそもそもの筆頭に立つものは、叡知(思慮)であり、二番目には、知性を伴った魂の節度ある状態、第三番目には、この両者に勇気が混ぜられるとそ D こに正義(2)が生じ、四番目に勇気が位するのです。そして、これらすべてのもの(神的な善)は、本性上、さきのもの(人間的善)より上位に位置づけられています。そうである以上、立法者もまた、そうした秩序において、これらを配置しなくてはなりません。

つぎに立法者は、市民に対するその他のいろいろな法令が以上の善に着目していること、そのうち、人間的な善は神的な善に、神的な善はすべて、その指導者たる知性に着目していること、それらを市民に勧告しておかな E くてはなりません。そして市民たちが互いに縁組みをする結婚に関しても、またそれにつづく子供の出産と養育にあたっても、その子の男女の別を問わず、また若者であると年をとりやがて老齢に及ぶとを問わず、立法者は、その敬うべきを敬い、辱しめるべきを辱しめて、彼らによく配慮を向けねばなりません。すなわち、彼らの交わ 632 りのいっさいにおいて、彼らの味わう苦痛や快楽や欲望を、またあらゆる情念(エロース)のうちでも激しい情念をよく観察監視し、法律そのものを手段として、咎むべきを咎め、たたえるべきをたたえねばならない。また、怒りや恐怖、不運ゆえに魂に生じる動揺、幸運にめぐまれてその動揺からまぬかれるさま、さらに病気や戦争や貧乏のために――またはその反対の状況のために――人びとの味わうさまざまな感情、それらすべての場合にお B いて、立法者は、人それぞれの精神状態の美しいもの美しくないものを定義し、教示しなくてはならない。つぎに立法者は、市民たちの蓄財と消費がどんな仕かたで行なわれているかを、監視しなくてはなりません。また、市民のすべてがお互いの間で、自発的あるいは強制的に行なう集会(3)や解散について、彼らがそのそれぞれを、お

互い同士どんなふうに行なっているか、またどういう場合に正不正が保たれたり欠けたりしているか、そうしたことをも、よく観察しなくてはならない。その上で、法律に従う者には名誉を分かちあたえ、従わぬ者には定められた刑を科さねばなりません。こうして最後に、国制がすべて完全にととのえられたとき、死者それぞれに対する埋葬はどのような仕かたで行なわれるべきか、また彼ら死者たちにはどのような名誉を分かちあたえるべきか[4]、それらを考察することになるのです。 C

さて法律の制定者は、これらをよく見渡したあとで、いっさいの制度のための守護者を——そのある者は叡知によって、ある者は正しい思わく[5]によって振舞うところの守護者を——据えることになるでしょう。その目的は、知性がすべての制度を統轄することによってそれらが節制と正義に従うように、けっして富や名誉心のもとに屈しないように、するためなのです[6]」

D さてあなた方、わたしとしては、以上のような仕かたであなた方に説明してもらいたいと望んでいましたし、

1　III. 697B では、「善きもの」が三つに区別されている。すなわち、①魂に関するもの、②身体に関するもの、③財産に関するもの。このうち①は、今の「神的な善」、②と③は「人間的な善」にあたる。なお、「より大なる善」と「より小なる善」は、もとより、「神的な善」と「人間的な善」をさす。

2　この場合の「正義」は、630C の「全体にわたる正義」ではなく、徳の一部分としての正義である。

3　「集会」とは、いろいろな政治的集会を意味するのであろう。「共同食事」もその一つと考えられる。

4　死者の社会的地位、功績による埋葬の仕かたの相違。

5　「正しい思わく」については、たとえば『メノン』97A sqq. 参照。

6　以上 631B からここまでの、アテナイからの客人の話は、この後に展開される『法律』の主題の、紹介的な要約と見ることもできるであろう。たとえば、結婚や埋葬のことは第四巻末尾において、結婚、出産は第六巻においてとりあげられる、というように。

今もなお、それを望んでいます。つまり、ミノスとリュクルゴスが制定し、前者はゼウスの法律、後者はピュティオス・アポロンの法律と呼ばれているもののなかには、今述べたことがらがどんなふうにとり入れられているか、そのことの説明をしてほしいのです。さらにまた、そこになんらかの配列がたもたれているにしても、その配列が、法律に精通している人にはそれとすぐにわかるが、——もっとも技術によって精通するか、一種の慣れによるかは問わぬまでも——、わたしたち門外の者にはいっこう明らかでないのはどうしてなのか、それも説明してほしいのです。[1]

七

クレイニアス　それではあなた、このあとは、どのように語るべきでしょうか。

アテナイからの客人　わたしの見るところ、もう一度出発点から出直し、わたしたちがやり始めたときのように、まず勇気を養う制度のことを、くわしく話さなくてはならないでしょうね。それにつづいて、もしお望みなら、さらに別の種類の徳を、またさらに別の種類をというように、順次に調べてゆきましょう。第一のものをくわしく調べたなら、それを手本にして、それ以外のものもそれにならって話合いながら、この道すがらのなぐさみにしようではありませんか。そして徳のいっさいを扱ったあとで、もし神のお望みがあれば、わたしたちがこれまで話してきたことの目標も、じつはかのもの(徳)にあったことを明らかにしましょう。[2]

メギロス　それはよいお言葉です。ではまず初めに、わたしたちの仲間、ゼウスのこの賛美者を吟味してみてください。[3]

E

633

アテナイからの客人　そうしてみましょう。ただし、あなたとわたしをもその吟味に含めてね。だって、この話は、わたしたちみんなに共通のものなのですから。では答えてください。(4) わたしたちの主張によると、共同食事や体育は、戦いに着目して立法者によって考え出されたというのでしたね。

メギロス　そうです。

アテナイからの客人　さらに第三、第四の工夫は何でしょうか。(5) というのも、おそらく、他の徳の諸部分についても、そのようなやり方で数え上げてゆくべきでしょうからね。もっとも、それを諸部分と呼ぶか、あるいは別の名前で呼ぶべきか、それはとにかく、その意味さえはっきりすればそれでいいわけです。

B

メギロス　第三のものとおっしゃるなら、わたしはもとより、ラケダイモン人なら誰しも、立法者は狩猟を考え出したと言うでしょう。

アテナイからの客人　では第四のもの、できれば第五のものも、言ってみようではありませんか。

メギロス　では、つづいてわたしが、第四のものをもあげてみましょう。それは、わたしたちスパルタ人の間でひろく行なわれている、苦痛に耐えるための訓練なのですが、手による互いの格闘とか、そのつど大いに殴ら

1　624A 参照。

2　「これまで話したこと」とは、631D～632D の内容。また「かのもの」は「徳」と解する（シュタルバウム、リッター、アーペルトによる）。

3　「ゼウスの賛美者」とは、むろんクレイニアスのこと。クレテの法律は、ゼウスの子ミノスによって制定されたからである。

4　ここでは両人に話しかけられているが、以下の問答では、主としてスパルタ人メギロスがしばらく答える。

5　むろん、「勇気の訓練法」の第三、第四の工夫は何か、ということである。

れながら行なわれるあの掠奪[1]などに[2]、それが見られます。さらに秘密任務（クリュプテイア）[3]と呼ばれ、忍耐にかけてはすさまじい労苦を伴うものもあります。それに従事するものは、冬は跣で歩き、寝具なしで眠り、従者を従えずに自分で自分の世話をし、昼夜の別なく全国土をわたり歩くわけです。さらにまた、あの裸の祭典（ギュムノパイディア）[4]においても、猛暑の威力と闘うのですから、わたしたちには大いなる忍耐を要します。他にもありとあらゆるものがあって、それらをいちいち述べていたのでは、おそらくきりがないでしょう。

C

アテナイからの客人　これは見事な話しぶりです、ラケダイモンのお方。ところでその勇気ですが、さあ、わたしたちはこれをどう定義したものでしょうか。ただ単純に、恐怖と苦痛に対する戦いとのみ定義したものでしょうか。それともさらに、巧みにへつらう誘惑者たる欲望や快楽に対しての戦いをも含めたものでしょうか。そのへつらいこそは、謹直を旨とする人の気概すらも、蠟のように軟化させてしまうものですが。

D

メギロス　わたしは後の方だと思います。つまり、それらいっさいに対する戦いです。

アテナイからの客人　ところで、もしさきほどの言葉がわたしたちの記憶にあるなら、このクレイニアスはこう言われましたね、国にせよ人にせよ、自分が自分に負けることがある、とね。そうではなかったでしょうか、クノソスのお方。

クレイニアス　そのとおりです。

E

アテナイからの客人　ところで、わたしたちは、苦痛に負ける者だけを「劣った」と言うのでしょうか。それともさらに、快楽に負ける者をも、そう言うのでしょうか。

クレイニアス　少なくともわたしには、むしろ快楽に負ける人の方こそ、そうだと思われます。わたしたちは

誰しも、苦痛に負ける人より、むしろ快楽に負かされる人の方を、恥ずかしい仕かたで自分自身に負けている、と言うでしょう。

634

アテナイからの客人　だとすれば、かのゼウスにつながる立法者（ミノス）や、ピュティオス・アポロンにつながる立法者（リュクルゴス）が、まさか勇気を、びっこなものとして制定したりはしなかったでしょうね。つまり、ただ左側のものに対してだけ抵抗する能力をもっていて、右側の、巧みにくすぐるもの、媚をふりまくものに対しては、抵抗できないようなものとしてね。いやむしろ、両方に抵抗できるものとしてでしょうね。

クレイニアス　少なくともわたしは、両方に抵抗できるものだと主張します。

アテナイからの客人　それでは、もう一度話をもとへ戻し、あなた方お二人の国家には、快楽の方を避けずに享受してゆく制度として、どんなものがあるのか、それを話してみようではありませんか。ちょうど苦痛の場合に、これを避けず、むしろ苦痛の真只中に人を連れこみ、強制したり、あるいは名誉を手段に説得したりしなが

1　633B8 γιγνομένων は γιγνομέναις と読む（アストによる）。

2　たとえば、プルタルコス『英雄伝』「リュクルゴス」（一七）には、スパルタの少年たちに課せられた、食料品その他の盗みの訓練のことが語られている。

3　『英雄伝』「リュクルゴス」（二八）によれば、この「秘密任務」とは、奴隷たちをひそかに殺害する使命をおびた者たちのことで、昼間は人目につかぬところに身を隠し、夜になると殺害に出かけるという。トゥキュディデス『歴史』第四巻（八〇）は、武勇を認められて自由人になった奴隷たちほぼ二千人が、誰にも分からぬ仕かたで殺されたことを伝えている。

4　「裸の祭典」とは、アポロン、アルテミスに捧げられた、一種の宗教的行事としての舞踊である。毎年夏に行なわれ、成年、青年たちで行なわれる。前六世紀頃の行事とされているが、のちにはしだいに宗教的意味を失い、酷暑に耐える忍耐力を競い合う競技になったという。

ら、その苦痛を征服させた制度のようにね。それと同じような制度が、快楽に関しては、いったいあなた方の法 B 律のどこに制定されているのですか。さあ、お話しになってください、同じ人を、苦痛に対しても快楽に対してもひとしく勇気ある者たらしめる制度、そして、勝つべきものに勝つとともに、自分自身に最も身近で、最も困難な敵にも断じて負けぬ者たらしめる制度として、いったいどのようなものが、お国にはあるのですか。

メギロス　さあそうなりますと、あなた、苦痛に抵抗するために制定された法律なら、たくさん話せたわけで C すが、快楽についての顕著で規模の大きい例を話すとなると、そううまくやれそうにありません。もっとも、規模の小さいものなら、おそらく困りはしないでしょうが。

クレイニアス　わたしの方にしたところで、クレテの法律において、そういう種類の例を、苦痛の場合のように明らかに示すことは、できないようです。

アテナイからの客人　ごもっともです、あなた方、それもべつに驚くにはあたりません。(1) だがそうとなれば、わたしたちの誰かが、真実のもの、最善のものを見つけたいばかりに、たとえお互いの祖国の法律を多少非難することがあっても、気持をそこねず、穏やかに互いの話を受け入れることにしようではありませんか。

クレイニアス　もっともなお言葉です、アテナイのお方。わたしたちはそれに従わねばなりますまい。

アテナイからの客人　それというのも、ねえクレイニアス、そんなふうに気持をそこねるのは、わたしたちほ D どの年齢ともなると、ふさわしくはありませんからね。

クレイニアス　ええ、たしかにね。

アテナイからの客人　さて、ラケダイモンやクレテの国制に対する、ひとの批判が正しいかどうかは別の話と

して、ともかくも世間の口にのぼることを伝えるとなると、あなた方お二人より、おそらくわたしの方が、ずっとやりやすいでしょう。それというのも、あなた方のお国では、じっさい法律のことはなかなか立派に整備されていますが、なかでも最も見事な法律の一つに、こういうものがあるからです。つまり、どの法律がよいかわるいかの吟味は、どんな青年にも許さず、むしろみんなが、声を一つにし口を合わせながら、いっさいの法律は、

E

神々が制定者である以上立派に制定されている、と言うようにさせています。そして、もし誰か別の意見をなすものがあっても、それに耳を傾ける者をそのまま許してはおきません。またもし誰か老人が、自国の法律に関してなにか審議する場合には、そのような議論は、青年が一人もいないところで、役人や同年輩の老人相手にするようにさせている、ということです。

クレイニアス　まことに、あなた、おっしゃるとおりです。あなたは、さながら予言者のように、当時それを

635

制定した人の意図を、それから遠く隔っている今、ぴったりと言いあて、そっくりそのまま話しておられるように思われます。

アテナイからの客人　では、今わたしたちの間には青年もいないことですし、また、わたしたち自身は老齢でもあるのですから、お互いの間だけのこととしてその法律問題を話合う分には、これという過ちをおかしていないものとして、立法者から見のがしてもらえるのではないでしょうか。

1　アテナイ、スパルタ、クレテ、いずれの法律にしても、ろくにはあたらない、という意味か。現実の法律はけっして完全なものではないのだから、おど

クレイニアス それはそうですよ。その理由からも、ためらわずにわたしたちの法律を批判してください。というのも、多少でも立派でない点を認識するのは、けっして不名誉なことではありません。むしろその言葉を、B 恨みを抱かずに好意をもって受け入れる人には、その認識から、矯正の可能性も生まれてくるのですから。

八

アテナイからの客人 そのとおりです。とはいえ、わたしは、できるかぎり確実な仕かたでよく調べてみるまでは、けっして法律への批判を口にはしないつもりです。むしろ疑問の点だけをお話しいたしましょう。というのも、わたしたちの聞き及ぶかぎりでは、ギリシア人と異国人の間で、ただあなた方のお国の立法者だけが、最大の快楽や娯楽からは遠ざかって、これを味わってはならないと命じているのです。しかもその立法者は、他方苦痛や恐怖に関しては、今しがたわたしたちが言ったように、こんなふうに考えているのですからね、ひとが子C 供の頃から、もしそれらを逃げてばかりいたのでは、いざ避けがたい労苦や恐怖や苦痛に出逢いでもすると、それこそそこで鍛えぬかれた相手から逃げまわり、やがてはその奴隷になってしまうことだろう、とね。だが、わたしは思うのですが、同じ立法者であれば、快楽に対してもまた、まさに同様の判断をもって、自分自身に対しこう言うべきだったのです、――

もしわたしたちの市民が、若いときから最大の快楽に無経験であるなら、そして、快楽にのぞんだときにそれを抑制し、どんな恥ずかしい行為も意に反しては行なわないだけの訓練を受けていないなら、彼らはやがて、快D 楽に対処する甘さゆえに、恐怖に打ち負かされる者と同じ目にあうだろう。つまり、快楽にのぞんで抑制のでき

る者や快楽にかけては熟達している者たち、——ときに根っからの悪党であるが——、そういう者たちの奴隷に、しかもさきとは別のもっと恥ずかしい仕かたで奴隷になるだろう、と。またその魂は、一面では奴隷的、他面では自由ということになって、無条件に勇敢かつ自由と呼ばれるには値しないことになるだろう、と。

さて、今言われたことで、多少ともあなた方にもっともと思われる点があるかどうか、ひとつ考えてみてください。

E

クレイニアス　お話をうかがっている分には、もっともと思われる点もあるのですが、しかし、これほどの大問題を無雑作に信じこむのは、むしろ年の若い、考えの足らぬもののすることになりそうですね。

アテナイからの客人　それはともかく、クレイニアスとラケダイモンのお方、さきに提案したもののうち、次項の話にうつるとして、——つまり、勇気のつぎに節制のことを話そうというわけですが——、その面でお国の国制には、無計画な統治をうけている国の国制にくらべ、さきの戦いについての制度同様にすぐれた点を、なにか見出すことができるのでしょうか。

636

メギロス　それを見つけるのは、そう容易なことではないでしょう。とはいえ、共同食事と体育は、それら(勇気・節制)両面の徳を目的として、なかなか巧みに考案されているように思われもしますが。

アテナイからの客人　ええ、たしかに、あなた方、国制のことでは、理論と実行の両面においてひとしく反論の余地のないものにするのは、なかなか困難なことのようですね。というのも、事情はおそらく身体の場合に似

1　635 A 6 εἰς ἅ を、「その理由から」の意味にとる(シュタルバウムによる)。

ており、ある一つの処方をある一つの身体に指示すると、その同一の処置はきまって、われわれの身体のある面には益になっても別の面には明らかに害をおよぼす、ということにならざるをえないものですが、それと似た事情があるのです。(1) たとえば、それら体育や共同食事にしても、現在他の諸点では国家に利益をあたえているにせよ、内乱を起こしやすいという点では、危険なものなのです、――ミレトス、ボイオティア、トゥリオイの若者たちが、このことを明らかにしています(2)――。加うるにその制度は、昔からのしきたりともなると、人間のみならず動物にも本来そなわっている愛欲の快楽を、駄目にしてしまっているように思われます。(3) そのことの責めは、まず第一にあなた方の国が、さらに、とりわけ体育に身を入れている国々が、負わされることになるでしょう。

B

C そして、この考察を戯れとみるべきか大真面目とみるべきかはともかく、このことはよく考えておかなくてはなりません。すなわち、女性と男性が出産のための交わりを結ぶさいにあたえられている快楽は、自然に従ったものと思われますが、男性が男性と、女性が女性と交わるときの快楽は、自然に反したものであり、それを最初に行なった人の大胆さは、快楽の節度を失っていたためのように思われるのです。だからわたしたちはみな、ガニュメデスにまつわるあの物語を捏造(ねつぞう)したのはクレテ人だと言って、彼らを非難しているのです。(4) というのもクレテ人は、自分たちの法律がゼウスに端を発していると信じこんでいましたから、そのゼウスの不利になる物語をも法律につけ加えたわけで、それは、ゼウスにあやかって、同性愛の快楽を楽しもうという目的からだったというのが、わたしたちの見方なのです。

D ともかく、その物語のことはそれぐらいにしておきましょう。ひとが法律について考察をめぐらすとき、その考察のほとんどすべては、国家の場合と個人の性格の場合とを問わず、快楽と苦痛のことで占められています。

というのも、それら快楽と苦痛は、二つの泉として、自然のまま流れるにまかされているものですが、その水を、しかるべき所から、しかるべき時に、しかるべき分量だけ汲みとる者は、国家であれ個人であれ、いや生きている者はすべて、ひとしく幸福になる。しかしそのわきまえなしに、しかるべき時にはずれてこれを汲みとる者は、幸福に反する仕かたで暮らすことになるからです。 E

九

メギロス　お話は、あなた、なかなか見事でした。じっさいそれに対して何と言うべきか、わたしたちは言葉に窮するほどです。だがそれにしても、ラケダイモンの立法者が快楽を避けるように命じているのは、少なくともわたしには正しいように思われますし、クノソスの法律に関しても、もしその気があれば、この方が援護されるでしょう。ともかく快楽に関するスパルタのしきたりは、世にも見事に制定されていると、わたしには思われ 637

1　イングランドも指摘しているように、636A6 の καθάπερ ἐν τοῖς σώμασιν は、多少落着きがわるいが、訳文のような意味にとることは不可能ではない。

2　トゥリオイにおいて内乱を起こした若い人たちが、戦争に熟練していたことは、アリストテレス『政治学』第五巻(1307ᵇ6 sqq.)で語られている。また、ボイオティアのテバイにおける反乱者が、体育場での訓練中に情報を交換し策を立てたことが、プルタルコス『ソクラテスのダイモーンについて』(594C)に語られている。

3　636B4 παλαιὸν νόμον は πάλαι ὄν νόμιμον に、B5 κατὰ φύσιν, τὰς περὶ τὰ ἀφ. ἡδ. は τὰς κατὰ φύσιν περὶ τὰ ἀφ. ἡδ. と読む(イングランドによる)。

4　ガニュメデスは、トロイア王トロスの息子で、ひときわ美しい少年であったが、ゼウスは鷲に姿をかえてこれを掠奪し、天上における饗宴で、酒の給仕をさせたという。のちこれが同性愛の口実として使われるようになった。

るのです。というのも、わたしたちの法律は、最大の快楽や倨傲やありとあらゆる愚行に、とりわけ人がおちいりやすい機会を、全国土から追放しているからです。田舎であれ町であれ、いやしくもスパルタ人の配慮が届いているところでは、酒宴はもとより、それに伴うあらゆる快楽を最大限にあおり立てるいとなみなど、あなたのお目にとまりはしないでしょう。また、酔っぱらって騒いでいる者に出あえば、誰もが直ちに最大の罰を科そうとするでしょう。ディオニュソスの祭りを口実にして[1]、その者を放免することはできないはずです。もっとも、

B　あなたのお国では、そういう連中が山車(だし)に乗っている[2]のを、かつてわたしは見かけたことがありますし、また、わたしたちの植民地タラスでも、町中が、ディオニュソスの祭りで酔っぱらっているのを、見かけたことがありました。しかしわたしたちのもとでは、そういうことはけっしてありません。

アテナイからの客人　ラケダイモンのお方、その種のことはいっさい、多少ともそこに抑制があれば、それでよしとせねばならぬことなのです。もっとも抑制がきかなくなっては、それこそ馬鹿げたことになりますが。早

C　い話、わたしの国の者なら、自己弁護をしようとして、あなたのお国の女たちの放縦[3]を指摘し、あなたに食ってかかる人もいるでしょう。じっさい、すべてその種の風習に対しては、タラスでも、わたしの国でも、またあなたの国でも、一様に次のような一つの答えがそれを弁護し、「その風習はそれでよく、べつにとがめるほどでもない」と、これを見のがしてくれるように思われます。つまりその一つの答えですが、誰しも、自国の風習の異様さに驚いている外国人に答えて、こう言うでしょう。「驚くことはありません、あなた、これがわたしたちの国の習慣なのです。おそらくあなた方のお国にも、やはりこのことで、別の習慣がおありでしょう」と。

D　しかし、ねえあなた方、わたしたちの目下の議論が問題にしているものは、立法者以外の他の人たちのことで

はなく、立法者その人の功罪なのです。だからそのためにも、酒の酔いを全体としてとりあげ、さらに話をすすめてみようではありませんか。なぜなら、その風習はけっして小さなことではなく、それについて見識をもつことは、凡庸な立法者のできることではないからです。もっともわたしの意味していることは、およそ酒を飲むか飲まないか、などということではありません。むしろ、酒の酔いそれ自身に関して、たとえばスキュティア人やペルシア人、さらにカルケドン人やケルト人やイベリア人やトラキア人など、これらはすべて好戦的な民族です E が、彼らのやり方に従うべきか、それともあなた方のやり方に従うべきか、という問題なのです。というのもあなた方の方は、お話のように完全な禁酒をしていますが、スキュティア人やトラキア人は、男女の別なく、まったく生のままの酒をやりますし、それを衣服にふりかけ、そうすることで美しく幸福な風習を営んでいるとさえ思いこんでいるのです。またペルシア人は、以上の民族よりずっと秩序を守ってはいるものの、酒に加えて、あなた方の追放している贅沢をも大いに享受しています。

638 **メギロス**　ですが、ご存知のように、(4)ひとたび武器を手にすれば、わたしたちは、彼らすべてを追い散らしますよ。

1　あるいは、「ディオニュソスの祭りといえども、しかるべき言い分けをして、彼を……」というように、「ディオニュソスの祭り」を主語にすることもできる。

2　ディオニュソスの祭典では、酔っぱらった人びとが、山車にのって行列を行ないながら、周囲の人びとに下卑た言葉を投げかける風習が、アテナイで行なわれていた。

3　スパルタの娘たちが、足や手に衣類をまとわずに、青年たちと一緒に、体育や競技を行なうことを指す。

4　638A1 メギロスの「ご存知のように」、およびA3アテナイからの客人の(次ページ一行目の)「あなたともあろうお方が」は、それぞれ、638A1 ὦ λῷστε, A3 ὦ ἄριστε の訳語。

アテナイからの客人　あなたともあろうお方が、そういうことをおっしゃってはこまります。だって敗走や追撃には、理由不明のものがこれまでにもたくさんありましたし、今後もあることでしょう。ですから、戦闘の勝敗を語ってみたところで、それをもって良風悪風の明瞭な規準とすることはできないでしょう。むしろそれは、B 多分に異論の余地を残します。なぜなら、戦えば大国は小国に勝ち、これを隷属させるのがつねですからね。だから、シュラクサイ人はかのロクリス人に勝ってはいるものの、そのロクリス人こそは、その地方で最もすぐれた法律をもっていたようですし、またアテナイ人はケオス人に勝っています。(1) 他にもそうした例を、わたしたちはたくさん見出すことができるでしょう。

そこでわたしたちとしては、風習そのものを一つ一つ話にとりあげることによって、お互いを説得するようにしてみましょう。これに対し勝敗のことは、当面の議論からはしばらくおき、しかじかの風習が美しく、しかじかの風習が美しくないのはどういう意味か、ということを話すことにしましょう。だがその初めに、いささかわたしから聞いてもらいたいことがあります。それらの風習について、その有用か否かを探究すべき、その方法のことなのです。

C **メギロス**　いったい、どんな方法を意味しておられるのですか。

一〇

アテナイからの客人　わたしの見るところ、なにかある風習の議論をする場合、その話が出るとすぐさまこれを非難したりほめたりしようと身構えている人たちすべてのやり方は、けっして適切なものとは思われません。

そういう人たちは、まるで次のような人たちと同じやり方をしているわけです。誰かが、チーズ[2]はよい食物だとほめると、ただちにそのチーズを悪く言う、しかも、その効用や使い方――どんな仕かたで、どんな人に、どういうものと一緒に、どういう状態のものを、どういう状態のときに適用すべきか――をよく聞きもしないで、ただちに悪く言うような人ですね。ところが今の議論においても、わたしたちは、それと同じことをしているように思われるのです。というのも、酒の酔いというただその言葉を聞いただけで、一方はただちにこれを非難し、他方はほめているわけで、これは、まったくもって不当なやり方だと思われます。どちらの側も、証人なり称賛者なりを引合いに出し、自説を支持するわけですが、一方は、提供する証人の数が多いという理由で、その話に権威があると主張し、他方は、戦闘では酒を飲まぬ者が勝つのをこの目で見ているからと、それを理由にもち出す。だがこの後者の説もまた、わたしたちには異論の余地があるのです。

D

E

ですから、もし他の風習についても、それぞれそうしたやり方で話をすすめてゆくとすると、それは、少なくともわたしの意には、そわぬことになるでしょう。むしろそれとは別の、わたしによいと思われるやり方で、この当面の問題、つまり酒の酔いについて話してみたいと思います。そのさいできれば、およそこの種の風習を扱

1　シュラクサイ人がロクリス人に勝ったというのは、おそらく、前三五七／六年ディオニュシオス二世が、ディオンのためにシュラクサイを追われ、母国ロクリスを占領したときのことであろう。ロクリスの善い法律とは、前六六〇年頃の、ザレウコスによって制定されたものと言われる、厳格な法律を指す。『ティマイオス』20Aにもふれられている。また、ケオス人も、その法律風習のすぐれていたことでよく知られていた。アテナイの勝利がいつのことを指すのか、不明。

2　638C5 τυρούς は τυρούς と読む（コルナリウスによる）。

う正しい方法となるものを、明らかにしたいとも思っています。というのも、そうした風習に関しては、数え切れぬほどたくさんの種族が、あなた方両国に異議を申し立て、言論の一戦をまじえてくるでしょうからね。

メギロス　それはもう、もしそういう問題の正しい探究法があれば、ためらわずに聞かなくてはなりません。

639

アテナイからの客人　では、およそ次のようなやり方で考察してみようではありませんか。いいですか、一方で山羊の飼育を、山羊という動物そのものはよい家畜だと言ってほめたたえる者がいると、他方別の者は、山羊が群れから離れ、農作地で草をはみ、害をはたらいているのを見て、これを非難するとしましょう。さらにどんな動物にせよ、その番人がいなかったり、感心できぬ番人がついていたりするのを見て、同じようにその動物を非難するとしましょう。そんな場合、わたしたちは、そういう人の非難を、多少とも正常と見なすでしょうか。

メギロス　どうして正常と見られましょう。

B

アテナイからの客人　では、航海術の知識さえわきまえておれば、船酔いをしようとしまいと、とにかくその人は、わたしたちが船にあるときの有能な支配者となるのでしょうか。それともどう言ったものでしょう。

メギロス　けっしてそんなことはありません。かりにも彼が、その技術のほかに、まさにあなたのおっしゃる病状をもっていては。

アテナイからの客人　では、軍隊の支配者はどうでしょう。たとえ彼が臆病で、危険にのぞめば恐怖という酔いで、船酔い同然の症状をおこそうとも、戦いの知識さえあれば、支配するに足る者なのでしょうか。

メギロス　どうしてどうして。

アテナイからの客人　さらにその技術もわきまえぬ上に、臆病でもあるとすれば。

メギロス　まったくの無能者ですよ、あなたが言っておられるのは。男たちを支配するどころか、女たちでもとりわけ女々しい女を支配する輩です。

C **アテナイからの客人**　では、ほんらい支配者がそなわっている集団、また支配者がそなわっておれば有益である集団、それがどんな集団であれ、そういうものがあるとして、それを称賛したり非難したりする人がいるとしましょう。その人が、支配者を得て立派な集り方をしているその集団の姿を見たことがなく、支配者がいないか、あるいは感心できぬ支配者を得て集まっている姿ばかりをいつも見てきているとすれば、どうでしょうか。いったい、そのような集団のそのような観察者が、多少とも意味のある非難や称賛をするだろうと思いますか。

メギロス　どうして思われましょうか。少なくともその観察者が、その集団の立派に行なわれている姿を、かD つて一つとして見たこともなく、またそれに加わったこともなかったとすれば。

アテナイからの客人　さて、そこでですよ。そういう集団にはたくさんの種類があるでしょうが、飲み仲間や酒宴も、その集りの一つとすることができるでしょうか。

メギロス　それはもちろんです。

アテナイからの客人　ところで、その集りの正しく行なわれている姿を見たことのある人が、そもそも誰かこれまでにあったでしょうか。もっとも、あなた方ご両人としては、いともやすやすと、「いまだかつて見たことはない」とお答えになるでしょうね、――だってそういう集りは、あなた方のお国の習慣にはないことですし、また法の認めることではないのですから――、しかしわたしは、たくさんの場所で、たくさんのものに出くわしE ていますし、その上ほとんどそのすべてを、よく吟味もしてみました。しかも、あらゆる点から見て正しく行な

われているのは、ほとんどどれ一つとして、見たことも聞いたこともありませんでした。もっとも、部分的には、とるに足らぬ点で正しく行なわれていたとしても、たいていの場合、いわばほとんどが間違っていました。

クレイニアス　その言葉は、あなた、いったいどういう意味なのですか。もうすこしはっきりとおっしゃってください。というのもわたしたちときては、あなたのお話どおり、そういったことには無経験なものですから、たとえその場に出くわしたとしても、そこで行なわれていることが正しいかどうか、おそらくすぐには認識できまいと思います。

640

アテナイからの客人　もっともなお言葉です。ではわたしが話しますから、理解するようにしてみてください。このことは、あなたもおわかりになるでしょうね。どんな行為にしても、それが会合や集会のかたちをとると、いかなる場合も、その会員各人にとって支配者のいるのが正しい、ということです。

クレイニアス　それはむろんわかりますとも。

アテナイからの客人　さらに、今しがたも言ったことですが、戦っている者の支配者は、勇敢でなくてはなりません。

クレイニアス　むろんのことです。

アテナイからの客人　ところで、勇敢な者は、臆病な者よりも、恐怖で心を乱すことがすくないものです。

B

クレイニアス　それもそのとおりです。

アテナイからの客人　そこで、もし、まったく恐れず心も乱さぬ者を、将軍として軍隊の指揮にあたらせる手段があるとすれば、わたしたちはなんとしてでも、それをやってみるのではないでしょうか。

クレイニアス　それはもう大いに。
アテナイからの客人　だが、今わたしたちが話題にしているのは、戦争で互いに敵同士として交わる軍隊を支配する者ではなく、平和のとき、友人同士となって互いに友誼をかわし合う集りを、支配すべき者なのです。
クレイニアス　そのとおりです。
C
アテナイからの客人　しかしそのような集会は、かりにもそれが酒の酔いを伴えば、混乱なしにはすまされません。そうではありませんか。
クレイニアス　むろん、そうです。いや、きっと正反対の騒ぎとなるでしょう。
アテナイからの客人　すると、彼らもまた、まず最初に、支配者を必要とするのではありませんか。
クレイニアス　しますとも。どんな場合にもましてね。
アテナイからの客人　すると、できれば騒ぎをおこさぬ人を、そうした支配者として用意すべきなのでしょうね。
クレイニアス　もちろんです。
アテナイからの客人　さらにまた、思うに、その支配者は、少なくともその集会に関して、心得のある人でなくてはなりません。なぜならその人は、現に彼らの間にある友情の保護者となるばかりか、さらになお、そのときの集会を通じて、将来いっそうの友情が生まれてくるように、配慮する人ともなるのですから。
D
クレイニアス　まったくそのとおりです。
アテナイからの客人　そうなると、素面(しらふ)で知恵のある者を、酔っている人びととの支配者に立てるべきであって、

その反対であってはならないでしょうね。というのも、酔っぱらっている連中の支配者となる者が、これも酔っぱらっているばかりか、若くて知恵がないとしたら、それでなにかとんでもない失態をやらかさずにすめば、それこそ、大いなる幸運としなくてはならないでしょう。

クレイニアス　それこそ、よほどの幸運ですね。

アテナイからの客人　すると、そうした集会が、国のなかでこの上なく正しく行なわれている場合、なお誰か、E その事自体に難色を示してこれを非難する者があるなら、おそらく彼の非難は、正当ということになるでしょう。しかしもし誰かが、この上なく誤った扱い方をされているその風習の姿を見てこれを罵るのであれば、その人は明らかに、まず第一に、その風習が正しい仕かたで行なわれているのではないということを知らずにいるのだし、第二に、何事にせよそういうふうに、素面(しらふ)の主人や支配者ぬきで行なわれる場合には、わるく見えるものだということについても、無知でいるのです。いや、それともあなたには、このことがおわかりになりませんか。舵取 641 りばかりか、その他およそ何事の支配者にせよ、その当人が酔っぱらっていたのでは、舟、戦車、軍隊を問わず、またその人の操縦にかかるものが何であろうと、そのいっさいを、彼がくつがえしてしまうということをね。

二

クレイニアス　そのことは、まことにおっしゃったとおりですよ、あなた。ですが、つづいて次のことを、わたしたちに話していただきたいのです。もしその飲酒のしきたりが正しく[1]行なわれるなら、それはわたしたちに、どのような善をもたらしてくれるのでしょうか。たとえば、今しがたもわたしたちの話に出たことですが、もし

軍隊がしかるべき指揮を得ると、それに服する者たちの上に、戦いの勝利が生じてくるでしょうが、これはささいな善ではありません。他の場合もまた同様です。では、もし酒盛りが正しい仕かたで指導をうける場合、個人あるいは国家に、どのような大きい善が生じてくるのでしょうか。B

アテナイからの客人　それなら、これはどうです？　もし一人の子供あるいは一つの歌舞団が、しかるべき仕かたで教育をうけた場合、そこからどれほどの大きな善が国家に生じるかを、わたしたちは言うことができるでしょうか。いや、そのような質問をうけた場合、わたしたちの答えはこうなるでしょう。一つの場合から国家に生じる利益は、微々たるものであろう、とね。しかしもしあなたが、一般的な言い方をして、多くの人が教育をうける場合、その教育は国家にどのような大きな利益をもたらすか、と質問されるのであれば、こう答えるのに困難はありません。善い教育をうければ、善い人間になる。そして善い人間になれば、他にもいろいろと立派な振舞いをするでしょうが、なかんずく、戦えば敵に打ち勝つことができるだろうと。C

こうして、教育は勝利をもたらしますが、しかし勝利の方は、ときに無教養をもたらすことがあります。というのも、戦いの勝利ゆえにいちだんと驕慢になり、その驕りゆえに、他の無数の悪徳にみたされた人びとは、たくさんいるのですから。その上、教育の方は、いまだかつて「カドモスの末裔のごとき結果」(2)に終ったためしはありませんが、しかし勝利の多くは、人間にとって、過去においてもそのようなものであったし、将来において

1　641A4 の ὀρθὸν は ὀρθῶς と読む（シャンツによる）。

2　「カドモスの末裔のごとき結果」とは、勝利者の方が、敗北者より、多くの損失をこうむるような勝利を意味するところの、一種の諺のごときものとなっている。テバイの祖カドモスの末裔たち（エテオクレス、ポリュネイケスたち）が互いに殺し合った故事に由来しているのであろう。

ものようなものとなるでしょう。

クレイニアス　これはこれは、あなたの話しておられることは、酒をかこんでともに閑談の時を過ごすことも、

D それが正しく行なわれるなら、教育に寄与するところじつに大である、ということのようですね。

アテナイからの客人　そのとおりです。

クレイニアス　ではつづいて、その今の話は真実であると、おっしゃれるのですか。

アテナイからの客人　それはあなた、多くの人びとが異論を申し立てているときに、「しかし真実はそのとおりである」と断言するのは、神さまの仕事です。だが、「わたしの見るところではどうか」を言わねばならないとすれば、言い惜しみをするつもりはありません。かりにもわたしたちは、今はもう、法律と国制についての議論にかかりはじめているのですからね。

クレイニアス　まさにそのことなのですよ、わたしたちが知ろうとつとめているのは。目下いろいろ論争され

E ているその事についての、あなたのご意見を知りたいのです。

アテナイからの客人　では、お互いにつとめなくてはなりませんね、あなた方の方は議論を理解するように、わたしの方はなんとかそれを明らかにするように、力を尽してね。まずはじめに、次のことを聞いていただきたい。

ギリシア人一般の見るところによれば、わたしたちの国は言論好きでおしゃべり、ラケダイモンとクレテは、

642 前者は寡言、後者は饒舌より思慮の豊かさを養っている、とされています。ですから、酒の酔いという些細なことがらをとりあげて長広舌の説明をついやし、小事に多弁の印象をあなた方にあたえはすまいか、と気にかかり

ます。ところが、酒の酔いというこの問題を、本来の正しさで扱おうとすれば、音楽・文芸の正しさをぬきにしては、明瞭なことも充分なことも、その議論で把握することはできないでしょうし、その音楽・文芸はまた、教育の全般をぬきにしては、それができないでしょう。そうなるとそれは、まことに長い議論を必要とします。そこで、どのようにしたものか、一つ考えてみてください[1]。さしあたって今は、それらのことがらに触れないでお
B
き、法律に関するなにか別の議論に移ってはどうでしょうか。

メギロス　アテナイの方よ、あなたはおそらくご存知ないのでしょうが、わたしの家は、たまたまあなたのお国の代理領事[2](プロクセノス)になっております。ところが、おそらくどの子供の場合でもそうでしょうが、自分の家がある国の代理領事だと聞かされると、まるで自国につぐ第二の祖国に対するようなその国への一種の好意が、わたしたち代理領事のどの子供にも、ごく若いときからしみこんでしまうものです。まさにわたしの場合にも、それとまったく同様のことが、生じてきました。というのは、ラケダイモン人がアテナイ人を、多少とも非
C
難したりほめたりして、「おおメギロスよ、君たちが代理領事になっている国(アテナイ)のわが国へのやり方は、よくなかったね」とか、「よかったよ」などと語ると、それをほんの子供の口から聞かされても、耳にするたびにわたしは、あなた方のお国に味方をして、お国を非難する人たちとそのために争ったもので、おかげですっかり好意をよせてしまったのです。ですから今でも、あなたのお国言葉のひびきは好ましいし、また、世間の人の

1　642A7 ποιῶμεν のあとにセミコロンを付し、B1 λόγον のあとの終止符を疑問符にかえる(ビュデ版による)。

2　或る国の代理領事(プロクセノス)とは、その国の権益代表者として、その国から来た居留民や、その国の使節その他要職者が訪れてきたとき、彼らの世話をする家柄である。一種の名誉職。

よく口にすることですが、「アテナイ人の中で立派な者なら、際立って立派だ」という言葉も、きわめて真実だと思われるのです。なぜなら、強要されてではなく、みずからの意志で立派であること、つまり、神の恵みによる

D

立派さであり(1)、本物であって断じてにせのつくりものでないのは、彼らアテナイ人だけのことなのですからね。ですから、どうかわたしのことなら、あれこれ気をつかわないで、あなたの言いたいだけのことをおっしゃってほしいと思います。

クレイニアス さらにあなた、このわたしの話も聞いてください。それを胸にした上で、あれこれ気をつかわず、言いたいだけのことをお話しください。あなたもおそらくお聞きのことと思いますが、エピメニデスというかの神のごとき人(2)は、このクノソスの生まれで、彼はもとわたしたちの家柄とつながりのある人でしたが、ペル

E

シア戦争よりさかのぼること一〇年前、神の予言にしたがってあなた方の国におもむき、神の命じた犠牲をささげました。その上また、アテナイ人がペルシアの軍勢を恐れているとき、彼はこうも語りました。「ペルシア軍は、この先一〇年間はやってこないだろう。だがやってきた場合も、その望みの何ひとつ果たさず、加えた害以上の害を身にうけて、立ち去ってゆくであろう」と。わたしたちの祖先が、あなた方の国と友交関係を結んだのは、じつはそのときのことでした(3)。それ以来、わたしの先祖ともども、このわたしまでが、あなたのお国には好

643

意をよせているのです。

アテナイからの客人 そうすると、どうやらあなた方は、聞くつもりをしてくださっているようですね。わたしの方は、むろん話す意志はととのっているのですが、じっさいやりとおすのは、そう容易なことではありません。だが努力しなくてはいけませんね。

そこで議論をすすめるために、最初にまず、教育とはそもそも何であるか、またどんな意義をもっているか、それを定義しておきましょう。というのも、わたしたちの主張では、わたしたちの着手した今の議論がやがて目的の酒神に到着する[4]には、どうしてもその教育という道を通ってゆかなくてはならないからです。

クレイニアス　それがあなたのお気に召すのなら、ぜひそうしましょう。

B

アテナイからの客人　では、そもそも教育とは何であると言うべきか、それをわたしが話してみますから、あなた方は、その話に満足ゆくかどうか、考察してみてください。

クレイニアス　どうか話してください。

1　642C8 θείᾳ μοίρᾳ のあとにコンマを付す（ビュデ版による）。なお「神の恵み」とは、『メノン』99E、『ソクラテスの弁明』22C（ここでは直接その言葉は使われていない）、『イオン』534C, 542A などにも見られるように、いくらか皮肉な意味が含められることもあるが、ここでは積極的によい意味に使われている。

2　エピメニデスは、いわゆる七賢人の一人で、伝説的、神秘的な人物。ディオゲネス・ラエルティオス（Diog. L. I. 110）によると、エピメニデスが、ペストの流行したアテナイの町を浄めたのは、第四六オリュンピア大会期となっており、それは前五九五―五九二年頃にあたるから、「ペルシア戦争の一〇年前」という記述は、矛盾することになる。神秘的な長命をとげ、一五五歳、或いは二九九歳に及んだともいう。また生前、魂を身体から離脱しえた人とも言われる。アテナイの町を浄めたことにより、アテナイ、クレテの間に友好関係を結ばせたと伝えられるが、Diog. L. I. 111 によると、アテナイの人が銀一タラントンをあたえたところ、エピメニデスはそれを拒み、クノソス、アテナイ間の友好関係を望んだという。

3　前注参照。

4　「酒神に到着する」とは、むろん酒の酔いや酒宴の問題を論じることを意味する。

二

アテナイからの客人　では話しましょう。わたしの主張によれば、なにごとにせよ、一つのことにすぐれた人物たらんとする者は、ほんの子供の頃から、そのことにそれぞれふさわしいもの（玩具）をもって遊戯をしたり真面目なことをしたりして、その練習をつまねばならないのです。たとえば、すぐれた農夫とかすぐれた建築家になろうとする者は、後者なら玩具の家を建てるなり、前者なら土に親しむなりして、遊ばなくてはなりませんし、彼ら両者を育てる者は、本物を模倣した小さな道具を、それぞれに用意してやらなくてはなりません。その上さらに、前もって学んでおくべき教課を、あらかじめ学んでおかなくてはなりません。たとえば、大工なら測定測量のことを、兵士なら乗馬のことを、遊びなり遊びに準ずることなりを通じて、あらかじめ学んでおかねばならない。また養育者は、子供の快楽や欲望を、そういう遊戯を通じ、彼らが大きくなればかかわりをもたねばならぬもの(1)へ、さし向けるようにつとめねばならない。したがって、教育とは、これを要するに、わたしたちに言わせれば、正しい養育なのです。その養育とは、子供の遊びを通じてその魂をみちびき、彼が大人になったときに充分な腕前の者とならねばならぬ仕事、その仕事に卓越することに対し、とくに強い愛着をもつようにさせるものなのです(2)。

C

D

さて、少なくともこの点までは、さきほども言ったように、私の話に満足ゆくかどうか、考えてみてください。

クレイニアス　大いに満足ですとも。

アテナイからの客人　それでは、わたしたちの意味する教育なるものを、漠然としたものに終らせないよう、気をつけてください。というのも、日頃わたしたちは、人それぞれの育ち方を非難したりほめたりする場合、誰
E
それは教育があるが、誰それは無教育だと言うものですが、時にはそういう人たちでも、小売りのあきないや舵取り、その他それに類する仕事の才覚(3)では、相当の教育をうけていることさえあるのに、それでもそのように無教育と言うものなのです。これはつまり、思うに、わたしたちの今の（教育）議論は、そうした仕事の才覚を教育と心得ている人びとには、かかわるものではない、ということなのでしょう。むしろ、徳を目ざしての子供の頃からの教育を教育と考える人びととの、教育論なのです。そのさいその徳とは、正しく支配し支配されるすべを心
644
得た、完全な市民になろうと、求め憧れる者をつくりあげるもののことです。目下の議論は、思うに、そうした意味での養育だけを選別し、ただそれだけに教育の名をあたえんとしているものなのです。これに対し、金銭や体力、その他知性も正義の心も伴わぬ他の才覚などを目標とするものは、職人的で自由人にふさわしくないもの、教育と呼ばれるにはまったく値しないものと見ているのです。

では、名称のことでわたしたちはお互いの間に食い違いの生じないようにしましょう。いな、このさきずっと今の言葉は、わたしたちの間で、意見の一致を見たものとしておいてください。すなわち、正しく教育された人
B
は、そのほとんどがすぐれた人物になるということ、および、教育こそは、最もすぐれた人びとにそなわる第一

1　原文の解釈はイングランドに従った。しかしまた、「そこに到着すれば、目的を達することになるところの」とも解されるだろう。

2　643 D3 τέλειον εἶναι のあとにコンマを付し、τῆς を τοῦ πράγματος のあとに置きかえる（リッターによる）。

3　643 E2 σφόδρα は、σοφίαν と読む（イングランドによる）。

級のよきものなのだから、いかなる場合も教育をないがしろにしてはならないということ、これがその言葉です。そして、万一教育が正道をふみはずしていても、正道に戻すことの可能なかぎりは、その仕事こそ、すべての人が生涯を通じ、力のかぎり、やらなくてはならないものなのです。[1]

クレイニアス　そのとおりです。わたしたちはあなたの説に同意します。

アテナイからの客人　さらにまたわたしたちは、さきほど、[2]こういう点にも同意しました。自分自身を支配できる人は善き人、できない人は悪しき人である、とね。

クレイニアス　おっしゃるとおりです。

アテナイからの客人　では、その点をもう一度とりあげ、いったいわたしたちの意味するところがどこにあるのか、それをもっと明瞭にしてみましょう。もし比喩を用いてそれを多少ともあなた方に明らかにできれば、どうかそれで満足してもらいたいのですが。

C

クレイニアス　とにかく話してください。

一三

アテナイからの客人　わたしたちは、わたしたち各自を、それぞれ一個人と見なしていいでしょうね。

クレイニアス　もちろんです。

アテナイからの客人　ところが、各人は自分自身の内部に、二人の相反する無思慮な忠告者をもっている、と見なしてもよいでしょうね。その二人の忠告者を、わたしたちは、快楽と苦痛と名づけていますが。

クレイニアス　そのとおりです。

アテナイからの客人　その二つにつけ加え、さらに、将来のことについての「思わく」をもっています。その「思わく」の共通の名称は「予想」ですが、個別的には、苦痛の予想は「恐怖」、その反対のもの(快楽)の予想は「大胆」と呼ばれています。ところで、さらにそれらすべてに加えて、それら快苦のどれが善くどれが悪いかに関する「思考の能力」(ロギスモス)があります。そして、もしそれが国家の「共通の意見」になると、「法律」と名づけられるのです。

D

クレイニアス　お説についてゆくのには、なかなか骨が折れますが、とにかくついてゆくものとして、つぎを話してください。

メギロス　わたしにしても、その悩みは同じですよ。

アテナイからの客人　では、今の話を、次のように考えてみましょう。わたしたち生きものはみな、神の操り人形だと考えてみるわけです。もっとも、神々の玩具としてつくられているのか、なにか真面目な意図があってつくられているのか、それは論外としてね。なぜなら、そんなことは、わたしたちに認識できることではありませんから。だが、次のことなら、わたしたちにもわかっているのです。

E

わたしたちの内部には、以上の情念が、まるで、なにか腱や紘のように置かれていて、わたしたちを引っ張り

1　「いかなる場合も」の中には、むろん「酒宴においても」という意味が含まれている。

2　たとえば、626E～627Bなど。

まわし、しかもそれらが互いに対立しているものですから、相反する行為へと互いに引っ張り合う、ということです。じつにそこが、徳と悪徳との明瞭な分かれ目になるのです。というのも、この議論の語るところによれば、各人はつねに、引く力のなかの、或る一つのものに従い、いかなる場合もそれから離れぬようにしながら、他の多くの腱に抵抗しなくてはならないのです。そしてその一つの引く力こそは、思考の能力(ロギスモス)という、黄金でつくられた神聖な導きであり、国家の場合には、「共通の法律」と呼ばれるものなのです。これに対し、他の多くの引く力は、硬質で、鉄よりできていて、ありとあらゆる形態をとっています。しかし、さきの一つの導きは、なにぶんにも黄金でできているため、しなやかなのです。そこで、法律という、最高に見事なこの導きに対しては、ひとはつねに協力しなくてはならない。というのも、思考の能力は、見事なものではあっても、反面優しく、力を用いて強要してくるものではありませんから、その黄金の種族が、わたしたちの内部で他の種族に打ち勝つためには、その思考の導きを助ける補助者が必要となるのです(1)。

645

さて、このように見てみれば、わたしたちを操り人形に見たてた、徳に関するお伽話(2)も、それなりの意味をもつことになるでしょう。また、自分自身に勝つとか負けるとかいうことが何を意味するかということも、ある意味で、いっそう明らかになるでしょう。さらに国家と個人についても、一方、個人は、この引く力についてのまことの理(ことわり)をわが内におさめ、その理に従って暮らすべきであり、他方、国家は、その理を、神からうけとるか、あるいはその見識をもつ者からうけとるなりして、それを法律に定めた上で、自国他国と折り合ってゆかねばならないということも、また明らかになると思います。

B

そして、このように考えれば、悪徳と徳の区別も、いっそうはっきり識別されることになるでしょう。その区

C 別が明らかになれば、教育その他の諸制度のことも、おそらくもっとはっきりしてくるでしょうし、とりわけまた、酒をかこんで閑談の時を過ごす意味も、明らかになると思うのです。この酒の問題は、些細なことなのに、余りにも長い言葉がついやされたような印象をあたえたかも知れませんが、しかしその長さに値しなくもないことが、おそらく明らかになると思うのです。

クレイニアス　おっしゃるとおりです。この閑談に値することなら何であれ、最後までやりとげようではありませんか。

一四

D **アテナイからの客人**　では答えてください。その操り人形を酔っぱらわせると、わたしたちは、その人形を、どんな状態にさせるでしょうか。

クレイニアス　いったいなんの目的があって、繰り返しそんなことをお尋ねになるのですか。

アテナイからの客人　べつにこれという目的はありません。ごく一般的に、もしこの操り人形が酔っぱらうと、

1　以上の黄金と鉄の比喩は、ヘシオドスのいわゆる「五つの時代」のミュートスと、無関係のものではないであろう。なお、この「補助者」とは、『国家』Ⅳ. 441A～442Cなどで語られている「気概の部分」にあたると思われる。

2　645B1-2の「徳に関するお伽話」(ὁ μῦθος ἀρετῆς)という訳語については、シュタルバウムの解釈によった。リッターは、「徳の」という属格を目的の属格に解し、「徳のすすめ」の意味にとる。イングランドは主格の意味をもつ属格として、「徳が行なう説得的な比喩」（人間を操り人形になぞらえたこと）と解している。

その結果どんなことが生じるか、と尋ねているのです。だが、もうすこしはっきり、わたしの意図するところを話してみましょう。わたしが尋ねているのは、こういうことなのです。そもそも酒を飲むことは、快楽や苦痛、憤怒や愛欲を、いっそうはげしくするのでしょうね。

クレイニアス それは大いに。

E

アテナイからの客人 これに対し、感覚や記憶や思わくや思慮の面では、どうでしょうか。同じくそれらを、いっそう強度にしてくれるでしょうか。それとも、もしひとがすっかり酔っぱらってしまうと、それらはその人から、まったく去ってしまうのでしょうか。

クレイニアス そう、まったく去ってしまいます。

アテナイからの客人 そうするとその人は、魂の状態において、幼い子供の頃と同様になるのではないでしょうか。

クレイニアス そのとおりです。

アテナイからの客人 するとそのときその人は、自分で自分を抑制することが、きわめて困難となるでしょう。

クレイニアス ええ、きわめて。

646

アテナイからの客人 そうなると、わたしたちの主張によれば(1)、そんな人の状態は、いちばん感心できないものですね。

クレイニアス ええ、大いに。

アテナイからの客人 そうするとどうやら、「再び子供にもどる」というのは、年寄りばかりか、酔っぱらい

もまたそうなるのですね。

クレイニアス　なかなか話がお上手ですよ、あなた。

アテナイからの客人　では、このしきたりには馴染むべきであっても、あるかぎりの力でこれを避けたりすべきではないと、そうわたしたちに説得してくれるような説が、そもそもあるでしょうか。

クレイニアス　どうやら、ありそうですね。だって、少なくともあなたの主張がそうですし、今しがたもあなたは、それを話すおつもりだったのですから。(2)

B

アテナイからの客人　これは見事におぼえていてくださった。今でもわたしはそれを話すつもりです。だってお二人とも、心から聞きたいとおっしゃっているのですから。

クレイニアス　聞かずにいられるものですか。ほかの理由はともかく、なんとも驚くべき奇妙な話なんですからね。だって、かりにも人間がですよ、この上ない悪習のなかへ、それもみずから進んでわが身を投げこむべきだというのですからね。

アテナイからの客人　悪習とおっしゃるのは、魂についてのことですね。そうではありませんか。

クレイニアス　そうです。

1　644B参照。

2　「今しがたも」というのは、たとえば633D sqq. において、アテナイからの客人は、クレテとラケダイモンの法律をとりあげ、それが苦痛に打ち勝つことを目的としているのに、快楽はひたすらこれを避けるようにしている点を批判している。また641A～Dにおいても、酒宴には教育的効果のあることが語られている。

(646)
C

アテナイからの客人　では、これはどうですか。ねえ、あなた、肉体の劣悪さ、たとえば、痩せていることや醜いことや無力なことのなかへ、わが身を投げこむというのは。もしそういった状態へ、ひとがみずから進んでおもむくとすれば、わたしたちは奇怪に思うでしょうね。

クレイニアス　あたりまえです。

アテナイからの客人　では、どうでしょう。薬を飲む目的で、みずからすすんで診療所へ出かけるような人は、これを知らずにいると思いますか、つまり、間なしに、しかも何日もつづいて、その後の肉体の状態が、もし生涯そんな有様のままならそれこそ生きていたくもないと思うほどの状態になる、ということをね。いや、もしひとが体育場へ身体の訓練に出かければ、その当座は体力の衰えることを、わたしたちは知らずにいるのでしょうか。

クレイニアス　そんなことならすべて、わたしたちはよく承知していますよ。

アテナイからの客人　さらに、このこともよく知っていますね、彼らがみずからすすんで出かけるのは、そのつらさのあとにやってくる利益のためであることも。

D

クレイニアス　よく知っています。

アテナイからの客人　そうすると、他のしきたりについても、わたしたちは同様に考えるべきではありませんか。

クレイニアス　まことに。

アテナイからの客人　では、酒をかこんで閑談の時を過ごすことについてもまた、わたしたちは同様の考えをしなくてはなりません。少なくともそのことが、そうしたしきたりの一つと見られて、(1)それで正しいとすれば。

クレイニアス　むろん、同様に考えるべきでしょうね。

アテナイからの客人　そうなると、もしそこに、いまの肉体の場合に劣らぬ利益のあることが明らかになれば、それは、そもそもの出発点において、肉体的訓練よりもまさっていることになるでしょう。なぜなら、肉体的訓練には苦痛が伴いますが、これには伴わないのですから。

E

クレイニアス　おっしゃるとおりです。だが、もし酒宴に、そんな利益でも認められれば、それこそ驚きですね。

アテナイからの客人　どうやらとうとう、このへんでわたしたちは、その問題を話すべく努めなくてはならないようですね。では答えてください。わたしたちは、ほぼ相反する二種類の恐怖を認めることができるでしょうか。

クレイニアス　いったい、どのような種類でしょう。

アテナイからの客人　こういう種類です。一方では、悪いことが起こりそうだと予想すると、わたしたちはそれへの恐怖を抱くでしょう。

クレイニアス　そのとおり。

647

アテナイからの客人　さらに他方、わたしたちは、なにか立派でないことを行なったり言ったりすれば、悪評をこうむると思い、世評を恐れることがしばしばあります。この恐怖こそ、少なくともわたしたちは、いや、思

1　「そうしたしきたり」とは、むろん、一時的には損失であっても、将来の利益をもたらすようなしきたりのこと。

うにすべての人も、羞恥と呼んでいるものです。

クレイニアス　たしかにそのとおりです。

アテナイからの客人　わたしが二つの恐怖と言ったのは、これらなのです。そのうち後者(羞恥心)は、苦痛その他いろいろの恐怖に抵抗するとともに、また最大の快楽のほとんどに抵抗します。(1)

クレイニアス　まことにおっしゃるとおりです。

アテナイからの客人　したがって、立法者であれその他誰であれ、多少とも見どころのある者なら誰しも、その恐怖を「慎み」と呼び、これを最大の尊敬をもって貴ぶのではないでしょうか。またこれと反対の大胆さを、「慎みのなさ」と呼び、公私を問わず、万人にとっての最大の悪と見なすのではないでしょうか。

B

クレイニアス　おっしゃるとおりです。

アテナイからの客人　そうするとその恐怖は、一般に多くの大事にさいして、わたしたちを救ってくれることはもとより、なかんずく戦いの勝利と安全をもたらしてくれる点では、ほかのどんなものを一つ一つこれと比べてみても、これにまさるものはないのではありませんか。というのも、思うに、勝利をもたらしてくれるものは二つ、敵を前にしての大胆さと、味方の間で不名誉な恥辱をこうむることへの恐怖が、それなのですから。

クレイニアス　そのとおりです。

アテナイからの客人　そうなると、わたしたちはみな、恐れない者にも恐れる者にもならなくてはなりません。

C

それぞれの理由がどこにあるのか、それはすでにくわしく話しました。

クレイニアス　たしかに。

アテナイからの客人　さらにまた、各人を、さまざまの恐怖からまぬかれた「恐れない者」に仕上げようと望む場合、わたしたちは、法律の助けをかりて彼を恐怖へ導き、もってそのような者たらしめます。

クレイニアス　あきらかにそうします。

アテナイからの客人　では、他方、いましめの助けをかりて、誰かを「恐れる者」にしようとする場合は、どうでしょうか。わたしたちは彼を、破廉恥と戦わせてこれへの抵抗力をつけ、もって彼みずからの快楽と戦う場合にも、勝利を得るようにさせなくてはならないのではないでしょうか。いや、一方、ひとが、勇気にかけて完璧なものとなるには、自分のなかにある臆病と戦ってそれを征服しなくてはならず、もしその意味での戦いを経験することも、それで鍛えられることもなければ、おそらくは誰しも、自分の持っている能力の半分も、その徳に達することはできないでしょう。それなのに他方、充分に節制をわきまえた者となるのには、そうしたことを必要とはしないのでしょうか。つまり遊びであれ真面目な仕事であれ、また言論をもってすると、行為、技術によるとを問わず、破廉恥なことや不正なことをするようにすすめるたくさんの快楽や欲望と戦い、これを征服することなしに、いなむしろ、そういう経験の何ひとつをも身につけることなしに、節制をわきまえた者となれるのでしょうか。

D

クレイニアス　いや、それは道理にあわないでしょう。

1　羞恥心が、身体の苦痛や快楽に抵抗するというのは、羞恥心あるがゆえに、身体の苦痛に負けることを恥じてこれに耐えること。同様に快楽の誘惑にも抵抗できること。

一五

E
アテナイからの客人　ではどうでしょう。そもそも人間に、恐怖を起こす薬を授けた神がいるでしょうか。ひとがその薬を飲もうとすればするほど、その一服ごとに、ますます自分が不幸になるように考え、わが身の現在
648
未来のすべてに対して恐怖をいだくようになり、最も勇気のある人間ですら、ついにはありとあらゆる恐れにとざされる、だがいったんその飲物から解放されて悪夢から覚めると、いつでも再び元の自分に戻る、というような薬です。

クレイニアス　いったいあなた、およそこの人の世に、そんな飲物があるなどと、どうして言うことができましょう。

アテナイからの客人　ありませんね。しかし、かりに、もしどこかにあれば、勇気促進のため、立法者にはきっと役に立ったことでしょうね。たとえば、その飲物をめぐって、こんな話を立法者とまじえることだって、充分ありえたでしょう。「さあ、立法者よ、あなたの行なう立法がクレテ人に対してであれ、別の人びとに対して
B
であれ、まず第一に、市民の勇気と臆病に関するテストを行なうことができれば、それを歓迎したいと思われるでしょうね」と。

クレイニアス　おそらくどんな立法者でも、明らかに肯定するでしょう。

アテナイからの客人　「ではどうでしょう。安全で大きな危険を伴わないものを歓迎しますか、それとも、危険を伴うものを歓迎しますか」

クレイニアス　その点についてもまた、誰しも「安全に」ということに同意するでしょう。

アテナイからの客人　「そこであなたはその飲物を用い、彼らを恐怖のなかへ導き、その状態において彼らを
C　いろいろと吟味し、その結果彼らが、恐怖なき者とならざるをえないようにされることでしょうね。すすめたりいましめたり、たたえたりする一方、万事においてあなたに従わず、あなたの指示どおりの人間になろうとしない者は、これをはずかしめたりもされるでしょう。また、立派にかつ勇敢に鍛錬をうけた者は罰しないで去らせるが、それが立派でない者には罰を科す、というようにされるのでしょうね。いやそれとも、ぜんぜんその飲物を用いようとはされないでしょうか、たとえその飲物に、他にこれといって咎める点がないとしても」

クレイニアス　どうして彼がそれを用いずにいることがありましょう、あなた。

アテナイからの客人　それというのも、あなた、この訓練は、今日のものにくらべて、驚くほどかんたんだか
D　らでしょう。一人で行なうにせよ少人数で行なうにせよ、またはときに応じ、任意の人数で行なうにしてもね。その点、かりにある人が、羞恥心を重視するところから、その訓練に成功するまでは人目に立たない方がよいと考えて、こっそりただ一人で、恐怖に対して自分を鍛えるとすれば、それも賢明なやり方でしょう——その場合、無数のわずらわしいものは避けて、ただその飲物だけを用意するとしてのことですが(1)——。あるいはまた、素質と訓練から、もう立派に準備ができたという自信で、臆せずにもっと多くの飲み仲間と一緒になって鍛え、その

1　「その場合……のことですが」(648D3–4 πῶμα μόνον ἀντι μυρίων πραγμάτων παρασκευαζόμενος)を、「賢明なやり方でしょう」(D4–5 ὀρθῶς ἄν τι πράττοι)にかかる条件を意味するものととる。したがって、D4 παρασκευαζόμενος のあとのコンマを削る(イングランドによる)。

(648) E

飲物にはつきものの、人を変える力に負けずに打ち勝つ姿を誇示するとすれば、それもまた賢明なやり方でしょう。そういう人なら、やがて徳のおかげで、見苦しい失敗は一つもなさず、人がかわってしまうこともなく、また、どんな人もその飲物には負けてしまうのを恐れて、最後の一服にうつる前に、立去ってゆくでしょう。

クレイニアス そうするでしょうね、だってあなた、いくら自信のある人でも、そのように〔最後の一服をさける用心を〕(1)するのが、賢明ですからね。

649

アテナイからの客人 そこで、もう一度立法者に向かって、次のように言ってみようではありませんか。「それはそれとして、立法者よ、このように恐怖をつくる薬は、どうやら神もこれを人間にあたえられなかったし、わたしたち自身にも、その工夫はついていません、——いかさま師は、仲間とは見なしませんから——、だが反対に、恐れを感じなくなり、大胆であってはならぬことにまで、度外れに、時もわきまえず大胆になること、そういうふうにする飲物ならあるでしょうか。それとも、どう言ったものでしょう」

クレイニアス 「ある」とおそらく彼は肯定するでしょう、酒がそれだと言いながら。

アテナイからの客人 その飲物こそは、今言われたものと反対の作用をもっているのではありませんか。第一

B

に、それを飲むや、たちまちその人を、以前の自分より愉快にし、飲めば飲むほどに、たくさんのおめでたい希望や、思わくだけの能力で、一杯にしてしまうのではありませんか。そういう人は、おしまいに、賢者になったつもりですっかりおしゃべりになり、無邪気になり、まったくの怖さ知らずになり、やがてなにはばかることなく、言いも行ないもするようになるのではありませんか。思うに、誰しも、この点ではわたしたちに同意してくれるでしょう。

クレイニアス　たしかに。

一六

アテナイからの客人　そこで、思い出しておきたいのですが、わたしたちの主張によると、[2] わたしたちの魂の内部には、気づかってやるべき要素が二つありました。一つは、わたしたちができるかぎり大胆になるためのもの、他方は反対に、できるかぎり恐れるものとなるためのものでした。

C

クレイニアス　後者は思うに、慎みの仕事とおっしゃったものでしょう。

アテナイからの客人　よくご記憶です。ところで、勇敢であることや恐れを感じないことが、恐怖の真只中で訓練されねばならないとすれば、その反対のものは、反対の状態のなかで[3]養成されねばならないだろうと、考えなくてはなりません。

クレイニアス　それが道理にかなっていますね。

アテナイからの客人　そうすると、おのずからひとがそこではとりわけ大胆不敵になるような、そういう状態がありますが、そういうなかで、その練習はなされねばならないようですね。破廉恥や大胆さには断じて染まらぬ練習、思い上がりから、何であれ恥ずべきことを言ったり身にうけたり行なったりはしないかと、つねに恐れ

D

1　〔　〕の中は、イングランドの解釈により補う。
2　647A〜B参照。
3　「反対のものは、反対の状態のなかで」とは、「恥を怖れる気持」は「大胆不敵になる自信過剰のなかで」という意味。

を抱くための練習です。

クレイニアス　そのようですね。

アテナイからの客人　ところで、次のようなものはみな、わたしたちを、大胆不敵にするものではありませんか。憤怒、愛欲、驕慢、無知、貪欲、臆病、さらにまた、富、美貌、強力、その他、快楽によって陶酔させ、錯乱状態におとしいれるいっさいのものです。そこで、一方では、これらの状態の、安上りで比較的無害なテストを行なうという目的、同時に他方では、その訓練をもかねる、という目的からすれば、酒をかこんでの戯れながらのテスト、――むろん、多少の用心をもって行なわれるとしての話ですが――、そのテスト以外に、それより

E

もずっと適切なものとして、いったいどんな快楽をあげることができるでしょうか。だって、まあ考えてみましょう。気むずかしく粗野な魂からは、無数の不正が生じるものですが、そういう魂であるかどうかのテストをし

650

てみるのに、その相手となんらかの契約を結び危険をおかしてみるのと、ディオニュソス祭の機会を利用してつきあってみるのと、どちらがより危ないやり方でしょうか。あるいは、愛欲に負けやすい魂であるかどうかのテストをするために、自分の娘や息子や妻をゆだね、そうやって最愛の者を危険にさらした上で、その魂の性格を観察してみるでしょうか。(1) いやじっさい、これという致命的な出費をするでもなく、戯れながら観察する方が、

B

いかにまさっているかということは、そういう例をどれほどひとがあげて論じてみても、とても追っつかないぐらいでしょう。したがってまた、このことに関しては、クレテ人にせよ、他国の誰にせよ、まさに次の点についてだけは、異論を唱えはしないだろうと考えます。つまり、その〔酒による〕テストは、お互いを試す適当なテストであって、その費用の手軽さ、安全さ、速やかさにおいて、他のテストよりもずっとまさっているという点で

す。

クレイニアス　まことにそのとおりです。

アテナイからの客人　そうなると、魂の性質や状態を認識するというまさにこの行事(酒宴)は、魂に関することの世話をしなくてはならぬあの技術にとって、最も有用なものの一つとなるでしょう。その世話は、わたしたちの主張によれば、政治術の仕事だと思われます。そうではありませんか。

クレイニアス　まったくそのとおりです。

1　650A4 κινδυνεύσαντες は、κινδυνεύσαντα と読む(ベッカーによる)。ただし意味の上では大差はない。なお、この文章は繰り返しを避けての省略文で、たとえば次のような補いを考えてみることができる(シュタルバウムによる)。「……最愛の者を危険にさらして魂の性格を観察するのと、酒をかこんで戯れながら、危険をおかさずに観察するのと、どちらがより危険であろうか」。あるいはまた、「……危険をおかした上で、その魂の性格を観察してみるだろうか、それとも、ディオニュソス祭の機会にその人とつき合ってみた上で、そうしてみるだろうか」としてみることもできる。だがこうした補いを考えずに、原文をそのまま読んでも(訳文)、意味は明瞭である。なお650A2の θεωρία は ἑορτή とほぼ同義とする(シュタルバウムによる)。

第二巻

一

652 **アテナイからの客人** さて、当面の問題[1]について、つぎに考察しなくてはならないのは、思うに、酒をかこむ会合が、わたしたちの天性のほどを見抜くという、ただそれだけの利点をもっているのか、それとも、その酒をかこむ会合が正しくとり行なわれた場合には、そこにはずいぶんと真剣になって考えるに値する、なにか大いなる利益がふくまれているのか、ということなのです。さて、わたしたちはどう答えたものでしょうか。ふくまれている――と、おそらくこの議論は意味しようとしているようです。では、どこに、どのような仕かたでふくま

B れているのか、わたしたちは、議論にまどわされないように注意しながら、この点に耳を傾けてみようではありませんか。

クレイニアス では、話してください。

アテナイからの客人 そこで、わたしが今一度思い出しておきたいことは、わたしたちの言う正しい教育とは、そもそも何であるか、ということです[2]。それというのも、今のわたしの見当では、酒の会合というこのしきたりが立派に立て直されるとき、そこに、教育の救済も見られると思うからなのです。

クレイニアス これは容易ならぬ発言ですね。

653 **アテナイからの客人** わたしの意見は、つまりこうなのです。子供たちが幼年期にもつ最初の感覚は、快楽と苦痛ですが、徳と悪徳が初めて魂にそなわってくるのは、その快苦においてなのです。これに対し、叡知とか、

しっかりした真実の思わくなどは、せめて老年においてなりとひとにそなわれば、もって幸運とすべきものなのです。というのも[3]、それらのものや、そこにふくまれている善きもののすべてを身につけた人こそ、完全なる人なのですから。したがって、わたしの意見によれば、子供たちの身に最初に徳のそなわることが、教育なのです。つまり快楽と愛、苦痛と憎悪が、まだ理知による把握のできない者の魂に、正しい仕かたで植えつけられるならば、そしてまた、理知による把握ができるようになったとき、それら快苦愛憎が、適当な習慣のもとで立派にしつけられ、それによって[4]その理知と協調するようになるならば、その両者の協調全体が、すなわち徳なのです。これに対し、その協調のうちでも、快楽と苦痛に関して正しくしつけられて、人生の初めから生涯の終りまで、憎むべきを憎み、好むべきを好むようになること、まさにそのことを、議論の便宜上、他から切り離して、それに教育の名をあなたがあたえるなら、少なくともわたしの考えでは、そのあなたの名づけ方は正しいことになるでしょう。

クレイニアス　そのとおりです、あなた、教育に関するさきほどの話にせよ[5]今の話にせよ、ともにわたしたちには正しいものと思われます。

1　「当面の問題」とは、I. 650Bの「このことについては」同様、「酒をかこんで時を過ごすこと」を意味している。つぎにつづく文章の、「酒をかこむ会合」——原文でもすぐのちに書かれている——は、その意味で主語として補ったものである。

2　I. 643B～E参照。

3　653A9の δ' οὖν は、γοῦν と読む（デニストンによる）。

4　653B5 ὀρθῶς εἰθίσθαι は τῷ ὀρθῶς εἰθίσθαι の意味に解する（シュタルバウム、ビュアリによる）。

5　I. 643B～E参照。

D

アテナイからの客人　それは結構です。じっさいこのように、快楽と苦痛が正しくしつけられることこそ教育なのですが、そうした教育は、人間の一生の間にはたるみがきて、一般に失われてしまうものなのです。だが神神は、労苦をになって生まれついた人間の種族を憐れみ、その労苦からの休息となるように、神々への祭礼という気晴らしを定めてくれました。さらにまた神々は、ムゥサたち(音楽・芸術の神)とその指揮者アポロン、およびディオニュソスを、祭礼を矯正する目的をかねた同伴者としてあたえられるとともに、その神々と一緒になって行なう祭礼において生じる、心の糧をもあたえられたのです。

さて、このことに関し、近頃しきりにわたしたちの間でやかましく言われている説が、事の自然にかなった真実を伝えているかどうか、よく見てみる必要があります。その主張によると、若者というものはほとんどすべて、身体の面でも音声の面でもじっとしていることができず、たえず動き、声を出すことをもとめている、というのです、——ある者は、たとえばいかにも楽しげに踊ったり遊戯したりしながら、飛んだり跳ねたりするし、また

E

ある者は、ありとあらゆる声を立てたりする。ところで、他の動物たちは、リズムとハーモニー(階調)の名で呼ばれる、運動における秩序と無秩序の感覚のいずれをも持ってはおりません。しかし、わたしたち人間の場合は、踊りの同伴者としてつかわされたとわたしたちの語ったあの神々が、さらにリズムとハーモニーを楽しみながら感じる感覚をも、さずけてくださったのです。じつにこの感覚をとおして、神々はわたしたちを運動させ、また歌と踊りでわたしたちお互いをつなぎ合わせながら、わたしたちの踊りの先頭に立たれる。さらに神々は、それ

654

に歌舞団(コロス)という名前をあたえられたのですが、それは、本来そこに喜び(カラ)がそなわっているところから、その「カラ」という名前にちなんだわけです。以上がその主張です。

さあ、わたしたちは、まず、以上の説をうけいれたものでしょうか。そして教育の初めは、ムゥサたちとアポロンによるものだと見なしてよいでしょうか、それとも、どのようにしたものでしょうか。

二

クレイニアス　そう見なしてよいでしょう。

アテナイからの客人　すると、わたしたちの場合、教育のない者とは、歌舞の心得をもたぬ者となるのではありませんか。他方、教育のある者とは、充分に歌舞の経験をつんだ者とすべきではありませんか。

B

クレイニアス　そうです。

アテナイからの客人　ところで、歌舞は、全体として、踊りと歌からなっています。

クレイニアス　とうぜんのことです。

アテナイからの客人　すると、立派に教育をうけた者は、立派にうたい、おどることができるはずですね。

クレイニアス　そのようです。

アテナイからの客人　では、いま言われたことはまた、いったい、どういう意味なのか、見てみましょう。

クレイニアス　とおっしゃると、どのようなことでしょう？

アテナイからの客人　わたしたちは、「立派にうたい、立派におどる」と言いましたが、「立派な歌をうたい、立派な踊りをおどるならば」とつけ加えてもよいでしょうか、それとも、つけ加えないでおきましょうか。

C

クレイニアス　つけ加えましょう。

アテナイからの客人　では誰かが、立派なものは立派だと見なし、醜いものは醜いと見なし、それに従ってそれらを扱うなら、どうでしょうか。そのような人が、歌舞と音楽の点でより立派に教育された者となるのは、次のどちらの場合でしょうか。(1)立派だと思われたものを、そのつど充分に、身体と声を使って伝えることはできるが、しかし、立派なものに喜びを感じもしなければ、立派でないものを憎みもしない場合でしょうか。それとも、(2)心に思ったままに声と身体で正しくやってのけることはうまくできないが、しかし、快楽と苦痛の感じ方では正しきを得ていて、立派なものはこれを喜んでうけいれ、立派でないものは何でもこれを嫌悪する、というような場合でしょうか。

D

クレイニアス　教育という点から見て、あなた、それこそたいへんな違いをおっしゃっておられますよ。

アテナイからの客人　すると、もしここにいるわたしたちが三人とも、歌と踊りについての立派さを認識できれば、わたしたちはまた、正しく教育された者と教育されていない者をも、認識できるわけですね。だが、その点で無知であれば、そもそも教育を守るものがあるのかどうか、あるとすればどこにあるのか、それさえついに、識別することができないでしょう。そうではありませんか。

E

クレイニアス　そのとおりです。

アテナイからの客人　ですから、つぎにわたしたちが、跡をつける猟犬のように探さねばならないのは、歌と踊りにおける立派な身振りと旋律(メロディー)なのです。もしそれらが、わたしたちの目から逃れでもすれば、ギリシア風のものにせよ外国風のものにせよ、正しい教育について、このさきわたしたちが議論をしてみても、徒労となるでしょう。

クレイニアス　そのとおりです。

アテナイからの客人　それはそれとして、その立派な身振りとか旋律とかは、いったい、どういうものだと言うべきでしょうか。さあ、どうでしょう、勇敢な魂が困難におちこんだ場合と、臆病な魂がそれとまったく同じ困難におちこんだ場合とでは、そもそもそこに生じる身振りと話し振りが似ているでしょうか。

655

クレイニアス　どうして似ていましょうか、顔色すら似ていないというときに。

アテナイからの客人　よい答えですね、あなた。しかし、いいですか、音楽はリズムとハーモニーにかかわるゆえに、そのなかには身振りと旋律がふくまれているのです。したがって、その旋律や身振りについて、「よいリズムの」とか「よいハーモニーの」とか言うのは、正しい言葉使いですが、歌舞団の教師が形容しているように、「よい色の」と言うのは、正しい言葉使いではありません。だが、臆病な者や勇敢な者にも、それぞれの身振りや旋律があり、そして勇敢な人のものを立派と呼び、臆病な人のものを醜いと呼ぶのは、正しいわけです。ところで、それらすべてにわたってあまり長談義にならないように、簡単にこういうことにしておきましょう。つまり、魂や肉体の徳——徳そのものであれ徳の似姿であれ——とにかく徳にかかわりをもつ身振りや旋律はすべて、立派であり、悪徳にかかわりをもつものはすべて、その反対だということです。

B

クレイニアス　それは正しい提案です。わたしたちの答えも、今はそのとおりということにしておいてくださ

1　654D1 ᾗ διανοεῖσθαι は ᾗ διανοεῖται と読む(バッダムによる)。なお C5–8 ᾗ ὃς.... ᾗ 'κεῖνος は、イングランドの解釈により、C4 ὁ τοιοῦτος を、C6 ὃς, C8 'κεῖνος ὃς.... のいずれに対しても、先行詞の意味をもつものと解する。

2　654E4 καὶ ᾠδὴν は、κατ' ᾠδὴν と読む(リッターによる)。

い。

アテナイからの客人　では、もう一つ、こういう問題があります。わたしたちは、すべてが同じように、どんな歌舞にも喜びを感じるでしょうか、それとも、それは無理なことですか。

C

クレイニアス　まったく無理なことですね。

アテナイからの客人　では、わたしたちをそのように迷わせ違わせてしまったものは、いったい何だと言ったものでしょう。それは、美しいもの(立派なもの)は、わたしたちすべてにとって同じではない、ということなのでしょうか、それとも、美しいもの(立派なもの)は誰にとっても同じなのだが、しかし同じだとは思われない、ということなのでしょうか。というのも、まさか悪徳を表現している歌舞の方が、徳を表現している歌舞よりもずっと美しい、などと言う人もいないでしょうし、また、自分は邪悪をあらわしている身振りに喜びを感じるが、他の人はそれと反対のムゥサの技(音楽・芸術)に喜びを感じる、などと言う人もいないでしょうからね。もっとも、大多数の人びとは、音楽の正当な規準は、魂に快楽をあたえる能力にある、と言っています。しかしこの説は、支持されうるものではないし、また、およそ口にすることすら、敬虔を欠くことなのです。むしろ次のことが、わたしたちを迷わせているようです。

D

クレイニアス　どのようなことですか。

三

アテナイからの客人　そもそも歌舞は、さまざまの行為や状況を通じての諸性格の模倣であり、歌舞者(俳優)

はそれぞれ、各自の性質と模倣によってこれを演じます。したがって、そこで話される言葉、うたわれる調子、あるいは、なんらかの踊りの仕ぐさが、歌舞者（俳優）の天性や習慣やその両方にかなっていて、自分にぴったりする場合には、歌舞者はそれに喜びを感じてほめたたえ、美しいと呼ばざるをえなくなります。しかし、それが彼らの天性や性格や習性にそむく場合には、彼らは喜びを感じることも、ほめたたえることもできず、醜いと呼ばずにはいられないのです。ところが、天性の面は立派だが、習性の面は反対であるとか、あるいは、習性の面は立派だが、天性の面は反対であるとかいう場合、そういう人間の口にする賛辞は、感じている快楽と裏腹になるものです。つまり、彼らは口では、「それらの歌舞は、どれも楽しいが、下劣だ」と言い、思慮があると彼らが認めている人の前では、そういった身振りをしたり、うたったりするのを恥じるのです。まるで自分が、本気でそれを立派だと思っているように見られはしまいかと気づかってね。しかし内心では、それに喜びを感じているのです。

E

656

クレイニアス　まったく、あなたのおっしゃるとおりです。

アテナイからの客人　ところで、劣悪な身振りや旋律に喜びを感じる者には、〔その喜びは〕[1]なんらかの害をもたらすでしょうか。あるいは、その反対のものに快楽を覚える者には、〔その快楽は〕逆になんらかの利益をもたらすでしょうか。

クレイニアス　おそらく、そのようです。

1　「その喜びは」、およびすぐ後の「その快楽は」を、主語としてそれぞれ補う（シュタルバウムの解釈による）。

B

アテナイからの客人　「おそらく」でしょうか、それとも、その状況は「かならず」、次のような場合と同じになるのでしょうか。悪い人間の下劣な性質に馴染(なじ)んでいながら、それを憎みもせずに喜んで受けいれ、申しわけ程度の非難はしてみせるものの、じっさいに相手の悪徳に目ざめているわけではない、というような人がいますが、そういう場合のことですね。そんなとき、善悪どちらの性質に喜びを感じるにせよ、その人は、相手に同化されるにちがいありません。たとえ、それをほめるには羞恥を感じるにしてもです。しかし、そうだとすると、善きにつけ悪しきにつけ、こうした同化以上の大きな影響を確実にもたらすものとして、いったいそのほかに、なにをあげることができるでしょうか。

クレイニアス　何ひとつあげることはできないと思いますね。

C

アテナイからの客人　では、ムゥサの技(音楽・芸術)の教育と遊戯に関し、現在立派に法律が制定され、あるいは将来制定されようとするところにおいて、次のようなことが、作家の自由にゆだねられるべきだと、わたしたちは考えるでしょうか。つまり、リズムや旋律や詩句に関することで、創作にあたって、作家自身の興味をひくことならどんなことでも、法律を尊重している市民たちの子供や若者に歌舞団で教え、その結果彼らの上に、徳であれ悪徳であれ、どんな影響を及ぼそうともかまわない、というようなことがですね。

クレイニアス　それは断じて道理にかなったことではありません。どうしてかないましょうか。

D

アテナイからの客人　しかし現在では、エジプトをのぞくほとんどすべての国家において、そうすることが許されているのです。

クレイニアス　では、エジプトでは、そうしたことは、どのように立法されているとおっしゃるのですか。

アテナイからの客人　それは、聞くだけでも驚嘆に値することなのです。というのも、彼らのもとにおいては、どうやら昔から、いまわたしたちの話している説が認められていた様子で、国内の若者たちは、習慣として、立派な身振りや旋律を練習しなくてはならないのです。そして彼らエジプト人は、その立派な身振りや旋律が、どのようなもの、どのような種類であるかを指定し[1]、これを神殿に告示しました。そして、絵描きやその他、形態 E を仕上げる仕事[2]にたずさわる者が、形態をあつかう領域においてにせよ、もっとひろく芸術全般においてにせよ、その指示されたこと以外に新機軸を出すことも、国に伝承されているもの以外になにか他の新しいことを工夫することも、ひとしく許されてはいなかったし、今日でも許されてはいないのです。もしあなたが、一万年来の――概算ではなく、正確に一万年来の――その地における絵画や彫刻を調べてみられるなら、それらのものが、657 今日つくられたものにくらべて、美醜いずれにおいても大差のないこと、いなむしろ、同じ技術にもとづいてつくられていることを、見出されるでしょう。

クレイニアス　じつに驚くべき話ですね。

アテナイからの客人　いや、驚くというより、それこそは、とくに卓越した立法と政治の仕事なのです。もっともそのエジプトにおいても、他のとるに足らぬものが、あなたの目にとまることもありましょう。しかし、音楽に関する次の事情こそは、まさに事実であり、またよく考えてみるに値することなのです。すなわち、その領

1　656D9 ταῦτα のあとのコンマを削り、ἄττα のあとにコンマを付す（ビュデ版による）。　2　656E2 καὶ ὁποῖ' ἄττα を削る（テイラーによる）。

域において、ほんらい正しい姿を身につけている旋律が、しっかりと立法化されえた[1]という事実なのです。そのようなことは、おそらくは、神か神のごとき人間にして、できる仕事なのでしょう。まことにその国においては、B 言い伝えによると、長期間保存されたそれらの旋律は、女神イシス[2]の作とされているのですからね。

とすれば、すでに言ったように[3]、もし誰か、旋律の正しさをわずかでも把え得る者があるなら、その人はそれを、迷うことなく法律と規則にもちこまなくてはなりません。というのも、快楽と苦痛を手段にする好奇心は、たえず新しい音楽を手がけてやまないにしても、それとて、神聖化された歌舞を古くさいときめつけて破壊するほどの大きな力は、まず持ってはいますまいからね。少なくともかのエジプトにおいては、それを破壊するだけの力は持たず、事態はむしろまったく反対だったように思われます。

C **クレイニアス** あなたの今のお話からすれば、どうやらそれは事実のようですね。

四

アテナイからの客人 すると、音楽や、その他歌舞を伴う遊戯の正しい扱い方は、なにか次のような条件によると、安んじて言えるのでしょうね。つまり、わたしたちは、事がうまくはこんでいると思えば喜びを感じ、反対に喜びを感じるときは、事がうまくはこんでいると思うものです。そうではないでしょうか。

クレイニアス そのとおりです。

アテナイからの客人 さらに、そういうとき、つまり、喜びを感じているときには、わたしたちはじっとしていることができません。

クレイニアス　そうですね。

D

アテナイからの客人　ところで、われわれの若者なら、自分でうたい舞うこともたやすくできるでしょうが、わたしたち老人になると、なにしろ、かつて身につけていた身軽さも今は失われているのですから、彼らの遊戯や祭りを楽しみながら、観察者の方にまわって過ごすのが、適切だと思うのではないでしょうか。というのも、その昔の身軽さを憧れ望めばこそ、できるだけ青春の記憶をよみがえらせてくれそうな者たちに、そうやって競技をやらせているのですからね。

クレイニアス　まったくそのとおりです。

E

アテナイからの客人　そうすると、祭礼を行なう人びとについて今日世間に流布している説にしても、それはまんざら、大衆の心ない言いぐさだとは、思われないでしょうね。つまり、わたしたちを最も楽しませ喜ばせる者こそ、すぐれた腕前と見なし、優勝者として判定すべきだというのがその説なのです。じっさい、そういう祭りのときは、わたしたちは自分を解放して楽しもうとしているのですから、最も多くの人びとを最大限に喜ばせる者こそ、最高の名誉をあたえられ、今も言ったように、勝利の栄冠をになって、それでとうぜんのことですか

1　657A7 θαρροῦντα を削る(テイラーによる)。

2　イシスの女神は、エジプトにおいて、太古からひろく尊敬されている九神中の一女神。その牛の角をもった姿を、ヘロドトスはイオにたとえている(『歴史』第二巻(四一))。同じくヘロドトスにより(同第二巻(四二))、ディオニュソスとくらべられているオシリスの神がその夫であるが、別の伝説によると、オシリスがセトに殺されたあと、子供のホロスを守って夫の遺骸を探し、これを手厚く葬ったという。またヘロドトスは(同第二巻(五九))、イシスをギリシアのデメテルともくらべている。

3　656B～Cをさすかと思われる。

られね。とすれば、この説は正しいのではないでしょうか。また、そのように行なわれれば、それで正しく行なわれたことになるのではないでしょうか。

クレイニアス　おそらくそうでしょう。

アテナイからの客人　でも、いいですか、あなた、そういう問題には、早急な判断をくださないようにしたいものだと思うのです。むしろ、問題点を細かく分け、こんなふうに考察してみる方がよいと思います。かりに誰かが、体育競技、音楽競技、馬術競技というような区別をせず、そういう種類の別なく、ただ単純に競技を開催し、市民のすべてを集めてこう布告するとしたら、どういうことになるでしょうか。希望者は誰なりと、快楽についてだけ技を競うべくやってくるがよい。その手段に規定はなく、とにかく観客を最も楽しませた者、楽しませるという効果を最もあげて勝利を獲得し、競技者のなかでいちばん面白いとの判定を下された者、そういう者に賞品が設けてある、(1)——こういう布告から、いったいどんな結果が生じると考えますか。

B

クレイニアス　お話の意味は、どこにあるのですか。

アテナイからの客人　おそらく、ある者は、たとえばホメロスのように、何か叙事詩を吟誦して見せ、ある者は、叙情詩を竪琴で演じ、また別の者は悲劇を、さらに別の者は反対に喜劇を演じる、ということになるでしょう。またもし誰かが、操り人形を演じるのが勝利への近道と考えたとしても、おどろくにはあたりません。さて、たくさんのそのような競技者、それに類する他の競技者がやってきた場合、そのうち誰がとうぜんの勝利を占めることになるのか、わたしたちは言うことができるでしょうか。

C

クレイニアス　それは無理なお尋ねですよ。だって〔判定を〕聞く前に、(2)いや、直接自分の耳で競技者一人ひと

りに耳を傾けてみる前に、いったい誰が、まるでわかったように、そんなことに答えられるでしょうか。

アテナイからの客人　ではどうでしょう、よろしければこのわたしが、あなた方お二人に、その無理な答えをしてみましょうか。

クレイニアス　ぜひ、そうしてください。

アテナイからの客人　では、もしきわめて幼い子供が判定するとすれば、操り人形を演じた者を、勝利者とするでしょう。そうではありませんか。

D

クレイニアス　そのとおりですね。

アテナイからの客人　しかし、もうすこし大きい子供なら、喜劇を演じた者を勝利者とするでしょう。だが、教養ある婦人や若い青年たち、さらにおそらく大衆の大部分なら、悲劇を演じた者を勝利者とするでしょう。

クレイニアス　おそらく、そうでしょうね。

アテナイからの客人　しかしわたしたち老人は、たぶん、『イリアス』や『オデュッセイア』、あるいはヘシオドスの詩句を巧みに吟誦する吟誦詩人に、とりわけ楽しんで耳を傾け、彼をすぐれた勝利者と主張するでしょう。そうなると、いったい誰が、真の勝利をおさめたことになるのか、(3)これが次の問題です。そうではありませんか。

1　イングランドの解釈に従う。

2　シャンツ、ビュアリは、「聞く前に」(658C5 πρὶν ἀκοῦσαί τε)を削っている。だがこのまま訳しても意味はつながる。イングランドもこの語に懐疑的であるが、もし読むとすれば、「上演を聞く」というより、「判定を聞く」意味であろうとしている。これに従った。

3　658D9の疑問符をコンマにかえる(イングランドによる)。

クレイニアス　そうです。

E　**アテナイからの客人**　わたしやあなた方としては、明らかに、わたしたち同年輩の者によって判定された者こそ、真の勝利者だと、言わざるをえません。なぜなら、わたしたちの国のその習慣こそ[1]、あらゆる国、あらゆる所で今日見られるさまざまな習慣のなかで、とりわけ最善のものと思われるからです。

クレイニアス　それはそうですとも。

五

アテナイからの客人　このわたしにしても、音楽は快楽を規準として判定されなくてはならない、というその点だけのことなら、世間の人びとと同意見なのです。とはいっても、どんな人の快楽でもよい、というのではありません。最もすぐれた人たちや充分な教育をうけた人たちを喜ばせるもの、とりわけ、徳と教育の点で他にぬ

659　きんでている一人の人間を喜ばせるもの、それこそ、最も立派なムゥサの技(音楽)としなくてはなりません。わたしたちが、芸術に関することがらの判定者は徳を必要とする、と主張する理由も、そこにあるのです。彼ら判定者は、叡知はもとより、とりわけ勇気をそなえていなくてはならないからです。なぜなら、真の判定者は、劇場の観客から教わって、つまり、大衆の喝采やみずからの無教養ゆえに正気を失って、判定をくだすべきではありませんし、反対に、真実をわきまえていながら、勇気のなさや臆病ゆえに、判定の初めに神々に呼びかけたその[2]

B　の同じ口で、嘘と承知の判定を軽々しく公表すべきでもないからです。

というのも、もともと判定者とは、観客の弟子としてではなく、教師としてその席についているのであり、観

客にふさわしくも正しくもない快楽をあたえる作家に反対する目的で、着席しているからです。作家のそうした感心できぬ態度は、たとえば[3]、シケリアやイタリアの今日の風習に似ているわけです。彼らの風習は、観客たる大衆に譲歩し、優勝者の判定を、挙手選出によって決定しているのですが、そうすることにより、一方では、作C家そのものを堕落させているのです、――なぜなら、作家は、判定者たる観客の低俗な快楽を目標に制作するため、その結果、彼ら観客の方が、作家を教育していることになりますからね――。そして他方では、観客の快楽をも堕落させているのです。なぜなら、観客はいつも、自分よりすぐれた品性の人に耳をかすことによって、その快楽を高めなくてはならないのに、今の彼らのやり方では、まったく反対の結果を、身に招いているからです。さて、今のこうした議論の結論は、いったいなにを、わたしたちに意味しようとしているのでしょうか。考えてみてください、それが次のような意味かどうか。

クレイニアス　どのようなことですか。

D **アテナイからの客人**　どうやら議論は、まわりまわって、三度目四度目に、同じところへ[4]到着したようですね。

1　この習慣がなにを意味するか判然としない。しかし前後から判断すると、老齢を尊重すること、したがってまた、芸術作品の判定においても、これを経験豊かな老齢者にゆだねるという習慣かと考えられる。本篇の他のところにおいても（たとえば I. 634E）、プラトンはいろいろな面で、老齢尊重の見解を述べている。

2　音楽、体育、その他公的な競技においては、判定者は最初に、自分の義務を公正に遂行することを、神々に誓約したという。

3　「太古のヘラス（ギリシア）の法律には許されていた」(659 B5–6 ἐξῆν....οὐ)までを削り、B5 θεαταῖς のあとのピリオドをコロンにかえる（イングランドによる）。

4　たとえば、I. 643E, 645A, II. 653B, 656B などをさす。

すなわち、教育とは、法律によって正当と告示された理、また老齢の有為な人物から、その経験に照らし、真に正当なりと認められた理、そういう理へ子供たちを誘い導くことにほかならない、ということです。だから、子供の魂が、法律や法律の説得に従う人とは反対の快苦を、感じる習慣をつけないように、むしろ、快苦いずれにせよ、老人と同じことがらに歩調を合わすようにさせようという、まさしくこの目的から見ると、いわゆるわたしたちが歌と呼んでいるものは、じつは魂への呪文を意味するものとなるのです。それも、わたしたちの言うかの協調(1)を目的とした、真面目な呪文なのです。しかし若者たちの魂は、真面目なことに耐えられないものですから、そうした呪文は、遊びとか歌とか呼ばれ、またそのような扱いをうけているわけです。それはちょうど、病人や体の衰弱した者に対して、滋養物の処方を任としている人が、効き目のある滋養物は、口あたりのよい食べものや飲みものに入れてあてがい、害のあるものは口あたりのわるいものに入れ、その結果、病人たちが前者を望み、後者を嫌うという正しい習慣をつけるようにするのと、同じことなのです。それと同様に、真の立法者は、称賛に値する美しい言葉を使って作家を説得し、説得できなければ強制し、作家をして、思慮も勇気もそなえ、あらゆる点ですぐれた人物の身振りをリズムで、調子をハーモニーでそれぞれ描きながら、立派な制作をするように、させることでしょう。

クレイニアス　そうすると、ねえあなた、現在他の国々では、そのような仕かたで詩作が行なわれていると、ゼウスの神かけて、あなたには思われるのですか。というのも、わたしの見るかぎり、わたしたちの国クレテやラケダイモンの場合を除けば、あなたの今のお話が実行されているのを、わたしは知りません。むしろ踊りについても、それ以外の音楽全般にわたっても、たえずなにか新しいものの生まれているのを、知っています。しか

もそれらの変革は、法律によってではなく、ある種の無秩序な快楽によって行なわれているのですが、その快楽たるや、あなたがエジプトの例で説明されたように同一のものであったり、同一の状態を保ったりしているどころか、ひとときも同じ姿ではないものなのです。

C

アテナイからの客人　もっともなお言葉です、クレイニアス。だが、もしわたしの話しぶりが、あなたに、いまあなたが尋ねておられるようなことが現に行なわれているかのような印象をあたえたとすると、それはおそらく、わたしの考えていることを明瞭に話すことができなかったために、そういう印象をあたえ、そういう結果を招いたものと思われます。いや、わたしは、音楽に関して、こうあってほしいと望むことを話していたのですが、わたしの話しぶりが、おそらく、そのことをわたしは事実として述べているのだとあなたに思われるようにしたのでしょう。わたしの望むことを話したというのも、その理由は、すでに事態が誤った方向へ遠く踏み出してしまい、もはや改善しがたくなっているときに、なおこれを非難するというのは、ときに必要なことではあれ、けっして愉快なものではないからです。ともあれ、わたしの望むことについては、あなたも同意されているわけですから、どうかおっしゃってください。他のギリシアの国においてよりも、あなたやこの方のお国においては、そのようなことはよりよく行なわれていると言われるのですか。

D

クレイニアス　もちろんです。

アテナイからの客人　では、もし他の国々においてもそのように行なわれるとすれば、どうでしょう。そのよ

1　「協調」とは、653Bで語られている、快苦の感情と理知との間の協調をさすものと思われる。

うに行なわれる場合の方が、今のやり方で行なわれる場合よりも、事はより立派になると言いうるでしょうか。

クレイニアス　それははるかにすぐれたものとなるでしょう。もしこの人のお国やわたしの国のように、さらにはまた、今あなたがそうあるべきだとおっしゃったように、行なわれるのであればね。

六

アテナイからの客人　さあそれでは、このへんでわたしたちは、意見の一致をはかっておこうではありませんか。あなた方のお国で、教育や音楽のすべてにわたって言われていることは、こうではありませんか。あなた方は、作家たちを強制して、こんなふうに語らせています。善き人は、大きく強かろうと、小さく弱かろうと、あるいは裕福であろうとなかろうと、とにかく思慮があり正しくさえあれば、幸福であり浄福である。しかし、たとえキニュラス王やミダス王(1)より富んでいようとも、もしその人が不正であれば、みじめで悲惨な暮しを送ると。また、お国のあの詩人(2)の言葉も、もし彼が正しく語るのであれば、こうなるのです。たとえある男が、世にいう美しきことのすべてを行ない、それを手に入れようとも、正義をもってするにあらざれば、いやそればかりか、たとえその男が、そうした人物にふさわしく、「敵の傍に迫って攻撃を加えようとも」、正義をもってするにあらざれば、「わたしはその男の名をあげはしないであろう。ものの数にもいれないであろう」と。いな、もし彼が不正であれば、あえて「血ぬられた殺りくに目を向け」たりはしてもらいたくない。また、「トラキアから吹くボレアス(北風)」と競って、勝利をしめてはもらいたくない。その他いわゆる善きものの何ひとつ、彼のものにはならぬことを、と。

E

661

というのも、世の人の口にのぼる善きものは、その数えられ方が正しくないからです。なぜなら、いちばん善いものは健康、二番目は器量よし、三番目は富などと言われたり、(3) その他のたくさんの善きものがあげられています。B たとえば、見ること聞くことの鋭敏さ、その他感覚にかかわることすべてに鋭敏であること、さらにまた、僭主となって欲するままに行なえることとか、さらにすべての仕合せの頂点として、これらすべてを所有した上で、できるだけ速やかに不死になること、などがあげられています。しかし、あなた方やわたしなら、おそらく次のように主張するでしょう。健康を初めとしてそれらすべてのものは、正しく敬虔な人びとにはこよなく善き持物となるが、不正な人びとにとっては、すべてが最悪のものになると。さらにまた、たとえ、いわゆる善きもののすべてを身につけて永久に不死であろうと、彼が正義その他徳のすべてを欠いていたのでは、見ることにせよ、聞くことにせよ、感覚することにせよ、そして一般に生きることにしても、最大の禍となり、むしろそういう人は、残るいのちのできるだけ少ないほど、その禍も小さくなるであろうと。C

1　キニュラスは、キュプロス島の伝説上の王で、アポロンの寵愛をうけ、またアプロディテの司祭であり、地上最大の幸福に恵まれたという。ミダス王は、プリュギアの伝説的な王。ディオニュソスの神に、自分の触れるものすべてを黄金にかえてほしいと頼んだため、酒もパンも黄金に変じ、飲食できずに困ることになった伝説は、よく知られている。

2　テュルタイオスを指す。テュルタイオスが、勇敢でない者にとっては、善きものも無価値である、と語ったのにたいし(I. 629A～B参照)、勇敢さそのものも、もしその男が不正であれば価値がない、と語るわけである。

3　本篇以外でも、たとえば『ゴルギアス』451E、『メノン』87E、『エウテュデモス』279A～Bなどにおいて、プラトンにより引用されることの多い、当時のギリシア人一般の考え方である(I. 631C参照)。シモニデスの言葉とも、エピカルモスの言葉とも伝えられている。

そこで思うに、あなた方にしても、お国の作家を説得するなり強制するなりして、以上わたしの言ったことを表現するようにさせ、さらに、それに従ったリズムやハーモニーをあたえて、われらの若者たちを教育するようにさせるでしょう。そうではないでしょうか。さあ、考えてみてください。わたしははっきりと申しますが、いわゆる悪しきものは、不正な人びとにとっては善いものですが、正しい人びとにとっては悪いものであり、いわゆる善きものも、善き人びとにとってこそ真に善いものですが、悪しき人びとにとっては悪いものとなるのです。そこで、さきほどもお尋ねしたことですが、わたしとあなた方とは同意見なのでしょうか、それとも、どうでしょうか。

D

クレイニアス　ある点においては、わたしたちの意見は一致するように思われますが、しかし別の点では、まったく一致しないように思われます。

七

アテナイからの客人　すると、わたしがあなた方を説得できない別の点とは、おそらくこのことなのでしょうね。健康、富、僭主的権力を一生涯所有してはいても、――いや、さらにお望みなら、不死と共に卓越した体力と勇気が彼にはそなわっており、いわゆる悪しきものは何ひとつ彼の身に生じないとつけ加えてもよいのですが(1)――、たとえそうであっても、もし自分自身の内部にただ不正と傲慢だけをもつならば、そのような状態で生活をいとなむ者は、あきらかに幸福ではなくみじめになる、という点なのでしょうか。

E

クレイニアス　まさにあなたのおっしゃるとおり、その点なのです。

662

アテナイからの客人　よろしい。それではつぎに、わたしたちはどう言えばよいのでしょうか。これではどうです、勇敢で、強く美しく、裕福でもあり、全生涯を通じて欲するままを行なえるような人でも、もしかりに不正で傲慢な人であれば、かならずや醜い暮し方をすることになるだろうと、そうあなた方には思われませんか。いやそれとも、おそらくこの点だけは、つまり「醜い暮し方をする」という点だけは、あなた方にも同意されるのでしょうか。

クレイニアス　それは大いに。

アテナイからの客人　ではどうです、「わるい暮し方」[2]でもある、という点は？

クレイニアス　その点になると、もうさきほどと同様に同意するわけにはゆきませんね。

アテナイからの客人　ではどうです、自分自身にとって「不愉快かつ有利ならざる暮し方」である、という点は？

クレイニアス　その上そんなことまで、どうして同意することができましょうか。

B

アテナイからの客人　「どうして？」とおたずねですね。それはあなた、どなたか神様が、わたしたちに調和をあたえてくだされば、わたしたちの意見は一致できるように思われますがね、目下のところ、わたしたちの歌は互いに調和がとれていないようですから。というのも、わたしには、以上の結論はきわめて必然的なことだと思

1　661D7～E2 καὶ ἔτι .... εἶναι γιγνόμενον の解釈は、イングランドによった。ただしそれをダッシュで挿入句的に扱うことについては、バーネットのまま読む。

2　「わるい」という言葉は、「みじめに」と「邪悪に」との両義を含む。ここでは、前者の意味で語られている。

われるからです。しかもその必然性たるや、親愛なるクレイニアス、まことに、クレテが島であることの明白さにもまさるほどのものなのですよ。そして、もしわたしが立法者だったら、作家たちにはもとより、国内のすべ

C ての人びとに強制し、つとめてそうした発言をするようにさせるでしょう。また、邪悪なくせに快適な暮しをしている人びとがいる、とか、有益有利なものと正しいものとは一致しない、とか、そうした言葉を口にする者が国の中にあれば、ほとんど最高に近い刑罰を科すことでしょう。そのほか、おそらくは現在クレテやラケダイモンの人びとによって、さらには、あきらかにそれ以外の人びとによって話されているものとは異なったことで、わが市民に説得し、口にさせたいと思うものもたくさんあるのです。

それというのも、さあすぐれた方々、それこそゼウスとアポロンの神かけて、あなた方の法律を立法されたそれらの神々自身に対し、わたしたちが、次のような質問をしてみるものと考えてください。「はたして、最も正

D しい生活が最も楽しい生活なのでしょうか。それとも、生活には二種類あって、一方は最も楽しいもの、他方は最も正しいものとなるのでしょうか?」と。もし、二種類なのだと答えられるなら、とうぜんの質問を重ねるとして、おそらくわたしたちは、もう一度その神々に対して、こうたずねるでしょう。「どちらの人たちがより幸福だと言うべきでしょうか。生涯、最も正しい生活を送る人たちでしょうか、それとも、最も楽しい生活を送る人たちでしょうか」と。そして、もし、最も楽しい生活を送る人たちである、と答えられるなら、その言葉は、

E 神々のものとしては奇妙なものになるでしょう。むしろそのような奇妙な言葉は、神々の名において語られるのではなく、父親や立法者のものとする方が、わたしには望ましく思われます。ですから、どうか今しがたの質問は、父親なり立法者なりに対してなされたものとしてください。そしてその人が、最も楽しい生活を送る人が最

663

も幸福である、と答えたものとしてください。そこでつづいて、わたしはこう言うでしょう。「父上、あなたは、わたしができるかぎり幸福な生活をすることを、望んでおられたのではなかったのですか。それなのにあなたは、わたしに、できるかぎり正しい生活をするように、たえず指図（さしず）することをやめませんでした」と。したがって、一方、そのような〔最も楽しい生活が最も幸福であるという〕見解を抱く人は、それが立法者であれ父親であれ、奇妙でもあれば、首尾一貫した語り方をするのに難渋するように思われるのです。しかし、反対に他方、もし彼が、最も正しい生活が最も幸福である、という見解を示すとすると、思うに、それを聞く者は誰しも、こう追求してくるでしょう。「いったい法律は、そういう生活のなかに、快楽にまさるどんな善美なものがあるというので、その生活を称賛しているのか」と。というのも、いったいどんなものが、快楽から切りはなされていながら、なお善きものとして、正しい人の上に生じるというのでしょうか。さあ、いいですか、人間や神々からあたえられる名声や称賛は、善美ではあるが楽しくないものであり、他方、悪評はその反対のものだとでもいうのでしょうか。「愛する立法者よ、けっしてそんなことはありません」とわたしたちは答えるでしょう。いや、さらにまた、誰にも不正を働かず、誰からも不正を受けないことは、善いこと美しいことではあるが、楽しくないことだとでもいうのでしょうか。他方、その反対は、醜くかつ悪いことだが、楽しいことだとでもいうのでしょうか。

クレイニアス　どうしてそんなことがありましょうか。

八

アテナイからの客人　したがって、快を、正や善や美から分離しない説は、他の点ではともかく、ひとに敬虔で正しい生活を送る気持にさせるためには、説得力をもつことになるでしょう。それゆえまた立法者にとっては、その一致を否認する説は、諸説の中でも最も醜く、最も敵対的なものとなるのです。というのも、苦しみを上まわる喜びの付随しないようなことがらとあっては、誰しも、みずからすすんで説得され、これを行なう気持には、ならないでしょうからね。

B

ところで、遠くから見られるものは、ほとんど誰の目にもそうですが、とりわけ子供に対しては、ぼんやりとした映像をあたえるものです。しかし立法者は、その不明瞭なところを取り除いて、わたしたちの思わくを、それとは反対の方向に差し向けてくれるでしょう。そして、習慣や称賛や言論によって、なんとか、次のように説得するでしょう。正しいこと不正なことは、陰影をつけて描かれた絵のようなもので、不正なことは正しいことの反対であるため、不正でよくない当人から眺められると、それは楽しいものに見え、反対に正しいことが、この上なく不愉快に見える。だがもし正しい人から眺められると、快不快いずれに関しても、いっさいが誰の目にも、今と反対に見える、と。

C

クレイニアス　そのようですね。

アテナイからの客人　そこで、判定の真実性に関しては、どちらの判定がより権威をもっていると主張したものでしょうか。より劣った魂の判定でしょうか、それとも、よりすぐれた魂の判定でしょうか。

D

クレイニアス　とうぜん、よりすぐれた魂の判定でしょう。

アテナイからの客人　するととうぜん、不正な生活は、正しく敬虔な生活よりも、たんに醜く劣悪であるばかりか、じっさいは、はるかに不愉快なものともなるわけです。

クレイニアス　少なくともこれまでの議論からすれば、そのようですね、あなた。

アテナイからの客人　だが、たとえ事実が、いまの議論が明示したようではなかったとしても、多少ともなすところのある立法者が、若者のためによかれと思い、あえて彼らに多少の偽りを言う場合、これ以上に有益な偽りを言うことができるでしょうか。若者たちのすべてが、強制的にではなくみずからすすんで、すべての正しいことを行なうようにさせるのに、これ以上有力な偽りを言うことができるでしょうか(3)。

E

クレイニアス　あなた、真理は美しく不動のものです。しかし、それを信じこませるのは、たやすいことではないようです(4)。

1　663B1 の καὶ ἀγαθόν τε καὶ καλόν を削る方が明瞭になるとする解釈もあるが(イングランド、ビュアリ)、バーネットに従っておく。あるいは、「快と正とを切り離し、善と美とを切り離す」という解釈もあるが(テイラー)、それでは意味がむしろ曖昧になると思われる。

2　以下663C5まで、解釈に疑義の多い箇所である。B6の σκοτοδινιᾶν は σκοτοδινίαν と、B8 の εἰ μή は δ᾽ ἡμῖν と読む。句読点に関しては、C3 の φαινόμενα のあとのコンマを削り、τῷ τοῦ δικαίου ἐναντίως の前後、および C4 の θεωρούμενα のあとに、それぞれコンマを付して読む(イングランドによる。ただしB8を δ᾽ οἶμαι にはしない)。

3　教育的配慮から意図的につくられる偽りについては、『国家』II. 382C〜Dなどにも語られている。

4　答えのつながりが多少曖昧。偽りの教育的意図が理解されずに、陳腐な返答に逃れたと見ることもできる(イングランドの解釈)。

アテナイからの客人　それはそのとおりです。しかし、シドン人の伝えているお伽話は、[1] あのように信じがたいものですが、たやすく信じこませることができました。他にもそうした話はたくさんありましょう。[2]

クレイニアス　どのようなお伽話ですか。

アテナイからの客人　昔、歯が播かれたとき、その歯から、武装した兵士たちが生まれてきたという話です。しかもこの話は、立法者にとって、なにごとによらず、それを若者の魂に説得しようとこころみさえすれば、説得できるものだという、大きな証拠になります。したがって、立法者がよく考察して見つけねばならないことは、

664

ほかでもなく、なにを説得すれば国家に最大の善をなしうるか、ということなのです。またそれに関連し、万全の方策をも見出さねばなりません。いったいどのような方法をもってすれば、国家という共同体全体が、歌、物語、議論のいずれにおいても、生涯を通じてつねに、その問題に関してできるかぎり同一のことを口にするようになるかという、そのための方策をね。だが、これとは多少でも異なった意見をおもちでしたら、これに対して反論してくださって、いっこうに差しつかえありません。

B

クレイニアス　いや、それに対して反論することは、わたしたちのどちらにも、できそうにありません。

アテナイからの客人　それでは、わたしとしては、次の話にうつるのがよいようですね。わたしの主張によれば、三種類より成る歌舞団[3]はいずれも、わたしたちがすでに述べ、これからも述べようとしているかぎりのその他すべての美しいことを語りながら、子供たちの魂がまだ幼く柔らかいときに、これを魅惑しなくてはならないのです。しかしわけても次の点を、歌舞団の扱い[4]の要点としましょう。最も楽しい生活と最も善い生活とが一致

C

することは、神々によっても語られている、と主張すれば、それがいちばんの真実を語ることになるでしょうし、

またなにか他の語り方をする場合よりも、説得すべき相手を、はるかによく説得できるだろう、ということです。

クレイニアス　おっしゃることに同意しなくてはなりますまい。

アテナイからの客人　ではまず、その最も正しいやり方としては、ムゥサたちにつかえる少年歌舞団が、一番目に入場してきて、以上の意味の歌を、全市民の前で力いっぱい高らかにうたう。つぎに二番目には、三〇歳未満の者から成る歌舞団が入場し、その言葉の真実を示す証人として、救い主パイアン(アポロン)の神(5)に呼びかけ、若者たちに恵みをたれ、これを説得してくれるように祈る。以上のようになるでしょう。さらになお三番目として、三〇歳以上六〇歳未満の者たちもうたわなくてはなりません。だが、その年齢以上の人びとは、もはや歌に耐えるだけの体力はないのですから、その場に居残り、うたわれているのと同じ性格をもった人物の物語を、神の息吹にかられた話し方で、話す人とならねばなりません。

D

1　すぐあとで語られるように、カドモスによって殺された龍の歯がまかれたとき、その土からテバイの祖先が生まれたという伝説。

2　663E5 の μέν は μέντοι と読む。また疑問文とは読まない(イングランドによる)。

3　歌舞団の三種類については、プルタルコス『英雄伝』「リュクルゴス」(二一)において、それが昔のスパルタにおける、教育的配慮からする習慣であったことが語られている。つまり、祭礼のさい、老人、壮年、若者の三年齢層より成る三つの歌舞団が編成されたが、老人の歌舞団が、「昔のわれわれは勇敢であった」とうたえば、壮年のそれは、「今われわれは勇敢である」という意味をうたい、若者のそれは、「われわれはやがてもっと勇敢になるだろう」という意味のことをうたったという。

4　664B7 の αὐτῶν がなにをさすかは、イングランドの解釈に従った。ただし、αὖ と読む解釈の方はとらない。

5　一番目の少年たちのつかえるムゥサたちは、少年たちの教育を司り、二番目の救い主パイアン(アポロン)は、歌舞による魂の治癒救済を司る。

クレイニアス　しかしあなた、その三番目の歌舞団とは、どういう人たちのことをおっしゃっているのですか。その人たちについて、いったいなにを言おうとしておられるのか、どうもはっきりとわかりません。

アテナイからの客人　ところが、まさにその人たちこそ、これまで話されてきた議論大部分の、目標となっていた人たちなのです。

E

クレイニアス　まだ納得がゆきません。もっとはっきり言うようにしてください。

九

アテナイからの客人　もしわたしたちにその記憶があるなら、この議論のはじめに(1)、こんなふうに話しました。すべて若者たちの本性は、火のようにはげしいものだから、身体の面でも音声の面でもじっとしていることができず、たえず無秩序に声を立てたり、跳びはねたりしている。だが、それら運動と音声両面での秩序の感覚は、他のいかなる動物もこれを身につけてはいないが、人間だけが、生まれながらにこれを所有している。さらに、

665

運動の秩序にはリズムという名称があたえられ、他方、音声の秩序には、高音低音が一緒に混ぜられると、ハーモニーという呼名が用いられ、それら運動と音声の二つの秩序をひとまとめにしたものが、歌舞と呼ばれる。また、神々はわたしたちを憐れんで、踊りの同伴者ないし導き手として、わたしたちにアポロンとムゥサたちをあたえられたが、なおその上に、もしわたしたちが記憶しているなら、三番目の同伴者として、ディオニュソスをもあたえられた——このように話しましたね。

クレイニアス　どうして記憶していないことがありましょうか。

アテナイからの客人　ところで、アポロンとムゥサたちの歌舞団のことは、すでに話されました。そこで残る三番目の歌舞団は、とうぜん、ディオニュソスの歌舞団と呼ばれねばなりません。

B

クレイニアス　いったい、それはどういう意味ですか。お聞かせください。だって、「老人たちから成るディオニュソスの歌舞団」などと突然聞かされては、まことに奇妙な感じがしますからね、かりにも三〇歳以上、いや、五〇歳を越えて六〇歳にも及ぶという者たちが、ディオニュソスのためにうたい踊るということになりますと。(2)

アテナイからの客人　たしかに、あなたのおっしゃるとおりです。じっさいわたしも、これには説明が要ると思います、それがそのように行なわれても道理にかなうというのは、どういう意味なのか、それについての説明がね。

クレイニアス　そうですとも。

アテナイからの客人　ところで、少なくともさきほどまでのことは、わたしたちの間で同意されていますね。

クレイニアス　どの点に関してですか。

C

アテナイからの客人　大人も子供も、自由人も奴隷も、男も女も、誰もかれも、まさしく国中の人が国中の人に向かって、わたしたちがくわしく述べたあの歌を、たえず呪文としてうたいつづけねばならない、ということです。そのさい、歌い手が、賛歌に飽きをおぼえないでこれに楽しみを見出すためには、なんらかの方法でたえ

1　653D sqq. 参照。

2　クレイニアスは、I. 641D, 646E などにおいて、酒の酔いの教育的効果を疑問としたように、ここでは、それとほぼ同様の意味から、老人たちが、酒と狂乱の神ディオニュソスに仕えてうたい踊ることに、意外なものを感じたのである。

ず変化がもたらされ、ありとあらゆる色づけがほどこされなくてはならないでしょうがね。

クレイニアス　むろん、そのようにすべきだということに、異論のあろうはずがありません。

D

アテナイからの客人　では、老人から成る、この、わたしたちの国家の最善ともいうべき部分、それは年齢と思慮の点で、市民のうち最も影響力をもっている部分ですが、その部分は、いったいどこで、その最も美しい歌をうたえば、最大の善をもたらしてくれることになるでしょうか。いやそれとも、最も美しく、最も有益な歌に関するこの上ない権威ともいうべきこの部分を、わたしたちは、そうむざむざと放置しておいてよいでしょうか。

クレイニアス　いや、手放しておくことはできません。少なくともいまのお説からすれば。

アテナイからの客人　では、それには、どのような処置が適切でしょうか。こういうやり方ではどうでしょうか、考えてみてください。

クレイニアス　どんなやり方ですか。

E

アテナイからの客人　おそらく誰しも、年をとるにつれて、歌へのためらいが濃厚になります。そしてそれをやってみても、楽しみは少なくなるばかりか、無理にやらされでもすれば、ますます気恥ずかしい気持になるでしょう。年をとって思慮深くなればなるほど、その気持はいよいよ強くなります。そうではないでしょうか。

クレイニアス　そのとおりですね。

アテナイからの客人　だから、劇場で、ありとあらゆる人を前にして、立ってうたうとなると、なおいっそうの気恥ずかしさをおぼえるでしょう。しかもなおその上に、もしそんな老人たちが、優勝を競う歌舞団のように、節食して脂肪を落し、発声練習をしたあとでうたわねばならないとなると、おそらくはまことに面白くなさそう

に、恥ずかしげな歌い方をして、しぶしぶそれをやることになるでしょうね。

666

クレイニアス　まったく、あなたのおっしゃるとおりです。

アテナイからの客人　ではわたしたちは、彼ら(1)を心から歌に向かうようにさせるには、どのような仕かたで元気づければよいのでしょうか。次のような法律を立てるのが、よいのではないでしょうか。

まず第一に、一八歳未満の子供には、彼らが生活の労苦に立ち向かうようになるまでは、若者にありがちの激情的な性情を警戒させ、身心ともに、火に火をそそぐようなことをしてはならないと教えて、酒はまったく飲ませません。

B

つぎに、三〇歳までの若者に対しては、適度に酒を飲ませるが、酔っぱらうことや深酒は、かたくひかえさせます。

しかし、彼らが四〇歳に達した場合には、共同食事で食事をすませたあと、神々の名を呼び、わけてもディオニュソスを呼びよせて、老人たちのなぐさみでもある秘儀に臨ませるのです。というのも、その秘儀、――これはつまり酒のことですが(2)――、それは、ディオニュソスが、老いのかたくなさに備える薬として、人間たちにあ

C

たえてくださったもので、そのおかげでわたしたちは若返り、あたかも火に入れられた鉄がそうなるように、魂の性格は憂(うれ)いを忘れて頑固から柔軟となり、そのようにして、ずっと扱いやすくなるのですから。さて、誰しも、

1　以下にも見られるように、「彼ら」とは、たんに老人たちの歌舞団員だけではなく、主としてそれを意味しながら、三種の歌舞団全員をもさす。

2　666B6 の τὸν οἶνον は、削除案も考えられているが（イングランド、ビュデ版）、その前後にコンマを付す（シュタルバウムによる）。

ひとたびそういう気持になるなら、もし大勢のなかでではなく適当な人数のなかでなら、またもし見知らぬ人たちの間でではなく顔見知りの間でなら、以前よりも気恥ずかしさを感じることなく、ずっと積極的にうたう気持になる、いや、わたしたちがたびたび言ったように、かの呪文の歌をうたう気持になるのではないでしょうか。

クレイニアス それは大いに、そうなるでしょうね。

アテナイからの客人 そうすると、彼らを誘導してわたしたちと一緒に歌に参加させるには、以上の方法は、

D そう不適当なものともいえないでしょう。

クレイニアス ええ、けっして。

一〇

アテナイからの客人 ところで、その人たちは、どのような歌をうたうのでしょうか。いや明らかに、なにか彼ら自身にふさわしい歌でなくてはなりますまい(1)。

クレイニアス そうですとも。

アテナイからの客人 では、どのような歌が、神のごとき人たち(2)にはふさわしいのでしょうか。歌舞団の歌でしょうか。

クレイニアス それはむろん、あなた、わたしたちクレテ人にせよ、こちらのラケダイモンの人たちにせよ、歌舞団でうたい慣れて憶えたもの以外のどんな歌も、うたうことはできないでしょうね。

アテナイからの客人 もっともなお話です。だって、じっさいあなた方は、最も美しい歌を身につけてはおら

E れないのですから。それというのも、あなた方の国制は、軍隊向きのものであっても、都市定住者のものではありません。いや、あなた方は、お国の若者たちを、まるで牧場に草をはむ仔馬の群れさながら、放し飼いにしています。あなた方の誰ひとりとして、自分の仔馬を、それがはげしく暴れ狂い抵抗しようとも、それを、仲間の群れから引き離し、それぞれに馬丁をあてがい、毛を梳いたりなだめたり、また、子供の養育にふさわしいこと

667 のいっさいをあたえたりして、教育してはいません。その養育とは、たんに勇敢な兵士をつくるためのものではなく、国と町を治めうる者をつくるためのものなのですが。まことにそのような教育をうけた者こそ、わたしたちが初めに言ったように、(3)あのテュルタイオスのいう戦士より、はるかにすぐれた戦士となるのです。なぜなら、そういう教育をうけた者は、個人の場合でも国家全体の場合でも、いついかなるところにおいても、勇気を徳の第一位としてではなく、第四位のものとして評価するからです。

クレイニアス　これはあなた、どうやら、またしても(4)あなたは、それとなくわたしたちの立法者をおとしめていますね。

アテナイからの客人　いや、わかっていただけると思いますが、たとえそうだとしても、意図してそうしているわけではありません。それはともかく、よろしければ、議論の導くままに、どこへなりと進んでゆこうではあ

1　主としてバーネットの校訂に従いながら、しかし666D 3のἦはἤと読み、またD4の疑問符を終止符にかえる（イングランドによる）。

2　第三番目の歌舞団の老人たちが、はたしてすべて「神のごとき人」なのかどうか、明瞭ではない。

3　I. 629A～630D参照。

4　I. 630C～D参照。

(667)
B

りませんか。というのも、もしわたしたちが、歌舞団の歌や公共の劇場における歌よりすぐれた歌を知っているのなら、それをあの人たちに、——わたしたちに言わせれば、前者の歌には気恥ずかしさを覚えるが、すぐれた歌ならどんな歌でも、すすんでこれに参加することを求めているという——、あの人たちに、割り当てるようにしてみようではありませんか。

クレイニアス　結構ですとも。

アテナイからの客人　ところで、まず初めに、なんらかの楽しさが伴うものにはすべて、とうぜん、こういう事情が見られるのではありませんか。つまり、それの最も重要な要素は、まさにその楽しさそのものだけであるのか、あるいは、ある種の正しさがそれか、または三番目に、有用性がそうなのか、そのいずれかだということです。わたしが言っているのは、たとえば、食物や飲物、その他すべての栄養物には、楽しさが伴いますが、その楽しさを、わたしたちは快楽と呼ぶことができるでしょう。これに対し、正しさや有用性についていえば、摂取するもの(食物)に含まれていて、そのつど健康に役立つ要素、ほかならぬその要素こそ、その食物の最も正しい部分でもあるわけです。

C

クレイニアス　そのとおりです。

アテナイからの客人　さらにまた学問にも、楽しさ、つまり快楽が伴っていますが、しかし、その正しさや有用性、善さや立派さをつくり上げているものは、真実性なのです。

クレイニアス　そうですとも。

アテナイからの客人　では、類似したものをつくりだすという理由で模写技術と言われているもの[1]については、

D どうでしょうか。それらの技術が模写をなしとげる場合、もしそこに快楽が生じるなら、快楽が副次的にそこに生じるという、まさにそのことを、楽しさと呼べば、最もふさわしいのではないでしょうか。

クレイニアス　ええ。

アテナイからの客人　しかし、そうした模写物の正しさとなると、一般的に言って、その量と性質に関する等しさが、まずこれをつくり出すのであって、快楽がそうするのではないでしょう。

クレイニアス　うまい言い方ですね。

アテナイからの客人　そうなると、快楽という尺度で判定されて差しつかえないのは、こういうものだけではないでしょうか。有用性も真実性も類似性も生み出すことなく、また、もとより害をもたらすこともなくつくり出されるもの、いやむしろ、それら（有用性、真実性、類似性）に付随する楽しさ、ただそれだけを目的として生

E じるもの、そういうものだけではないでしょうか。もしその楽しさに、以上のどれ一つも付随しないときには、これを快楽と名づけるのがいちばんよいでしょうね。

クレイニアス　あなたが意味しておられるのは、ただ害のない快楽のことだけですね。

アテナイからの客人　そうです。そして、その快楽のあたえる害や益が、真剣にとりあげて語るに値しない場合、その同じ快楽を、わたしは遊戯と言います。

クレイニアス　まことにあなたのおっしゃるとおりです。

1　「模写技術」とは、絵画、彫刻、音楽など、いわゆる芸術の仕事を意味する。

アテナイからの客人　すると、今言われたことから、こんなふうに言ってもいいのではないでしょうか。およそいかなる模倣にしても、けっして快楽や真ならざる思わくを尺度として判定されるべきではない、――さらにつけ加えれば、いっさいの「等しさ」もまた同様である、とね――。というのも、一般的に言って、等しいものが等しいのも、均斉のとれたものが均斉のとれたものであるのも、誰かにとってそう思われているとか、誰かがそこに楽しさを感じるとか、(1)そういう条件によってではないからです。――むしろ、いっさいの模倣は、なによりもまず、真実を尺度として判定さるべきであって、断じて、それ以外のものによってではありません。

668

クレイニアス　まったくそのとおりです。

アテナイからの客人　ところで、音楽はすべて、模写や模倣の技術だと言うのではありませんか。

クレイニアス　そのとおりです。

アテナイからの客人　そうすると、音楽は快楽を尺度として判定される、と主張する人があっても、けっしてそのような説をうけいれてはなりませんし、また、かりにそうした音楽があったところで、けっしてそれを卓越したものと見なして、探し求めたりしてはなりません。むしろ、わたしたちの求めるべき音楽は、美の原像との(2)類似性を、よく保存しているものでなくてはならないのです。

B

クレイニアス　おっしゃるとおりです。

アテナイからの客人　そこでまた、最も美しい歌を探し求めているあの人びと(3)にしても、その探し求めるべきものは、思うに、楽しい音楽ではなく、正しい音楽でなくてはなりません。というのも、わたしたちがすでに言ったように、(4)模倣の正しさとは、模倣された原像ほんらいの量と質がそのまま再現されたとき、そこに成り立つ

ものだったからです。

クレイニアス　そのとおりですとも。

アテナイからの客人　さらにまた、音楽に関しては、誰しもこういうことを認めるでしょう、音楽の作品はすべて、模倣であり模写である、ということです。少なくともこのことだけは、作家、聴衆、俳優のすべてが、こぞって認めるのではないでしょうか。

C

クレイニアス　大いに認めます。

アテナイからの客人　したがって、作品評価の誤りをおかすまいとする者は、作品のそれぞれについて、そもそもそれは何であるかを、認識しなくてはならないように思われます。というのも、もしひとが、作品の本質、つまり、そもそもそれは何を意図しているのか、また、それは本来どういうものの模像であるのか、ということを認識していないならば、その人は、その意図実現の正確さも、ましてその間違いをも、ほとんど識別することはできないでしょう。

クレイニアス　ほとんどできますまい。それはとうぜんのことです。

アテナイからの客人　しかし、「正確さ」を認識していない者が、そもそも「その善さや悪さ」(5)を識別するこ

D

1　668A2 の μή τις は εἴ τις と読む(イングランドによる)。
2　668B2 τῷ τοῦ καλοῦ μιμήματι はテイラーの解釈に従った。なおテイラーはリッターに従う。
3　もとより、ディオニュソスに仕える第三番目の歌舞団の人びと。
4　667C～D参照。
5　「善さ、悪さ」とは、もとより作品のあたえる道徳的効果について言われている。

とができるでしょうか。いや、わたしの言葉は多少明瞭さを欠いていますが、おそらく次のように言えば、もっと明瞭になるでしょう。

クレイニアス　どのようにですか？

二

アテナイからの客人　わたしたちの視覚に訴える模写は、むろん、たくさんありますね。

クレイニアス　ええ。

アテナイからの客人　では、それらの模写において、模倣されている物体がそれぞれ何であるかをひとが知らないとしたら、どうなるでしょうか。はたしてその人は、それらの模写のうちで、正しくつくられているものを認識できるでしょうか。わたしの言おうとしていることは、たとえばこういうことなのです。その作品は、物体の諸部分の数や位置に関し、事実あるだけの数を保っているかどうか、また、しかじかの部分がしかじかの部分の傍に置かれることによって、その物体はしかるべき秩序を——さらには色と形を——獲得しているが、そういう秩序をその作品は保っているかどうか、それとも、それら諸部分のすべては、ただ雑然と製作されているのか、といったことの認識なのです。まさか、模倣されている動物の何であるかをまったく知らずにいながら、以上のことを識別できるとは、思われないでしょうね。

E

クレイニアス　むろん、どうして識別できましょうか。

アテナイからの客人　では、描かれたものや彫塑されたものが人間であること、さらにまた、人間自身のもつ

669 部分のすべてを、色や形もろとも、技術によってそれがそなえていること、それらの認識をわたしたちがもっている場合は、どうでしょうか。そういうことを認識している者なら、とうぜん、それが美しいか、それともどの点において美に欠けているか、ということも容易に認識できるでしょうね。

クレイニアス　それはあなた、かりにもしそうなれば、わたしたちのいわばすべてが、動物たちの〔像の〕もつ美しさを認識していることになるでしょうね。

アテナイからの客人　おっしゃるとおりです。そうすると、絵画、音楽、その他どんな模写の技術においてであれ、思慮ある判定者たらんとする者は、それぞれの模像に関し、次の三つのことをわきまえねばならぬのでは B ないでしょうか。第一に、そもそもそれは何の模像であるかを、つぎには、どのような模像にせよ、それがどの程度正しく作られているかを、さらに第三番目には、それがいかに立派につくられているかを認識することです。(1)

クレイニアス　どうやら、そのようですね。

アテナイからの客人　さあそれでは、音楽に関する問題はどの点が面倒なのか、投げ出さないで話をつづけることにしましょう。けだし音楽については、他の模像にくらべ、とりわけやかましく論じられていますから、どの模像にもまして、最大の慎重さを必要としているのです。というのも、もしひとが音楽の扱いを誤ると、感心 C しない習性を喜んでうけ入れるようになり、最大の害をこうむるものですが、(2) しかもその過失は、きわめて気づ

1　669B2-3 の ῥήμασί τε . . . ῥυθμοῖς を削る（イングランドによる）。

2　『国家』III.401D～E にも、音楽の作用は魂の深部に及ぶため、成功した場合にはその教育的効果は大であるが、また失敗したときの危険も大きい、という意味のことが語られている。

(669)

かれにくいのです。なぜなら、作家というものは、ムゥサたち自身にくらべると、作者としてはずいぶんと劣っているからです。

思うに、ムゥサたちなら、男の言葉使いを作っておきながら、誤って女の調子[1]や旋律を割り当てたり、また、自由人の旋律や身振りを構成しておきながら、奴隷や非自由人のリズムを付け加えたり、反対に、自由人にふさわしいリズムや身振りを前提しておきながら、そのリズムに反した旋律や言葉を割り当てたりするような、その D ような過失をおかしたりすることはないでしょう。さらにまた、なにか一つのものを模倣しているつもりでいながら、動物や人間の声とか、楽器の音とか、ありとあらゆる騒音を、一緒に寄せ集めたりもしないでしょう。ところが、人間である作家は、不合理にも、そうした混合や混乱のかぎりをつくし、オルペウスの言葉を借りれば、「成熟せる楽しみの齢(よわい)に達している」人びとに、笑いの種を提供することになりかねないのです。なぜなら、そうしたありとあらゆる混乱が行なわれていることも、成熟せる齢の人びとの目にはとまるものですからね。それだけではなく、作家たちは、散文に韻をつけては、リズムと身振りを旋律から切り離したり、反対にまた、歌い E 手ぬきで竪琴や笛の音を用いては、歌詞のない旋律とリズムをつくったりもするのです。じつにこういう状況では、リズムやハーモニーに言葉が伴っていないものですから、それがそもそも何を意図しているのやら、また語るに値するほどのどんな原像に似ているのやら、その認識がきわめて困難となるのです。むしろ、〔ひとは〕[2]次のように考えなくてはなりません、こうしたやり方はすべて、敏速、技巧、動物的音声[3]を愛好するあまり、笛や竪 670 琴の音を、踊りや歌の伴奏以外においても用いているわけで、きわめて粗野なものであると。けだし笛、竪琴、いずれにせよ、歌い手ぬきで、ただそれだけを用いるというやり方からは、音楽の教養とはまったく関係のない、

金銭目あての巧妙さが生まれてくることになるでしょう。

この問題は[4]、これで論じつくされました。しかし、わたしたちの考察していることは、わたしたちのうちで、すでに三〇歳に達した者や五〇歳を越えた者は、ムゥサのこと(音楽)にたずさわってはならない、というのではなく、むしろ、それにたずさわらなくてはならない、ということでした。そこで次のことは、これまでのところから、すでにわたしたちの議論の示しているところだと思われます。つまり、五〇歳に達した者で歌をうたうことになった者は、歌舞団の音楽よりも、すぐれた音楽教育をうけていなくてはならない、ということです。とい B うのも、彼らは、リズムとハーモニーについて、鋭敏な感覚と認識とをもっていなくてはならないからです。いやそれとも、ドリア調への関心のあって無きにひとしいような人が、どうして、さまざまな旋律の正しさとか、その旋律に作家の添えたリズムが正しいかどうかということを、認識することができるでしょうか[5]。

1　669C4 の χρῶμα は σχῆμα と読む案が多く見られるが、このまま読む。『国家』X. 601B2 などにも、この意味での χρῶμα の用法が見られる。

2　主語として、一般的に「ひとは」を補う。あるいは、さきのオルペウスの言葉に見られる「成熟せる楽しみの齢に達している人たち」を主語とすることもできる。

3　669E6–7 τάχους.... θηριώδους の属格は、アストの解釈をとる(イングランドの注釈による)。

4　「この問題」とは、音楽の誤った扱い方のこと。

5　670B4–6 ᾧ.... ὀρθῶς ἤ μή を、イングランド、ビュアリは削っている。しかしシュタルバウムの解釈に従った(① B4 ᾧ を B3 τις の関係代名詞とする。② B4–5 ᾧ... δωριστί の προσῆκεν を c. dat. per. et gen. rei の用法とする。③ B4–5 προσῆκεν ἤ μὴ προσῆκεν を、例えば ἤ τις ἤ οὐδείς 同様の慣用的用法と見る)。ただし B4 ᾧ 以下の関係文章は B5 δωριστί までとする。

なおドリア調だけがあげられているのは、プラトンの評価の高さによるのであろう。『国家』III. 399A、『ラケス』188D 参照。

クレイニアス　けっして認識できないことは明らかです。

アテナイからの客人　思うに、一般の大衆は、笛に合わせてうたったり、リズムに合わせて行進したりする訓練をうけてしまうと、もうそれで笑止にも、ハーモニーやリズムの善し悪しを充分に認識しているつもりでいるのですからね。しかも自分たちが、そうした歌や行進のどれ一つとして、認識せずにそれを行なっているのだとは、思い及ばないのです。だが、ふさわしい内容をもつ旋律はすべて正しく、ふさわしくない内容をもつ旋律は誤っている〔というのが事実な〕のです。

クレイニアス　とうぜんのことです。

アテナイからの客人　では、それがもっている内容すら認識していない人は、どうでしょうか。すでに言ったように、その人は、なんらかの場合にあたって、その旋律の正しいことを認識できるでしょうか。

クレイニアス　いったい、どんな認識方法が考えられましょう。

一二

アテナイからの客人　どうやらここで、わたしたちは再び、あのことを見出しているようです。つまり、今しがたもわたしたちが元気づけ、また一種の方法をもって強制し、自発的にうたうようにさせているかの歌い手たちは、その一人ひとりが、リズムの歩みや旋律の調べに歩調を合わすことのできる程度までは、音楽教育をうけていなくてはならない、ということです。それによって彼らは、ハーモニーとリズムをよく観察し、そのなかから、自分の年齢や性質にとってうたうにふさわしいものを選択することができるようになり、そのようにして、

じっさいうたうのです。またそれをうたうことによって、自身がその場で無邪気な快楽を楽しむと同時に、若者 E たちに対しても、立派な性格にはそれ相応の愛着を抱かせるための、指導者となるのです。もし彼らが、それほどの程度にまで音楽教育をうけたならば、彼らは、大衆向きの教育や作家たち自身のうける教育よりも、より厳密な教育をうけたことになるでしょう。それというのも、作家にとっては、ハーモニーとリズムの認識はまずまず必要ではあっても、第三番目の点、つまり模倣物(作品)が立派であるかどうかという点は、それを認識する必要がないからです。しかしわたしたちのいう歌い手の方は、最も立派なものと次善のものとを選び出すために、 671 その三点(4)すべての認識を、必要とするからなのです。さもなければ、若者たちを魅惑して徳へ向かわせるに充分な歌い手とは、けっしてなれません。

さて、初めに(5)この議論が目的としたことは、ディオニュソス歌舞団のための弁護の正当性を立証することにあったわけですが、それは力のかぎり話されました。そこで、それがそのとおり成功していたかどうかを、調べてみようではありませんか。

思うに、そういう集会は、いつものことながら、酒が進むにつれて、きまって騒がしくなるものです。それと

1　670B10 の αὐτῶν は αὐλῷ と読む(バッダムによる)。

2　「なんらかの場合」とは、669C において語られたような、誤った旋律の場合をさしていると考えられる。

3　666B〜C参照。飲酒の効力を利用し、歌をうたう気恥ずかしさや気おくれを追い出し、積極的にうたう気持にさせる方法。

4　669A〜B参照。「三点」とは、①模倣されている対象は何か。②模倣のされ方は正しいかどうか。③それは道徳的によい影響を及ぼすかどうか。この三点である。

5　664E3〜665B参照。

(671) B てしかし、今話題になっている集会ではやむをえぬことだと、わたしたちは初めに前提しておきました。(1)

クレイニアス　やむをえぬことですね。

アテナイからの客人　そういう場合には誰しも、日頃の自分より気持も軽やかにふくらみ、楽しくなってすっかりおしゃべりになり、隣人の言葉をうけつけぬばかりか、(2) 自分のみならず他人までも立派に支配できるような、思い上がった要求をもちます。

クレイニアス　そのとおりですね。

アテナイからの客人　わたしたちはまた、こうも言いはしなかったでしょうか。(3) そういう状態になると、酒を C 飲む人たちの魂は、まるで鉄か何かのように灼熱して柔軟にも若々しくもなるから、したがって、教育や形成の能力とそのすべを身につけた人にとっては、その人たちの指導は、彼らが若かった頃と同じように、容易に行なわれるのだと。また彼らを形成するのは、あの〔若者の酒宴の〕とき同様、すぐれた立法者のつとめである、(4) とも話しました。酒宴に関する法律を制定するのも、その人の仕事でなくてはなりません。それは、その酒宴の席にある者が、期待にあふれ気が大きくなり、度を越して恥知らずになり、また、沈黙、会話、飲酒、音楽などの順序も、それを交互に行なうことをも守ろうとしなくなると、万事それと反対に振舞う気持をおこさせる法律なのです。そして、そういう感心できぬ大胆さのきざしがあらわれるや、これに戦いを挑むきわめて立派な恐怖、(5) わ D たしたちが慎みとも羞恥心とも名づけたかの神的な恐怖を、正義の力をかりて、直ちに送りこむことのできる法律なのです。

クレイニアス　そのとおりです。

アテナイからの客人　さらに冷静で素面(しらふ)の者が、素面でない者の指揮者として、その法律を守護しその協力者とならねばなりません。そういう指揮者をもたずに酒の酔いと戦うことは、冷静な支配者をもたずに敵と戦うよりも、ずっと危険なことですから。さらにまた、そうした指揮者やディオニュソスに仕える指導者たち、それは六〇歳を越えた人たちですが、彼らにすすんで服従する気になれない者は、軍神アレスに仕える指揮者に服従しない者と同等の不名誉を、いな、それ以上の大きな不名誉を、こうむらねばなりません。

E

クレイニアス　そのとおりです。

アテナイからの客人　もし酒の酔いやそのなぐさみがこのようであれば、そういった飲み仲間たちは益をうけるばかりか、互いに別れてゆくときも、今のように憎み合ったりせず、むしろそれまでよりもいっそうの親しみを加えるのではないでしょうか。それというのも、彼らは、まことに法律に従っていっさいの交わりを行なったからであり、また素面の者が素面でない者を先導するときはいつも、その導きに従ったからなのです。(6)

672

クレイニアス　もし今おっしゃっているとおりのものであれば、そういうことになるでしょうね。

1　I. 640C参照。
2　I. 649B参照。
3　666B sqq. 参照。
4　立法者は、若者たちの酒の席においてその指導者となると共に、第三番目の歌舞団、すなわちディオニュソス歌舞団の監督者ともなる。
5　恐怖の二種類については、I. 647A sqq. 参照。
6　672A1 の κατὰ νόμους δὲ は κατὰ νόμους δὴ と読み、A2 の ἀκολουθήσαντες のあとのコンマを、συγγενόμενοι のあとに移す(イングランドによる)。

一三

アテナイからの客人　ですから、わたしたちはもう、ディオニュソスの贈物について、それが悪いもので国のなかへ受け入れるには値しないというようなあの非難を、単純には口にしないようにしましょう。(1) というのも、まだいくらでもたくさんの〔有益な〕ことを、くわしく語ることもできるでしょうから。もっとも、その贈物としてあたえられる最大の善といえども、これを一般大衆の前で口にするには多少のためらいがあります。というのも、それを口に出せば、彼らは間違った受けとり方や理解の仕かたをしますからね。

B

クレイニアス　いったい、どのような善でしょうか。

アテナイからの客人　次のような、物語とも言い伝えとも言えるものが、ひろく知られていますね。なんでもこのディオニュソスは、継母ヘラによって魂の判断力を奪われ、そのためにその復讐をしようとして、(2) バッコスの狂乱やありとあらゆる狂気の踊りをもたらしたのであり、酒もまた、その同じ目的のために贈られたものだというのです。だがわたしとしては、そうしたことを口にするのは、神々についてそんなことを話しても差しつかえないと思っている人びとにゆだねておきます。むしろわたしの知っていることは、このことだけなのです。いかなる生きものも、成熟すればとうぜん身につく知性を、そっくりそのまま身につけて生まれてくることはけっしてない、ということです。したがって、本来の叡知がいまだ身についていない時期には、まったくの狂乱状態となって無秩序な声を張り上げ、またまっすぐに立てるようになるや否や、やはり無秩序に跳びはねるものなのです。しかし、こういう状態にこそ、音楽や体育術の源があると話したことを、(3) 思い出したいものです。

C

クレイニアス　おぼえていますとも、それはもう。

アテナイからの客人　さらにまた、このこともおぼえているのではありませんか。この源こそ、わたしたち人間の内部にリズムとハーモニーの感覚を植えつけたものであり、そしてそれは、アポロンやムゥサたちやディオニュソスのおかげであったと話していたことです[4]。

D

クレイニアス　むろん、おぼえていますとも。

アテナイからの客人　それにまた、酒にしても、どうやら世人の説では、わたしたちが狂気にかかるようにと、人間への復讐のためにあたえられたことになっています。だが、わたしたちのこれまでの議論の説くところによれば、むしろ反対に薬として、魂には慎みが、身体には健康と強さがそなわるように、あたえられているのです。

クレイニアス　あなた、あなたはまことに見事に、その議論を思い出させてくれました。

アテナイからの客人　さて、歌舞に関することの半分は、これで終ったことにしておきましょう。そこで残りの半分ですが、やはり適当と思われる仕かたで終りまでつづけましょうか、それともここで止めておきましょう

E

1　I. 638C～E参照。

2　ディオニュソスは、ゼウスがカドモスの娘セメレとの間に生んだ子供である。これを嫉妬したゼウスの妻ヘラの奸計により、セメレは、ディオニュソスを身ごもったままで殺されるが、のちディオニュソスは、父ゼウスに助けられ、ニュサの山中で生長する(ディオ・ニュソスの名はこれにちなむという説もある)。生長した暁も、ヘラはなおも嫉妬にかられてその正気を奪った。このことを言う。復讐とは、正気を奪われるのはディオニュソスの神だけにとどまらず、他の人びとも奪われなくてはならぬという意味であろう。

3　653D～E, 664E など参照。

4　664E～665A 参照。なお 672D2 の θεῶν は τούτων と読む(コルナリウスによる)。

か。[1]

クレイニアス　半分とおっしゃるのは、どういうものでしょうか。またどのようにその両者を、分割しておられるのでしょうか。

アテナイからの客人　わたしたちの意見では、歌舞の全体は教育の全体と同じでした。さらに、そのうち音声にかかわる部分は、リズムとハーモニーを含んでいました。[2]

クレイニアス　そうです。

アテナイからの客人　他方、身体の運動にかかわる部分は、音声の運動に共通するものとしてはリズムを持ち、身体固有のものとしては身振りを持っていました。これに対し音声にあっては、音声〔固有〕の運動として旋律がありました。

クレイニアス　まったくそのとおりです。

アテナイからの客人　ところで、音声のうちで魂にまで届く部分、それはつまり、徳の教育としての意味をもつ部分ですが、[3]その部分をわたしたちは、適当な言葉もないままに、音楽と名づけました。

クレイニアス　たしかに正しい名づけ方でした。

アテナイからの客人　他方、身体に関して、遊びに伴う踊りと言った部分については、[4]もしその運動が身体の徳をつちかうところまで及べば、身体をそこまで技術によって導くことを、わたしたちは体育術と呼ぶことにしましょう。

クレイニアス　正当です。

B

アテナイからの客人　さて音楽に関する部分、つまり、今しがたもくわしく述べて充分にやりとげたと言った(5)、ほぼ歌舞の半分に相当する部分ですが、その部分については、今もその言葉をそのまま繰り返しておきましょう。だが残りの半分ですが、それを話したものでしょうか。それとも、どのように、またどんな扱い方をすべきでしょうか。

クレイニアス　これは、あなたともあろうお方が。あなたの話し相手がクレテ人とラケダイモン人であるというのに(6)、音楽についてはくわしく話しておきながら、体育術の方はそのままにしておくとすれば、わたしたちのどちらにしたところで、そんな質問に対していったいどんな答えをすると、あなたはお思いなのですか。

C

アテナイからの客人　そのお尋ねで、すでに、はっきりした答えをなさっておられると言いたいところですね。わたしにだってわかりますよ、それは質問のかたちをとっているが、じっさいは今言ったように、答えなのだということはね。いや、さらに、体育術の問題をやりとげよとの、命令でもあるのですね。

クレイニアス　これは見事に受けとめてくださいました。じっさい、そのようにしてもらいたいものです。

アテナイからの客人　そうしなくてはなりますまい。それに、あなた方お二人ともよくご承知のことがらを語

1　672E3 の ἐάσομεν のあとのピリオドを疑問符にかえる（ビュアリによる）。673B3–4 と同様の文章構造。

2　653E～654E 参照。

3　673A3–4 の πρὸς ἀρετὴν παιδείας は（このまま読むときは、A3 の τῆς は、A4 の παιδείας の冠詞となる）、ὡς ἀρετῆς παιδείαν と読み、前後にコンマを付す（ビュデ版による）。

4　教育を遊びと関係づけることについては、たとえば I. 643B～D 参照。

5　672E 参照。

6　むろん、どちらも体育を重視している国柄であるのに、の意。

るのは、そうむずかしいことではありませんから。じっさいあなた方は、さきの音楽においてよりもこの体育術において、はるかに多くの経験をつんでおられるのですから。

クレイニアス　まあ、あなたのおっしゃるとおりでしょう。

一四

アテナイからの客人　では、この体育という遊戯の起源もまた、すべての動物が、生まれつき跳びはねる習性をもっていることにあるのです。ところが人間という生きものになると、すでに言ったように、リズムの感覚をそなえているところから、踊りを生み出したのです。他方、〔歌の〕旋律がまたそのリズムを思い出させ目覚めさせるので、その両者が互いに一緒になって、歌舞としての遊戯を生んだのです。

D

クレイニアス　まったくそのとおりです。

アテナイからの客人　さて、今も言っているように、そのうち一方は、すでにくわしく話し終えたのですから、つぎに他の半分を話すようにしましょう。

クレイニアス　ぜひとも。

アテナイからの客人　では、もしあなた方お二人さえよろしければ、まず酒の酔いの扱い方について、最後の仕上げをしようではありませんか。

E

クレイニアス　いったい、どんな、またどのような仕上げのことを、おっしゃっているのですか。

アテナイからの客人　もしある国家が、今言われた飲酒のしきたりを真剣な問題と見なし、節制をわきまえる

ための訓練にする意味で、法律と秩序を守って行なうなら、また、その他の快楽に関しても、同様に同じ原理で、自分に打ち勝つための方法と見なしてそれを回避しないようにするなら、それらのいっさいを同じ方法で扱わねばなりません。

674　しかし、もし国家が、その風習を娯楽と見なし、誰でも飲みたい人は、飲みたいときに、誰であれ飲みたい相手と一緒に、飲むことが許されているとするなら――その他酒以外のどんな風習の場合も同様ですが(1)――、わたしは、そういう国家やそういう個人が飲酒に親しむべきであるということには、賛成投票をしないでしょう。むしろクレテ人やラケダイモン人の慣例どころか、カルケドン人の次のような法律に賛意を示すでしょう(2)。

すなわち、軍役に服しているときは、いかなる人も、いついかなるときも、酒という飲物を飲んではならず、むしろその全期間中は水を飲んで過ごすべきである。また国内にある場合、男女を問わず奴隷は、いついかなるB　ときも飲んではならない。官職にある者も、その在職年間は酒を飲んではならない。さらにまた、船長も裁判官も、その職務を遂行しているときは、断じて酒を飲んではならない。また、なにか重要な評議会に、審議のため出席する者も、飲んではならない。またいかなる人も、身体の訓練や病気のためでなければ、昼間はけっして飲んではならないし、夜といえども、男女を問わず、子供をもうけるつもりのある場合は、飲んではならない。

1　イングランドの解釈に従い、674A1 μετ᾽....ἄλλον は一種の挿入句ととる。諸家は、「どんな仕事に従事しながらでも」の意味にとっている。

2　674A4 の προσθείμην については、シュタルバウムは、ψῆφον を補う解釈をとるが、リデル、スコットは、それを補わず独立に、与格と一緒に用いられて assent, agree の例に、この箇所をあげている。それに従った。

こういう法律なのです。なおそれ以外にも、正気を保ち正しい法律に従う人なら、酒を飲んでならない場合は、たくさんあげられるでしょう。

C　したがって、こうした原理に従えば、どんな国家も多くの葡萄園を必要とはしないでしょう。また、他の農産物やすべて日々の食糧品が統制をうけますが、なかんずく酒は、あらゆるもののなかで、おそらく最も適量に、最も少なく生産されるでしょう。

さあ、あなた方、もしよろしければ、以上の話をもって、酒に関してなされたわたしたちの議論の、最後の仕上げとしておいてください。

クレイニアス　立派なお話でした。同意見です。

第三卷

アテナイからの客人　この問題は、これですんだことにしておきましょう。さて、国制の起源ですが、それはそもそも、どこにあったと言うべきでしょうか。思うに、こういうところから考察すれば、最も容易に、最も見事に、それを考察できるのではないでしょうか。

クレイニアス　どのようなところからでしょうか。

アテナイからの客人　それはね、さまざまな国家が、徳へも悪徳へも移り変るその移りゆきを考察するには、いつでもそこから出発しなくてはならない、そういう地点なのです。

クレイニアス　どういう地点からだとおっしゃるのですか。

アテナイからの客人　思うに、時間の無限の長さと、そのなかで起こるさまざまの変化からです。

クレイニアス　それは、どういう意味でしょうか。

B

アテナイからの客人　ねえ、いいですか、国家が存在し人間が国家生活を営みはじめてから、どれほどの時間が流れたか、そもそもそんな時間の量がわかると、あなたには思われますか。

クレイニアス　いや、けっして、かんたんにわかるようなものではありません。

アテナイからの客人　とはいっても、おそらくそれが、無際限の途方もないものだということだけは、おわかりになるでしょうね。

クレイニアス　もとより、それだけのことでしたらね。

アテナイからの客人　ところが、その期間には、幾万とも数えきれないたくさんの国家がつぎつぎ生まれ、また c それと同じ割合で、それに劣らぬ数の国家が滅亡したのではないでしょうか。さらにそれらの国家では、繰返しいたるところで、ありとあらゆる国制が採用されてきたのではありませんか。それは、ときには小さな国家から大きな国家へ、ときには大きな国家から小さな国家へ、また、すぐれた国家から劣った国家へ、劣った国家からすぐれた国家へと、変化してきたのではありませんか。

クレイニアス　とうぜんのことです。

アテナイからの客人　そこでわたしたちは、できれば、そうした変化の原因を把握してみようではありませんか。というのも、おそらくそれが、国制のそもそもの成立と推移を、わたしたちにあきらかにしてくれると思いますから。

クレイニアス　もっともなお言葉です。わたしたちは大いに努力しなくてはなりますまい。あなたの方は、そのことについてのお考えを明らかにする努力を、わたしたちの方は、それに従ってゆく努力をね。

677

アテナイからの客人　さて、昔の物語には一種の真実があると、あなた方には思われますか。

クレイニアス　いったいどのような物語でしょう。

アテナイからの客人　洪水、疫病、その他いろいろのことで、人間は幾度となく破滅し、その結果ごくわずかの人間の種族だけが生き残ったという物語です。

クレイニアス　誰にだって、そういう話ならどんなものでも、文句なしに信じられますよ。

アテナイからの客人　さあそれでは、たくさんのそうしたことがらの一例として、昔々洪水のために生じた滅[1]亡を思いうかべてみようではありませんか。

クレイニアス　その滅亡について、いったいどんなことを思い描くのですか。

B

アテナイからの客人　たとえば、その当時滅亡をまぬかれた者は、おそらく山に住む若干の牧人たちで、それが人間種族の残り火として、山頂のどこかに保存されたのだというようなことです。

クレイニアス　明らかにそうですね。

アテナイからの客人　さらにまた、そうした人たちが、いろいろな技術に無経験だったのはいうまでもないことですが、とりわけ都会の者が、貪欲や競争心のためにお互いの間で行なう策略[2]や、その他互いに工夫し合う詐欺行為に関しても、無経験だったにちがいありません。

クレイニアス　おそらくそうでしょう。

C

アテナイからの客人　また、平野や海のそばに定住した国々は、その当時すっかり滅亡したものと想定してよいでしょうか。

クレイニアス　想定してよいでしょう。

アテナイからの客人　また、すべての道具は失われるし、さらに、政治の技術によるものとか、なんらかの知恵にかかわりのあるめぼしい発見はあったにしても、そのいっさいは、かのときに消え去ったと言ってもよいでしょうか。だってあなた、もしそれらが、現在のように整えられた状態でその間もずっと存続していたとすれば、そもそも新しい発見などが、なんであれ、行なわれたでしょうか。

D

クレイニアス　あなたは、こういうことをお考えなのでしょうか。(3) 何万年の何万倍という長い間、それらの発見は、その時代の人たちには知られていなかったわけで、わずかに千年ないし二千年の昔、(4) あるものはダイダロスによって明らかにされ、あるものはオルペウスによって、あるものはパラメデスによって、また音楽に関することはマルシュアスとオリュンポスによって、竪琴に関することはアンピオンによって、(5) さらにその他ありとあらゆることが、それぞれありとあらゆる人びとによって明らかにされたのだが、しかもそれらのことは、いわば昨日か一昨日に起こったことと言ってもよい、というようなことをね。

1　おそらく、デウカリオンの大洪水のことであろう。人間どもの倨傲をいましめようとして、ゼウスの神が大洪水をもたらしたとき、デウカリオン(プロメテウスとクリュメネの子)は、プロメテウスの忠告により、箱船をつくり、妻ピュラ(エピメテウスとパンドラの子)と共に逃れ、九日の間漂流したのちパルナッソスに到着して生きのびたという。この二人の間から人類が生まれた。

2　677B7 の φιλονικίας のあとにコンマを付す(シュタルバウムによる)。

3　677D1 τοῦτο 〈οἶει〉 ὅτι というように οἶει を補う(ヘルマンによる)。また D6 の文末に疑問符を付す(ビュアリによる)。

4　677D2 の γέγονεν を削る(ヘルマンによる)。

5　ダイダロスはギリシアの伝説的彫刻家。鋸、マスト、膠なども彼の発明といわれる。彼の彫刻は、目を動かし、歩行したといわれる。ミノア文明のもたらした代表的な伝説的人物。――オルペウスは、トラキアの伝説的音楽家。――パラメデスは、エウボイア王ナウプリオスとクリュメネの子。字母、骰子、暦、貨幣などを発明したといわれる。――マルシュアスは、山野の精でディオニュソスの従者であるサテュロスやシレノスの一人。笛をもってアポロンのキタラと競演して敗れ、生きながら皮をはがれたとも伝えられる。――オリュンポスは、プリュギアの伝説的作曲家で、マルシュアスの父(あるいは子)とされている。その曲は、聴く者の魂を熱狂にかり立てたといわれる。――アンピオンは、ゼウスとアンティオペの子で、ゼトスと兄弟。竪琴の名手。のちテバイの支配者となったが、その城壁がつくられるとき、彼の竪琴の音によっておのずから石が動いたとつたえられる。

アテナイからの客人　これは奥ゆかしいですね、クレイニアス。文字どおり昨日の人であるお国の友人を省かれるとは。

クレイニアス　思うに、エピメニデス(1)のことを言っておられるのでしょう。

E

アテナイからの客人　そうです、その人のことです。だってあなた、彼はその発明によって、あなた方のお国の人すべてをはるかに凌駕しているのですからね。その発明は、ずっと昔へシオドスが言葉の上では予言していましたが(2)、じっさいにそれを成しとげたのは、あなた方も言っておられるように、その人だったのですから。

クレイニアス　たしかに、わたしたちはそう伝えています。

二

アテナイからの客人　すると、かの滅亡に見舞われた当座の人類の状況は、こんな有様だったと言ってよいのではないでしょうか。恐ろしいほどの荒涼とした有様がどこまでもひろがってはいるが、しかし潤沢な大地のひろがりも大きい。他の動物たちは姿を消しているが、若干の牛の群れ、それにおそらくは山羊の種族がたまたま生き残っている。しかしそれとてその当初は、牧人たちの口を養うにはごくわずかのものであったと(3)。

678

クレイニアス　そのとおりです。

アテナイからの客人　だが、国家、国制、立法、それらはいまわたしたちの議論の主題となっているものですが、それらについて、いやしくも記憶といってよいものが残っていたと思いますか。

クレイニアス　けっして。

アテナイからの客人　すると、そうした状態のなかから、今日わたしたちの持つすべてのものが生じてきたのではありませんか。国家、国制、技術、法律、それにたくさんの悪徳とたくさんの徳が。

B

クレイニアス　どういう意味でしょうか。

アテナイからの客人　これは、おどろきましたね。当時の人びとは、町の暮しにかかわることに――立派なことも、その反対のことも数多くあるわけですが――無経験であったというのに、徳や悪徳にかけて成熟していたと考えられますか。

クレイニアス　もっともなお言葉です。わたしたちにも、あなたのおっしゃっていることがわかりました。

アテナイからの客人　ですから、時がたち、わたしたち人間の種族が増大するにつれて、いっさいが、今日あるいっさいの状態へと、進んできたのではありませんか。

クレイニアス　まったくそのとおりです。

アテナイからの客人　それも思うに、突然にではなく、まことに長い時間をかけて、少しずつ進んできたのです。

C

クレイニアス　むろん、そうであってしかるべきでしょうね。

1　エピメニデスについては、I. 642D 注2参照。彼の発明とは、葵とアスフォデル(百合の一種)で、すぐれた効用をもつ薬草を工夫したと言われている。

2　ヘシオドスの『仕事と日々』四〇行に、葵とアスフォデルには、「心身を爽快にする養分」(ὄνειαρ)の含まれていることが語られているが、それらからじっさいに薬草をつくったのは、エピメニデスであるという意味(前注参照)。

3　ソーンダースの解釈に従い、677E7-8 の μέν—δέ の対照を生かして訳す。ただし678A1 ζῆν についてはソーンダースの解釈をとらず、677E10 の σπάνια へかけて読み、678A1 εἶναι は、677E8 の ἐρημίαν からはじまる、inf. c. acc. ととる(イングランドによる)。

アテナイからの客人　それというのも、思うに、高地から平地へ下ってくることの恐怖は、誰にとっても、まだその耳に新しく鳴りひびいていたでしょうからね。

クレイニアス　とうぜんのことです。

アテナイからの客人　当時の状況では、人びとは、その数が少ないだけに、互いの姿を見ることによろこびを感じながらも、しかし、陸路海路を問わず互いに往来するための乗物は、さまざまな技術もろとも、いわばそのすべてが失われていたのではないでしょうか。したがって、お互いの交際は、そう簡単にできることではなかったと思います。それというのも、鉄、青銅、その他すべての鉱物は、泥にうずまって姿を消していましたから、D その結果、そういう金属を鉱石から採出するにも、その手段はまったくなく、また木材も不足していたのです。(1) たとえ多少の道具が山地のどこかに残存していたところで、それらはたちまち使い尽されて姿を消していましたし、それにかわる別のものは、採鉱の技術が再び人間たちのもとに戻るまでは、生まれてくる可能性がなかったのです。

クレイニアス　どうしてありえましょう。

アテナイからの客人　では、どれほどの世代をへたあとで、再びそれが生まれてくるようになったと考えられますか。

E **クレイニアス**　あきらかに、かぎりなく多くの世代をへてからです。

アテナイからの客人　したがって諸技術にしても、鉄や青銅やその他そうしたすべてを必要とするかぎり、その同じ時期はもとより、さらに長い間にわたって、その頃は姿を消していたのではないでしょうか。

クレイニアス　もちろんです。

アテナイからの客人　したがって、内乱も戦いも、その期間は、いろいろな理由から消失していたわけです。[2]

クレイニアス　どんな理由ですか。

アテナイからの客人　まず第一に彼らは、荒涼としたところにいたので、お互いにやさしい気持を抱き、親切を示し合っていました。つぎに食糧は、彼らが争って手に入れねばならぬほどでもありませんでした。なぜなら、679 当時一般に彼らの生活の手段となっていた牧草地も、おそらく、最初の若干の人びとの場合をのぞけば、けっして乏しくはなかったからです。というのも、乳や肉に彼らはけっして不足しなかったし、そのうえ狩猟により、少なからぬ上質の食糧を調達していたからです。さらにまた、衣類、寝具、住居、その他火にかけずに使う器物にしても、彼らは不自由しませんでした。というのも、諸技術の中で陶工や織物の技術だけは、B 鉄をすこしも必要としませんし、またその二つの技術だけは、それによって衣食に必要なすべてのものが供給されるようにと、神が人間にあたえてくれたからです。その目的は、たとえ人間の種族がそうした困窮状態におちこんだ場合でも、子孫を残し増大してゆくように、ということにあったのです。さて、そういう状態だったから、彼らは、貧しいとしてもひどく貧しいということはなかったし、また貧しさゆえに、やむなく互いに仲たがいを

1　乗物をつくるには木材がいる。その木材を得るには伐採しなくてはならない。しかし伐採するにはそのための道具がいる。ところがその道具をつくるための金属が不足している。だから、乗物がない、――という理由づけである。

2　678C sqq. で語られるように、当時の人びとが互いに出逢うのを楽しみにしていたとすると、「内乱」の生じる余地はなくなる。また金属不足の結果武器の類が乏しくなるから、おのずから戦争の可能性も少なくなる。

することもありませんでした。さりとてまた彼らは、当時それが彼らの現状だったわけですが[1]、なにしろ金も銀も持たなかったのですから、けっして金持になることもなかったと思われます。

C　しかし富も貧しさも同居していないような共同体にあっては、おそらくこの上ない高雅な性格が生まれてくるでしょう。なぜなら、驕慢も不正も、羨望も嫉妬も、そこには生じてこないからです。したがって彼らは、一つには以上の理由のためにも、また同時にいわゆる人の好さのためにも、善良でした。彼らは、なにかが美しいとか醜いとか言われているのを耳にすると、人の好さから、まったく本当のことが言われているのだと考え、そのとおりに信じこんだものです。というのも、彼らの誰ひとりとして、今日のように、利口さから、ひょっとして嘘ではないかと疑うすべを知らなかったのです。むしろ彼らは、神々と人間たちについて言われていることはそのまま真実だと考え、それに従って生活を送っていたのです。そのゆえに彼らは、まことにわたしたちがいま述べてきたような人間だったわけです。

D　**クレイニアス**　わたしにはもとより、この人にとっても、そういうお説に異論はありません。

三

アテナイからの客人　そこでわたしたちは、こんなふうに言ってもよいのではないでしょうか。こういう仕かたで生活を送ってきた多くの世代は、洪水以前の世代や今日の世代にくらべて、きっとその技術もつたなく、知識も乏しいものであったにちがいない。他の技術もさることながら、とりわけ今日陸上海上で見られる戦争の技術や、また、その場所を国内にかぎってのその戦争の技術、——いわゆる訴訟、内乱のごとく、悪事と不正を互いに

E 働き合う目的で、言葉と行為のいずれによっても策略のかぎりを工夫しているような——、そういう戦争の技術に関しても、乏しいものであったにちがいない。しかし他方、それだけにいっそう人が好く、勇気もあり、またいっそう思慮深く、あらゆる点ではるかに正しくもあったと。その原因は、すでにわたしたちが語りました。

クレイニアス　あなたのおっしゃるとおりです。

アテナイからの客人　さて、わたしたちが以上のことを話題にし、さらにそれにつづくことすべてを話そうとしているのも、その目的は、次のことにあるとしなくてはなりません。当時の人びとにとって、どうして法律が

680 必要となったのか、また、彼らの立法者は誰であったのか、ということを理解するためなのです。

クレイニアス　そうですとも。よいお言葉でした。

アテナイからの客人　ところで、彼らは、立法者を必要とはしなかったし、またそのような時代にあっては、いまだ法律のようなものの生じてくる傾向も、見られなかったことでしょうね。というのも、周期の間のその時期(2)に生まれた人びとは、いまだ文字も所有せず、むしろ、風習や、いわゆる祖先伝来の掟にしたがって、暮らしていたのですから。

クレイニアス　おそらくそのとおりでしょう。

1　679B6-7 の ὅ τότε.... παρῆν までは、いろいろな解釈がある。削除案(ビュアリ)。前後のコンマと終止符を入れかえて次の文章と一緒に読む案(アストはこれをとっている)。今はアーペルト、ビュデ版の解釈に従った。

2　プラトンは、人類のほとんどを滅亡させるような天災が、長い期間を隔てて、稀に生じるものと考えていたようである。ここに言う「周期の間のその時期」とは、そういう周期的な天災直後のことを意味していると思われる。

アテナイからの客人 だが、そのことがすでに、国制というものの一種のあり方となっています。

クレイニアス どのような国制でしょうか。

B

アテナイからの客人 そうした時代の国制は、一般に家父長制(デュナステイアー)と呼ばれているように思われます。そしてその制度は、今日でも、ギリシアや外国のいたるところに存在しているのです。思うに、ホメロスもまた、次のようにうたいながら、キュクロプスたち[1]の暮し方には、この制度の存在していたことを語っています、すなわち、――

この者たちには 審議の集会も法令もないのだ
彼らは 高い山々の頂き うがたれた洞窟の中に住みなし
各自その子供や妻を支配し
互いに無関心のまま 過ごしているのだ[2]

C

クレイニアス どうやらお国のその詩人は、すぐれた人だったようですね。というのも、じつはわたしたちも、彼のほかの詩、それもなかなか優雅なものに馴染(なじ)んだことがあったからです。もっとも、そうたくさんではありませんが。だってわたしたちクレテ人は、外国人の詩にさほど親しまないものですから。

メギロス しかしわたしたちの方は、反対に親しんでいます。そしてその詩人は、同種の詩人たちをはるかに凌いでいるように思われます。もっとも、彼が描写しているものはいつも、ラコニア(スパルタ)風の生活というより、どちらかといえばイオニア風の生活なのですが。ともかく今の場合、彼はあなたの説を、見事に立証しているように思われますね。だってその物語を通して、彼らキュクロプスたちの古風さを、未開のせいにしている

D

のですから。

アテナイからの客人　そうです。たしかに立証しています。ですから、わたしたちは彼を、時にはそうした国制が生じてくることの、証人と見なそうではありませんか。

クレイニアス　結構です。

アテナイからの客人　するとそういう国制は、滅亡につづく困窮状態のため、一軒一族ごとに分散してしまった者たちの中から、生じてきたのではないでしょうか。その国制にあっては、最長老の者が支配権を握っているのですが、それはその支配権を、父あるいは母から譲りうけたことによるのです。そして〔それ以外の者たちは〕、その長老に服従し、鳥たちのように一つの集団をつくっているのですが、それはつまり、家長の支配に従っているのであり、あらゆる王制のなかで、最も正当な王制の姿をとっているのです。

E

クレイニアス　まったくそのとおりです。

アテナイからの客人　さて、その次の段階では、もっと大勢の者たちがひとところに集合し、もっと大きな集団（ポリス）をつくります。そして、初めて山麓で農耕に向かい、また野獣たちを防ぐための防備の城壁として、粗石（あらいし）だけの一種の囲いをつくるのです。こうして今度は、共有の一つの大きな家をつくりあげるのですね。

681

クレイニアス　そのようになるのが、おそらくとうぜんでしょうね。

1　オデュッセウスが、その漂泊の途上で出会うところの単眼の種族。いわゆる巨人族に属している。

2　『オデュッセイア』第九巻一一二―一一五行参照。

アテナイからの客人　ではどうです、次のようになるのも、とうぜんではありませんか。

クレイニアス　どのようなことでしょうか。

アテナイからの客人　その大きな家が、初めの小さなものからしだいに大きくなってくる場合、それぞれの小さな集団は、一族ごとに、最長老の支配者と若干の風習――それらは互いの暮し方が隔っているために、それぞれに固有のものとなっていますが――をたずさえてきます。その風習が固有であるというのも、神々と自分自身に関して彼らの風習としているものが、彼らを生んだ者、育てた者の異なるに応じて異なっており、節度あるものからは節度ある風習が、勇敢なものからは勇敢な風習が、生まれているからなのです。このようなわけで、とうぜんそれぞれの部族は、自分の性向を、その子供や、子供の子供に刻みつけながら、今も言うように、それぞれ固有の掟をひっさげて、より大きな共同体のなかへはいってくることになるのです。

B

クレイニアス　どうしてそうでないことがありましょう。

アテナイからの客人　さらに、それぞれの部族にとって、自分たちの掟は好ましく思われるが、他のものの掟は二次的なものになるのも、やむをえないことでしょう。

C

クレイニアス　そのとおりです。

アテナイからの客人　ではどうやらわたしたちは、知らぬ間に、立法の源に足を踏みいれたようですね。

クレイニアス　まことにそのようです。

四

アテナイからの客人　けだし、次の段階では、そのように集合した者たちは、とうぜん、自分たち共通の代表者を何人か選び出さざるをえません。その代表者たちは、あらゆる部族の風習に目を通し、そのうち彼ら自身に最も好ましく思われたものを、公共に役立つように、指導者たち、つまり王として民衆を導いている者に明示し、それを採用するように提言するのです。こうして、彼ら代表者たちは、立法者と呼ばれることになるでしょう。D 他方、代表者たちは、さきの指導者たちを支配者に任命し、複数の家父長制のなかから、一種の貴族制ないし一種の王制をつくり上げ、(1)国制のそうした推移をくぐって、政（まつりごと）を行なってゆくことになるでしょう。

クレイニアス　たしかにつぎつぎと、そういう順を追って、事が進んでゆくでしょうね。

アテナイからの客人　それではさらに、第三番目に生じる国制の形態を話すことにしましょう。その形態になると、国制にも国家にも、あらゆる種類、あらゆる性状のものが出そろうわけです。

クレイニアス　どのようなものですか。

アテナイからの客人　それはホメロスが、二番目につづき、三番目のものはこのようにして生じたと言いながら、言い及んでいたものです。彼は、こんなふうにうたっています、E

彼（ダルダノス）がダルダニアの都を建設せしは

言葉を話す人間たちの都

1　もし指導者の全部、あるいは若干名が支配の座につくなら（その場合、彼らは平等の職権をもつのであるが）、その政体は貴族制（アリストクラティアー）となる。これに対し、ただ一人の指導者に支配の地位があたえられるならば、王制（バシレイアー）となる。

かの聖なるイリオス(イリオン)の都が
いまだ平野にきずかれず
人びとがなお　泉豊かなるイデの山麓に住みなしていた頃のこと[1]

682 思うにこれらの言葉や、キュクロプスについてうたったあの言葉も、その話しぶりにはどことなく、神にも自然にもかなうものがありますね。それもとうぜんで、詩人というものは、その歌をうたうや、神的な種族となり[2]、カリス(優美)やムゥサたちに助けられながら、つねにたくさんの真実の出来事にふれるのですから。

クレイニアス　大いにそうですね。

アテナイからの客人　さあでは、今わたしたちの注意をひいた物語のもうすこし先まで、進んでみようではありませんか。おそらくそれは、わたしたちの目的としているものを[3]、多少とも明らかにしてくれるでしょうからね。そうした方がよくはありませんか。

B **クレイニアス**　むろん、そのようにしましょう。

アテナイからの客人　さて、わたしたちはこう伝えています。イリオン(トロイア)が建設されたのは、〔人びとが〕高い山から大きく美しい平野に下りてきた頃で、上流にあたるイデ山から発した多くの川近くの、さほど高からぬ丘の頂きにおいてであったと。

クレイニアス　たしかに、そういうふうに伝えられています。

アテナイからの客人　するとそれが行なわれたのは、あの洪水の後、ずいぶんと長い時がたってからのことだと、わたしたちは考えはしないでしょうか。

クレイニアス　もとより、長い時がたってからのことです。

アテナイからの客人　というのも、彼らは、今しがた話された滅亡のことなど、その頃はすっかり忘れていたように思われますからね。なにしろそんなふうに、高い山から流れてくるたくさんの川のほとりで、あろうことか、さほど高くもない丘の頂きを信頼して、都市を建設したというのですから。

C

クレイニアス　ですから、あの不幸な出来事から、まことに長い時がたっていたのはいうまでもありません。

アテナイからの客人　それにまた、人間の数の増大に伴い、他にもたくさんの都市が、その頃はすでに建てられていたものと思われます。

クレイニアス　もちろんです。

アテナイからの客人　きっとそれらの都市が、かのイリオン（トロイア）に向かって軍を進めたのでしょうね、それも、おそらくは海路をも使って。その頃はすでに、誰もが、恐れることなく海を使っていたのですから。

クレイニアス　そのように思われます。

D

アテナイからの客人　そしてアカイア人は、ほぼ一〇年とどまって、トロイアを荒廃させました。

1　『イリアス』第二〇巻二一六―二一八行参照。ダルダニアの都を建てたダルダノスは、ゼウスとエレクトラの間の子で、トロイア王系の祖にあたる。テウクロス王の娘バテイエイアと結婚し、王の死後その地にダルダニアの名をあたえた。二人の子がいたが、その一人エリクトニオスの子のトロスが、その地にトロイアの名をあたえた。ゼウスの妃ヘラがトロイアに敵意を抱いたのも、その祖ダルダノスが、ゼウスとエレクトラの間の子だったことによる。

2　682A3 の ἐνθεαστικόν を削除（シュタルバウムによる）。

3　もとより、立法の起源をさぐるという目的である。

クレイニアス　そのとおりです。

アテナイからの客人　ところで、そのイリオンの包囲されていた期間が一〇年ともなると、その間に、包囲していた者それぞれの母国では、若者たちの内紛のために、多くの不幸がもち上がっていました。というのも若者たちは、兵士たちが自分の国や家に帰還したとき、立派なふさわしい仕かたで彼らを受けいれず、むしろその結果、おびただしい死刑や虐殺や追放が生じてくるありさまでした。その追放された者たちは、その後、名前をかえて再び戻ってきましたが、彼らは、アカイア人と呼ばれるかわりに、ドリア人と呼ばれました。その理由は、追放されたその者たちを糾合したのが、ドリエウスという人だったからです。(1) そして、これにつづく出来事のいっさいは、ラケダイモンの方よ、すでにあなた方が、物語として語りつくしておられます。

E

メギロス　そのとおりです。

五

アテナイからの客人　さてわたしたちは、法律について話し合っていた最初のところで、談たまたま音楽や酒の酔いにおよび脱線したわけでしたが、(2) その同じもとの所へ、まるで神に導かれでもするように、今や再び戻ったわけです。議論は、いわばそのとらまえ所を、わたしたちに返してくれたわけですね。というのも、議論はちょうど、かのラケダイモンへの定住のくだりに達したのですから。その定住が、クレテの場合同様立派に行なわれたのも、あなた方の説によれば、いわば兄弟のように相似した法律(3)のおかげだということでした。

683

そうすると、わたしたちは、議論が横道へそれたものだから、さまざまの国制や建国の間をぬってくわしく調

べてきたおかげで、それだけの儲けものをしているわけです。わたしたちは、一番目、二番目、三番目の国が、かぎりなく長い時間の間に、思うに、相ついで建国されていったさまを観察してきました。[4] ところが今や四番目のものとして、このラケダイモンの国が——もしお望みなら、民族と言ってもよいのですが——建国当時の姿を保ち、しかも今は建国を終えたものとして、わたしたちの前に登場してきたのです。

B　これらすべての考察をもとにして、もしわたしたちが、どの建設が立派に行なわれ、どのようなものが立派でなかったか、またどのような法律が、それらの国々のなかで保存され破壊されているものを、それぞれ保存し破壊してきたのか、また、法律のどれがどう変えられれば、国家を幸福にすることができるのか、こういったことを、多少とも理解することができるのであれば、メギロスにクレイニアス、わたしたちは、いわば最初から始めるつもりで、もう一度その話をしなくてはなりません。もっともこれまで言われた話に、非難したい点でもあれば別ですが。

C　**メギロス**　いや、あなた、もう一度わたしたちが立法の考察にとりかかるなら、いままでの話に見劣りもしな

1　前一一世紀頃のいわゆるドリア人の侵入をさすものかと思われるが、これだけの記述では、歴史的に何をさしているか明らかではない。ドリア人は、昔恩をうけたヘラクレスの一族を助け、彼ら一族の王権回復を援助するための侵入と考えて、その侵入のことをヘラクレス一族の帰還と呼んでいたとつたえられる。その「帰還」の意味が、ここでは別様に解釈されているのであろうか。またドリエウスという人物についても、伝不詳。

2　I. 638C sqq. のあたりをさすと思われる。

3　I. 626C あるいは I. 636E 参照。

4　第一の国制は家父長制（デュナステイアー）、第二の国制は貴族制（アリストクラティアー）、第三の国制は、トロイアのように、平野に建設され、さまざまな国制の推移を内包しているもの。

ければ、それよりも短くならないものが明けるであろうと、どなたか神さまが約束してくださるのであれば、わたしの方は、長い道のりをよろこんで歩きもするでしょう。また、今日の一日すら短いものに思われるでしょう。たしか今日は、太陽の神が夏から冬へ向きをかえる日(夏至)のはずですけれどもね。

アテナイからの客人　するとどうやら、わたしたちはそれを考察した方がよいようですね。

メギロス　もちろんです。

アテナイからの客人　ではわたしたちは、頭の中で、かりにこういう時代に身を置いてみることにしましょう。

D ラケダイモン、アルゴス、それにメッセネが、それぞれの所有領もろとも、メギロスよ、あなたの祖先の支配下にすっかり置かれていた、そういう時代にです。だがその後、物語の伝えるところによると、彼らはその軍勢を三分し、アルゴス、メッセネ、ラケダイモンの三つの国家を建設する決心をもつに至りました。

メギロス　そのとおりです。

アテナイからの客人　そして、テメノスがアルゴスの、クレスポンテスがメッセネの、プロクレスとエウリュステネスがラケダイモンの、それぞれ王となりました。

メギロス　そのとおりですとも。

アテナイからの客人　そしてその当時の人たちはみな、その王たちに対し、もし彼らの王国を破壊しようとす

E るような者があれば、救助する誓いを立てました。

メギロス　そうでした。

アテナイからの客人　だが、王国がくつがえされるとか、あるいは、何らかの支配権がかつてくつがえされた

とかいうとき、ゼウスの神かけて言いますが、かりにもそれが、王たち自身以外の誰か他の者の手によってなされた、というようなことが、そもそもあるのでしょうか。いやそれとも、ほんのすこしまえ、[1]たまたまその話におよんだとき、そんなことはないと認めておきながら、今はすっかりそれを忘れてしまったというのでしょうか。

メギロス　どうして忘れたりしましょうか。

アテナイからの客人　そうするとわたしたちは、こうした主張を、ここでいっそう確実なものにすることができるでしょう。というのも、わたしたちはどうやら、じっさいの出来事[2]に出会って、その同じ見解[3]に達したようですからね。そこで、なにか空論をとりあげてではなく、じっさいに生じ、事実の裏づけをもつことがらをめぐって、その探究を行なうことができるわけです。[4]さて、じっさいに生じた事実は、次のようでした。三つの王家とその支配下にある三つの国とは、支配し支配されるために彼らの定めた共通の法律に従い、相互の間に以下の誓約をかわしました。すなわち、一方、王家は、時がたち世代がかわろうとも、支配権をより強化させたりはし

684

1　「ほんのすこしまえ」とは、たとえばI. 626E〜627Bの「自分自身に負けることを悪とする」という問題の論じられたところか、あるいはI. 628Bの「内乱」にふれられた箇所か、または678Eなどが考えられる。しかしまた、自分自身の内なる悪によって亡びるという考え方は、『国家』その他の対話篇にも見られるプラトンの一貫した考えの一つであるから、本篇のどこか特定の箇所を指すというのではないとも考えられるが、しかしそれだと「ほんのすこしまえ」という言い方に抵抗があるとも思われる。あるいは本篇に先行する、なにか失われた対話篇があったのかというような推定もなされている。

2　アルゴス、メッセネ、ラケダイモンの三国設立のこと。

3　王家の滅亡は、他のものによってではなく、それ自身の手によると、すぐ前に語られた見解。

4　684A1 の τὸν αὐτὸν λόγον を削る(バッダムによる)。

(684)

ない。他方、被支配者は、支配者がその誓約を守るかぎり、みずから手を下し王家をくつがえすこともなければ、

B 他者のその企てを黙認することもしない。さらに王は、もし他の王や民衆が不正をこうむればこれを助け、民衆も、他の民衆や王が不正をこうむればこれを助ける、という誓約です。そうではなかったでしょうか。

メギロス そのとおりです。

アテナイからの客人 さて、その三国の間で、こういう国制の組織が立法化されたわけですが、――その立法を王が行なったか、他の誰かが行なったかは別として――、とにかくその国制の組織には、大きな利点が含まれていたのではありませんか。

メギロス どのようなことでしょうか。

アテナイからの客人 制定された法律に一国が従わない場合は、そのつど他の二国が一緒になって、その一国に対して救済に赴く、ということです。

メギロス あきらかに、それは大きな利点です。

C **アテナイからの客人** とはいっても、たしかに、一般の人びとは、立法者に対し、民衆がこぞって、心から受け入れられる法律を制定してくれるように要求するものです。それはちょうど、体育教師や医者に対して、治療をうけている身体を、不愉快でないやり方で治療し癒やしてもらいたいと、要求するようなものです。

メギロス まったくそのとおりです。

アテナイからの客人 しかし、じっさいには、たとえ苦痛を伴っても、さほど大きくない苦痛で、身体を快調で健康なものにしてもらえれば、それで満足しなければならぬ場合もしばしばあるものです。

メギロス　たしかにそのとおりです。

D

アテナイからの客人　さらにまた、当時の人びとに次のような事情のそなわっていたことも、法律制定の仕事を少なからず容易にしました。

メギロス　どんなことでしょうか。

六

アテナイからの客人　この立法者たちは、人びとの間に、財産の一種の平等を定めようとしたにもかかわらず、そのさい、最大の非難をこうむらずにすんだのでした。しかもその非難こそは、別の仕かたで(1)立法されている多くの国々にあっては、もし誰かが、その手段ぬきでは満足な平等は生じないと見て、土地所有の変更や負債の帳消しをはかる場合、いつもそこに生じてくるものなのです。じっさい立法者が、そうしたことにいささかでも手をふれようと企てると、人はみな「動かしてはならぬものを動かすな(2)」と言って反対し、土地の再分割や負債の帳消しを提案する者に呪詛をあびせるもので、どんな立法者も当惑してしまうものなのです。ところが、ドリア人の場合は、この点においても、あのように首尾よく、ひとの憎しみもうけずに行なわれ、ために土地は争いを招かずに分割され、昔からの大きな負債もそこにはありませんでした。

E

1　684D6 の ἄλλαις は ἄλλῃ と読む（イングランドによる）。

2　神像、祭壇、墓石、境界などを動かすことは、重大な違法行為とされていたが、そのことを意味する諺風の表現である。Ⅷ. 842E～843A, Ⅺ. 913B, その他『テアイテトス』181A 参照。

(684)

メギロス　まったくそのとおりです。

アテナイからの客人　それでは、ねえあなた方、いったいどうして彼らの建国と立法とは、あのようなまずい結果に終ったのでしょうか。

メギロス　それはどういう意味でしょうか。彼らのどこを非難して、そうおっしゃるのですか。

アテナイからの客人　というのも、国は三つもありながら、そのうち二つの部分は、たちまち国制や法律を破壊し、ただ一つの部分、つまりあなた方の国家だけが残ったからなのです。

685

メギロス　これは、簡単には答えられぬ問題をお尋ねですね。

アテナイからの客人　とはいえわたしたちは、出発の初めにも言いましたが[1]、さしあたって今は、このことを考察吟味しながら、つまり、法律をとりあげて老人向きの思慮ある遊びを楽しみながら、この先の道中を楽にしなくてはならないのですからね。

B

メギロス　もちろんです。おっしゃるとおりにしなくてはなりません。

アテナイからの客人　ところで、わたしたちが法律をとりあげて考察する場合、今の〔三つの〕国々を秩序づけていた法律をとりあげるより以上に、いったいどんなすぐれた考察をすることができるでしょうか。あるいは国家の建設にしても、いったいそれらよりも名声があり、大きくもあるようなどんな国家をとりあげて、考察することができるでしょうか。

メギロス　それらの国々を除外して他の国の名をあげるのは、容易なことではありません。

アテナイからの客人　ところで、およそ明らかなことは、当時の人びとが、彼らの軍備はたんにペロポネソス

C　のためのみか、もし異国のものが彼らに不正を働くなら、ギリシア人全体のためにも充分な守りになるであろうと、このように考えたということです。異国が不正を働く例としては、たとえば、かつてイリオンの住民たちが、ニノス王朝[2]当時のアッシュリアの勢力を頼み、思いあがった気持から、あのトロイア戦争を招きよせるに到ったようなことが、それにあたるでしょう。というのは、かのアッシュリア帝国の威容は、当時なお少なからず保たれていたからなのです。ちょうど今日のわたしたちが、ペルシア大王を怖れているように、その頃もまた当時の人びとは、かの統合されたアッシュリア連邦をおそれていたのでした。けだし、二度目のトロイアの占領[3]は、ギ　D　リシア人に対する彼らアッシュリア人の大きな非難の的になっていました。というのもトロイアは、彼らの帝国の一部だったからです。

そこで、そういういっさいの状況に備えるために、当時の軍団の編制は、三つの国に分割されながらも、ヘラクレスの子供にあたる兄弟の王[4]のもとで、一つに統一されていたわけですが、その考案も整備もなかなか見事で、それは、かのトロイアに渡った軍の編制よりはるかにすぐれていると、思われていたようです。というのも、当時の人びとは、まず第一に、彼らのいただいているヘラクレスの子孫の方が、ペロプスの子孫[5]より、支配者とし

1　I. 625A～B参照。
2　アッシュリア帝国の建設者とされる伝説的人物。アッシュリアの町ニネベの創設者とされる。
3　一度目は、トロイアがプリアモスの父ラオメドンの治下にあったとき、ヘラクレスによってなされた攻略。これについては『イリアス』第五巻六四〇―六四二行参照。二度目はむろんトロイア戦争のこと。
4　683Dで語られた、三人の王のこと。
5　トロイア遠征軍の将軍アガメムノンとメネラオスのこと。

(685)
E
ての比較においてよりすぐれていると思っていたし、さらにまた、その軍団の方が、トロイアに渡った軍団より、勇気の点でまさっているとも思っていたのです。じじつ、前者の方が勝利を収めたのに対し、後者、つまり〔トロイアに渡った〕アカイア人たちは、前者によって、つまりドリア人たちによって負かされたのですから。当時の人びとは、およそこのような考え(1)で、そうした備えをととのえていたのではないでしょうか。

メギロス まったくそのとおりです。

686

アテナイからの客人 したがって、そうした備えが将来堅固なものとなり、長期間存続するだろうと当時の人びとが考えたとしても、それはとうぜんのことではなかったでしょうか。それというのも彼らは、互いに数々の苦労と危険をわかち合いもしてきたし、また兄弟を王にいただき、一族によって治められもしてきたのですから。その上さらに、数多くの予言者たち、とりわけデルポイの神アポロンに、おうかがいを立ててきたのですからね。

メギロス 彼らがそう考えるのもとうぜんのことです。

B

アテナイからの客人 ところが、それほどの大きな期待も、今しがた言ったように、その小部分であるあなた方の領土を除いては、どうやら当時、間なしに消え失せたようです。しかもその小部分がまた、今日にいたるまで、他の二部分との争いを、かつてやめたことがありません。これがもし、かりに当時の意図が実現され、みなが和合して一体となっていたのなら、戦いにおいて、それこそ不敗の力を保っていたことでしょうに。

メギロス まことにそのとおりです。

七

アテナイからの客人　では、それはどのようにして、またどんな理由で亡びたのでしょうか。かくも大きな、かくも立派な組織を、いったいどういう偶然が破壊したのか、それは考察してみるに値することではないでしょうか。[2]

メギロス　そのとおりですとも、だって、もしそれらの国を無視するなら、他のなにを考察しようと、美しく C 偉大なものを保存した法律や国制、反対にそれらをすっかり駄目にした法律や国制、そのいずれを観察することも、おそらく困難でしょうからね。

アテナイからの客人　すると、ここでどうやらわたしたちは、幸いにも申し分ない考察に、一歩踏みこんだことになりますね。

メギロス　まったくそのとおりです。

アテナイからの客人　ところで、誰しも人間というものは、驚いたことに、あなた、今のわたしたちもそうなのですが、自分では気づかずに、いつもこんなふうに考えてしまうようですね。つまり、なにか立派なものが生まれると、もし誰かが、どのような仕かたにせよそれを立派に扱うすべを心得てさえおれば、おどろくほどの成 D 果を、それの成しとげるのが見られただろうに、とね。しかしです、今わたしたちが、当面の〔軍団編制の〕問題についてそう考えるとすれば、それはおそらく、正しくもなければ、自然にかなったものでもないでしょう。さ

1　685E4 の ταύτῃ は τοιαύτῃ と読む(ビュデ版による)。ただし訳文上大差はない。

2　それを破壊したものがけっして偶然ではなかったという解答は、696 A sqq. であたえられる。

らにそのほかどんなことがらにせよ、もしそれについてそのような考え方をしているなら、それが誰であれ、それは正しくないわけです。

メギロス　いったいあなたは、なにを言おうとしておられるのですか。また、そのお説は、とりわけどういう点にかかわりがあると、わたしたちは言ったものでしょうか。

アテナイからの客人　それはね、あなた、今しがたのわたし自身を、自分で笑ってみたわけです。というのも、わたしたちが話題にしている今の軍備に目を向けたとき、わたしには、それがまったくもって見事なものに思われましたし、またいまも言ったように、もしその当時誰かそれを立派に使用する者が出ておれば、それこそ驚くほどの値打のあるものが、ギリシア人の手に落ちていたであろうに、(1)と、そんなふうに思われたからなのです。

E

メギロス　だって、あなたの言われたことは、すべて適切で道理にかなっていましたし、またわたしたちがそれに賛意を示したことも、そうだったのではありませんか。

アテナイからの客人　おそらくそうだったのでしょう。しかし、わたしはこういうことを思ってみるのです。誰しも、能力や力量がたっぷりとある大いなるものを目にすると、すぐさまこんな思いにとりつかれるものです。もしそれを所有している者が、質量ともにかくも大なるものを利用するすべを心得てさえおれば、その人は偉業のかずかずを成しとげ、幸福になるであろうと。

687

メギロス　そう思っても、正しいのではありませんか。それとも、あなたはどうおっしゃりたいのですか。

アテナイからの客人　まあ考えてみてください。どんな事柄についてにせよ、そのような賛辞を正しいものとしている人は、どこに目を向けて、ものを言っているのでしょうか。まず、今言われているあのことがらについ

て、考えてみてください。「その当時軍団を組織した人びとが、もししかるべき仕かたで、その軍団を配置するすべを心得ていたとすれば、彼らはおそらく事に成功していたであろう」とは、そもそもどのような意味なのでしょうか。それはつまり、「もし彼らが、その軍団をしっかりと団結させ、永久にそれを維持し、その結果、彼ら自身が自由になるばかりか、他の人びとを欲するままに支配できる者ともなったならば、つまり、要するに、B 彼らみずからもその子孫たちも、ギリシア人異国人の別なく、総じて全人間の間で、欲するままに振舞えるようになったとすれば、彼らは成功したことになる」という意味ではないのでしょうか。人びとが称賛するのは、そういうことのためではありませんか。

メギロス　まったくそのとおりです。

アテナイからの客人　また、大きな富とか家門のきわ立った名誉とか、何であれ、それに類したものを目にして、同じような賛辞を口にする人はみな、この点に目をとめて言っているのでしょうね。つまり、その所有者は、その所有のおかげで、欲するもののいっさいを、いや大部分の、それこそ語るに足るものを、手に入れることができるであろう、という点です。

メギロス　たしかに、そのように思われますね。

C **アテナイからの客人**　ではどうでしょう。今の議論によって明らかにされたことこそ、だれにも共通した一つの欲望の形なのでしょうね、議論そのものがそう主張しているように。

1　686D9 の θαυμαστόν のあとに ἄν を補う（イングランドによる）。

メギロス　どのようなことでしょうか。

アテナイからの客人　わが魂の要求するままに事が行なわれてほしい、ということです。できれば事のいっさいが、さもなくば、せめて人間にかかわりのある事だけなりとね。

メギロス　それはもとよりそのとおりです。

アテナイからの客人　いやしくも、子供のときと老人のときとを問わず、わたしたちすべてのつねに欲しているものが、そのようなことだとすると、わたしたちが一生涯を通じて祈願していることも、またとうぜん、まさしくそのことにあるのではないでしょうか。

メギロス　むろん、そうです。

D

アテナイからの客人　その上さらに、親しい人びとの身の上にも、自分たちが自分の上に祈っているその祈りを、一緒になって祈ってやりもするでしょう。

メギロス　もちろんです。

アテナイからの客人　息子は父親にとって親しいものですね、一方は子供で、他方は大人ですが。

メギロス　もちろん。

アテナイからの客人　しかしながら、子供が自分の身の上に生じるようにと祈っていることがらのなかには、父親としては、息子の祈りどおりにはけっして運ばないように神々に祈りたいことも、たくさんあるでしょう。

メギロス　子供がまだ若く、考えも足らぬ頃に祈る場合のことを、あなたは言っておられるのですね。

アテナイからの客人　そうです。またさらに、父親の方が、耄碌(もうろく)しているとか、あるいはあまりに血気さかん

E　であるとかして、立派なことや正当なことを何ひとつわきまえぬままに熱烈な祈りを捧げる場合も、そうです。ちょうど、子供の方は立派で正当なことをわきまえているのに、父親は、あのテセウスが、不幸な死に方をしたヒッポリュトスに抱いたのに近いような感情(1)にかられて、祈るような場合ですね。そういうときあなたは、子供が父と、その祈りを共にするだろうと思いますか。

メギロス　あなたの言おうとしておられることがわかりました。ひとが祈り熱望しなくてはならないのは、万事が自分の願望のままになるということではなく、それよりはむしろ、願望が自分の叡知（思慮）に従うように、ということでなくてはならない(2)。そしてこの、「知性が身にそなわるように」ということこそ、国家にせよわたしたちの誰ひとりにせよ、祈り求めなくてはならないことなのだ、――こういうことを、あなたは言おうとしておられるように思われます。

1　エウリピデス『ヒッポリュトス』による。ヒッポリュトスの若い継母パイドラは、先妻の子ヒッポリュトスへの恋情にかられる。彼女はそれを自分一人の胸に秘めようとするが、乳母の知るところとなり、乳母を通じてヒッポリュトスに告げられる。しかし潔癖なヒッポリュトスがこれを拒絶したため、パイドラは誇りをきずつけられた無念さから、夫、つまりヒッポリュトスの父テセウスに、ヒッポリュトスにより閨を犯されたとの詐りの遺書を残して自殺する。テセウスは、事の真実をわきまえず、パイドラの遺書を盲信し、息子ヒッポリュトスの死をポセイドンの神に祈願する。このことを言う。

2　バーネットの校訂に従ったが、もし写本通り687E7のπολὺをμηδὲνと読めば（シュタルバウム、テイラー、アーペルト、ビュデ版）、「ひとは、願望が自分の叡知に従うことを同時に祈るのでなければ、万事が自分の願望のままになることを、祈ったり熱望したりしてはならない」となる。ビュアリは、E7のμᾶλλονを削っているが、本質的にはその解釈とかわりはない。フィチーノのラテン訳はわれわれの訳文と同じである。

八

アテナイからの客人　そうなのです。そして、とりわけまた、国政にたずさわる立法者は、つねにこの知性の点に着目しながら、法律の条項を制定しなければならないということ、これは、わたし自身もいま思い出したことなのですが、またあなた方にも、思い出してもらいたいことだと思います。もしこの議論の初めに言われたこと[1]を、おぼえておいででしたらね。初めに言われたのは、こういうことでした。すぐれた立法者は、戦争を目的としていっさいの法令を制定すべきだというのが、あなた方お二人の勧告だったわけですが、これに対し、わたしの方は、こう言いました。そのあなた方のやり方は、四つ存在している徳のうちの一つだけに着目して、法律 B を制定するように命じているわけだ。しかしすぐれた立法者は、すべての徳、とりわけあらゆる徳の先頭に立つ指導的なものに、着目しなくてはならない。それは、叡知(思慮)であり知性であり、またそれらにつき従う愛と欲望を伴った思わくであると。

こうして、議論は、再び前と同じ地点に到着したわけです。そこで、語り手であるわたしの方は、あのときに言ったことを今も再び話します。わたしが戯れているとも、本気になっているとも、お気に召すままにとってください。わたしの主張はこうなのです。知性を身につけていない者が祈りに訴えるのは、危険なことであり、むしろ願望とは反対のことが、その身に生じるであろうと。

C　というのも[2]、わたしは今大いに期待しているのですが、もしあなた方が、すこし前にわたしたちのもち出した議論[3]についてこられるなら、あなた方はこういうことを発見されるだろうと思うのです。王たちが没落し、その

意図したこともすっかり崩壊した原因は、臆病にあるのでもなければ、支配者と支配さるべき者たちが、戦争に関することがらに精通していなかった、ということにあるのでもない。むしろ、それ以外のありとあらゆる悪徳によって破滅したのであり、とりわけ、人間にかかわりのあることがらのうち最も重要なことがらの無知のために、破滅したのだということです。そこで、当時の事情はそのようであったし、現在でもまた、事が起こればそのように起こるだろうし、将来においても、それ以外の仕かたで事は生じないだろうということを、もしあなた方がお望みなら、議論のつづきを追って進みながら、発見するようにしてみましょう。また友情のよしみで、力のおよぶかぎり、あなた方に明らかにするように努めてみましょう。

D

クレイニアス　そうとなれば、あなた、言葉だけであなたを賛美するのは、どうも好ましくありません。だから、実際の行ないによって、大いに賛美を示すことにしましょう。つまり、あなたのお話に、熱心に従ってゆくことにします。だって、ひとが本心から[4]賛美しているかどうかは、そういう行為において、とりわけ明らかにされるのですからね。

E

メギロス　これはよいお言葉、クレイニアス。あなたのおっしゃるとおりにやりましょう。

クレイニアス　もし神の心がそこにあれば、おのずからそういうことになるでしょう。さあ、とにかくお話しください。

1　I. 630C～D, 631C～D など参照。
2　688C1-2 の σπουδάζοντα.... τίθετε の一行を削る（ビュアリによる）。
3　686C で中断された国家滅亡の原因に関する議論をさす。
4　688D8 の ἐλεύθερος は ἐλευθέρως と読む（アストによる）。

九

アテナイからの客人　さあそれでは、それにつづく議論の道をたどりながら、わたしたちはこう主張することにします。まさに最大の無知が、その昔、かの勢力を破壊したのだが、今日でもなお、その無知は、同じ結果をもたらす。したがって、いやしくも立法者たる者は、そうした事情にかんがみ、できるかぎりの叡知(思慮)を国家に植えつけると共に、無知はこれを能うかぎり、取り除くように努めねばならないと。

クレイニアス　あきらかにそう努めねばなりません。

689

アテナイからの客人　それでは、どんなものが、最大の無知と言われてふさわしいのでしょうか。あなた方お二人とも、わたしの言葉に賛成されるかどうか、考えてみてください。わたしとしては、次のような無知を、それと見なします。

クレイニアス　どのような無知でしょうか。

アテナイからの客人　自分ではあるものを、美しいとも善いとも思っているのに、それを愛さずにかえって憎み、反対に、劣悪で不正と思っているものを、愛し迎える、そういう場合の無知なのです。このように、快楽と苦痛が、理(ことわり)にかなった思わくとの間できたす不調和を、わたしは無知のきわみであると主張します(1)。また、それは魂の広範囲に及ぶものですから、最大の無知とも主張します。広範囲に及ぶというのも、苦痛快楽を感じる部分が魂の中で占める比率は、いわば国家の中で、民衆が占める比率に相当するからです。したがって魂が、知識

B

や思わくや理知などの、本性上支配すべき部分に反対する場合、それをわたしは、愚かさと呼ぶのです。その事

情は、国家についても個人の一人ひとりについても同じことで、前者にあっては、大衆が支配者と法律に従わない場合に、国家の愚かさが生じ、後者にあっては、魂の内部に美しい理が内在しているのに、それが何ひとつ善い結果をもたらさず、むしろ、それとまったく反対の結果をもたらす場合が、それなのです。少なくともわたしは、国家の場合でも市民一人ひとりの場合でも、そういう無知のすべてを、この上なく本道を外れた無知と見なしたいのであって、職人たちの無知(2)ではありません。ねえあなた方、どうかあなた方が、わたしの言っていることを理解してくださるとよろしいのですが。

クレイニアス　わかりますとも、あなた、あなたのそのお説に同意もします。

アテナイからの客人　それでは、この点については、こういう決定がくだされ、告示がなされたものとしてください。すなわち、以上の意味における無知な市民には、支配権にかかわることは何ひとつゆだねてはならない(3)。むしろ、たとえ彼らが、いかに利害の計算にすぐれていようとも、またすべての気のきいたたしなみや、理解の敏捷さにかかわるようないっさいのことに、いかに骨身をけずっていようとも、無知の者としてこれを非難しなくてはならない。他方、これと反対の状態にある者は、たとえ彼らが、俗に言う「読み書きも泳ぎの心得もわき

1　快苦を感じる感性と知性の間の不調和を除くことが、教育の重要な部分であることについては、第二巻の初めにも語られており（II. 653A～C参照）、それに続く議論の根本的な主題となっている。

2　「職人たち」の中には、一般的にあらゆる職業が含まれているのであろうが、この場合についていえば、王国の滅亡を招いた原因は、軍人の戦争に関する職業的無知ではない、と言う意味であろう。もっと一般的に、すぐれた生活を送ることをできなくさせる人間としての無知である。

3　689C8 の ἐχόμενον のあとに、コンマを付す（イングランドによる）。

まえぬ」ものであれ、彼らを呼ぶに知者の名をもってすべきであり、またあらゆる支配権を、思慮ある者として
これにゆだねなくてはならない、という決定です。
というのも、いいですかあなた方、調和を失っていて、いったいどうして叡知(思慮)が、たとえその一片たり[1]
と、生じることがありえましょうか。それは不可能なことです。むしろ、あらゆる調和の中で最美最高の調和こ
そ、最大の知恵と呼ばれるにふさわしいのです。理知にかなった生活をする者は、この知恵にあずかります。だ
がその知恵を欠く者は、家を亡ぼす上に、さらに国家に関しても、その救済者となることはけっしてなく、むし
E ろ折あるごとに、そうした無知の姿をさらけ出すことになるでしょう。さて、さきほども言ったように、こうい
うことがこのように告示されたものとしておいてください。

クレイニアス たしかにそうしておきましょう。

一〇

アテナイからの客人 さて、国家にはかならず、支配者と被支配者とがいなくてはならないでしょう。

クレイニアス 言うまでもありません。

690 **アテナイからの客人** よろしい。そこでつぎに、大国小国を問わず、また、家の大小においても同様に、支配
し支配される資格には、どのようなものがあり、またどれほどの数があるのでしょうか。父親と母親のもつ資格
は、その一つではありませんか。そして一般的に、親がその子供を支配するということは、どこにおいても正当
な資格となるのでしょうね。

クレイニアス　それは大いに。

アテナイからの客人　さて、つぎにつづく資格としては、高貴な者が卑賤な者を支配する、ということです。さらに第三番目の資格として、年長者が支配し、年少者は支配されねばならない、というのが、以上のあとにつづきます。

B

クレイニアス　ええ、たしかに。

アテナイからの客人　さらに第四番目の資格としては、奴隷は支配され、主人は支配すべきである、ということ。

クレイニアス　言うまでもありません。

アテナイからの客人　第五番目には、思うに、強者が支配し、弱者は支配されるべきである、ということが。

クレイニアス　あなたのおっしゃったのは、まことに有無を言わさぬ支配ですね。

アテナイからの客人　その上それは、動物の世界すべてにひろくゆきわたっており、テバイの人ピンダロス(2)も

1　「調和」とは、もとより以上語られてきたところの、知性と情念の間の調和である。

2　ピンダロスは、前五一八—四三八年頃のギリシア最大の叙情詩人の一人。ボイオティアのキュノスケパライに生まれ、二〇歳の頃すでに詩人の名声をはせたと言われる。オリュンピア、ピュティア、イストミア、ネメアの四大祭における競技の勝利を歌った作品が現存している。ここでプラトンが、ピンダロスのどの詩句を念頭に置いているかは明瞭ではない。たとえば『ゴルギアス』484Bに引用されている詩句において、「法こそは万物の王なれ、死すべきもの、不死なるもの、なべてのものの」という言葉が見られるが、その言葉はそこで、「強者の支配」が「自然の正義」であることを主張するための傍証の意味で引用されている。したがってここでも、『ゴルギアス』のそうした詩句が考えられていたのかも知れない。しかしまた、『ゴルギアス』引用のその句をそのように解することについては、いろいろ問題もある。『ゴルギアス』484B及び同所注参照。

(690)
C
かつて言ったように、「自然にかなったもの」でもあるのです。だが思うに、最大の資格は、第六番目のものでしょう。すなわち、知識のない者は従うことを、思慮ある者は指導し支配することを、命じるものなのです。しかもまさにこの、ほんらい強制的にではなく、みずから進んで法律の支配をうけるということ、いやしくもこれを自然に反したものとする主張は、最高の賢者ピンダロスよ、わたしならまずしないでしょう。むしろこれこそ、自然にかなったことだと主張するでしょう。

クレイニアス まことにあなたのおっしゃるとおりです。

アテナイからの客人 つぎに、第七番目の支配権を、神に愛された人や幸運の人のもの、と言う意味で、わたしたちは一種の籤(くじ)にうったえます。籤に当った者が支配し、はずれた者は去って支配をうけるのが至当だと、主張するわけです。

クレイニアス あなたのおっしゃるとおりです。

D
アテナイからの客人 そこでわたしたちは、安易な気持で法律の制定に向かうような人があれば、その人に対して、戯れながらこう言うでしょう。

「立法者よ、支配者たるの資格がどれほどあり、またそれらが、本来どのような点で互いに対立し合うものか、それはもうおわかりでしょうね。今やわたしたちは、いわば内乱の源泉を〔そこに〕見出したわけですが、それを治療するのは、あなたの仕事なのですよ。そこで、まず第一に、わたしたちと一緒に考察してもらいたいことは、あのアルゴスやメッセネの王たちは、以上の資格から、どのように、またどの点で誤って逸脱したために、彼ら
E
みずからはもとより、当時驚嘆すべきものであったギリシアの勢力をもともども、破滅させることになったのか、

691

ということです[1]。彼らは、かのヘシオドスが『半分はしばしば全体よりすぐれている』と適切にも語っていることに[2]、思い及ばなかったのではないでしょうか。ヘシオドスはこう考えていたのです。全体を獲得することは破滅を招くが、半分なら適度だという場合は、いつでも、適度の方が適度をこえたことよりはるかにすぐれている。なぜなら、前者はより善いこと、後者はより劣ったことであるから、と[3]」

クレイニアス　まったくそのとおりですね。

アテナイからの客人　ところで、そうした事態が破滅を招くのは、それがまず王の身辺に生じることによってでしょうか、それとも民衆の間に生じるためでしょうか、いつもどちらだと思いますか。

クレイニアス　通常、多くの場合、それは、贅沢で傲った暮しをしている王たちにとりつく病気だと思います。

アテナイからの客人　すると、これはもう明らかなことではないでしょうか。つまり、まず当時の王たちが、制定された法律の限度をこえて、より多くをとろうとする病気にかかったのです。そして、言葉と誓いで協定し

1　684E〜685Aで提起された問題に、ここで戻ることになる。

2　ヘシオドス『仕事と日々』四〇行。そこでは「葵とアスフォデルの中に、心身を爽快にする養分がいかに含まれているか（つまり、貧しい暮し方の中に、どれほどの仕合せがあるか、の意）」という詩句（677E注2参照）と並べて、「半分は……」の詩句がうたわれている。したがってその意味も、たとえ半分でも、正義にかなった安らかな気持で手に入れる方が、全体を不正な仕かたで得るより、ずっと幸福になる、という意味で語られているのであろう。ここでもその意味で引用されている。また『国家』V. 466Cにも、賢者の言葉として、ヘシオドスのこの句が引用されている。

3　690E3-5の ὁπόταν…. χείρονος まで（訳文では、「ヘシオドスはこう考えていたのです。全体を……」以下）は、後人の挿入としての削除案がある（ヘルマン、シャンツ、ビュアリ）。

たことに関し、互いの間で調和を守らなかったのです。ところがその不調和こそが、わたしたちの主張するように、一見知恵のように見えて、じつは最大の無知にほかならず、これが、その調子外れや、調和の決定的な喪失を通じて、かの国々すべてを破壊したのです。

クレイニアス　どうやら、そのように思われます。

B

アテナイからの客人　それはそれとして、では当時の立法者は、立法にあたって、こうした不幸な事態の発生にそなえ、いったいどういうことに注意すべきだったのでしょうか。いや、神々にかけて言いますが、今からすればその認識にはなんの知恵をも必要としないし、それを語るのも困難ではありません。しかしもし当時、これを予知することができたとすれば、その予知者は、わたしたちよりはるかにすぐれた知者だったということになるでしょうね。

メギロス　いったいどういうことを、あなたは言おうとしておられるのですか。

アテナイからの客人　ねえ、メギロス、あなた方のお国で生じたことをよく観察すれば、その当時なにが行なわれるべきであったかは、これを認識することも、認識した上で語ることも、今となっては、いずれも容易なことなのです。

メギロス　もうすこしはっきりおっしゃってください。

アテナイからの客人　よろしい、次のことが、いちばんはっきりしたことになるでしょう。

メギロス　どのようなことでしょうか。

一一

C　**アテナイからの客人**　もしひとが、適度を無視して、小さなものに大きすぎるものをあたえると、――たとえば、舟に帆をあたえるにせよ、身体に滋養物を、また魂に支配権をあたえるにせよ――、そのすべてが、転覆してしまうものなのです。そして、あるものは驕りをきわめて病気に突っ走り、あるものは驕りの子供である不正に突っ走る。ところで、そもそもわたしはなにを言おうとしているとお思いですか。まずはこういうことなのです。

「みなさんもおわかりでしょうが、およそ死すべきものの魂は、まだ若く、責任もとれないときに、人の世の D 最高の支配権など、担いうるものではありません。あえて担えば、そういう魂はかならず、自分の思考力を、最大の病気ともいうべき無知で満たし、最も近しい友人からも憎しみをかうことになるのです。ひとたびそうなると、その事態はたちまち魂を破壊し、能力のいっさいを駄目にしてしまうのです」

したがって、適度をよく認識し、こうした事態にそなえて警戒を怠らぬことこそ、偉大なる立法者のつとめなのです。ところで、そんな警戒なら、その当時でもなされたであろうと推測することは、今日からすればごくあたりまえの推測です。だがじっさいは、次のようであったらしいのです(1)。

メギロス　どのようだったのですか。

1　691D5-6 の ὡς οὖν . . . . εἶναι――は、テクストにいろいろ疑義のあるところ。イングランドの解釈に従い、バーネットのままに読む。

(691)

アテナイからの客人　あなた方のことを気づかってくださる、ある神さまがあったようです。その神さまが、あなた E 将来のことを予見し、王の家系を、一つの家系としてではなく、双生児につながる両立した家系として、あなた方にあてがい、いっそうの適度を守るべく王家を制限されたのです(1)。その後、さらに、人の身でありながら神的な能力をかねそなえた一人の人物が(2)、お国の支配権のいまだ熱に浮かされているのを洞察し、王族にありがちの 692 専横な力に配して、老年の思慮にとむ能力をあてがったのです。つまり二八人の老人たちが、重大なる国事に関しては、王たちの権力と対等の投票権をもつようにしたわけです(3)。つぎに、第三番目の救い主は(4)、お国の支配権が依然として乱れを見せ、血気にかられているさまを見て、いわば馬銜（はみ）を嚙ませるように、監督官（エポロス）の権力を、籤（くじ）による職権に準じたものとして導入しながら、それに配したのです(5)。

さて以上の理由から、あなた方の王国は、とうぜん混合されるべき要素から混合され、また、適当な限度を保ったことによって、みずからが救われるばかりか、他の国々の救いの原因ともなったのです。思うに、これがも B しテメノス、クレスポンテス(6)、および当時の立法者たち、――どのような人たちが立法の任にあたっていたにせよ、とにかく――、彼らの手に支配権がゆだねられていたとすれば、アリストデモスの所有する部分（ラケダイモン）(7)すら、安全に保たれはしなかったことでしょう、――なぜなら、彼らは立法に、充分な経験をつんではいなかったからです。というのも、もしその経験をつんでおれば、彼らは、若輩の魂、それも専制的権力へ移行する可能性をはらむ支配権を手に入れたばかりの若輩の魂に、まさか誓いの手段で、節度を守らせることができようなどとは、思いもしなかったでしょう――。だが、じっさいは神さまが、最も持続する支配権はどのようにあるべきであったか、また現にあるべきかを、示してくださったわけです。

C　しかし、さきほども言いましたように、わたしたちの立場から以上の認識を持つことは、今日ともなれば、何ら知恵を必要とすることではありません、――過去の手本をもとにして観察することは、すこしも困難なことではないのですから――。だが、これがもしその当時にあって、それらを予見し、支配権に節度を守らせ、三つの支配権から[8]一つの統一をつくりうる人があったとすれば、その人は、当時意図されていたいっさいの善きものを、安全に保ったことでしょう。また、かのペルシアの軍勢にせよ、その他いかなる軍勢にせよ、われわれをとるに足らぬものと軽んじて、ギリシアに軍を進めるなど、けっしてしなかったことでしょう。

クレイニアス　あなたのおっしゃるとおりです。

D　**アテナイからの客人**　それにしても、クレイニアス、ペルシア軍勢に対する彼らの防禦のさまは、不名誉なも

1　スパルタ第一代の王は、プロクレスとエウリュステネスであったが(683D参照)、この両人は、アリストデモスの双生児であった。このことを言う。

2　スパルタ建国にまつわる伝説的人物リュクルゴスのこと。「神的な能力」とは、おそらく、彼がアポロンの託宣をうけたことを指しているのであろう。

3　いわゆるスパルタの長老会である。事実上はその中に二人の王も含めて考えることができるから、三〇人より成るとも見られる。

4　「第三番目の救い主」とは、饗宴の席などにおいて、三度目の灌奠(かんてん)は、救い主ゼウスに捧げられる習慣から、諺風に用いられるようになった言葉。今の場合、具体的には、おそらく前八世紀頃のスパルタ王テオポンポスを指すのではないかと推定されている。

5　いわゆる五人の監督官(あるいは長官)である。毎年民間から選出され、長老会、王家の勢力を牽制する役目をもつ。前五世紀頃には王家を凌ぐ勢力をもっていたと言われる。これがいつ頃制定されたかについては、諸説がある。

6　683D参照。

7　上注1参照。

8　スパルタ、アルゴス、メッセネの三国を意味するともとれるが、イングランドの解釈に従い、三つの支配権を、王、長老会、監督官をさすものと解釈する。

のでした。だが、わたしが不名誉と言うのは、当時の人びとのかちとった海陸での勝利が、輝かしい戦いではなかったという意味ではありません。当時のことを不名誉というのは、むしろ、こういう意味なのです。

まず最初に、三国のうち一国だけがギリシアの防禦に立ち、[1] 他の二国は、まことになげかわしい腐敗ぶりでした。つまり、その一国(メッセネ)は、ラケダイモンがギリシア救援に赴くことを、そのラケダイモンとはげしい一戦を交えさえしてこれを阻止しようとしましたし、[2] 他方、かのアルゴスは、三国分裂当時は先導的立場にあったにもかかわらず、外敵防戦の誘いに応じようともしなければ、立って防戦しようともしなかったのです。[3] その

E 戦争にまつわる当時の出来事を、さらにいろいろと数えあげて、ギリシアの態度の立派でなかったことを非難することもできるでしょう。いや、ギリシアがみずからの地を防禦したと言うことさえ、正しい言葉とはいえないでしょう。それどころか、もしかりに、アテナイ人とラケダイモン人の一致協力した心が、迫りくる隷属化を防

693 がなかったとしたら、おそらくとっくの昔に、ギリシア人の種族はすべて、お互いの間で——あるいは異国の種族がギリシア人と、あるいはギリシアの種族が異国人と——混合されていたことでしょう。それはあたかも、ペルシアの専制に屈する人たちが、今日、散り散りにされたり寄せ集められたりしながら、みじめな離散の暮しを送っているのと、同じことになったでしょう。

このような点が、クレイニアスにメギロス、古今のいわゆる政治家や立法者たちに対して、わたしたちの非難

B しうる点なのですが、そのわたしたちの目的は、彼らの失敗の原因を探究することによって、それとは別の、どのような処置をとるべきであったかを、発見することにありました。その処置とはまさしく、今しがたわたしたちの言ったことにほかなりません。つまり、強大な支配権や混合の形をとっていない支配権を、立法によって設

立してはならない、ということです。それというのも、わたしたちの意図によれば、国家とは自由なもの、思慮あるもの、みずからのうちに友愛を保つものでなくてはならず、立法者たる者、よくその点に着目して、立法しなくてはならないからです。

だが、どうか奇妙にうけとってもらいたくないことは、わたしたちがこれまで、立法者は立法にあたって、しかじかの点に着目しなくてはならないと言いながら、いくつかの点を繰り返し提出してきたわけですが、しかも C そこに提出された諸点が、そのつど同じものとは思われなかったかも知れない、ということです。だが、これは、こう考え直していただきたいのです。着目すべき点として、節度を保つことを(4)、あるいは思慮を、あるいは友愛を述べるにしても、その着眼点はけっして別々のものではなく、同一のものだった、ということです。他にもそれに類した言葉使いをたくさんとることもありましょうが、それらがわたしたちを、混乱におとし入れないようにしたいものです。

1　前四九〇年のマラトンの戦いをさす。ミルティアデスを将軍とするアテナイ軍が、このときペルシア軍勢をよく防いだ。スパルタ軍は、たまたまアポロンに捧げてのカルネイアの祭りの期間にあたっていたため、慣例上出兵することができず、戦いの終った翌日に到着したという(ヘロドトス『歴史』第六巻(一〇六、一二〇)、および698E参照)。

2　698Eにも、メッセネが当時ラケダイモンと交戦したことにふれられているが、これに対応する歴史的事実は明瞭ではない。

3　ペルシア側と親交を保っていたアルゴスが、対ペルシア軍のギリシア同盟に応じようとしなかったことについては、ヘロドトス『歴史』第七巻(一四八—一五二)にも語られている。また当時アルゴスが、スパルタと友好関係になかったことも、その理由の一つである。アテナイからの客人の言葉では、この点にふれられてはいない。

4　「節度を保つこと」(693C2 πρὸς τὸ σωφρονεῖν)を削る案もある(シャンツ、ビュアリ)。しかし、自由を暗示する別の表現ととることもできる(イングランド)。

D

クレイニアス　議論をもう一度たどってみて、そうするように努めてみましょう。だがさしあたり、その友愛、思慮、自由に関してですが、立法者たるもの、いったいどういうことを目的にすべきだと言うおつもりだったのですか、それを聞かせてください。

一二

アテナイからの客人　では聞いてください。国制には、いわばその母ともいうべき二つのものがあり、他の国制は、そこから生まれてきたと言って、まず正しいでしょう。そして、その一方を君主制、他方を民主制と呼ぶのがよく、前者の頂点にはペルシア民族が、後者の頂点にはわたしたち(アテナイ)が立っていると言ってよいでしょう。これに対し他の国制は、ほとんどすべて、今も言ったように、それら二つをもとにして、ありとあらゆるかたちに組み合わされているのです。したがって、いやしくも思慮と一緒に、自由と友愛が生じるべきであるなら、とうぜん、以上二つの国制をかねそなえていなくてはならないのです。そしてまさにこのことこそ、わたしたちの議論の勧めたいと思っていることで、それは言葉にすれば、こうなるのです。いやしくも国家が、この二つをわけ持つことがないかぎり、その国家は、けっして立派に治められることはできないであろうと。

E

クレイニアス　とうぜんのことですね。

アテナイからの客人　ところが、今の二国のうち、その一方(ペルシア)は君主主義を、他方(アテナイ)は自由主義を、それぞれただそれだけを、必要以上に偏愛し、どちらの国も両者を、適量に保持してはいなかったのです。だがあなた方の国制、つまりラコニア(スパルタ)とクレテの国制は、その点でもっとうまくいっています。

694 他方、アテナイとペルシアも、一時はそのような〔よい〕状態を保っていたときがありましたが、今日では遠く及びません。で、そのようになった原因を詳しく話してみたいと思います。どうでしょうか。

クレイニアス　ぜひそうしてください。かりにもわたしたちの提案をやりとげるつもりでおられるのなら。

アテナイからの客人　では、一緒に耳を傾けましょう。ペルシアは、キュロス(1)の統治下では、隷属と自由を他のときよりずっと適量に維持しており、その時期には、まず自分が自由になるとともに、やがては、他の多くの国々の主人ともなりました。それというのも、支配にあたって、被支配者たちに自由をわかちあたえ、彼らを同等にあつかったものですから、兵士たちは指揮者たちにいちだんと親しみをおぼえ、危険にのぞめば、すすんでみずからを差し出したからです。さらにまた、もし彼らの間に、誰か思慮に富み審議の能力のある者があらわれると、王はこれに嫉妬を抱くどころか、言論の自由を許し、何ごとにせよ、有能なる協議者を名誉あつく迎えたので、そういう者は、その思慮の才能を、公共のものとしてひろく公に役立てたからです。こうして、当時にあっては、自由、友愛、知性の共有のおかげで、万事が彼らに進歩をもたらしたのでした。

B

1　キュロスは、在位前五五九―五二九年頃の、ペルシア大帝国の基礎を固めたアカイメネス家の名君。カンビュセス一世の子。初めメディア王アステュアゲスに仕えてこれを倒し、さらにリュディア王クロイソスを倒して、帝国の基礎を固めた(ヘロドトス『歴史』第一巻参照)。またバビュロニアを平定、イラン高原から、インダス河、カスピ海、小アジア沿岸に及ぶ領土を征服した。彼の治下で、エジプトを除くオリエントは、ほとんどペルシアのもとに屈した。本文の以下にも語られるように、被征服者に対し、その風習、宗教を寛大に黙認し、その統治の良風が伝えられている。このキュロスが父に、その子カンビュセス王が殿様に、次の王ダレイオス(694C注1参照)が商人に、それぞれ喩えられたという插話が伝えられている(ヘロドトス『歴史』第三巻(八九)参照)。

クレイニアス そのお話は、じっさいそのとおりだったようですね。

C **アテナイからの客人** それでは、いったいどうしてペルシアは、カンビュセスの統治のときに衰亡し、ダレイオスの統治のときには、もう一度再興したのでしょうか(1)。この考察にあたって、もしよろしければ、一つ予言めいた推測をしてみてはいかがでしょう。

クレイニアス 結構です。だってその推測は、わたしたちが目的としてきたもの(2)の探究を、はかどらせてくれるのでしょうからね。

アテナイからの客人 では、キュロスについて、わたしはいま、こういう推測をたててみます。彼は、他の点では有能かつ愛国心に富む将軍でしたが、正しい教育という点では、まったくこれに手をふれず、また家政に対しても、いっこうに心を向けなかったのであろうと(3)。

クレイニアス いったいどういう意味で、そんなことが言えるのでしょうか。

D **アテナイからの客人** 彼は、子供たちの養育を女たちにゆだねたまま、若いときから一生涯、兵事にたずさわっていたようです。ところが、その女たちは、子供たちの養育にあたり、彼らを、幼年時代からすでに幸福に恵まれた者、生まれながらにして祝福されており、その面では何ひとつ欠けるところのない者、と見なしたのです。そして彼女たちは、子供たちはもう充分に幸福なのだからという意味で、彼らに逆らうことは、誰にも何事においても許さず、子供たちの言うこと為すことは、誰もがこれをほめたたえるように強制し、人も知るああした人間に育てあげたのです。

クレイニアス どうやらあなたのお話では、なかなか立派な育て方のようですね。

E

アテナイからの客人　いや、言うならば、王室の女たちのやる、女にありがちの育て方なのですね。つい最近金持になったばかりで、しかも男たちは、戦争やあれこれの危険で暇がなく、そのためにまったく男手のないなかで子供たちを育てるという、王室の女たちのね。

クレイニアス　なるほど、そのとおりです。

アテナイからの客人　他方、父親の方はと言えば、その子供たちのために、羊や家畜の群れ、さらに人間その

695

他、さまざまなものの群れを手に入れていたのです。ところが、それらを将来ゆずるべき子供たちが、父祖伝来の技術、つまりペルシアの技術ですが、その教育をうけていないことには、思いいたらなかった。そのペルシアの技術こそは、——もともとペルシア人は牧人で、苛酷な土地の子らだったのですから——、なかなかきびしい

1　カンビュセスはキュロスの子で、在位前五二九—五二二年頃。エジプトに進軍してその征服に努めたが、他に見るべき業績はなく、カルタゴ、エチオピアなどへの進出も失敗に終っている。その正気を失した狂乱狂暴は臣下におそれられた(ヘロドトス『歴史』第三巻(三〇—三八)参照)。
　ダレイオスは、直接ペルシア王系の血縁者ではなく、ヒュスタスペスの子である(695Cおよびその箇所の注5参照)。カンビュセスの王位を奪ったと伝えられるマゴス僧を殺害して王位についた。在位前五二一—四八六年。その間、小アジア沿岸のギリシア諸都市に平和をもたらした。また全領土を二十有余州に分割していわゆる太守の制度をしき、ペルシアの財政確立に尽すなど、その業績はキュロスにつぐものがあった。ギリシアにも出兵したが、これはマラトンの戦いで破れた。エジプト遠征中に没。その国内諸制度その他の事績については、ヘロドトス『歴史』第三巻(八八—一六〇)参照。またダレイオスを悩ましたスキュタイ族との戦いについては、同書第四巻(一—一四〇)参照。

2　694C4 の τοῦτο は τοῦ と読む(バッダムによる)。

3　ここでプラトンは、たとえばクセノポンの『キュロス大王の教育』に見られるような、キュロスを哲学的な王として賛美する人たちへの、批判を匂わせていると見る解釈もある。

もので、戸外の暮しを営むことも、寝ずの見張りに立つことも、必要とあらば兵士の役に立つこともできるという、きわめて頑強な牧人たちを、つくり上げるに充分なものだったのです。しかるに父親は、自分の息子たちが、女たちや宦官たちの手から、いわゆる幸福ゆえに駄目になった教育、メディア風の教育をうけている[1]

B ことに気づかなかった。その結果、子供たちは、甘やかされて育てられた場合にありがちの性格へと、育っていったのです。こうして子供たちは、キュロスの死後、贅沢と放埒でふくれあがったまま王位を継承したものですから、まず初めに、兄弟の二人が同権であることに我慢できず、一方が他方を殺しました[2]。ところが、その後その殺した者自身が、飲酒と無教養ゆえに正気を失い、メディア人や当時のいわゆる宦官、――これらはいずれもカンビュセスの愚を軽蔑していたのですが[3]――、彼らの手にかかって、王権を失ったのです。

C **クレイニアス** たしかに、そうしたことが伝えられています。おそらくじっさいも、ほぼそれに近いことが生じたのでしょうね。

アテナイからの客人 ところがその後、ダレイオスはじめ七人の手によって[4]、王権は再びペルシアに戻ったと伝えられています。

クレイニアス そのとおりです。

アテナイからの客人 では、わたしたちの議論の意図にしたがって、観察してゆくことにしましょう。ダレイオスは、王の息子として生まれたのでもなかったし[5]、甘やかされた教育によって育てられたのでもありませんでした。彼は、彼を含む七人と共に王位に復帰してこれを手にいれると、それを七つの部分に分割しました[6]。それら諸部分の名残は、わずかながら、今日もなお残されています。また彼は、法律を制定し、一種の平等

D を共有のものとして導入し、そのようにして治めるべきであると考えました。また、キュロスがペルシア人に約束していた貢納品配当のことを法律にくみ入れ(7)、金銭と贈物によってペルシア民衆の心をとらえながら、全ペルシア人の間に、友愛と公共心をもたらしました。そのようなわけで、軍隊は心からの好意をつくし、キュロスの残した国土に劣らぬ国土を、彼のために新しくつけ加えたのです。

だが、ダレイオスのあとには、またしても王室風の贅沢な教育によって育てられた、かのクセルクセスがつづ

E く、——「おおダレイオスよ！　キュロスの過失に学ばなかったため、あなたは、キュロスがカンビュセスを育

1　ペルシアがメディアを征服する経緯については、ヘロドトス『歴史』第一巻(九五—一四〇)参照。ペルシアが、他国のあらゆる風習を摂取するのに巧みで、メディアの華美な風習をもよくとり入れたことについては、同書第一巻(一三五)参照。またクセノポン『キュロス大王の教育』第八巻(一の四〇)にも、メディアの風習が華美優雅であったこと、キュロスがそれを身につけていたことにふれられている。

2　カンビュセスが、兄弟のスメルディスを殺害したのである。これについては、ヘロドトス『歴史』第三巻(三〇)参照。

3　マゴス僧である兄弟が、その一人(ガウマタ)がスメルディスに似ていることを利用し、またスメルディス殺害の秘められているのを幸いに、謀反を起こして王であると主張した。このくだりについては、ヘロドトス『歴史』第三巻(六一—六三)参照。なお「カンビュセスの愚を軽蔑していたのですが」(695B7 καταφρονήσαντος)は、意味の上で、メディア人と宦官のいずれにもかかるとするイングランドの解釈に従う。

4　七人とは、ダレイオス、オタネス、アスパティネス、ゴブリュアス、インタプレネス、メガビュゾス、ヒュダルネス(ヘロドトス『歴史』第三巻(七〇)参照)。なおこの七人による王位回復については、同書第三巻(六一—八七)参照。

5　ダレイオスは、ペルシアの総督ヒュスタスペスの息子で、キュロス同様アカイメネス家の流れに属しているが、直接にはカンビュセス王の息子ではない(694C注1参照)。ヘロドトス『歴史』第三巻(七〇)参照。

6　ヘロドトスによると(第三巻(八九))、ダレイオスは二十有余州に分割したとされている。

7　ダレイオスは、貢物を王家の独占物とせずに、ひろく臣下に分与したのであろう。

てたと同じ流儀で、クセルクセスを育てたのだ！」ひとがこう呼びかけるのも、とうぜんのことだといえましょう――。そのクセルクセスは、同じ教育の生みの子よろしく、カンビュセスとほぼ同様の、不運な生涯をたどりました。そして、ほぼそのとき以来ペルシアには、呼名は別として、真にその名に値する大王(1)は、ついに一人としてあらわれなかったのです。

その原因は、わたしの説によれば、偶然によるものではありません。いな、並はずれた富をもつ僭主の子供たちの、送るのをつねとしている悪しき生活、それこそがその原因なのです。というのも、子供にせよ、大人にせ696よ、あるいは老人にしても、そのような育て方から、徳にかけて卓越した者になることはけっしてないのですから。まさにこの点こそ、立法者は言うに及ばず、わたしたちもまた、今のこの話の機会に、よく考えねばならぬことだというのが、わたしたちの主張なのです。

ところで、ラケダイモンのお方、あなた方の国家の功績としてとうぜん認めてよいことは、まさにこの点なのです。つまり、あなた方は、その建国の初めにあの神のごとき人(2)が、神の教えをうけて決定したものにあらざれば、いかなる名誉、いかなる養育も、貧富の別や私人王家の別による差別をもって、これを分配したことはけっBしてなかったということです。まことに、いやしくも国家においては、誰かが並はずれた富をもっているという理由で、格別の名誉があたえられたりしてはならないのです。それはちょうど、もし徳に欠けるところがあれば、たとえその人の足が速く、容姿が美しく、また力が強かろうと、そのために格別の名誉があたえられてはならないし、たとえ徳があるにしても、もしそれに節制が伴わなければ、あたえられてはならないのと、同じことなのですから。

メギロス　あなた、そのあなたのおっしゃる〔節制が伴わないならばという〕ことは、どういう意味でしょうか。

一三

アテナイからの客人　思うに、勇気は徳の一部分ですね。

メギロス　もちろんです。

アテナイからの客人　それでは、たいへん勇気はあるが、節度がなく、しまりのない人を、自分の同居者や隣人として受け入れるかどうか、——あなたはこういう言葉を聞いたものとして[3]、自分自身で判定してみてください。

C

メギロス　とんでもないことを！

アテナイからの客人　ではどうです、技術の心得があり、その面では知者であるが、しかし不正な人は？

メギロス　けっして受け入れません。

アテナイからの客人　しかし、少なくともその正しさというものは、節制の働きなしには生まれません。

メギロス　むろん、そうです。

1　キュロス以来、ペルシア王は代々「大王」と呼ばれた。

2　「神のごとき人」とはリュクルゴスのこと。691E注2参照。

3　「〔私の〕議論を聞いたわけだから」というようにとることもできる(ビュアリ、テイラー)が、アーペルトに従った。

アテナイからの客人　それにまた、わたしたちがついさきほど提案した知者、(1)すなわち、その持っている快楽と苦痛を正しい理に調和させ、それに従わせているような人も、節制の働きなしには生まれません。

メギロス　むろん、生まれないでしょう。

D

アテナイからの客人　加うるにまた、国家における名誉の配分について、どのような配分がいつも正しく、どのようなものが正しくないかということに関し、なおこういう点を考察してみましょう。

メギロス　どのようなことですか。

アテナイからの客人　節制が他のすべての徳から切りはなされ、ただそれだけが魂にそなわった場合、それは名誉なものと見られて正しいのでしょうか。それとも不名誉なものと見るべきでしょうか。

メギロス　どう答えるべきか、わたしにはわかりません。

アテナイからの客人　ところが、そのあなたの答えこそ、まことに適切なのです。というのも、わたしの質問のどちらをお答えになっても、あなたは調子はずれの答えを口にしているように、わたしには思われるでしょうから。

メギロス　すると、わたしの答えでよかったわけですね。

アテナイからの客人　そのとおりです。じっさい、名誉や不名誉の対象となるものにただ付随するだけのもの、

E

そういうものは、言葉に出して言うべきではなく、言葉には出さず、黙っておく方がふさわしいのですから。(2)

メギロス　どうやらあなたは、節制のことを意味しておられるようですね。

アテナイからの客人　そうです。これに対し、他の諸徳のうち、もしそれに節制が付随すれば最大の利益をわ

697

たしたちにあたえるもの、それが最高の名誉をうけるなら、最も正しい名誉をうけていることになるでしょうし、二番目に利益をあたえるものは、二番目の名誉をうけて正しいことになるでしょう。そのようにして、それぞれのものが、その順位に従ってつぎつぎと名誉をうけとるならば、それで正しいうけとり方になるでしょう。

メギロス　そのとおりです。

アテナイからの客人　ではどうでしょう。それらの名誉を配分することもまた、立法者の仕事だと、主張すべきではないでしょうか。(3)

メギロス　それは大いに。

アテナイからの客人　では、そのすべてにわたって、いちいち具体的に細かく配分することは、これを立法者にゆだねておくとしても、わたしたち自身もある意味では(4)法律を求めている者なのですから、これを次の三つに分割することは、わたしたちがやってみてはどうでしょうか。最も重要なものと、第二、第三に重要なものとを、分けて区別することです。

1　689D参照。

2　「節制」は、それなしには他の諸徳も成立しない性質のものであるが、そういう意味で諸徳に「付随するだけのもの」は、その価値を言葉に出して言うより、むしろ黙っておく方がよいという意味。しかしそれは、それが無価値だからというのではむろんなく、むしろ他の諸徳と別の秩序の価値をもつからである。この意味で696D11のπρόσθημαを、「付随するだけのもの」と訳しておく。

3　I. 631D～632B参照。そこでは、善きものの区別、結婚と子供の養育、エロースの扱い方などに関して、非難すべきを非難し、名誉をあたえるべきものには名誉をあたえるという、評価の公正の重要さが語られている。

4　「ある意味」とは、実際家としてでなく、理論の上、言葉の上において、の意味。

メギロス　それはぜひともやりましょう。

B

アテナイからの客人　では、わたしたちは言います。思うに、国家は、もしそれが人間の力に許されるかぎり安全に保たれ、幸福であろうとするなら、ぜひとも、名誉と不名誉の配分を正しく行なわなくてはならない。ところで、その配分の正しさとは、魂に属する善きもの――その魂には節制が伴う――が、最も貴いもの、第一位のものと見なされ、つぎには、身体に属する美しいもの、善きものが、第二位、さらに、いわゆる財産や金銭に属する善きものが、第三位、というように見なされることである。[1] 反対に、立法者にせよ国家にせよ、金銭をと

C

くに重んじて名誉の地位に上げたり、あるいは、名誉の点で下位のものを上位に位置づけたりして、以上の順位から逸脱する場合には、その行ないは、神を敬うものでも、政（まつりごと）にかなったものでもないことになるであろう。これを、わたしたちの言葉とすればよいでしょうか、それともどうでしょうか。

メギロス　ぜひともはっきりと、それをわたしたちの言葉にしておきましょう。

アテナイからの客人　さて、こうしたことを、このように長々とわたしたちに話させたものは、まさしくペルシア国制[2]の探究にあったわけです。わたしたちの発見するものは、年を追って[3]悪化していった彼らの姿なのですが、その原因は、わたしたちの主張によれば、彼らがあまりにも民衆から自由を奪い去り、限度以上に専制的要素を持ちこみ、もって国家内部の友愛と公共心を破壊したことにありました。[4]

D

ところが、これが破壊されると、一方、支配者たちのはかりごとは、被支配者たる民衆のためにではなく、みずからの支配権のために、はかられます。つまり、もし彼らが、たとえわずかでも自分たちの利益になると考えれば、いつでも、親しい国々や種族さえ、これを兵火で破壊して亡ぼし、その結果、互いに敵意をもって容赦な

く憎み憎まれ合うことになるのです。他方また、自分たちのために民衆に戦ってもらう必要に迫られても、その民衆の間には、危険を冒しても戦おうとするほどの熱意を伴った公共心など、まったく見出されないのです。いな、数の上でこそ何百万という数え切れぬ部下を持ちながら、その所有する部下たるや、一人として戦いの役に立つものではないのです。そして、あたかも人手が不足しているかのように傭兵をやとい、金でやとわれたその異国の者によって、他日わが身の安全が保たれるであろうと考えているのです。加うるに、いわゆる国家的に名誉なことや立派なことも、金銀にくらべればいつも屑がらくたにすぎぬことを、じっさいの自分の行ないによって明言しているわけですから、もはや逃れようもなく、みずからの無知を暴露しているものとしなくてはなりません。

E

698

メギロス　まことにそのとおりです。

一四

アテナイからの客人　さて、ペルシアの事情、つまり、ペルシアが現在立派な統治をうけていないのは、極端

1　この区別はもとはピュタゴラス派に端を発しているといわれる。のちのストア哲学における善の区別にもこれが見られる。I. 631C～D, II. 661A～C など参照。

2　697C6 の πέρι は περὶ と読む（イングランドによる）。

3　697C7 の ἐπὶ ἔτι はいろいろ訂正案が考えられているが、ἔπι ἔτη と読む（シュナイダーによる）。

4　693B にも、自由、思慮、友愛の必要性にふれられている。また 694B には、ペルシアを大ならしめたキュロス大王の功績として、自由、友愛、知性をもたらしたことが語られている。

な隷属と専制のためだというペルシアの事情については、以上をもって終ることにしましょう。

メギロス　まことにそのとおりでした。

アテナイからの客人　他方、アッティケの国制についても、[1] つづいて同じような仕かたで、次のことを詳述しなければなりません。つまり、反対にいっさいの権威に縛られない完全な自由は、他者の権威に依存しながら適当な限度を守っている自由より、すくなからず劣っている、ということです。

B　さて、ギリシア人に対する、いな、ほぼエウロペ(ヨーロッパ)の全居住民に対するペルシア人の進撃が行なわれたあの時期にあっては、わたしたちの国制は、古くからのしきたりを守り、官職は四つの階層にもとづいていました。[2] また、一種の慎みの心が女王のように君臨しており、そのお蔭でわたしたちは、みずからすすんで、当時の法律に服従して生きようとしたものでした。加うるに、海陸に姿をあらわしたペルシア軍勢の威容が、絶望的な恐怖を投げかけたものですから、わたしたちは、支配者と法律に対し、いっそうの隷属を示すようになりまし

C　した。すべてこうした理由のために、わたしたちのお互いの間には、強度の友愛が生まれました。

かのダティスのひきいるペルシア軍勢がやってきたのは、サラミスの海戦に先立つこと、ほぼ一〇年のときでした。それは、公然とアテナイ人およびエレトリア人を目差し、彼らを奴隷にしてつれ帰るべく、ダレイオスによって派遣されたものでしたが、もしダティスがそれに成功しなかったなら、死刑の予告が彼に下されていたの

D　です。そのダティスは、何万もの軍勢をひきい、短時日のうちに、エレトリア人を完全に武力で捕獲し、「一人のエレトリア人も彼の手を逃れたものはない」という怖るべき風説を、わたしたちの国に送りこみました。それによると、ダティスのひきいる兵士たちは、手をつなぎ合い、ちょうど引き網でさらうようにしてエレトリアの全

土を一掃したということです。[3] その風説が本当なのか、またどういうふうにして流れてきたか、それはべつとして、他のギリシア人はもとよりのこと、わけてもアテナイ人の心を寒からしめました。そこで彼らは、四方八方 E に使節を派遣したのですが、ラケダイモン人を除いては、一人として助けにこようとはしなかったのです。しかもそのラケダイモン人にしても、一つには当時の対メッセネ戦争のために、あるいはまたなにか別の事情が彼らを妨げていたのか、——それに関する話はべつに聞いてはいないのですが——、とにかく、マラトンでの戦いに一日おくれて到着したのでした。[4]

その戦いののち、大王のもとからは、大がかりな軍備の噂や威嚇が、つぎつぎと伝えられながら、たえず届いてきました。やがて時が流れ、ダレイオスの死去が伝えられました。しかし王位をうけついだ彼の息子は、若く

1　698A9 の τὴν は削る(イングランドによる)。

2　「古くからのしきたり」とは、ソロン(前六四〇—五五九年頃)の改革以来、の意。「四つの階層」とは、ソロンの制定による、財産評価をもととした四階層を指す。①五〇〇メディムノス(すなわち、年間の穀物生産量が五〇〇メディムノスの階層。一メディムノスはほぼ五一／二リットル)。②騎士階層(ヒッペイス)(年間約三〇〇メディムノス)。③農民階層(ゼウギタイ)(年間約一五〇メディムノス)。④賃銀労働者(テーテス)(農民より少ない年間生産高)。国家の主要官職は①②③の順位に応じて選ばれ、④は、民会や民衆裁判への参加だけが許されていた。

3　ダティスによるエレトリア進撃は、前四九〇年頃。『メネクセノス』240A～Bにもほぼ同様の記述が見られる。同所では、五〇万の兵士と三〇〇の軍船をしたがえたとされている。また「短時日」とは、同所では「三日間」とされているが、ヘロドトス『歴史』第六巻(一〇一)では、六日間の戦争ののち七日目に征服したとなっている。なお「引き網でさらうように」というのは、ペルシア軍が諸島を征服する場合、住民掃討に用いた習慣的方法のようである。ヘロドトス同書第三巻(一四九)ではサモス島が、第六巻(三一)ではキオス、レスボス、テネドスの諸島が、これをこうむっている。

4　メッセネとの戦いについては692D参照。ラケダイモン軍の到着が一日遅れたことについては、同所注1参照。

て烈しいだけに、遠征の熱意をいっこうに捨ててはいないとの話でした。そこでアテナイ人は、マラトンでの出来事にかんがみ、その装備のいっさいは、自分たち自身に向けて準備されているものと思いました。そしてアトス岬に運河のうがたれたこと、ヘレスポントスに橋のかけられたこと、[1] さらに軍船のおびただしい数を聞くに及び、もはや身を守るすべは、陸にも海にも、自分たちには残されていないと思いました。というのも、誰ひとりとして自分たちを助けにはこないであろうと、考えたのです、——なぜなら、以前ペルシアの軍勢がやってきて、エレトリア周辺をすっかり征服したとき、そのときも誰ひとりとして自分たちを助けにはこなかったし、ともに

B

戦って危険にあたろうとはしなかったことを、彼らは記憶していたからです。今度もまた、まさにそれと同じことが、少なくとも陸戦による場合には生じるであろうと、彼らは予想したのでした——。かといって、海戦による場合にしても、千艘、いな、それ以上の軍船が進撃してきているとあっては、身を守るすべなどまったくとざされていると、彼らは見たのです。

だが、身を守るただ一つの道のあることに、彼らは思い至りました。それは、望みも薄く絶望的なものではありましたが、しかし、ただ一つの道でした。彼らは、以前の出来事に目を向け、あのときも、彼らが戦って勝利をおさめたのは、思うに、絶望の底からのようなものであったと、そこに思い至ったのです。そこで、この希望に錨をおろしながら、自分たちの逃れゆくところは、ただ自分たち自身と神々のなかのみであることを、見出したのです。

C

こうして、これらすべての事情が、つまり、当時目前に迫っていた恐怖と、昔からの法律によってつちかわれてきた恐怖とが、彼らお互いの間に友愛を植えつけました。後者の恐怖は、彼らが、昔からの法律に服従するこ

とによって身につけたもので、それこそわたしたちが、これまでの話のなかで、[2]しばしば「慎みの心」と呼び、すぐれた人たらんとする者は、その「慎みの心」に従わねばならないと話してきたものなのです。また臆病者とは、その心から解放され、そのおそれを持たぬ者にほかなりません。その臆病者の心をも、もしその当時、かの「おそれ」がとらえていなかったならば、[3]彼らはけっして、力を合わせて身を守りもしなかったでしょうし、神殿や墓地や祖国や、その他身内の者たちや親しき者たちを、当時じっさいその救助に赴いたようには、これらを守ることもしなかったでしょう。むしろ、わたしたちのめいめいは、その当時に、散り散りに細分され、それぞれ異なったところを目差して、離ればなれにされていたことでしょう。

D

メギロス　まことに、あなた、おっしゃるとおりでした。あなたの今の言葉こそ、あなたご自身にはもとより、あなたの祖国にもふさわしいものでした。

一五

アテナイからの客人　それもそのはずなのです、メギロス。だって、あなたのような方を相手に、当時の出来事を話すのは、まことにふさわしいことですからね。なにしろ、生まれながらにして、ご祖先の気質にあずかっ

1　アトスは、カルキディケからレムノス島の方角に向かって、エーゲ海に突出した岬。アトス岬の運河については、ヘロドトス『歴史』第七巻(二二―二五)参照。ヘレスポントスのよく知られている架橋については、同書第七巻(三三―三六)など参照。

2　I. 647A〜C, II. 671D, III. 698B など参照。

3　699C6 の δέος は αἰδώς(慎みの心)と同義にとる。なお C6 の一行はバーネットのままに読む。

(699)

ておられるのですから。

E　ところで、あなたにもクレイニアスにも考えてもらいたいのですが、わたしたちの話には、多少とも立法のための参考になることがあるのでしょうか。だって、わたしがこうして話をつづけているのも、その目的は、物語にあるのではなく、今言う、その立法にあるのですからね。さあ、では考えてみてください。ある意味では、ペルシア人とほぼ同じ不幸な出来事が[1]、わたしたちの上にも生じたわけでした。もっとも、彼らの方は、民衆をまったくの隷属へ導いたのに対し、わたしたちの方は、反対に、まったくの自由へと、大衆を走らせた点は別ですが。さて、そういうこれまでの話は、このさき、なにをどんなふうに話すべきか、ということのためにも、ある意味では適切だったことになります[2]。

700

メギロス　おっしゃるとおりです。しかし、今のその言葉の意味を、どうか、もうすこしはっきりさせるように努めてください。

アテナイからの客人　そのつもりです。ねえ、あなた方、昔の法律のもとでは、わが国の民衆は、けっして法律の主人ではありませんでした。むしろ、ある意味では、みずからすすんで法律に服従していました。

メギロス　どのような法律に、とおっしゃるのですか。

アテナイからの客人　まず第一に、当時の音楽に関する法律に、と申しましょう。もしわたしたちが、自由な生活の極端に増大してきたすがたを、最初から詳しく話そうとするのでしたらね。

B　それはこうです。当時わたしたちのもとでは、音楽は、それ自身のいくつかの種類や形態に分類されていました。歌の一種類に、神々に捧げる祈りがあり、それは賛歌（ヒュムノス）という名称で呼ばれていました。さらに、

これに対応するものとして、別の種類の歌があり、それは、まず悲歌（トレーノス）と呼べばいいものだったようです。また、アポロン賛歌（パイオーン）がいま一つの別の種類で、さらにいま一つのものとしては、ディオニュソスの生誕を扱ったものと見られますが[3]、いわゆる酒神歌（ディテュランボス）と言われるものがありました。さらにまた、それらとは別の種類の歌として、まさに「ノモス」というこの名称で呼ばれるものもありました[4]。もっともこれには、「竪琴に合わせて歌われる」という言葉がそえられていました。

さて、他にも若干のものを加えて、こうした区別がしっかりと定められていましたから、異なった種類の旋律を、別の種類の旋律に適用することは、許されなかったのです[5]。そして、これらの区別を認識し、認識した上で

C

判定し、さらにそれに従わぬものを懲罰する権威は、今日のように、大衆のやじり声でもなければ、粗野な叫びのごときものでもなく、また称賛をあらわす拍手でもありませんでした。むしろ、一方、教養を身につけた人び

1　むろん国運衰亡のこと。

2　699E5–6は、イングランドの解釈に従い、バーネットのままに読む。問題は、E5の πᾶς.... τοὐντεῦθεν と οἱ προγεγονότες.... 以下の文章のつづき方の不明瞭さにある。

3　以上を大別すれば、神々に捧げるものと死者に捧げるものに区別される。前者は「ヒュムノス」（賛歌）、後者は「トレーノス」（悲歌）となる。さらに前者のうち、アポロンの神に捧げるものは「パイオーン（あるいはパイアーン）」（アポロン賛歌）と呼ばれ、ディオニュソスの神に捧げるものは「ディテュランボス」（酒神歌）と呼ばれる。なお700 B4 Διονύσου γένεσις「ディオニュソスの生誕を扱ったもの」という箇所は、「ディオニュソスの生んだもの」ととれなくもない。

4　これまでの話において、「法律」（ノモス）の意味に用いられてきた、まさにその「ノモス」という名称が、別の一つの歌を意味するものとして用いられている、ということを意味している。

5　700B7 の ἄλλο は ἄλλῳ と読む（イングランドによる）。なお旋律の混同については、II. 669C～D参照。

とに対しては、自分の耳で最後まで黙って聞くように、定められていましたし、他方、子供たちや子供の養育係り、その他一般の群集に対しては、懲らしめの鞭という戒律が置かれていたのです。したがってこれらの面では、大部分の市民たちは、みずからすすんでこのようにきびしい秩序の支配をうけようとしたもので、騒がしい叫び声による判定を行なおうなどと、あえて企てたりはしませんでした。

D

ところが、その後時代がすすむにつれて、音楽のたしなみにそむいた違法を先導する者として、詩人たちが、——素質の面では詩人の才能をもってはいるが、ムゥサの定めた正しさや法規については無知にひとしい詩人たちが——、生まれてきたのでした。彼らは、バッコスの狂乱にふけり、適度を越えて快楽のとりこになり、悲歌（トレーノス）を賛歌（ヒュムノス）に、アポロン賛歌（パイオーン）を酒神歌（ディテュランボス）に混合し、笛の調べを竪琴の調べで模倣し、ありとあらゆるものを互いに混ぜ合わせながら、無知ゆえにそれと気づくこともなく、音楽に関するこんな誤った意見まで主張したのです。「音楽では、およそ正しい規準など、わずかばかりもありはしない。むしろ、すぐれた人であれくだらぬ人であれ、これを楽しんできく人の快楽を規準として判定されるのが、最も正しいのだ」と。(1)

E

こうして彼らは、このような作曲をし、それに類した歌詞をそえたりしながら、大衆のなかへ、音楽に関する違法と、充分な判定能力をそなえているかのような思い上がりを、植えつけたのです。その結果、劇場の観客たちは、あたかも自分たちが、音楽における美と美ならざるものとを熟知しているかのように、かつての沈黙から転じて騒々しくなり、かくて、音楽における「最優秀者支配制」（アリストクラティアー）に代って、かの劣悪なる「劇場支配制」（テアトロクラティアー）が生じたのです。

701

それというのも、もしこの意味での民主制(デーモクラティアー)が、教養ある自由人のみにかぎられ、ただ音楽においてのみ生じたのであれば、その結果も、さほどおそるべきものではなかったかも知れません。しかし事実は、音楽から端を発して、万事に関して知恵があると思う、万人のうぬぼれや法の無視が、わたしたちの上に生じ、それと歩調を合わせて、万人の身勝手な自由が生まれてきたのでした。というのも、彼らは、みずからを識者であるかのように思うところから、畏れなきものとなり、その無畏が無恥を生んだのです。思うに、思い上B がりのために、自分よりすぐれた人物の意見をおそれないということ、まさにこのことこそ、悪徳ともいうべき無恥であり、それは、あまりにも思い上がった身勝手な自由から生じてくるものなのです。

メギロス　まったくあなたのおっしゃるとおりです。

一六

アテナイからの客人　この身勝手な自由につづいて生じてくるものは、おそらく、支配者への服従をいさぎよしとしない自由であり、さらにその自由につづいて、父母や年長者への服従と戒めから逃れようとする自由なのです。それも終局に近づくと、法律に服従しまいとする自由が生じ、ついに終局そのものに至って、誓約や信義、C 総じて神々を重んじまいとする自由が生じるのです。そうなると、物語にいう、昔の巨人族(ティタン)の本性を

1 II. 658E〜659C参照。そこでは、芸術の判定者となる者は、なによりも徳において秀れた人物でなくてはならぬことが語られている。

模倣してその身に示しながら、巨人たちと同じかのところに逆戻りし、[1] ついに不幸のやむことのない、つらい生を送りつづけることになるでしょう。

D ところで、わたしたちが以上のようなことを話したのは、そもそもなんのためだったのでしょうか。馬を相手にする場合と同様、議論においても、ひとはたえずその手綱を引きしめねばならないと思います。まるで口に手綱がついていないかのように、議論の手で無理やりに運ばれ、諺にも言う「驢馬から落ちてしくじる」[2] ことのないようにしなくてはなりますまい。むしろ、今も言うように、いったいどういう目的で[3] 以上のことが話されたのか、今一度わたしたちは、問い直してみなくてはなりません。

メギロス おっしゃるとおりですね。

アテナイからの客人 ところで、それが話されたのは、あの目的のためでした。

メギロス どんな目的でしょうか。

アテナイからの客人 わたしたちはこう言いましたね。立法者は、次の三点を目標において立法しなくてはならない、つまり、立法された国家が、自由な国家、自己自身のうちに友愛を保つ国家、知性をそなえるものとなるように、という目的です。[4] そうだったですね。どうでしょうか。

メギロス まったくそのとおりでした。

E **アテナイからの客人** まさしくこれを目的として、わたしたちは、国制としては最も専制的なものと、最も自由なものとを選び出し、[5] そのどちらが正しい国制のあり方であるかを、目下考察しているしだいです。ところで、わたしたちの確認したことは、こういうことでした。両者のそれぞれからある適量を、すなわち、前者の場合に

702

は、僭主として振舞うことの適量、後者の場合には、自由人として振舞うことの適量を採用すれば、そのときそれぞれの国制には、他にまさる繁栄がやどるが、これに反し、それぞれの国制が極点にまで押し進んで、前者の場合には隷属の極点、後者の場合には自由の極点、というようになると、どちらの側にとってもよい結果にはならない、ということでした。(6)

メギロス　まったくあなたのおっしゃるとおりです。

1　この箇所は、①「物語に言う昔の巨人族の本性を模倣し……示しながら」の一句と、②「巨人たちと同じかのところに逆戻りし、……つらい生を送りつづける」の一句をめぐって、解釈がわかれる。①(a)「巨人族の本性」を、人間は巨人族から生まれたという神話により、人間の中に含まれている原罪的な、巨人族の性質の意味にとる(テイラー)。(b)「巨人族の本性」とは、オリュンポスの神々と争ってタルタロス(奈落)に閉じこめられた巨人族の本性を意味するととる(イングランド、ビュデ版)。②については、「巨人たちと同じかのところに逆戻り」する者(ἀφικομένους)と同格になる主語を、(a)「人間たち」と見れば、「巨人たちと同じかのところ」とは、「タルタロスのようなつらいところ」の意味となる(テイラー、ソーンダース、ビュデ版、シュタルバウム)。(b)これに対し、その主語を、「巨人たち」とすれば、巨人たちは、すでに何らかの罪で一度タルタロスに閉じこめられたが、その後脱出して神々と争い、再び「同じところ」(タルタロス)へ逆戻りした、というように解される(イングランド)。訳者としては、①に関しては(b)を、②に関しては(a)をとりたい。

2　「驢馬から(アポ・オヌゥ)落ちる」を「知性から(アポ・ヌゥ)落ちる」に、語呂合わせのように扱ってかけ、「愚かさを示す」の意味が含まれるという(ビュアリ)。

3　701D2 χάριν ἕνεκα は、諸家そのいずれかを削っている。ただしビュデ版は写本のまま。

4　693Bにこの三点が語られている。ただしそこでは、「知性」の代りに「思慮あるもの」とされている。

5　もとよりペルシアの国制とアテナイの国制である。693D～E参照。

6　『書簡集』VIII. 354Eの「隷属と自由は、極端化すると、いずれも最悪、適度を守る場合には最善」という箇所が、リッター、イングランドにより、適切にもこの箇所と比較されている。

アテナイからの客人　そしてまた、わたしたちが、ドリア軍団の建設や[1]、ダルダノスによる山裾と海辺への定住[2]、また、滅亡をまぬかれて生き残った最初の人びとなど[3]を考察したのも、以上のことを目的としていたのでした。さらにまた、これらに先立つ、音楽と酒の酔いに関するわたしたちの議論、さらにはそれに先行する議論[4]を考察したのも、同じ目的のためでした。これらすべての話は、そもそも国家はどのように治められれば最善なのB か、また私的には、ひとはどのようにみずからの生涯をまっとうすれば、最良の生き方となるのか、それを知ろうとするためのものでした。だが、はたしてわたしたちは、なにか有益な結果をもたらしたのでしょうか。それを調べるには、メギロスにクレイニアス、そもそもどのような吟味が、わたしたちお互いの間で話されればよいのでしょうか。

クレイニアス　それならあなた、わたしは一つの吟味を考えついたように思います。わたしたちがこれまで話してきた議論は、どうやらすべて、一種幸運のたまものとして、わたしたちにあたえられたような気がするのです。というのも、少なくともこのわたしは、ちょうど今そうした話題を必要とする時点に立ち至っていますし、それに、あなたがこのメギロスと一緒にこの場合に居合わしておられたというのも、これまた、いわば時のはかC らいだったからです。といいますのも、目下わたしの身にふりかかっていることを、あなた方お二人に隠すつもりはありません。それどころか、あなた方と出会ったことを、いわば吉兆と見なしているのです。

ほかでもありませんが、クレテの大部分が、ある植民を行なおうとくわだてており、事の世話を、クノソスの人びとに委託しているのです。ところが、そのクノソス政府がまた、わたしのほか九人の者に、それを委託したのです。同時に政府はまた、法律についても、もしこのクノソスの法律でわたしたちに気にいるものがあれば、

それを取り入れて制定するように、また、たとえ他国の法律でも、〔気にいるものがあって〕(5)それがすぐれていると思われれば、他国のものであることに頓着せず、それを取り入れて制定するように、命じているのです。

D　こういうわけですから、さしあたり、わたしにもあなた方にもよいように、こうしてみてはどうでしょうか。これまで話された内容から選択して、いわば根本から建国するつもりで、言葉の上で(6)国家を組み立ててみましょう。そうすれば、わたしたちにとっては、求めていることの吟味になるでしょうし、同時に、わたしはまたわたしなりに、その組み立て方を、将来の国家に役立てることもできるでしょう。

アテナイからの客人　よいことを告げてくれました、クレイニアス。では、もしメギロスに気のすすまぬことでもないかぎり、ことわたしに関しては、万事できるだけ、あなたの望みのままになるものと考えてください。

クレイニアス　ありがたいことです。

メギロス　もちろん、わたしの方にも異存はありません。

E　**クレイニアス**　お二人の言葉に感謝します。では言葉の上で、まず国家を建設するようにしてみましょう。

1　682E～692C参照。
2　681E～682C参照。ダルダノスについては、同所の注1参照。
3　677B～681C参照。
4　第一巻、第二巻参照。以上これまでの話の順序が、逆に扱われている。
5　前文同様〔気に入るものがあって……〕を補う（シュタルバウムによる）。
6　702B3で、アテナイからの客人が、「そもそもどのような吟味が、わたしたちお互いの間で話されればよいのでしょうか」と語っていた言葉に答えるものとして、「言葉の上で」とわざわざ断られたとも考えられる。

第四巻

一

704 **アテナイからの客人**　さあでは、将来の国家をどのように考えるべきでしょうか。といってわたしは、その国家の呼び名について、現在どんなふうであるか、とか、将来その国家をどう呼ぶべきか、とか、そうしたことをお尋ねしているのではありません、――というのも、そういうことなら、おそらくその国家建設のいきさつや、B 国家の場所などがきめてくれるもので、河、泉、土地の神々などの呼び名が、それにまつわる神聖な名前を、新しく生まれた国家に付与してくれるでしょうからね(1)――。だが、わたしがその国家に関し、知りたいと思って尋ねていることは、それが海辺に位置する国家となるのか、それとも内陸の国家となるのか、という点なのです。

クレイニアス　おそらくあなた、わたしたちが今話題にしている国は、海からほぼ八〇スタディオン(2)ほど隔っているでしょう。

アテナイからの客人　ではどうでしょうか。その国に近い海岸のあたりには(3)、港があるのでしょうか、それとも、まったく港はないのでしょうか。

クレイニアス　それなら、その海岸は、可能なかぎりの良港に恵まれていますよ、あなた。

C **アテナイからの客人**　これは驚いたことをおっしゃる(4)。で、その国の周辺の土地は、いったいどうなんですか。あらゆる物資を産出するのですか、それとも若干は欠けるものもありますか。

クレイニアス　おそらく、何ひとつ欠けることはないでしょう。

アテナイからの客人　近くには、それと隣接する国があるのでしょうか。

クレイニアス　まったくありません。それだからこそ、その国が建てられたのです。昔、その地方から外地への植民が行なわれたために、その土地は、かぎりなく長い間、無人の地となっているのです。

アテナイからの客人　では、平野、山地、森林に関する状況はどうでしょうか。それぞれの分布状況は、どのようになっていますか。

クレイニアス　それは、他のクレテ全般の性質と似通っています。

D

アテナイからの客人　平坦というより、むしろ土地が険しいとおっしゃるのですね。

クレイニアス　まったくそのとおりです。

アテナイからの客人　さて、そういうことだと、その国は、徳を身につけるのに、まったく望みなしというわけでもありませんね。というのも、もしこれが、海辺に位置し、良港に恵まれながらも、物資が豊かでなく、多

(5)（「クレテ全般」への注）

1　704A4-5は、A4 τοῦτο を支配する動詞として、たとえば δοίη のごときものを仮想的に補い（訳文では「きめてくれる」がこれにあたる）、さらにその仮想的動詞の主語を、A4 ὁ κατοικισμὸς αὐτῆς ἤ τις τόπος と見なす。そしてB1 προσθείη の主語としては、A5 ποταμοῦ……ἐπωνυμία……τόπῳ までの ἐπωνυμία のみと見なす。したがってB1 τόπῳ のあとのコンマを削る（イングランドの解釈による）。

2　一スタディオンを六〇〇フィートと見て、約一四／五キロメートル。

3　704B6の κατὰ ταῦτα αὐτῆς は読みにくい。シュタルバウムはじめ諸家は、「その国の海に近い部分」の意味を読もうとしている。アーペルトのように、もし αὐτῆς を ἀκτῆς と改めることができれば、簡単になる。

4　この驚きの理由は、705A sqq. に語られる。

5　新しく建設される国以外の、他のクレテ、という意味。

くのものを欠く有様だと、その国は、誰か偉大な救い主や神のごとき立法者を必要としたことでしょう。さもなければ、そういう性質の国は、華美虚飾に浮き身をやつした、多くの劣等な品性を見ることになるでしょう。(1) だがじっさいは、八〇スタディオンの距離が、これを緩和しています。それにしても、お話だと、その国は良港に恵まれているということですから、その恵まれている分だけ、必要以上に海に接近しすぎていることになりますが、しかし、この点でも、わたしたちはまずよしとしなくてはなりますまい。

705 まことに隣接している海というものは、その土地にとって、日々の生活には快適なものであっても、実状は、まったく「塩辛く苦い隣人」(2) なのですからね。というのも海は、その土地を、貿易や小売りのあきないで満たし、ひとの心に、不正直で信頼のおけぬ品性を植えつけ、そのため国民は、お互いの間においても他国の人びとに対しても、ひとしく信頼を欠き、友愛を失ったものとなるからです。だが、あらゆる物資を産出するという事実が、

B このことを阻止してくれます。なにしろ険しい土地のことですから、あらゆる物資を産出しながら、同時に多量に産出する、などということは、明らかにありえないでしょうからね。もしこれが、その両立の可能な土地であれば、多量の輸出に応じられるため、物の代りに、金銀の貨幣で満たされることになるでしょう。しかも、国家が高尚で正しい品性を身につけるための禍としては、一つ一つをくらべてみた場合には、これ以上に大きいものはないと言ってよいほどなのです。このことは、もしわたしたちにその記憶があれば、これまでの話でも、わたしたちの語ってきたことでした。(3)

クレイニアス それは憶えています。そしてあのときにせよ今にせよ、わたしたちの言葉の正しいことを認めます。

C

アテナイからの客人　では、さらにどうでしょうか。わたしたちの国の地域は、造船材についてはどんな状況でしょうか。

クレイニアス　樅にしても松にしても語るに足るほどではなく、糸杉も多くはありません。また、落葉松やプラタナスにしても、ごくわずかしか見出されないでしょう。それらは、造船工が、船の内装の部分に、いつもかならず使わなくてはならないものですが。

アテナイからの客人　そういう自然の姿も、その国にとって、わるくはないようですね。

クレイニアス　どうしてでしょうか。

D

アテナイからの客人　敵のよくない面を真似るような模倣は、たやすくできない方が、国にとってはよいことなのです。

クレイニアス　あなたがそうおっしゃるのは、これまで話されたいろいろのことのうち、どの点に目をつけておられるからなのですか。

1　海の近くに位置する国家の道徳的危険については、たとえばアリストテレス『政治学』第七巻(六)の冒頭で語られている。すなわち、海に隣接する国家は、風習を異にした人びととの交流や、貿易商人による人口増加のため、良風のそこなわれることが多いという。

2　アルクマン(前七世紀頃のスパルタの叙情詩人)の詩句と伝えられる。

3　たとえば695E～696Aの「並はずれた富」への批判参照。

二

アテナイからの客人　どうかあなた、この話の初めに話されたところへ目をつけて、わたしの言葉に注意をしてください。クレテの法律は、ある一つのものに着目していると言われた、あの点なのです。ところが、あなた方お二人の説だと、まさにその一つの目標は、戦争だということでした[1]。わたしは、それにこたえて、あのように制定された法令が、とにかく徳に着目しているのは結構なことだと言いはしましたが、その着目が、いうならば徳の全体に対してではなく、一部に対してである、という点は、まったく承認しませんでした[2]。そこで今度は、E 代ってあなた方のほうが、当面の立法にさいし、万一にもわたしが、徳を目差さぬものとか、徳の一部だけを目差すようなものを立法することがありはせぬかと、注意深く監視していてほしいのです。というのも、わたしは、次のような法律の制定だけが正しいものだと想定しているのですから。すなわち、なにか立派な結果が不断に付随してくるもの、ただそういうものだけを、ほかのもののなかから、あたかも弓を射る人のようにつねに狙い、706 それ以外のものは、たとえ富とかそれに類するものがたまたま得られようと、今言われた立派な結果[3]が伴わぬかぎり、そんなものはいっさい無視してしまう、そういう法律なのです。

ところで、今も言われた、敵のよくない面の模倣というのは、ある国が海近くに位置して、敵によって苦しめられるような場合に、生じてくるものなのです。たとえば——断っておきますが、わたしはあなた方に、不愉快なことを思い出させようとして、言うのではありません——かつてミノスは、海上にもつ大いなる勢力をたのんで、アッティケの住民たちに、貢物のつらい納入を命じました[4]。ところがアッティケの者たちは、まだ今日のよ B

うに、軍船を持ってはいませんでしたし、またその国土も、海軍力を容易に提供してくれるほど、造船材に富んではいませんでした。したがって、彼らには、〔敵の〕航海術を模倣して、自分たちの方も水夫になり、そのようにして敵を防ぐなど、当時、そうかんたんにやれることではなかったのです。また思うに、かりにそれができたとしても、しっかりと大地をふみしめる重装歩兵であることをやめて、その代りに海の兵士となり、慣れぬ習慣を身につけるよりは、まだしも七人の子供たちを幾度も失った方が、彼らにはよいことだったかも知れません。その習慣とはたとえば、たびたび船をはなれて打って出ては、再び素早く軍船に退却したり、また敵の攻撃にあったときに踏みとどまってあえて死を選ばないでも、いっこうに恥ずべきことを行なっているとは思わない習慣、いなむしろ、武器を捨てて、彼らの言う、かの「恥ずかしくない逃走」を行なおうとも、もっともらしい言い分けが、即座に生まれてくるような、そういう習慣ですね。だって、「恥ずかしくない逃走」などという言葉は、海軍の戦闘に従事すればいつも生じてくるものですが、それは「かぎりなき称賛」(5)に値するどころか、むしろまっ

1　I. 625D〜E 参照。

2　I. 630C〜631A 参照。

3　II. 661A〜C で語られる「善」の諸段階参照。なお 706 A1-2 は、イングランドの解釈に従いながら、バーネットのままに読む。

4　クレテ王ミノスの王子アンドロゲオスは、パンアテナイアの祭りで勝利を得たあと、テバイ訪問途上で変死をとげたが、これを策謀と思ったミノス王（I. 624A 注2参照）は、船をひきいてアテナイを攻略して降伏させたあと、貢物として、年々各七人の少年少女をクレテへ送ることを強要した。これらの人質は、ラビュリントスに住むミノタウロス（I. 624A 注2参照）の犠牲にされたという。このことを言う。ミノタウロスはテセウスにより亡ぼされる。

5　すぐ前の「恥ずかしくない逃走」同様、これも昔の詩句からの引用と推定されるが、出所は不詳。「恥ずかしくない逃走」の方は、アルキロコスのものとも推定されている。

たくその反対なのですから。まことに、よくない習慣には、断じて市民を馴染(なじ)ませてはなりません。それも、市民のうち最優秀の部分であれば、なおさらのことです。

ところで、そういう海戦のしきたりがほんらい感心しないものだという、ただそれだけのことなら、おそらくホメロスからも、学ぶことができたでしょう。たとえば、ホメロスにおけるオデュッセウスは、アカイア軍がトロイア軍と戦って圧迫をうけたとき、アガメムノンが軍船を海へ引き出すように命じると、これを非難しています。彼はアガメムノンに立腹してこう言うのです、——

E

あなたという人は　戦いと叫び声のいりみだれるこのさなかに
装いも見事なる軍船を　海へ引き出せと命じるのか
それこそ　すでに望みを達したるトロイア軍には　いっそうの望みを叶え
われわれにはまったき破滅が訪れよう
けだしアカイア軍は　軍船が海に引き出されたとあっては　もはや戦いをつづけはしまい
いな　あたりを見まわし　戦列に背を向けるだろう
かくては　あなたの声高に語るはかりごとこそ　禍をもたらすものとなるであろう(1)

707

したがって、かのホメロスもまた、重装歩兵の戦っている傍の海上に、三段櫂船の停泊しているのは感心しないということは、よく知っていたのです。そんな習慣に馴染んでは、獅子といえども、鹿の前から逃げる癖をつけるでしょう。

その上、海軍力によって威を保つ国家は(2)、国が救われたとき、戦士たちのうちの最もすぐれた者に対して、褒

B 賞を分かち与えないことがあります。というのも、国の救いは、舵手や水夫長（五〇人長）や漕ぎ手たちの技倆、さらに、とるにたらぬあらゆる人たちのお蔭によるのですから、それらの各人に、正しく褒賞を贈ることは、誰しもできることではないからです。だが、そもそもその点をしくじっておきながら、なお国制が正しきをうるなど、どうしてありえましょうか。[3]

C **クレイニアス**　それはほとんど不可能ですね。だがそれにしても、あなた、ギリシア人が異国人と交えたかのサラミスの海戦[4]こそ、ギリシアの地を救ったものだと、少なくともわれわれクレテの者は、言い伝えています。

アテナイからの客人　おっしゃるとおりで、ギリシア人や異国人の間でも、そのように言う者は大勢います。しかしあなた、わたしたち、わたしとこのメギロスなら、マラトンとプラタイアの陸戦[5]こそ、前者はギリシア人の救われる発端となり、後者はそれを完成させたものだと、言うでしょう。またそれらの陸戦は、ギリシア人をいちだんと立派にしましたが、海戦の方は立派にしなかった、とも。もっとも、当時われわれのすべてを救って

1 『イリアス』第一四巻九六―一〇二行。九八、一〇二行の二、三の語が異なっているが、意味に大差はない。

2 707 A 5 αἱ διὰ τὰ ναυτικὰ πόλεων δυνάμεις は αἱ πόλεις αἱ διὰ τὰ ναυτικὰ δυνάμεναι の意味にとる（シュタルバウムによる）。

3 論功行賞の公平の重要さについては、I. 631E～632C, III. 697A～B などにもふれられている。

4 前四八〇年。テミストクレスを総指揮官とするギリシア艦隊が、クセルクセスのひきいるペルシア艦隊を破り、ペルシア側の敗北を決定した海戦。

5 マラトンの陸戦については III. 692D 注1参照。プラタイアは、アテナイの同盟国で、ボイオティア南部の町。前四八〇年サラミスの海戦で破れたペルシア軍は、マルドニオスの指揮のもとで、一時テッタリアに退き再起を計ったが、このプラタイアで、スパルタの名将パウサニアスのひきいる一〇万の兵と戦って破れた。

くれたいくつかの戦いを、こうした言い方で話題にすることが許されればの話ですが。そのさいサラミスの海戦に、アルテミシオンの海戦[1]をもつけ加えましょう。

D

しかし、それはそれとして、とにかく目下わたしたちが、国土の性質や法律の組み立て方を検討しているのは、国制にそなわる徳を目標としてのことなのです。わたしたちは、世の大多数の人びとのように、ただたんに生きながらえてあることだけが、人間にとって、最も貴いことだとは考えません。むしろ、できるかぎり善き人となり、この世にあるかぎりそのようでありつづけることこそ、最も貴いことと考えています。だが、このこともすでに、これまでの話のなかで、言われたことでしたね。[2]

クレイニアス　たしかに。

アテナイからの客人　したがってわたしたちは、これまでと同じ道を歩んでいるかどうか、そのことだけを考えることにしましょう。建国と立法のことについては、その道こそ、国家には最善のものなのですから。

クレイニアス　それはもう、まことに最善のものですね。

三

E

アテナイからの客人　では、これにつづく問題をおっしゃってください。あなた方の国に入植するのは、どこの人ですか。その志願者は、クレテのどの国においても土地の養える限度以上に人口がふえたという理由で、クレテの全土からやってくるのですか。というのも、まさかギリシア中から、あなた方が志願者を集められるわけではないでしょうからね。もっとも、あなた方のお国には、アルゴス、アイギナ[3]、その他ギリシアの各地から入

708

植している人たちが若干いることは、わたしも知ってはいます。が、それはそれとして、さしあたって今度入植してくる当面の集団は、どこからくるとおっしゃるのか、その点をお話しください。

クレイニアス　それは、クレテの全土からやってくるものと思われます。また、他のギリシア人のなかでは、ペロポネソスからくる人たちが、一緒に入植する仲間として、とりわけ歓迎されるものと思われます。というのも、今のあなたの言葉にもありましたが、おっしゃるとおり、ここにはアルゴスからきた人たちもいますし、それに、当地で現在最も評判のよい、かのゴルテュネ族もまた、アルゴスの出なのです。その種族は、かの「ペロポネソスのゴルテュス」から、たまたま移住してきているのですから。(4)

B

アテナイからの客人　ところで、植民地建設というものは、蜜蜂の分封のような仕かたで行なわれないと、どの国家にとっても同じようにたやすく行なわれるものではないようです。つまり、土地の狭さに圧迫されるとか、なにかそうした不幸な状況に強いられるとかして、親しい者たちを後にして親しい者たちが出て行きながら、一

1　アルテミシオンは、エウボイア島の北西に突出した岬で、アルテミスの神殿があった。ギリシア艦隊は、ここでペルシア軍の侵入を食いとめた。

2　I. 628C～D, III. 687E～688Bなど参照。「大切にしなければならないのは、ただ生きるということではなくて、よく生きるということなのだ」(『クリトン』48B)の有名な言葉は、プラトン終生の一貫した考え方である。

3　アルゴスは、ペロポネソス半島中央部東岸の、アルゴス湾に臨む町。III. 683Dにも、三国に分建されたドリア人国家の一つとして語られている。アイギナは、サラミス湾に位置する小島。

4　ペロポネソス半島のゴルテュスという町は、アルカディア地方に位置し、厳密にはアルゴス出身ということはできない。古典期には、「クレテ島のゴルテュス」の方が評判をはせていた。クレテのアルテミス信仰にまつわる少女ブリトマルティス(ゼウスとカルメの娘)は、このゴルテュス出身とも言われる。クレテのゴルテュスは、その地で発掘された法典碑文で知られている。

つの地方から一つの種族が出てきて定住する、というのでなければね。だがじっさいは、ときには国家(国民)の一部分が、内乱のために強制され、やむなく別のところへ移動しなくてはならないこともあれば、またときには、ある種族の国家全体が、抗しがたい攻撃によってすっかり征服され、国外へ逃れていったこともあります。すべ
C てこうした場合の建設と立法の仕事は、ある場合にはより容易に行なわれますが、また別の場合にはより困難ともなるのです。

というのも、一方、言語や法律をひとしくする一種族の場合は、宗教的行事その他そうしたいっさいを共有するために、一種の友愛の保たれる反面、本国のものとは異なった法律や国制は、容易にこれをうけつけないのです。また、法律がよくないために内乱を起こしておきながら、破滅を招いたその同じ習性を、それに慣れている
D ばかりに、なおも守りつづけようとすることがしばしばありますが、そういう場合は、建設者や立法者にとって、面倒で扱いにくいものとなるのです。

他方、これに対し、多種多様のものが合流してできた種族は、新規の法律に服従する気持になる点では、おそらくずっと容易でしょうが、しかし、呼吸を一つにして、ちょうど*くびき*につながれた一組の馬のように、いわば一人ひとりにいたるまで一つになるのは[1]、長い時間を必要とする、きわめて困難なことなのです。いや、ともかく、立法や国家の建設というものは、じっさい、徳にかけて衆にぬきんでている者たちの行なう仕事なのです[2]。

クレイニアス おそらくそうでしょう。しかし、どういう点に目をつけてそうおっしゃっているのか、もうすこしはっきりとお話しください。

四

E

アテナイからの客人　お断りしておきたいのですが、もう一度立法者の吟味に立ちもどるとなると、そのさい、多少耳障りなことを口にすることにもなりそうです。しかし、わたしたちの話が適切なものであれば、別に面倒なことにはならないでしょう。それにしても、わたしはいったい、なにを気にしているのでしょう。だって、人間のなすことがらはすべて、こんなふうなものだと思われますのにね。

クレイニアス　いったいなんのことを、あなたはおっしゃっているのですか。

709

アテナイからの客人　わたしが言おうとしているのは、こういうことです。人間は誰ひとり、何ひとつ立法を行なっているのではない、むしろ、ありとあらゆる偶然や禍が、ありとあらゆる仕かたで起こってきて、それらが、人の世の立法のいっさいを司っているのだ、ということです。あるときは一つの戦争が、強制的に国制をくつがえして、法律を変えもするでしょうし、あるときは、ひどい貧しさからくる困窮が、そうすることもありましょう。さらにまた、疫病が襲ってくるとか、長期間の季節の不順が年々いくども生じるとかして(3)、その結果、病気が多くの改革を強いることもあります。これらすべてのことをよくよく見れば、おそらく誰しも、今しがた

1　708D4 εἰς は εἷς と読む案もあるが、バーネットのままに読む。『国家』VI. 503B8, IX. 588C4–5 にも同様の用法が見られる。

2　708D7 の τελεώτατον は τελεωτάτων と読む(バッダムによる)。

3　709A7 の ἀκαιρίαι は ἀκαιρίας と読む(シュタルバウムによる)。

わたしが言ったように、ためらうことなくこのように言うことでしょう。死すべきものは誰ひとりとして、一つの立法も行なってはいない、むしろ、人間のなすことがらは、ほとんどそのいっさいが偶然である、と。じっさい、航海術、舵取り術、医術、戦術などについては、そういうふうに言って、それですべてよいように思われます。

B

ところがですよ、まさしくその同じ諸領域において、次のように言っても、その言葉は、同じように正しいものとなるのです。

クレイニアス　どのようにですか。

アテナイからの客人　「神」が万物を統べ、また、神を助けて「偶然」と「機会」が、人間のなすことがらのいっさいを統べている、ということです。(1) だが、第三のものとして、より温順な技術が、(2) 以上のものにつづいていることを認めなくてはなりません。というのも、嵐の場合、舵取り術が、「機会」を助けてこれと共同するか否かによって、その得失はきわめて大であると考えたいのです。それともどうでしょうか。

C

クレイニアス　そのとおりです。

アテナイからの客人　また、他のことがらにおいても同様に、事情は同じ理(ことわり)(3)に従っているものと思われますが、とりわけ立法のことにおいては、まさしくこの同じ理を認めなくてはなりません。かりにも幸福な仕かたで国家を建設せんとするなら、その土地にそなわるべき諸条件がともにそなわった上で、なお真実を身につけている立法者が、つねにそうした国家には登場してくる必要があるのです。

クレイニアス　まったく、あなたのおっしゃるとおりです。

D

アテナイからの客人　では、いまあげられたそれぞれの分野に関する技術をわきまえているほどの人は、おそらく、正しく祈願するすべをも心得ているのでしょうね、つまり、そもそも「何が」、偶然によって〔幸運にも〕自分のものとなれば、あとはただ技術だけを必要とすることになるのかという、その祈願のすべを。

クレイニアス　もちろんです。

アテナイからの客人　また、今しがた言われた諸技術にたずさわる人はすべて、もし各人それぞれの祈りの内容を述べよと命ぜられれば、それを述べることができるでしょうね。そうではないでしょうか。

クレイニアス　むろん、できるでしょう。

アテナイからの客人　同じことは、思うに、立法者にもできるでしょう。

クレイニアス　少なくともわたしは、できると思います。

アテナイからの客人　では、彼に語りかけようではありませんか。「さあ、立法者よ、わたしたちはあなたに、

E

何をあたえ、またどんな状態の国家をあたえたものでしょうか。それをあなたがうけとった上で、今後あなたが、自分の力で、その国家を満足のゆくようにととのえることができるためには」

クレイニアス　それをうけてどう答えれば、正しく答えることになるのでしょうか。

アテナイからの客人　その正しい答えを、立法者にかわってわたしたちが答える、ということですね、そうで

1　709B7 の θεὸς μὲν πάντα は θεὸς μὲν πάντα ἐστί の意味にとる解釈もある（イングランド）。しかし τύχη, καιρός と一緒に、διακυβερνῶσι の主語とする一般の解釈に従う。

2　709B8 ἡμερώτερον は、イングランドの解釈に従った。

3　「同じ理」とは、「偶然」と共に「技術」をも必要とすること。

(709)

はありませんか。

クレイニアス　そうです。[1]

アテナイからの客人　それはこんなふうにです。つまり、「僭主によって支配されている国家をあたえてもらいたい」と彼は言うでしょう。「またその僭主は、若く、生まれつき記憶力に富み、聡明で、勇気があり、度量の大きい者であってもらいたい。[2] さらに、これまでの話において、徳のどの部分にも付随しなくてはならないとわたしたちの述べたあのもの、[3] それが、今の僭主の魂にも、[4] 付随するようにしてもらいたい。もし彼にそなわっている他の諸徳が、多少とも役立つようになるべきなら」と。

710

クレイニアス　ねえメギロス、この方は、その「付随するもの」ということで、とうぜん、節制のことをおっしゃっているように思われます。そうではありませんか。

アテナイからの客人　ただし、クレイニアス、通俗的な意味での節制であって、[5] ひとが重々しい意味あいをつけ、「節度を保つこと(節制)とは叡知のことでなくてはならない」と無理をして言うような、そういう意味での節制ではありません。むしろ、ほんの子供や動物にも生まれつきそなわっていて、その点で、ある者は快楽に対し抑制のないことが、ある者は抑制のあることがあらわにされてくるような、そういうものを意味しているのです。

B

そういうものはまた、もしそれだけが単独に、世に言う多くの善きものから切りはなされると、とくにあげつらうほどの値打はなくなると、わたしたちは言いました。[6] わたしの意味していることは、おそらくあなた方にもおわかりになると思いますが。

クレイニアス　よくわかります。

アテナイからの客人　そうすると、わたしたちの僭主は、さきほどのいろいろな素質に加えて、さらにこの節制という素質をも、そなえてもらわねばなりません。もしも国家が、それを手に入れれば最も幸福な生活が送れるという、そういう国制を、できるだけ速やかに、できるだけ立派に、もつべきであるならばね。というのも、国制をととのえる方法として、これよりも速やかで、またこれよりもすぐれた方法は、現に存在しないし、今後もありえないでしょうから。

C

クレイニアス　だがあなた、どのように、またどのような議論をもってそれを話せば、その人は、みずからの言葉の正しさを、〔他人に〕説得することができるのでしょうか。(7)

アテナイからの客人　たやすいことですよ、クレイニアス、それがそうであるのは、自然本来の姿にかなって

1　709E3-5 の対話者の順序についてはいろいろ修正案があるが、バーネット(これはリッターを採用)のままに読む。

2　『国家』VI. 487A にも、哲学者に要求される素質として、これとほぼ同様のことが語られている。したがって、この箇所における僭主も、『国家』第九巻できびしい批判や非難をうけている僭主ではなく、むしろすぐれた哲人王の意味での僭主である。

3　III. 696B～E 参照。そこで語られている「節制」のこと。

4　710A1 τυραννουμένη は τυράννου と読む(イングランドによる)。ビュアリの校訂もこれに近い(τυράννου ἡμῖν と読んでいる)。

5　たとえば『パイドン』82A～B に語られているような、「一般に節制とか正義とか呼ばれていて、哲学と知性なしに、もっぱら習慣と訓練から生まれるような徳性」としての「通俗的な社会道徳」(τὴν δημοτικὴν καὶ πολιτικὴν ἀρετήν)のことであろう。

6　III. 696D～E 参照。そこでは、節制が「他の諸徳から」切り離される場合のことが語られている。したがって「世に言う多くの善きもの」とは、「世俗的な善きもの」ではなく、勇気その他の諸徳を意味しているものと思われる。

7　「自分自身を説得する」とも解釈できる(ビュアリ、ビュデ版、テイラー、ソーンダース)。今は、フィチーノ、シュタルバウム、アーペルト、イングランドの解釈に従った。

いるのだということを理解するのはね。

クレイニアス　おっしゃる意味は、どういうことでしょうか。こういうことを言っておられるのでしょうか。もしも、若くて、節度があり、聡明で、記憶力に富み、勇気があって、度量の大きい僭主が誕生するならば、とね。

アテナイからの客人　さらに、幸運な、ということもつけ加えてください。ほかでもありません、その僭主の時代に、称賛に値する立法者が出現し、それと同時に、あるめぐりあわせが、この二人(1)を同じところへみちびく、D という意味での幸運なのです。なぜなら、それさえ実現すれば、およそ神が、ある国家の特別の仕合せを望む場合になしとげるほどのことは、ほとんどすべてなしとげられたことになりますから。だが、そのような支配者が二人あらわれてくれれば、二番目の幸運となり、さらに〔三人あらわれてくる場合は〕(2)三番目、そして同様の割合をもってすすめば、支配者の数が増えれば増えるだけ、より困難となり、反対になれば、それに応じて事態も反対になるのです。

クレイニアス　どうやら最善の国家は、僭主制から生じてくるとおっしゃっているようですね。ただし、最優秀の立法者と節度ある僭主とを伴う場合の僭主制ですが。そして、そういう状態から最善の国家への変化は、最も容易に、また最も速やかに行なわれると、おっしゃるのですね。また、つぎに容易な変化は、寡頭制からであり――いやそれともべつのご意見でもおありでしょうか――〔さらに第三番目は、民主制からであると〕(3)。E

アテナイからの客人　いや、そうではありません。むしろ、その変化のいちばん容易なのは僭主制からで、二番目は、王制の国制から、三番目は、ある種の民主制からなのです。第四番目のもの、つまり寡頭制ですが、こ

れはそうした最善の国家の誕生を、いちばんうけいれにくいでしょう。なぜなら、その国制においては、権力者が最もたくさんいるからです。いいですか、わたしの言わんとするところは、こういうことなのです。最善の国制への変化が実現するのは、真の立法者が自然の恵みによってあらわれて、しかも彼が国家最高の権力者たちと

711

ある種の力を共有する場合のことだというのです。そしてその権力者が、僭主制の場合のように、数において最少、力において最大である場合、まさにそのとき、その変化は、通常、速やかにかつ容易に行なわれるものなのです。

クレイニアス　どういう意味ですか。わたしたちにはよく理解できませんが。

アテナイからの客人　とはいえ、そのことは、これまで一度ならずたびたび、わたしたちによって言われてきたと思いますよ。あなた方はおそらく、僭主制のしかれている国家を、見られたことさえないのでしょうね。

クレイニアス　わたしとしては、そんな光景など、見たいとも思いませんよ。

B

アテナイからの客人　とはおっしゃるが、もしごらんになれば、今しがた言われた点を、僭主制のなかに見いだされることでしょう。

クレイニアス　どのような点でしょうか。

アテナイからの客人　僭主にとっては、国家の性格を変えようと望む場合、さしたる苦労もいらなければ、そ

1　710D1 の αὐτῷ は αὑτῷ と読む(シュタルバウムによる)。
2　これを補う(フィチーノ、アーペルト、ビュアリによる)。
3　イングランドは、この一句を後人の挿入とするヘルマンの説を採用。ビュアリも削っている。

れほどの長い時間をかけなくてもすむ、ということです。むしろ彼は、市民たちをさし向けようとする方向へ、徳の習慣へであろうと、反対の方向へであろうと、その方向へ、まず自分から歩めばよいのです。そのさい、あることがらは、これを称賛して名誉をあたえ、あることがらは、反対にこれを非難しながら、まず自分の身をもって行為の指標を示す。そして、それぞれの行為において従わないものは、これに不名誉をあたえるわけです。

C

クレイニアス だが、そうした説得と強制を同時に採用した場合、他の市民たちが直ちにその人につき従ってゆくなどと、どうして考えられるでしょうか。

アテナイからの客人 ねえ、あなた方、国家がその法律を変更するとき、権力の座にある人たちの示す手本をもってする以外に、より速やかで、より容易に行なえる方法があるなどとは、わたしたちは何びとによっても説得されてはなりません。また、それ以外に、今日それが行なわれている方法があるとか、他日あるだろうなどともね。というのも、いまの〔僭主の手本によって法律慣習がかえられるべきだという〕(1)ことは、わたしたちにとって不可能なことでもなければ、その実現が困難なことでもありません。むしろ、実現の困難なのは、次のことで、

D

これまでの長い時間の間にそれが実現されたのは、きわめて稀なことなのです。だが、ひとたびそれが実現するや、いやしくもそれが実現された国家には、数かぎりない善のすべてが生み出されるのです。(2)

クレイニアス いったい、どういうことをおっしゃっているのですか。

アテナイからの客人 節制と正義にかなった慣習に対する神的な愛が、若干の指導者階級の間に生じる場合のことなのです。その指導者階級が、君主制によって指導権をもっていようと、財産の莫大さや家柄の高貴さによって他に優っていようと、あるいは、あのネストル(3)の生まれかわったような天性の人であろうと、それは問題で

E

はありません。伝えられるところによると、かのネストルは、弁論の力において衆にぬきんでていたと言われていますが、さらになお、節度をわきまえている点でも、いっそうまさっていたということです。ところで、そういう手本は、トロイア時代でこそ実現したと伝えられていますが、わたしたちの時代ではまったく無理なことです。とはいえ、もしそういう人物が、かつて存在していたとか、将来生まれるであろうとか、あるいは今日、わたしたちの間に誰かいるとするなら、その人自身が幸福な生活を送るのはもとより、その節制ある人の口から出る言葉に耳を傾けて従う人たちもまた、幸福な生活を送るでしょう。そして同様に、すべての権力についてもまた、同じことが言えるわけです。つまり、一人の人間において、最大の権力と、思慮や節制の働きとが落ち合って一緒になるとき、そのときこそ、最善の国制と最善の法律の誕生が芽生えてくるのであって、それ以外の方法では、けっして生じてはこないのです(4)。

712

さて、以上のことは、一種の物語として語られた託宣とみなし、それによって次のことが証明されたものとしておきましょう(5)。つまり、善き法律をもつ国家の誕生は、ある意味では困難なことではあるが、しかし別の意味で

1　これを補う（シュタルバウムの解釈による）。

2　『国家』V. 473C～Dに、その最高の、しかし困難な理想として、いわゆる哲人王国家が語られている。

3　ピュロスの王。トロイア戦争では、ヘラス側の将軍として参加した。弁舌に長じている上に、将軍たちの中でも高齢であったため、仲間争いの調停役を演じることが多かった。『イリアス』第一巻二四九行のあたりでも、アキレウスとアガメムノンの調停に立ったとき、その弁舌は蜜よりも甘くやさしいと語られている。

4　『国家』V. 473D参照。いわゆる理想的な哲人王国家として、哲学的叡知と政治的権力の一致が語られている。

5　712A4 κεχρησμῳδήσθω のあとのコンマを削る（イングランドによる）。

は、もしわたしたちの言うことが実現さえすれば、なによりも速やかで、まことに容易である、ということです。(1)

B

クレイニアス それは、どのようにしてできるのですか。

アテナイからの客人 この年で、まるで子供たちそっくりのやり方になりますが、今の物語をあなたの国にあてはめて、ひとつ言葉によって、その法律をつくりあげてみようではありませんか。

クレイニアス やり始めましょう。ためらっているときではありません。

五

アテナイからの客人 では、国家設立のために、わたしたちは神の加護を呼びもとめましょう。「神よ、願いを聞きとどけたまえ。それに耳をかたむけ、恵みといつくしみをたずさえて、われらのもとにあらわれたまえ。国家を建て、法律をととのえるのに手をかしてくださるため」

クレイニアス ぜひとも、あらわれたまえ。

C

アテナイからの客人 だがいったい、わたしたちはどのような国制を、その国家に割り当てるつもりでしょうか。

クレイニアス いったいどういう含みで、そうおっしゃっているのですか。もうすこしはっきりと言ってください。たとえば、民主制とか寡頭制とか貴族制とか王制とか、そういったことを意味しておられるのですか。だって、まさか僭主制のことをおっしゃっているのではないでしょうからね。少なくともわたしたちには、そう思われます。

アテナイからの客人　さあ、それなら、あなた方の国の国制が、そのうちのどれにあたるかを述べていただくとして、あなた方のどちらが、先に答えてくださるのでしょうか。

メギロス　年長者であるわたしが先に答える方が、正しいのではないでしょうかね。

D

クレイニアス　おそらくそうなりますね。

メギロス　それは結構ですが、しかしあなた、ラケダイモンの国制をつらつら考えてみるに、どのような名称でそれを呼ぶべきか、たちどころにあなたにお答えする、というわけにはゆきかねるのです。というのも、それは僭主制に似ているようにも思われます、――なにしろ、その国制のもつ監督官というのは(2)、まことに驚くほど僭主的な一面をもっていますからね――。ところが同時に、ときによると、その国制はあらゆる国家のなかでも、とりわけ民主的な国家(3)に似た一面をもつように思われるのです。かといって、他方また、それが貴族制であることを否定するというのも、まことにおかしなことなのです。ところがさらにまた、そのなかには終身の王制も存在し、しかもすべての国家のなかで最も古いものだと、わたしたち自身からは言うまでもなく、世の一般の人たちからも言われているのです。そこで、わたしとしては、今のようにまったく突然に尋ねられても(4)、じっさいのところ、すでに言いましたように、それがそれらの国制のどれにあたるのか、はっきり限定してお答えすること

E

1　しかしまた、そのことが託宣の形で証明されたということは、やはりそれの実現がきわめて稀でかつ困難であることが、暗示されているとも考えられる。

2　III. 692A および同所注5参照。

3　712D6-7 δημοκρατουμένη は、δημοκρατουμένῃ と読む(ビュアリによる)。

4　訳文上大差はないが、712E4 ἂν ἐρωτηθεὶς は ἀνερωτηθεὶς と読む(イングランドによる)。

ができないわけです。

クレイニアス ねえメギロス、わたしもあなたと同じ状態におかれているようですね。というのも、クノソスの国制が、それらのどれにあたるかを断定的に語ることに、わたしはまったく当惑をおぼえるのです。

713

アテナイからの客人 それはね、あなた方、お二人ともがほんとうの意味での国制をもっておられるからですよ。これに対し、今しがたわたしたちの名づけたものは、国制ではありません。むしろ、自分たちのある部分を主人としてその支配をうけ、それに隷属している諸国家の、暮し方にすぎません。そしてそれぞれの国家は、その主人のもつ支配力の呼び名で、名づけられているのです。だがもし国家が、本来なにかそのような支配力にちなんで名づけられるべきであるとすれば、知性をもつ者たちの真の主人である神の名にちなんで語られるのが(1)、至当なのです。

クレイニアス しかし、その神とは誰のことですか。

アテナイからの客人 その今の質問を、多少とも適切な仕かたで解明しようとすれば、なおもうすこし、物語の助けを借りなくてはならないでしょうね。

クレイニアス そのようにしなくてはならないのでしょうかね。

六

B

アテナイからの客人 ええ、大いに。というのも、さきほどわたしたちは、共同体建設のことを詳しく語りましたが(2)、その国家よりもなおはるか昔のクロノス(3)の時代に、きわめて幸福な一種の統治、あるいは定住がなされ

ていたと伝えられています。そして今日の国家のいかなるものにせよ、最もすぐれた仕かたで治められているほどのものは、その統治を模倣しているのです。

クレイニアス　そういう統治についてであれば、大いに傾聴しなくてはならないようですね。

アテナイからの客人　少なくともわたしには、そう思われます。だからこそ、この議論のなかへそれを導入したのでした。

クレイニアス　そうしていただいて、まことによかったわけです。さらに、いかにもふさわしい物語なのですから、その続きを終りまでつづけてくだされば、申し分のないやり方となりましょう。

C

アテナイからの客人　おっしゃるとおりにしなくてはなりますまい。さて、当時の人たちの幸福な暮しについては、わたしたちのもとにまで、その言い伝えが伝わっていますが、なんでもその暮しは、いっさいのものを、まことに豊かに、かつ、おのずからそなわったものとして、所有していたようです。そしてその原因は、いわば次のようなことにあったと言われています。

1　「〈神〉（テオス）の〈支配〉（クラティアー）」の意味で、「テオクラティアー」と名づけられるのがよい、との意味であろう。

2　III. 678A sqq. 参照。滅亡後の残存した人びとのつくる共同体の状況。

3　クロノスは、ウラノスとガイアの末子で、ウラノスのあとをうけて王座につく。ゼウス、ヘラ、デメテル、ポセイドン、ハデスなどは、このクロノスとレアの間の子供たち。父ウラノスを去勢してみずからが王座についたように、彼自身もまたゼウスたちによって王座を奪われた。しかしここでは、そういう神話にまつわるクロノスではなく、黄金時代をもたらしたクロノスという、別の伝承によるクロノスの一面が強調されている（713D注3参照）。

すなわち、クロノスは、こういうことをよく知っていたのです。わたしたちがすでに詳述したように[1]、およそ人間の身で、驕りや不正に充たされることなしに、人の世のことといっさいを絶対の支配者として統治できるほどの者は、誰もいないのだということを。それゆえ、そのことをよく考慮の上で、彼は当時、わたしたちの国家に、王ないし支配者として、人間をではなく、神により近く、人間よりすぐれた種族、つまりダイモーン[2]をあてがったのでした。それはちょうど、今日のわたしたちが、羊の群れやその他家畜の群れに対して行なっているのと、同じことなのです。つまり、わたしたちは、牛を牛の支配者に、山羊を山羊の支配者にというように、彼らの任意のものを彼らの支配者とはしないで、むしろ、彼らよりずっとすぐれた種族であるわたしたちが、彼らの主人となっています。まさにそれと同様、神クロノスもまた、もともと人間を愛していましたから[3]、わたしたちよりすぐれた種族であるダイモーンの種族を、あてがったのでした。そのダイモーンの種族は、わたしたちの世話をやきながら、――その世話は、彼ら自身にとってはごく容易なことで、しかもわたしたちには、かずかずの安らぎをもたらすものでしたが――、そのようにして、平和と慎み、掟へのうやまいと、尽きることなきいましめの心をもたらし[4]、もって人間どもの種族を、内輪もめのない幸福なものにしてくれたのでした。

D

E

この物語は、今日もなお真実を保ちながら、こういうことを伝えています。神が、ではなく、誰か死すべきものが支配する国家は、いかなる国家も、不幸や労苦をまぬかれるすべはない、ということです。むしろ、わたしたちは、手段のかぎりをつくして、いわゆるクロノスの時代の生活を模倣すべきであり、そして知性（ヌゥス）の行なう規制（ディアノメー）を法律（ノモス）と名づけて、公的にも私的にも、わたしたちの内部にあって不死につながる〔その知性という〕ものに服しながら[5]、国家と家をととのえなくてはならないということを、その物語は意

714

味しているのです。これに対し、一人の人間が——寡頭制の場合であれ、民主制の場合であれ——快楽と欲望を追求してその充足を求め、何ひとつしっかりとは維持せず(6)、飽くことを知らぬ、終ることのない悪しき病に悩まされているような魂をもっているとき、そのような魂をもった人間が国家や個人を支配して、法律を踏みにじるにいたっては、今しがたもわたしたちが言ったように、救われる手段はないのです。

B　さて、以上のような説について、わたしたちは考えてみなくてはなりません、クレイニアス、その説に従った

1　III. 691C〜D参照。

2　ヘシオドス『仕事と日々』一一二—一二三行に、いわゆる至福なる黄金の種族は、この世を去った後、人間たちを守る者として、ダイモーンになると語られている。

3　ヘシオドスの伝える黄金時代(713B注3参照)の支配者の意味で、「人間を愛していた」と言われている。

4　「慎み」と「いましめ」が、ゼウスの神からもたらされたことは、『プロタゴラス』322Cにも、プロメテウス神話に託して語られている。

5　ここで行なわれているギリシア語自身の興味深い言葉遊びは、それを訳文で伝えることは困難である。「〈ヌゥス〉(知性)の〈ディアノメー〉(規制)が〈ノモス〉(法律)である」という言葉のつながりにおいては、まず、〈ノモス〉と〈ディアノメー〉の語呂合わせが行なわれている。他方また、その〈ヌゥス〉(知性)は、プラトンによれば「人間の内なる不死の部分」であるから、これはまた「ダイモーン」とも重なる。そのことは、「〈ヌゥス〉(知性)の〈ディアノメー〉(規制)」という言い方のなかで、〈ディアノメー〉と〈ダイモーン〉との語呂合わせで暗示されているともとれなくはない。したがって、〈ヌゥス〉(知性)=〈ダイモーン〉、その〈ディアノメー〉(規制)=〈ノモス〉(法律)と、語呂合わせが重ねられているとも考えられる。かくて〈ノモス〉(法律)は、一方では〈ヌゥス〉(知性)と結びつき、他方では〈ダイモーン〉ともつながりをもつことになる。それはすなわち、クロノスの時代の〈ダイモーン〉の役割、人間を見守る役割(上注2参照)と重なることが、それらの言葉の結びつきから暗示されているとも考えられる。

6　『ゴルギアス』493Bに、貪欲な魂の欲望的部分のことが、「漏れやすい」(οὐ στεγανόν)というように形容され、「穴のあいた甕」に喩えられている。「何ひとつしっかりとは維持せず」(στέγουσαν οὐδέν)とは、そのような意味においてである。

ものか、それとも、どのようにしたものかをね。

クレイニアス むろん、それに従わねばなりますまい。

アテナイからの客人 ところで、ある人たちの主張によると、法律の種類は国制の種類があるだけある、ということですが、そのことをあなたはご存知でしょうね。世間一般の人たちが語っている国制の種類については、わたしたちはすでに詳しく述べました。(1) ところで、いま問題になっていることがらが、くだらぬことにかかわるものとは見なさないでください。むしろ、重大なことにかかわるものなのです。なぜなら、正しいことと不正なことの着目すべき点はどこにあるのか、ということが、またしても(2)問題となって、わたしたちの前に登場してきたのですから。というのも、世の人の主張によれば、法律の着目すべき目標は、戦争でもなければ徳の全体でもない。むしろ、現今どんな国制がしかれているにせよ、その国制の支配が永久につづき、破壊されることのないようにと、その国制にとっての利益に、目を向けねばならないというのです。また、自然にかなった「正義」の定義としては、次のように言われるのがいちばんよい、というのです。

C

クレイニアス どのようにですか。

アテナイからの客人 「正義」とは、強者の利益である、というように。(3)

クレイニアス もうすこしはっきりおっしゃってください。

アテナイからの客人 こう言えばよいでしょう。国家においてはいつでも、かならずや勝者が法律を制定するのだと、彼らは主張するのです。それとも、そうではないでしょうか。

クレイニアス お言葉のとおりですね。

D

アテナイからの客人　そこで、彼らはこう主張するのです。民衆が――いや、これは何か他の国制でも、あるいは僭主でもいいのですが――勝利をおさめた上で法律を制定する場合、その支配権が持続するようにという自分自身の利益以外に、彼らがみずからすすんで第一番の目標と定めるものが、なにかほかにあると思うか、と。

クレイニアス　どうしてそんなものがあると思われましょうか。

アテナイからの客人　したがってまた、その制定されたことを誰か犯すような者がでてくると、制定者は、その制定されたことを「正義」と名づけ、その者を、不正を犯すものとして、懲らしめるのではありませんか。

クレイニアス　それはそうするだろうと思われます。

アテナイからの客人　したがって、それら制定されたことは、いつもそのようにして、そのような意味で、「正しさ」をもつことになるでしょう。

クレイニアス　少なくとも今の説は、そう主張していますからね。

E

アテナイからの客人　というのも、今のことは、支配権に関するあの諸資格の一つ[4]にもなるわけですから。

クレイニアス　どのような諸資格でしたか。

1　712C sqq. 参照。なお714B5の疑問符を終止符にかえ、B4のコンマを疑問符にかえて読む(ビュアリによる)。シュタルバウムは、B5を終止符にしているが、B4はコンマのまま読んでいる。

2　I. 630C 参照。プラトン全著作の関心事であるものが、「またしても」という言葉のなかに読みとれる。

3　『国家』I. 338C～II. 367Eにおいて、この説が、いわゆるトラシュマコス説として展開されている。『ゴルギアス』482C sqq. に語られるカリクレスの説も、このトラシュマコス説と重なるものを持っている。

4　III. 690Bに語られている第五番目の資格をさす。

アテナイからの客人　誰が誰を支配すべきか、ということについて、あのときわたしたちが考察した諸資格です。そして、両親が子供を、年長者が年少者を、高貴な生まれの者が卑賤な生まれの者を、それぞれ支配すべきであるように思われました。さらに、もし憶えておられるなら、それ以外にもそうした資格がたくさん、しかもお互いに衝突し合うものとして、[1] ありました。さらに、いまの勝者の支配もまた、それら諸資格の一つでした。

715

またわたしたちは、こうも言いましたね。かのピンダロスも、自然にかなったこととして、彼の言い方に従えば、「非道のかぎりのものを正しきものとしてあつかっている」と。[2]

クレイニアス　そうでした。それがあのとき言われたことでした。

アテナイからの客人　さあそれでは、どちらの側の人にわたしたちは国家をゆだねるべきか、[3] それを考察してください。というのもそれに似た問題は、いろいろな国家において、すでに何度となく生じてきたのですから。

クレイニアス　どのようなことですか。

七

アテナイからの客人　支配権が争奪の的になると、勝利者側は、国事を完全に手中におさめ、敗者側には、敗者自身にはもとより、その子孫にすら、支配権をいささかたりとも分かち与えようとはしないものです。いな、

B

他日誰かが支配の座にのぼり、以前に受けた悪を憶えていて、反乱を起こしたりすることがないようにと、互いに警戒しながら生活を送るものです。

しかし、わたしたちは今こう主張します。そのようなものはもとより国制ではないし、また、国家全体の公共

のためを目的として制定されていないような法律は、まことの法律ではない、と。さらに法律が、一部の人のために制定されるような場合、そうした一部の人は、党派者ではあっても市民ではなく、また、彼らが言うところの、それら法律の正しさなるものは、空しい言葉にすぎないとも、主張します。

ところで、わたしたちが以上のようなことを主張するというのも、それは、こういう意図から出たことなのです。わたしたちとしては、あなたの建設される国家の支配権を、誰かが金持であるからといって、その人にゆだ C ねるつもりはありませんし、他のそれに類するもの、体力や、体の大きさや、家柄などに恵まれているからといって、その人にゆだねるつもりもありません。むしろ、制定された法律に心から服従し、その服従の点で国内で

1　III. 690Dにも、諸資格が「互いに対立し合う」とある。

2　III. 690B〜C参照。ただしその箇所では、ピンダロスの言葉自身は直接引用されていない。同所の注2でもふれたように、そこで言及されているピンダロスの言葉は、おそらくは、『ゴルギアス』484Bに引用されたものではないかと思われるが、今のこの箇所のピンダロスの言葉は、ほぼその『ゴルギアス』のものと一致する。ただ「非道のかぎりのものを正しきものとしてあつかっている」の「主語」となるものが、ここでは「ピンダロス」であるが、『ゴルギアス』では「法律」となっている。したがって、ここで「あつかっている」と訳された動詞 ἄγειν は、『ゴルギアス』の引用句の場合とは、動詞自身は同様でも、同様には考えられない。動詞の主語を「法律」(νόμος)にかえて読めばかんたんであるが(バッダム、ビュアリ)、そうしないで、今は、フィチーノ、シュタルバウム、イングランド、ビュデ版などの解釈に従った。

3　「どちらの側の人に」とは、III. 690Bの第五番目の資格を問題にしている以上、法律や正義を強者のものと考えている人か、それとも「強制的にではなく、みずから進んで法律の支配をうけるということ」(690C3)を正しいとしている人か、どちらか——という意味であろう(イングランド)。しかしテイラーは、両親、年長者、高貴の生まれの者か、それとも、子供、年少者、卑賤の生まれの者か、そのどちらの系列か——という意味に解している。イングランドの方をとる。

の勝利を占める人、そういう人にこそ、神々への奉仕のつとめをもあたえるべきであると主張します。第一位の勝利者にはその最高のつとめを、また第二位の勝利者にはその第二のものを、そしてそのように順位を守りながら、それにつづく人たちにはそれぞれ、それにつづくものを割り当てるべきであると、主張するのです。

D さて、ふつう世間で支配者と呼ばれている人を、わたしはここで「法律の従僕」と呼びましたが、それはかならずしも、呼び名の新しさをねらったわけではありません。むしろ、国家の存亡は、なによりもまず、この点にかかっていると考えるからなのです。それというのも、法律が被支配者の地位に立ち、法律が主権をもたぬような国家、そういう国家にあっては、その滅亡は旦夕に迫っているものと、わたしは見なすのです。反対に、法律が支配者の主人となり、支配者が法律の下僕となっているような国家においては、その国家の安全をはじめとして、神々から国家に恵まれる善きことのいっさいが実現されるのを、わたしははっきりと見るからです(1)。

クレイニアス ゼウスに誓って、そのとおりですとも、あなた。さすがお年にそむかず、よく見ぬいておられます。

E **アテナイからの客人** 誰しも若いときは、生涯でもいちばん曇った目で、こういう問題を見ているものですが、老人になると、ひじょうによく見えるものですから。

クレイニアス まったくそのとおりですね。

アテナイからの客人 さて、このつぎはどうしたものでしょうか。植民者たちがやってきてこの場にいるものと仮定し、彼らのために、これにつづく議論を、最後までやりとげるべきではないでしょうか。

クレイニアス そのとおりです。

アテナイからの客人　では、彼らに話しかけましょう。「諸君、神は、古の言葉にもあるように[2]、万有の初め・716 終り・中間を保持し、その本性にかなった円周運動を行ないながら、真直ぐに進んでゆく。また、つねにその神に随行するのは、神の掟をないがしろにする者への復讐者たる、正義の女神[3]。幸福であろうと心がける者は、謙遜と節度をわきまえて、その正義の女神にしっかりと随行している。しかるに、もしひとが[4]、財産、名誉、あるいは若さ愚かさを伴う容姿の端麗さゆえに思い上がり、慢心からいい気になり、自分には支配者も指導者も必要ではない、むしろ他の人びとを指導する力量がある、などという驕りの炎で魂を燃え上がらせたりすれば、彼は、B 神に見捨てられて孤立するのだ。見捨てられたとなると、なおのこと、他の同類を仲間にひきずりこんでは騒ぎをおこし、ありとあらゆるものを混乱におとしいれるのだ。そして、世間一般の人にはひとかどの人物と思われはするが、それほどの時もたたぬうちに、正義の女神にたっぷりと罪の報いを支払い、わが身をはじめ、家をも国をも、すっかりくつがえしてしまうのだ。

1　「法律が支配者の主人となる」という主張のなかに、たとえば『クリトン』における、死をもって国法を守るソクラテスの姿を見ることもできるであろう。

2　「古の言葉」のなかに、古注は次のようなオルペウス教の言葉を見ている(シュタルバウム、イングランドによる)。すなわち、「ゼウスは初めであり中間である、また万物はゼウスの手で保たれている。ゼウスは、大地と、星をちりばめた天との根本である」。なお、ここから始まるアテナイからの客人の語りかけは、718A6で一度中断されるが、第五巻の初めから再びつづけられ、V.734E2で終る。それらは法律全体に対する序文として、その哲学的道徳的基礎となっている。

3　この箇所でも、たとえば「法律はゼウスの補佐役」とか、「正義の女神はゼウスの従僕」などのオルペウス教の考えがあるという(シュタルバウム、イングランドによる)。

4　716A4–5 の ὁ δέ τις は、εἰ δέ τις と読む(シュタルバウム、イングランドによる)。なおその εἰ ではじまる副文章は、B1 の ἡγεῖσθαι までと見る。

さて、ひとの世の定めがこうしたものとわかれば、いったい思慮ある者は、なにを行ない、なにを心すべきであろうか。またなにをすべきではないのか」

クレイニアス　少なくとも、このことだけはあきらかです。神に従う者の仲間に加わることを、誰しも心がけねばならないということです。

八

C　**アテナイからの客人**　「では、どのような行為が、神に愛され神に従うものであろうか。それはただ一つ、こういう古の言葉があてはまるものである、すなわち、節度をわきまえた者の場合は、『似たものは似たものに愛される』と(1)。節度をわきまえぬ者は、お互い同士の間でも、節度をわきまえた者との間でも、愛されることはない。

さて、われわれ人間にとっては、万物の尺度は、なににもまして神であり(2)、その方が、人びとの言うように、誰か人間が尺度であるとするよりも、はるかに妥当なことなのである(3)。したがって、そうした尺度となる存在

D　(神)に愛されんとする者は、みずからもまた力のかぎりをつくし、その神に似たものとならなくてはならない。そこで、この理(ことわり)に従えば、われわれ人間のうちでも節度をわきまえた者は、神に似るがゆえに神に愛されるが、他方、節度をわきまえぬ者は、神に似ず神と不和になる(4)。不正の者もまた同様。他の悪徳についてもまた、そのようにして同じ理に従う。

さて、次のような説も、これから結果するものとわれわれは考えよう。それはあらゆる説のなかでも、思うに、最も美しく、最も真実なものである。すなわち、神々に犠牲を捧げ、祈りや、捧げものや、その他神々への奉仕

E のかぎりをつくしてつねに神々と交わりをもつことは、善き人の場合には、こよなく美しくまた善いごとであり、幸福な生活のために最も実り多いことであり、その上、とりわけふさわしいことであるが、悪しき人の場合には、とうぜん、それとは反対の結果になるということである。というのも、悪しき人は、その魂において不浄であり、717 善き人は反対に浄らかであるが、汚れた手から贈物をうけとることは、善き人にとっても神にとっても、ふさわしいことではないからだ。したがって、神々に捧げられるどれほどの骨折りも、不敬虔な者にとっては無駄骨となる。しかし敬虔な者にあっては、いかなる場合にも、こよなく時宜にかなうものとなる。

さて、これで、われわれの目標とすべき的は手にいれた。しかし、それを狙う矢や、その矢を飛ばすいわば道具となるものは、見事命中するためには、どんなものだと語ればよいのか。

われわれはこう主張する、まず第一に、地下の神々には、オリュンポスの神々や国家を守護する神々に捧げる B ものより低い敬い、つまり、偶数のもの、第二位のもの、左側のものを割り当て、それらよりも上位で、それと

---

1 「似た者同士」とか「類は類を呼ぶ」とかは、昔からよく使われるギリシアの古諺であるが、例えば『オデュッセイア』第一七巻二一七―二二〇行などにも見られるように、もともと、あまり善くない者同士の集りに用いられることが多い。しかしここでは、善き者同士について語られるため、「ただし節度をわきまえたものの場合は」という条件が加えられたのであろう。

2 『法律』全巻の根本となる、最も重要な命題。これをぬきにしては、『法律』における法律の哲学的基礎づけは不可能である。

3 「万物の尺度は人間」というプロタゴラスの有名な命題。『テアイテトス』152A、『クラテュロス』386Aなど参照。『テアイテトス』全篇は、知識論に託して、この命題への徹底的な批判を行なっている。

4 716D3 の διάφορος のあとにコンマを付す方がわかりやすい（イングランドによる）。

対〔の右側〕になる奇数のものを、今しがた語られた後者の神々にあてるなら、(1) その人は、敬虔の的に、見事命中することになるであろう。また思慮ある人なら、それらの神々のつぎには、ダイモーンのために、そのつぎには半神たちのために、祭りを営むであろう。つぎには、家々につたわる祖先伝来の神々の社を、法に従って祭ることが、そのつぎには、存命中の両親に対する敬いが、それぞれ、そのあとにつづくであろう。

C この両親に対しては、(2) 最初にして最大の負債、あらゆる恩義のうち最も重い負債を負っているのであるから、それを返すことはとうぜんの掟である。彼はまた、その所有しているもの、持っているもののいっさいを、自分を生み育ててくれた親に属するものと見なし、それらを両親への奉仕に、できるかぎり提供しなくてはならない。まず財産からはじめ、つぎには身体にかかわるものを、さらには精神にかかわるものを。そうすることは、その昔、幼い子供のために費やされた、骨身を惜しまぬ親たちの気苦労や労苦の借りを返し、今は老年の身で必要とするものの多い老人たちに、その返済をすることにほかならない。

D また、自分の両親には、生涯を通じ、とりわけ言葉の慎みを保ち、これを守りつづけなくてはならない。というのも、軽はずみでうわついた言葉には、最高の重い罰が待っているからである。——まことに、そうしたいっさいのことに対しては、正義の女神の使者、かの復讐の神ネメシスが、(3) その監視者として配されているのだから——。そしてまた、両親が立腹し、たとえその憤怒を、言葉や行為にあらわして発散することがあっても、これに一歩譲らなくてはならぬ。けだし、父親が息子から不正をこうむったと思えば、息子にはげしく立腹するのも、きわめてとうぜんのことだとわきまえて。さらに両親が他界したときは、最もつつましい葬儀が、最もよい。そ

E の葬儀は、世のしきたりの荘重さをこえてもいけないし、また、祖先がその両親を葬ったときの荘重さに劣るも

718 のであってもならない。さらにまた、すでに物故せる者たちにささげられる、年々の気づかいも同様に、彼らに名誉をもたらすものでなくてはならない。また、つとめて彼らの記憶をいついつまでも保ちつづけ、幸いにも財産に恵まれれば、その適当な額を故人に割り当てることも忘れず、そのようにして、いつも、この上ない敬いを彼らにささげねばならない。

もしわれわれがこれらを実行し、こうしたやり方をまもって生活するなら、われわれそれぞれは、いついかなる時も、神々や、また人間よりすぐれた者から、それにふさわしい報いをうけ、生涯のほとんどを仕合せな希望のうちに過ごすことになるであろう」

B さらに、子供、身内、友人、市民に対してなすべきことや、客人に対しての神々の意にかなったもてなし方、および、それらすべての人びととの交わり方、——ひとは、それらの義務を遂行することによって、みずからの生活を楽しいものとなし、法律にかなった仕かたで生活をととのえなくてはならないのですが——、それらのこ

1　バーネットのままに読むが、717B1 の τὰ περιττὰ は読む(ビュデ版は καὶ περιττὰ と読んでいる)。なお奇数—偶数、上位—下位の対立については、いわゆるピュタゴラス派のものと見られる価値の二元系列と無関係ではないとも考えられる(アーペルトによる)。その系列については、たとえばアリストテレス『形而上学』第一巻(986^{a}24)に、「限—無限、奇数—偶数、一—多、右側—左側、男性—女性、静止—運動、直線—曲線、光—闇、善—悪、正方形—矩形」という、対立項目が語られている。

2　717B6 ὡς は οἷς と読む(ヘルマンによる)。

3　人間の傲り(ヒュブリス)に対して、神々から下される正義顕証のための怒りを人格化した女神。ヘシオドスではニュクス(夜)の娘とされる。アッティケにおけるラムノス神殿が、ネメシスを祭る最もよく知られたもので、ペイディアスがその神像を刻んだという。ネメシス(Νέμεσις)という言葉は、彼女への尊敬者それぞれに、その賜を「分かち与える」(νέμει)という意味につながるとも言われる。

とがらに関しては、法律そのものが、詳細な説明をあたえてくれるでしょう。その上で法律は[1]、或る人柄には説得することにより、説得に服さない他の人柄には、強制といましめで懲らしめることにより、神々の同意をえて、われわれの国家を、至福のもの、幸福なものにしあげてくれるのです。さらにまた、わたしと同じ考え方をもっている立法者なら、とうぜん言わなくてはならないことで、しかも法律の形式に表現するには、不適当なものもいくらかあります。そういうことがらに関しては、立法者は、自分自身に対しても、立法しようとしている相手方に対しても、その雛型を提出し、残りの話すべてを力のかぎり詳述してから、そのあとで、法律の制定にとりかかるべきであると[2]、わたしには思われます。

C

クレイニアス　では、そのようなことがらは、とくにどのような形式に置かれればよいのでしょうか[3]。

アテナイからの客人　それらを、いわばなにか一つの輪郭に入れて話すのは、それほど容易なことではありません。しかし、次のようなやり方でやってみようではありませんか。それらに関するはっきりした考えを、多少とも、もつことができるかも知れませんから。

クレイニアス　どのようなやり方か、おっしゃってください。

アテナイからの客人　わたしは、人びとが、徳に向かってもっと従順であってほしいと願っています。そして、そのことはまた、明らかに、どのような立法の場合でも、立法者がそうあらしめようと努めていることなのです。

D

クレイニアス　それはそのとおりです。

アテナイからの客人　ところで、まったくの粗野な魂を相手にしているのでないかぎり、立法者のすすめる徳の話に、穏やかに心をひらいた態度で、聞き手が耳を傾けてくれるためには、以上の話は多少とも役に立つことをしているように思われます。(4) もしその結果、わたしの言うように、(5) 大いにとは言わないまでも、たとえわずかなりと、聞き手の心をひらき、すすんで学ぶようにさせるならば、それでよしとしなくてはなりません。(6) それというのも、できるかぎり最善の人に、できるだけ速やかになろうと切望しているような人は、そうたやすく見つ

E

かるものではないし、そうたくさんいるわけでもないからです。むしろ、世の多くの人たちは、ヘシオドスの賢明さを証明しているようなものなのです。そのヘシオドスはこう言っています。「悪徳にいたる道はなだらかで」、まことに短いから、汗もなく歩んでゆける。「しかし」――と彼は言う――

徳の前には
不死なる神々は汗を置きたもうた
徳への道は長く険しく
その初めはなだらかではない

719

1　718B2–5 τῶν νόμων αὐτῶν ἡ διέξοδος .... ἀποτελεῖ の意味は、οἱ νόμοι αὐτοὶ διεξελθόντες ἀποτελοῦσι の意味にとる（イングランドの解釈による）。
2　718B7 μοι のあとに δεῖν を補う（アーペルトによる）。
3　718C3–4 の疑問文一行は、クレイニアスの言葉とする（イングランドによる）。
4　718D2–4 は、イングランドの解釈に従いながら、バーネットのままに読む。
5　718D5 φησὶν は φημί と読む（イングランドによる）。
6　なぜなら、すぐつぎに語られるように、徳への道は、その初めが険しいから。

しかし　ひとたび君が頂きに達すれば
それからあとは　たとえ困難ではあるにしても
楽に耐えてゆけるものだ(1)

クレイニアス　それは、まことに見事な話しぶりだと思われます。

アテナイからの客人　まったく見事です。ところで、これまでの議論は、わたしの見るところ、ある結論をもたらしていますが、それを、あなた方の前に提出したいと思います。

クレイニアス　ぜひとも提出してください。

アテナイからの客人　では、立法者と対談しながら、こんなふうに話しかけてみてはどうでしょうか。「立法者よ、どうかおっしゃってください。いやしくもあなたが、わたしたちのなすべきこと、言うべきことをご存知なら、むろんあきらかに、それをお聞かせくださるのではありませんか」

B

クレイニアス　それはとうぜんのことです。

アテナイからの客人　「ところですこし前に(2)、わたしたちは、立法者たるものは、詩人(作家)たちが彼らの好むままになんでも詩につくるのを、放任してはならないと、こうあなたが話されたのを、直接お聞きしたのではなかったでしょうか。それというのも、詩人たちは、どんな言葉を語れば法律に逆らい国家を害することになるのか、そんなことはわきまえてはいますまいからね」

クレイニアス　たしかに、あなたのおっしゃるとおりです。

アテナイからの客人　では、詩人たちになり代り、もしわたしたちが、次のようなことを立法者に言うとすれ

ば、その言葉は、当をえたものとなるでしょうか。

クレイニアス　どのような言葉ですか。

C　**アテナイからの客人**　こういう言葉です。

「立法者よ、昔からの言い伝えがあって、それは、われわれ詩人によってつねづね話されるばかりか、またひろく一般の人びとにも認められている。それによると、詩人は、ムゥサ（詩神）の鼎（かなえ）に坐るときはいつも、正気のものではなくなっているという。(3) むしろ、湧きおこってくる思いを、あたかも泉のようにそのまま流れ出るにまかせている。さらに、その技術は模倣にあるため、(4) 互いに矛盾する性格の人物を創作しては、やむをえず、自分自身に矛盾することを語ることもしばしばある。しかも、語られた言葉の甲が真実なのか、乙が真実なのか、D　それは知らずにいるのだと。

しかし立法者には、法律のなかで、こうしたこと、つまり、一つのことがらについて二つの説をなすということは、許されてはいない。立法者は、一つのことがらにはいつも一つの説を、明らかにしなくてはならない。

1　ヘシオドス『仕事と日々』二八七―二九二行。この言葉は、他にも、『プロタゴラス』340D、『国家』II. 364C～D、『パイドロス』272Cなどで、プラトンによってよく引用されるものの一つである。

2　II. 656C参照。

3　アポロンの予言を伝えるデルポイの巫女ピュティアは、三脚の鼎に坐り、我を失った狂気にかられて、その予言を口走ったと伝えられる。詩人が、ムゥサの女神にとり憑かれて詩作することを、鼎に坐るその巫女に喩えたのである。詩人のそうした忘我状態については、他にも『ソクラテスの弁明』22B～C、『パイドロス』245A、『イオン』533D～534Eなどでふれられている。

4　詩作と模倣との関係については、たとえば『国家』III. 392D sqq. など参照。

今しがたあなたによって言われたことがら(1)を例にとって、考えて見たまえ。葬儀には、度を過ぎたものや、粗末なものや、適度をわきまえたものがあるが、あなたは、その一つ、中庸のものを選択して命じ、絶対的にこれだけを推賞しておられる。しかし、このわたしなら、もし作品中にたいそう金持の女性が登場し、彼女自身の埋葬を言いつけるくだりとあらば、わたしは、度を過ぎた埋葬を推賞するだろう。反対に、けちで貧しい男であれば、つつましい埋葬を、また適度な財産を所有し、彼自身も節度をわきまえた者であれば、同じく節度のある埋葬を推賞するだろう。

E

だが、あなたの方は、適度を口にするとき、今しがたのような話し方で、言うべきではない。むしろ、適度とはどういうものなのか、どれだけの量なのか、ということを言わなくてはならない。さもなければ、そうした説は、まだ法律とされてはならないと考えてもらいたい」

クレイニアス あなたのおっしゃるとおりです。

一〇

アテナイからの客人 ところで、わたしたちによって法律制定の任に指名された者は、法律の冒頭に、これまで言ってきたような前置きを公表しないでよいものでしょうか。むしろ、そもそもの初めから、なすべきこと、なすべからざることを語り、威嚇的に罰則を持ち出しておいては次の法律に向かい、立法される相手方への一言の勧告も説得も、つけ加えないでよいものでしょうか。いや、医者の場合と同じように、——通常医者というものは、ある医者はこのように、他の医者はあのようにと、それぞれ〔二つの〕異なったやり方で、わたしたちに処

720

置を施すものですが――、そのようにわたしたちも、両様の方法を思い出してみてはどうでしょうか。それというのも、ちょうど子供たちが医者に対し、できるだけ穏やかな方法で自分たちに処置を施してくれと頼むように、わたしたちも立法者に、そうした要求をするためなのです。
それにしても、いったいこういう言葉は、なにを意味しているのでしょうね。わたしたちはこういうことを話しているのです。世の中には、医者もいれば、医者の助手もいます。しかしその後者をも、わたしたちはむろん医者と呼ぶでしょう。

B

クレイニアス　もちろんです。

アテナイからの客人　つまり後者は、自由民であろうと奴隷の身であろうと、医者と呼ばれるわけです。しかし(奴隷の医者(助手)の方は)[2]、主人の指示、観察、経験にもとづいて、その技術を身につけているのであっても、自由民がみずから学ぶときや、自分の弟子たちに教えるときのように、ものごとの本来のあり方に則ってするの

1　717D sqq. 参照。両親の葬儀に関するもの。

2　720B2-4までの解釈は、イングランド、テイラーによった。それによれば、720B2「自由民であろうと奴隷の身であろうと」の譲歩文は、前文A8の「むろん医者と呼ぶでしょう」にかかるものと見なす。そして「主人の指示……」以下を、「奴隷の医者(助手)」を主語とした上での別の文章と見る。したがって訳文ではそれを補った。これに対し諸家(アーペルト、ビュアリ、ビュデ版、ソーンダース)の解釈は、いまの譲歩文を、以下の文章にかけて読み、「後者(助手)」を、その以下につづく文章の主語とした上で、「後者(助手)は、それが自由民であれ奴隷であれ、主人の指示、観察、経験にもとづいて、……」と解する。しかしこの箇所で、医者の例によって明らかにしようとされていることは、「医者と助手との対立」ではなく、「強制的(奴隷的)方法と説得的(自由民的)方法の対立」であるから、イングランドの解釈の方がよいと思う。ただし原文そのものの点では、諸家の読み方の方が無理がない。

ではありません。いわゆる医者と呼ばれている者に、以上の二種類があることを、あなたは認めますか。

クレイニアス　むろん、認めます。

C

アテナイからの客人　ところで、あなたはまた、こういうことにも気づいておられるでしょう。国内には奴隷の病人もいれば自由民の病人もいるのですが、そのうち奴隷に対しては、通常ほとんど奴隷〔の医者〕が走りまわったり、あるいは施療所で待機したりしながら、その診療にあたっています。そして、そうした医者は誰も、一人ひとりの奴隷の病気それぞれについて、なにかの説明をあたえもしなければ、うけつけもしない。むしろ、経験からしてよいと思われる処置を、あたかも正確な知識をもっているかのように、僭主さながらの横柄な態度で、一人の病人に指示しておいては、さっさと、病気にかかっている別の奴隷のもとへ立ち去ってゆく。そして、そのようにして彼は、病人を診療する主人の労苦を軽くしてやるのです。

D

これに対し自由民である医者は、たいていの場合、自由民たちの病気を看護し診察します。それも、病気をその根源から、本来のあり方に則って検査をし、患者自身ともその身内の人びととともよく話合い、自分の方も、病人からなにかを学ぶと共に、その病人自身にも、できるだけのことは教えてやるのです。そして、なんらかの仕かたで相手を同意させるまでは、処置の手を下さず、同意させたときでも、説得の手段によって、たえず病人の気持を穏やかにさせながら、健康回復の仕事を成しとげるべく努力するのです。(1)

E

よりすぐれた医者なら、これらのどちらの方法で治療を行なうでしょうか。またよりすぐれた体育教師なら、どちらの方法でその訓練を行なうでしょうか。両様の方法を使いながら、一つの医療の効果をあげるのでしょうか。それとも、どちらか一つの方法、しかも二つのうちのより劣った方法で、病人の気持を扱いにくくしながら、

行なうのでしょうか。

クレイニアス　それはあなた、複式の方法を用いる方が、はるかにすぐれているでしょう。

アテナイからの客人　では、もしよろしければ、その複式のやり方と単式のやり方を、立法の場に適用してみて、それぞれを考察してみようではありませんか。

クレイニアス　もちろん、望むところです。

二

アテナイからの客人　さあ、それでは神かけておたずねしますが、立法者はいったい、どのような法律を、第一に制定すればよいのでしょうか。国家誕生の出発点となるものを、その制定順序の第一に位置づけるのが、自然本来の姿にかなうことになるのではないでしょうか。

721

クレイニアス　たしかに。

アテナイからの客人　ところで、結婚という結合や交わりが、どの国家にとっても、その誕生の出発点ではないでしょうか。(2)

クレイニアス　そのとおりです。

1　720E1 の ἄγων のあとのコンマを削る（イングランドによる）。

2　I. 631D〜E 参照。

アテナイからの客人　すると、結婚に関する法律が第一番に制定されるならば、その制定は、あらゆる国家にとって、正しい順位にぴったりとかなうことになるでしょう。

クレイニアス　まったく、そのとおりです。

アテナイからの客人　それでは最初に、「単式のやり方」で表現してみましょう。おそらく、次のようになるでしょう――

B

「男子は三〇歳に達したなら、三五歳までに結婚しなければならない。[1]さもなければ、罰金と市民権剝奪の刑をうけるものとする。罰金は、これこれの額とし、市民権剝奪は、これこれの方法をもってする」[2]

結婚に関する「単式の法律」は、およそ以上のようなものとしておきましょう。これに対し、「複式の法律」は、次のようになります――

「男子は三〇歳に達したなら、次のことを念頭において、三五歳までに結婚しなければならない。すなわち、人間の種族は、自然のめぐみにより、ある意味では不死にあずかっており、ひとはすべて、その不死への欲求を、

C

生まれながら、さまざまのかたちにおいて持っている。たとえば、名の知られた者となり、死後無名のまま横たわるまいとすることも、そうした不死への欲求である。したがって、人間の種族は、時間全体と同年齢のものであり、時間の全体とたえず歩みを共にしているし、将来もそうしつづけるであろう。それというのも、人間の種族は、次のような仕かたによって不死なものとなっているからである。つまり、つぎつぎと子供を残して、[種族としての]同一性を永遠に保ちながら、出産によって不死にあずかっているからである。[3]そこで、みずから意志してこの事実に背を向けるのは、断じて敬虔なことではない。しかも、子供や妻をなおざりにする者は、意図して

これに背を向けているのである。

D　したがって、もしひとがこの法律に従うなら、罰をこうむることなく解放されるであろう。しかし反対に、これに従わないで、三五歳に及んでもなお結婚しない場合は、毎年、しかじかの額の罰金刑をうけることとする。その目的は、独身生活が自分にとって有利であり、気楽な過ごし方であるなどと、考えたりしないようにするためである。さらに、そうした者は、国の若者たちが、時に応じ、自分たちの年長者を手厚く過するときのあらゆる名誉にも、あずかりえないものとする」

E　さて、以上の法律をさきの法律とくらべて聞く人は、それぞれの場合にあたって、次の判断を下すことができるでしょう。法律というものは、説得と威嚇とを同時に併用する仕かたで、長さにおいて少なくとも二倍のもの(複式)となるのがよいのか、それとも、ただ威嚇だけを用いて、長さの点で単一のもの(単式)となるのがよいの

1　VI. 785Bにも、同じく三〇—三五歳の規定が語られている。しかしまた、VI. 772D～Eでは、男子二五歳になれば、結婚のことを考えはじめてもよいという規定が見られる。おそらく、三〇歳は、当時のギリシア人の普通の場合であり、二五歳は、それより早くなる場合の限界を示したものと考えられる。またこの不一致に、本篇制作のあわただしさを推定する見解もある(テイラー)。

2　本来の「市民権剝奪」は、国外追放であるが、のち多少の修正が行なわれ、あらゆる市民権の永久的剝奪、一部の市民権の一時的剝奪というように、いろいろな形が考えられたという。たとえば、全市民権の永久的剝奪に相当する罪状としては、国事犯、法廷での偽証、戦闘中の臆病な行為、市民法冒瀆などであったと伝えられる。ここでも、同様に、結婚しない理由や状況の考慮の上で、いろいろな形の剝奪の仕かたが考えられているのであろう。

3　種の同一性を保つことによって、永遠と不死に参加したいとする欲求が、すなわちプラトンの語る「エロース」(愛)の一面である。これについては、『饗宴』206C～207E参照。

(721)

か、ということの判断です。

メギロス　ラコニア(スパルタ)風に合うものとなれば、あなた、より簡潔な方をつねに選ぶことになります。しかしそれらの法令のうち、どちらがわたしの国で法令として制定されることを望むか、その判定者になれと誰かがわたしに命じるのであれば、わたしはより長い方を選ぶでしょう。いやそれのみか、いかなる法律の場合でも、今の例にならい、その両様が可能となれば、わたしは同じ選択を行なうことでしょう。

722

とはいえ、今の立法の内容は、このクレイニアスにこそ気にいるものでなくてはなりません。というのも、目下そのような法律を採用しようと意図しているのは、ほかならぬこの人のお国なのですから。

クレイニアス　まったく、あなたのおっしゃるとおりですよ、メギロス。

一二

アテナイからの客人　ところで、文書の長短について議論することは、あまりにも単純すぎます、——というのも、わたしたちが尊重すべきものは、思うに、その卓越性であって、最も短いことでも、また長いことでもないからです——。しかし、今しがた述べられた法律にあっては、使用上の長所からみて、その一方が他方にまさること、たんに二倍というだけではありません。むしろ、さきほどあげられた二様の医者の種類が、きわめて適切な、その対比を示しています。ところが、こうした事情があるにもかかわらず、立法者の誰ひとりとして、いまだかつて心にとめていないと思われる事実があります。立法のためには、説得と強制という二つの方法を、たとえ教養のない大衆を相手にする場合に許される範囲内にせよ、その二つの方法を用いることができるにもかか

B

C　わらず、一方の方法しか用いていない、という事実です。つまり彼らは、説得の上に強制[1]を混ぜながら立法しているのではなく、ただひたすら強制だけにうったえて、立法しているのですからね。

だが、あなた方の幸運と言うべきでしょうが、このわたしは、なお第三番目の要素が、法律にあってしかるべきだと見ているのです。もっとも今日では、どこにおいても行なわれてはいないのですが。

クレイニアス　いったい、どのようなものを意味しておられるのですか。

アテナイからの客人　それは、今日のこの日[2]わたしたちが行なってきた対話から、いわば神の恵みとして生まれてきたものなのです。というのは、どうやらわたしたちが法律について話し始めてから、そのときは夜明けだったものが、もう真昼になっていますが、わたしたちは、この申し分ない休息所に居つづけて、ずっとただ法律

D　のことばかりを話し合ってきました。しかも、わたしたちの言葉に法律が出はじめたのは、どうやらつい今しがたのことのように思われます。それ以前にわたしたちの間でかわされたことはすべて、法律の序文だったわけです。

どういう目的で、わたしはこうしたことを話したのでしょうか。それは、こういうことを言いたいと思ったからなのです。いっさいの言論、およそ音声の関係している言論にはすべて、序文、つまり一種の準備体操のようなものがそなわっています。これは、そのあとにつづくものをうけ入れるのに役立つような、それぞれの技術にかなった一種の受入れ準備をととのえさせるものなのです。たとえば、竪琴に合わせてうたわれる歌、いわゆる

1　722C1 の μάχην は ἀνάγκην と読む（アストによる）。

2　722C6 の νυνδὴ は νῦν とする（シュタルバウムによる）。

E

「ノモス」と呼ばれている歌の初めにも、またすべて音楽というものの初めには、驚くほど念入りに仕上げられた序曲がついています。しかるに、真にその名に値する「ノモス」、国政にかかわりをもつものとわたしたちの主張する「ノモス」(法律)には、あたかもそんな序文などほんらい存在していないかのように、いまだかつて、誰ひとりとして、それを口にした人もいなければ、またそれを作製して公にした人もありません。

しかし、現在わたしたちの間で行なわれた話は、そういうものがじっさいに存在していることを示しているように、わたしには思われます。また、今しがた言われたところの複式の法律にしても、ただ言葉どおり単純に二倍というのではなく、「法律」と「法律の序文」という二つの要素のことだと思われます。そして、自由人でないと言われた医者の処法に喩えられ、僭主的命令と呼ばれた部分、その部分は、純然たる法律にあたりますが、

723

それに先立って話されたもので、このメギロスによって説得的と呼ばれた部分は、じじつたしかに説得的ではありますが、しかしまた、言論の序文の機能を持っているように思われます。なぜなら、語り手が説得をもってそのすべてを説明するというのも、その目的は明らかに、立法者から法律を伝えられる相手側が、法律としてのその指示を、心をひらいて受け入れ、またそれだけすみやかに納得してくれるようにという、そういう目的のためだったと思われるからです。したがって、わたしのこの説によれば、まさにその部分は、法律の「本文」ではなく、「序文」と呼ばれるのが正しいことになるでしょう。

B

さて、それでは、このような話のあとをうけて、つぎにわたしが言いたいと思っていることは、何だとお考えになりますか。それはこういうことです。立法者たる者は、いっさいの法律に対して、つねにそれを序文抜きのものにすべきでないのはもとより、個々の条項の場合においても、そうしてはならない、ということです。とい

うのも、そうすることによって、ちょうど先刻〔一例として〕話された二つの法律(3)の相互の間に優劣(4)が見られたように、それと同じだけの優劣が、両者の間で見られることになるでしょうから。

クレイニアス　わたしとしても、それと別のやり方では立法しないように命じたいと思います。たとえその人が立法に精通した人であっても。

C　**アテナイからの客人**　そのあなたの言葉は、クレイニアス、少なくともこういう点までは、それで結構だと思われます。つまり、いっさいの法律には序文をつけること、および、いかなる立法に着手する場合でも、その個々の条項の初めに、法律全文にふさわしい序文を付さねばならないということ、少なくともこの二点まではね、――というのも、その序文につづいて述べられる予定のもの（法律の本文）は、並々ならぬことであるし、また、それ（本文）が明瞭に記憶されるか否かで、少なからざる差異が生じてくるのですから――。とはいえ、もしわたしたちが、いわゆる重要な法律にも些細な法律にも、同じ比重で序文のつけられることを指示するとすれば、わ

D　たしたちのその言葉は正しくはないでしょう。なぜなら、歌にせよ言論にせよ、そのすべてに序文をつけるようなことをする必要はないからです、――もっとも、少なくとも本来的には、すべてのものが序文をもっているわ

1　「ノモス」というギリシア語が、「法律」のほかに、一種の歌を意味することについては、III. 700B 参照。その他『クラテュロス』417E～418A 及び同所注参照。

2　しかしメギロスは、どこにおいても、「説得的」という言葉を用いてはいない。したがって、いろいろとテクストの修正案が考えられている。しかし、721E～722A のメギロスの言葉、「長い方の法律を選ぶ」という言葉を、暗にさしているととることもできる（イングランドによる）。

3　むろん結婚に関する法律である。

4　723B6 の ἑαυτῶν は ἀλλήλων の意味にとる（シュタルバウムによる）。

けですが、しかし、それらすべての序文を使う必要はないのです——。むしろ、そういうことは、それぞれの場合に応じて、弁論家、作曲家、立法者の判断にゆだねるべきことなのです。

クレイニアス あなたのおっしゃるとおりだと思われます。しかし、それはそれとして、あなた、わたしたちはもうこれ以上、ぐずぐずしながら時を費やさないようにしましょう。むしろもう一度本論に立ちもどって、あなたさえよろしければ、さきほどあなたが、序文としての建前をもってではなしに話しておられたあの箇所から(1)、はじめましょう。そうして、ちょうど遊戯をしている者たちが口にするように、「二度目はうまくゆく(2)」ものとして、もう一度初めから、繰り返そうではありませんか。ただし、さきほどのように、思いつくままの議論というのではなく、序文を手がけているという建前でね。つまり、わたしたちは序文を話しているのだという同意の上に立って、あの説を初めからやりましょう。

E

また、神々への敬いと祖先への心づかいに関しては、今しがた話されたことでもう充分です。そこで、そのあとにつづくことを、序文のすべてが充分に話されたとあなたに思われるところまで、話すように努めましょう。そのあとではじめて、法律そのものの詳しい話をつづけてください。

アテナイからの客人 すると、神々や神々のあとにつづく者たち(3)、および、存命中の、あるいは他界した親たち、それらに関しては、今も言うように、あのとき充分にわたしたちはその序文をつけたというわけですね。そこであなたは、このような序文のうちでなお言い残されているものを、いわば明るみに出すように、命じておられるものと見うけられます。

724

クレイニアス まったくそのとおりです。

アテナイからの客人　わかりました。では、それらにつづく問題は、自分自身の魂や身体や財産に関し、それに払うべき努力、また控えるべき努力の限度はどのようであるべきか、ということです。この問題こそ、語り手も聞き手もよく熟考した上で、できるかぎりその教養を身につけるのが、ふさわしいことでもあれば、それがまた両者のどちらにとっても、有益となることなのです。だから、わたしたちが、これまでの話につづけて、話しもし、聞きもしなければならないのは、疑いもなく、まさにこの問題となるのです。

B

クレイニアス　あなたのおっしゃるとおりです。

1　715Eで、アテナイの客人が、植民する人たちに話しかける箇所を指す。

2　ここでは、一般的に遊戯をする者の口にする言葉とされているが、この言葉はまた、犠牲を捧げて神意をうかがう場合、一度目に不吉なしるしを見た者が、もう一度やり直す場合に語られる言葉ともいう。

3　717B参照。ダイモーンと半神たちのこと。

第五巻

726 アテナイからの客人　そこで、いま神々と親愛なる祖先とについてのことを聞かれた方は、どなたも聞いていただきたい。

「人間の持っているもののなかで、最も自分自身のものであって、最も神的なるものは魂である。[1] ところで、誰にとっても、自分のものにはすべて二つの種類がある。一方の、より強力でより優れているものは支配するものであり、他方の、より弱くより劣っているものは隷属するものである。したがって、自分のもののうち、支配するものは隷属するものより、つねに尊敬されなければならない。こういうわけで、わたしは自分の魂を、主である神々とそれにつづく者たち[2]のつぎに、第二のものとして尊敬すべきだと主張するが、この勧告は正しい。し

727 かるに、われわれのうちいわば誰ひとりとして魂を正しい意味で尊敬してはおらず、ただ尊敬していると思っているに過ぎない。というのは、尊敬(栄誉)は神的な善きものであって、それは悪しきものの何ものによってももたらされはしない。口先だけの言葉や贈物や迎合によって魂を高めているつもりになり、そのじつ、それをいささかも向上させていない者は、尊敬しているつもりで、じつは少しも尊敬してはいないのだ。

たとえば、ひとは誰でも物心がつくようになると直ちに、自分は何でも理解できるのだと思いこみ、自分の魂

B を褒めることが尊敬することだと考えて、魂に何でも好き勝手なことをすすんでやらせるが、われわれの主張からすれば、彼はそうすることによって魂を損っているのであって、尊敬しているのではない。ところが、われわ

れの言うように、魂は神々につぐ第二のものとして尊敬されなければならない。またもしひとが、自分のいちいちの過ちの責任が自分にはないと考え、大部分の、しかも最も重大な禍の責任を他人に帰して、自分自身をつねに責任外におくならば、自分では自分の魂を尊敬しているつもりでいながら、じつは尊敬しているどころではな

C

いのだ、現に魂を損っているのだから。またもし彼が、立法者の助言や勧告に背いて快楽に耽るならば、それは尊敬するどころか、禍と悔恨とでみたすことによって魂を辱しめているのだ。また反対に、労苦や恐れや苦しみや悲しみが称賛されるものである場合に、彼がそれらに、最後まで耐え抜こうとせずに屈服してしまうならば、そのときも彼は屈服することによって魂を尊敬してはいないのである。すべてそのような行為によって、彼は魂

D

を尊敬に値しないものにしてしまうのだから。またもしひとがなんとしてでも生きることが善いことだと考えるならば、そのときにも彼は、魂を尊敬しているのではなく、辱しめているのである。というのは、ハデス(冥界)におけるものはすべて悪である、と魂が考えるときに、彼はその考えに屈服してしまい、そしてよく分らないながら、ひょっとしたらその反対に、あの世の神々の世界は、われわれにとってすべての善きもののなかで最大のものであるかもしれないと、教えたり反駁したりして、異を唱えることをしないのだから。

さらにまた、ひとが姿かたちの美しさを徳よりも尊敬するならば、これもまた魂に対する、まことの全面的な軽蔑にほかならない。この議論は、身体の方が魂よりも尊敬されるべきだなどと、間違ったことを言っているの

E

だから。土から生まれたものは何ものも、オリュンポスの神々の世界のものよりも尊敬されるべきではない。魂

1　726A3 μετὰ θεούς は削る(イングランドによる)。

2　ダイモーンや半神たち。IV. 717B参照。

について、これとは違った考え方をする者は、自分が軽視するこの持ちものが、どんなに驚くべきものであるかを知らないのだ。またもしひとが不正な方法で富を手にいれたがり、あるいは、そうして手にいれてやましさを感じないならば、そのときにも、このような贈物によって自分の魂を尊敬していることにはならない、――いやそれどころではない――、魂の価値と美とを、彼はわずかの黄金で売りわたすのだから。しかもじっさいは、地上および地下のすべての黄金をもってしても、徳に等しい価値は持ちえないのだ。

要約して言えば、立法者が一つ一つ取りあげて、これは醜く悪いもの、また反対に、これは善く立派なものと定めたものに対し、前者からはあらゆる手段をつくして遠ざかり、後者をば、あらゆる力を傾けて実行しようと B 欲しない者は、知らないのだ、人間は誰でもそのような態度を取ることによって、最も神的なものである魂を、最も恥ずべき、最も無様(ぶざま)な仕かたで扱っているということを。というのは、悪行に対する最大の裁きと言われているものを、ほとんど誰ひとりとして考えてみようとしないからだ。ところで、この最大の裁きとは、現に悪しくある人びとに似ることであり、似るにつれて善き人びとや言論を避けてそれと縁を切り、悪しき人びとを追い求め、それと親交を結んで離れないことである。だが、悪しき人びとと交わる者は、そのような人びとが、とう C ぜん互いにしたり、言ったりすることを、彼もまた、したりされたりせざるをえない。しかしじつは、このような目に会うことは裁きではなく――正しいこと(ディカイオン)や裁き(ディケー)は立派なことなのだから――報いであり、不正に伴う結果であり、そのような目に会う者も会わない者も、ともに不幸なのだ。一方はその罪を癒されないがゆえに、他方は他の多くの人びとの安全のために滅ぼされるがゆえに。(1) だがわれわれのみるところでは、尊敬とは、一般的に言って、優れたものに従い、劣ったものをば、それがより善くなることが可能ならば、

できるかぎり善くすることである。

二

D　ところで、悪を避け、すべてのうちで最善なるものを追い、それを捉え、いったん捉えた上は、残りの生涯をそれとともにあるのに、魂以上に適した素質を持つものは、人間の持ちもののなかに存在しない。したがって、魂は第二に尊敬されるべきものとされたのであり、第三に来るのは——何びともこのことを認めるであろうが——とうぜん、身体に対する尊敬である。しかしさらに、これらの尊敬を吟味し、そのうちどれが本物であり、どれが贋物（にせもの）であるかを調べてみることが必要であり、それはまた立法者の仕事である。思うに、彼はこれらの尊敬を次のもの、ないし次のようなものとして示すのではないだろうか。すなわち、尊敬されるべき身体とは、たE んに美しいものでも、強いものでも、速いものでも、大きいものでも、健康なものでさえもなく、——世間一般にはそう思われているであろうが——、そうかといって、ましてこれらと反対のものでもない。これらすべての性質を適度に具えた身体こそ、他にぬきんでて最も節度もあり、健全なものでもある。なぜなら、極端なものは、一方は魂を思いあがった向こうみずなものにし、他方は、卑屈な意気地のないものにしてしまうからである。

金銭や物の所有についても同様であり、これらも同じ尺度で評価されるべきである。一般に、これらのものはい

1　報いを受ける者は不幸である。報いは正しい意味での裁きではないから、ひとはそれを受けることによって、その罪を癒されはしない。他方、報いを受けない者も不幸である。彼はますますその罪を重ね、ついには他の人びとの安全を脅かす者として、社会から抹殺されるであろう。

729 ずれも、ありすぎると、国家や個人にとって敵意や内紛を生ぜしめ、また不足すると、奴隷状態を生むからである。

ひとは残された子供たちが大金持であるようにと、子供たちのために金銭に執着してはならない。それは子供たちにとっても、また国家にとっても、善いことではない。若者たちにとって、財産は、取巻き連中をひきよせるほどでもなく、そうかといって必要に事欠くほどでもないのが、すべてのなかで最も調和のとれた、最も善いものなのだ。それはあらゆる場合に、われわれに調和と釣り合いとをもたらし、生活を苦労のないものにしてく B れる。子供たちには、多くの黄金をではなく、多くの廉恥心を残すべきである。ところで、われわれは若者たちが恥知らずな振舞いをするときに、これをたしなめることによって、この遺産を残そうと考える。しかしそれは、『若者はすべての人に対して恥を知る心を持つべきだ』というような、今日、若者たちに向かってなされるお説教からは生まれてこない。思慮ある立法者なら、むしろ老人に向かって、若者に対して恥を知れと戒めるであろう。とりわけ、自分が何か恥ずべきことを行なったり口にしたりするのを、誰か若者に見られたり聞かれたりす C ることのないように注意させるだろう。老人が恥知らずな振舞いにおよぶところでは、若者たちもすこぶる恥知らずであるのはとうぜんなのだ。若者たちの、それは同時に自分たちのでもあるわけだが、とくに優れた教育は、説教することではなく、他人に説教してきかせることを、みずから生涯を通じて実践してみせることである。

そしてもしひとが、すべての親族や、氏神を共にし同じ血をうけたすべての人びとを尊敬し敬うならば、とうぜんお産の神の加護により、子宝に恵まれることができよう。またもしひとが、友人や仲間たちの自分に対する D 尽力を、彼らが考えるよりも大きく重大なことだとみなし、自分の友人に対する親切を、友人や仲間が考えるよりも小さなことだとみなすならば、人生の交わりにおいて、彼らの好意をうけるであろう。また国家や同胞にと

って、ぬきんでて最も優れた人とは、オリュンピアの競技その他、戦時や平和時のどんな試合に勝つことよりも、遵法の評判で、すなわち、生涯を通じて誰よりも立派に国法に奉仕したという評判で、勝利をおさめることの方を選ぶ人である。E

さらにまた、外国人に対しては、彼らとの契約をとくに神聖なものとみなさなければならない。すべて外国人に対する罪は、同国人同士のそれに比べて、復讐の神にいっそう深いかかわりを持つと言えよう。なぜなら、外国人は仲間も身寄りもいないのだから、人間からも神々からも、いっそう同情されてしかるべきなのだ。したがって、より多く復讐する力のある者は、それだけいっそう熱心に援助を与えるが、とくにその力を具えているのは、『外国人を保護するゼウス』に仕えて、それぞれの場合に外国人を守るダイモーンや神である。ゆえに、いささかなりと将来を慮る明を具えた者は、その生涯の終りまで、外国人に対する罪を何ひとつ犯すことのないように、大いに注意しなければならない。730

さらにまた、外国人に対してであれ、同胞に対してであれ、歎願者に対する罪は、誰にとっても最大の罪となる。なぜなら、歎願のさいに歎願者が、約束をとりつけるにあたっての証人として立てた神が、苦しむ者の特別の保護者となるから、苦しむ者が、その受けた苦しみの復讐をしてもらえないことはありえないであろうから」

三

さて以上で、両親や自分自身や自分の財産との関係、また国家や友人や親族との関係、さらに外国人や同国人との関係はだいたいみてきました。しかし、自分がどのような人であれば、人生を最も立派に送ることができるB

かを、それにつづいて、取りあげなければなりません。法律をではなく、これから制定される法律に対して、各人をより従順で好意的な者につくりあげる教化力を持った称賛と非難、それらをわたしたちはつぎに語らなければならないのです。

C 「さて、真実は、神々にとってすべての善きものの先頭にあるが、人間にとってもすべてに先行する。恵まれて幸福になりたいと願う者は、できるだけ長く真実な者として生きるために、そもそもの初めから真実とともにあるがよい。そのような人間は信頼に足るからだ。しかし故意に嘘をつくことを好む者は、信頼することができないし、心ならずも嘘を好む者は愚かである。このどちらも羨ましいものではない。誰であれ、信頼できない者や、無知な者は、友人がないし、時が経つにつれてその正体がわかるから、人生の最後の苦しい老年期に、まっ

D たくの孤独を自らに招くことになり、その結果、仲間や子供たちが生きていようがいまいが、ほとんど同じように、彼にとって人生はひとりぼっちのものになってしまう。

何ら不正を行なわない人間も尊敬に値するが、不正を行なう者に不正行為を許さない者は、前者よりも倍以上に尊敬に値する。前者は一人分の価値しかないが、後者は他人の不正を当局者に知らせるので、他の何人分かの価値があるからである。しかしさらに、当局者の行なう処罰にできるかぎり協力を惜しまない者は、偉大な申し

E 分のない市民であり、徳の栄冠は彼にありと宣言されねばならぬ。同じ称賛が、節度や思慮についても、またその他の、ひとが持つ善きもののうち、ただ自分がそれを持つだけでなく、他人にも分かち与えることができるかぎりのものについても、語られなければならない。そしてこの分かち与える者は、最高の人として尊敬されるべきであり、また分かち与えることはできなくても、そうしようと欲する者には、第二の地位を許すべきである。

731 だが物惜しみをして、すすんで何か善きものを、友情から誰かと分かち合うことをしない者は、その人自身は非難されるべきだが、そうかといって、その持っているものまで、持主のゆえに価値なしとすべきではなく、それをできるかぎり手にいれなければならない。そしてわれわれのところでは、誰もが嫉み合うことなく、徳を目差して競い合わねばならぬ。このような人は、自らは競争に励むが、中傷によって他をおとしいれることがないから、国家を強大ならしめる。しかし嫉み深い人間は、他人を中傷することが優位に立つ道だと考えて、自分が真B の徳を目差して努力するよりも、競争相手を不当な非難にさらすことによって挫けさせる。こうして彼は、国家全体の、徳を目差しての競争の訓練をできなくさせ、国家の評判を、自分にかかわりのある分だけ、おとしてしまうのである。

　またひとは誰でも怒ることを知らなければならない。それとともに、できるかぎり穏和でなければならない。なぜなら、他人の、危険で矯正することの困難な、あるいはまったく矯正不可能な不正行為に対しては、それと戦い、防戦して、勝利を収め、断乎として懲らしめる以外に逃れる道はないが、このことは、いかなる魂も高貴C な怒りなくしてはなしえない。他方、不正を行なうが、矯正可能な不正をなす人びとの場合には、不正な者はすべて、自らすすんで不正をなすのではないことを、まず知るべきである。なぜなら、最大の悪のどれひとつも、何ぴとも自らすすんで獲得することはけっしてないであろう。まして、自分の所有するもののうちで最も貴重なもののなかにおいて、そうすることはない。そして魂こそ、前にも述べたように[1]、万人にとって、まことに最も

1　726A 参照。

貴重なものなのである。したがって、何ぴともこの最も貴重なもののなかに、最大の悪を自らすすんで取りいれて、生涯それをかかえて生きることはありえない。いやむしろ、一般に不正な人や悪を持つ人は、憐れむべきだ

D が、とくに癒しうる悪を持つ人はこれを憐れみ、このような人に対しては、女のように堪(こら)え性(しょう)なくいつまでもいきりたつのではなく、怒りを抑え和げてよい。しかし徹底的にどうしようもなく道を踏みはずした悪人に対しては、怒りをあらわにすべきである。だからこそ、善き人はそのときどきで、あるいは怒り、あるいは穏やかであるべきだと、われわれは主張するのである。

四

すべての悪のうち最大のものは、多くの人びとの魂に生まれつき具わっており、ひとは誰でも自分にそれを許

E し、それから逃れる手段を講じない。これは、『およそ人間というものはもともと自分が可愛いのであり、またとうぜんそうあって然るべきなのだ』という言い方に含まれているところのものである。しかしほんとうは、このあまりにも自分を愛しすぎることが、各人にとってそれぞれの場合に、すべての過ちの原因なのである。なぜなら、愛する者は愛の対象について盲目であり、自分のものを真なるものよりもつねに尊敬すべきだと考えて、

732 その結果、正しいもの、善きもの、美しいものについての判断を誤るからである。というのは、偉大な人物たらんとする者は、自分自身や自分に属するものをではなく、正しいことをこそ愛すべきなのだから、たとえそれらが自分によってなされたことであっても、あるいはむしろ他人によってなされたことであったとしても。そしてこの同じ過ちから、自分の無知を知だとする、万人に共通の思いが生じたのだ。その結果、われわれはほとんど

B
何も知らないのに、何でも知っていると思いこみ、自分の知らないことを他人にしてもらわずに、自分でやっては過ちにおちこまざるをえないのだ。ゆえにひとは誰でも、あまりにも自分を愛することを避けて、自分よりも優れた人をつねに追い求めるべきであり、そういうふうにすることを、恥ずかしいと思う気持を先立ててはならない」

なお、しばしば話題にのぼることで、これよりも些細なことですが、有用性においてそれに劣らない事柄があります。それを思い出しながら、ここで述べておかなければなりません。というのは、潮が引けばかならず反対に潮が満ちてこなければなりませんが、思い出すということは叡知が引いていって、また満ちてくるようなものですから。そこで、わたしは言うのですが……

C
「度はずれの笑いや涙は抑えるとともに、みんながそうするように互いに戒めあわなければならないし、それだけでなく、すべて過度の喜びや過度の苦しみはひたすら隠して、見苦しくないように努めなければならない、各人のダイモーンが順境に安住していようと、あるいは運命の変転によって、われわれのダイモーンがあたかも高く険しい山のような困難に遭遇することがあろうとも。そしてまた神が、その贈りたもう善きものによって、われわれに襲いかかる労苦の重荷を軽くし、現にある苦労をより善い方へと変化させてくださることを、他方、

D
善いものについては、これとは反対に幸運の助けによって、それがますます増大することをつねに希望しなければならない。まこと各人は、このような希望を抱き、すべてこのようなことを心に描いて生きるべきであり、けっして怠ることなく、遊びのときにも仕事のときにも、他人にも自分にも、つねにこのことを明瞭に思い起こしていなければならない」

五

E さて以上で、生の営みについて、どのような営みをなすべきか、また各個人について、どのような人であるべきかは、神さまと関係のある部分については、ほとんど語り終えました。しかし、人間的な側面についてはまだ語っていませんが、それを語らなければなりません。わたしたちの話している相手は人間であって、神々ではないのですから。

「さて、快楽、苦痛、欲望は、もともとくに人間的なものであって、死すべき生きものはすべて、最も重大なかかわりあいをもって、それらにまるで文字どおり吊りさげられ縛りつけられざるをえない。だからこそ、最 733 も立派な生活を称賛する必要があるのだ。というのは、たんにそのような生活が、よい評判をもたらすという外形において勝っているからだけではない。もしひとがその生活を味わうことを欲し、若い時代にそれから逃げ出すことをしないならば、すべての人が求めること、すなわち一生を通じて、楽しむことの方が多く苦しむことの方が少ないという点においてもまた、それは勝っているからである。もしひとがそのような生活を『正しく』味わうなら、その優位はたちどころに、しかも充分に明らかになるであろう。しかし、この『正しさ』とは何であろうか。それをこれから、われわれの言論に教えられながら考察しなければならない。つまり、より快適な生き方をより苦しい生き方と比較することによって、ある生き方がわれわれの本性にかなうか、また別の生き方が本 B 性に背くかを、次のようにして考察すべきなのである。快楽はわれわれの望むところであるが、苦痛は、これを選びもしなければ望みもしない。また、どちらでもない状態は、快楽の代りに望むことはないが、苦痛と取りか

えてなら望みもする。さらに、大きな快楽を伴う小さな苦痛はこれを望むが、大きな苦痛を伴う小さな快楽はこれを望まない。だが、快楽と苦痛の双方が等しい状態は、これを望むとはっきり言うことはできないであろう。

C　これらすべての快楽と苦痛とは、その多さ、大きさ、強さ、等しさによって、あるいは、欲望との関係においてそれらすべてと正反対のもの〔すなわち、少なさ、小ささ、弱さ〕によって、それぞれの場合の選択に影響を与えたり、与えなかったりする。これらは、必然的にこういうふうに秩序づけられているから、多くの大きな強い快楽と苦痛とを持つ生は、快楽の要素が勝っているならわれわれはそれを望むが、反対の方が勝っているなら望まない。また両方ともに少なく小さく弱い生も、苦痛の要素が勝っているなら、これを望まないが、反対の方が勝っているなら望む。さらに両方を等しく持つ生では、先に述べたように[1]考えなければならない。すなわち、両方を等しく持つ生は、われわれに好ましいという点で苦痛の生に勝っているかぎり[2]、それを望み、厭わしいもの D を快楽の生より多く持っているかぎり、それを望まない。こうして、すべてわれわれの生活は、もともとこれらの快楽と苦痛に縛りつけられているものと考えなければならないのであり、そしてわれわれがほんらいいかなる生活を望むものであるかを考えなければならないのだ。もし以上とは違ったものを望む、とわれわれが主張するならば、それは現実の生活に対する無知と無経験が言わせるのである。

1　733B参照。
2　733C8 ὑπερβαλλόντων は、ὑπερβάλλοντα と読む（リッターによる）。

六

いったい、どのような、またどれだけの種類の生活があるのだろうか。それらについての選択にあたって、ひとは望ましいものと望ましくないものとを考察し、それをおのれを律する掟として、好ましく快適であるとともに、最も善く、最も立派なものを選んで、人間としてできるかぎり、最も幸福に生きなければならないのだ。われわれに言わせれば、節度ある生活はその一つであり、思慮ある生活もその一つであり、勇気ある生活もその一つであり、健康な生活もその一つに数えられるであろう。これら四つに対し、他の四つ、無思慮な生活、臆病な生活、放縦な生活、病気の生活が対立する。

さて識者によれば、節度ある生活はあらゆる点で穏和であり、その与える苦痛も穏やかなら、快楽も穏やかであり、欲望もほどほどで、愛欲も狂熱的ではないが、他方、放縦な生活はあらゆる点で荒々しく、その与える苦痛も激しければ快楽も激しく、欲望も強烈で荒れ狂い、愛欲も能うかぎり狂熱的である。また節度ある生活では、快楽が苦痛に勝り、放縦な生活では、大きさ、多さ、頻度ともに苦痛が快楽に勝る。ここから必然的に結果するところは、前者はわれわれにとって本性上より快適な生活であり、後者はより苦しいものだということである。そして快適に生きることを望む者は、もはや自分からすすんで放縦に生きることはありえない。いや、すべて放縦な人は、かならず心ならずも放縦なのだということは、もしいま述べられたことが正しいとすれば、もはや明らかである。大多数の人間が節度を欠いて生きるのは、いずれも無知か自制心の欠如か、あるいはその両方に起因するのである。

同じことが病気の生活と健康な生活についても考えられなければならない。どちらも快楽と苦痛とを持つが、C 健康な生活では快楽が苦痛に勝り、病気の生活では苦痛が快楽に勝る。そして生活の選択にあたってわれわれの意図するところは、苦痛が凌駕するようにということではない。苦痛が凌駕される生活、それをこそわれわれはより快適だと判定したのである。そこで、節度ある生活は放縦なものより、思慮ある生活は無思慮なものより、勇気ある生活は臆病なものより、快苦の感情をともにより少なく、より小さく、より稀に持っていると言えよう。しかし前者はそれぞれ快楽の割合において後者に勝り、後者は苦痛の割合において前者に勝るから、勇敢な生活D は臆病なものに、思慮ある生活は無思慮なものに打ち勝つ。ゆえに、一方の生活は他方の生活より、すなわち節度ある、勇気ある、思慮ある、健康な生活は、臆病な、無思慮な、放縦な、病的な生活よりいっそう快適である。

要約するに、身体において、あるいは魂において、徳と結びついた生活は、悪徳と結びついた生活よりもいっそう快適であるばかりでなく、他の諸点、すなわち、美しさ、正しさ、徳性、名声においても、はるかに勝ってE いる。その結果、それを持つ人に対し、反対の生活を送る人よりも、あらゆる点でより幸福な生活を保証する」

七

さて法律の「序文」としてこれまで語られてきたことは、これで終りとしましょう。序文のつぎにはとうぜん法律（ノモス）[1]が来なければなりません。いや、より正確には、国家の法律の下図を描かなければならない、と言っ

1　IV. 722D 注1参照。

た方がむしろいいでしょう。織布やその他何にせよ、編んでつくられたものの場合、横糸と縦糸とは同じ種類の糸からつくることはできません。縦糸の材料はより優れた性質を持っていなければならないのです、――それは
735
強くて、その性質に何かしっかりしたところがありますが、横糸の方はもっと柔かで、適当な順応性を持っています――。ですから、何かこれに似た仕かたで、国家において役職につくべき人びとと、教育による試煉をわずかしかうけていない人びととは、それぞれの場合に、適当に区別されなければなりません。じっさい、国制には二つの要素があります。一つは個人を役職に任命することであり、他はそれぞれの役人に法律を付与することです。

B　しかしこれらすべてに先立って、次のことを考察しておかなければなりません。羊飼、牛飼、馬その他それに類するものの飼育者は、家畜の群れをひきうけるときにいつでも、まずそれぞれの群れに適した浄めを行なってからでなければ、けっしてその世話に着手しないでしょう。つまり彼は、健康なものとそうでないものとを、生まれのよいものとよくないものとを選り分け、後者を別の群れへ追いやり、前者だけを飼育するでしょう。これは彼が次のことを、すなわち、もし現在いるものをすっかり浄めておかないと、生まれと悪い育ちとによって駄目

C　にされてしまった身体と魂とを相手にして、無駄で果てしない苦労を重ねることになるだろうということ、さらにそれらが、それぞれの家畜の群れのなかで、健康で汚れない性質と身体とを持ったものまでも、駄目にしてしまうだろうということを考えるからです。ところで、他の動物のことはさして重要ではなく、ただ一例として引き合いに出されるくらいの価値しかありませんが、人間のことになると、この浄めやその他すべての扱い方について、それぞれの場合にふさわしい方法を見出し、明らかにすることが、立法者にとって最大の関心事なのです。

D　たとえば、国家の浄めについてですが、それはこんなふうにするのがいいでしょう。浄めの方法はたくさんあ

りますが、あるものは穏やかであり、あるものは厳しいのです。同一人が僭主であるとともに立法者でもある場合には、厳しくて最善の浄めを行なうことができるでしょうが、立法者が僭主の権力を持たないで、新しい国制と法律を制定する場合には、浄めのなかで最も穏やかなものでも行なうことができれば、それだけでけっこう満 E 足するでしょう。最善の方法は最良の薬と同様に苦いものです。それは罰を伴う裁判によって懲らしめるやり方であり、最高の罰としては死や追放を科すのです。というのは、最大の罪を犯した者で矯正不可能な者は、国家にとって最大の害悪として、排除してしまうのが普通だからです。ところで、わたしたちの浄めのうち、より穏やかな方はどうかと言いますと、食糧不足のために、自分たち持たざる者は、いつでも指導者のあとについて、736 持てる者の持物を襲撃する用意があるぞと示威する輩(やから)、そのような輩を国家に巣くう病根として、体裁よく厄介払いをするために、植民という名前を与えて、できるだけ丁重(ていちょう)に彼らを国外に送り出すのです。

さてすべての立法者は、何らかの方法でこういう浄めを最初にやらなければなりません。しかし、この点について、わたしたちの現状は以上のものほど難しくはありません。なぜなら、現状に対しては、植民に訴えるとか、何か他の浄めの方法を選ぶとか、工夫をこらす必要がないからです。現状はちょうど、泉や渓流など数多くの源 B から、水が一つの貯水池へ流入する場合に、あるものは取りいれ、あるものは別に道をつくって脇に流し、流れ込む水ができるだけ清浄であるようにと、注意して監視しなければならないようなものです。たしかに苦労と危険とは、すべて国家の建設にはつきもののように思われます。しかしいまの場合は、建設が実際に行なわれるのではなくて、言論の上でのことですから、わたしたちにとって、市民の募集は完了し、その浄めも希望どおりに C 行なわれたものとしましょう。なぜなら、この国の市民になるために集まってこようとする人たちのうち、悪い

人びとは、わたしたちはあらゆる説得の手段と充分な時間とをかけて、徹底的に吟味して、入ってくるのを防ぐでしょうし、善い人びとは、できるかぎりの好意と親切とをもって迎えいれることにするでしょうから。

八

先にわたしたちは、ヘラクレスの子孫たちの植民が、土地と、負債の帳消しと、財産の分配とについて、恐ろしくて危険な争いを免れたという点で、幸運だったと言いましたが、(1)わたしたちもそれと同じ幸運に恵まれていることを忘れてはなりません。古くからある国家は、この問題を立法化せざるをえなくなると、それを昔のまま D にしておくこともできないし、そうかといって、何らかの仕かたで変革することもできず、残るところは、いわば祈りを捧げることぐらいで、それ以外には、漸進的改革を行なう人びとの手によって、長い時間をかけて、わずかずつの注意深い変化を行なうことだけです。その方法というのは、こうなのです。つまり、改革者のなかには、自ら莫大な土地を持ち、数多くの債務者をかかえながら、正義感から、これらの困窮している債務者たちに E 対し、負債の帳消しとか土地の再分配とかによって、自分の持っているものを彼らと分かち合おうと欲する人びとが、必ずあるものです。このような人びとは、何らかの仕かたで中庸を堅持し、貧乏は財産を減少することにではなく、欲望を増大することにあると考えているのです。この考えが国家の安全の最大の基礎となり、それを 737 確固とした土台として、その上に今後、上述の条件にかなったどんな国家構造をも建てることができます。しかし、もしこの土台が健全でないならば、(2)どんな国家にとっても、その後の政治活動は容易ではありますまい。

この困難から、先にも言ったように、わたしたちは免れているのです。しかし、もしかりに免れていなかった

として、どのようにしたらそれから免れうるかを明らかにしておくことは、より正しいことでしょう。そこで、ここで言わせてもらいたいのです、正義感に支えられて貪欲から免れること、このような手段以外に広狭いずれにせよ、逃れる道はないと。そしてこのことを、いまわたしたちの国家のいわば支柱としなければなりません。B というのは、財産が相互の争いの種とならないような制度を何としてでもつくるべきであって、それに先立って、古くから互いに反目し合っている人びとのために、他の施策をおしすすめることは、少しでものの道理をわきまえた人なら、自分からすすんではけっしてしないでしょう。しかしいまのわたしたちのように、まだ住民相互に何の敵意も存在しない、新しい国家を建設すべく神から与えられた人びとが、土地と家の分配によって、自分から敵意を招くとしたら、それこそまったくの邪悪さと結びついた、およそ人間らしからぬ蒙昧でしょう。

C　では、正しい分配の方法とはどういうものでしょうか。第一に市民の総数がどれだけ必要かがきめられなければなりません。そのつぎに、市民の区分について、彼らをいくつの、そしてどれだけの大きさの部分に分けるべきかについて、合意に達しなければならないのです。そしてこれらの部分のあいだで、土地と家とが、できるだけ等しく分けられるべきです。ところで、充分な人口数は、土地および近隣諸国との関係を考慮しないでは、正D しくきめることはできないでしょう。土地は一定数(3)の節度ある人びとを養うに足るものでなければなりませんが、それ以上は必要としません。人口は近隣諸国の侵略に対しておのれを守ることができ、また自分たちの隣国が侵

1　III. 684D～E 参照。
2　736E7 τῆς μεταβάσεως は削る(イングランドによる)。
3　737D1 πόσους は ποσούς と読む(イングランドによる)。

(737)

略されたときに、まったく手が出せないのではなく、援助することができるほどの数でなければなりません。これらの点は、土地と隣国とを見た上で、理論と実際の両面できめるとしましょう。さしあたっては、法律の輪郭と下図とを完成するために、話を立法の問題に向けるとしましょう。

E　ところで、便利な数として、五〇四〇という数を取り、これだけの数の土地保有者があり、分配地を防衛するものとしましょう。そして土地と家も同じようにしてこれと同じ数に分けられ、一人に一つの分配地があたるようにしなければなりません。まず、この数全体を二分し、ついで、同じ数を三分してみてください。じっさい、その数は、四によっても、五によってもというふうに、つぎつぎに一〇に至るまでの数によって分けられる性質 738 を持っているのです。すべて立法にたずさわる者は、数に関して、少なくともその程度は、つまり、どの数が、そしてどんな種類の数がすべての国家にとって最も有用であるかということぐらいは、知っていなければなりません。そこでわたしたちは、最も多くの、しかも最も近接した因数を持つ数を選びましょう。たしかに、数系列の全体というものを考えれば、それはあらゆる目的のための、あらゆる分割を含んでいるでしょう。しかしわたしたちの五〇四〇という数は、戦争のためであれ、平時のあらゆる契約や取引のためであれ、徴税や分配金に関 B してであれ、五九の因数(1)にしか分解できませんが、これらの因数は一から一〇までのすべての数を含んでいるのです。

九

さて、これらの数に関する事柄は、法律によってその研究を命じられた人びとが、時間をかけてしっかりと把

握しなければなりません。じっさい、それはわたしが述べたとおりなのですが、それがとくに国の建設者によって語られなければならないのは、次の理由によるものです。新しい国を最初からつくるにせよ、滅びてしまった古い国を再建するにせよ、神々と神殿とについて、つまり、それぞれの神のためにどんな神殿を国内に建立すべきか、またどんな神やダイモーンにそれを捧げるべきかについて、心ある人ならば誰も、デルポイやドドネやアンモン[3]の神託が、あるいは古い言い伝えが、何らかの仕かたで――たとえば、神々がお姿をあらわされたとか、神々のお告げがあったとかいって――人びとに信じこませたものを、変えようと試みたりはしないでしょう。これらの信仰がもとになって、犠牲とそれに伴う祭儀とが定められたのであり、それらはその土地の土着のものもあれば、テュレニア[4]、キュプロス、その他から渡来したものもあります。そしてこれらの言い伝えによって、神託や神像や祭壇や神殿が神聖なものとされ、それらのおのおのに聖域が与えられたのです。

C[2]

D

これらすべてを、立法者たる者はいささかも変えてはなりません。それぞれの地域に、神、ダイモーンもしくは半神を割り当てるべきであり、土地の分配にあたっては、まず最初に、これらの神々に選り抜きの土地とそれに付随するいっさいとが割り当てられなければなりません。その目的は、それぞれの地域がきめられた時期に行なう集りが、あらゆる必要をみたす機会を提供し、また犠牲の祭りを通して、人びとが互いに挨拶をかわし、親しくなり、知り合うことにあります。国家にとって、市民が相互に知り合う以上に大きな善はありません。なぜ

E

1　補注A（七八五ページ）を参照。

2　デルポイはアポロンの、ドドネはゼウスの託宣所。『パイドロス』244B注1参照。

3　エジプトの神、リュビアの砂漠中にその有名な託宣所があった。『アルキビアデスII』148E注3参照。

4　ローマ人がエトルリアと呼んだイタリア中央部の地域。

なら、互いの性格が白日のもとになく闇にとざされているところでは、何ぴともふさわしい栄誉や役職を与えられたり、正当な裁きをうけたりすることはできないでしょうから。したがって、すべての国において、どんな人でも、何にもまして、自分が誰の目にも不正直者と映ずることなく、つねに率直誠実であると思われるように、また不正直な他人によって欺かれることのないように、努めなければなりません。

739

さて、法律の制定にあたって、わたしがつぎにとる手は、将棋で神聖線[1]から駒を動かすように、普通行なわれない手ですから、初めて聞く人をおそらく驚かすでしょう。しかしながら、熟慮と経験とをつめば、国家の建設というものは最善というわけにはゆかず、次善にならざるをえないということが分るでしょう。おそらくひとは、独裁権を持たない立法者というものに慣れていないために、そのような次善の国家をうけいれないかもしれません。しかし最も正しいやり方は、最善の国制、第二のもの、第三のものを語り、その上で建国の各責任者に選択

B

を委ねることです。そこでわたしたちも、いまこの言葉に従って、その優秀性において第一、第二、第三の国制を述べることにしましょう。そして選択はこの場では、クレイニアスに任せることにしましょう。あるいは他の誰でもかまいませんから、こうした選択をひきうけて、自分の祖国の制度で自分に好ましいものを、自分流のやり方で取りいれたいと願うものがあれば、その人に任せましょう。

一〇

C

そこで、あの昔からの諺が国中で最もよく行なわれているところが、最善の国家であり、最善の国制、最善の法律なのです。その諺とは「まこと友人のものは共同のもの」というあれです。もしこのことが――つまり、妻

たちが共同のものであり、子供たちが共同のものであり、全財産が共同のものであるということが――現にどこかで実現されているか、あるいは将来実現されるとするならば、そしていわゆる個人のものが、生活のあらゆる面から、あらゆる手段をつくして、すっかり拭い去られ、ほんらい個人のものとされるものでさえ、何とかして共同のものになるように、たとえば、目や耳や手が共同のものとして、見たり聞いたり働いたりするとみえるよ D うな、さらにすべての人が、同じものに喜びや悲しみを感じ、称賛にも非難にもできるかぎり一致するような、あらんかぎりの工夫がこらされるならば、つまり、何らかの法律が国家を可能なかぎり一つのものにつくりあげるならば、このことが法律の持つ卓越性の規準であって、何ぴともこれより正しく、これより優れた他の規準を定めることはできないでしょう。

もしこのような国があるならば、そこに住まわれるのがいく柱かの神々にせよ、神々の子たちにせよ、その E 方々はこのような生き方をして楽しく日を送られることでしょう。ですから、国制の手本を他に探す必要はなく、ただこれにすがり、できるだけこれに近いものを、全力を傾けて求めればよいのです。そしていまわたしたちが試みてきたものは、もしそれが実現すれば、不死なるものに最も近く、一つの次善の意味での国制になるでしょう。第三の国制は、もし神の思し召しがあれば、そのつぎに述べるとしましょう。しかしいまは、この第二の国制が何であり、またどのようにしてそれが生成するかを述べることにしましょう。

1　将棋で盤の中央の線を神聖線と呼び、どうしても止むをえないとき以外は、この線から駒を動かすことはなかったという。

740 さてまず、土地と家とは分配することにし、共同耕作はさせないことにしましょう。そのようなことは、彼らの生まれ、育ち、教育の現状からみて、過大の要求ですから。しかし分配は次のような考えにもとづいてなされなければなりません。すなわち、そのような割当をうけた者は、それを国全体の共有物とみなさなければならないのです。そして国土は祖国なのですから、子供が母親に対する以上に、彼はその世話をしなければならず、そのうえ国土は神であって、死すべきものたちの主人なのですから、なおのことそうしなければなりません。また、

B その土地の神々やダイモーンについても同じ考えを持つべきです。

そしてこれらのことがいつまでもそうであるために、さらに次のように考えなければなりません。すなわち、いまわたしたちが分けた竈(かまど)の数はつねに同じであって、けっして多くも、少なくもなってはならないということです。そのようなことは、どの国にあっても、次のようにして確保されるでしょう。つまり分配地をうけとった者は、つねに自分の子供たちのなかから自分に気にいった一人だけを、その家の相続人として、彼のあとをつい

C で一族や国家の神々——存命中の者たち(1)も、そのときまでにすでに物故した者たちも——を祭る者として残さなければならないのです。

子供が二人以上ある場合には、他の子供たちについては、女の子はあとで定める法律(2)に従って嫁がせ、男の子は市民のうちで子供に恵まれないものに養子にやります。これらはなるべく好意にもとづいてなされるべきであり、もしそのような好意を持つ相手がいないとか、それぞれの市民に、女の子にせよ、男の子にせよ、子供が多

D すぎるとか、あるいは反対に子供が生まれないで少なすぎるとかいうような場合にはすべて、わたしたちがこれから設定する、最高の、最も栄誉ある役職にある者(3)が、余分のものや足りないものをどう処置すべきかを検討し、

つねに五〇四〇という家の数が保たれるように、できるかぎりの工夫をこらさなければなりません。
その工夫はいろいろあります。子供が生まれやすい人びとに対しては産児制限をし、反対の場合には、名誉や不名誉をあたえたり、年配の者の若者に対する警告の言葉によって戒めて、熱心に多産を奨励し、これらの工夫によって、わたしたちのいうところの目的を達成することができます。そしてそのようにしてもついに、五〇四〇という家の数を保つことがどうしても困難になったならば、つまり、夫婦の和合の結果、わたしたちの市民が増えすぎてどうしようもなくなった場合には、これまでにたびたび述べた(4)、あの昔ながらの方策が残っています。つまり適当と思われる人びとを、送る方も送られる方も親愛の情をもって、植民として送り出すのです。またもし反対に、大波のような病いの洪水や戦争の破壊が襲いかかって、市民が奪われたために、人口がきめられた数よりもはるかに少なくなる場合には、できることなら、賤しい教育をうけた者を市民のなかにうけいれるべきではありませんが、「必然には神でさえ抗いえない(5)」と言われています。

E

741

二

さて、わたしたちのいまの言論が、次のような忠告の言葉を語りかけると想像してみましょう。
「おお、衆にすぐれた人びとよ、数に関して、また善美なるものを生みだしうるいっさいのものに関して、自

1　存命中の一族の神々とは両親を指す。
2　742C, VI. 772D〜E 参照。
3　護法官を指す。護法官については VI. 752 E sqq. 参照。
4　たとえば、736 A 参照。
5　シモニデスの言葉。『プロタゴラス』345 D 参照。

(741) B 然の命ずるところに従って、同質性、相等性、同一性、整合性に対する尊敬をおこたってはならない。とくにいまは、まず先に述べた五〇四〇という数を、生涯を通じて守り通し、ついで、諸君が最初に分相応だとして分配された財産の高と大きさとを、互いの売買によって損ってはならない、――そのようなことをすれば、神である分配の籤(くじ)も、立法者も、諸君の味方にはならないであろう――、というのは、これに従わない者に対して、いま、法律はまず次のように規定するからである。すなわち法律は、土地の割当を希望する者に対して、まず土地がす C べての神々に捧げられた聖なるものであること、ついで、このことを保証するために男女の神官が、一度、二度、三度まで犠牲を捧げて祈願を行なうであろうこと、この二つを承知の上で、割当をうけるなり、それを放棄するなりせよとあらかじめ警告した上で、自分の割り当てられた家なり土地なりを売買する者は、それにふさわしい罰をうけるべきことを規定するのである。そして将来のために、その規定は糸杉の板に記されて、神殿に立てら D れなければならない。それに加えて、この規定が実行されるようにと、役人のなかで最も眼の鋭いと思われる者にその監視を委ね、それに対する違反が起きるたびに、これを見逃すことなく、法と神とに従わない者を懲らしめさせるべきである。

いま定められたことが、それを遵守する国々にとって、もしそれにふさわしい制度を伴うならば、どんなに大きな恩恵をもたらすかは、古い諺を借りるならば、『悪人は誰もこれを理解できない』であろうが、経験をつみ、修練によって徳を身につけた者なら、理解することができるであろう。なぜなら、このような制度の下では、た E いして金儲けの余地はないし、そこではとうぜん、自由人の性格が恥ずべきものであるいわゆる賤業に背を向けるものであるかぎり、何ぴとも自由人にふさわしくないどのような利殖手段によってであれ、金を儲ける必要も

なければ、許されてもいないし、また何ぴともそのような手段で金をかき集めることなど、ぜんぜん思ってもみないからである」

一二

742

これらに加えて、さらに次のような法律が以上の諸規定につづきます。すなわち、何ぴとも個人的には金銀をいっさい所有することを許されませんが、日常の交換のための貨幣は別です。このような交換は職人にとってはほとんどなくてはならないものですし、また奴隷や外国人などの賃金労働者にそのような現金による賃金を支払う必要のあるすべての人びとにとってもそうです。ですから、国内では通用するが、外国では通用しない貨幣を持つべきだとわたしたちは主張します。全ギリシア共通の貨幣は、遠征や国外旅行、たとえば、外交使節とか、

B

そのほか国に必要な使節として誰かを派遣する必要が生じたときなど、そういうときのために、国家はつねにギリシア共通の貨幣を保有していなければなりません。しかし、個人が外国に旅行する必要が生じた場合には、役人の許可を得て出かけるべきですし、その場合外国の貨幣を余してどこかから持ち帰ったならば、それを国家に預けて、その金額に見合う国内の貨幣をうけとらねばなりません。もし誰かが外国の貨幣を私蔵していて見つかったならば、国庫に没収されるし、それを知っていて通報しなかった者も、持ち込んだ者とともに、呪いと非難

C

とにさらされ、その上、持ちかえった外貨より少なくない額の罰金を科せられるべきです。

ところで、嫁を貰ったり、嫁にやったりする場合に、どれほどなりと持参金を持たせてやることも、受けとることも、けっしてしてはなりません。また信用のおけない人に金を預けることも、利息をとって金を貸すことも

してはなりません。借りた者は利息も元金もぜんぜん返さないでもよいのですから。

これらのしきたりが、国家が行なうべき最善のものであることは、次のようにして、それらをたえずその根本D的意図にまで遡って考察する人には、正しく判断されるでしょう。わたしたちの言うところによれば、心ある政治家の意図するところは、大衆の主張とは違っているのです。大衆は、よき立法者とは、彼が叡知を傾けて立法するその国が、できるだけ大きく、また金鉱や銀鉱に富み、海陸ともにできるだけ多くの人びとを支配して、できるだけ富裕であることを意図すべきだと主張します。彼らはさらに、真の立法者は、その国が最も善く、最もE幸福であることを意図すべきだと付け加えるでしょう。しかし、これらの意図のうちあるものは実現可能ですが、あるものは不可能なのです。ですから、国の建設者は、実現可能なものの方はこれを欲するが、不可能なものに対しては、空しい望みを抱いたり、実現を試みたりはしないでしょう。じっさい、幸福と善とは必ずといっていいくらい相伴っていますが、——それこそ立法者が意図するものです——、非常な金持が同時に善き人であることは不可能です、少なくとも大衆が金持だとする人びとの場合はそうなのです。彼らが金持というのは、莫大な額にのぼる財産を所有しているごく少数の人びとのことで、これこそまさに悪しき人が所有するであろうものなのです。そして、もしそうだとすれば、金持は、たとえ善き人でなくても真の意味で幸福になれるとする彼らの見解に、わたしは同意することはできません。特別に善き人が特別に金持であることは不可能なのです。

743 「どうして？」とたぶん誰かが反問するでしょう。なぜなら——とわたしたちは答えるでしょう——不正な手段と正当な手段との両方による所得は、正当な手段のみによる所得の二倍以上であり、また立派な仕かたにしろ、恥ずべき仕かたにしろ、消費することを欲しない者は、立派な目的のための立派な消費ならしようとする者にく

B らべて、その消費が半分に過ぎません。したがって、二倍の所得と半分の消費とで暮らしている者にくらべて、それと反対の暮し方をしている者が、より金持になることはありえません。この二人のうち一方は善き人であるが、他方は吝嗇(けち)であるかぎり、悪しき人とは言わないまでも、――ときにはまったくの悪人であることもありますが――、いま言ったように、善き人ではけっしてありません。じっさい、正当な手段と不正な手段とによって所得を得、正当な手段にせよ不正な手段にせよ、消費を節する人は、そのうえ吝嗇でもあれば、金持になりますが、まったくの悪人の方は、概して金使いが荒いから、ひどい貧乏になります。しかし立派な目的のためにのみ C 消費し、正当な手段によってのみ金を儲ける人は、非常な金持になることも容易ではありませんが、そうかといって、非常な貧乏になることもないでしょう。したがって、非常な金持は善き人ではない、というわたしたちの言葉は正しいことになります。しかし、もし善き人でないならば、また幸福でもありません。

一三

さて、わたしたちの法律がその根底において目差すところは、人びとが最も幸福になり、できるかぎり互いに D 仲好くするようにということでした。しかし、互いのあいだに多くの裁判沙汰や多くの不正があるところでは、市民が仲好くすることは不可能です。それが可能なのは、こうした市民相互の裁判沙汰や不正が、できるだけ小さく少ないところです。ですから、国内に金銀があってはならないし、手仕事や利貸しや賤しい家畜の飼育によって、多くの金を儲けることも許されない、ただ農業が生みだし、与えるものに満足すべきであり、それも金を儲けているうちに、財産のほんらいの目的をつい忘れてしまうことのない程度にとどめるべきだというのが、わ

E
たしたちの主張なのです。そしてその目的とは、魂と身体ですが、それらは体育その他の教育をうけることなしには、言うに足るほどのものにはなりえないのです。
したがって、財産への配慮はいちばんあとにすべきであると、一度ならず、わたしたちは語ってきたのです[1]。というのは、すべての人間が真面目に関心をよせる対象は、全部で三種類ありますが、そのうち財産に対する関心は、それが正しいものであっても、最後の、三番目のものであり、身体へのそれが中間のものであり、魂へのそれが第一のものだからです。したがって、いまわたしたちが論じている国制も、もしこのような順序で価値判断を行なうならば、法律が正しく制定されていることになります。しかし、もしそこで定められる法律のうちあるものが、節度よりも健康を、健康や節度よりも富を、国家においてより尊敬されるものとしていることが明らかになるならば、その法律が正しく定められていないことは明白です。ですから、立法者は、たびたび自分にこう問わなければなりません、「わたしは何を狙っているのか。わたしはこの的を射とめるだろうか、それともやり損うだろうか」と。こういうふうにすれば、おそらく彼は自分で立法の仕事をなしとげ、後からくる人びとの手間を省くことができるでしょうが、これ以外のどんな方法でも成功しないでしょう。

さて、割当をうけた者は、その分配地を先に述べた条件[2]で保有すべきだとわたしたちは主張します。ところで、
B
もし各人がほかの点でもすべて等しいものをもって移住してくるのなら、好都合だったでしょう。しかし、それは不可能で、ある者はより多くの、ある者はより少ない財産をもってやってくるでしょうから、いくつかの不等な財産階級が設けられなければなりません。これは多くの理由によりますが、とくに、国家が万人に均等な機会を提供するためです。すなわち、役職の任命や税金や分配金の決定にあたって、各人の価値を、たんに祖先や彼

C 自身の徳性あるいは身体の強さや姿かたちだけでなく、裕福であるか貧乏であるかによっても評価するためであり、こうして人びとが栄誉や役職を、等しくはないが釣り合いのとれた分配によってできるだけ公平に与えられ、争うことがないようにするためです。これらの理由から、財産の大きさによって、第一、第二、第三、第四とよばれる——あるいは何か別の名前でもかまいませんが——四つの財産階級がつくられなければなりません。人び

D とは同じ階級にとどまる場合もあれば、貧乏人から金持へ、金持から貧乏人へと、各人が自分にふさわしい階級へ移ってゆく場合もあります。

以上に加えて、わたしはさらにこんな形の法律を、それにつづくものとして定めたいのです。というのは、わたしたちの主張によれば、最大の病気、これは内乱とよぶよりは分裂とよんだ方がいっそう正しいでしょうが、この病気に冒されまいとする国家では、国民のどこかの部分に、極端な貧困や富があってはならないからです。この二つが内乱や分裂を生むのですから。したがって、いまや立法者はそれらの双方の限界を示さなければなり

E ません。

まず分配地の評価額を貧困の限界とすべきである。そしてこれは不変でなければならず、いかなる役人も、誰に対しても、その財産がこれ以下に下るのを見逃してはならない。また役人以外でも、有徳の評判を得たいと願う者は誰でも、同じようにすべきである。立法者はそれを尺度として、その二倍、三倍、四倍までは持つことを許す。しかし、もし誰かがそれ以上を所有するならば、財宝の発見によるにせよ、贈与によるにせよ、金儲けに

1　たとえば、I. 631C, III. 697B, V. 728E～729A 参照。　2　741A～E 参照。

745 よるにせよ、あるいは何か他の類似の幸運によって限度以上を手にいれたにせよ、それを国や国の守護神に献ずるならば、彼は評判を保ち罪を免れるであろう。しかし、もし誰かがこの法律に従わない場合は、誰でも欲する者はそれを告発して、限度以上の財産の半分を貰うことができる。そして有罪とされた者は、自分自身の財産のなかからそれと同額を別に罰金として支払い、また、先の限度以上の財産の残りの半分は神々のものとなる。すべての市民の、分配地以外の全財産は公に記録され、法律の任命する役人の管理下におかれなければならない。B これはすべてについての訴訟が、財産に関するかぎり、容易に、かつきわめてはっきりと決定されるためです。

一四

つぎに、まず都市をできるだけ国土の中央に、しかも都市として有利な他の諸条件を具えた場所を選んで、位置させなければなりません。これらの諸条件を考察し、述べることは難しいことではありません。ついで一二の部分への分割が行なわれるべきですが、まずヘスティア[1]とゼウスとアテナのために一つの神域を定め、これをC アクロポリスとよび、そのまわりを円形に囲み、それを中心として都市そのものと全国土とを一二の部分に分割しなければなりません。これらの一二の部分は、よい土地は小さく、悪い土地は大きくすることによって、平等になるようにすべきです。それから五〇四〇の分配地を分け、さらにそのおのおのを二分し、中心から遠いものと近いものとが一対をなすように、二つの部分を組み合わせます。すなわち、都市に隣接した部分は国境に接したD 部分[2]と、都市から二番目の部分は国境から二番目の部分と組み合わせ、他もすべてこのようにするのです。そしてこの二つの部分への分割にあたっても、土地の優劣について[3]いま述べたような工夫をこらし、分配地の大小を

加減することによってそれらが等しくなるようにすべきです。

さらに、住民もまた一二の部分に分け(4)、分配地以外の財産についても、これらの一二の部分ができるだけ等しくなるように考慮し、そのすべてを記録しなければなりません。そしてそのあとで、一二に分けられた分配地を E 一二柱の神々に割り当て、それぞれの神に籤で割り当てられた部分を、その神の名をとって名づけて、神に捧げ、これを部族とよびます。また都市の一二の部分も、他の国土を分けたのと同じ仕かたで分けなければなりません。こうして市民各自は二つの家を、一つは中心に近いもの、もう一つは周辺に近いものを持つことになるわけです。これで入植は完了したとすべきです。

一五

ところで、わたしたちはぜひとも次のことを考慮しておく必要があります。それはいま述べたいっさいが、言葉どおりすべて実現するような好機にめぐりあうことはとうていないだろうということです。そのためには、人 746 びとがこのような集団生活に嫌悪を感じることなく、一生のあいだきめられたほどほどの財産を持ち、わたしたちがめいめいに割り当てた数の子供を生み、金その他、いま述べたところから立法者が禁止することが明らかな品々を手にしないということに耐えること、さらに田舎と都市とについても、立法者が語ったように、都市を中

1　竈の神。各家庭において家の守護神として竈に祭られるとともに、公共生活においても国の守護神としてプリュタネイオンに祭られた。

2　745C7 εἰς κλῆρος は削る（パイパーズによる）。

3　745D3 τε の後に πέρι を挿入する（ビュアリによる）。

4　745D5 νείμασθαι は νεῖμαι と読む（イングランドによる）。

央におき、その周囲至るところに家々を配置することを前提条件としますが、これはまるで夢物語か、蠟細工で

B 国家や国民をつくるようなものです。立法者のこのような計画は、ある意味で間違ってはいませんが、彼は次のように再考してみる必要があります。そこで立法者はわたしたちに向かってもう一度、こんなふうに語りかけます。

「諸君、以上の議論のなかで、いま言われた批判がある意味で真実であることに、わたしが気づいていなかったなどとは思わないでいただきたい。そんなことはないのだ。というのは、将来の計画をたてるときには、いつでも次のようにするのが最も正しいとわたしは思う。つまり、計画が目差すべき理想を示す者は、最も立派な、

C 最も真実な点を何ひとつとして落としてはならず、他方、それらのうちに実現不可能なものがあることを発見した者は、それを脇にのけて実行せずにおき、残されたもののうち、理想に最も近く、なすべきものに最も似た性質を持つもの、それを実現すべく工夫をこらさねばならない。しかし、立法者にはその意図を最後まで語らせるべきで、それが済んだら、そのとき初めて、彼の立法の提案のうち、どれが役に立ち、どれが困難であるかを、彼とともども調べてみるべきである。なぜなら、たとえどんなつまらないものをつくる職人でも、言うに足るほど

D のものになろうとするなら、何であれ、首尾一貫したものをつくりあげなければならないから」

一六

さて、わたしたちは一二の部分への分割をきめましたから、今度は、まさしく次の点を考察するよう努力しなければなりません。すなわち、これらの一二の部分は、さらに(1)それぞれの内部に多くの分割を許しますが、これ

E らの下位部分や、さらにそれにつづく部分、そしてさらにそれから生まれる部分(2)というふうにして、五〇四〇に至るまでの、――これらの分割によって氏族や区や村(3)、戦闘部隊の編成や指揮、さらに貨幣や固体や液体の単位、重さの単位が生じるのです――、これらすべての部分が規格にかなっていて互いに調和するようにと、どんな明白な仕かたで法律がそれらを規制すべきかを考察しなければならないのです。これらのことに加えて、次のことも恐れてはなりません。すなわち、ひとが手にいれる道具はすべて、ひとつとして規格に外れることを許さない

747 と規定するならば、あまりに細かいことを言いすぎるという評判をたてられはしないかと心配してはならないのです。そして数の持つ分割可能性や複雑性が、数そのものにおいて示される複雑性にせよ、線や立体における複雑性にせよ、さらに音声や運動――これには上下の直線運動や円運動があります――における複雑性にせよ(4)、それが、すべてにとって役に立つということを万人に共通な理性によって認識すべきです。

1　746D5 αὑτοῦ は αὖ と読む(シュタルバウムによる)。

2　746D6 καὶ と ἐκ のあいだに τὰ を補って読む(テイラーの提案による)。

3　745E において、全国民が一二の部族(ピューレー)に分けられたが、ここにあげられている氏族(プラートリアー)、区(デーモス)、村(コーメー)が部族のさらに下位区分なのかどうかは、後者についての記述が不充分であるためによく分からない。VI. 753C に市民は自分の名前にその父、部族および属する区の名前を記すとされているところからみれば、区は部族の下位単位とみられるが、区と村との関係ははっきりしない。村については、VIII. 848C sqq. に全国で一二の村があり、一二の地域の各中心に一つずつ配置されると述べられているにとどまるが、これが各地域の中心たる重要村落を指すとすれば、他にも多くの小村落が散在していたと考えられる。しかしそれと区との関係は不明である。また氏族については、VI. 785A sqq. に各氏族ごとに氏名が生誕の年とともに記録され、死亡とともに消されるとあるが、氏族と部族その他の区分との関係も明らかでない。

4　算数、平面幾何、立体幾何、音楽理論、運動論をさす。

立法者たる者は、これらすべてに眼を向けて、すべての市民に、これらの数の与える秩序からできるかぎり外

B れることのないように命じるべきです。なぜなら、家政にとっても、国政にとっても、他のどんな技術にとっても、一つの教科として、数の学問ほど大きな力を持つものはないからです。その最大の利点は、生まれつき無気力で愚鈍な人間を目覚めさせ、理解力に富んだ、物覚えのよい、俊敏な者に仕立てあげ、この神的な術知のおかげで、彼が生まれつきの能力を越えた進歩をするということです。ですから、すべてこれらの数学的諸学問は、

C それらを充分に修得して利益を収めようとする人びとの心から、もしひとが卑しさと貪欲とを法律と慣習によって取り除くならば、立派で適切な教科となるでしょう。だが、もしこれらが取り除かれないと、知らないうちに、知恵の代りに紛れもない奸智をつくりあげることになるでしょう。エジプト人、フェニキア人その他多くの民族が、彼らの他の慣習や富の持つ自由人らしからぬ性格のゆえにそういうふうになっているのを、現にわたしたちは見ることができます。こんなことになったのは、彼らの無能な立法者のためか、彼らを襲ったきびしい運命の

D ためか、あるいは別の何かきびしい自然的条件のためでしょう。

そしてじっさい、メギロスにクレイニアス、わたしたちは忘れてはならないのですが、優れた人間や劣った人間を生むという点で土地によって違いがあり、この事実に逆らって法律を制定してはならないのです。土地のうちあるものは、さまざまの風のせいで、または日当りのせいで、〔人を育てるのに〕適さなかったり、適したりしますし、ある土地は水によって、ある土地は大地の生みだす食物そのものによって、そうなのです。この食物は、

E 身体によい影響や悪い影響を与えるだけでなく、魂にもそれに劣らずすべてそのような影響を与えることができます。だがさらに、これらすべての土地のなかで、最も優れているのは、神的息吹きが漂い、ダイモーンが住み

たもう土地なのです。これらのダイモーンはそのときどきで、そこに入植する人びとを、優しく受けいれたり、あるいは受けいれなかったりするのです。道理をわきまえた立法者なら、このような事柄について、人間が調べることができるかぎり充分に調査し、その上で法律を制定すべく試みるでしょう。ですから、クレイニアス、あなたもそうなさらなければいけません。ある土地に入植しようとなさるなら、まず、そのようなことに心を向けなければならないのです。

クレイニアス　いや、アテナイからみえられたお方、まことに結構なお話でした。わたしもおっしゃるとおりにしなければなりますまい。

第六巻

一⑴

751 **アテナイからの客人** さて、これまでいろいろと述べてきましたが、次の仕事は、おそらくあなたの国のために役職を制定することでしょう。

クレイニアス まさしくそうです。

アテナイからの客人 国制をととのえるのには、次の二つの段階があります。第一は役職の制定および役人の任命、つまり、いくつの役職があるべきか、またどんな仕かたで任命がなされるべきかという問題です。それが済んだらつぎに、それぞれの役職に法律を付与しなければなりません。つまり今度は、いかなる法律を、またどれだけの数の、どんな種類の法律を、それぞれの役職に付与するのが適当かという問題です。しかし、この選定を行なう前に、ちょっと休んで、それに関連してお話しするのが適当な、ある事柄を述べることにしましょう。

B

クレイニアス とおっしゃいますと？

アテナイからの客人 こういうことです。つまり、立法の仕事というものは大事なものではありますが、立派につくられた国家が、立派に制定された法律の施行を、不適格な役人の手に委ねるならば、立派な法律から何の利益も得られず、天下の物笑いになるばかりでなく、おそらく国家にとって最大の損害と不名誉とがそれから生じるであろうということは、誰にも明白だということです。

C

クレイニアス そうですとも。

アテナイからの客人　ですから、あなた、あなたの現在の国家と国制とについても、この危険が存在するということを考えてみましょう。じっさい、あなたにもお分りのように、まず第一に、役人の地位に向かって正しく歩む者たちは、彼ら自身もその家族も、子供のときから〔その地位に〕選出されるに至るまで、充分な吟味をうけていなければなりません。つぎにまた、選挙人たるべき人びとも、法を重んじる習慣のなかに育てられ、それぞ

D　れにふさわしい候補者を、あるいは嫌悪をもって、あるいは好意をもって、正しく退けるなり受けいれるなりできるように、充分に教育されていなければなりません。しかしこの点については、最近一緒になったばかりで、互いに知り合ってもいないし、そのうえ教育もない人びとが、どうして役人を間違いなく選ぶことができるでしょうか。

クレイニアス　おそらく、それは不可能でしょうね。

アテナイからの客人　しかし、「乗りかかった船」と言います。(2) そしてそれがまさに、いまのあなたとわたしのおかれた状況なのです。というのは、あなたは、お言葉によれば、九人のお仲間と一緒に、いまや国家の建設に

E　努力することを、クレテの国民に約束されたのですし、わたしはといえば、現にわたしたちが行なっているこの

752　物語によって、あなたに協力することをお約束したのですから。もちろん話し始めたのですから、この話を頭なしで放っておくつもりはありません。そんな恰好でそこら中を歩き廻られたら、みっともないでしょうからね。

1　第六巻一―三章における二つのテクストの併存説については、→補注B（七八五ページ）参照。

2　文字どおりには、いったん土俵に上がったら言いわけは許されないの意。

クレイニアス　これは、あなた、いいことを言われました。

アテナイからの客人　いや、言うだけでなく、できるだけそんなふうに、行なうことにしましょう。

クレイニアス　ええ、ぜひとも、言っているとおりに行なうことにしましょう。

アテナイからの客人　もし、神さまの思し召しがあり、そしてわたしたちがこれほどの老齢に打ち勝つことができるなら、そういうことになるでしょう。

B

クレイニアス　しかしおそらく、神さまもお望みくださるでしょう。

アテナイからの客人　おそらくね。ところで、神さまのお導きに従って、次のことも取りあげようではありませんか。

クレイニアス　どんなことですか。

アテナイからの客人　現状において、わたしたちの国の建設が、何と勇敢で危険をかえりみないものであるか、ということです。

クレイニアス　何を考えて、またいったいどこに目を向けて、そういうことを言われるのですか。

アテナイからの客人　それは、わたしたちが経験のない人びとに対して、彼らがいつかはいま制定されつつある法律を受けいれてくれるだろうという期待のもとに、いかにも気軽に、恐れ気もなく立法を行なっている、と

C

いうことを考えてなのです。しかし、クレイニアス、このことだけは、きっと誰にでも、それほど賢くない人びとにでも明白でしょう。つまり、何びともこれらの法律を初めからたやすく受けいれはしないでしょうが、もし子供のときからそれらの法律を味わい、その下で育てられ、充分にそれに慣れ親しんできた人びとが、国家のす

べての役人の選出にあずかるようになるまで、それだけの期間、わたしたちが何とかもちこたえることができれば、期待が持てるだろうということです。じっさい、いま述べていることが実現したならば――そのことを正しく実現する何らかの方法なり工夫なりがあるとして――このような教育をうけた国家が、現在の過渡期を過ぎた後にもなお存続することは充分に保証されるとわたしは思います。

D

クレイニアス　ごもっともです。

アテナイからの客人　それでは、その目的のために充分な方法を、こんなふうにして何とか工夫することができるかどうか、考えてみましょう。わたしの言いたいのは、クレイニアス、こういうことです。つまり、クノソス人は、他のクレテ人よりもとくに、あなた方がいま植民なさる土地に、たんに形式的に関係するだけでなく、最初の役人が、最も確かな、最も優れた方法で任命されるように(1)、できるかぎり入念に配慮する義務があるということです。

E

その場合、他の役人を選ぶのはむしろ簡単な仕事ですが、護法官だけは、あなた方が(2)、まず最初に、全努力を傾けて選ぶことがぜひとも必要です。

クレイニアス　ではそのために、どんな方法なり、考え方なりが見つかるでしょうか。

アテナイからの客人　それはこうです、「おお、クレテの子らよ」とわたしは言います。「クノソス人は、多くの都市のなかでのその指導的地位のゆえに、この植民地へやってきた人びとと共同して、自分たちと彼らの双方

1　752D7 ἱστῶσιν は στῶσιν と読む（イングランドにより写本のままに）。

2　752E1 δ' ἡμῖν は δ' ὑμῖν と読む（イングランドによる）。

から、全部で三七人を選ばなければならない。そのうち一九人は入植者から、残りはクノソス自身からとする」。これらの人びとをクノソス人はあなたの国に提供すべきであり、そしてあなたご自身をも、説得によるか、あるいは適度に力を加えて強制するかして、その植民都市の市民であり、一八人のなかの一人であるとすべきなのです。

クレイニアス しかしあなた、どうしてあなたもメギロスも、わたしたちの国制づくりに参加してくださらなかったのですか。

二

アテナイからの客人 アテナイはね、クレイニアス、誇り高き国なのです。そしてスパルタも同じです。それにどちらもここから遠く離れています。しかしあなたは、あらゆる点で適任者ですし、他の〔九名の〕植民地建設B者たちも同様で、いまあなたについて言われたことが、そのまま彼らにもあてはまります。

そこでわたしたちの現状からいって、最も適当な方法は、以上のようだとしておきましょう。しかし、時が経ち、もし国制が存続したならば、これらの役人(1)の選出は次のようなものとします。すなわち、騎兵もしくは歩兵として兵役につく人びと、およびその年齢が許すかぎり、戦争に参加した人びとのすべてが、これらの役人の選C出に参加すべきです。そしてその選挙は、国家が最も尊いものとする神殿において行なわれ、各人は投票札に候補者の名前、その父、部族および属する区の名前を記し、それに自分自身の名前も同じ様式で書きそえて、神の祭壇に持ってゆきます。そして希望者は誰でも、これらの札のうち自分に異論のある名前が書かれているものを

三〇日以内に取り出して、[2] 市場（アゴラー）におくことを許されます。〔それが過ぎると〕承認された投票札を上位三〇〇位まで、役人は国中に公示して閲覧させ、ふたたび市民は同じようにしてそれらのなかから各人が好む者に投票しますが、役人はそれらのなかから二度目に選ばれた一〇〇人を全市民にもう一度公示します。そして三度目に、この一〇〇人のなかから、誰でも希望する者は、犠牲獣のあいだを通ってゆきながら、[3] 自分の好む者に投票しなければなりません。そして最も多くの票を得た三七人を、審査の上で役人に任命すべきです。

D

では、クレイニアスにメギロス、わたしたちの国では誰が、役人の選出と彼らの資格審査についてこれらいっさいのことを取りしきるのでしょうか。こんなふうに組織されたばかりの国にとって、誰かそういう人がいなければならないということは分りますが、まだ役人が一人もいないときに、[4] 誰がそのような者になるかは分りません。しかし、ともかくもこういう人びとは必要なのですし、しかもそれはつまらない人びとではなく、できるかぎり優秀な人びとでなければならないのです。「仕事は始めれば半分は済んだも同然」と諺にもいいますし、立派な初めは、わたしたち誰もがつねに称賛するものです。しかし、わたしの見るところでは、初めは半分以上であり、そして立派な初めはどんなに褒めても褒め足りません。

E

754

クレイニアス　ほんとうにおっしゃるとおりです。

1　護法官のこと。
2　少なくとも三〇日間市場におくとも読める。いずれにしても、選挙の第一段階と第二段階とのあいだには少なくとも三〇日の期間がある。
3　犠牲獣のあいだを通ることは、契約を神聖なものとするための方法であったという。
4　753E4 πρὸς πασῶν は πρὸ πασῶν と読む（コルナリウスによる）。

アテナイからの客人 では、そのことを知っていながら黙って過ごし、どうやって始めたらいいかを、わたしたち自身にはっきりさせないでおくのはよしましょう。もっともわたしとしては、たくさんの持ちあわせがあるわけではなくて、現状にとって、言うことが必要でもあるし、有益でもある言葉は一つしかありません。

クレイニアス それはどんなことですか。

三

アテナイからの客人 わたしの言うところはこうです。わたしたちが建設しようとしているこの国には、それを建設する母国以外に、いわば父も母もありません。もちろんわたしは、建設された国々のかなり多くが、それを建設した国と仲違いすることが、これまでにもしばしばありましたし、これからもあるだろうということを知らないわけではありません。しかしいまは、これらの新しく建設された国々は子供のようなもので、たとえいつかは生みの親に背くときがくるとしても、幼少期の頼りなさが続くあいだは、生みの親を愛し、親からも愛されて、いつも家族のもとに逃げて帰り、そこに唯一の味方をみつけるのです。こういう関係が今日、クノソス人の新しい国への配慮を通して、彼らと新しい国とのあいだに、また新しい国とクノソスとのあいだに、すでにできあがっているとわたしは言うのです。

そこでわたしは、前にも言ったように(1)、——立派なことは二度言っても何も悪いことはありませんから——、クノソス人は入植者のなかから、できるだけ最年長で最善の人びとを、少なくとも一〇〇人選んで、彼らと協力して、これらすべてのことを取りしきらなければならないと言います。そして他にクノソス人自身のなかからも

B

C

一〇〇人を選びます。これらの人びとは、新しい国へやってきて、役人が法律に従って選ばれ、選ばれた上で審

D

査が行なわれるようにと、協力して配慮しなければならない、とわたしは言うのです。そしてこれらのことが済むと、クノソス人はクノソスに帰り、新しい国は自分で自分を守り、繁栄するように努力すべきなのです。

しかし、あの三七人のなかに入った人びとは、現在も、また将来もずっと、次の目的のためにわたしたちに選ばれたものとします。第一に、彼らは法律の番人でなければならず、ついで市民各自が自分の財産の額を役人に申告する、財産登録の番人でなければなりません。ただし最高の財産階級は四ムナまで、第二は三ムナ、第三は

E

二ムナ、第四は一ムナまでは控除されます。もし誰かが申告以外の余分なものを持っていることが明らかになると、そのような財産はすべて国庫に没収されます。それに加えて、誰でも追及しようとする者は、彼を裁判にかけることができますが、もし彼が利得のゆえに法律を蔑ろにしたかどで有罪とされるならば、この裁判（ディケー）(2)は立派なものでも、名誉なものでもなく、恥ずべきものです。つまり、誰でも望む者は、彼を不当利得のかどで告発し、護法官自身の前で裁判にかけることができるのです。そしてもし被告が敗訴したならば、彼は公共

755

の財産にあずかることを許されず、国家において何らかの分配がなされる場合にも、分配地以外には分け前にあずかることができず、そして彼の罪状は一生のあいだ、誰でも読もうと思えば読める場所に記録されるべきなのです。

1　752D参照。

2　ディケーという言葉の持つ「裁判」と「正義」の二つの意味をかけている。

ところで、護法官は二〇年以上その任にあってはならず、五〇歳未満でその役に選ばれてもなりません。もし六〇歳で任命されたとすれば、在任期間は一〇年間だけということになります。そしてこの割合でゆき、したがってもし誰かが七〇歳を越えてなお生きているとしても、もはやこれらの役人の一人として、そのような重大な職務を果そうなどと考えてはなりません。

B

四

さて護法官については、以上三つの任務(1)が与えられたとしましょう。法律の制定がさらに進むにつれて、それぞれの法律がこれらの人びとに、いま述べたもの以外に彼らが管理すべき仕事を付け加えるでしょう。しかしいまは、引きつづき他の諸役人の選出について語ることにしましょう。

さてつぎには将軍を、さらに軍事上の彼のいわば補佐役としての、騎兵隊長、部族騎兵隊長、部族歩兵部隊の指揮官——普通、部族歩兵隊長とよばれていますが、まさにこの名が最もふさわしいでしょう——を選ばなければなりません。

C

これらのうち将軍は、この国の市民たちのなかからのみ、護法官が候補者をあげ、この候補者のなかから、戦争に参加すべき年齢のときにそれに参加した者や、現に戦争に参加する者すべてによって選出されるべきです。しかし、候補にあげられなかった者たちのうち誰かが、候補者のうちの誰かよりも優れていると思う人があれば、その人は、誰の代りに誰をたてると名前をあげ、その旨を宣誓した上で、対立候補としてたてます。そして両者のうち挙手によってきめられた者を候補者に加えるべきです。そして、最も多くの挙手を得た三人が将軍として

D

軍務を管理する者となりますが、彼らは護法官と同じように資格審査をうけなければなりません。

E　各部族ごとに一人ずつ、計一二人の部族歩兵隊長については、こうして選ばれた将軍たちが、今度は自分たちで候補者をたてます。そして対立候補の指名、挙手選出、資格審査は、部族歩兵隊長の場合も将軍の場合と同じようにしなければなりません。

選挙のための集会は、政務審議会とその執行部がまだ選ばれていない現段階では、護法官が召集し、できるだけ神聖な、できるだけ広い場所を選んで、重装歩兵と騎兵とを別々に着席させ、残りのすべての部隊は第三の集

756　団とすべきです。将軍は全員の挙手で選ばれますが、部族歩兵隊長は楯を持つ歩兵が、また部族騎兵隊長は騎兵全員が自分たちで選ぶべきです。また、軽装歩兵、弓兵、その他の部隊の指揮官は、将軍が自分で任命します。

そこで騎兵隊長の任命だけがまだ残っていることになります。これは将軍の候補者指名をしたのと同じ人びとが、候補者を指名します。そして彼らの選挙も、対立候補の指名も、将軍の場合と同じにします。騎兵隊が歩兵の見ている前でこれらの人びとの挙手選出を行ない、最も多くの票を得た二人が、すべての騎馬兵の指揮官になるべきです。

B　挙手選出に対する異議申し立ては二回まで認められるべきです。しかし、もし誰かが三回目の異議を申し立てるならば、それぞれの選挙の際に挙手選出の集計をする役の人びとが、自分たちのあいだの投票によってきめな

1　すなわち、法の守護者たること、財産登録の番人たること、および不当利得に対する裁判を行なうこと。

2　755E9 καὶ ἱππάρχους を削る(シュタルバウムによる)。

3　756A1 αὖ τούτοις は αὐτοῖς と読む(アストによる)。

ければなりません。

五

政務審議会は一二の三〇倍の人数から成り、――三六〇という数は、これをさらに分けるのに好都合でしょう C ――、それを九〇人ずつ四つの部分に分け、おのおのの財産階級から九〇人ずつの審議員を選出します。最初に、最高の階級からの候補者指名には、[1]全市民がかならず投票しなければならず、従わない者には定められた罰金が科せられます。投票が済むと、指名された者の名前が記録されます。二日目には、第二階級からの候補者の指名が前日と同じ仕かたで行なわれ、三日目には、第三階級からの候補者の指名が希望する者によって行なわれます。D ただし、〔希望する者によってと言っても〕この投票は上位の三階級には強制的ですが、第四の最下位の階級は、誰かが投票を欲しなくても、罰金を免れます。四日目には、第四の最下位の階級からの候補者指名がすべての人によって行なわれますが、第三、第四階級の者は、もし投票を望まなくても、罰金を免除されます。だが第二、E 第一階級の者が投票しなければ、第二階級の者は最初の罰金額の三倍、第一階級の者は四倍を科せられます。五日目には、役人は記録された名前を全市民に公示して閲覧させ、そして全市民がこれらのなかから投票を行ない、投票しない者は最初の罰金額を科せられます。そして各階級から一八〇人ずつを選んだあとで、さらに籤によってその半数を選び、資格審査をした上で、彼らをその年の審議員とするのです。

　このような形での選挙は君主制と民主制の中間に当たりますが、国制はつねにこの両者の中間でなければなら 757 ないのです。というのは、奴隷と主人とでは友情はけっして生まれないでしょうし、くだらない人間と優れた人

間とが等しい評価を受ける場合も、やはり友情は生まれないでしょう。——なぜなら、等しくないものに等しいものが無差別に与えられるならば、その結果は等しくなくなるでしょうから——。じっさい、この二つ[2]によって国内には争いが絶えないのです。たしかに「平等は友情を生む」という古い諺は真実であって、まったく正しく、適切に語られています。しかし、この友情を可能にする平等とはどういう平等なのかということがすこぶる不明瞭であるために、それがわたしたちをすこぶる混乱させるのです。というのは、二種類の平等があって、それら

B　は名前は同じですが、実際は多くの点でほとんど正反対のものだからです。一方の平等は、どんな国家、どんな立法者でも、栄誉を与える際にそれを容易に導入することができます。これは尺度、重量、数による平等で、分配に籤を用いることによって、それを適用することができます。しかし最も真実な、最もよき平等は、誰にでも容易に見分けられるというものではありません。なぜなら、それを判定する能力はゼウスのものであって、この

C　能力が人間の助けになるのは、いつもわずかだからです。しかし、国家なり個人なりにとって、それが助けになるかぎり、すべての善きものがそこから生みだされるのです。なぜなら、それは、より大きなものにはより多くを、より小さなものにはより少なくをと、双方にその本性に応じて適当なものを分け与え、とくに栄誉については、徳において大いなるものにはつねに大いなる栄誉を、徳と教養とにおいて反対のものにはそれにふさわしいものを、双方に比例的に分け与えるからです。じっさい、政治というものも、わたしたちにとってはいつも、ま

1　政務審議会議員の選出も二段階に分かれ、第一日から四日までに各財産階級からの候補者指名が行なわれ、五日目に二回目の選挙によって各階級それぞれ一八〇名ずつが選出され、そのうち籤によって半数が選ばれる。

2　独裁制における極端な不平等と民主制における無差別な平等。

(757)
D さにこの正義のことなのです。いまもわたしたちは、クレイニアス、この正義を目差し、この平等に眼を向けて、現在誕生しつつある国家を建設しなければならないのです。そしてもし誰かが、他の国家を建設することがあれば、この同じものを目標にして、立法すべきです。少数の、あるいは一人の僭主なり、あるいは民衆の支配なりをではなく、つねに正義を目差すべきであり、この正義とはいま述べられたもの、すなわち不等なるものにそれぞれその本性に応じて与えられる平等のことです。

E しかしながら、国家全体としては、もし国内のどこかに内紛が生じるのを避けようとするならば、これらの平等や正義という言葉を、ときには少し緩めた意味に使うことも止むをえないのです。——というのは、斟酌したり寛大に扱ったりすることは、正しい意味での正義から外れ、完全な厳密さを損うものですから——。そういうわけで、大衆の不満を避けるために籤による平等も用いざるをえませんが、その場合にも、籤を最も正しい結果に導きたもうよう神と幸運とに祈らなければならないのです。こうして、やむなく二種類の平等を用いなければ

758 なりませんが、一方、つまり幸運を必要とする方の平等は、できるだけこれを用いることを少なくします。

六

これらのことはこのような理由から、友よ、国家が存続しようとする場合に、必ず行なわなければならないことです。ところで、海上を航行中の船は、昼も夜もつねに見張りを必要としますが、国家も同じように、他の諸国家の浪に揉まれ、あらゆる種類の陰謀に捉えられる危険にさらされているのですから、昼から夜へ、また夜か

B ら昼へと、役人が役人に、見張りが見張りに引き継ぎ、引き渡して、少しもとだえることがあってはなりません。

しかし多人数では、これらの仕事のどれひとつも速やかに行なうことはとうていできませんから、とうぜん、審議員の大部分は、ほとんどの時間自宅にあって、家の仕事に精を出すのが許されます。そして彼らの一二分の一を一二の月のそれぞれに割り当て、一ヵ月交替で守護者の役につかせ、外国からの、あるいは国内からの来訪者に迅速に応待させます。これらの来訪者のなかには、国家が他の国々に対して答えるべき事柄や、こちらが他国に質問して相手の答えをうけとるべき事柄について、報告を持ってくる者もあれば、質問をしにくる者もあります。そしてとくに、国家においてつねに起こりがちな、そのときどきの、さまざまな変革に対して、できるかぎりそれが起こらないようにし、もし起こった場合には、できるかぎり速やかに国家がこれに気づいて、起こったことを癒すようにします。これらの理由から、この行政機関は、法律にきめられたものであれ、国家緊急の際に行なわれるものであれ、すべての集会の召集や解散の権限を持たねばなりません。そしてこれらすべてのことは、政務審議会の一二分の一の部分が〔一ヵ月〕その管理にあたり、彼らは一年の残りの一一ヵ月は休むことになります。しかし、政務審議会のこの部分は、つねに他の役人たちと協力して、国を守る仕事にあたらなければならないのです。

C

D

E

さて国家(都市)に関することは、以上のようにすれば、適当な秩序づけがなされるでしょう。しかし残りの、地方全体については、どのような管理、どのような秩序があるべきでしょうか。都市全域も、地方全体も一二の部分に分けられたのですから、都市そのものの道路、住宅、公共の建物、港、市場、泉について、とくに聖域、神殿、その他それに類するものすべてについて、管理者が任命されるべきではないでしょうか。

クレイニアス　そうですとも。

アテナイからの客人　そこで、神殿には堂守と男女の神官とがいなければならない、と言うことにしましょう。また道路、建物、およびそれに類するものの秩序が保たれるように、そして人間や人間以外の動物が不正を行なうことのないように、さらに都市の城壁に囲まれた部分でも、郊外でも、都市にふさわしい状態が維持されるように、三種類の役人が選ばれなければなりませんが、いま述べた仕事にたずさわる者を都市保安官、市場の秩序にたずさわる者を市場保安官と呼ぶことにします。

B　ところで、男女の神官は、その職が世襲である者は、これを動かしてはなりません。だが、初めて入植する人びとのところでは、このようなことに関してよくあることですが、世襲の神官がいないか、あるいはごくわずかの神殿にしかいない場合には、それがおかれていない神殿には、神々に仕える者として男女の神官を任命しなければなりません。ところで、これらすべての役職の任命にあたっては、あるものは選挙に、あるものは籤によるべきです。それは地方および都市のそれぞれの地域において、お互いに友情を確保するために、民主的方法と非民主的方法とを併用し、その結果、人びとができるかぎり心を一つにするためです。だが神官については、神さ

C　まの思し召しどおりになるようにお任せします。つまり籤によって神的偶然に委ねるのです。しかし籤に当った人についてはそのつど、第一に、身体的に欠陥がなく嫡出の子であるか、つぎに、できるだけ汚れのない家の出であるか、そしてその人自身が殺人やすべてその種の神事にかかわる犯罪に汚されていないか、また父母も同じように暮らしてきたか、という点を審査しなければなりません。

D　すべての神事に関する法律ば、これをデルポイからもってきて、それに対して神事解釈者[1]を任命した上で、この法律を用いなければなりません。神官の職はいずれも一年とし、それ以上にはわたりません。また神聖な法律に従って神事を立派に行なおうとする者は、わたしたちのところでは六〇歳未満であってはならないのです。これらの規則は女性の神官にも適用されます。

神事解釈者については、それぞれの四部族一組が、三回の選挙によって、自分たちのなかから各部族一名の割で四名ずつを選び、各組の四名のうち最も得票の多い三名が審査をうけ、計九名の名前がデルポイに送られて、各組の三名のうちから一名ずつが神託によって選ばれます。[2] 彼らの資格審査や年齢の制限は神官の場合と同様で

E　す。しかし、これらの神事解釈者は終身とします。そして欠員に対しては、それが生じた四部族が補欠選挙を行なうものとします。

また財務官がそれぞれの神殿の聖財、神領、そこからの収穫、賃貸料を管理する者として、最高の財産階級か

760　ら、最大の神殿には三名、それより小さなものには二名、最も小さなものには一名選ばれます。それらの人びとの選挙や資格審査は、将軍の場合[3]と同様です。神事に関する規定は以上のとおりとしましょう。

1　神事に関する法律（慣習）の解釈者であり、その選出方法については759D～E参照。その任務は殺人その他の浄め、葬儀、結婚などに際しての供犠、祭事万般等すこぶる広汎に及んでいる。

2　ここでは神事解釈者を全部で三名とする説を採ったが、他に六名説がある。それによると、三回の選挙によって四部族一組の各グループが四名ずつを選出し、全一二名のうち最も得票の多い三名を資格審査の上任命し、残り九名の名前をデルポイに送って、各グループの三名のうちから一名ずつを神託によって選んでもらう。この三名と先の三名とをあわせて六名を神事解釈者とする。

3　755C～D参照。

八

さて、何ものもできるだけ無防備状態におかないようにしなければなりません。ところで、都市の防衛は次のようにします。すなわち、将軍、部族歩兵隊長、騎兵隊長、部族騎兵隊長、政務審議会の執行部、さらに都市保安官、市場保安官が、もしわたしたちによってしかるべく選ばれ、任命されたなら、この仕事を管理することになります。

B しかし都市以外の国土は、すべて次のようにして守ります。すなわち、わたしたちの国土全域は、できるだけ等しい一二の部分に分けられていますから、一つの部族が一つの部分に籤によって割り当てられ[1]、五人のいわゆる地方保安官もしくは監視隊長[2]を提供し、この五人組のそれぞれに自分の部族から二五歳以上三〇歳未満の一二人の若者を選ばせます[3]。

C そしてこれらの人びとに国土の諸部分が籤によって割り当てられ、一月交替で各組が各部分を受け持ち、全員が全国土についての経験と知識とを持つようにします。これらの監視隊とその隊長は二年間守備の役にあたります。監視隊長は最初に籤によって割り当てられた受持部分である国土の地域から、一月ごとに右まわりで隣りの地域へとつねに移動しながら、隊員を導いてゆきます。右まわりとは西から東への意味だとしてください。

D ところで、一年経って二年目になると、監視隊のできるだけ多くの者が、一年の一時期に国土を経験するだけでなく、できるだけ多くの者が国土を知るとともに、各季節に各地域に起こることを学ぶように、そのときの引率者は今度は左まわりでつねに移動させながら、二年目の終りまで彼らを導いてゆきます。三

E 年目には、別の五人の地方保安官もしくは監視隊長が選ばれて、一二人の隊員を監督します。

ところで、それぞれの地域に勤務中に彼らがなすべき仕事は次のようです。まず第一に、国土が敵に対してできるだけよく防衛されるように、必要なかぎり、堀をつくり、溝を掘り、砦を築いて、何にせよ、国土や財産に危害を加えようとする者を、できるかぎり防がなければなりません。この目的のために、駄馬や各地域の家僕を使って、これを働かせたり、彼らを監督したりすることになりますが、その場合は、できるだけ彼らの仕事が暇なときを選ぶべきです。そして要するに、すべての点で敵には通行しがたくし、他方味方には、道路がいずれもできるだけ平坦になるように配慮して、人間であれ、駄馬であれ、家畜であれ、できるだけ通行しやすくするのです。また雨水が山の高みから山あいの落ち窪んだ谷間へと流れ込むときに、国土に害をなさず、むしろ利益をもたらすようにと、水の溢出を提防や堀で防ぎます。こうして谷が雨水を受けいれ、呑みこんで、下流のすべての畑や土地のために、流れや泉をつくり、最も乾いた土地にさえ、たくさんのよい水を供給するようにします。湧き水については、流れであれ、泉であれ、植木や建物でいっそう美しく飾り、地下の水路をつくってこれらの流れをつなぎ、たくさんの水をため、もしそのあたりに神に捧げられた聖なる森か神域があるならば、水路をつくって神殿のなかにまで四季を問わず水を送って、それらを美しくします。またこのような場所にはどこにも、若者たちは自分たちやまた老人たちのために体育場をつくり、老人向きの温浴場をしつらえ、よく乾いた薪を豊富に用意し、病いに苦しむ人びとや、百姓仕事に疲れきった人びとの身体を癒すべく、やさしく受けいれてやり

761 B C D（欄外行数表示）

1　760B5 κατ᾽ ἐνιαυτόν は削る（イングランドによる）。

2　地方保安官という名称は、ここのように監視隊長を意味する場合と、隊員をも含める場合とある。

3　地方保安官の数については、↓補注C（七八六ページ）参照。

(761)

ます。これは、下手な医者にかかるよりもはるかに役に立つものです。

九

以上のことやそれに類する仕事はすべて、その地域に美観をそえ利益にもなるでしょうし、また楽しい気晴しをも提供するでしょう。しかし、彼らの仕事のなかで重要なものは、次のようなものです。例の六〇人の監視隊長のそれぞれの組は[1]、自分たちの地域を敵に対してだけでなく、味方と称する人びとに対しても守らなければ E なりません。奴隷であれ、自由民であれ、もし誰かが隣人もしくは同胞の誰かに害を加える場合には、被害をうけたと訴える人のために裁判を行ないますが、些少の額ならば、五人の隊長だけでこれを行ない、それ以上の額ならば、一方が他方に要求する額が三ムナまでの場合は、彼らが部下の一二人とともに一七人でこれを裁きます。ところで、王のように最終決定を下す人たちを除いて、いかなる裁判官も役人も、裁判や職務の遂行に関して、執務監査を受けないですますことはできません。とくにこれらの地方保安官の場合、もし彼らがその管理下にあ 762 る人びとに対して、不公平な賦役を課したり、農業の収穫を同意を得ないで奪い去ろうと企てたりして、不当な振舞いに及ぶならば、またもし賄賂として贈られたものを受けとり、あるいはそのうえ不正な判決を下したりするならば、誘惑に屈したものとして国中に恥をさらさせます。また彼らがその地域の人びとに対してなすその他の不正行為については、一ムナまでのものは、村人や隣人たちの法廷[2]に自発的に従わせますが、それ以上の場合や、またそれ以下であっても、一月ごとに絶えず別の地域に移動することによって、訴えられても逃げられるだ B ろうと当てにして、裁判に服そうとしない場合にはいつでも、被害者は公共の法廷[3]に提訴すべきです。そして勝

訴したならば、逃げて自発的に罰を受けようとしなかった者には、二倍の罰金が科せられます。

隊長と部下の地方保安官たちには、在職中の二年間を次のように過ごさせます。まず、それぞれの地域ごとに[C]共同食事があり、全員がそこでいっしょに食事をとらなければなりません。そして隊長の命令によるか、あるいは何か万やむをえざる事情による場合を除き、たとえ一日でも共同食事に欠席したり、あるいは一晩でも外泊したりした者は、もし五人の隊長が彼を告発し、見張りを怠った者としてその名を市場に掲示するならば、彼は国家に対するおのれの義務を放棄した者として恥辱をうけるし、たまたま彼に出会い、懲らしめようと欲する者は[D]誰でも、鞭で懲らしめても罰をうけません。もし隊長自身のなかで誰かこのような過ちを自ら犯すものがあれば、それは六〇人の隊長たち全員が監視する必要があります。違反を見たり聞いたりしながら告発しない者は、同じ法律の適用をうけ、若い人びとよりも厳しく罰せられなければなりません。つまり彼は、若者たちに命令する役につく資格をいっさい剝奪されるべきなのです。そして、このようなことがけっして起こらないように、また起こった場合にはそれ相当な処罰が行なわれるようにと、護法官にそれらを厳しく監督させます。

[E]ところで、人間は誰でも、人間一般について次のように考えなければなりません。すなわち、ひとに仕えたことのない者は、称賛に値する主人にはなれないでしょう。そして立派に支配することよりも立派に仕えることを誇りにすべきであって、まず第一に法律に対して神々への奉仕のつもりで仕え、ついで年長で名誉ある生き方を

1　補注C（七八六ページ）参照。
2　補注D（七八七ページ）参照。
3　補注D参照。

763

してきた人びとに対して、若者たちはつねに仕えなければなりません。さてつぎに、地方保安官の一員となった者は、その二年間、日々の食事は貧しく乏しいものを取らなければなりません。例の一二人は選ばれると、五人の隊長といっしょに集まって、公僕たるにふさわしく、他人を自分たちのための下僕や奴隷にしないこと、他の農夫や村人のところから彼らの奉公人を取りあげて私用に使うことなく、ただ公用の際にのみこれを使うこと、といったことをきめます。そして公用以外のことでは、自分たちだけで互いに仕えたり、仕えられたりする生活を送る決心をし、それに加えて、つねにあらゆる地域を守りまた地域の事情に通じるために、武装して夏も冬も

B

国中を遍(あまね)く調査して廻るのです。すべての人が自分たちの国土を詳細に知ることは、おそらく何にも勝るよい勉強でしょうから。そこで若者はこの勉強のために、犬を用いる狩猟や、その他の狩猟に、そのようなことが万人に与える快楽や利益にもまして、励まなければなりません。

ですから、これらの人びととその仕事とを、秘密任務にたずさわるものと呼ぶにせよ、地方保安官と呼ぶにせ

C

よ、あるいは何とでも好きに呼ぶにせよ、自分たちの国を充分に守ろうとする者は誰でも、できるだけ熱心にその仕事をすべきです。

一〇

さて、わたしたちの役人の選挙で、つぎにくるものは市場保安官と都市保安官のそれでした。六〇人の地方保安官につづくものは三人の都市保安官であり、彼らは都市の一二の部分を三つに分けて、地方保安官の例にならって、市街地の道路や、いずれも地方から都市へと延びている幹線道路や、建造物が、すべて法律に違反してい

D ないようにと管理します。とくに水に関しては、これらの都市保安官たちは、監視隊の者たちがよく気をつけて彼らのもとへ送り込み、引き渡してくれた水が、充分にそして清潔な状態で泉へ導かれ、都市に美観をそえるとともに、役にも立つようにと配慮しなければなりません。ですから、これらの人びとも、公共のことに尽くす能力と時間とを持つ者でなければならないのです。そこですべての市民は、最高の財産階級のなかから、自分の望 E む人を都市保安官の候補者に指名し、挙手選出によって最大多数を得た六人にしぼり、選挙管理人が籤によってそのうちから三人を選び、資格審査をした上で、彼らのために定められた法律に則って、都市保安官の仕事を行なわせます。

彼らのつぎは市場保安官ですが、これは第二と第一の財産階級から五名が選ばれます。しかし、その他の点では、彼らの選挙は都市保安官のそれと同じにします。すなわち、候補者のなかから挙手選出によって一〇名を選び、籤によって五名にしぼり、資格審査の上で、彼らをその役に選ばれたものとして告示します。以上いずれの 764 選挙にも、すべての人に参加させます。それを欲しない者は、もし役人に通報されると、「悪しき市民」とみなされた上、五〇ドラクメの罰金を科せられます。しかし、民会や公の集会への出席は希望者だけでよいのですが、これも第二と第一の財産階級に属する者にとっては強制的で、集会に出席しなかったことが明らかにされた者は、一〇ドラクメの罰金を科せられます。しかし、第三と第四の財産階級に対しては強制的ではなく、何らかの緊急の事情から、全員の出席を当局が命令する場合以外は、罰金なしとします。ところで、市場保安官は、市場の秩 B 序が法律の定めどおりに維持されるように見張り、また、市場にある神殿や泉を管理して、何ぴともけっしてこれに害を加えることのないようにします。もし害を加える者があれば、その者が奴隷や外国人である場合は、懲

らしめのために鞭で打つか投獄し、もし市民の誰かがそのようなことで秩序を乱すならば、罰金を科しますが、一〇〇ドラクメまでは自分で裁く権限を持ち、その二倍までは都市保安官と共同で、不正行為をした者を裁き罰金を科することができます。都市保安官も自分たちの管轄範囲では同様な罰金と刑罰を科することができ、彼らだけでは一ムナまで、市場保安官と共同でなら、その二倍までは科してよいことにします。

C

一一

つぎには音楽と体育の役人を任命するのが適当でしょうが、これらはどちらも二種類あって、一方はその教育を、他方は競技を担当します。法律でいう教育担当者とは、体育場や学校の監督者を指し、彼らはその外的環境の整備やそこでの教育、同時にそれに関連する男女児童の通学や学区(1)などの面倒をみます。

D

他方、競技担当者とは、体育や音楽の競技者に対する審判官で、これもまた二種類あり、一方は音楽に関するものであり、他方は体育競技に関するものです。体育競技では、人間の競技にも馬のそれにも、同じ人が審判官になりますが、音楽の場合には、独演の演奏家たちの審判官、たとえば吟誦詩人、竪琴弾き、笛吹き、その他すべてそのような人たちの審判官と、合唱の審判官とでは、別々の人がなるのが適当でしょう。

E

そこでまず、子供や大人や少女の歌舞団が、踊りやさまざまの音楽的表現をもって行なう娯楽(2)について、役人を選ぶ必要があります。彼らに対しては一人の役人で充分ですが、四〇歳以上の者とします。また独演者に対しても、三〇歳以上の者一人で充分で、彼は演奏申し込みを受けつけ、競演者に対して適切な判定を下します。ところで歌舞団の管理、運営にあたる者は、次のような仕かたで選ばれなければなりません。つまりこの種の事柄

765

の愛好者はすべて、〔選挙の〕集会に出席することとし、もし出席しなければ、罰金を科せられますが、――その裁定は護法官が行ないます――、他の人びとは、もし出席したくなければ、強制はされません。そして選挙人は、

B 専門家の中から候補者を選ばなければなりませんし、資格審査にあたっては、承認する側も拒否する側も、籤にあたった人がこの道の専門家であるか否かという一点のみを、問題とすべきです。ところで、あらかじめ挙手選出によって選ばれた一〇人のなかから、籤にあたった一人が、資格審査をうけた上で、一年間、法律に従って歌舞団の管理にあたります。また、これとまったく同じ仕かたで籤にあたった者が、向こう一年間、独奏や合奏の

C 競演にやってくる人びとの管理にあたりますが、この籤にあたった者も、審査員たちによる資格審査を受けます。

つぎに、馬と人間の体育に関する競技の審判官が、第三と第二の財産階級から選ばれなければなりません。この選挙への出席は、上位の三階級には強制されますが、最下位の階級は罰金なしで免除されます。籤によって選ばれる者は三人ですが、あらかじめ挙手選出によって二〇人が選ばれ、その二〇人のうちから三人が籤で選ばれ、審査員たちが投票によって審査します。

D しかしどんな役職にせよ、誰かが籤にあたった上で資格審査によって失格とされれば、同じ仕かたで別の人びとを代りに選び、それらの人びとについて同様の資格審査を行ないます。

1　イングランドによれば、οἰκήσεων は「住居」というもとの意味から、どこに住む者はどこの学校へ通わせるという学区を意味するのであろうという。しかし校舎の意味に採る人もある。

2　764E5 γιγνομένη は γιγνομένην と読む(イングランドによる)。

一二

わたしたちがいま述べてきた分野で残されたもう一つの役職は、男女児の教育全般にわたる監督者[1]です。ですから、この役にあたる者も一人、法律に従って任命されますが、彼は五〇歳以上で、嫡出の子を持つ父親でなければなりません。できれば息子と娘とを持つことが望ましいのですが、できなければその一方だけでもかまいません。そして選ばれた者自身もまた選ぶ者も、その役が国家における最高の役職のなかでもとくに最も重要なものであることを、考慮すべきです。なぜなら、すべて成長するものにあっては、植物や動物であれ——温和なものでも野生のものでも——また、人間であれ、その最初の芽生えは、もしそれがうまくゆけば、そのものが持って生まれたよさを充分に発展させるのに、最も力あるものだからです。人間はたしかに温和な生きものだとわたしたちは認めますが、しかしながら、人間は一般に正しい教育と恵まれた素質とを得てこそ、最も神的な、最も温和な動物になるのであって、もし不充分な、あるいは立派でない育てられ方をすると、大地の生みだすもののなかで、最も獰猛なものになるのです。

このゆえに、立法者は、子供の養育が二義的な片手間仕事になることを許してはなりません。いな、まず第一に、将来の子供たちの監督者が立派に選ばれるようにすることから始めるべきであり、国中の人びとのなかで、あらゆる点で最善の人を子供たちの監督者に任命すべく、できるかぎりの努力を傾けなければならないのです。ですから、政務審議会とその執行部とを除くすべての役人が、アポロンの神殿に赴いて、秘密投票を行ない、護法官たちのなかで、教育に関する事柄を司るのに最も優れていると各人が考える人を選びます。そして最も多く

E 766 B

の票を得た人が、護法官を除く他の、選挙母体たる役人たちによって資格審査をうけた上で、五年間その任にあ
Cたり、六年目には、同じ方法で別の人がその役に選ばれるべきなのです。

一三

もし誰か公の役職にある者が、三〇日以上の任期を残して死去すると、その任にあたるべき人びとが、同じ仕かたで別の人をその役職に任命します。

またもし孤児の後見人が死ぬと、国内に居住する父方、母方の親戚で、従兄弟の子までの者が、一〇日以内に
D別の人をたてます。そうしなければ、子供の後見人が決まるまで、各人に一日一ドラクメの罰金を支払わせます。

たしかに、いかなる国家も、法廷(2)がしかるべく構成されていなければ、国家とはいえないでしょう。しかしまた、わたしたちの裁判官が無言であって、仲裁裁判(3)におけるように、予審の際に係争者たち以上に発言をしないれば、裁判はそれで完了する。しかし係争者が不満な場合

1　この教育に関する最高責任者はさまざまの呼び方をされている。たとえば、教育全般にわたる監督者（765D）、子供たちの監督をするために選ばれた者（VII. 809 A）、教育監（VII. 812E）、子供たちの監督者（VII. 813C）など。

2　裁判制度については、↓補注D（七八七ページ）参照。

3　仲裁裁判はアテナイの裁判制度の一つの特色で、事件を正式に裁判所へ提出する前に仲裁者にゆだねるものである。仲裁者は係争者のあいだの和解につとめ、和解させえない場合には自ら判決を下し、この判決が双方にうけいれられれば、裁判はそれで完了する。しかし係争者が不満な場合には裁判所に提訴する（詳細はアリストテレス『アテナイ人の国制』（五三）参照）。プラトンはこの仲裁裁判の制度を修正して、マグネシアの裁判制度に取りいれ、三段階の法廷の第一段階とした（補注D参照）。しかしここで裁判官が無言であって充分な審議をつくさないのを非難するのに、なぜ仲裁裁判におけるようにと言ったのかは分らない。多数の陪審員から構成される陪審裁判でも、裁判官たちはただ投票するだけで、まったく無言であることに変りはない。

ならば、こういう人は理非を決定するに充分な者とはなれないでしょう。こういうわけで、よい裁判を行なうには、裁判官が多数でも困難ですし、また少数でも、無能な人たちであれば、やはり困難です。また、つねに双方

E の争点が明瞭になることが必要であり、時間をかけてゆっくりとたびたび審議を行なうことが、争点を明瞭にするのに役に立ちます。ですから、互いに争う人びとは、まず隣人や友人で、争われている事柄を最もよく知って

767 いる人びとのところへ行くべきです。しかし、もしそれらの人びとのところで充分な裁決を得られなければ、別の法廷に赴かなければなりません。そしてこの二つの法廷が解決をすることができなければ、第三の法廷がその訴訟に決着をつけるべきなのです。

さてある意味で、法廷を設置することは役人を選ぶことです。というのは、役人はすべて、何らかの事柄の裁判官でなければならず、裁判官のほうは、役人ではありませんが、[1] 彼が最終的に判決を下すその日だけは、ある

B 意味でかなり重要な役人になるのですから。そこで裁判官も役人であるとして、どんな人が裁判官として適当か、どんな事柄を扱うのがいいか、またそれぞれの場合に何人が適当かをお話ししましょう。ところで、当事者各自が共同して誰かを選んで、自分たちで自分たちのために設置するのが最も本来的な意味における法廷[2]だとすべきです。その他の場合にとっては二つの法廷[3]があります。一つは誰か個人が個人を、自分に対して不正をなしたと

C して告発し、裁判に持ち込んで決着をつけようと望む場合であり、もう一つは公共体が市民の誰かによって不正を加えられたと、誰かが考えて、公益を擁護しようと欲する場合です。[4] これらの裁判官がどのような人びとであり、また誰であるかを、これから語らなければなりません。

ところでまず、第三審(第三法廷)に持ち込んで互いに争う、すべての個人に共通の法廷が構成されなければな

りませんが、それは次のようにしてつくられます。一年もしくはそれ以上の任期を持つすべての役人が、夏至の翌月、新しい年(5)が始まる前日に、一つの神殿に集まって、神に誓いをたてた上で、それぞれの役職から一人の裁判官を、いわば初穂として捧げなければなりません。つまり、それぞれの役職において最善と思われ、来るべき一年間、同胞のために最もよく、最も敬虔に裁きを行なうと思われる人を選ぶのです。そしてこれらの人びとが選ばれると、選んだ人びと自身によって資格審査が行なわれ、もし誰かが審査に落ちれば、同じ仕かたで別の人が代りに選ばれます。そして審査に合格した人びとは、他の法廷から上告してきた人びとに対して裁判を行ない、この際の投票は公開とします。そして政務審議会議員、およびこれらの裁判官を選出した他の役人たちは、これらの裁判に出席し、傍聴することを義務づけられますが、その他の人びとにあっては、希望者にかぎります。

もし誰か裁判官が故意に不当な判決を下したと非難する者があれば、その人は護法官のもとへ訴え出るべきです。この訴えで有罪とされた裁判官は、被害者に対し損害の半分(6)を支払わねばなりませんが、もっと大きな罰に値すると思われるならば、担当の裁判官が、彼がどんな罰を加重されるべきか、また国家ならびに告訴人に対しどれだけの罰金を支払うべきかを裁量します。

1　陪審制であるから、裁判官は専門の役人ではない。

2　隣人法廷をさす。

3　個人が個人に対して罪を犯したと訴える場合と、個人が国家に対して罪を犯したと訴える場合とである。もちろんこの公私の区別は現在の刑事と民事との区別とは異なるもので、現在の刑事事件の大部分はここでいう個人の個人に対する罪であることはいうまでもない。

4　767 C1 βοηθεῖν で文章を切り、λεκτέον の後に δ' をいれる（O² 写本による）。

5　アテナイの暦では新年は夏至のあとで始まる。

6　リッターは VIII. 846 B3 との類比でこれは二倍の間違いではないかとしている。

しかし、国家に対する罪の告発では、まず一般大衆が裁判に参加することが必要です、――なぜなら、誰かが国家に対して不正を行なった場合には、被害をうけるのは国民すべてであり、彼らがそのような裁決に参加しないならば、不平を抱くのはとうぜんでしょうから――。しかしながら、このような裁判の初めと終りは民衆に委ねられるべきですが、審理は被告と原告の双方が同意する三人の最高の役人の前で行なわれなければなりません。もし双方が自分たちだけで合意に達することができなければ、政務審議会が彼ら双方の選択に決着を与えます。

B　しかし私的な訴訟にも、できるだけすべての市民が参加すべきです。なぜなら、裁判に参加する権利にあずからない人は、自分が国家の一員であるとはまったく考えないからです。そこでこのゆえにまた、部族民による法廷が設けられ、そのつど、籤によって選ばれた裁判官が、嘆願に動かされることなしに、裁判を行なわなければなりません。しかし、これらすべての法廷のうち、最終決定を下すものはかの第三審の法廷であり、それは隣人法廷でも部族民法廷でも解決を得ることのできない人びとのために、人間の能力の許すかぎり、外からの力に左右されることの最も少ないようにつくられている、とわたしたちが言うところのものなのです。

一四

C　さて、わたしたちの国の法廷については、――その構成員を役人であるとか、ないとか、異論の余地のないように言い切ることは容易ではないとわたしたちは言いましたが(1)――、これについては、外側からみたこの見取図ともいうべきものによって、ある部分は語りましたが、語り残した部分も多々あります。というのは、裁判に関する詳細な法律の規定や分類は、この立法の仕事の最後(2)になされるのが、最も正しいことでしょうから。ですか

D ら、これらの事柄はわたしたちが終りに近づくまで待ってもらわなければなりませんが、他の役職の任命に関しては、大部分の法律の規定はほぼ終りました。しかし国家と国政全般にかかわるいっさいの運営の完全厳密な叙述は、わたしたちの考察が、そもそもの初めから、第二の部分、真中の部分というふうに、すべての部分を順々に取りあげて、最後に到達するまでは、明らかになりえません。ところで目下のところは、役人の選出のところ

E まで来たわけですから、序論的部分はこれで充分に終ったとして、法律の制定を始めるのに、もはや何ら遅滞したり、逡巡したりする必要はありません。

クレイニアス　いや、あなた、これまでのお話も大いにわたしの気にいりましたが、いま、これまで述べられたことと、これから述べられることとについて、初めと終りとを結びつけられた、そのお話しぶりはそれ以上に好ましく感じました。

769 **アテナイからの客人**　では、これまでのところ、わたしたちは老人向きの知的遊び(3)を見事に楽しんできたわけですね。

クレイニアス　いや、一人前の男子の仕事の見事さを見せてくださったのだと思います。

アテナイからの客人　そうかもしれません。しかし次の点でも、あなたがわたしに同意してくださるかどうか、考えてみようではありませんか。

1　767 A 参照。
2　XII. 956 B sqq. 参照。
3　III. 685 A, IV. 712 B 参照。

クレイニアス　どんなことですか、そして何についてですか。

アテナイからの客人　それはちょうど絵描きの仕事が、ご承知のように、描かれるそれぞれの対象について、けっしてこれで終りということがないようにみえるのと同じです。彼らは色を塗ったり、際立たせたり、あるいは絵描きの弟子たちがそれを何とよぶにせよ、ともかくも描かれた絵がもはやこれ以上美しさと鮮明さを増すことはありえないというところまで、手を加えることをやめないように思われます。B

クレイニアス　あなたのおっしゃることは、わたしもひとから聞いたことがあって分るように思います、もっとも、わたしはその道の修行を積んだことはありませんけれど。

アテナイからの客人　そんなことは何もさしつかえありません。ともかく、いま絵描きの技術について語られた言葉を、わたしたちはこんなふうに使ってみることができましょう。つまり、誰かがあるとき、できるだけ美しい絵を描き、しかも時の経過とともにそれがだんだん悪くなってゆくのではなく、ますますよくなってゆくことを願うと想定してみましょう。彼は死すべきものですから、誰か後継者を残さないかぎり、その多大な労苦も、束の間のいのちに過ぎないということはお分りでしょうね。この後継者は、その絵が時の経過によって損われた場合に、これを修復し、また画家自身の技術的未熟さのゆえにやり残されたものに、将来磨きをかけて、完成に近づけることができるのです。C

(1) (2)

クレイニアス　それはそのとおりです。

アテナイからの客人　ではどうでしょう。立法者の願うところもそういうものなのだとはお思いになりませんか。彼は最初に、法律を厳密さにおいてできるだけ欠けるところのないように書こうとするでしょう。ついで時D

が経ち、自分の善しとするところを実地に試してみて、次のようなことに気づかないほど愚かな立法者がいるとお思いですか。つまり、自分の築いた国家の体制と秩序とが、だんだん悪くなってゆくのではなく、つねにより善くなってゆくためには、必ずや自分の善しとするものの多くが、誰か後につづく者の手によって改善されねばならないようなものとして残されている、ということにね。

E

クレイニアス　おそらく――いや、必ず――立法者なら誰でも、そう願うでしょう。

アテナイからの客人　それなら、もし誰かが、法律を守り改善してゆくべき方法について、多少なりと理解を持たせるようにと、実地と理論の両面から他人に教えるどんな方法があるか、その点について何らかの工夫を持っているなら、彼は目的を達成するまでは、それを語りつづけてやめないのではないでしょうか。

770

クレイニアス　そうですとも。

アテナイからの客人　それなら、わたしもあなた方お二人も、いまそれをしなければなりません。

クレイニアス　それとおっしゃいますと？

アテナイからの客人　わたしたちは法律を制定しようとして、すでに護法官も選んだのですが、わたしたちは人生の黄昏にあるのに対し、彼らはわたしたちに比べれば若いのですから、いまも言うように、わたしたちはただ法律を制定するだけでなく、これらの人びとが護法官であるとともに立法者でもあるように、できるかぎりの努力を傾けなければならないのです。

1　769C3 ἀεὶ の後に ἰέναι をいれる（イングランドによる）。　2　769C4 τοῦ は ὅς と読む（ヘルマンによる）。

(770)
B

クレイニアス　もちろんです。もしわたしたちに充分な能力があるのならば。

アテナイからの客人　ともかくも試み、努力することです。

クレイニアス　そうですとも。

一五

アテナイからの客人　それでは、わたしたちは彼らに向かって、こんなふうに語りかけましょう。

「親愛なる法律の擁護者たちよ、われわれの制定した法律の各部分には多くの欠陥があろう、――これは止むをえないことなのだから――。しかしながら、重要な点と全体にわたる事柄については、いわばスケッチによってその輪郭だけは示すべく、できるだけ努力しよう。このスケッチの肉付けは諸君がしなければならない。だが、

C

諸君がそのようなことを行なうときの目標はどこにあるか、それを聞く必要がある。というのは、メギロスとわたしとクレイニアスとは、この目標についてたびたび話し合い、そしてわれわれは、この話し合いが立派なものだという点に同意している。われわれの諸君に希望するところは、諸君がわれわれの同調者とも弟子ともなって、護法官や立法者が目標にすべきものとしてわれわれ一同が意見の一致をみた事柄を、諸君もまた目標にしてくれることである。

D

ところで、われわれが意見の一致をみたのは主として次の一点である。すなわち、老若男女を問わず、われわれの国に住む人に、何らかの仕事、性格、所有、欲望、考え方、学問なりを通して、人間たるにふさわしい魂の徳を具えることによって、善き人になってもらいたいということである。われわれが言うところのこの唯一の目

標に向かって、生涯を通じてあらゆる努力が傾けられなければならない。これらの目的追求の努力にとって障害となる他の事柄は、何ひとつ、何びとも、それを選ぶことがあってはならない。最終的には国家といえどもこの例外ではない、もし国家が隷属の軛（くびき）に耐えて[1]悪人どもの支配に甘んじるよりは破滅するか、あるいはおのれが亡命によって国を捨てるか、いずれかを選ばざるをえない場合に立ちいたったならば。ほんらい人間をいっそう悪くするような国制に転換するくらいなら、むしろすべてのこのような苦難に耐えるべきである。

以上が、われわれが先に合意に達した点であり、今度は諸君がこれらの双方[2]に眼をやりながら、われわれの法律を称賛するなり、非難するなりしたまえ。そしてこの目的にかなわないものは非難し、かなうものは歓迎し喜んで受けいれて、そのような法律に従って生きるようにしたまえ。しかし、これとは別な、世間でいうようなほかの善きものを目差す仕事には別れを告げなければならない」

さて以上につづいて、わたしたちの法律は、次のように神聖な事柄を出発点として、そこから始めることにしましょう。つまりまず最初に、わたしたちはもう一度あの五〇四〇という数を取りあげて、それが全体としても、また各部族の戸数としても、どれだけの便利な因数を含んでいたか、また含んでいるかを考えてみなければなりません。各部族の戸数をわたしたちは全体の一二分の一としましたが、それはちょうど二一の二〇倍にあたります。そしてわたしたちの全体数は一二で割ることができ、部族の戸数も一二で割ることができます。ですから、

1　770E2 ὑπομείνασα は ὑπομείνασαν と読む（シュタルバウムによる）。

2　魂の徳を得るのに役立つ事柄とそれの障害となる事柄。

それぞれの部分は一年の各月と、万有の回転に対応し、神聖なもの、神の賜物と考えられなければなりません。
それゆえにこそ、どの国も本能的なものに導かれて、これらの分割を神聖なものとするのです。もっともある場合には他の場合よりも、おそらく分割がいっそう正しく行なわれ、聖別の結果がいっそう恵まれたものでした。

C

だがともかく、わたしたちとしては、いま五〇四〇という数を選んだのは、最も正しいことだったと主張します。この数は一一を除いて、一から始めて一二までのすべての数によって分割されます。——しかしその一一でも、ほんのわずかの治療を施せばよいのです。一つの方法としては、二つの竈（かまど）を取り去れば健康になります(1)——。これが本当だということは、暇があれば簡単な説明で明らかにすることができましょう。ですから目下のところは、

D

いま述べられた原理を信じて、この分割を行ないましょう。そして分割されたそれぞれの部分に、神もしくは神の子の名を与え、祭壇とそれに付属するものとを付与します。そして月に二回、その祭壇の前で犠牲を捧げるための集りを催しましょう。そのうち一二回は各地方の部族に、他の一二回は都市の各地域に割り当てられます。その目的は、第一には、神々やすべて神的なるものの恵みを得るためであり、第二には、わたしたち自身がお互いに親しみ知りあい、さまざまな交わりを深めるためであると言いたいのです。

E

というのは、結婚という形の共同生活と結びつきのためには、花嫁の実家や彼女自身および嫁ぎ先についての無知を取り除くことが必要で、これらの点でけっして誤解のないように、できるかぎり最大の努力が払われなければなりません。ですから、このような真面目な目的のために、少年少女たちはいっしょに踊りを楽しむべきです。そして彼らは、理性を失わない仕かたで、適当な口実がつけられる年頃にかぎって、各人の節度をわきまえた羞恥心が許すかぎり、互いに裸を見たり見られたりするのです。

これらすべてのことを監督し、秩序を与えるのは、歌舞団の管理をする役人[2]であり、彼らはまた護法官の助けを借りて、わたしたちが規則の制定でやり残した点に関して、立法者の役をしなければならないのです。そして先に言ったように[3]、すべてこのような些細な、数多くの事柄に関しては、立法者はどうしてもやり残しをせざるをえませんが、それは、毎年絶えずこれらの事柄を経験する人びとが、実地によって学び、年々規則をつくり、訂正しながら変えていって、そのような規則やしきたりが、充分に規定されたと思われるところにまで達しなければなりません。ところで、供犠や歌舞に関しては、個々の規則すべてについての実験期間は一〇年あれば適当であり、また充分でしょう。その間にそれぞれの役人は、法律を制定した立法者が存命ならば彼と共同して、またすでに死去していれば、自分だけで、自分の役目のうちやり残された事柄を、護法官に報告して訂正し、それぞれが立派に仕上げられたと思われるところにまで達しなければなりません。その上で、それらを不動のものとして定め、最初に立法者が彼らのために制定した他の諸法律とともに、これを施行すべきなのです。これらの法律については、自分からはけっして何ひとつ動かしてはなりません。もし止むをえざる事情が生じたと思われる場合には、すべての役人、すべての民衆、すべての神託の助言を求め、それらすべてが一致するならば、そのときには動かすことができますが、そうでなければ、どんな場合にもけっして動かしてはなりません。訂正に反対する者が、つねに勝利を得るのが法にかなったことなのです。

B

C

D

1　五〇三八は一一の倍数である。
2　764E～765A 参照。
3　770B 参照。

一六

さて二五歳(1)に達した男性は、お互いに調べたり、調べられたりした上で、自分の意にかない、協力して子供を
E
持つにふさわしい娘をみつけたと思ったなら、三五歳までのあいだにすべて結婚しなければなりません。だが、適当な、似合いの相手を探す方法について、彼にまず聞かせておかなければなりません。というのは、クレイニアスの言われるように(2)、それぞれの法律の前には、それにふさわしい序文がおかれなければなりませんから。

クレイニアス いや、あなた、よく思い出させてくださいました。それに、話を持ち出されるのに、まさに適切だとわたしに思われる機会を捉えられましたね。

アテナイからの客人 どうもありがとう。ではわたしたちは、よい父親から生まれた子供に向かって、こう呼びかけるとしましょう。

773
「息子よ、お前は思慮ある人びとにとって評判のよい結婚をしなければならない。彼らはお前に、貧しい人びととの結婚を避けたり、金持との結婚をとくに追い求めたりせずに、もし他の条件が同じなら、つねに劣った方を選んで結婚するようにと忠告するであろう。というのは、それによって国家も、結婚する両家も利益を受けるであろうから。〔国全体が〕均質で釣り合いがとれているということは、徳にとって極端よりもはるかに勝ってい
B
るのだから。あらゆる行動にあたって、必要以上にせっかちで、急ぎ過ぎると自覚している者は、物静かな家庭から妻を迎えるように心掛けなければならない。だが生まれつきその反対の性質の者は、反対の家庭と縁組みをすべきである。そしてすべての結婚を通じて、一つの原則がなければならない。すなわち、各人は、国家にとっ

て利益をもたらす結婚を求むべきであって、自分にとって最も快適なものをではない。ところが、すべての人は

C なぜかつねに自分に最も似た性質を持つ者の方へ引かれるもので、その結果、国全体に、富の上でも性格の上でも不均衡が生まれる。ここから、わたしたちの国では起こってもらいたくないことが、たいていの国ではじっさいによく起こるのである」

ところで、これらのことを法律の条文によって規定すること、つまり「金持は金持と結婚すべからず、有力者は他の有力者と結婚すべからず、せかせかした性質の者はゆったりした者と、ゆったりした者はせかせかした者と縁組みすべし」などとすることは、滑稽なばかりでなく、多くの人びとの怒りを買うでしょう。なぜなら、国

D 家は混酒器のように混合されていなければならないということを理解するのは、容易なことではないからです。混酒器では、酒は注ぎ込まれると、気違いのように沸きたちますが、別の素面（しらふ）の神[3]によって懲らしめられると、見事に混り合って、美味しい、ほどよい飲み物ができ上がります。だが、このことが子供をつくるための混合にも起こるということを、ほとんど誰ひとりとして見抜くことができないのです。それゆえ、法律でこのようなことを規定するのはやめなければなりませんが、ひたすら財産を追い求め、自分と等しい身分の人との結婚を求め

E るよりも、子供たちがむらのない人柄であることの方を、各人がいっそう重要視するようにと、呪文を唱えて説得に努めなければなりません。そして結婚にあたって財産のことばかり考える者には、非難を浴びせることによ

1　IV. 721B, VI. 785Bでは男性の結婚年齢は三〇歳から三五歳までとなっている。

2　IV. 723D参照。

3　水のこと。

(773) ってその考えを変えさせるべきであって、書かれた法律によって強制してはならないのです。

一七

774 以上を、結婚についての勧告の言葉としましょう、子孫を残し、つねに自分に代って神に仕えるものを提供することによって、永遠のいのちに参与すべきだという先の言葉[1]にあわせて。これらすべてと、さらにもっと多くのことを、ひとは結婚についての適切な序文として、結婚の義務に関して語ることができるでしょう。しかし、もし誰かが故意にそれに従おうとせず、国のなかにあってよそものとして他人と交わらず、結婚しないままに三五歳になるならば、彼は毎年罰金を払わねばなりません。その額は、最高の財産階級に属する者は一〇〇ドラクメ、第二階級の者は七〇ドラクメ、第三階級の者は六〇ドラクメ、第四階級の者は三〇ドラクメです。そしてこの罰金はヘラ[2]に奉納されます。年々の罰金を支払わない者には、その一〇倍の債務を負わせます。そしてこの女神の

B 財務官がその取りたてにあたり、取りたてを執行しないと、彼自身が債務を負うことになります。そして執務監査[3]にあたっては、すべての市民[4]がこのような事柄について説明を与えなければならないのです。ところで、結婚を欲しない者は、金銭的には、以上の罰を科せられますが、尊敬という点では、彼は年下の者から受けるいっさいの尊敬を奪われ、若者たちも誰ひとりとして自分から進んで彼に従ってはなりません。もし彼が誰かを懲らしめようとするなら、すべての者が被害者の側に立って守ってやらなければならないのです。その場に居合わせな

C がら味方しない者は、法律によって、臆病で「悪しき市民」の烙印を押されなければなりません。

持参金については前にも述べましたが[5]、もう一度、貧乏人がお金がないために妻を娶らずに、あるいは娘を嫁

がせずに年をとってしまうことはあるまい、と言っておきましょう。というのは、この国の人びとは誰も必需品に事欠くことはないからです。また妻が持参金を鼻にかけることも、夫の側が金のために賤しい、自由人らしからぬ隷属におちいることもいっそう少ないでしょう。〔D〕そしてこの規則に従う者は、それによって立派な行為を一つすることになるでしょう。しかし従わないで嫁入り支度として五〇ドラクメの価値以上のものを与えたり受けたりする者、あるいは一ムナの、あるいは一ムナ半の、あるいは最高の財産階級に属する者なら二ムナの価値以上のものを与えたり受けたりする者は、別に同額を国庫に収めなければならず、他方、与えられあるいは受けとられたものは、ヘラとゼウス(6)に奉納され、その取り立てはこれら二柱の神々の財務官に行なわせます。これは独身者の場合、ヘラの財務官がそれぞれの場合に取り立てを行ない、そうでなければ、彼らがめいめいに自分の懐から罰金を支払わねばならないと言われたのと同様です。

〔E〕婚約の権利は、第一に父親、第二に祖父、第三に父を同じくする兄弟に属し、これらの人びとが一人もいない場合には、つぎに同じ順序で母方の親族に移ります。もし〔これらの人びとが一人もいないという〕異常な事態が

1　IV. 721B～D参照。

2　結婚を保護し妻の座を守る女神。

3　アテナイでは官職にあるものは、その任期終了後一カ月以内に、その執務について報告する義務を負い、市民は誰でもこれについて告発することができた。しかしこの制度はたびたび政敵追い落としの手段として悪用された。プラトンはこのアテナイの制度を取りいれ、上述の悪用を避けるためのいくつかの改正を行なった。監査官の選出方法、監査の方法、監査官自身の監査等については第一二巻三章参照。

4　774B4 πᾶς は「すべての市民」と訳したが、すべての財務官とも取れる。

5　V. 742C参照。

6　ゼウスとヘラは結婚の神聖を守る神。

775

起こった場合には、最も近い親族がつねに後見人(1)とともにその権利を行使します。

婚礼前の供儀やその他、そのようなことについて婚礼の前、最中、後に行なわれるのがふさわしい儀式については、各人は神事解釈者に尋ね、彼らの言うところに従えば、自分にとって万事うまくゆくと考えるべきです。

一八

披露宴については、友人は双方とも男女あわせて五人ずつまでとし、親類縁者も双方ともそれと同数を招待するにとどめなければなりません。誰にしても、費用はその財産にふさわしい額を越えてはならず、最も財産のあ

B

る階級で一ムナ、つぎはその半分、さらにつぎは、と評価額が減少するにつれて順次少なくすべきです。そして

この法律に従う者はすべての人に称賛され、従わない者は婚礼のムゥサの調べ(ノモス)を解さない、粗野で無教養な者として、護法官が懲らしめなければなりません。

酩酊するまで飲むことは、酒を与えたもうた神の祭りは例外として、その他の場合には不適当なことですし、危険でもありますが、とりわけ結婚を真剣に考えている者にとってはそうなのです。このときに花嫁と花婿とは

C

人生の大いなる転機に立っているのですから、いつにもまして正気であることがふさわしいことですし、同時にまた、生まれる子がいつもできるだけ両親が正気であるときに生まれるようにしなければならないからです。どんな夜に、また昼に、神さまの思し召しで子供が宿るかは、分らないといっていいのですから。それに加えて、酩酊して弛緩した身体で子供をつくってはいけないのです。いや、胎児は秩序ある仕かたで、しっかりとして、

D

安定した、静かなものにつくりあげられなければなりません。ところが、酒に酔った人は身心ともに狂っていて、

自分自身があっちこっちにもって行かれたり、行ったりします。ですから、酩酊者は種を蒔くのがでたらめでもあり、下手でもあって、その結果、でき損いで信頼のおけない、性格も身体も真直ぐでない子供を生むでしょう。したがって、欲を言えば、一年中、いや一生のあいだ、そうでなくても、せめて子供を生む年齢にあるあいだは、健康を損ねたり、傲慢や不正にかかわる行為は、できることならしないように、よく注意しなければなりません。――なぜなら、それは必ず、生まれる子供の魂と身体に似姿を刻みこんで、あらゆる点で劣悪な子供を生むでしょうから――。とりわけ、かの婚礼の日と夜とは、そのようなことから遠ざからなければなりません。なぜなら、「初め」は人間のあいだにいます神であって[2]、それは、かかわりを持つ人びとのすべてから、もし自分にふさわしい尊敬を受けるならば、すべてを救ってくださるものだからです。

E

776

花婿は分配地にある二つの家[3]の一方を、いわば雛を生み育てる場所と考えて、父母のもとから離れて、そこで結婚生活を行ない、それを自分や子供たちの住まいと生活の場にしなければなりません。というのは、親愛の情には何か離れていて懐しむ気持がまじると、それはみんなの心を固め結びつけるものだからです。しかし、あきあきするほどいつもいっしょにいて、しばらく会わずにいることから来る懐しさを持たないと、満足の度を越えて、互いに離れてしまうものです。これらの理由から、若夫婦は住みなれた家に母や父や妻の身内を残して、あたかも植民地に赴くかのようにして、こちらから訪問したり、あちらからの訪問を受けたりしながら、自分たち

B

1　XI. 926E 参照。
2　753E, 765E 参照。
3　V. 745C～E 参照。

だけの家庭をつくらなければならないのです。そして子供を生み育て、ちょうどたいまつのように、生命をつぎからつぎへと伝えて、法律が命じるところの神々の祭りをつねに行なわなければなりません。

一九

C つぎに所有物としては、どんなものを持っていたら、最も適当な財産を持っていることになるでしょうか。その多くは、考えることも、手にいれることも困難ではありませんが、奴隷のことになると、あらゆる点でむずかしいのです。そのわけは、わたしたちが彼らについて語ることは、ある意味では正しくなく、ある意味では正しいからです。つまり、わたしたちが奴隷について語るところは、事実に反する点もあり、また事実に合致する点もあるのです。

メギロス それはまた、どういうことなのですか。というのも、あなた、あなたがいまおっしゃっていることが、わたしたちにはまだよく分りませんから。

アテナイからの客人 いや、ごもっともです、メギロス。というのは、ラケダイモンのヘロット制度[1]は、全ギリシアでほとんど最大の難問を提供し、一方ではそれができたのを是とする人びとと、他方では非とする人びとのあいだに、論争を巻き起こすでしょうから。――マリアンデュノイ族を隷属させたヘラクレア[2]の奴隷制や、D テッタリアのペネスタイ族[3]も論争の的になりますが、これほどではありません――。これらのことやすべてこれに類した事柄に目をやるとき、わたしたちは奴隷の所有について何をなすべきなのでしょうか。話の途中でたまたまわたしが口にし、とうぜんのことですが、あなたが、いったい何を言おうとしているのかと尋ねられたのは、

つまりこのことだったのです。もちろん、わたしたちは誰でも、奴隷はできるだけ気立てのやさしい、できるだけ立派なものを所有すべきだと、言うであろうということは分っています。なぜなら、奴隷の方が兄弟や息子よりも、あらゆる徳性において優れていて、主人やその家財や家族全体を救ってくれたことが、これまでに数多くあるのですから。たしかに、こういうことが奴隷について言われていることをわたしたちは知っています。

E

メギロス　もちろんです。

アテナイからの客人　また反対に、奴隷の魂には健全なものは何ひとつなく、道理をわきまえた人なら、こんな輩をけっして何ひとつ信用すべきではないとも言われていますね。わたしたちの詩人のうちで最も賢い人も、ゼウスについて語りながら、こんなふうに明言しています。(4)——

　轟く声のゼウスは　人びとからその心の半ばを奪い去りたもう

　隷属の日が彼らに襲いかかるそのときに

777

こうして各人は、それぞれの考えによってこれらの二つの見解のどちらかを取り、一方の人びとは奴隷の輩をぜんぜん信用せず、まるで獣でも扱っているかのように、棒や鞭でもって奴隷の心を三倍どころか何倍にも奴隷的にしてしまいます。また他方の人びとはこれとは正反対のことをします。

1　ヘロットはスパルタ人の所有していた農奴のこと。『アルキビアデスＩ』122D注2参照。

2　ヘラクレアはヘラクレア・ポンティケのこと。黒海南岸のビテュニア地方のギリシア植民都市。マリアンデュノイは同地方の土着人。

3　テッタリアの先住民で、スパルタのヘロット同様農奴として耕作に従事した。

4　『オデュッセイア』第一七巻三二二行以下。

メギロス　そうですとも。

B

クレイニアス　では、あなた、こんなふうに違いがあるとしたら、わたしたちは、わたしたちの国土で奴隷の所有と懲罰とについて、どんなふうにしたらよいでしょうか。

アテナイからの客人　どうでしょう、クレイニアス、人間というのは、手に負えない動物であって、奴隷と自由人である主人とを実際問題として区別するという、このどうしても必要な区別に対しても、けっして容易には言うことをきいてくれないし、将来もそうでしょうから、奴隷が所有物として難物なのは明らかです。メッセニ

C

ア人によってしばしば繰り返されてきた叛乱や、同じ言葉を話す多くの奴隷をかかえている国家の場合、さらにはイタリアの海岸に出没するペリディノス（海賊）と呼ばれる盗人どものさまざまな所業や冒険が、奴隷制がどんなに多くの禍を生むものであるかをしばしば事実によって証明しています。

これらすべてに眼をやったとき、ひとはこのような事柄すべてについてどう対処すべきかに困難を感じるでしょう。それには二つの対策しか残されていません。一つには、彼らを奴隷であることに甘んじさせようとするな

D

ら、彼らが互いに同国人でないように、できるだけ言葉を同じくするものでないようにすることです。もう一つには、彼らのためだけでなく、よりいっそう自分たち自身のために、彼らに思いやりを示し、正しく扱ってやることです。このような立場にある者に対する扱い方は、奴隷に対して暴力を振わないこと、もしできれば、対等の人に対する以上に不正な行ないをつつしむことです。というのは、ひとが、見せかけでなく心から正義を敬い、真に不正を憎む者であることが明らかになるのは、自分が容易に不正を行なうことのできる人びとに対するときなのです。ですから、奴隷に接するときに示される性格や行為において、不敬や不正に汚されていない者は、徳

E を育てるための種を蒔く能力を、誰よりも充分に具えていることになりましょう。そして、主人にせよ、僭主にせよ、あるいはおよそどのような権力にしても、自分より弱い者に対して権力を行使する人について、同じことをしかも正しく言うことができます。だからといって奴隷は、懲らしめるべきときには、懲らしめなければならず、自由民に対するように、戒めるだけで付け上がらせてはなりません。家僕に対する呼びかけは、ほとんどすべて命令でなければならず、男女を問わず、家僕に向かってはどんなふうにせよ、けっして冗談を言ってはなり

778 ません。じっさい、多くの人びとは奴隷に対してこのような態度を取り、まったく愚かにも彼らを付け上がらせては、人生をいっそう困難なものにしてしまうのです。奴隷にとっては支配されることが、また自分たちにとっては支配することが困難になるのです。

クレイニアス　おっしゃるとおりです。

アテナイからの客人　さてこれで、さまざまな仕事を手助けさせるのに、ふさわしい能力をもった奴隷を、数も充分にできるかぎり用意したわけですから、そのつぎには住居のことを言葉の上で描いてみるべきではありませんか。

クレイニアス　まったくそうです。

二〇

B **アテナイからの客人**　新しく建設され、いままで住居というものがなかった国では、建造物のいわばすべてについて、それらのいちいちを、とくに神殿や城壁を、どんなふうにするかを考慮しなければならないようです。

これらの問題は、クレイニアス、結婚よりも先のものだったのですが、いまは言葉の上だけのことですから、こんなふうにここで扱っても充分許されるでしょう。しかし、じっさいに国家がつくられる場合には、神さまの思 C し召しにかなえば、建築のことを結婚の前にし、これらすべてのことができ上がった上で結婚のことを仕上げとしましょう。しかしいまのところは、ただ建築のことについて、その概略だけを一通りみることにしましょう。

クレイニアス　まったくそうです。

アテナイからの客人　ところで神殿は、市場の周囲と、都市全体のぐるりに、安全と清潔さとのために、高い土地に建てなければなりません。これらに接して役所と裁判所が建てられ、そこを最も神聖な場所として、そこ D で判決が与えられたり、受けとられたりするでしょう。それはこれらの裁判が神聖な事柄に関するものだからであり、またそこが神聖な神々のいますところだからでもあります。そしてこれらの建物のなかには、殺人その他死刑に値する罪の裁判が行なわれるべき裁判所があります。

城壁については、メギロス、少なくともわたしはスパルタに賛成し、城壁を地中に横たわったまま眠らせておいて、起こしたりはしますまい。その理由はこうなのです。すなわち、一つにはあのよく引用される、城壁につ E いての詩人の言葉[1]、「城壁は石よりも青銅と鉄でつくられるべきである」という言葉は見事です。なおそれに加えて、もしわたしたちが、一方で毎年青年たちを地方へ送って、溝を掘り、堀をつくり、また砦を築かせて敵を防ぎ、国土の境界から一歩たりとも踏み込ませまいとしながら、他方で城壁をめぐらしたりしたら、とうぜん大変な物笑いを招くことになるでしょう。城壁というものは、第一に、国家にとって健康上少しも益がありませんし、またそのなかに住む人びとの魂に、一種の意気地のなさを植えつけるのが常です。城壁は、人びとを誘って、

敵を防ぐよりそのなかへ逃げ込ませ、夜も昼も絶えず誰かが見張りをすることによって国の安全を確保する代りに、城壁と城門に守られて眠りこけているのが、真の安全を得る手段だと考えさせるのです。まるで彼らは苦労を免れるために生まれてきたかのように、そして真の安楽は苦労を通じて得られることを知らないかのように。しかし思うに、恥ずべき安楽や怠惰からは、とうぜんまた苦労が生まれてくるものなのです。だが、もし城壁が B 人びとにとってどうしても必要だというのならば、個人の住宅の構造を、始めから都市全体が一つの城壁になるようにつくるべきです。すなわち、すべての家々を守り易いように、道路に面して同じ様式で、同じ大きさに建てるのです。こうすれば、都市全体が一つの家の外観を呈し、見た目に快いばかりでなく、守り易さからみても、すべてに抜きんでた安全性を持つことになります。ところで、最初に建てられたものがそのまま保存されるよう C にと、それの管理をするのは、とうぜんそこに住む人びとの仕事でしょうが、都市保安官もよく監督して、管理を怠る者には罰金をもって強制することさえしなければなりません。彼らはまた、市街地にあるすべてのものの衛生管理に意を用い、誰か個人が建造物や溝などで公共の財産を侵すことのないように注意すべきです。さらに、雨水の流れをよくするように配慮することも必要ですし、その他、都市の内外で彼らが処理するにふさわしいこ D とにも意を用いなければなりません。これらすべてと、その他困難なために法律がやり残した事柄に関しては、護法官が実際の経験に照らして、法律をつけ加えることにします。

さて、これらの建物や、市場や体育関係の建物、学校、劇場などが整い、学校は生徒を、劇場は観客を待ちう

1　作者不詳。

けているわけですから、わたしたちは立法の順序に従って、結婚のつぎに来るものに向かうことにしましょう。

クレイニアス　ぜひそうしましょう。

二一

アテナイからの客人　では、結婚式は済んだものとしておきましょう、クレイニアス。そしてそれにつづいて、

E

子供が生まれるまでの一年あまりの時期があるでしょう。他の多くの国々よりも優れたものになろうとする国においては、この時期を新婚夫婦はどのように過ごすべきか、――これは先に述べられたところ(1)につづく問題ですが――、それを語ることは、この上なくやさしいというわけにはゆきません。いや、先に述べられたもののうち少なからぬものが、大衆に受けいれられがたいものでしたが、これはそれらの多くのものよりも、いっそう受けいれられ難いのです。しかしながら、正しくて真実であると思われることは、何としてでも語らなければなりません、クレイニアス。

クレイニアス　まったくそうです。

アテナイからの客人　そこで、誰かが国家のために法律を公布して、市民が公共の行動においていかに生きるべきかを明らかにしようと考えるとしましょう。彼が個人生活に関しては強制の必要をいっさい認めず、各人はその欲するままに日を送ることが許されるべきであって、けっしてすべてを規則づくめにすべきではないと考えるならば、どうでしょうか。つまり、個人生活は法律で規制せずに放っておきながら、公共の生活に関しては、市民が法律に従って生きるであろうと期待するとしたら、このような考えはけっして正しくはありません。では

何のためにわたしは、こんなことを言い出したのでしょうか。それはつまり、わたしたちの新婚の夫たちは、結
B 婚前の時期に比べて、勝りも劣りもせず、共同食事の生活をすべきだと主張したいのです。たしかに、この制度が最初あなた方のところで初めて行なわれたときには、それは驚くべきことでした。それはあなた方が、人口が少なくて、しかも非常な難局に立たされていたときに、おそらく戦争が、あるいはそれと同じ圧力を持った他の事態が強制したものなのでしょう。ところが、人びとがいったんこの共同食事を採用することを余儀なくされ、
C それを味わってみると、この制度は国の安全に寄与することすこぶる大なるものであるように思われました。あなた方のところの共同食事の制度が確立されたのは、何かこのような事情によるものでした。

クレイニアス　そうのようですね。

アテナイからの客人　そこで、わたしの言おうとしたのはこういうことです。つまり、この制度がかつては驚くべきことであり、それを人びとに実施することは恐るべきことであったのですが、いまではこれを立法化することは、それを行なう者にとって当時と同じような困難を伴いはしないだろうということです。しかし、それにつづく制度の方は、――これはもともと実施されれば成功するはずのものですが、いまのところはどこにも実施されていないために、立法者は、諺に言う「火の中へ羊毛を梳く」の類いや、その他無数のこれに似たことをし
D て無駄骨を折らされているのですが――、この制度の方は語ることも、語った上でそれを実行に移すことも容易ではありません。

1　この話題は776Bでいったん中断された。

られるようにみえますが。

クレイニアス それはいったい何なのですか、あなた。あなたは話そうとなさりながら、ひどく言い渋ってお

アテナイからの客人 このことだけに長い時間を無駄に費やすことがないように、話してしまいましょう。つまり何ごとであれ、国家において秩序と法律にかなって生じるものは、すべて善い結果を生みますが、秩序のないもの、あるいは間違った秩序を持つものは、多くの場合、他のよく秩序づけられたものまで駄目にしてしまいます。いま話している事柄も、まさにそれにかかわりがあるのです。というのは、クレイニアスにメギロス、あなた方のところでは、男性の共同食事の制度は立派に、そして同時に、先に言ったように[1]、神的な必然ともいうべきものによって驚くばかりにでき上がりました。しかし、女性の方はまったく不当にも、法律の規制を受けずに放置され、彼女たちの共同食事の制度は日の目をみるに至りませんでした。わたしたち人間のうち、生来その弱さのゆえに、よりいっそう隠しごとを好み、奸智にたけた種族、すなわち女性は、立法者が不当にも手を引いたために、無秩序のままに放置されているのです。そしてこの種族を放置したために、あなた方は多くのものを、もしそれらが法の支配下にあったならば、現在よりもはるかによい状態にあったであろう多くのものを、逃してしまったのです。というのは、女性が野放しに放置されるということは、普通考えられるように半分だけの問題ではないのです。わたしたちのみるところでは、女性は生まれつき男性よりも徳性において劣っているだけ、それだけ二倍以上[2]も問題になるのです。

E

781

B

ですから、この点をもう一度考え直して訂正し、そしてすべての制度を女性にも男性にも共通に実施することが、国家の幸福にとってより好ましいことでしょう。しかし現状では、人間という種族は、とうていそこまで到

C 達するほど、幸運に恵まれてはいませんから、共同食事さえが国家公認の制度にはぜんぜんなっていない他の地域や国々では、道理をわきまえた人なら、それを口にすることすらしないでしょう。ですから、実際問題として、女性に人前で公然と飲み食いすることを無理強いしようとすることなど、どうして嘲笑を招かずにできましょうか。女性にとってこれ以上耐えがたいことはないのですから。というのは、女性は引きこもってひそやかに生きることに慣れているものですから、無理に明るみへ引っ張り出そうとすれば、あらゆる抵抗を試み、とても立法

D 者の手には負えないでしょう。そういうわけで、いまも言いましたが、他の地域では、女性はこの正当な議論が提案されれば、我慢するどころか、あらゆる罵声を浴びせるでしょう。しかし、この国では、おそらく我慢するでしょう。ですから、もしあなた方がせめて言論の上だけでなりと、国制全般についてのわたしたちの議論が失敗に終ることのないように望まれるのでしたら、わたしはこの提案がよいものであり、適当なものであることを説明したいと思います。もちろん、あなた方お二人がお聞きになりたければということで、そうでなければやめにしましょう。

クレイニアス　いや、あなた、わたしたち二人とも、まったく自分でも不思議なくらいお話を伺いたい気持でいるのです。

1　780B〜C参照。

2　男女が徳性において優劣がなければ、女性によって生じる禍は全体の禍の半分である。しかし実際には、女性は男性より多くの禍を生むから、全体の禍は男性によって生じる禍の二倍以上である。

二

E

アテナイからの客人　では、みんなで聞くことにしましょう。ですが、わたしがどこか遠くまでさかのぼって、そこから議論を進めるようにみえても、驚かないでください。わたしたちには暇は充分ありますし、法律に関する事柄をあらゆる面から考察することを妨げるものは何ひとつありませんから。

クレイニアス　おっしゃるとおりです。

アテナイからの客人　それではもう一度最初に言ったこと(1)に帰りましょう。というのは、すべての人が次のことだけはよく知っていなければならないからです。つまり、人間の種族はその生成の初めもなければ終りもなく、

782

つねにあったし、また将来も絶えずありつづけるものであるか、あるいは人間が初めて生まれて以来、経過した時間の長さは測り知れないほどであったか、そのいずれかだということです。

クレイニアス　もちろんです。

アテナイからの客人　ではどうでしょうか。諸国家の成立と滅亡、秩序正しい、あるいは無秩序な、さまざまのしきたり(2)、飲みものや食べものに関する多様な欲望、それらがあらゆる仕かたで地球上到るところに存在してきたとは思われないでしょうか。そしてまた、さまざまな気候の変動が生じて、その際におそらく生物はその性

B

質をいろいろと変化させたとは思われないでしょうか。

クレイニアス　それはそうですとも。

アテナイからの客人　ではどうでしょうか。葡萄の木は、前にはなかったのが、いつかどこかであらわれたの

だと、わたしたちは信じているのではないでしょうか。またオリーヴも、デメテルとコレの贈物も同様なのではないでしょうか。そしてトリプトレモス[3]とかいう人が、それを伝える役をしたのだということも。しかし、これらのものがまだなかった時代には、動物は今日のように共食いという手段に頼ったとは思われませんか。

クレイニアス　もちろん思います。

C　**アテナイからの客人**　たしかに、今日でもなお多くのところに、人間がお互いを生贄にするということが残っているのが見られます。しかし別のところでは、これとは反対に次のようなことを聞いています。つまり、人びとは牛肉を味わうことなど敢えてしなかったし、また神々への供物も生きものではなく、麦粉菓子とか蜂蜜漬けの果物とか、その他これに類する清浄な供物であって、肉を食べたり、神々の祭壇を血で汚したりすることは敬虔ならざることであるとして、肉を遠ざけ、いわゆるオルペウス教徒の生活を当時の人びとは送っており、すべ

D　ていのちのないものだけを口にし、反対にいのちあるもののすべてから遠ざかっていたのです。

クレイニアス　あなたのおっしゃることは広く語られていることであり、信じるに足るものです。

アテナイからの客人　しかし、いったい何のために、いまそれらのことすべてがあなた方に語られたのかと、

1　III. 676 A sqq. 参照。
2　782 A 6 καὶ βρώσεως は削る(アストによる)。
3　デメテルは大地の産物の女神。コレはペルセポネともよばれ、ゼウスとデメテルの娘。ゼウスはデメテルに知らせずにコレを冥府の王ハデスの妻に与え、ハデスは野原に花つむ乙女をさらって、地下の国につれ去った。デメテルは失われた娘を探す旅の途中エレウシスにやってきて、その地の王ケレウス一家のもてなしをうけ、御礼として王子トリプトレモスに翼をもった竜のひく車を与え、また農耕の術を教えた。トリプトレモスはこの車に乗って世界をまわり、人類に農業を教えたという。

尋ねる人があるでしょうね。

クレイニアス　お察しのとおりですよ。

アテナイからの客人　それでは、クレイニアス、もしわたしにできれば、この先を何とかお話しするよう努力してみましょう。

クレイニアス　どうぞお願いします。

アテナイからの客人　わたしの見るところでは、人間にとってすべては三つの必要と欲望とにもとづいており、E そしてもし人びとが正しい指導を受ければ、そこから徳が生まれ、悪しき指導を受ければ、その反対が結果します。そしてこのような欲望としては、生まれると直ちに人間にそなわっている、食べることと飲むこととがあります。それらに対しては、すべての動物は、いかなる場合にも、本能的な愛を持っており、それらすべてに対する快楽と欲望とを満足させて、あらゆる苦痛をつねに避けること以外に、ほかになすべきことがあるのだと誰か 783 が言おうものなら、いきりたって反抗するのです。ところで、わたしたちにとって第三の欲望、最大の必要であり最も鋭い愛欲であるものは、最後にあらわれてきますが、これは人間を狂気によってまったく火のように燃え上がらせます。それは、あのこの上ない激しさをもって燃え上がる生殖への欲望のことです。これら三つの病いに対処するには、人びとをいわゆる最高の快楽から最大の善へと向けかえ、三つの最も力のあるもの、すなわち、恐怖と法律と真なる言論とによって、それらを抑制するように努めなければなりません。さらに、ムゥサたちや B 競技を司る神々の助けを借りて、これらの病いの増大と蔓延とを食い止めなければならないのです。(1)

さて結婚のつぎには出産を、そして出産のつぎには育児と教育をおくことにしましょう。もしわたしたちが、

先に共同食事の問題に到達したときと同じようにして[2]議論を進めてゆけば、おそらくわたしたちの個々の法律はでき上がってゆくでしょう——。この共同食事という形の交わりが、結局女性をも含むべきか、それとも男性だけのものであるべきかは、もっと近くからこの問題に取り組むときに、おそらくいっそうはっきりしてくるでしょう——。またこれらの共同食事の諸問題の前にあるもの、それはまだいまのところ立法化されていませんが、わたしたちがそれを法律の規制の下におき、それを前において、その上でいまも言ったように、これらの諸問題をいっそう詳しく考察すれば、それらにより適した、よりふさわしい法律を定めることができるでしょう[3]。

クレイニアス　ほんとうにおっしゃるとおりです。

アテナイからの客人　ではいま語られたことを記憶に止めておくことにしましょう。おそらくいつかは、それらすべてが必要になるときが来るでしょうから。

クレイニアス　何を記憶しておけとお命じになるのですか。

アテナイからの客人　わたしたちが三つの言葉で明らかにしたものです。わたしたちは、食べることと、第二に飲むことと、そして第三に性の興奮とをあげました。

1　783B1 σβεννύντων は σβεννύναι と読む（アルディナによる）。

2　783B5 εἰς は ὡς と読む（イングランドによる）。

3　783B7 αὐτοῖς, B8 αὐτῶν, C1 αὐτά, C2 αὐτά, C3 αὐτοῖς という代名詞が厳密に何を指しているかがはっきりしないため文意が曖昧である。ここではこれらの代名詞が共同食事を意味するものとして解釈している。すなわち共同食事の諸問題を解決するためには、まずその前提となる人間の欲望、男女の違い等々を解明しなければならない。それと同様に出産、育児、教育等の諸問題の解決にも、まずその前提となる人間性の本質から解明してからなければならないという意味であろう。

クレイニアス　たしかに、あなた、いまお命じになったことを覚えておきましょう。

アテナイからの客人　けっこうです。ではわたしたちは新婚の夫婦のことに戻って、彼らにどういうふうにして、どんな仕かたで子供をつくるべきかを教えることにしましょう。そしてもし説得することができなければ、法律によって脅かすことにしましょう。

クレイニアス　どんなふうにして？

二三

アテナイからの客人　新婚の夫婦は国家のためにできるだけ立派な、善い子供を生むことを心掛けなければなりません。いかなる行為も、共同してこれを行なう人びとみんなが、自分たち自身とその行為とに心を傾けるならば、すべては立派によく仕上げられますが、心を向けないか、あるいは心というものを持たないならば、その反対の結果になります。そこで、夫たるものは妻と子供をつくることに心を傾けなければなりませんし、妻も同様です。このことはまだ子供が生まれない時期にはとくにそうなのです。そしてわたしたちの選んだ婦人たちを彼らの監督者にしなければなりませんが、その人数は、多くても少なくても、役人たちが適当と考える数を、また適当と考える時期にきめればよいのです。彼女たちはエイレイテュイア(1)の神殿に毎日少なくとも二〇分間集合します。そしてこれらの集まりにおいて、子供をつくる時期にある夫や妻のうち誰かが、結婚式で供物が捧げられ儀式が行なわれる際に定められたことよりほかのことに眼を向けているのを見た者があれば、互いに報告し合わなければなりません。

子供をつくる期間と子供をつくる者たちを監督する期間は、子供が生まれやすい場合には一〇年とし、それ以上にわたってはなりません。しかしもし誰かが、この期間が過ぎても子供ができなかった場合には、身内の者たちや監督の役にある婦人たちとともに、双方に都合のよい条件を協議して離婚させます。しかし、何が双方にとってふさわしいか、また利益になるかについて、論争が生じた場合には、護法官のなかから一〇人を選んで、彼らに調停を委ね、その決定に従います。これらの監督の役にある婦人たちは、若夫婦の家に入っていって、あるいは叱り、あるいは脅して、彼らの過ちや無知を止めさせます。もし彼女たちの手に余る場合には、護法官のもとに赴いて報告し、彼らがこれを止めさせます。もし彼らでも手に負えない場合には、これを公表し、その名を掲示し、これこれの者を改心させることは不可能である旨を宣誓の上で公示します。こうして名前を掲示されたものは、掲示を行なわせた者を法廷で負かさないかぎり、次のような権利を剝奪されます。すなわち、彼は結婚式や子供の誕生祝いに出席することができず、もし出席すれば、望む者は誰でも彼を鞭で懲らしめることができ、それによって罰せられることはありません。同じ規則が女性にも適用されます。つまり同様の不始末から名前を掲示され、しかも裁判で勝てない場合には、彼女は供を従えての外出や種々の栄誉をうけることができず、また結婚式や子供の誕生祝いに出席することも許されません。

C

D

E

しかし法の定めるところに従って子供を設けた後に、もし男が妻以外の女性と、女が夫以外の男性と同様の関

（2）

1　出産の女神。

2　婦人たちの供を従えての外出については、テオプラストス『人さまざま』（二二）に、吝嗇な男は自分の妻が持参金つきで嫁にきたのに、侍女を買ってやらず、外出のときだけ女市から伴の女を傭ってくるとある。

係を持つならば、相手がまだ子供をつくる年齢にある場合には、子供をつくる年齢にある人びとについて言われたのと同じ罰を与えるべきです。しかしその年齢を過ぎると、このような事柄に関して自制心のある男女は大いによい評判を受け、反対の者は反対の評判を、というかむしろ不評判をこうむります。大部分の者がこのような事柄に関して節度を守るならば、規則などつくらずにそっとしておくべきですが、風紀が乱れている場合には、いま定めた法律に従って規則をつくり、それを実施しなければなりません。

785 各人にとってその生誕の年は全人生の初めです。それを「人生の初め」として父祖の神社に記録する必要があります。さらに各氏族ごとに白い壁に男女児の名前を、その生誕の年をあらわすアルコンの世代数と並べて記録します。(1) そのそばに氏族の存命者の名前がつねに記録され、死亡者が消されます。

B 結婚年齢の限界は、女性は一六歳から二〇歳まで、男性は三〇歳から三五歳までとすべきです。役職につくのは、女性は四〇歳、男性は三〇歳からとします。軍務に関しては、男性は二〇歳から六〇歳までとします。しかし、女性については、軍務に関して女性を用いる必要があると考えられる場合にかぎって、子供を生んでしまってから五〇歳に至るまで、各人に可能な、また適当な仕事を課すべきです。

---

1 父祖の神殿におさめられる記録と各氏族ごとに白い壁に記される記録とは二つの別箇の記録とみるべきであろう。また生誕の年をあらわすアルコンの世代数という場合、プラトンはアテナイの筆頭アルコンのことを思い浮かべていたのであろう。『法律』では特にアルコンという役職はなく、アルコンという言葉は広い意味で役人一般を指すが、護法官を指している場合も多い。アルコンの世代数で年代をあらわすというのはXII. 947 A sqq. の記述と矛盾する。

第七巻

アテナイからの客人　さて、男女の子供たちが生まれたので、そのつぎには、養育と教育とを語るのが、わたしたちにとって最も正しいことでしょう。この問題は、語らないで済ますことはとうていできませんし、そうかといって語るとすれば、教えるとか勧告するとかいう形を取る方が、法律で規定するよりも、適当なようにわたしたちには思われます。なぜなら、私的な家庭生活には、人目につかない多くの細々した事柄が生じ、これらは

B

個人の苦痛や快楽や欲望に左右されて、立法者の勧めるところに反するものとなるため、市民たちの性格を種々雑多な、互いに似ていないものにしてしまいやすいのです。しかしこのことは、国家にとって悪なのです。というのは、それらの事柄が些細な、しかもたびたび起こるものであるため、法律で罰則を定めるのは、適当でもなければ、見た目に好いものでもありませんし、また些細なたびたび起こることにおいて、人びとが法律を犯す習慣を身につけてしまうために、それは書かれた法律を危険におとしいれるからです。こういうわけで、これらの

C

事柄に関して法律を定めることは困難ですが、そうかといって黙っていることもできません。わたしの言う意味を、いわば雛型とでもいうべきものをお見せすることによって、はっきりさせるよう努力しなければなりますまい。いまのところ、わたしの説明は少々曖昧なようですから。

クレイニアス　ほんとうにおっしゃるとおりです。

アテナイからの客人　ところで、正しい養育とは、明らかに、魂と身体をできるだけ美しく、善くすることが

できるものでなくてはならないと言われましたが、[1] あの言葉は正しかったと思います。

クレイニアス　もちろんです。

D

アテナイからの客人　しかし、身体を最も美しくというのは、いちばん簡単には、子供がごく小さいときから、できるだけ真っ直ぐに育たなければならないということだと思います。

クレイニアス　まったくそうです。

アテナイからの客人　では、どうでしょう。次のことにわたしたちは気づいていませんか、つまり、すべての生物の発育は、その最初の段階がとりわけ最も大きく、最も早いものであり、したがって、人間の背丈も、五歳を過ぎると、それ以後の二〇年間で、以前の倍にはならないと、これまでも多くの人びとのあいだで論じられてきましたね。

クレイニアス　そのとおりです。

789

アテナイからの客人　では、これはどうでしょう。急速な成長が、多くの適当な運動を伴わないで生じた場合には、身体に無数の悪い結果をもたらすということを、わたしたちは知っていませんか。

クレイニアス　もちろん知っています。

アテナイからの客人　それなら、身体が最も多くの栄養を取って大きくなるとき、そのときに最も多くの運動を必要とするわけです。

1　I. 643A～644B 参照。

クレイニアス 何ですって、あなた。生まれたばかりのごく幼いものたちに、わたしたちは最も多くの運動を課そうというのですか。

アテナイからの客人 いや、そうではありません。それよりもっと前に、母親の胎内で養われているときにです。

B

クレイニアス これは何ということを、あなた。胎児にとおっしゃるのですか。

アテナイからの客人 そうです。あなた方が、そのような時期にある者の運動について、何もご存知ないのは不思議ではありません。奇妙なことかもしれませんが、そのことをあなた方に説明したいと思います。

クレイニアス ぜひお願いします。

アテナイからの客人 じつは、そのようなことはわたしたちのところでいっそう理解されやすいのです。そこでは必要以上に遊びごとに熱中する人びとがいるものですから。つまり、わたしたちのところでは、子供だけでなく年のいったものまでが、互いに闘わせるために鳥の雛を育てています。彼らはそのような動物の訓練として、

C

それらをけしかけて闘う練習をさせるお互い同士の運動だけで、充分であるとはけっして考えていません。それに加えて、めいめいがそれらの雛を持って、つまり、小さいものは手のなかにいれ、大きいものは小脇にかかえて、自分の身体の健康のためにではなく、それらの雛鳥の健康のために、何スタディオン[1]も歩き廻るのです。そして見る眼を具えたものにとって、少なくともこれだけのことが明らかになります。つまり、すべての身体はそれが

D

受けるあらゆる種類の振動や運動によって、自分から身体を動かすにせよ、あるいは駕籠とか、船とか、馬とかに乗るにせよ、またほかのどんな乗物によって運ばれるにせよ、これらの運動によってよい影響をうけて元気に

なり、それによって食物や飲物の栄養を吸収して、わたしたちに健康と美と、その上、力までも与えることができるのです。

二

さて、事情がこのようであるとすれば、そのつぎにわたしたちは、何をなすべきだと言ったらよいでしょうか。E 妊婦は散歩すべしとか、子供が生まれたらまだ柔いうちに蠟細工のように形を整えるべしとか、二歳になるまではおむつにくるむべしとか、そういう法律を制定して、物笑いの種になることをあなた方はお望みですか。さらに、法律による罰則を定めて、乳母たちに強制的に、子供が自分で立てるようになるまで、野原や神社や親戚の家などにいつも抱いてゆかせたものでしょうか。そして立てるようになっても、小さいうちは、脚にあまり重みがかかって脚が曲ってしまうことのないようによく注意させ、子供が三歳になるまでは、苦労して抱いてゆかせましょうか。また乳母はできるだけ頑健でなければならないとか、一人ではいけないとかいうことも規定しまし 790 ょうか。そしてこれらの規則のいちいちに対して、それが守られなかった場合には、違反者に対する罰則を書き記すことにしましょうか。いや、それはとんでもないことではありませんか。というのは、いま言われたばかりのことが数多く、たくさんに起こってくるでしょうからね。

クレイニアス　どんなことですか。

1　IV. 704B 注2参照。

アテナイからの客人　わたしたちが大いに物笑いの種になるだろうということです。それに乳母たちは、女にありがちな性格や奴隷根性から、言うことをきかないでしょうしね。

クレイニアス　では何のために、これらの規則が語られなければならないと、わたしたちは言ったのですか。

B **アテナイからの客人**　こういうわけです。つまり、国家のなかで主人で自由人である性格の持主は、それを聞けば次のような正しい認識におそらく到達するでしょう。すなわち、国家において個人生活が正しく規制されないかぎり、公の生活にとって確固とした法律が制定されることを期待しても無駄であろうということです。そしてこのことを理解した人は、さきほど述べられた諸規則を自ら法律として用い、そうすることによって、自分の家庭も国家も、ともに立派に整え、幸福に暮らすことでしょう。

クレイニアス　まったく、もっともなお言葉です。

C **アテナイからの客人**　ですから、ごく幼い子供たちの魂の訓練についても、初めに身体についての話をしたのと同じ仕かたで語り終えるまでは、わたしたちはこのような立法の仕事をやめますまい。

クレイニアス　まったくそのとおりです。

アテナイからの客人　そこで、次のことを双方の場合に、いわば基本原理としましょう。つまり、ごく幼い子供たちの身体と魂とを、夜となく昼となくできるだけ守りをし運動させることが、すべての子供たちにとって、とくに最も小さいものたちにとっては有益であり、そしてできることなら、彼らがいつもまるで船に乗っている

D ような状態で暮らすことが望ましいということです。しかしいまは、できるだけそれに近い状態を、生まれたばかりの赤ん坊のためにつくってやらなければなりません。このこと（運動の心身に与える効果）は次の事実、すな

E

わち子供の乳母たちやコリュバンテスの病い(1)の治療を行なう女たちが、この原理を経験から学び、その有用性を認識するに至ったという事実からも証明される必要があります。ご承知のように、母親がなかなか寝つかない子供を寝つかせようとするときには、彼らに静止をではなく反対に運動を、――腕に抱いて絶えずゆさぶってやるのです――、沈黙をではなく歌を与え、そしてバッコスの狂気(2)にとりつかれた人びとを癒すように(3)、あの踊りと歌との結合という形での運動を治療に用いて、子供たちに文字どおり笛の音による呪いをかけてしまうのです。

クレイニアス　これらのことの原因は、あなた、いったい何なのでしょうか。

アテナイからの客人　それを見つけることはさして難しくはありません。

クレイニアス　つまりどんな？

791

アテナイからの客人　これら二つの心理状態(4)は一種の恐れであり、恐れは心のある種の病的な状態に起因します。ですから、そのような状態に対して、ひとが外からゆさぶりを与えると、外から与えられた運動が恐怖と狂気という内なる運動に打ち勝ち、打ち勝つことによって各人の心臓の苦しい鼓動を静めて、魂のなかに静かさと安らぎとを生ぜしめ、すこぶる好ましい結果を生むのです。つまり、目を覚ましている子供たちには眠りを得さ

1　コリュバンテスとはプリュギアの女神キュベレの祭司で、女神を祭る際に熱狂的に踊り狂う。コリュバンテスの病いとは、この女神によって起こされると信じられている病的な興奮状態で、それにかかると、コリュバンテスのように踊り狂う。この病いを癒すには、患者に激しい運動を与えて、疲労の極におちいらせることによって癒すという。

2　ここでプラトンは、コリュバンテスの病いとバッコスの狂気とを、ほとんど同じようなものとして扱っている。

3　790E3 βακχειῶν の後をコンマで切り、ἰάσεις は ἰάσει と読み、ἰάσεις の後のコンマを削る（イングランドによる）。

4　子供がなかなか寝つかないのと、コリュバンテスやバッコスの狂気。

せ、他方の目覚めている人びとには、各人が犠牲を捧げて吉兆を得た神々の助けにより、笛に合わせて踊りをさ
B せることによって、狂気の状態から正気へと立ち戻らせるのです。以上が、こんなに簡単な言い方ですが、納得のゆく説明になりましょう。

クレイニアス　たしかにそうです。

アテナイからの客人　しかし、もしそれが、そういうふうに何かいま述べたような効果を持つとすると、わたしたちは次のことを自分の心にとどめておかなければなりません。つまり、すべての魂は幼いときから恐怖にとりつかれていると、それだけいっそう恐怖の習慣を身につけるだろうということです。そしてそのことは、臆病さの訓練にはなるが、勇気のそれにはならないということを誰もが認めるでしょう。

クレイニアス　そうですとも。

アテナイからの客人　反対に、わたしたちに襲いかかる怯えと恐れとに打ち勝つことが、幼いときからの勇気
C の鍛練であるとわたしたちは言いましょう。

クレイニアス　そのとおりです。

アテナイからの客人　ですから、このこと、つまりごく幼い子供たちを運動によって鍛えることも、魂の徳性の一つの部分〔すなわち勇気を養うこと〕に大いに役立つと言えましょう。

クレイニアス　まったくそうです。

アテナイからの客人　さらに、魂の明朗さと気むずかしさとは、それぞれが生じる場合には、魂の善い状態と悪い状態との小さからぬ部分になるでしょう。

クレイニアス　そうですとも。

D

アテナイからの客人　では、どのような方法によって、わたしたちは生まれたばかりの赤ん坊に、これらの二つの気質のうち、どちらでも好きな方を直ちに植えつけることができるでしょうか。どのようにして、またどれだけのことがやれるかを、説明すべく努力してみなければなりません。

クレイニアス　そうですとも。

三

アテナイからの客人　では、わたしたちのところでの考え方をお話ししましょう。甘やかすと子供の性質を気むずかしく、怒りっぽく、ごく些細なことにも動かされやすいものにしますが、その反対に、極端にそして乱暴に押え付けると、子供を賤しい、自由人らしくない、偏屈者にし、その結果、共同生活に適さないものにしてしまいます。

E

クレイニアス　でも、まだ言葉を理解することができず、他の教育をも受けることのできない者たちを、国家全体としては、どのようにして養育すべきなのですか。

アテナイからの客人　こんなふうにするのです。すべての生きものは、ことに人間の種族は、生まれると直ちに、叫び声を発する習性を持っています。そして人間の赤ん坊は、叫ぶだけでなく、他の生きものよりもよく泣くものなのです。

クレイニアス　まったくそうですね。

アテナイからの客人　ですから、乳母は子供が何を欲しがっているかを知ろうとするとき、これらの表現から、何を与えたらよいかを判断します。何かが与えられて黙れば、正しいものを与えたのだと考えますし、泣いたりわめいたりすれば、よくなかったのだと思います。こうして、子供たちにとっては、好きなものと嫌いなものとを示す方法は、泣くことと叫ぶことです、これは不吉な表現手段ですが。この時期は少なくとも三年はつづきますが、それは悪く過ごすにせよ、善く過ごすにせよ、一生の小さくない部分なのです。

クレイニアス　おっしゃるとおりです。

アテナイからの客人　ところで、あなた方お二人にはこうは思われませんか。気むずかしくて、明朗でない人間は、善き人にふさわしくないほど歎きやすく、そして概して不平が多すぎると。

B

クレイニアス　たしかに、わたしにはそう思われます。

アテナイからの客人　ではどうでしょう。もしこの三年間、あらゆる手段を尽くして、わたしたちの子供が、できるだけ悲しみや恐怖やあらゆる苦しみを経験することのないように計らうならば、この間に子供の心をより快活な、明朗なものに育てあげるとは思われないでしょうか。

クレイニアス　それはもちろんです。そして、あなた、もし彼に多くの快楽を与えてやれば、とくにそうすることができるでしょう。

C

アテナイからの客人　これは驚きました。そこまではもうわたしは、クレイニアスについてゆけません。じつは、そのような行為が、わたしたちにとって、すべてのなかで最大の破滅なのです。というのは、最大の破滅はいつでも養育の最初の段階で起こるのですから。しかしわたしたちの言っていることが正しいかどうか、見てみ

ることにしましょう。

クレイニアス　何をおっしゃるのか、話してみてください。

アテナイからの客人　いまわたしたちが二人で話し合っているのは、小さからぬ問題です。そこであなたも、メギロス、お考えになって、わたしたちといっしょに判断してください。わたしの意見は、正しい生き方はひたすら快楽を追い求めるべきでもなければ、また苦痛をすべて避けるべきでもなく、まさにその中間を歓迎すべきだというのです。この中間は、さきほど明朗という言葉で呼んだものですが、この状態をある神託の言葉に従って、わたしたちみんなは、いみじくも神のものと呼んでいます。わたしの主張では、この状態こそ、わたしたちのうちで神のようでありたいと願う者もまた追求すべきものなのです。彼は自分としてもひたすら快楽に傾いてはなりません、それによって苦痛を免れることはできないのですから。また他人が、老若男女を問わず、そのような状態に陥るのを許してもいけませんが、とくに生まれたばかりの赤ん坊の場合は、できるかぎりそれを避けさせねばならないのです。なぜなら、すべてのものにとって、一生の性格が習慣によって最も決定的に形成されるのはその時期だからです。さらにわたしは、もし冗談を言っていると思われる恐れがなければ、すべての女たちのなかで、子供を宿している女には、その期間はとりわけよく気をつけてやり、妊婦がたびたび、心を狂わせるような快楽も、また他方、苦痛も経験することがなく、そのあいだ中、明朗な、明るい、穏やかな気分を持って暮らすようにさせなければならないと主張するでしょう。

クレイニアス　いや、あなた、わたしたちのどちらの言葉が正しいかをメギロスにお尋ねになるには及びません。わたし自身、ひとは誰でも、ただ快楽だけの、あるいは苦痛だけの生活を避け、つねに中道を歩むべきだと

いう点で、あなたに賛成しますから。ですから、あなたは立派に語られ、また納得のゆく返事を受けとられたわけです。

アテナイからの客人　まったくそのとおりです、クレイニアス。そこでさらに、わたしたち三人で次の点を考えてみようではありませんか。

クレイニアス　どんなことをですか。

四

アテナイからの客人　わたしたちがいま問題にしているこれらの規則はすべて、世間の人びとが書かれざる掟と呼んでいるものだということです。そして父祖の法と彼らが呼んでいるものは、このようなものの総体に他なりません。さらに、さきほど(1)わたしたちが付け加えた言葉、つまり、それらを法律と名づけるべきではないが、それらに言及せずに済ませてもならないという言葉は正しかったのです。なぜなら、これらの規則は国制全体の紐帯(ちゅうたい)であり、すべての、すでに文字に書かれ、公布されている法律と、将来成文化されるであろう法律との中間にあって、文字どおり祖先伝来の、すこぶる古い掟とも言うべきものです。ですから、それらが立派に定められ、慣習となるならば、それまでに書き記された法律をまったく安全に包み護る役をしますが、もしそれらが誤って正しい道から外れると、ちょうど大工の建てた建物の支柱が中心から外れたときのように、すべてを崩れさせ、重なり合って倒れさせるのです。支柱も、その上にあとから立派に建てられた建物も、いったん古くからの支えが崩れると、崩れてしまいます。ですから、わたしたちはこのことをよく頭にいれて、クレイニアス、あなたの

お国を新しいうちに、あらゆる仕かたで結び合わせるよう努力しなければなりません、法律とか慣習とかしきたりとか呼ばれるものを、大小にかかわらず、できるかぎり見落とすことのないようにして。というのは、すべてこのようなもので国家は結び合わされているのですから。だが、そのどちら（法律と慣習やしきたり）も、互いに他方なくしては永続性を持ちません。したがって、多くの些細にみえるしきたりや慣習が流れ込んで、わたしたちの法律をかなり長いものにしても、驚くにはあたりません。

D

クレイニアス　いや、あなたのおっしゃるとおりですし、わたしたちもそういうふうに考えるようにしましょう。

アテナイからの客人　そこで、男の子も女の子も三歳になるまでは、もしいま述べられたことを厳密に実行し、たんにお座なりにそれに従うというのでなければ、幼児の養育に少なからず裨益するところがあるでしょう。しかし、三歳、四歳、五歳、さらに六歳までは、性格の形成のために遊びが必要になります。けれども、もう甘やかすのはやめて、恥ずかしい思いを与えないようにして、懲らしめなければなりません。これは奴隷について言ったことですが、(2) 乱暴に懲らしめて、懲らしめられた者に怒りを植えつけてはならないし、また懲らしめずにおいて甘やかすべきでもありません。自由民に対してもそれと同じようにすべきなのです。

E

794

ところで、この年頃の子供たちにとって、遊びは自然発生的なものであり、彼らは集まると、たいてい自分たちで遊びを発明するものです。そしてこの年齢に達した、つまり三歳から六歳までの子供たちは、すべてそれぞ

1　788B～C参照。

2　VI. 777E～778A参照。

れの村の神社に集まらなければなりません。各村ごとの子供たちが同じ場所に集まるのです。さらに乳母たちが、このような年頃の子供たちの行儀のよさや悪さを監督しますが、乳母たち自身と子供たちの集団全体には、先に B 述べた(1)一二人の婦人たちの一人ずつが、それぞれに割り当てられ、一年間監督の任にあたり、この割当は護法官によって行なわれます。そしてこれらの婦人たちは、結婚の世話役をつとめる婦人たち(2)が、各部族から一名ずつ、自分たちと同年輩のものを選出します。その任についた者は、職務として、毎日神社を見廻り、悪いことをする者があれば、そのつどこれを処罰します。奴隷や外国人である場合は男女を問わず、下役の奴隷を使って自分だ C けの裁量で処罰し、市民の場合は、その者が処罰に異議を唱えるなら、都市保安官のもとにつれていって裁きをうけさせますが、異議を唱えないならば、市民であっても自分の権限で処罰してかまいません。

ところで、六歳以後は男女を別々にすべきです。——男の子は男の子と、同様に女の子は女の子同士で、時を過ごさせます——。だが、どちらも学習に向かわせなければなりません。男の子は、馬術、弓、投槍、石投げの D 教師のもとへ行かせますが、女の子も、もし彼女たちが同意するならば、これらのことを学ぶだけはさせるのがよいでしょう、とくに槍と楯の使用に関してはね。しかし、現状を見ると、そのような事柄についてほとんどすべての人が正しい理解を持っていません。

クレイニアス どんなことを言っておられるのですか。

五

アテナイからの客人 人びとの考えでは、わたしたちの手に関するかぎり、右と左とではすべての行動においい

て生まれつき相違があるとされています。だがそれでいて、足や下肢に関しては、その働きに何の差異も見出されていません。わたしたちは誰も、乳母や母親の愚かさのために、手がいわば片ちんばになってしまったのです。E なぜなら、自然の能力から言えば両の手足はほとんど等しいのですが、わたしたちがそれらを正しく用いないで、習慣によって違ったものにしてしまったのですから。もちろん、さして重要でない事柄、たとえば竪琴を左手に持ち、右手で琴爪を使うとか、それに類する事柄では、何ら問題はありません。しかし、これらの実例にならって、795 他の場合にも、必要もないのにこのようにするのは、愚かだと言ってよいでしょう。スキュティア人の風習がそのことを示しています。彼らは左手に弓を持ち、右手で矢をつがえるだけでなく、どちらの手をも両方の目的に同じように使います。他にも多くの同種の実例が、戦車を駆ることとその他に見られます。それらによると、左手を右手よりも弱いものにしている人びとは、自然に反するやり方をしているのだということが分ります。

B ところで、これらのことは、いまも言ったように、角製の琴爪とかその他のそのような道具の場合には、さして問題ではありません。しかし鉄製の武器を用いなければならない場合には、大変な違いがあります。弓や投槍やその他を用いる場合にもそうですが、ことに槍や楯を相交えなければならない場合には、はるかに大きな違いがあります。学んだものと学ばない者、訓練を受けた者と受けない者とでは、まさに大違いなのです。たとえば、パンクラティオン[3]やボクシングやレスリングで完璧にまで練習をつんだ者は、左で闘うことが不可能ではなく、

1　これらの一二人の婦人たちについては、どこにも述べられていない。
2　VI. 784A〜C参照。
3　ボクシングとレスリングを組み合わせたような競技で、すこぶる荒々しく危険の伴うものであった。

(795) C もし相手が彼に、向きを変えてそちら側で闘わざるをえなくさせても、まるで片輪のようにぶざまによろめいたりはしません。思うに、ちょうどそれと同じように、槍と楯の使用だけでなく、その他のすべてにおいても、身を守り他を攻めるために、両の手足を持つ者は、そのどちらをも遊ばせておいたり、訓練せずにおいたりすることができるだけないように、というのが正しいことだと考えるべきなのです。じっさい、もしひとがゲリュオネスやブリアレオス(1)の身体をもって生まれてきたならば、その百の手で百の投げ槍を投げることができるのでなければなりません。D 以上すべての事柄は、男女の役人がその監督にあたらなければなりませんが、女性の役人は遊びと養育とを、男性の役人は学習を監督し、すべての少年少女が両手両足を自由に使い、習慣によって、もって生まれた能力を損うことのできるだけないようにしなければならないのです。

六

こうして学習は、実際上二つに分かれると言えましょう。身体に関する体育と、魂をよくするための音楽・芸術とです。E そして体育はさらに二つに、つまり、踊りとレスリングとに分けられます。踊りの一方は、ムッサの言葉を踊りによって模倣(表現)する人びとのもので、豁達(かったつ)さと自由人らしさとを保持するもの(2)です。他方は、健康と身軽さと美しさを目差すものであり、手足や身体の他の部分の適当な屈伸を行なって、それらの諸部分に本来のリズミカルな動きをとりもどすものです。このような動きは、すべての踊りにふんだんに含まれており、それに伴っているのです。

796 レスリングに関しては、アンタイオス(3)やケルキュオン(4)が、ただ勝ちたい一心から、彼らの技で編み出した工夫

や、エペイオス(5)やアミュコス(6)のボクシングでの工夫は、合戦には何の役にもたたないのですから、言及するに値しません。しかし正々堂々のレスリングに属するもの、すなわち頸、手、脇腹を相手に摑まれたのをふりほどく技などは、力と健康とのために、勝利への愛と優れた身のこなしとをもって苦労して学ばれるものであり、これはあらゆる目的に役立つのですから、おろそかにしてはなりません。いやむしろ、わたしたちの法律がその箇所にきたならば、学ぶ側にも教える側にも、後者に対しては親切に教えるようにと、前者に対しては感謝をもって学ぶようにと命じなければならないのです。

B

わたしたちはまた、歌舞団が演ずるにふさわしいかぎり、模倣としての踊りを無視してはなりません。当地でのクゥレテス(7)の武装踊りや、ラケダイモンでのディオスコロイ(8)の踊りがそれです。わたしたちの国の主人である

1　ともにギリシア神話に出てくる怪物。『エウテュデモス』299C注3、4参照。

2　795E2 φυλάττοντας は φυλάττουσα と読む（ビュアリによる）。

3　寝わざを得意にしたという。『テアイテトス』169B注3参照。

4　ポセイドンあるいはヘパイストスの子で、エレウシスの王。外来者とレスリングをしては、負けた者を殺したが、ついにテセウスによって殺されたという。彼は足わざを得意にした。

5　『イリアス』第二三巻のパトロクロスの葬儀の際に催された競技で、ボクシングの勝利を収めた。

6　ポセイドンの子で、ビテュニアの伝説的住民であるベブリュケス族の王。外来者にボクシングの試合をいどんでは、負けた者を殺した。アルゴナウタイが彼の国に来たとき、ゼウスの子ポリュデウケスのために殺された。ボクシング用のグローヴを発明したのは彼であるという。

7　クレテに住む半神的存在。クレテのイデの山中にかくれた赤ん坊のゼウスを保護し、その周囲で踊りまわり、武器をかきならして、その泣き声が、ゼウスの生命を狙う父クロノスに聞こえないようにした。

8　ゼウスの子、カストルとポリュデウケスの兄弟。特にスパルタにおいて尊崇され、武装踊りをもって祭られた。

(796)
C 処女神(1)も歌舞の遊びを喜ばれますが、素手で踊るべきではなく、完全武装で身を整えた上で踊るべきだと考えられました。ですから、少年や少女たちも女神の恩寵を称えるときに、これらのお手本をすっかり模倣するのが適当でしょう。それは戦争の役にも立ちますし、祭礼に花を添えるものでもあります。子供たちはこれらの学習をする年齢に達すると直ぐから、戦争に参加する年齢に達するまでの期間、(2)どの神に詣でて祭礼の行列を行なう際にも、つねに武装し馬に乗らなければならないでしょう。そして緩急さまざまの踊りと行進にあわせて、神々や

D 神々の子たちへの祈願を捧げなければなりません。また体育競技やその予選は、まさしくこれらの目的(戦争と祭礼)のためになされるべきであって、それ以外の目的を持つべきではありません。なぜなら、このような目的を持つ競技は、平時にあっても戦争の際にも、国家にとっても個人の家庭にとっても、役立つものですが、それ以外の身体的訓練は、遊びであれ、真面目なものであれ、自由人にはふさわしくないからです、メギロスにクレイニアス。話の初めに、体育について語らなければならないと言いましたが、(3)それはもうほとんど語り終えました。これで完了です。しかし、もし何かこれより優れたものをあなた方がお持ちなら、どうかそれをみんなの前に示して

E お話しください。

クレイニアス　いや、あなた、それらのご提案を退けて、体育と競技とについてそれら以上のものを見つけることは、容易ではありません。

アテナイからの客人　それなら、つぎに来るのは、ムゥサとアポロンの贈物についてですが、さきほどはそれを全部話してしまって、体育に関することだけが残されていると思いました。ところが、いまになってみると、すべての人びとに対して何がなお語られるべきかということ、またそれが真っ先に語られるべきであるということ

とが明らかになりました。ですから、つぎにそれを語ることにしましょう。

797

クレイニアス　もちろん、お話しにならなければなりません。

アテナイからの客人　では、[4]わたしの言うことを聞いてください。もっとも、以前にも聞いてはくださったのですが。しかしそれにしても、ひどく変った耳馴れないことというものは、語る側も聞く側も充分な注意を払わなければなりませんし、いまの場合はとくにそうなのです。というのは、わたしは、これからお話しすることを口にするのがためらわれるのですが、何とか勇気を出して、怯まないようにしましょう。

クレイニアス　何のことを言っておられるのですか、あなた。

七

アテナイからの客人　すべての国において、遊びというものは法律の制定にとってすこぶる重大な影響を持ち、制定された法律が永続性を持つか否かを決定するものだということが、一般に知られていないとわたしは主張するのです。というのは、もしそれが規制され、同じ子供たちが、同じ仕かたで、同じようにして、つねに同じ遊

B

びをし、同じ玩具を喜ぶようにすれば、真剣な事柄に関する規則も、変らないでいることが可能でしょう。しかしもし、これらの遊び[5]が動かされ、新しくされ、絶えずさまざまの変化をうけて、子供たちが同じものを好まし

1　アテナ女神のこと。
2　すなわち、六歳から二〇歳まで。
3　II. 673B 参照。
4　797 A 1 δέ は δή と読む(リチャーズによる)。
5　797 B 4 τὰ αὐτά は ταῦτα と読む(イングランドによる)。

いとはけっして言わないならば、そして自分たちの身のこなしや持ちものについても、何が美しく何が醜いかと
C いう一致した規準を持たず、むしろつねに何か新しいものを作りだし、形、色その他において従来とは違ったものを導入する人間がとくに尊重されるならば、このような人間以上の悪疫は国家にとって存しない、と言っても過言ではありますまい。というのは、彼はそれと気づかれずに若い者たちの性格を変え、彼らに古いものを軽蔑させ、新しいものを尊重させるからです。もう一度言います、いかなる国家にとっても、このような言葉、このような意見以上に大きな禍はありえないと。それが、どれほど大きな悪であるとわたしが言うかを聞いてください。

D **クレイニアス** それとは、国々において古いものを非難することを言っておられるのですか。

アテナイからの客人 まさしくそうです。

クレイニアス その問題でしたら、わたしたちは、あなたに耳を貸さないどころか、最も好意を持った聞き手なのです。

アテナイからの客人 そうでしょうねえ。

クレイニアス どうぞお話しください。

アテナイからの客人 それでは、いつもよりもっと注意を払って、わたしたちは話を聞きもし、また互いに話し合いもしましょう。変化というものは悪しきものからの変化は別として、その他のすべてのものにとってすこぶる危険であることを、わたしたちは見出すでしょう。季節、風、身体の養生、魂のあり方など、いま言ったよ
E うに悪しきものを唯一の例外として、すべてのものにとって、変化は、時と場合で異なることなしに、危険なのです。そこで身体に目を向けて、それがどんなふうにして、すべての食物、飲物、労苦になじんでゆくかを見て

みましょう。身体は最初のうちこそ、それらによって混乱をうけますが、時が経つにつれて、これらの飲食物から、身体にあった肉をつくり、このような食生活のすべてと友だちになり、慣れ親しんで、この上なく快適で健康な生活を送ります。そしてもしもう一度、どれか別の評判のよい食生活に変えることを強いられることになると、最初は病いに悩まされるが、食物への慣れをふたたび取り戻すことによって、やっとのことで元気を回復するのです。これと同じことが、人間の思想や魂のあり方についても成り立つと考えなければなりません。

798

B　なぜなら、人間がある法律のもとに育てられ、そして何らかの神的な幸運のおかげで、その法律が長い年月のあいだ変化することなく、その結果、何ぴともそれが現在と違ったあり方をした時代の記憶もなければ、それを人伝(ひとづて)に聞いたこともないならば、そういう場合には、魂全体がその法律を敬い、いったん制定されたものを、たとえどれ一つにせよ、動かすことを恐れるからです。そこで立法者は、国家にこのような状態を生ぜしめる工夫を何とかして見つけなければなりません。わたしはこうすればよいと思います。どの立法者も、先に言ったように(1)、たとえ子供たちの遊びを変化させても、要するに遊びであって、それから最も重大で真剣な害悪が生じるとは考えていないのです。ですから彼らは、変化を防がないで、むしろ変化に屈し、追随しているのです。そして

C　彼らは、次のことを考慮にいれていないのです、つまり、遊びに変化を持ち込む子供たちは、以前の世代とは違った人間になり、別の人間になるがゆえに別の生活を求め、別の生活を求めるがゆえに違ったしきたりや法律を欲するようになる、ということをです。そしてその結果として、いま言われた、国家にとっての最大の悪が訪れ

1　797A参照。

(798)
D

るであろうということを、彼らは誰ひとりとして恐れていないのです。他の点での変化、外面的な形に関する変化は、それほど大きな悪をもたらしはしないでしょう。しかし人間の性格にかかわる問題で、称賛と非難の基準がたびたび変ることは、すべての変化のなかで最も重大であり、思うに、最も多くの注意を必要とするでしょう。

クレイニアス そうですとも。

八

アテナイからの客人 ではどうでしょう。先に[1]リズムは、そして一般に音楽は、優れた、もしくは劣った人間のあり方を模倣するものであると言いましたが、これらの言葉を、わたしたちはいまでも信じているでしょうか。それともどうでしょう。

E

クレイニアス わたしたちの見解は少しも変っておりません。

アテナイからの客人 すると、わたしたちの国の子供たちが踊りと歌とにおいて別の作品(模倣)に触れたいという欲望を持たないように、また誰かがさまざまなたのしみを提供して、彼らを誘惑することのないように、あらゆる工夫をこらさねばならない、とわたしたちは言うのではありませんか。

クレイニアス ほんとうにおっしゃるとおりです。

799

アテナイからの客人 ところで、そのような目的のために、わたしたちのうち誰かが、エジプト人たちよりも優れた工夫を持っているでしょうか。

クレイニアス どんな工夫のことをおっしゃっているのですか。

アテナイからの客人　すべての踊り、すべての歌を、神に捧げられた聖なるものとするということです。それにはまず祭礼を整えるべきで、一年を通じていかなる祭礼を、いつ、そしてどの神、神々の子およびダイモーンのために行なうべきかの暦をつくるのです。つぎに神々に犠牲を捧げるときに、どの犠牲にはどの賛歌をうたうべきか、またどのような踊りをもってそのときどきの犠牲の式を祝うべきかを定めるのです。これはまず、ある特定の人びとが定め、いったんこれが定められると、全市民がいっしょに、運命の女神たちや他のすべての神々に犠牲を捧げた上で、灌奠（かんてん）を行なって、それぞれの歌を、それぞれの神々やその他のものに捧げられた聖なるものとします。しかし、もし誰かがこれに反して、どれかの神のために別の賛歌や踊りを導入するならば、男女の神官が護法官と協力して神意と法律とに従って彼を祭礼から追放すべきです。しかし、もし追放された者が、すすんでこの追放に従わないならば、誰でも望む者は、彼をその生涯を通じて不敬罪で告発することができます。

クレイニアス　それは正しいことです。

アテナイからの客人　では、もう話がここまできたのですから、わたしたち自身にふさわしい態度を取らざるをえません。

クレイニアス　とおっしゃいますと？

アテナイからの客人　年輩の人はいうまでもなく、どんな若者でも、何であれ、変ったまったく不慣れなことを見たり聞いたりすると、それらについての疑問を直ちに駆けよって解決しようとはしないで、むしろ、立ちど

1　II. 655D～656A 参照。

D
まるでしょう。それはちょうど誰かが、独りで、あるいは他人とともに旅をしていて、別れ道にさしかかり、道がよく分らないので、疑問の点を自分自身に問いかけるなり、他人に相談するなりして、道がどこへ通じているかをよく調べて確かめるまでは、先へ進まないのと同じです。そしてこれこそわたしたちが、この時点でしなければならないことなのです。すなわち、法律に関していま問題にされている議論は並外れたものですから、徹底的に調べてみなければならず、このように重大な事柄について、即座に何か明確なことを言うことができるなど と、わたしたちほどの年にもなれば、そう軽々しく断言してはなりません。

クレイニアス　ほんとうにおっしゃるとおりです。

アテナイからの客人　ですから、わたしたちはそれに時を貸し、充分に考察した上で初めて確かな答えを出しましょう。しかし、いまわたしたちが問題にしている諸法律に付随する規定が、いたずらに妨げられて仕上がらないことのないように、それらの法律の終りまでゆくことにしましょう。おそらく、もし神さまの思し召しがあ
E
れば、全体の説明が完結するときには、現在の難問も満足のゆく解明がなされるでしょうからね。

クレイニアス　見事なお言葉です、あなた、おっしゃるとおりにしましょう。

アテナイからの客人　では、わたしたちの主張では、この奇妙なこと、つまりわたしたちの国では歌が法律(ノモス)になったということが、受けいれられたものとしましょう。たしか昔の人びとも竪琴の歌に何かこんな名前を与えたようでしたが[1]、それと同じようにです[2]。――ですから、おそらく彼らもいま言われたことにまったく
800
無関係だったわけではなく、彼らのうち誰かが、いわば眠っているあいだの夢で、あるいは目覚めているときの幻で、そのことを漠然とながら感じていたのでしょう――。ともかく、この問題について、次のような決議をす

ることにしましょう。

何ぴとも、公の神聖な歌や若者たちのすべての踊りに違反してうたったり、踊りの動作をしたりしてはならない。これは他のどんな法律に違反してもならないのと同様である。そしてこれに従う者は罰を免れるが、従わない者は、いま述べたように、護法官並びに男女の神官がこれを懲らしめるものとする。

B

ではこれでもう、これらの点はわたしたちの議論のなかに含まれたということにしましょうか。

クレイニアス　そうしましょう。

九

アテナイからの客人　そこで、どんな仕かたでそれらを立法化すれば、まったくの物笑いになるのを避けることができるでしょうか。それらについては、なお次の点を考えてみましょう。いちばん確実な方法は、まず初めにそれらの雛型ともいうべきものを言葉の上でつくってみることです。わたしは次のようなものがその雛型の一例になると思います。法律に従って犠牲の式が行なわれ、生贄が焼かれているときに、もし奉納者の息子なり兄弟なりが、自分勝手に祭壇や生贄の傍に立って、ありとあらゆる瀆神的な言葉を吐いたと想像してみましょう。

C

いったいその叫びは、彼の父なり他の身内の者たちなりに、落胆と不吉な予言や予感を植えつけるとは言えない

1　すなわち「ノモス」という名前。III. 700Bおよびその箇所の注参照。

2　799E11 καί καθάπερ は καθάπερ καί と読む（シュタルバウムによる）。また τότε は τό γε と読む（アーペルトによる）。

でしょうか。

クレイニアス 言えますとも。

アテナイからの客人 ところが、わたしたちの地域では、ほとんどすべてといっていいくらいの国々で、これが実情なのです。つまり役人が公に犠牲を捧げると、つづいて歌舞団が、それも一つではなくたくさんの歌舞団が進み出て、祭壇から遠からぬところに、ときにはそのすぐ傍らに立って、聖なる生贄にあらゆる冒瀆の言葉を浴びせかけ、言葉とリズムとこの上なく悲しげな調べとで、聴衆の魂をかきむしり、犠牲を捧げたばかりの国家に、その場で最も多くの涙を流させた歌舞団が賞品を手にするのです。このようなしきたり(ノモス)に対して、わたしたちが反対投票をしないということがあるでしょうか。そしてもし清浄でない物忌みの日に、市民がそのような哀しい歌に耳を傾けなければならないとすれば、その場合には、むしろ外国から歌舞団を歌うたいとして傭ってくるべきではないでしょうか、たとえば、カリア風の調べ(1)をもって葬列についてゆく傭われの歌うたいのように(2)。そうすることが、このような哀しい歌にはふさわしいでしょう。そして喪の歌にふさわしい装いは花冠や金の飾りではなくて、まさにその正反対のものなのだということを付け加えておきます、これらの話題についてはできるだけ早く切りあげたいものですから。ただわたしは次の一つの質問を、もう一度わたしたち自身に尋ねたいのです。歌のあるべき第一の特性として次のことを設定すれば、わたしたちにとって好ましいでしょうか。

クレイニアス どんなことですか。

アテナイからの客人 縁起のよい言葉ということです。わたしたちの歌というものは、あらゆる点でまったく縁起のよいものであるべきではないでしょうか。それとも、いまさら質問などしないで、それはそうだときめて

D E 801

しまいましょうか。

クレイニアス　もちろん、そうなさってください。その法律は満場一致で承認されますから。

アテナイからの客人　では、縁起のよい言葉のつぎに、音楽に関する第二の法律は何でしょうか。わたしたちが犠牲を捧げる神々に対して、そのつど祈りがなされるべきだということではありませんか。

クレイニアス　そうですとも。

アテナイからの客人　第三の法律は、思うに、祈りとは神々への要請であることを詩人たちは知らなければならないこと、したがって、それと気づかないで、悪いものを善いものだと思って求めたりすることのないように、くれぐれも心すべきだということです。もしそのような祈りがなされるとしたら、思うに、そのような事態は笑うべきことでしょう。

B

クレイニアス　そうですとも。

アテナイからの客人　ところで、わたしたちは少し前に、(3)金銀の富の神がわたしたちの国に祭られて住むべきではないという議論に従いませんでしたか。

クレイニアス　従いましたとも。

アテナイからの客人　だがいったい、その議論は何を説明するために語られたのだと言ったものでしょうか。

1　カリアは小アジアの南西地方。彼らの歌は笛を伴奏にした物悲しい調子のものであったらしい。

2　800E3 τοὺς τελευτήσαντας は削る（イングランドによる）。

3　V. 742D〜744A 参照。

C
それは、詩人という種族は、善いものと善くないものとを明白に識別する能力を、必ずしも充分に具えているわけではない、ということを示すためではありませんか。ですから、誰か詩人が言葉や旋律でこの過ちを犯し、正しくない祈りをするならば、彼は最も重大な事柄について、わたしたちの市民に正反対の祈りをさせることになりましょう。しかもこれ以上の過ちは、いまも言ったように、そう多くは見つからないでしょう。ですから、このことも、音楽に関する法律の雛型の一つとして定めることにしましょうか。

クレイニアス　このこととは？　もっとはっきりおっしゃってください。

D
アテナイからの客人　詩人は国家が認める合法性や正当性、美や善に反しては何ひとつ作ってはならないし、またその作品を、この仕事のために任命された審査員や護法官たちに見せて承認を得ないうちは、いかなる個人にも見せてはならないということです。ところで現にこれらの審査員をわたしたちはすでに任命しています。すなわち、わたしたちが選出した、音楽に関する立法者たち(1)や教育の監督者がそれなのです。ではどうでしょう。繰り返してお尋ねしますが、これをわたしたちの〔音楽に関する〕三番目の法律、雛型もしくは見本として、定めましょうか。いかがなものでしょう。

クレイニアス　そうしましょう、もちろんです。

一〇

E
アテナイからの客人　さて、これらのつぎには、神々への賛歌と頌歌が、祈りを交えてうたわれるのがきわめてとうぜんでしょう。そして神々のつぎには、同じようにダイモーンと半神に対して、それらすべてにふさわし

い頌歌を伴った祈りがなされるべきでしょう。

クレイニアス　そうですとも。

アテナイからの客人　ところで、これらのつぎには、もう何ら躊躇することなしに直ちに、次の法律に進んでよろしいでしょう。すなわち、市民のなかで、身体的にあるいは精神的に骨の折れる立派な仕事をなし遂げ、法律によく従ってその生涯を終えた者たち、彼らは頌歌を受けるにふさわしいであろうということです。

クレイニアス　そうですとも。

802

アテナイからの客人　しかしまだ存命中の人間を、彼がその生涯を終え、見事な最後を遂げる前に、頌歌や賛歌をもって称えるのは安全ではありません。なお、すべてこれらの栄誉は、際立って優れた人びとに男女の別なく与えられることにします。

さて、歌や踊りは次のように定めなければなりません。音楽に関しては、昔の人びとの残してくれた古い立派な作品が数多くありますし、身体のためには同じように踊りがあります。そのなかから、わたしたちが建設中の国にふさわしい適当なものを自由に選ぶことができます。少なくとも五〇歳に達した、これらのものの審査員を選んで、この選択を行なわせます。古い作品のうち、規準に達していると思われるものはこれを承認し、欠けたところがあるか、あるいはまったく不適当だと思われるものは、一方はまったく拒否し、他方はもう一度取りあげて修正します。そのために、詩人であり音楽家である人の協力を求めますが、彼らの創作能力を用いるのであ

B

1　VI. 764C～765C 参照。

(802)
C
って、少数の例外を除いては、彼らの好みや欲望に任せることはしません。こうしてわたしたちは立法者の意図を解釈して、踊り、歌、およびいっさいの歌舞をできるだけその意を体して作りあげます。音楽の営みは、すべて秩序のないものが秩序を持つと、たとえそのために甘美さが加わることはなくても、はるかにより優れたものになります。快さというものはどんな音楽にもあるものです。なぜなら、もしひとが、子供のときから、落着いた分別のある年齢に達するまで、節度のある、秩序を持った音楽に親しんできたならば、彼はその反対の音楽を
D
聞くと、それを嫌い、自由人にふさわしからぬものと呼ぶでしょう。しかし、もし彼が通俗的な甘い音楽のなかに育てられたならば、それと反対のものを冷たい不快なものだというでしょう。ですから、たったいま言ったように、快不快という点では、どちらにも優劣はありません。違いがあるのは、そのなかで育てられた人びとを、それぞれに一方はより善く、他方はより悪しくすることです。

クレイニアス　見事なお言葉です。

アテナイからの客人　さらに、女性にふさわしい歌と男性のそれとを、何らかの型によって区別し、それらに
E
適したハーモニーとリズムとを与えなければなりません。というのは、全体としてハーモニーが歌の主題に合わなかったり、あるいはリズムが韻律に合わなかったりするのは恐ろしいことだからです。ハーモニーとリズムの点でそれぞれの歌に適していないものを与えると、そういうことになるのです。したがって、これらのハーモニーとリズムのだいたいの型なりと、法律によって規定しなければなりません。これらの女性にふさわしい歌と男性にふさわしい歌とに、単に音楽的観点から必然的に規定されたハーモニーとリズムとを与えることはできますが、それだけでなく、女性にふさわしい歌は、男女の自然的性の相違そのものをもとにして、それによって男性

の歌との区別を明らかにせねばなりません。たしかに、豁達(かったつ)さと勇敢さへの傾向は男性的というべきですし、礼儀正しさと慎み深さへの傾向は法律の上でも、理論の上でも、とりわけ女性的だとみなされるべきです。

803　では、これらの規定はこれだけとしましょう。つづいてこれらの事柄の教授と伝達とについて、どんな方法で、誰に、そしていつ、そのおのおのが行なわれるべきかを語らなければなりません。ところで、たとえば、船大工というものは、船造りの初めに竜骨を据えて船の型を示すものですが、わたしもまたそれと同じことをやっているように思われるのです。つまり、魂のあり方(1)によって人生のさまざまな型を区別しようと努力しながら、わたしはまさに人生という船の竜骨を据えているのです。どんな手段により、どんな生き方で、この生の大海原を横

B　切って、わたしたちの人生という船を最もよく導いてゆけるか、そのことを正しく考察しているのですから。(2)たしかに人間の世界の事柄は、それほど真剣に取り組む価値はありません。けれども、わたしたちは真剣にならざるをえないのです。これは不運なことです。しかし、わたしたちは人間の世界にいるのですから、適当な仕かたでこの真剣さを発揮するのが、おそらくわたしたちにふさわしいことでしょう。いったい、わたしは何を言おうとしているのか、誰かがわたしの言葉をさえぎってそう尋ねるなら、おそらくそれは正しいでしょう。

C　**クレイニアス**　まったくそうです。

アテナイからの客人　わたしの言う意味は、真剣な事柄については真剣であるべきだが、真剣でない事柄については真剣であるなということ、そしてほんらい神はすべての浄福な真剣さに値するものであるが、人間の方は、

1　τροπιδεῖον(竜骨)と τρόπος(魂のあり方)とをかけている。

2　803B3 σκοπεῖν は σκοπῶν と読む(バイパーズによる)。

前にも述べましたが[1]、神の玩具としてつくられたものであり、そしてじっさいこのことがまさに、人間にとって最善のことなのだということです。ですから、すべての男も女も、この役割に従って、できるだけ見事な遊びを楽しみながら、その生涯を送らなければなりません、現在とは正反対の考え方をしてね。

D

クレイニアス　正反対とは、どういうふうにですか。

アテナイからの客人　今日では一般に、真剣な仕事は遊びのためになされるべきだと考えられています。たとえば、戦争に関することは真剣な仕事であり、それは平和のために、効果的に遂行されなければならないと考えられています。しかし事実は、戦争のうちには真の意味の遊びも、わたしたちにとって言うに足るだけの人間形成[2]も現に含まれてもいませんし、戦争の結果それらが生じることもないでしょう。しかしわたしたちの主張からすれば、この人間形成こそ、わたしたちにとって最も大事なことなのです。ですから、各人が、最も長く、最も

E

善く過ごさなければならないのは、平和の暮しなのです。では、正しい生き方とは何でしょうか。一種の遊びを楽しみながら、つまり犠牲を捧げたり歌ったり踊ったりしながら、わたしたちは、生きるべきではないでしょうか。そうすれば、神の加護を得ることができますし、敵を防ぎ、戦っては勝利を収めることができるのです。どのような歌と踊りとによって、この二つの目的を達成することができるかについては、その大要はすでに語られました。いわば道は切り開かれているのですから、わたしたちは次の詩人の言葉[3]の正しさを信じて進まなければなりません。

804

テレマコスよ　あることはお前が自分の心で考えるであろうし
ほかのことはダイモーンが助言を与えてくれるであろう

なぜなら　神々の意に反してお前が生まれ育ったとはわたしは思わないから

わたしたちが養育する者たちも、この詩人と同じ考え方をして、一方で、これまで述べられたことが充分なものであると信じるとともに、他方、犠牲や歌舞については、どの神々に、またいつ、それぞれにそれぞれの遊びを捧げて神々の加護を受け、自らの本性に従った生活を送るべきかということを、ダイモーンや神々が彼らに助言してくださるものと信じなければなりません。人間というものは、多くは神の操り人形であって、ほんのわずか真実にあずかるに過ぎないのですから。 B

メギロス　わたしたち人間の種族を、あなた、ずいぶん貶められるのですね。

アテナイからの客人　どうか驚かないで、メギロス、同情してください。わたしがそう言ったのは、わたしが神と向かいあい、自分がいま言ったような存在であることを身にしみて感じたればこそなのですから。しかし、もしその方があなたによろしければ、わたしたち人間という種族を、無価値なものではなくて、何か真剣さに値するものだとしましょう。 C

一一

ところで、さらに話をつづけることにしましょう。都市の中央にある三箇所の体育場と公の学校の建物、また

1　I. 644D参照。
2　παιδιά（遊び）とπαιδεία（人間形成）の結びつきについては、他にもII. 656C, VII. 798C, VIII. 832D等参照。
3　『オデュッセイア』第三巻二六—二八行。

都市の外に、その周辺にある三箇所の調馬場と、弓その他の飛道具の練習用の広場、そこで若者たちがこれらの技を学んだり練習したりしますが、これらについてはすでに触れました[1]。しかし、もしあのときに充分に語られていなかったとすれば、いまここでお話しし、法律の形にすることにしましょう。

D　さて、すべてのこれらの施設には、報酬で傭われた各課目の外国人教師が住んでいて、通ってくる子供たちに戦争に関するいっさいの知識と、音楽に関するすべてを教えなければなりません。子供は、父親が希望する者のみが通学し、希望しない者は教育を免除されるというのではなく、俗に言う「猫も杓子も[2]」できるかぎり強制的に教育を受けなければなりません。子供は両親のものであるよりも国家のものであるのですから。

また、このわたしの法律では、女性に対しても男性に対するのとまったく同じことが要求され、女性も男性と
E　同じ訓練を受けるべきだとされるでしょう。そしてわたしは、馬術や体育のどんな点にせよ、それが男性には適しているが女性には不適当ではあるまいかなどと恐れることなしに、この説を主張するでしょう。というのは、わたしはひとから聞いたことのある古い物語をほんとうだと思っていますし、またこの方は実際に知っていることですが、黒海のほとりに住むサウロマタイ人[3]とよばれる女たちのなかには、馬術だけでなく弓やその他の武器
805　に親しむ義務も、男性と同様に課せられて、同じような訓練を受けている者がほとんど数え切れないほどたくさんいるのです。それらに加えて、わたしはこの問題について次のような考えを持っています。もし以上のような事態が実現可能だとすれば、現在わたしたちのところで行なわれていること、つまり、すべての男女が心をあわせ全力を傾けて、同じ仕事を遂行するのでないということは、何よりも愚かなことである、とわたしは主張します。ほとんどすべての国は、こうして同じ経費と労力とをもって、ほんらいはいまの二倍であり得るのに、実際

B　はほんらいの力の半分しか発揮していませんし、将来もそういうことになります。だがこれはたしかに、立法者にとって驚くべき過ちだということになるでしょう。

クレイニアス　そのようです。しかし、あなた、いま言われたことのうち非常に多くは、通常の国制には矛盾するものです。とはいえ、あなたが言論にその道を歩ませ、それが行きつくところまで行ってから、善しと思われるものを選ぶべきだと言われたのは[4]、まったく適切なお言葉でした。そのあなたのお言葉を思い出して、わた

C　しはいまあんなことを口にしたことで自分を責めています。ですから、どうぞお好きなようにつづけてください。

二二

アテナイからの客人　クレイニアス、これは先にも言ったことですが[5]、わたしにはこう思われます。つまり、もしこれらの提案が実現可能であることが、事実によって充分に証明されていなかったとすれば、おそらくそれを言葉の上で反駁することはできたでしょう。しかしそれが事実によって証明ずみの現状では、この法律をけっして受けいれまいとする人びとは、何か別の手段を探さなければなりますまい。そんな言葉の上だけの反駁で、

D　わたしたちの国の女性が教育その他何事も、できるだけ男性と共にすべきだというわたしたちの主張が、力を失

1　VI. 764C, 779D 参照。
2　文字どおりには「すべての大人も子供も」の意。
3　アマゾンとスキュティア人との子孫で、男と同様に狩をしたり戦場におもむいたりする。ヘロドトス『歴史』第四巻(一一〇以下)参照。
4　799E 参照。
5　804E～805A 参照。

って沈黙することはないでしょう。じっさい、この問題についてはまた、何か次のように考察すべきなのです。つまりですね、もし女性が男性とすべての生活を分かちあうのでないとすれば、彼女たちのために何か別の生活秩序がなければならないのではありませんか。

クレイニアス　もちろん、なければなりません。

アテナイからの客人　では、現に行なわれているさまざまな生活様式のなかでいったいどれを、わたしたちがいま女性に課した、あの「共同生活」の様式に優先させればよいでしょうか。トラキア人やその他の多くの種族が女性にさせる生活様式、すなわち、畠を耕し、牛を飼い、羊の世話をし、召使いの役をして、奴隷と何ら異なるところなく働くことでしょうか。それとも、わたしたちアテナイ人やその周辺の地域の人びとすべてのようにでしょうか。わたしたちのところでは現在女性に対してこんなふうにしているのです。つまり、わたしたちは、E いわゆる「いっさいの財産を一つ屋根の下に集め」て、女性にそれの管理をゆだね、さらに糸を紡いだり機を織ったりすることのすべてを司らせます。

806 それとも、両者の中間のラコニア(スパルタ)風をさせましょうか、メギロス。お国の女性たちは、娘時代には体育や音楽に携りますし、妻になると、機を織ることこそしませんが、つまらないとか無価値だとはとても言えない、骨の折れる生活を織りなさなければならず、家の者たちの世話、家計の切り盛り、子供の養育もかなりの程度はやらなければなりません。しかし、軍務には携らないのです。ですから、もしたまたま国のため子供たちのために、戦わざるをえない必要が生じた場合でも、彼女たちはアマゾンのように巧みに弓をひいたり、その他B の飛道具を扱ったりすることができないのではありませんか。また楯や槍を手に、あの女神(アテナ)をまねて、

彼女たちの祖国の危急存亡に際して雄々しく立ち向かい、勢揃いした姿を見せて、敵に少なくとも恐怖――それ以上ではないにしても――を与えることさえできないのではありませんか。[1] そしてこんな生き方をしている以上、彼女たちはサウロマタイ人の女性を敢えてまねることなど絶対にありえないでしょう。彼女たちにくらべれば、かの国の女性は男性に見えることでしょう。これらの点について、あなた方の立法者たちを称賛したいと願う者には称賛させるがよい。しかし、わたしの意見は変りません。立法者は徹底的であるべきで、中途半端であってはならないからです。つまり、女性の方は、贅沢と浪費とに耽らせ、好き勝手な生き方をさせておいて、男性だけを監督し、結局国家に対して幸福な生活の全体をではなく、ただ半分だけを得させるのであってはならないのです。

C

メギロス　どうしましょうか、クレイニアス、この客人に、こんなふうにわたしたちのスパルタの悪口を言わせておいてよいものでしょうか。

D

クレイニアス　ええ。彼には語る自由を与えたのですから、わたしたちが法律をあらゆる点で充分に論じつくすまでは、好きにさせなければなりません。

メギロス　なるほど、おっしゃるとおりですね。

アテナイからの客人　では、もう次の問題に話を進めてよろしいですね。

クレイニアス　もちろんです。

1　この箇所は、テバイのエパミノンダスがレウクトラの戦いに勝利を収めてスパルタに迫ったとき、スパルタの女性たちが、その有名な訓練にもかかわらず、大恐慌をきたしたのを、暗に非難したものだという。

一三

アテナイからの客人 では、こんなふうな人びとの生活は、どのようなものでしょうか。すなわち、彼らは生活の必需品は適当に供給され、職人の仕事は他の人びとに任せ、田畑は奴隷に耕させて、土地の収穫のなかから節度ある生活をする人びとにとっては充分なほどのものを提供させます。また共同食事が、男たちの分は別に設けられ、彼らの家族、すなわち娘たちとその母親たちの分はその近くに用意されます。そしてこれらすべての共同食事を司る男性たちと女性たちには、毎日会食者の態度を観察し吟味した上で、それぞれに会食を解散する役目が課せられています。そして散会後、この司会者と他の会食者たちとは、当の夜と昼とが捧げられている神々に対して灌奠（かんてん）を行ない、その上で家路につくのです。さて、こういうふうに生活が整えられている人びとには、必要止むをえない、そしてほんとうにふさわしい仕事は、何ひとつ残されてはいないのでしょうか。むしろ彼らは、いずれも家畜のようにぶくぶくふとって生きるべきなのでしょうか。いや、とわたしたちは主張します、それは正しいことでも立派なことでもないし、そのような生き方をする者は、それにふさわしい運命を免れることはできないと。そして、怠けてだらしなくふとった動物にふさわしい運命とは、危険をものともしない労苦によってひどく瘠せた、他の動物の餌食になることぐらいです。もちろん、わたしたちの計画を充分な厳密さをもって実現することは、たとえわたしたちが求めたとしても、おそらく不可能でしょう(1)。妻や子供や家が個人のものであり、わたしたちめいめいがこのようなものすべてを個人的に所有しているかぎりはね。しかし、もしわたしたちがあの最善のものにつぐ(2)、いま述べられた次善のものを実現することができれば、それで充分満足すべきで

しょう。ところで、このような生き方をする人びとにとっても、一つの仕事が残されているのですが、それはわたしたちの主張によれば、きわめて些細なものでも、きわめてつまらないものでもなく、むしろ何よりも重大な仕事として正しい法律によって彼らに課せられているものです。ピュティアやオリュンピアの勝利を目差す生活も、他のいっさいの仕事にたずさわる暇をぜんぜん持たないでしょうが、ひたすら身体と魂との徳の育成を目差す、真に生活の名に値する生活は、それとくらべて、二倍も、いな二倍よりもはるかに、暇に乏しいものです。

D

というのは、この目的に寄与する以外の他のどんな仕事も、身体が適当な労働や栄養を取るのを、また魂が必要な知識や習慣を身につけるのを、妨げるものとなってはならないからです。このような生き方をする人びとにとって、それらの営みから完全で充分な効果を引き出すには、夜を日についでも足りないのです。これらのことはもともとこういうふうなのですから、すべての自由民にとって、夜明けから翌日の日が登るまで、少しの休みもなく、すべての時間について決まった時間割りがなければなりません。

E

たしかに、立法者が、家事に関して多くの細々した些事にまで触れること、なかんずく、国全体を絶えず厳重に見張るべき人びとにとっての不寝番の義務を語ったりするのは、見よいものではないでしょう。じっさい、市民のうち誰であれ、いかなる夜にしろ、一晩中ぐっすり寝込んでしまい、つねに真っ先に目を覚して起きる自分の姿をすべての召使いに見せないのは、誰しも恥ずべきこと、自由民にふさわしからぬことと考えなければなり

808

1　原文のままでは意味が通じないので、ピュアリ、テイラーにならって 807 B4 ὡς καὶ νῦν を省く。
2　『国家』第五巻で述べられた妻子の共有を指す。

ません。この種の規定を法律と呼ぶべきか、それともしきたりと呼ぶべきかは問題ではないのです。とくに、一家の主婦が誰か下女に起こされ、自分が真っ先に起きて他人を起こすのでないならば、男女の奴隷や召使いの子たちが、またそれが可能なことなら、家の建物全体までが、それを恥ずかしいことだと、互いに言いあうべきです。

B　そしてすべての人は、国家の役人も家庭の主人や主婦も、夜、目覚めているあいだに国事や家事の多くの部分を処理しなければなりません。睡眠を取りすぎることはわたしたちの身体にも魂にも、またこれらすべての公私の活動にも、ほんらい適当でないのです。じっさい、誰でも眠っているあいだは何の価値もなく、屍も同然です。

C　わたしたちのうちで、生きることと考えることとに最も心を砕く者は、できるだけ長い時間起きていて、健康に必要なだけの時間を眠りのためにとっておきますが、この時間はうまく習慣づければ、けっして長くはありません。また国家において、夜、目覚めている役人たちは、敵であれ同国人であれ、悪人どもを恐れさせ、正しい節度ある人びとの称賛と尊敬の的になり、彼ら自身および国家全体に利益をもたらします。

一四

このようにして過ごされた夜は、以上述べてきたすべてに加えて、国家におけるすべての人の魂に勇気を吹き

D　込むことになるでしょう。しかし、夜が明け、昼の光が戻ってくると、子供たちは教師のもとへ通わなければなりません。羊の群れも他のどんな群れも(1)、牧者なしに生きることを許されないように、子供たちは養育係なしに、奴隷は主人なしに生きてはなりません。子供というものは、すべての獣のなかで最も手に負えないものです。まだ訓練されていない、すこぶる豊かな知性の泉を持っているだけに、彼は悪賢くて油断のならない、獣のなかで

E いちばん始末に負えないものなのです、ですから、彼をたくさんのいわば手綱で、縛っておかなければなりません。まず第一に、乳母や母親の手を離れると、まだ子供で幼稚なために、養育係によって、ついで教師とあらゆる種類の勉強とによって、自由民にふさわしい仕かたで縛っておかなければならないのです。しかし他方では、奴隷を扱うように、誰か子供がこれらの過ちの何かを犯せば、そこに居合わせた自由民は誰でも、子供自身をも養育係や教師をも懲らしめなければなりません。もし誰かがそこに居合わせながら、適当な罰を与えないならば、809 その者がまず第一に、最大の非難をこうむることにします。そして護法官のなかで、子供たちの監督をするために選ばれた者が[2]、わたしたちが述べたような非行を目撃しながら、罰すべきを罰しないか、あるいは正しい仕かたで罰を与えない人間を、監視しなければならないのです。このわたしたちの役人は鋭い眼を持ち、子供たちの養育にとくに配慮し、つねに法の命ずる善きものへと向かわせることによって、彼らの本性を正しく導いてやるべきです。

しかしながら、この役人自身を、わたしたちの法律自体はどのようにすれば充分に教育することができるでしょうか。なぜなら、これまでのところ、法律の語るところはまだ明瞭でも充分でもなく、たんに部分的にとどまるからです。だが、彼に対しては、法律はできるかぎり何ひとつ省いてはならず、彼が他の人びとに対して説明B 者とも養育者ともなるように、すべての説明をしてやらなければなりません。

ところで歌舞、つまり歌と踊りとについては、どのような型のものが選ばれ、修正され、聖なるものとされる

1　808D3 πῶ の代りに πᾶν を読む（イングランドによる）。

2　教育監のこと。VI. 765D 参照。

(809)

べきかは、すでに述べました。[1] しかし、子供たちの最高の監督者よ、文字に書かれたもののうち、韻律を伴わな C いものについては、どんなものをどんな仕かたで、あなたによって育てられる者たちは学ぶべきか、それをわたしたちはまだ語っていません。たしかに戦争に関する事柄については、彼らが何を学び何を訓練すべきかを、わたしたちはあなたに説明しましたが、[2] 第一に読み書きについて、第二に竪琴や算数についてはどうでしょう。これらについては戦争や家政や国政に役立つかぎりは、誰でも学ばなければならない、とわたしたちは言いました。[3] また、この同じ目的のために天体、すなわち、星、太陽、月の運行についての必要な知識を、すべての国家がそ D れを扱わざるをえないかぎりにおいて学ばなければなりません、——わたしたちは何のことを言っているのでしょうか。それは日を集めて月とし、月を集めて年とすることです。その目的は季節と供儀と祭礼とが、自然の変化に従って、それぞれ適当な時期に行なわれることによって、国家を生き生きした活気に満ちたものとし、神々にはしかるべき尊敬を払い、人間にはこれらの事柄についていっそう充分な知識を持つようにさせることにあります——。これらのことはすべて、友よ、立法者によってまだあなたに充分に説明されてはいないのです。です E から、これからお話しすることによく注意してください。

まず読み書きの問題について、あなたは充分な知識を持っておられない、とわたしたちは言いましたが、どの点が不充分だと非難しているのでしょうか。それは次の点、つまり、将来立派な市民たらんとする者は、読み書きを完全に学ぶべきか、あるいはぜんぜん手をつけるべきではないかが、まだあなたには語られていなかったという点です。竪琴についても同様です。ところで、それらを学ぶべきであると、いまわたしたちは主張します。

810 読み書きについては、一〇歳から約三年間、竪琴は一三歳から習い始めて三年間つづけるのが適当です。これ以

上でもこれ以下でもあってはなりません。子供が勉強好きであれ、勉強嫌いであれ、父親なり子供自身なりが、この期間を延ばしたり、縮めたりすることは違法として許してはならないのです。これに従わない者は、学校で与えられる栄誉――これについてはすぐあとでお話ししなければなりませんが――を受けることが許されません。しかしこの期間に子供たちが何を学び、教師たちが何を教えなければならないか、そのことをまずあなたは学んでください。

B　さて、読み書きは、書くことと読むことができるところまでは勉強しなければなりません。しかし、定められた期間内に素質が伸びない者に対しては、充分な速さと美しさとを求めることはあきらめるべきです。詩人によって書かれた、音楽の伴奏を伴わない作品、そのうちあるものは韻律を持ち、あるものは一定の型のリズムを持たず、単に話し言葉をそのまま文字にしたものでリズムもハーモニーも欠いていますが、これらの作品の学習について言いますと、多くのこのような人びとによって残された作品のなかには、わたしたちに危険なものがあり

C　ます。衆にすぐれた護法官がたよ、あなた方はこれらの作品を、どのように扱われるのでしょうか。あるいは、立法者は、あなた方にどんなふうに扱うように命じれば、正しいのでしょうか。彼は大いに困るのではないかとわたしには思われます。

クレイニアス　いったい、それは何のことですか、あなた。あなたはほんとうにお困りになって自分自身に問

1　799A～B および 800B～802E 参照。
2　794C～796D, 804C～806C 参照。
3　V. 747B 参照。

いかけていらっしゃるようにみえます。

アテナイからの客人　お察しのとおりです、クレイニアス。たしかに、あなた方は立法に関してわたしの協力者なのですから、容易だと思われるものも、そうでないものもお話ししなければなりません。

D

クレイニアス　だからどうなのですか。なぜそれらについて、いま問題にされるのですか。どういうお気持からなのでしょうか。

アテナイからの客人　ではお話ししましょう。じっさい、何万という人びとの声に反することを言うのは、けっして容易なことではありませんね。

クレイニアス　これは、これは。あなたには、これまでわたしたちが法律に関して述べてきたことが、多くの人びとに対してほんの些細でわずかな点で対立していると思われるのですか。

アテナイからの客人　まったくおっしゃるとおりです。あなたは、わたしにはこうお命じになっているようにみえます。同じ一つの道が、多くの人びとに厭わしいものでありながら、おそらく他のそれに劣らぬ人びと——

E

たとえ数において劣るとしても、少なくとも質においては劣らない——には好ましいものなのだから、(1)この後者の人びととともに、危険を冒し、勇気を奮って、現在の議論によって切り開かれた立法の道を怯むことなく前進するようにと、こうあなたはわたしに命じておられるように思われるのです。

クレイニアス　もちろんです。

一五

アテナイからの客人　では怯みますまい。そこで言いましょう。わたしたちのところには、ヘクサメトロンやトリメトロンや、その他あらゆる種類のいわゆる韻文の作者たちがひじょうに大勢おり、そのうちあるものは真面目な、あるものは滑稽な詩を目差しています。何万という人びとが、正しい教育を身につけようとする若者たちは、これらの詩人たちのなかで育てられ、それに飽食しなければならないと言うのです。そしてそれには、彼らにこれらの詩を読んでやり、できるだけ多くを聞かせ、多くを学ばせて、すべての詩人たちを暗記させなければならないと言うのです。また別の人たちは、全部の詩人たちの作品から主な箇所を選び、それらすべての文章を一つにまとめた上で、それを記憶にとどめ、暗記させなければならないと言うのです、もしわたしたちの子供に多くを経験し多くを学ぶことによって、善良で賢い人間になってもらおうというのであればね。あなたがいまわたしにお命じになることは、これらの人びとの言葉のどこが正しく、どこがそうでないかを、彼らに対して率直に明らかにするように、ということではありませんか。

811

クレイニアス　そうですとも。

アテナイからの客人　どんなことを言えば、これらすべての人びとについて、一言で充分な評価を与えることができるでしょうか。思うに、おそらくこんなふうに言えば、どなたも同意してくださるでしょう。つまり、これらの詩人たちはいずれも、立派なことを多く語ってはいますが、その反対のことも多く語っているということ

B

1　810D9～E1　πολλοῖς—ἴσως....γε— は πολλοῖς, ἴσως....προσφιλοῦς—εἰ....γε— と読む（ワグナー、イングランドによる）。

2　ヘクサメトロンは六つの、トリメトロンは三つのメトロン、すなわち、韻律の単位を持つ詩。

です。だが、もしそうだとすれば、多くを学ぶことは、子供たちにとって危険なことだとわたしは主張します。

クレイニアス　では、どんなふうにして、何を、あなたは護法官に忠告なさるのでしょう。

アテナイからの客人　何についておっしゃっているのですか。

クレイニアス　すべての若者たちに、ある作品を学ぶことを許し、あるものを禁止する場合、いったいどんな

C 基準に照らしてそうするのか、ということについてです。お話しください、どうぞ忌憚のないところを。

アテナイからの客人　親愛なるクレイニアス、少なくともある意味ではわたしは幸運であるようです。

クレイニアス　どんな点で？

アテナイからの客人　お手本がぜんぜんないわけではないという点でです。というのは、わたしたちが、明け方からこれまでつづけてきた言論の跡を振り返ってみますと、——わたしたちはどうも神的な霊感に恵まれなかったわけではないようにみえますが——、それがわたしには、一種の詩作にまったくよく似た形で語られたよう

D に思われました。そしてこの自分たちの言論を、いわばひとまとめにして眺めてみたとき、わたしがひじょうな喜びを感じたとしても、おそらく何の不思議もないでしょう。なぜなら、詩の形で、あるいはいまのように散文の形で語られるのを、わたしがこれまでに学んだり聞いたりした数多くの言論のすべてのうちで、わたしたちの言論は、若者たちが聞くのに最も満足すべき、最も適当なものであることが明らかになったからです。ですからわたしは、護法官であり教育監である人に対して、これ以上のお手本を示すことはできないだろうと思います。

E 言いかえれば、彼にこれらのものを子供たちに教えるようにと教師たちに勧めさせるより以上のことは、できないだろうと思います。さらにこれらに関連し類似したものを、すなわち、彼が詩人の韻文の作品や散文で書かれ

たもの、あるいはこの言論のように文字に書かれないでただ語られただけのものを渉猟している途中で、わたしたちの言論の兄弟のようなものを見つけたら、けっしてそれを放っておかずに、書きとめさせるより以上のことはできないだろうと思うのです。そして彼はまず第一に、教師自身にそれを学び賛美することを強制し、そして教師のうちでそれに賛成しない者たちは同僚として用いず、称賛を同じくする者たちはこれを用いて、彼らに若者たちを教え教育する仕事を委ねるべきです。読み書きとその教師とについてのこのわたしの話は、これでこうして終りにしましょう。

812

クレイニアス　最初の意図からすれば、あなた、設定された主題からわたしたちが外れているようには思われません。しかし、全体としてわたしたちが正しいかどうかは、おそらく判定することは難しいでしょう。

アテナイからの客人　そのことは、クレイニアス、たびたび言ってきたところですが[1]、わたしたちが法律に関する探究をすべて終えたときに、そのときにおそらくいっそう明らかになるでしょう。

クレイニアス　そのとおりでしょう。

B

一六

アテナイからの客人　では、読み書きの教師のつぎには、竪琴の教師に呼びかけるべきではないでしょうか。

クレイニアス　もちろんです。

1　Ⅳ. 718B, Ⅵ. 768D, Ⅶ. 799D 等参照。

アテナイからの客人 そこで、竪琴の教師に、その教授とこの分野での教育全般に関して、正当な役割を与えるには、わたしたちは先の議論を思い出さなければならないと思います。

クレイニアス どの議論のことをおっしゃるのですか。

C **アテナイからの客人** たしか、わたしたちはこう言いました。[1] 六〇歳になるディオニュソスの歌い手たちはリズムとハーモニーの構成について、とくに優れた感覚を持たなければならない。それは魂が音楽によって感動するときに、善い音楽的表現と悪しきそれとを、つまり、善き魂のあらわれであるものと、反対の悪しき魂のあらわれであるものとを区別することができ、後者を排して前者はこれをみんなの前に示し、歌によって若者たちの魂を魅了し、彼らの誰もが自分たちに従って、これらの音楽を通して徳を追求する道をともに進むようにと呼びかけるためなのだ、と。

クレイニアス ほんとうにおっしゃるとおりです。

D **アテナイからの客人** この目的を達成するために、竪琴の教師と生徒とは、竪琴の音を用いなければなりません。それぞれの弦は明瞭な音を出すので、彼らは竪琴と音声とのそれぞれの音を合わせなければなりません。竪琴が音声とは別の複雑な音を出せるからといって、弦が一つの旋律を、歌曲の作者が別の旋律を奏でたり、音と音との間隔の小さいのを大きいのと〔すなわち短音を長音と〕、速い調子を緩やかな調子と、高い音を低い音と対

E 応させたり、[2] 同様に竪琴の音にいろいろな種類の複雑なリズムを用いたりしてはならないのです。すべてこのようなことは、三年のあいだに音楽の与える効果を速やかに手にいれようとする生徒たちにやらせてはならないのです。というのは、相反するものは互いにぶつかりあって、学ぶことを困難にしますが、若者たちはできるだけ

たやすく学ばなければならないからです。なぜなら、彼らにとって学ぶことを義務づけられている学科は、些細でも数少なくもないのですから。それらの学科はわたしたちの言論が進むにつれて、時とともに明らかにされてくるでしょう。ともかく、音楽に関するこれらのことは、わたしたちの教育監に、以上のように監督させることにしましょう。曲そのものと歌詞とに関しては、歌舞団の教師たちは、何を、どのような性質のものを、教えなければならないか、それについてもすべて先に詳しく述べました[3]。それらが神聖なものとされ、それぞれが適当な祭礼に割り当てられ、国々に仕合せな快楽を与えて、役に立つものでなければならないとわたしたちは言いましたね。 813

クレイニアス　その点もあなたのおっしゃることは真実です。

アテナイからの客人　真実この上なしですよ。そしてこれらのことは、わたしたちの音楽担当の役人[4]に選ばれた者が引き受け、好意ある運命に助けられてそれを監督することにします。だが、わたしたちは踊りと身体の訓練一般について、すでに述べたことを補足することにしましょう。音楽の教授に関してやり残されていたものは補足しましたが、体育についても同じようにしましょう。男の子も女の子も踊りと体育とを学ばなければなりませんね、そうではありませんか。 B

クレイニアス　そうです。

1　II. 665B～670E 参照。
2　812E1 καὶ ἀντίφωνον は削る（イングランドによる）。
3　798D～802E 参照。
4　VI. 764E で述べられている役人を指すのであろう。

アテナイからの客人　そこで男の子には男性の、女の子には女性の、踊りの教師が訓練のために適当でしょう。

クレイニアス　それがよいでしょう。

C

アテナイからの客人　そこでもう一度、最も多くの仕事を持つであろう人、あの、子供たちの監督者を呼ぶことにしましょう。もっとも彼は音楽に関することと体育に関することとを監督し、あまり暇を持たないでしょうけれど。

クレイニアス　彼は高齢であるのに、そんなにたくさんのことを監督することがどうしてできるでしょうか。

一七

アテナイからの客人　たやすいことですよ、あなた。というのは、法律は彼に、男女の市民のうち誰でも彼の望む者を、この監督の仕事の手助けに呼ぶことを許しましたし、これからも許すでしょう。また彼は誰を選ぶべきかを知り、このような事柄で誤ちを犯さないことを欲するでしょう。それというのも、彼は思慮深く自分の役

D

目に対し敬意を持ち、その重要性を認識し、そして次のような確信をつねに抱いているからです。すなわち、若者たちが過去においても現在においてもよく教育されているならば、わたしたちの国家は万事順当に航海しますが、そうでない場合には、――いや、それは言うに値しないことでもあるし、また新しい国の門出にあたって、ひどく縁起をかつぐ人びとのことを慮(おもんばか)って、わたしたちは言いますまい。

ところで、これら、つまり踊りや体育のすべての運動について、わたしたちはすでに多くのことを述べました。(1)

E

わたしたちは体育場を設け、戦争に関係のあるすべての身体的な訓練、つまり、弓術、すべての投擲(とうてき)術、楯術、

すべての重装備戦闘、陣形展開、すべての行軍、設営および馬術等を定めました。これらのすべての課目には、国家から報酬を支払われる公の教師が配されていて、それを学ぶのは国内の男子の子供および大人ですが、女子の子供や大人もこれらすべてについて知識を持つべきです。彼女たちは、娘時代にすべての武装の踊りや戦闘の

814 訓練をつみ、成人してからは陣形展開、部隊編成、武具の着脱などに習熟していなければなりません。それはたとえ他の目的はないにしろ[2]、ともかくも子供たちをも含めて国家全体を守る者たちが、全兵力をあげて、国を離れて外征する必要が生じた場合に、彼女たちが少なくとも代って国を守るに足るためなのです[3]。あるいはこれとは反対に、――このことはありえないとは誓えません――、非ギリシア人であれ、ギリシア人であれ、敵が巨大で強力な軍勢をひきいて外から攻め込んできて、国の存亡をかけて戦わざるをえなくなった場合を考えてみまし

B ょう。女性たちがもし恥ずべき教育を受けているばかりに、雛鳥のためになら最も強い獣とでも戦って死んだり、あらゆる危険を冒したりすることを欲する母鳥のように振舞うことができず、直ぐに神殿へ駆け込み、祭壇や聖所をどこも一杯にし、そしてすべての動物のなかで生来最も臆病なものだという評判を人間の種族に浴びせかけるならば、それは国家にとって大いなる禍でしょう。

C **クレイニアス**　ゼウスに誓って、あなた、そのようなことはどの国に起ころうとも、禍であることは別としても、けっして見よいものではありません。

1　794C～796D参照。
2　814A2 ἕνεκα の後に ἄλλου をいれて読む（ビュアリによる）。
3　814A3 στρατεύεσθαι の後のコンマを πόλιν の後に移し、A4 φυλάξοντας の代りに φυλάξαντας と読む（イングランドにより、A、O写本を採る）。

アテナイからの客人　それでは、わたしたちは、少なくともこの程度までは、女性は軍事訓練を蔑ろにしてはならない、すべての市民は男女の別なくそれに励むべきである、という法律を定めようではありませんか。

クレイニアス　ともかく、わたしは賛成します。

アテナイからの客人　つぎにレスリングですが、その一部はすでに述べましたが(1)、わたしが最も重要だと主張する点はまだ話していません。だがそれを言葉で説明することは、同時に実際に身体で示すことなしには容易で

D

はありません。ですから、その点について判断を下すのは、わたしたちが述べてきた他の事柄とともに、とりわけ次の点を実技を伴った言葉が明らかにするときまで、延期することにしましょう。すなわち、わたしたちの考えているようなレスリングが、じっさいすべての運動のなかでとくに戦場での組み討ちに、最も近いこと、したがってまた、レスリングが組み討ちのために練習されるべきであって、後者が前者のために学ばれるべきではないということをです。

クレイニアス　その点、あなたのおっしゃることは立派です。

一八

アテナイからの客人　ではもう、レスリングの効用については、これで充分語られたとしましょう。しかし、

E

その他の全身の運動については、その大部分は踊りという名で呼んで正しいでしょうが、これには二つの種類があると考えなければなりません。一方は、美しい身体の動きを模倣して荘重さを、他方は、醜い身体の動きを模倣して卑俗さをあらわします。そしてさらに、卑俗なものと真面目なものとは、それぞれ二つの種類に分けられ

ます。真面目なもののうち一方は、戦闘や激しい労苦に巻き込まれた美しい身体と勇敢な魂とをあらわし、他方は、仕合せと適度の快楽とのうちにある、節度ある魂をあらわします。後者の踊りは、平和の踊りと呼ぶのがその本性にかなった呼び名でしょう。

815 さて、これらの踊りのうち戦さの踊りは、平和の踊りとは異なったものですが、ピュリケー(2)と呼ぶのが正しいでしょう。これには頭を反らせたり、身を退いたり、高く跳んだり、屈んだりして、あらゆる種類の打撃や飛道具による攻撃を防ぐ動作を模倣するものと、またそれらとは反対の動作、つまり攻撃の姿勢に至る動作、弓を引いたり、槍を投げたり、あらゆる種類の打撃を加えたりするさまを模倣しようと試みるものとがあります。(3)これらの戦さの踊りにおいて、立派な身体と魂とをあらわす場合の、手足をほとんど真っ直ぐに延ばしている力に満

B ちた直立の姿、そのような姿をわたしたちは正しいとみなし、それらと反対の姿は正しいものとしては受けいれません。

他方、平和の踊りに関しては、それぞれの場合に次の点、すなわち踊り手が踊りのあいだ中、法を守る人間にふさわしく、美しい踊りの姿を取りつづけることができるか否かということを考察しなければなりません。です

1　795D～796A 参照。

2　ピュリケーという名称の起原については多くの説がある。ピュリコスという神話的人物からとられたとか、アキレウスの子ピュロスからとられたとかいう人名起原説もあれば、アキレウスがパトロクロスの屍を焼く薪の山（ピュラー）の傍でそれを踊ったところから名づけられたという説もある。あるいは火（ピュール）もしくは焔の色をした（ピュロス）という言葉から来たのであり、それは昔の戦士たちが焔の色をした服を身につけていたためだという説もある。

3　815 A 7 ἐπιχειρούσας は ἐπιχειροῦσαν と読む（バッダムによる）。

(815)

から、まず第一に、異論のある踊りを何ら異論のない踊りから区別しなければならないのです。では、この相違

C

が何であり、両者をどのようにして区別すべきなのでしょうか。バッコスの踊りやそれに類する踊り、すなわち、一種の浄めや秘儀を行なう際に、人びとがニュンペ、パン、セイレノス、サテュロス(1)などの名前をつけて、いわゆる酔っ払いの真似をする踊りのたぐいですが、この種の踊りは全体として、平和の踊りとも戦さの踊りとも言い難く、またその目的が何であるかを規定することも容易ではありません。最も正しい規定の仕かたは、わたし

D

の意見では、戦さの踊りからも平和の踊りからもそれを区別して、この種の踊りは国家にふさわしからぬものである、と言うことです。そしてそのような位置づけを行なったら、それをそのままにしておいて、いまは異論なくわたしたちのものである戦さの踊りと平和の踊りとにもう一度戻ることです。

　ところで、戦争とかかわりのないムゥサの技の方は、人びとが踊りによって神々や神々の子たちを崇めるものですが、これは、幸福の意識を伴ったものとして、全体が一つの分野を構成します。だがこれを、わたしたちは

E

二つに分けることができるでしょう。その一方は、何らかの困難や危険から逃れて幸福に達した人びとのもので、これはより強烈な喜びを持っています。他方は、前からある幸福が持続し増大する場合で、これは前者よりもっと穏やかな喜びを持っています。そしてこのような状態においては、人間は誰しも、喜びが大きければ大きな

816

身体の動きを、小さければ小さな動きを示します。また人間がより節度をわきまえ、勇気という点でいっそう鍛錬していれば、動きはより小さく、臆病であって、節度をわきまえるという点で鍛錬が足りなければ、より大きなより激しい動きの変化を示します。しかし一般に、歌うにせよ、語るにせよ、声を出すときには誰でも、身体をまったく動かさないでいることはできません。ですから、語られる事柄を身振りによって表現するようになり、

それがすべての踊りの術を生んだのです。

ところで、これらすべての身振りにおいて、わたしたちのうちあるものは調和した、あるものは不調和な動きをします。たしかに、わたしたちに古くから伝わっている名前のなかには、それがいかにもうまくできていて事柄にぴったりしていると考えて、称賛すべきものが多くありますが、幸福でしかも快楽に限度を心得ている人びとの踊りについて与えられた名前もまさしくそのうちの一つです。それを名づけた人が誰であったにせよ、何と正しく音楽的に名づけたことでしょう。彼は賢明にも、それらの踊りすべてにエンメレイア(調和)という名前を与えました。こうして彼は美しい踊りの二つの種類を制定し、戦さの踊りをピュリケー、平和の踊りをエンメレイアと呼び、それぞれに適当な、調和した名前を与えました。ですから、立法者の方はこれらの踊りのだいたいの輪郭を説明し、護法官の方はさらに探究を進め、そして探究した上で、他の音楽的要素と踊りとを結びつけ、すべての犠牲の祭礼に、それぞれの祭礼にふさわしいものを割り当てます。こうして、これらすべてを神聖なものとして記録にとどめたならば、それ以後は、踊りに関しても歌に関しても、何ひとつ動かしてはならず、同じ一つの国、同じ一つの国民は、同じ快楽を味わい、同じような生活をし、できるだけ同じようであることによって、善く幸福に生きなければならないのです。

1　ニュンペはニンフ、パンは牧神(『パイドロス』263D注1参照)、セイレノス(シレノス)とサテュロスは山野の精で、ともにバッコスの従者とみなされていた(『饗宴』215B注1、2参照)。

一九

ところで、美しい身体や高貴な魂がこれらの歌舞――それがどんなものであるべきかはすでに語られました――で演じる役割についてはこれで終りました。他方、醜い身体や低劣な考えの役割、そして言葉や歌や踊りやそれらすべてが持つ物真似的要素によって滑稽な喜劇的効果を生み出そうとする人びとの役割、これも観察し、知ることが必要です。なぜなら、もしひとが思慮ある者になろうとするなら、滑稽なことを抜きにして真面目なことを、一般に相反するものの一方を抜きにして他方を学ぶことはできませんし、また、もしひとがたとえわずかの徳にでもあずかろうとするならば、滑稽なことと真面目なこととの両方を行なうことはできません。むしろ、彼が滑稽なことを学ばなければならない目的は、無知のゆえに、必要もないのに、滑稽なことを行なったり口にしたりすることがないように、ということにあるのです。そのような物真似は、奴隷や傭いの外国人にさせるべきであって、このようなことには何であれけっして真剣になってはいけません。自由民は誰でも、女であれ、男であれ、それを学んでいるのを見られてはならないのです。またこの種の物真似には、つねに何か目新しいものがなければなりません。

E

わたしたちみんなが喜劇と呼ぶ滑稽な娯楽については、以上の法律と説明とにとどめましょう。しかし、世に言うところの真面目な作者、つまり、わたしたちの悲劇の作者たちについては、彼らのうち誰かが、わたしたちのところへやってきて、こんなふうに質問したと想像してみましょう。

817

「おお、異国の方々よ、われわれはあなた方の都市や地方をお訪ねしてよろしいでしょうか、それともいけな

いでしょうか。そしてわれわれの作品を持って参ってよろしいでしょうか。それともこのような事柄について、あなた方はどのような処置をきめておられるのですか」――

この点について、これらの神のごとき人びとに対し、どんな答えが正しいでしょうか。わたしには次のような答えが正しいと思われます。

B

「おお、異国の人びとのなかで最も優れた方々よ、わたしたちは自分たち自身が悲劇の作者であり、しかもできるかぎり最も美しく、最も優れた悲劇の作者なのです。じっさい[1]、わたしたちの全国家体制は、最も優れた人生の似姿として構成されたものであり、そしてこれこそまことに、最も真実な悲劇であると、わたしたちは主張します。ですから、あなた方が作者であるように、わたしたちもまた同じ種類のものの作者であり、しかも、最も美しいドラマの制作者かつ役者として、わたしたちはあなた方の競争相手なのです。そしてこのドラマは、もともと真の法律だけが作りあげることのできるものなのだと、わたしたちは信じています。ですから、

C

わたしたちはそうやすやすと、あなた方がわたしたちのところの市場に小屋掛けをし、その美声がわたしたちのよりも大きく響く役者たちを舞台にのぼせることを許し、そして、あなた方が子供たちや女たちや全大衆に向かって演説し、同じ事柄についてわたしたちと同じことをではなく、しばしば多くの点で正反対のことを語るのを、許すだろうと考えてはいけません。というのも、わたしたちにしても、またどんな国にしても、もしあなた方の

D

作品が語られ公表されるにふさわしいものであるかどうかを役人が判断する前に、いま言われたことをあなた方

1　817B3 οὖν は γοῦν と読む（バイウォーターによる）。

が行なうのを許す国があるとしたら、まったく狂っていると言えましょう。ですから、さあ、優しいムゥサたちの裔なる子供たちよ、まず、あなた方の歌をわたしたちのそれと並べて役人たちに提示し、もしあなた方の語るところがわたしたちのと同じであるか、あるいはより優れていることが明らかになれば、わたしたちはあなた方に歌舞団を与えましょう。しかしそうでない場合は、友よ、わたしたちは上演を認めることはできません」

E

クレイニアス　どうして賛成しないことがありましょう、ともかくいまのところは。

以上が、もしご賛成いただければ、歌舞一般とそれの学習とに関して、法律によってきめられた慣習だとしましょう。ただし、奴隷に関する慣習と、主人に関するそれとは区別した上でのことですが。

二〇

アテナイからの客人　さてところで、自由民にとっては、なお三つの学問があります。計算と数に関するものが一つの学問であり、線、面、立体の測定が一つのものとみなされて第二の学問であり、第三は軌道を運行する惑星相互の関係に関するものです。これらすべてを詳細にわたって究めるのは、多くの人びとの仕事ではなく、少数の人びとがなすべきことです、――それがどういう人びとか、そのことはもっと先へ行って終りに近づいたときにお話ししましょう(1)。そうするのが適当でしょうから――。大多数の人びとにとっては、これらのうちどうしても必要なもの、一般人にとってそれを知らないことがとうぜん恥ずかしいと言われるものだけを学ぶのが適当でしょう。しかしすべての人びとが詳細にわたってそれらを究めることは(2)、容易でありませんし、むしろまったく不可能でしょう。とはいえ、それらの数学的知識の持つ必然性を排除することはできません。いや、神につ

818

いての例の諺を最初につくった人は[3]、おそらくそのことに目を向けて、「神でさえ必然と戦う姿は見られない」と言ったのでしょう。わたしの思うに、彼は神的な必然を意味していたのでしょう。なぜなら、多くの人びとがそのような諺を引用する際に考える、かの人間的必然の意味なら、これはあらゆる言葉のなかでこの上なく愚かな言葉になりますから。

クレイニアス　では、あなた、これらの学問の持つ、人間的でない神的必然とはどんなものなのですか。

アテナイからの客人　わたしの見るところでは、その必然というのは、それを実践することなしに、あるいはまたそれについてまったく無知であっては、神もダイモーンも半神も、人間に対して責任をもって人間世界を監督することができないようなものです。一も二も三も知らず、一般に奇数と偶数の区別もできず、数を数えることもまったく知らず、夜と昼とを数え分けることもできず、月や太陽や星の運行についても無知であるならば、そのような人はとうてい神的人間にはなれないでしょう。ですから、最高の学問についていささかなりと知識を得たいとする人にとって、すべてこれらの学問が不可欠であると考えないのは、この上なく愚かなことです。しかしこれらの諸学問のうち、どれが、どれだけが、いつ、学ばれるべきか、何が何といっしょに、何が他のものとは別箇に学ばれるべきか、またそれらすべてをどのようにして一つにまとめるかといったことは、これらの学問に導かれてさらに他の学問へと向かうために、まず最初に正しく把握しておかなければならないものです。な

1　XII. 961 A～C, 962 C～D の「夜明け前の会議」の会員たちを指す。

2　818 A 4 ἀναγκαῖα(必要なもの)と、A 7 ἀναγκαῖον(数学的知識の持つ必然性、すなわち、それの否定が成り立ち得ないという意味での必然性)とをかけている。

3　V. 741 A およびその箇所の注参照。

ぜなら、いかなる神も現にそれと戦ってもいないし、将来戦うこともないであろうとわたしたちが主張するかの必然が、もともとそのように定めたのですから。

クレイニアス　ええ、あなた、いまそういうふうに言われてみると、あなたのおっしゃっていることは正しいし、自然の理にかなっているように思われます。

アテナイからの客人　たしかにそうなのですよ、クレイニアス。しかし、これらのことをこんなふうにあらかじめ計画をたてた上で、それを立法化することは困難です。もしよろしければ、もっと厳密な立法は別の機会に譲りましょう。

819

クレイニアス　おみうけしたところ、あなた、わたしたちの国のものたちが日頃そういう事柄に不慣れなのを、懸念しておられるようですね。しかし、あなたのご心配はいわれのないことです。ですから、そのために何かを控えたりなさらないで、どうかおっしゃるようにしてください。

アテナイからの客人　たしかにわたしは、あなたがいま言われた点も懸念していますが、それよりもいっそう恐れているのは、これらの学問を取りあげていながら、間違った仕かたでそれを取りあげている人びとのことです。なぜなら、すべてにわたっての無経験は、いかなる場合にも恐るべきものでも、重大なものでも、また最大の禍でもありません。むしろ、悪しき教育のもとで多くの経験と知識とを得ることの方が、それよりもはるかに大きな禍となるのです。

クレイニアス　おっしゃるとおりです。

二一

B

アテナイからの客人　ですから、自由民はこれらの諸学科について、少なくともエジプトでひじょうに多くの子供たちが読み書きとともに学ぶ程度のものは、学ぶべきだと言わなければなりません。まず算数に関して、文字どおり子供たち[1]のために遊び楽しみながら学ぶように工夫された勉強があります。たとえば一定数の林檎[2]や花冠を、多くの数の子供たちや少ない数の子供たちに分けることや、あるいはボクシングやレスリングの選手たちを、競技の規則に従って、交互にまた順次に、組む相手がなくて余る人が出る組や、出ない組に分けることです。

C

さらに、別の遊びとして金、青銅、銀、その他同様の金属の大盃をいろいろとりまぜたり、あるいは種類別に分けて与えて、こうしてわたしが言ったように、基礎的な数の使い方を遊びのなかに組み入れ、それを学ぶ者たちに、軍隊の編成、指揮、行進、また家政のためにも役立たせ、そして彼らをあらゆる意味でいっそう有能で俊敏な人間に仕立てあげるのです。つぎに線、面、立体の測定において、すべての人間がこれらすべてについて生まれつき持っている、笑うべき恥ずべき無知、それを免れさせるのです。

D

クレイニアス　その無知とはどんなものを、そして何を、指していらっしゃるのですか。

アテナイからの客人　親愛なるクレイニアス、わたし自身晩年になって、それについてのわが国の歎かわしい状態を聞いて、まったく驚いたしだいなのです。そのような状態は、人間ではなく豚のような動物にふさわしい

1　819B3 παισίν(子供たち)と παιδιᾶς(遊び)とをかけている。　2　あるいは玩具の羊。

(819) E

ものだとわたしには思われました。そして自分だけでなく、すべてのギリシア人のために恥ずかしいことだと思ったのです。

クレイニアス 恥ずかしいって、何がですか。何のことをおっしゃっているのか、あなた、説明してください。

アテナイからの客人 では、説明しましょう。いやむしろ、あなたに質問することによってそれを明らかにしましょう。ちょっとした質問に答えてください。線というものをご存知ですね。

クレイニアス もちろん。

アテナイからの客人 では面は？

クレイニアス たしかに。

アテナイからの客人 それらは二つの別のものであり、立体が第三のものだということもご存知ですね。

クレイニアス 知っていますとも。

アテナイからの客人 ところであなたには、これらはいずれも、互いに通約可能だと思われませんか。

クレイニアス 思います。

820

アテナイからの客人 つまり、線は線と、面は面と、立体も同様に立体と、通約可能だという性質を持っていますね。

クレイニアス 大いに。

アテナイからの客人 しかし、もし若干のものは、程度の多少はあれ、通約可能でなく、あるものはそれが可能だが、あるものは不可能であるのに、あなたはすべてが可能だと考えておられるならば、ご自分がこの問題に

ついてどんな状態にあるとお思いですか。

クレイニアス　明らかに、あわれな状態です。

アテナイからの客人　さらに、線や面と立体との、また面と線相互の関係はどうでしょうか。わたしたちギリシア人は誰も、それらが何らかの意味で互いに通約可能だと、こんなふうに考えてはいないでしょうか。(1)

B

クレイニアス　たしかに、そうです。

アテナイからの客人　しかし、またもしそれらがどんな意味でも通約可能ではないのに、わたしが言ったように、わたしたちギリシア人すべてが、可能だと考えているとしたら、みんなのために恥ずかしく思いながら、彼らに対してこう言うべきではないでしょうか。「ギリシア人たちのなかで最も優れた人びとよ、これはあの基本的な事柄の一つです、すなわち、それを知らないのは恥ずべきことだが、そのような基本的なことを知っているからといって、何もたいしたことではないとわたしたちが言った、あの基本的な事柄の一つです」と。

クレイニアス　そうですとも。

C

アテナイからの客人　それらに加えて、ほかにもそれらに関連した事柄で、先の誤りに類似した多くの誤りをわたしたちが犯す事柄があります。

クレイニアス　どんなことですか。

アテナイからの客人　通約可能なものと通約不可能なものとの相互関係が、いかなる性質のものであるかとい

1　二つの立体が互いに通約可能だからといって、それらの面や辺(線)が必ずしも相互に通約可能だとは言えない。

うことです。ひとはそれらを調べて双方を区別しなければならず、そうでなければ、まったくつまらない者だということになります。ですから、わたしたちはいつもお互いにこんな問題を出し合って、老人たちにとって将棋よりもずっと優雅な暇つぶしに時を過ごし、わたしたち老人にふさわしい閑暇のなかで勝負を競わなければなりません。

D

クレイニアス　おそらくそうでしょうね。とにかく将棋とこれらの学問とは互いにまったく掛け離れているとは思えません。

アテナイからの客人　ですからわたしは、クレイニアス、これらの学問を若者たちは学ばなければならないと主張します。というのは、それは有害でもなければ困難でもありませんし、遊びながら学ばれるならば、わたしたちの国家に役に立ちこそすれ、何ひとつ害を及ぼしはしないでしょうから。しかし、もし誰か別の意見があれば、傾聴しなければなりません。

クレイニアス　そうですとも。

アテナイからの客人　しかしながら、これらの学問がこういうものであるということがはっきりすれば、明らかにわたしたちはそれらを取り入れますが、そうでないと分れば、それらは排除されるでしょう。

E

クレイニアス　それは明らかです、もちろんですとも。

アテナイからの客人　それでは、あなた、わたしたちの法律に空白ができないように、いまのところは、それらを必要な学問のなかにいれておこうではありませんか。ただし、もし設定者であるわたしたちに、あるいは受託者であるあなた方に気にいらない場合には、いわば回収できる担保として、他の国制から切り離しておきまし

ょう。

クレイニアス　あなたのおっしゃるのは正しい設定です。

二二

アテナイからの客人　つぎに天文学ですが、若者たちにそれを学ばせるべきだという提案は、わたしたちに好ましいか否かを考えてみてください。

クレイニアス　あなたのお考えをどうぞおっしゃってください。

アテナイからの客人　ところで、それについてはどうしても我慢のできない、きわめて奇妙なことがあるのです。

クレイニアス　どんなことですか。

821　**アテナイからの客人**　わたしたちのところでは一般に、最高の神と全宇宙とを探究したり、その原因を究めることに忙殺されたりしてはならない――それは神を冒瀆することであるから――と言われていますが、じつはそれと正反対のことが正しいように思われます。

クレイニアス　それはどういう意味でしょう。

アテナイからの客人　わたしの言うことは逆説的で、老人にはふさわしくないと思う人もあるでしょう。しかしもし誰かが、ある学問を美しく真実であり、国家にとって有益で、神にとってまったく好ましいとみなしてい

B　る場合、それを言わないでおくことは、いかなる意味でも不可能です。

クレイニアス お言葉はごもっともです。しかし、天体に関する学問のうちどんなところが、いま言われたようなものなのでしょうか。

アテナイからの客人 それはですね、いまのところわたしたちギリシア人のいわばすべてが、大いなる神々、つまり太陽と月とについて間違ったことを語っているのです。

クレイニアス どんな間違いをですか。

アテナイからの客人 わたしたちは、それらが、またそれらとともに他の若干の星が、けっして同じ軌道を進まないと言い、そのゆえにそれらを惑星と呼んでいます。

C **クレイニアス** ゼウスに誓って、あなた、それはあなたのおっしゃるとおりです。わたし自身も生涯にしばしば、明けの明星や宵の明星やその他の若干の星がけっして同一の軌道を取らず、あらゆる方向に彷徨(さまよ)うのを見ましたし、太陽や月がつねにそのような動き(1)をするのをわたしたちはみんな知っています。

アテナイからの客人 ですから、メギロスにクレイニアス、まさにこういう理由で、わたしはいま、わたしたちの市民や若者たちが、天の神々についてそれらのことすべてを学ばなければならないと主張するのです。神々

D について冒瀆的な言辞を弄せず、犠牲を捧げ敬虔な祈りをあげる際に、いつも神を敬う言葉を口にすることができるところまではね。

クレイニアス それは本当です、まず第一に、もしあなたのおっしゃるようなことを学ぶことが可能だとすれば。つぎに、もしわたしたちがそれについていまは何か正しくないことを語っているが、学ぶことによってそれを正すことができるならば、わたしもこれほど大きな、これほど重要な事柄は学ぶべきだということに賛成しま

す。ですから、事実がこうなのだということを、あなたはどうか説明するようにあらゆる努力をなさってください。わたしたちはあなたについてゆき、学ぶことに努力します。

E

アテナイからの客人　しかし、わたしの言うことを学ぶのはたやすいことではありません。といって、すこぶる困難というのでもありませんし、非常に長い時間を要するわけでもないのです。その証拠は、こういうことです。つまり、わたしがそれらのことを聞いたのは、若いときでもなければ、そんなに昔のことでもありませんが、いまあなた方お二人に、そう時間をかけないで、それを説明することができるだろうということです。もしそれが難しいことでしたら、こんな年のわたしが、それほどのお年のあなた方に、説明することはとうていできなかったでしょう。

クレイニアス　おっしゃるとおりです。しかし、驚くべきものではあるが、若者たちが学ぶに適したものであり、しかもわたしたちが知らずにいるとあなたがおっしゃるその学問とは、いったい何だと言われるのですか。せめてそれくらいは、その学問についてできるだけはっきりと説明してください。

822

アテナイからの客人　やってみなければなりますまい。じっさい、最善なる人びとよ、月、太陽、その他の星が彷徨うものだというこの考え方は、正しくはないのです。その正反対が本当です、――これらの天体のおのおのは同じ軌道を回転しており、いくつかの軌道を通るように見えますが、じつは多数のではなく、つねに一つの軌道を回転しているのです――、そしてまたそれらのうち最も速いものが、間違って最も遅いと思われ、最も遅

1　821C5 ταῦθ' ἃ は ταῦτα と読む（A写本による）。

B いものが最も速いとみなされています。そこで、事実はこのようであるのに、もしわたしたちがそういうふうには考えないとしたら、たとえば、オリュンピアで走る馬や長距離の選手について、もしわたしたちが同様の考え方をして、最も速い者を最も遅いと呼び、最も遅い者を最も速いと呼んで、敗者を勝者として頌歌をつくって称えるならば、わたしたちが走者に捧げる頌歌は、正しくもなければ、彼らに喜ばれもしないだろうと思います、

C 彼らは人間に過ぎませんけれど。しかし、いま神々について同じ過ちをわたしたちが犯すならば、あそこであのときには滑稽で正しくなかったことが、いまここでこのような事柄については、けっして滑稽ではすまされないと、わたしたちは考えないでしょうか。〔滑稽どころか〕わたしたちは神々について繰り返し偽りの言葉をうたうのですから、それはたしかに神々の好みたまわぬところです。

クレイニアス　もし事実がそうだとすれば、おっしゃるとおりです。

アテナイからの客人　それでは、事実がそうだということをわたしたちが証明することができれば、そのようなことすべてを、この範囲までは学ばなければなりません。だが、証明されない場合には、放棄すべきではありませんか。では、これらのことは、これで意見の一致をみたということにしておきましょうか。

D **クレイニアス**　そうしましょう。

二三

アテナイからの客人　では以上で、教育のための諸学科についての法規は終ったと言うべきです。しかし、狩猟とそれに類するものすべてについて、同様に考えなければなりません。なぜなら、立法者に課せられた仕事は、

法律を制定すればそれで解放されるというのではなく、それ以上のものがあるようですから。つまり、法律以外に、もともと勧告と法律との中間に位置する何か別のものがあり、これはすでにわたしたちの議論のなかに、たびたびあらわれたことがあります。(1) たとえば、ごく幼い子供たちの養育に関する事柄などがそうです。これらの事柄は、言わずにおくべきではありませんが、そうかといって、それらについて語る場合に、それらが法律として制定されると考えるのはすこぶる愚かなことだというのがわたしたちの主張です。そこで法律と国制全体とがこういうふうに書かれているのだとしますと、徳性において際立って優れた市民への賛辞としては、「最もよく法律に奉仕し、最も充分に法律に従った人が善き人である」というのでは、完全なものとはなりません。次のように言うこと、すなわち、「法律の形を取るにせよ、称賛や非難の形を取るにせよ、立法者が文字にしたものに服従してその全生涯を過ごした人が善き人である」というふうに言うのが、いっそう完全な賛辞になります。この言葉こそ、市民に対する賛辞として最も正しいものであり、また立法者としては、たんに法律を書くだけでなく、法律に加えて、立派なことと立派でないこととに関する彼自身の見解をも、法律に織りまぜて書き記すことが必要です。そして申し分ない市民は、法律の罰則によって強制されることだけでなく、これらの勧告によっても同じように縛られていなければなりません。

さて、いまわたしたちが取り上げた問題〔すなわち狩猟〕を、もしいわば証拠として導入するならば、わたしたちの言おうとするところをいっそうはっきりさせることができましょう。狩猟というものは、いまでは一般に一

1　788A～B, 793A～D 等参照。

つの名前で包括されていますが、じつはひじょうに種類の多いものです。水中に棲息するものの狩も数多くありますし、翼を持ったものの狩も多いですし、また地上に住むものの狩もひじょうに多いのです。そのなかには獣の狩だけでなく、人間の狩をも含ませるべきで、(1)これには戦争における狩もあれば、恋愛における狩も多くあり、このうちあるものは称賛を、あるものは非難を招きます。そして盗賊による掠奪や軍隊相互の掠奪も狩です。立

C

法者は、狩について法律を制定するときに、これらの点を明らかにしないでおくこともできませんし、あらゆる場合について規則や罰則を定めて、威嚇的な法律を制定することもできません。ではこのような事柄については、どのようにすべきなのでしょうか。彼、すなわち立法者の方は、若者の労苦や鍛練という見地からさまざまの狩を称賛したり非難したりする必要がありますし、他方若者の方は、それに耳を傾けて、従わなければならず、快楽や労苦によって、左右されてはなりません。そしてそれぞれの事柄について、罰則を定めて脅かし、法律とし

D

て規定した規則よりも、称賛の言葉をもって語られた規則の方をいっそう尊重し、その命じるところを実行すべきなのです。

これだけを前おきとして、つぎに狩についての当を得た称賛と非難とがなされるでしょう。つまり、若者たちの魂をより善くするものが称賛され、その反対のことをするものが非難されるのです。ですから、いまや引きつづき若者たちに呼びかけて、祈りの形で、こんなふうに言いましょう。

「おお友よ、海の狩への欲望や情熱が君たちを捉えることのないように。釣針による狩も、あるいは一般に水

E

中に住む生物の狩も、また人びとが目を覚しているときにも眠っているときにも、働いてくれる簗(やな)を使っての怠惰な狩にしても。また海上での人間狩である海賊稼業への憧れが君たちを襲い、君たちを残酷で無法な狩猟者に

824

することのないように。また田舎や都会で盗みをしようという考えが、君たちの心を掠(かす)めることすらないように。さらにまた鳥撃ちをしたいという、人の心を誑(たぶら)かす情熱、これはおよそ自由民にはふさわしくないものだが、それが誰か若者の心に入り込むことのないように」

　さてこのようにして、わたしたちの国の体育の選手たちには、地上の動物を狩り捕えることだけが残されることになります。そのなかで、あるものは交替で睡眠をとる人びとによってなされるのですが、これは夜狩と呼ばれ、怠け者のすることであって、称賛に値しません。その狩は、休んでいるあいだが苦労しているあいだと同じくらいあり、苦労をものともしない精神の勝利によってではなく、網や罠で獣の野蛮な力に打ち勝つものなのです。ですから、すべての人びとにただ一つ最上の狩として残るものは、馬や犬や自分自身の身体を使って四足獣を追う狩なのです。この場合彼らは、自分の手足を使って狩をし、駆け足や打撃や射撃によって、すべての獲物を手にいれるのです、少なくとも神的な勇気[2]を養おうとする人びとはね。

　さて、いま述べてきた言葉が、これらすべての事柄についての称賛と非難とになりましょう。そしてそれらについての法律は次のとおりです。

　これら真に神的である狩人たちに対しては、彼らが好きなところで好きな仕かたで、犬を用いて狩をするのを何ぴとも妨げてはならない。しかし、網や罠に頼って夜狩をする者に対しては、時と場所とを問わず、狩をするのを何ぴとも許してはならない。鳥撃ちをする者は、山野ではこれを妨げてはならないが、耕地や人の手の入っ

1　823B5 ἀξίαν は ἄξιον と読む(O²、O⁴写本による)。

2　I. 631C参照。

ていない聖地では、誰でも見つけた者がこれを追い払うべきである。漁師には、港や聖なる川や沼地や湖を除く他のところでは、有害な液体を用いて水を汚染しないかぎり、漁を許すべきである。

さて以上で、教育に関する諸規則はすべて終ったと言うべきです。

クレイニアス　結構です。

第八巻

アテナイからの客人　つぎにすることは、デルポイの神託の助けを借りて、さまざまの祭礼を定め、それを立法化すること、つまり、どんな犠牲を、どの神に捧げるのが、国家にとってすぐれた、幸いなことであるかをきめることです。しかし、それをいつにするか、またその数をいくつにするかを立法するのは、おそらくわたしたち自身の仕事でしょう。[1]

クレイニアス　おそらく、数については、そうでしょうね。

アテナイからの客人　では、まず数からお話しすることにしましょう。それは三六五が一つでも欠けてはなりません。それは、毎日少なくとも誰かひとりの役職者が、国家と国民とその財産とのために、神々もしくはダイモーンのどれかに、犠牲を捧げるためです。そして、神事解釈者、男女の神官、予言者が、護法官とともに相会して、立法者が省略せざるをえなかった諸点をきめることにします。さらに、この省略された点がどこにあるかを発見するのも、これらの同じ人びとでなければならないのです。すなわち、法律は、それに因んで各部族が名づけられたその一二柱の神々に対して、一二の祭礼を設けるようにと言い、これらの人びとが、それらの神々のそれぞれに月ごとの犠牲を捧げ、歌舞と音楽競技や体育競技を、神々自身と同時にそれぞれの季節にふさわしいものを割り当てます。また彼らは、女たちの祭りを、男子禁制のものと、そうでないものとに区別します。そしてさらに、地下の神々の祭祀と、天上神と呼ぶべき神々およびこれらの神々に従うものたちの祭祀とは、混同さ

B

C

D れることなく区別されるべきであり、地下の神々の祭祀を、プルトンの月である一二月に法律によって定めるべきです。そして戦士たちは、このように強大な神を嫌悪すべきではなく、むしろ人間の種族にとって、つねに最上の友として敬うべきなのです。なぜなら、これは真面目な話ですが、魂と身体にとって、結合が分離よりも優れているとは、どの点からみても言えないでしょうから。

これらの事柄を満足のゆくように取りきめようとする者たちは、さらに、次のような考えを持たなければなりません。すなわち、わたしたちの国は、自由な時間と、生活の必要をみたす手段の豊かさとに関して、現存する国々のなかで、他にその比を見出しえないようなものですが、しかもなお、それは個人と同じように、善く生き

829 なければならないということです。しかし幸福に生きる人びとにとって第一の必要条件は、自分自身悪をなさず、また他人によって悪をこうむらないということです。これらのうち、前者はさしてむずかしいことではありませんが、悪をこうむることのないような力を手にいれることは、まったくむずかしいことであって、そのような条件を完全にみたすことは、完全に善き人になること以外には不可能なのです。国家の場合も、これとまったく同様で、国が善くなれば、その生活は平和であり、悪くなれば、内外からの戦争が起こるでしょう。

B そして事情がおよそこのようである以上、各人は、戦争において戦争の訓練をするのではなく、平和の生活のなかで、戦争にそなえて訓練しなければなりません。ですから理性を具えた国家は、毎月少なくとも一日、役人たちがそれをよしとすれば、もっと何日も、暑さ寒さも厭わずに、野外訓練をすべきです。男たち、女たち、子

1　828 A 5 ἔνιά γ’ は削る(イングランドによる)。

供たちをみんないっしょにつれてゆくのがよいと役人たちが考えた場合には、彼らをいっしょに訓練し、またときには、彼らを別々に訓練します。そしてつねに何か供儀の際に行なう立派な競技を考案し、できるだけ生きと実戦さながらの試合が行なわれるようにすべきです。

C　これらの場合のそれぞれに、勝利の賞品や恩賞が分け与えられ、市民たちは互いに対して、称賛や非難の詩歌をつくらねばなりません。つまり、試合において、または生活全般において、各人がどのようであるかに応じて、最も優れていると思われる者を称え、そうでない者を非難するのです。しかし、すべての人にこのような詩歌をつくらせるべきではありません。その作者は、まず第一に、少なくとも五〇歳に達していなければならず、また

D　詩歌や音楽の能力を充分に身につけてはいるが、いまだかつて立派な目覚ましい行為を何ひとつしたことのない者であってはなりません。これにひきかえ、自ら善き人であるとともに、立派な行為をした者として国家において尊敬されている人びとの場合は、たとえ彼らの作品が音楽的に欠けるところがあっても、歌われるべきなのです。これらの人びとの判定は教育監と他の護法官たちによってなされ、選ばれた人びとに次の特権が与えられます。すなわち、彼らだけが、その音楽作品を発表する自由を持ち、他の人びとには、この種のどんな自由も与えられないのです。そして何びとも、無許可の音楽作品を、たとえそれがタミュラスやオルペウス(1)の賛歌より甘美

E　であっても、敢えて歌うことは許されません。歌ってよいとされるのは神聖なものと判定されて、神々に捧げられた詩歌と、善き人びとの作品で、それが行なっている称賛や非難が適当であると判定されたものだけです。

二

そして、野外訓練と詩歌における表現の自由については、女性と男性に、同じ規則が同じように適用されるべきであると、わたしは主張します。ところで立法者は、次のように自問自答しながら、よく考えてみなければなりません。

830

「さて、こうして国全体をつくりあげたのだから、わたしはどんな人間を育てることにしようか。無数の競争相手がいるような最大の競技の競技者たちをではないだろうか」「そうだとも」と、誰かが言うなら、それは正しい答えでしょう。

B

「ではどうだろう、もしかりに、ボクシングやパンクラティオンや、何か別のそのような競技の競技者たちを養成している場合であれば、あらかじめ毎日練習試合をすることなしに、本番に臨んだであろうか。いや、もしわれわれがボクサーであるとすれば、試合の前に何日も何日も戦いの仕かたを学び、練習を重ねるのではないだろうか、いざ勝利を争って戦うその時に、用いるつもりのあらゆる技を試してみながら。そして、できるだけ本番に近いようにして、打撃を加えたり、打撃を防いだりすることを、できるかぎり充分に練習するために、ボクシングの競技用グローヴの代りに練習用グローヴ(2)を手にはめるのではないだろうか。またもしわれわれにとって、

1　ともに伝説的なトラキアの竪琴の名手。『イオン』533C注5、6参照。

2　競技用グローヴと訳したἱμάςは、手に巻きつけられる細長い革紐であるが、練習用グローヴと訳したσφαῖραについてはよく分らない。イングランドやテイラーは、競技用よりも軽いグローヴであろうとしており、「できるだけ実戦用に近い練習用のグローヴや投槍を用いて」(830E)とあるところからすれば、この解釈が正しいかとも思われる。しかしリデル、スコットによれば、σφαῖραとは鉄の球の外側を何かで被ったものであるという。もしそうなら、これをはめて行なう練習は競技よりも、もっと激しい危険の多いものであったとも考えられる。

C 練習相手がひどく不足するようなことになるとすれば、いのちのない人形をぶらさげて、それを相手の練習まで敢えて行なうのではないだろうか。心なき人びとの嘲笑を恐れるあまり、それを避けることがあるだろうか。そしてさらに、いのちある相手も、いのちのない人形も、それらすべてに事欠くときがくれば、練習相手が一人もいないままに、われわれは自分で自分に向かって、文字どおり『影と戦う』ことを敢えてするのではないだろうか。この独り練習を、影と戦うという以外に何と言えようか」

クレイニアス おそらく、あなた、いまおっしゃったその名前以外に、何とも言いようがありますまい。

D **アテナイからの客人** ではどうでしょう。わたしたちの国の戦士たちは、これらの競技者たちより劣った準備をもって、事あるごとに、戦いのうち最大のものに、敢えて赴いたりするのでしょうか。自分の生命、子供たち、財産、さらに国家全体のために戦うのだというのに。それでも、彼らの立法者は、このお互い同士の訓練が、ある人びとの眼に滑稽にみえはしないかと恐れるあまり、立法の仕事を怠るのでしょうか。彼は、装備をつけない小規模の訓練の方は、できることなら毎日これを行なうように命じ、集団であれ、個人であれ、すべての体育訓練を、〔軍事訓練という〕この目的に向かわせ、他方、いわば大規模な、装備をつけた(1)訓練の方は、少なくともこれを毎月一回は、行なうように命令すべきではないでしょうか。この訓練の場合、人びとは全土にわたって互い

E に競い合い、競争で陣地を占拠し、伏兵をおき、あらゆる種類の模擬戦を行なって、できるだけ実戦用に近い練習用のグローヴや投槍を用いて戦います。これらの投槍は、ある程度危険を伴うものを用いるのですが、それは、このお互い同士の模擬戦が、ぜんぜん恐ろしくないものにはならず、むしろ恐怖を与えて、勇気のある者となない

831 者とを、何らかの仕かたではっきりさせるためであり、そして立法者が、前者には栄誉を、後者には恥辱を正し

く分け与え、全国民をその生涯を通じて、実際の戦いに役立つように訓練するためなのです。しかも、こうした訓練の結果、たとえ誰かが死ぬことがあっても、この殺人を故意によらないものとして、殺人者は法律に従って浄められるならば、その手はもはや汚れのないものとします。これは、たとえ人びとが死んでも、その数が多くなければ、それに劣らぬ数の別の人びとがまた生まれてくるが、恐れがいわば死んでしまえば、すべてこれらの事柄において、より優れたものとより劣ったものとを見分ける試金石を見出すことができなくなり、これは国家 B にとって、先の場合よりもはるかに重大な禍であると考えてのことです。

クレイニアス　わたしたちとしても、あなた、国家はすべてそのようなことを立法し、そして実行すべきだということに、賛成するでしょう。

三

アテナイからの客人　ところで、わたしたちはみんな、現在国々において、なぜこのような集団的訓練や競技が、ごく小規模のものを除けば、ぜんぜんといっていいほどどこにも存在しないのか、その原因を知っているでしょうか。それは、大衆と彼らのために法律を制定する人びとの、無知のためであると言っていいでしょうか。

クレイニアス　たぶんね。

1　830D7 ἐλάττους はイングランドの提案に従い ἐνοπλίους と読む。

C **アテナイからの客人**　ところが、けっしてそうではないのです、親愛なるクレイニアス。それらの原因は二つあり、どちらも、すこぶるゆるがせにできないものだと言わなければなりません。

クレイニアス　どんな原因でしょうか。

アテナイからの客人　一つは富への愛着で、これは自分の財産以外のものに心を向ける余裕を、一瞬たりとなくさせてしまいます。市民の誰もが、心のすべてを傾けて財産のことにかかりきってしまうと、彼は、日々の儲け以外のことに心を向けることがまったくできなくなるでしょう。そしてそのための勉強や仕事は、誰でもすすんで自分のために学びもし、努力もしますが、他のことは嘲笑するのです。これが一つの点で、そしてこのこと D が、次のことの一つの原因になると言わなければなりません。つまり、なぜ国家がこの軍事訓練やその他の美しく立派な仕事を真剣にやることを望まず、むしろ、ひとは誰でも、金銀へのあくなき欲望から、金持になる見込みさえあれば、立派なことであれ、醜いことであれ、あらゆる手腕や手段を用いることを辞さず、またどんな行為でも、敬虔なものであれ、不敬虔なものであれ、あるいはまったく恥ずべきものであれ、ためらうことなくそれを行なうかということのね。もしその行為によって、まるで獣のように、あらゆるものを飲み食いし、愛のた E わむれのいっさいの満足を間違いなく得られさえすればですが。

クレイニアス　そのとおりです。

アテナイからの客人　それでは、いま述べたこのことが一つの原因になって国家が戦争にかかわることや、その他の立派なことを、充分に訓練するのを妨げ、人間のうち生まれつきおとなしい性質(たち)の者たちは、これを商人や船主やただの奉公人にしてしまい、勇気のある者たちは、これを、海賊、土蔵破り、神殿荒し、喧嘩好き、暴

832

れ者にしてしまうのだとしましょう。もっともこれらの人びとにしても、性質が悪かったというよりも、ただ運が悪かっただけなのだ、という場合がよくあります。

クレイニアス　それはどういうことですか。

アテナイからの客人　いつも自分自身の心に飢えを感じながら、生涯を送らなければならない人びとを、まったく不運だと言わないで、何と言えるでしょうか。

クレイニアス　では、これを原因の一つとしましょう。しかし、あなた、第二の原因は何だとおっしゃるのですか。

アテナイからの客人　よく思い出させてくださいました。

クレイニアス　あなたはこう言われるのですね。一つの原因は、わたしたちめいめいにいささかの暇をも許さず、わたしたちみんながしかるべく軍事訓練を行なうことの妨げになる、生涯を通じての、この〔金銀への〕飽くなき追求だと。それはそうだとしましょう。ところで、第二の原因をおっしゃってください。

B

アテナイからの客人　きっとわたしが、言葉に窮して、言わずにぐずぐずしているのだ、とお思いでしょうね。

クレイニアス　いや、そうではなく、そのような金銭を求める性格に対するあなたの憎しみとも言うべきもののために、目下の議論に必要である以上に、その性格に対する非難をなさっているようにおみうけします。

アテナイからの客人　いや、これは見事にやられましたね、あなた。それでは、あなた方はその先をお聞きになりたいようですね。

C

クレイニアス　さあ、おっしゃってください。

アテナイからの客人　これまでの議論でたびたび語ってきた似而非国制[1]、つまり民主制、寡頭制、僭主制が、原因だとわたしは主張します。じっさい、これらのどれも真の意味の国制ではなく、すべては、派閥制とでも呼ぶのが最も正しいでしょう。というのは、どれも支配するものとされるものとの合意の上に立つのではなく、支配することを欲するものが、支配されることを欲しない者を、つねに何らかの力によって支配するのですが、支配者は被支配者を恐れて、被支配者が、立派に、豊かに、強く、勇敢になることを、そして何よりも戦闘的になることを、自分からはけっして許そうとはしないからです。さて以上の二つが、ほとんどすべての悪の重要な原因であり、とくにわたしたちがいま問題にしているこれらの悪のまさに重要な原因なのです。

D

しかしわたしたちがその法律を制定しつつある目下の国制は[2]、わたしたちが述べている悪を二つとも免れているのです。たしかに、わたしたちの国家は、最大の余暇を享受し、市民は相互に自由であり、その法律の結果として、思うに、彼らは金銭欲に取りつかれることが最も少ないでしょう。ですから、現存する国のなかで、このような国家組織のみが、さきに述べた[3]、軍事訓練であって同時に遊戯であるもの——これについては充分に言論をつくしました——を受けいれるだろうということは、とうぜんでもあるし、理屈にあってもいましょう。

クレイニアス　そうですとも。

四

アテナイからの客人　では以上のことにつづいて、すべての体育競技について銘記すべきは次のことではない

E でしょうか。つまり、それらのうちで戦争に役立つ競技は、これを奨励し、勝利の賞品を与えるべきだが、そうでないものは、捨てておくべきだということです。しかし、何がそれであるかは、初めからはっきり言明し、法律に規定しておく方がよいでしょう。そしてまず最初に、競走および一般に速さを競う競技を、設定すべきではないでしょうか。

クレイニアス　そうすべきです。

アテナイからの客人　たしかに、足であれ、手であれ、まさに身の軽さが、何よりも最も戦いに役立つもので

833 す。足の速さは、逃げたり追いかけたりするのに適し、手の素早さは、強さと力とを必要とする肉薄戦での格闘、組み討ちに役立ちます。

クレイニアス　もちろんです。

アテナイからの客人　しかし、どちらの能力も、武器なしでは、最大の効果を発揮することはできません。

クレイニアス　そうですとも。

アテナイからの客人　では、わたしたちの競技では、現在の慣行に従い、布告係は、まず第一に、短距離走者[4]を召集し、彼らは重装備をつけて入場してきます。装備をつけていない選手には、わたしたちは賞を与えないこ

B とにしましょう。第一に入場するのは、重装備をした短距離走者であり、第二は往復コース[5]の、第三は騎馬コー

1　たとえば、IV. 712E, 715B 参照。

2　832C9～D1 νομοθετούμενοι λέγομεν, ἐκπέφευγεν は νομοθετοῦμεν, ἃ λέγομεν ἐκπέφευγεν と読む（バッダムによる）。

3　VII. 795D～796D 参照。

4　文字どおりには一スタディオンを走る者の意。

5　一スタディオンのコースを往復する。

スの、[1]そして第四は長距離[2]の走者です。第五に入場するうちの、最初の者は、重装備をつけてアレスの神殿までの六〇スタディオンの距離を往復させ、彼はその重装備のゆえに重装歩兵と名づけ、より平坦な道を走らせます。次の者は、完全装備をつけた弓兵であり、アポロンとアルテミスの神殿までの一〇〇スタディオンを、山を越え、さまざまの土地を通って走らせます。そして競技を始めたら、わたしたちはこれらの選手たちが帰ってくるまで待ち、そしてそれぞれの競技の勝者に賞を与えることにしましょう。

C

クレイニアス 結構です。

アテナイからの客人 さて、これらの競技は、三階級に、一つは子供の、一つは少年の、一つは成年のと、分けて考えることにしましょう。そして弓兵や重装歩兵として競技に参加する場合、少年用は全走行距離の三分の二とし、子供用は二分の一としましょう。また女性の場合は、まだ成熟していない少女たちは、無装備で、[3]短距離、往復コース、騎馬コース、長距離の競走を行ない、これは競走路内に限られます。また一三歳以上結婚するまでの者たちは、少なくとも一八歳に達するまでは、競技に参加しますが、それも二〇歳を限度とします。彼女たちは適当な装備を身につけて、これらの競走に出場すべきです。

D

男女の競走についてはこれだけとしましょう。だが力の競技については、レスリングその他それに類する当今の力業の代りに、重装備試合を一対一、二対二、さらに一〇対一〇に至るまでの任意の数で行なわせます。しかし、勝利のためには、どんな目にあってはならず、相手をどんな目にあわせなくてはならないか、またどれだけの点数をあげなければならないかという点に関しては、今日レスリングにおいてその道の専門家が、レスリングの正しいやり方が何であり、正しくないやり方が何であるかを、細かく規定したのと同様に、わたしたちも重装

E

備試合の権威たちを招いて、その規則をいっしょに規定するように、彼らの援助を求めなければなりません。つまり、これらの試合において、誰がどんな目にあわず、また相手をどんな目にあわせたから勝者になるのが正しいか、また同様に敗者と判定するための規則が何であるかということをきめるのです。そして同じ規則が、結婚前の女性にもあてはめられるべきです。また〔834〕パンクラティオンの試合の代りに、わたしたちは、一般の軽装歩兵の試合を設定しなければなりません。これは弓、楯、投槍、手や石投げ器による投石によって競い合うのですが、この場合も規則を定め、それらについての規則を、最もよく守った者に、賞品と勝利を与えるべきです。

〔B〕以上につづいて、つぎに馬の競技についての規則が定められるでしょう。しかし、ここクレテでは、馬の数は多くありませんし、あまりよく使われてもいません。その結果、とうぜん馬の飼育や競技にも、あまり熱心ではありません。ですから、ここでは、戦車用の馬の飼育者はひとりもいませんし、それに対してまっとうな野心をもやす人もいないでしょう。したがって、この国の慣習にない戦車の競技(4)を設定するのは、愚かなことでもあれ〔C〕ば、愚かなことだと思われることにもなりましょう。しかしもし、乗馬用の馬——まだ歯の抜けかわらない仔馬と、成長馬と仔馬の中間のものと、完全な成長馬とがありますが——の競走に賞を設定するならば、わたしたちは乗馬のスポーツをこの国土に適したものにつくりあげることになるでしょう。そこで、これらの騎士たちが勝利を求めて競い合う競技を、法律によって定め、そして、すべての競技そのものと武装した出場者たちについて

1　往復コースの二倍。

2　諸説があるが、おそらく一二スタディオンであろう。

3　裸体で、ともとれる。

4　834B7 ἀγωνιστάς はイングランドの提案に従い ἀγωνίας と読む。そしてその後に οἷ を補う(アストによる)。

の公の判定者の役は、部族騎兵隊長と騎兵隊長とに委ねられねばなりません。体育競技の場合と同様、この馬術競技でも、武装していない者たちの競技を、法律によって設定することは正しくありません。しかし、クレテ人は馬上で矢を射ることや、槍を投げることに巧みですから、たのしみのためにも、この種の競技を競い合うべきです。女性については、それらに参加することは、法律や規則によって強制するほどの価値はありません。しかし、もしそれまでの訓練が習慣となって、少女や若い娘たちでもそれに参加することが体力的に可能で、また彼女たちがいやがらないならば、それを許し、非難してはなりません。

D

五

E

これで、体育の競技と学習とのことは、競技においてはどれだけの、また教師のもとにおいては毎日どれだけの努力を、わたしたちが積むかということはすっかり語り終えました。さらに音楽のことも、大部分は、同様にすっかり終りました。しかし、吟誦詩人とそれにつづく者たちのこと[1]、および祭礼の際にかならず行なわれるべき、歌舞団の競演のことは、神々やそれにつづくものたちに対して、月や日や年が割り当てられたあとで初めてきめられるでしょう。つまり、二年に一度とか、四年に一度とか、そのほか神々がその順序について教えてくださる様式に従って定められるでしょう。その際には、音楽の競演も、競演の審判官や若者たちの教育者[2]や護法官によって規則がきめられて、順次に競われるものと期待しなければなりません。これらの人びとは、そのために集まって委員会をつくり、すべての歌舞団や歌舞について、いつ、誰が誰と競演するかを、自分たちが立法者となってきめなければなりません。それらのおのおのが、言葉、歌、リズムと踊りを伴うハーモニーという点で、

835

B　どんなものでなければならないかということは、最初の立法者によって何度も語られました[3]。第二の立法者たち[4]は、彼の定めるところに従って立法を行ない、それぞれの犠牲にふさわしい競演を適当な時期に割り当て、国家に祭礼を祝うようにさせるのです。

ところで、これらやそれに類する他の事柄が、どのような仕かたで法的規定をうけるべきかを知るのは、困難ではありませんし、またここかしこで変更を加えることも、国家にとってたいした利益も損害ももたらしはしないでしょう。しかし、少なからず重大な事柄で、それを人びとに納得させることが困難なことがあります。それ C はまさに神さまのお仕事なのです、もし何らかの仕かたで、現実に命令が神からくることが可能だとしたならばね。しかし〔それが不可能な〕現状では、おそらく誰か大胆な人間が必要でしょう。率直に語ることを何よりも重視し、国家と国民にとって最善と信ずるところを述べ、堕落した人びとのなかにあって、国制全体にかなったふさわしいことを定め、人間の最大の欲望に反対し、誰ひとり助けてくれる人がいなくても、ただひとり理性の導きのみに従うような人間がね。

D　**クレイニアス**　今度はまた、あなた、どんな問題をわたしたちは話しているのでしょうか。どうも分りません。

アテナイからの客人　そうでしょうとも。では、わたしがあなた方にもっとはっきり説明するように努めてみましょう。じつはわたしたちの言論が教育の問題に達したとき、わたしは若い男女が互いに親しく睦みあうさま

1　祭礼で演説をする弁論家たちを指すのであろう。
2　VI. 765D注1参照。
3　VII. 798D～802D参照。
4　最初の立法者とはアテナイからの客人自身であり、第二の立法者たちとは835Aで語られた委員会のメンバーを指す。

E を思い浮かべました。そこでとうぜんのことですが、不安を覚えたのです。このような国家、つまり、若い男女が、充分な栄養をとり、情欲を鎮めるのに何よりも役立つ自由民らしからぬ厳しい労働から解放され、供犠と祭礼と歌舞団とがすべての人びとにとって生涯の関心事であるような国家を、どう扱ったらいいのだろうかと考えましてね。

では、そのような国家で、多くの人びとをしばしば極端に走らせるもろもろの欲望、理性が法律の形を取ろうとするとき、それから遠ざかるようにと命じる欲望から、いったいどんな仕かたで遠ざかることができるのでしょうか。そしてこれらの欲望の多くを、すでに定められた諸規則が抑制するとしても、それは何も不思議ではありません。――というのは、極端な富を禁じることは、節度を保つのに少なからず役立ちますし、また教育の全体制も、そのような目標をめざすにふさわしい法律を持っており、それらに加えて、他へ逸れることなくつねにこの法律を見つめ、若者たち自身を監視するように訓練されている役人たちの眼が、他の欲望に対しては、人間が計らい得るかぎりにおいて、これを抑制するからです――。しかし、少年少女のあいだの、および成人した男

836

B 女のあいだの愛、そこから個人にとっても、国家にとっても、数え切れないほどの出来事が起こってきたのですが、それに対しては、どのような用心をしたらよいのでしょうか。また、どんな草を刻んで薬をつくりだし、各人にこのような危険から逃れる道を見つけてやれるのでしょうか。それはまったく容易ならぬことです、クレイニアス。

じっさい、他の少なからぬ点では、わたしたちが他の普通一般に見られるものとは異なった法律を制定するときに、全クレテとラケダイモンとは、かなり大きな適切な援助を与えてくれますが、愛の問題については、――

C ここだけの話ですが――、彼らはまったくわたしたちとは対立しているのです。というのは、もしひとが自然の本性に従って、ライオス(1)以前の法律を制定しようとし、女性に対すると同じように、男性の若者たちと愛の交わりをともにするのは正しくないことであると言い、動物の習性を引き合いに出して、それが自然に反することであるがゆえに、そのような目的をもって雄が雄に触れることはないのだと指摘するならば、たぶん彼の用いる論証は〔一般的には〕説得力を持つでしょうが、あなた方のお国では、けっして賛同されないでしょう。

D だが、それに加えて、立法者がつねに目標として見つめるべきだ、とわたしたちが主張するところのもの、それもまた、そのようなあなた方のやり方とは一致しません。というのは、わたしたちはつねに、定められる規則のうち、どれが徳へ導き、どれがそうでないかを探究しているのですから。さあそれでは、いまそのようなしきたりが、かりに美しいもの、あるいはけっして醜くはないものとして立法化されるのを認めるとしましょう。それはわたしたちにとって、徳を勧める上で、どのような貢献をするでしょうか。誘われる側の心のなかに勇敢な気質を育てるでしょうか。あるいは誘う側の心のなかに節度ある気質を育てるでしょうか。それとも、そんなことを信じる者はひとりとしてなく、むしろそれとは正反対に、一方では、快楽に負けて、抑制することのできな

E い人間の柔弱さは、万人がこれを非難し、他方、女の真似をする人間の女々しさは、これを軽蔑するのではないでしょうか。かりにもそのような事柄を、人間のなかでいったい誰が、法律として制定するでしょうか。真の法律が何であるかを心得ている者なら、おそらく誰ひとり、そうはしますまい。

1　オイディプスの父であるテバイの王。伝説によると初めて男色を行なったという。

(836)

837 では、このことが真理であることを、わたしたちはどんなふうにして証明すればよいでしょうか。もしひとがこれらの事柄を正しく理解しようと望むならば、友愛と欲望、同時に愛(エロース)といわれるものの本質を、見きわめなければなりません。じっさい、これらには[1]二つの種類があり、そしてこの両者から第三の別の種類ができているのですが、それらを一つの名前で呼ぶことが、すべての困難と曖昧さとをつくりあげているのです。

クレイニアス どういうふうにして?

六

アテナイからの客人 一方では、徳性において似たもの同士、同等のもの同士を、わたしたちは友と呼びますが、他方ではまた、欠乏しているものが豊かなものの友であるというように、正反対の種類の者同士を、友と呼びます。そしてどちらの感情も強くなると、これを愛と呼びます。

B **クレイニアス** そのとおりです。

アテナイからの客人 ところで、相反するもの同士の友愛は激しく野性的であり、それはわたしたちのあいだでは、相互的であることはめったにありませんが、似たもの同士の友愛は、穏やかで、生涯を通じて相互的です。これら二つが混じり合った場合には、この第三の種類の愛を持つ人間が、何を追い求めているかを知ることが、まず第一に容易ではありません。さらに彼は、両方のもの、つまり青春の華に触れることを命じるものと、それを禁じるものとによって、反対の方向に引張られて、どうしていいか分らなくなってしまうものです。肉体に愛

C 着し、熟れた果実に飢えるように、青春の華に飢える者は、それを満喫することを自分自身に勧め、愛されるも

のの心のあり方など見向きもしません。しかし肉体的欲望を二義的なものとし、相手を欲するよりもむしろ観る者、魂をもって真に魂を欲する者は、肉体が肉体に堪能することを非行であると考え、そして節制、勇気、度量、知恵を尊び敬って、清らかな恋人とともにつねに清らかな交わりを持つことを願うでしょう。しかしこれら両者の混合である愛(2)、それはわたしたちがさきほど第三の愛として述べたものです。

D

さて、愛にはこれだけの種類がありますが、法律はこれらすべてを禁止し、それがわたしたちのうちに生まれるのを妨げるべきでしょうか。それとも徳を目差し、若者ができるかぎり善くなることを望む愛は、それがわたしたちの国にあることを願うが、他の二種類は、できることなら、これを禁じるであろうということは、明らかではないでしょうか。あるいはまた、どう言ったらいいでしょうか、親愛なるメギロス。

メギロス　それらについていまあなたが言われたことは、あなた、まったくお見事ですよ。

E

アテナイからの客人　予想していたとおり、わたしはあなたの同意を得たようですね。あなた方の国の法律の方は、このような事柄についてどう考えているかを、わたしは調べてみる必要はありません。ただ、わたしの議論に対するあなたの同意を得さえすればいいのです。だが、クレイニアスの方は、あとでもう一度、これらの同じ問題について呪文をとなえて、説得するように努力しましょう。ところでお二人とも賛成頂けたとして、ぜひとも法律の話を進めようではありませんか。

1　837 A 3 αὐτά は友愛の種類を意味するのであろう。すなわち、後述されるように、友愛には、似た者同士の友愛と、正反対の者同士の友愛と、これらの二つが混じり合った第三の種類の友愛とがある。

2　837 D 1 τρίτος は γ′ と読む（ジャクソン、イングランドによる）。

メギロス　ほんとうにごもっともです。

アテナイからの客人　この法律を制定するための手段がいま手許にひとつあるのですが、それは一面ではたやすいのですが、他面ではいわばこの上なくむずかしいものなのです。

838

メギロス　とおっしゃると、どういうことですか。

アテナイからの客人　今日でも人間たちの大多数は、たとえ彼らが法律を無視する人間であるとしても、いかにやすやすと、そして完全に、美しい人びととの肉体的関係を回避しているか、しかもそれが不本意にというのではなく、できるかぎり自分から進んで、そうしているのだということを、わたしたちは知っています。

メギロス　どういう場合を指しておられるのですか。

アテナイからの客人　誰かが、美しい兄弟なり、姉妹なりを持つ場合です。また息子や娘についても同じ掟があって、これは成文化されてはいませんが、大っぴらにでも、ひそかにでも、彼らと床をともにするとか、あるいは何か他の愛の仕ぐさで彼らに触れることのないように、できるだけ完全に守ってくれるのです。それどころか、そのような交わりへの欲望すら、多くの人びとの心にはぜんぜん起こってこないのです。

B

メギロス　おっしゃるとおりです。

アテナイからの客人　ですから、ちょっとした言葉が、そのような快楽をすべて鎮めてしまうのではありませんか。

メギロス　どんな言葉を指しておられるのですか。

アテナイからの客人　それらの行為が、まったく不敬虔であり、神の憎みたもうもの、恥ずべきことのなかで

C　も、最も恥ずべきことだという言葉です。そしてその理由は次の点にあるのではないでしょうか。つまり、それらについて何ぴとも違った言い方をしないということ、むしろわたしたちはいずれも、生まれると直ちに、絶えず至るところで、人びとがそれらのことを語っているのを聞くということです。それは喜劇のなかだけでなく、すべての真面目な悲劇でもたびたび語られます。たとえば、テュエステス(1)のような人物、オイディプスのような人物、あるいは妹とひそかに交わり、発見されると即座に、罪に対する罰として、おのれに死を科したマカレウス(2)のような人物を舞台にのせる場合がそうです。

メギロス　ともかくも次の点だけは、まったくあなたのおっしゃるとおりです。つまり、何ぴともけっして世

D　の掟に反することを口にしようと試みない場合には、世論というものは驚くべき力を持っているということです。

七

アテナイからの客人　ですから、さきほどわたしたちが言ったことは正しかったわけですね。つまり、立法者が、人間をとりわけ奴隷とするもろもろの欲望の一つを逆に奴隷にしようとするときに、どんな方法をもってすべきかを知るのは、容易であるということは、です。それはつまり、その世論というものを、すべての人にとって、奴隷、自由民、子供、女、要するに社会全体にとって、同じように神聖なものとすれば、それによって、そ

1　神話によると、兄弟アトレウスのために子供たちを殺された後で、自分の娘ペロピアと交わり、生まれた子がアイギストスであるという。

2　アイオロスの子で、妹カナケと交わりを結ぶ。

(838)
E の法律に最も確乎たる基礎を与えたことになるだろうということです。

メギロス まったくそうです。しかし、すべての人にその点で同じことを言いたいようにさせることがどうやって可能かということになりますと……

アテナイからの客人 ご指摘のとおりです。わたしが、この法律に関して、自然に従って生殖のための交わりを行なわせる手段を持っていると言ったのは、まさしくそのことを意味していたのです。すなわち、一方では、
839 男同士の交わりを避けさせて、人間という種族を意図的に絶滅させることもなく、根づいて実を結ぶことのけっしてない、岩や石の上に種子を蒔くこともないようにし、他方では、蒔かれた種子が育つことをあなたが望まないどんな女の畠をも避けさせる手段を持っていると言ったのはね。じっさい、この法律が永続的になるとともに力を持つならば、たとえば、現在親子の交わりを禁じる意味でそれが威力を持つように、もし他の場合にも、それがとうぜん持つべき威力を発揮するならば、計り知れないほどのよい結果をもたらすでしょう。なぜなら、まず第一に、それは、自然に従うものであり、愛欲の激情や狂気、あらゆる種類の不倫、飲食のすべての行き過ぎ
B を抑え、男たちをして自分の妻を慈(いつく)しませるからです。そしてもしひとがこの法律をしっかりと捉えておくことができれば、他にも数多くの善いものが生じてくるでしょう。

しかし、もし誰か精力絶倫の血気さかんな若者がわたしたちの傍に立って、この法律が制定されるのを聞くならば、おそらく彼は、馬鹿げた、できもしない規則をきめるといって嘲り、あたり一面をそのわめき声で一杯にすることでしょう。そして、わたしが、この法律がいったん制定された場合、それを永続させるための工夫を手
C にいれはしたものの、この工夫はある意味ではすべての工夫のうちで最もたやすいが、ある意味では最も難しい

と語ったのは[(1)]、まさしくこのことを念頭においてでした。つまり、それが可能であるということ、およびいかにしたら可能であるかということを知るのは、いともたやすいことです。――というのは、わたしたちの言うように、この法規はいったんそれが充分神聖なものとされれば、それはすべての心を隷属させ、定められた法律に恐怖をもって完全に服従させるでしょうから――。しかし事態は今日、〔不自然な交わりをすべて禁止するところまで、法律を拡大しようとする場合に〕それが実現可能であるとは思われないところに来ているのです。それはD ちょうど、共同食事の制度が可能であるとは、つまり、国全体が永続的にそれを実行することができるとは考えられないのと同様です。もっとも、あなた方のところではそれが現に行なわれていて、その可能性が事実によって証明されていますが、しかもなお、そのあなた方のお国においてすら、それを女性にまで適用することは、自然にかなうことだとは考えられていません。以上のようなわけで、この不信の圧力のゆえに、わたしはこれら両方を[(2)]、恒久的な法律として確立するのはすこぶる困難だと言ったのです。

メギロス　あなたのおっしゃるとおりです。

アテナイからの客人　とはいっても、それが人間の能力の限界を越えていないこと、実現可能であることを、何らかの説得力を持った議論を用いて、あなた方に説明しようとするのをお望みでしょうか。

クレイニアス　望みますとも。

E **アテナイからの客人**　次のどちらの場合に、ひとは愛欲から遠ざかり、そのような事柄について、命じられた

1　838A参照。

2　不純な交わりの禁止と女性の共同食事。

ところを節度をもって守ろうとすることがたやすくできるでしょうか。身体が健康で、鍛練をつんでいる場合でしょうか、それとも鍛練をしていない場合でしょうか。

クレイニアス 鍛練をつんでいる場合の方が、はるかにそうでしょう。

840

アテナイからの客人 わたしたちは誰でも、タラスのイッコス[1]がオリュンピアの競技や、その他の競技のために、どんなふうにしたかを話に聞いて知っていますね。彼はそれらの競技に勝利を得ることを切望し、また専門的知識をわきまえ、節度ある剛毅な性格の持主であったので、聞くところによると、鍛練の最中はけっして女にも少年にも触れなかったと言います。また、クリソン[2]やアステュロス[3]やディオポンポス[4]やその他多くの人びとについても、同じことが言われています。しかも、クレイニアス、彼らは、わたしやあなたの国の人びとよりも、

B

精神の面ではるかに劣った教育しか受けていませんでしたし、肉体の点でははるかに強壮でした。

クレイニアス たしかにあなたの言われたとおりです。これらの競技者たちの場合、事実そのようであったということは、昔語りにきわめてはっきりと語られていますから。

アテナイからの客人 ではどうでしょう。これらの人びとは、レスリングや、競走や、その他そのようなものにおける勝利のために、多くの人びとが幸福なことだとするものを敢えて斥けたのに、わたしたちのところの子供たちは、はるかにより立派な勝利のために、それを抑制することができないのでしょうか。この勝利こそは、

C

それが最も立派なものであることを、わたしたちは彼らに向かって子供のときから、物語や談話のなかで語って聞かせたり、歌のなかでうたってやったりして、おそらく彼らに信じこませるであろうものなのです。

クレイニアス どんな勝利ですか。

アテナイからの客人　快楽に対する勝利です(5)。もし彼らがそれを確保すれば、幸福に生きるし、この勝負に敗れれば、正反対のことになると、わたしたちは言っているのです。そしてその上になお、〔多くの人びとが幸福なことだとする〕そのものはけっして敬虔なものではないという恐れが、快楽に打ち勝つ力を与えてくれるのではないでしょうか。その快楽には、彼らよりも劣っている他の人びとでさえ打ち勝っていますのに。

クレイニアス　おそらく、そうなりましょう。

八

アテナイからの客人　そこで、この法律に関して、わたしたちはこんな状態に、つまり、一般大衆の堕落のゆ D えに行き詰まり状態におちいっているのです。ですから、わたしたちの法律はこれらの問題に関して、文字どおり前進してこう言わなければならないと、わたしは主張します。すなわち、わたしたちの市民が鳥や他の多くの獣に劣ってはならないと。これらの鳥獣は大きな群れをなして生まれ、繁殖の時期までは、ひとりで純潔を保ち、番うことをせずに暮らし、その年齢に達すると、雄は雌と、雌は雄と、それぞれ好む相手と一対になり、そして E それ以後は、最初の愛の約束を忠実に守って、神を敬い正しく生きるのです。ですから、わたしたちの市民は、

1　オリュンピア祭で五種競技に優勝した体育家。『プロタゴラス』316D参照。
2　オリュンピア祭で連続三回長距離競走に優勝した。『プロタゴラス』335E参照。
3　クロトンの人。オリュンピア祭の優勝者。
4　テッタリアの人であったという。
5　840C5 νίκης の後をセミコロンで切り、ἧς を補う（イングランドによる）。

こうした獣よりも優れていなければなりません。しかし、もし彼らが、他のギリシア人や非ギリシア人の大多数のうちにおいて、いわゆる自由恋愛が大いなる力を発揮しているのを見聞きして、これらの人びとによって堕落させられ、こうして快楽に対する戦いに勝利を得ることができなくなれば、護法官たちが立法者となって、彼らに対し、第二の法律を工夫しなければなりません。

841

クレイニアス　では、どんな法律を制定するように、あなたは護法官たちにお勧めになるのですか、もしいま制定された法律が、彼らに守りきれないとしたら。

アテナイからの客人　もちろん、それにつづく次善のものをです、クレイニアス。

クレイニアス　とおっしゃいますと？

アテナイからの客人　快楽の力をできるだけ働かせないようにする方法がありましたね[1]、この力に注ぎ込まれる養分を、労働によって身体の他の部分へと向けることによってね。ところで、この同じ結果が、もし性行為に恥ずかしさの感情がかならず伴うとすれば、やはり得られるでしょう。というのは、羞恥心から、そのようなことを行なう回数が少なくなり、少なくなることが欲望の支配力を弱めるでしょうから。ですから、わたしたちの

B

市民のもとでは、そのような行為は、これをひそかに行なうことが立派なことだとされ、習慣と書かれざる掟とによって、是認されるべきであり、大っぴらに行なうことは、醜いことだとされなければなりません。しかしだからといって、全面的に禁止する必要はないのです。こうすれば、わたしたちは、次善の正しさをもった、次善の醜と美との基準を法律として制定することになるでしょう。そして、あの性格的に堕落してしまった人びと、

C

それを一つの種族として、「自分自身に負けた者」とわたしたちは呼ぶのですが[2]、彼らを三種類の力が取り囲ん

で、法律に違反しないように強制するでしょう。

クレイニアス　どんな種類の力ですか。

アテナイからの客人　神に対する畏怖の念、名誉を重んじること、身体ではなく魂の美しいあり方を欲すること、この三つです。いま言われたこれらのことは、おそらく夢物語での祈りに過ぎませんが、もしそれが実現されれば、すべての国家にとって、この上ない善きものとなるでしょう。そしておそらくわたしたちは、もし神が

D 欲したもうならば、性の問題について、次の二つのうち一つを強制することができましょう。一つは、品性の正しい自由民は何びとも、自分の正式の妻以外の者には誰にも敢えて触れてはならないこと、そして嫡出でない私生児の種子を妾に蒔いてはならないこと、および自然に反する不毛な種子を男に蒔いてはならないということです。あるいは、男子との交わりはこれをまったく禁止しますが、女性との関係については、もし誰かが、神々に祝福され、神聖な結婚によって家に迎えた者以外の女と、金で買ったにせよ、他のどんな手段によって手にいれ

E たにせよ、そのような女と交わって、その行為を誰か他の男や女に知られるならば、彼を文字どおり他国者であるとみなして、国家におけるいっさいの栄誉にあずかれない者、と法律によって規定するならば、おそらくそれは正しい立法とみなされるでしょう。そこでこの法律が、それが一つと呼ばれるべきにせよ、二つと呼ばれるべ

842 きにせよ、性行為および、一般にこのような欲望によってわたしたちがお互いに睦みあって行なう、正しいあるいは正しくない、いっさいの性にかかわりある行為について、制定されなければなりません。

1　835D～836A参照。

2　I. 626E参照。

メギロス　たしかに、あなた、わたしとしては、あなたのその法律を心から歓迎するでしょう。しかし、クレイニアスの方は、それについてどう考えるか、それは彼自身に話してもらいましょう。

クレイニアス　それはそうしましょう、メギロス、適当な時期が来たとわたしに思われればね。しかしいまのところは、わたしたちの友人に、法律のもっと先のところまで進んでもらうことにしましょう。

メギロス　結構ですね。

九

B

アテナイからの客人　ところで、わたしたちの話し合いも進んで、いまではもう共同食事の制度が設定されたといえるところまで来ました。――この制度は、わたしたちの言うように、他のところでは困難ですが、クレテでは、何ぴともこれとは違ったやり方をすべきだとは考えないでしょう――。さて、それがどんなふうにして行なわれるか、ここクレテでのようにか、あるいはラケダイモンでのようにか(1)、それともそれらとは別に、それら二つよりも優れた、共同食事の第三の種類があるのか、このことについては、わたしには、その答えを発見することが困難だとは思われませんし、また発見しても大きな利益を約束するとは思われません。というのは、現に設定されているもので、充分満足がゆくように思われますから(2)。

C

そしてこれらにつづくものは、食料の供給で、どのようにして、それを共同食事に適合させるかが問題です。他の諸国では食料は、さまざまな仕かたで、多くのところから得られますが、その供給源は、少なくともこのわたしたちの国の場合の二倍です。というのは、ギリシア人の大部分は、陸と海とから食料を得ますが、わたした

ちの国の人びとは陸からだけなのです。そしてこのことは、立法者の仕事をより容易なものにします。なぜなら、D この場合、半数の法律で充分なだけでなく、いな、もっとずっと少なくて済みますし、その上、これらの法律は自由民によりふさわしい性質のものだからです。つまり、海上貿易、陸上貿易、小売商売、宿屋商売、徴税請負、鉱山業、利貸し、複利その他無数のそのような事柄の多くにこの国の立法者は別れを告げて、それらについての法律制定の仕事から解放され、農夫、牧羊者、養蜂業者、および農産物の保管者や、農具の管理者のために、法 E 律を制定するでしょう。結婚、出産、育児、さらに教育、国家における役人の任命といった重要な問題については彼はすでに法律を制定しているのですから、いまや、彼の立法は、食料(3)とそれの供給のために働く人びとに、向かうことになります。

そこでまず、農業関係法とよばれるものがなければなりません。最初の法律は、「境界を守るゼウス」のそれで、それは次のようなものです。

何ぴとも他人の土地との境界石を動かしてはならない。隣人が同国人であるにせよ、あるいは彼が国境に土地を所有していて、隣人が外国人であるにせよ、その行為は、文字どおり、「動かしてはならぬものを動かす(4)」こと

1　クレテとラケダイモンでの共同食事の制度の相違については、アリストテレス『政治学』第二巻(1271a)参照。それによると、クレテでは共同食事は公の費用でなされたが、ラケダイモンではその費用は各人が支出し、貧しい者にとってこれは容易ならぬ負担であり、それを払えない者は市民権を失わざるをえなかった。

2　共同食事についてはたびたび言及されてはいるが(VI. 780B～781D, VII. 806E～807A, VIII. 839C～D等)明白な立法化はまだなされていない。

3　842E3 ἐπὶ の後の τοὺς を削る(イングランドによる)。

4　III. 684E 参照。

になる、とみなさなければならない。すべての人は、友人の土地や敵の土地との境界を示すところの、神々にかけて誓われた、小さな石を動かそうとするくらいなら、境界を示すものではない最大の岩を動かそうとすることの方を欲するべきである。なぜなら、友人の土地との場合には、「同族を保護するゼウス」が、敵の土地との場合には、「外国人を保護するゼウス」が証人であり、これらの神々の怒りを招くと、最も恐ろしい戦いが結果するからである。そしてこの法律に従う者は、それの与える罰を受けることがないであろうが、それを軽視する者は、二重の罰を受けなければならない。一つは、神々からの第一の罰であり、第二は法律によるそれである。すなわ

B

ち、何びとも隣人の土地との境界石を、自分から動かしてはならない。もし動かす者があれば、誰でも望む者が農夫たちに知らせ、彼らは彼を法廷に提訴すべきである。そしてもし誰かがそのような裁判で有罪とされれば、彼は、ひそかにあるいは暴力で、土地の再分配を企てた者とみなされ、法廷はその裁判に敗れた者がどんな罰を受けるべきか、またどれだけの罰金を支払うべきかを決定する。

C

つぎに隣人に与える多くの些細な損害がありますが、それらは頻繁に起こることによって、多量の敵意を生みだし、隣人関係を困難な、きわめて苦いものにします。ですから、隣人同士で何ひとつ敵意のある行動を取らないように、あらゆる注意を払うべきです。他のこともですが、とりわけ他人の土地を侵すことのないように、つねに大いに注意しなければなりません。なぜなら、利益を与えることは、けっして誰にでもできるというものではありませんが、害を与えることは難しいことではなく、誰にでもできることですから。

D

境界を越えて隣人の土地を侵す者は、損害を補償し、さらにその恥知らずと自由民らしからぬ行為のつぐないとして、被害者に対して別に損害の二倍を差し出さねばならない。これらおよびそれに類するすべての事件の審

査官、裁判官、刑の査定官の役には、地方保安官があたるべきだが、比較的大きな事件については、先に述べたように[1]、その地域の保安官全員が、小さな事件についてはそのうち隊長だけがこれにあたる。

またもし誰かが、家畜に他人の土地で草をはませるならば、これらの役人は、その損害を実地に調べた上で判決を下し、刑を査定しなければならない。またもし誰かが、蜜蜂の嗜好を利用して、他人の蜜蜂の群れを奪うならば、つまり、銅鍋か何かを叩いて、その音で蜂の群れを誘って自分のものにするならば、彼はその与えた損害を補償しなければならない。

E またもし焚火（たきび）をする際に、隣人の林に[2]注意を怠るならば、彼は役人が適当と思う罰金を支払わねばならない。また木を植えるときに、隣人の土地から適当な距離を取らない場合も同様である。

これらの事柄については、多くの立法者たちによってすでに充分に語られており、わたしたちは彼らの法律を利用すればよいのであって、わたしたちの国の偉大な建設者に、普通の立法者でも扱えるような多くの細々した

844 事柄まで、すべてを立法するように要求する必要はありません。たとえば農業用水については、古くからの立派な法律が定められていて、それをわざわざ、わたしたちの議論の中に引きいれる必要はないのです。だが自分の土地に水をひきたいと思う者は、公共の水源から引くべきであって、誰か個人の所有に属する、地上にあらわれている泉から水をとってはなりません。彼は、家、神殿、墓所を避けるかぎり、どこを通って水を引いてもかまいませんが、その際水路を掘る以外に損害を与えてはならないのです。またもしある場所が、土質が乾燥してい

1　VI. 761E 参照。

2　843E2 τῶν は τὴν と読む（ステファヌスによる）。

B　て雨水がたまらず、必要な飲み水に事欠くならば、自分の土地を粘土層まで掘ってかまいませんが、もしその深さでもまだ水が出ないならば、家中の人の飲料水に必要なだけを、隣人のところから引くことが許されます。またもし隣人のもとでも水が不足しているならば、地方保安官のもとで水の配給量をきめてもらい、それを毎日受けとり、こういうふうにして、隣人と水を分けあうべきです。

C　また上の土地で耕作をする者や、境を接して住んでいる者に対して、下に住む者たちの誰かが、もし雨水を流させないで損害を与えるか、あるいは逆に、上に住む者が不注意に水を流して、下の者に対して損害を与えるならば、そして、与えた損害のゆえに、これらのことに関して、彼らが互いに協力しようと欲しないならば、誰でも望む者が、都市では都市保安官に、田舎では地方保安官に訴えて、双方が何をなすべきかをきめてもらわねばなりません。そして命令に従わない者は、その物惜

D　しみと意地の悪い性格のゆえに、裁きを受けなければならず、そしてそれに敗れれば、役人の命令に従おうとしなかったという理由で、被害者に対して損害の二倍を賠償しなければなりません。

一〇

さて果実については、次のようにして、みんなでこれを分けあわなければなりません。二つの贈物が、収穫の女神の恩恵としてわたしたちに与えられています。一つは保存に適さない、「ディオニュソスの玩具」(1)であり、もう一つは保存に適するように自然が産んだものです。そこで果実については、次の法律を定めなければなりません。

E　アルクトゥルス(2)が登り、収穫の時が来るより前に、自分や他人の土地で、葡萄でも、無花果(いちじく)でも、普通種の果

実を味わう者は、ディオニュソスへの捧げものとして、自分のところから摘んだ場合には、五〇ドラクメ、隣人のところからなら、一ムナ、その他のところからなら、三分の二ムナを支払うものとする。しかし今日、「上等な葡萄」とか、「上等な無花果」と呼ばれているものを収穫しようと望む者は、自分のところの木から取る場合には、好きなように、好きな時に取ってよいが、もし他人の木から許可なくして取る場合には、「自分が置いたのではないものを動かすな」という法律に従って、つねに罰金を支払うものとする。もし奴隷が、土地の持主の許可なくして、そのような果実のどれかに手をつけるならば、彼は葡萄の一粒一粒、無花果の一つ一つと、同じ数の鞭を受けねばならない。[3][4]

845

在留外人は、上等の果実を買い、望むときにそれを収穫することが許される。しかし、一時的に逗留する外国人が、道を旅行して歩いているときに、果実を食べたくなった場合には、上等の果実なら、欲しいときに、自分と従者一人にかぎり無償で、わたしたちのもてなしの印として取ってかまわないが、いわゆる普通種やそれに類するものは、外国人が、わたしたちとともにこれを取ることは、法律によって禁止される。もし彼らが、主人であれ奴隷であれ、そのことを知らないでこれに手をつけるならば、奴隷は鞭で懲らしめ、自由民は、乾葡萄や葡萄酒や乾無花果として貯蔵するのに適さない、他の果実を取るようにと戒め教えた上で放免する。

B

C

また梨、林檎、ざくろ、その他すべてそのようなものについては、これをこっそり取ることは、何ら恥ずべき

1　葡萄のこと。
2　牛飼い座の主星で、この星の出は秋分を示す。
3　普通種の果実とは乾葡萄、葡萄酒などとして保存するもの。これに対し、なまで食べるものは上等な葡萄と呼ばれる。
4　XI. 913C 参照。

ことではないとするが、見つけられた者は、三〇歳未満ならば、傷つけない程度に鞭打ってやめさせる。自由民はそのような鞭打ちに対して訴えることは許されない。外国人は、葡萄や無花果と同様に、これらの果実も分け前にあずかることが許される。しかし、三〇歳以上の者がそれらを取る場合は、その場で食べて、一つも持ち去らないならば、外国人と同じ条件でそれらすべての分け前にあずからせる。しかし、この法律に従わない者は、

D 他日徳に対する栄誉を競う際に、もし誰かが彼についてそのような事実を、そのときの判定者に思い出させるならば、失格となる危険を覚悟しなければならない。

二

水は何にもまして、庭の作物にとって栄養を与えるものですが、それはまた汚染されやすいものです。なぜなら、土や太陽や風は、水とともに大地に育つ植物を養うものですが、これらは薬物を用いたり、脇へ導いたり、盗んだりすることによって、そう簡単に損われるものではありませんが、水にはその性質上、すべてそのような

E ことが起こり得るのです。ですから、それには法律の保護が必要です。そこで、それについて、次のような法律を定めるのがよいでしょう。

もし誰かが他人の水に、その水が湧き水であれ、貯水であれ、薬物によるか、溝を掘るか、あるいは盗みによって故意に損害を与えた場合、被害者は補償請求額を書き記して、都市保安官に提訴すべきである。そしてもし誰かが、何らかの薬物によって、損害を与えたとして有罪とされた場合には、その者は損害の査定額に加えて、泉なり貯水槽なりを浄化しなければならないが、その浄め方は神事解釈者たちの法律が、それぞれの場合、それ

846 ぞれの被害者に対して、規定するところに従ってなされる。
　つぎに、すべての季節の収穫物搬入に関しては、誰にも何の損害も与えないか、あるいは自分の受ける利益が隣人に与える損害の三倍である場合には、誰でも望む者は、自分の収穫物を運ぶのに、どの土地を通ることも許される。これらの事柄の裁定には、役人があたるものとする。その他誰かが、相手の意に反して故意に、力ずくであろうと、ひそかにであろうと、自分の所有物によって相手自身、またはその財産に損害を与える場合も、すべて同様にすべきである。すべてこのような場合には、役人に申し立て、賠償を受けるものとする。ただしそれは、損害が三ムナまでの場合にかぎる。しかしもし誰かの誰かに対する要求額がそれ以上である場合には、彼は
B 公共の法廷(1)に提訴して、加害者に賠償させる。もし役人のうち誰かが、不正な判断をもって罰金を決定したと思われる場合には、その役人は被害者に対し二倍を支払わねばならない。さらにすべての訴訟に関して、役人の不正は、誰でも欲する者がこれを公共の法廷に提訴することが許される。
　刑がそれに従ってきめられる、これらの無数の細々した諸規則、訴状の提出、被告の召喚、証人——その数を
C 二人にすべきか、それとも何人にすべきか——、すべてこのような事柄については、法律に定めないでおくわけにはゆきませんが、それはまた老齢の立法者の仕事に値するほどのものでもありません。ですから、それらは若い立法者たちが、先人の法律を手本にして、彼らの大きな規則に則って、自分たちの細々した規則をつくるべきです。そしてそれらを必要に応じて実験的に用いてみて、このようにしてすべての法律が充分に整ったとみなさ

1　部族民法廷のこと。

れるまで、彼らは努力すべきです。そして充分に整ったならば、それらの法律を不動のものとし、もはや正しい形をとったものとして、それを用いて生活しなければなりません。

D

さて、職人一般については、次のようにすべきです。第一に、市民は誰ひとりとして、職人の仕事に従事してはなりません。市民の家僕も同様です。なぜなら、市民たるものは国家公共の秩序を確保し維持するという、充分な仕事を持っており、それは多くの訓練と、同時に多くの勉学を必要とし、片手間に行なうことを許さないものだからです。二つの仕事なり、二つの職業なりを、徹底的に遂行することは、ほとんど人間の能力を越えたものであり、さらに自分が一つの職業に従事し、他人が別の職業にあるのを監督することは、力にあまることなのです。

E

ですから、わたしたちの国では、まず第一に、次の原則をたてるべきです。すなわち、何ぴとも鍛冶屋であって同時に大工であってはならないし、さらに大工でありながら、自分の仕事よりも、鍛冶屋の仕事をする他人の監督に精を出してはなりません。この場合彼は、自分のために働く多くの奴隷の監督者として、彼らの監督にいっそう精を出すのは、そこからあげられる利益の方が、自分自身の職業からのものより、自分にとって多い(1)のだからとうぜんであるということを口実にします。しかし、国家において、各人はそれぞれ一つの職業を持ち、それによって生活の資を得るべきです。

847

都市保安官は、この法律を維持すべく努力しなければなりません。そしてもし市民が、徳の涵養に向かうよりも、何かの職業に走るならば、彼がおのれの正道に戻るまで、非難と不名誉とをもって懲らしめなければならないのです。

B

またもし誰か外国人が二つの職業に従事するならば、投獄、罰金、国外追放をもって懲らしめ、彼が一つの役だけを果し、多くの役をうけもつことのないように、強制すべきです。そしてこれらの職人に対する賃

銀や、彼らによる仕事の拒否[2]について、またもし誰か他の人が彼らに、あるいは彼らが誰か他の人に、不正を行なった場合、五〇ドラクメまでは都市保安官が裁定をし、それ以上は、公共の法廷が法律に従って裁判することにします。

C　わたしたちの国では、何びとも輸出品や輸入品に対する税金を払う者はいません。乳香その他そのような神事に用いる外国の香料、また国内に産しない深紅色染料やその他の染料、あるいは外国から原料を輸入する必要がある、その他の不急不要の目的のための技術にかかわるもの、これらを輸入してはなりませんし、また国内にとどめることがどうしても必要であるものを、輸出してもなりません。さらにこれらすべての事柄については、護法官のうち最年長の五人を除いて、それにつづく一二人のものが検査官および監督官の役にあたります。

D　武器その他戦争に関係するいっさいの装備については、もし何らかの技術、植物、鉱物、縄、動物を、軍事目的のために輸入する必要がある場合には、国家がこれらの受け渡しを行ない、騎兵隊長と将軍とがそれらの輸出入を管理すべきです。そしてそれらについての適当で充分な法律は、護法官がこれを制定することになるでしょう。しかし、これらの軍需物資であれ、その他何であれ、金儲けのために、その商売をすることは、わたしたち

E　の国では地方においても、都市においても、どこでも行なわれてはなりません。

1　846E6 δι' の代りに δὴ を読む（イングランドによる）。

2　847B3 τῶν ἀναιρέσεων τῶν ἔργων はここで訳したように仕事の拒否と取ることも、反対に仕事を引き受けることと取ることもできる。イングランドは ἀνακρίσεων と読むこともできるのではないかと言っている。

一二

大地の産みだすものの供給と分配については、クレテの法律[1]に近い形の正しい制度ができれば、適当なように思われます。すなわち、すべての人は、大地の産物のすべてを一二の部分に分け、それぞれの部分は、それぞれの月に消費されるべきです。そしてこの一二分の一の部分のそれぞれは――たとえば小麦や大麦の部分、その他すべての季節の収穫物や各地方で売りに出されるすべての家畜も、同じ仕かたで分けられなければならないのですが――比例的に三つに分けられ、その一つの部分は自由民に、一つは彼らの家僕に分け与えられます。そして第三の部分は、職人および一般に外国人に割り当てられます。これらの外国人には、わたしたちといっしょに住んでいて生活必需品を必要とする在留外人と、そのときどきに公用、あるいは個人的仕事でやってくる人びととがあります。彼らのためには、すべての必需品のうち、こうして分けられた第三の部分だけが、売りに出すことを強制されますが、他の二つの部分は何ひとつ売ることを強制されません。では、それらをどのようにして分けたら、最も正しいのでしょうか。まず最初に明らかなことは、わたしたちがそれらをある意味では等しく、ある意味では等しくなく分けるということです。

848

B

クレイニアス　どういう意味でしょうか。

アテナイからの客人　大地が産み育てるこれらの産物には、かならず悪いものもあれば、優れたものもあります。

クレイニアス　そうですとも。

アテナイからの客人　そこで、この質の点では、三つの部分のどれも、つまり、主人や奴隷に分けられた分も、外国人の分も、他のものに勝っていてはなりません。いや、分配はすべての人びとに、同じ質の等しさを確保しなければなりません。市民各自は二つの部分を取り、それを量と質とに関して自分の欲するままに、奴隷と自由民とに分配する権利を持ちます。そしてそれらの残り[2]は、数量的に次のようにして分配することにします。すなわち、大地の産物によって養われるすべての家畜の数を数えて、それに応じて分配するのです。

C

　そのつぎに、これらの人びとに、適当に配置された独立の住居が与えられなければなりません。そして次のような配置が、このような目的のために適当でしょう。一二の村が必要で、それらが、一二に分けられた各地域の中心に一つずつあり、各村々においては、まず神々と神々につづくダイモーンたちのための神殿と市場との場所を選定すべきです。マグネタイ族[3]の地方神や、いまなお記憶にとどめられている他の古い神々の社があるならば、これらを古人がしたと同じように敬わなければなりません。またヘスティアやゼウスやアテナの神殿や、一二の地域のそれぞれの守護神である、他の神々の神殿を、それぞれの村に建てるべきです。そして、これらの神殿の周囲に、そして最も高い土地に、まず監視隊のためにできるかぎり堅固な宿舎として建物をつくります。また残りの国土全域に、職人たちを一三のグループに分けて配置します。そのうちの一つを都市に住まわせますが、これはさらに一二の部分に分けられて、都市全体の一二の地区に割りあてられ、都市の外側にそれを円形に取りま

D

E

1　クレテの法律については、アリストテレス『政治学』第二巻（1272a）参照。

2　第一と第二の部分のうち、市民各自が自分と奴隷のために取った残りを指すものと思われる。

3　クレイニアスたちの新しい植民都市マグネシアの先住民。

(848)

く形で配置されます。他方、それぞれの村には、職人たちのうち、農夫たちにとって役立つ職種を一箇所に集めて住まわせます。そしてこれらすべての人びとの監督には、地方保安官の隊長たちがあたり、各地域がどれだけの、どんな種類の職人を必要とするか、またこれらの職人をどこに住まわせれば、農夫たちにとって最も面倒なことがなく、また最も役に立つであろうかを、きめます。また都市における職人たちは、同様に、都市保安官の

849 隊長たちが監督者となり、その監督の下にとどめられるべきです。

一三

つぎに市場に関する事柄はすべて、市場保安官が監督します。その役目は第一に、市場にある神殿に対し、何ぴとも何らの不正をも加えないように監視することであり、第二には、人びとの商売が節度のあるものか不法なものかを監視し、懲らす必要のある者を懲らしめることです。商品については、まず第一に、市民たちが外国人に売るようにきめられているそれぞれの品物が、法律どおりに売られているかどうかを監視しなければなりません。それぞれの商品について、法律は次のように規定します。

B 月の朔日に、商品のうち外国人に売られる分を、代理人——これは市民のために業務を委託された外国人もしくは奴隷である——が市場に持ち込むことにする。まず穀物の一二分の一であるが、外国人は一カ月分の穀物とそれに付随するものを、この最初の市で買うことにする。そして月の一〇日には、一カ月分に足りる飲みものを

C 売買する。第三の市は二〇日であり(1)、そこでは家畜が売られ、これは売り買いを必要とする個人に限られる。また農夫たちが売りに出す器具や品物、たとえば、皮革、すべての衣類、織物、フェルトその他そのようなものの

販売も行なわれる。外国人がこれらのものを手にいれるには、他人から購入しなければならない。しかしこれらの品物や、粉に挽いた大麦や小麦、その他のすべての食料の小売りについては、何ぴとも市民や彼らの奴隷たち

D

にこれらのものを売ってはならないし、また何ぴとも、このような人びとから買ってはならない。しかし、外国人の市場で、外国人が職人やその奴隷たちに売ることは許され、彼らは酒や穀物を販売し、これは一般に小売りと呼ばれる。また肉屋は動物を切り分けて、外国人、職人およびその奴隷に売却してよい。また薪はすべて、希

E

望する外国人は、いつでも、地方の代理人からまとめて買って、他の外国人に、欲しいだけを欲しいときに、売ってよい。

また各人が必要とする他のすべての品物や器具は、一般市場へ運ばれ、それぞれの品がきめられた場所で売られる。そして護法官と市場保安官が、都市保安官の助けを得て、適当な場所を指定し、商品のための売場を定める。そこで金銭を物と、物を金銭と交換するが、相手から受けとらずに何かを先に渡してはならない。信用で先渡しをした者は、受けとるべきものを受けとっても、受けとらなくても、そのような取引については、もはや法律に訴えることはできないものとして、諦めなければならない。また売買による財産の増減が、財産の上限と下

850

限とを定めて、(2) それを越えて売買することを禁じる法律の規定を、量および価格の点で越えるならば、多すぎた

1　849C1は、テクストの τρίτῃ を読めば、二三日にの意味か、あるいは三カ月ごとの二〇日に、の意味になる。しかし第一と第二の市が一日と一〇日であって、第三の市が二三日であるというのはおかしいし、また三カ月に一度というのも、他の市にくらべて間隔がありすぎるので、パトンに従い τρίτῃ は τρίτη と読む。

2　V. 744D～745B参照。

分は護法官のもとに記録され、反対の場合には、その取引は無効とされる。

B 同じ規則が、在留外人の財産の登録についても適用されるものとする。外国人は誰でも希望する者は、次の条件で国内に居住することが許される。すなわち、住むことを希望し、またそれの可能な外国人は誰でも居住を認められるが、彼は職業を持つ者で、また登録の日から二〇年以上滞在してはならない。彼は行ないを正しくする以外に、どんなわずかな居留民税をも支払う必要はなく、さらに売買のため税金を支払う必要もない。滞在期間が過ぎたら、自分の財産を持って退去することとする。しかし、もしその期間中に、何か国家に対する充分な奉

C 仕という点で、言うに足るほどの成果をあげたならば、そして政務審議会と民会とを説得して、在留期間の延長もしくは終身の滞在要求が、公に認められるであろうと信じるならば、彼は出頭して、国家を説得し、説得に成功した事柄は、彼に対して完全に実行されなければならない。在留外人の子供たちについては、職人であり、すでに一五歳に達しているならば、その滞在期間の始まりは一五歳からとする。そして上述の条件で二〇年間滞在したならば、どこへでも好むところへ行かせる。しかし、もし彼が留まることを希望するならば、先と同様に、

D 説得に成功すれば滞在させることにする。しかし、退去する者は、以前に役人のところで記入した登録を、消してゆかなければならない。

第九巻

アテナイからの客人　では、そのつぎに問題になるのは、法律を整備する上での自然の順序としては、これまでに取り上げてきた職業活動のすべてに付随して起こる裁判のことでしょう。さて、どんな事柄が裁判にかけられるべきか、その一部については、つまり農業とかそれに関連するかぎりのことについては、すでに語られたのですが、[1]最も重大な事件については、まだ語られてはいません。そこで、そういった重大な事件を一つひとつ取

B

り上げて、[2]それぞれの犯罪がどのような刑罰を受けるべきか、またどんな裁判官の前で裁かれるべきか、まさにそういった問題を、以上述べたことにつづいて、わたしたちはつぎに論じなければなりません。

クレイニアス　そのとおりです。

アテナイからの客人　たしかに、わたしたちが建設しようとしている国においては、——それは、わたしたちに言わせるなら、立派な政治が行なわれて、徳を実行するのによい条件をすべて備えているはずなのですが——、わたしたちがいま定めようとしているようなことすべてを法律に定めるということ自体が、ある意味では、恥ずかしいことなのです。つまり、そのような国のなかに、他の国々で見られるような邪悪さの最もひどいものを身につけた者が、誰か生まれてくるかも知れないと考えて、そこで、そのような者が現われる場合に備えて、法律

C

によって機先を制し、脅す必要があるのだとか、また、そのような人間は必ず現われてくるものと想定して、[3]彼らが現われるのを阻止するためにも、また現われてきたなら懲らしめるためにも、彼らに対する法律を定めるべ

きであるとか、ということがそもそも、いまも言いましたように、ある意味では、恥ずかしいことなのです。
しかしながら、わたしたちがいま法律を定めようとしている相手は、昔の立法者たちの場合のように、神々の子である、半神たちではありません。昔の立法者たちは、今も語り伝えられている話によると、自分たち自身が神々の後裔であったとともに、同じように神々の系譜を引く他の者たちに対して法律を定めたということですが、しかしわたしたちは、死すべき人間として、同じく人間の種子から生まれた者たちに立法しようとしているのです。ですから、わたしたちの市民のなかに、どうしても軟らかくならないほどに生まれつき頑固な、いわば角の

D

ように硬い心をもった者が誰か生まれてきはしまいかと心配するとしても、それは当然のこととして許されるでしょう。それはちょうど、あの角につつかれて固い殻をもつ種子(豆)が[4]、火で熱しても軟らかくならないように、この連中は、どんなに強力な法律をもってしても、その性根をやわらげられることない者たちなのです。
そこで、そういった連中のために、——「ために」と言ってもよい意味にではありませんが——、わたしはまず第一に、神殿荒しに関する法律について語ることにしましょう。そのような犯罪をあえて犯す者が誰かいるかも知れませんから。むろん、正しい養育を受けた市民がそのような病気にかかるだろうとは、わたしたちは少しも予期していませんし、またそれは望みもしないことですが、市民たちの召使とか、外国人とか、外国人たちの奴隷なら、そのような犯行を企てることがしばしばあるでしょう。だから、主としてそういった連中のことを念

1　Ⅷ. 842E sqq. 参照。
2　853A6 ῥηθὲν の語は削る(アストによる)。
3　853C2 ἐσομένους は ἐσομένοις と読む(ステファヌスによる)。
4　獣の角でつつかれた種子は、角のように固くなって、調理できないと俗に信じられていた。

854 頭において、しかしまた、人間の本性は一般に弱いものであるということにも警戒の目を向けながら、神殿荒し(1)や、その他これと同類の犯罪で、治療が困難であるか、治療の不可能なもの全部についての法律を語ることにしましょう。だが、前に同意された原則に従って(2)、これらの法律に対する「序文」を、その法律全体に先立って、できるだけ簡潔に語らねばなりません。

では、悪しき欲望に昼は唆(そそのか)され、夜は目覚まされて、神殿にある聖なるものを掠め取るように駆り立てられている者に対しては、ひとは次のように語りかけたり、説ききかせたりすることができるでしょう。

B 「いいかね、君。いま君を駆り立てて神殿荒しへと向かわせている悪しき衝動は、人間の生まれながらの本性に根ざすものでもなければ、神に由来するものでもないのだ。それは、遠い昔に犯されて償われぬままになっている犯罪にもとづいて、人びとの心に植えつけられている一種の狂気なのだ。これが親から子へと巡り廻って、破滅をもたらす呪われたものとなっているのだ。だから君は、全力をあげて、それを警戒しなくてはならない。では、その警戒とは、どのようにすることなのか、それをいま、君は学びたまえ。

もしも君に、何かそういった邪(よこしま)な考えが起こった場合には、汚れを浄めてくれる秘儀に参加することだ。禍を防いでくれる神々の社に、歎願者として詣でることだ。君たちの間で徳が高いと評判されている人たちを訪ねて、C 彼らと交際することだ。そして、ひとはだれも立派なこと、正しいことを尊重しなければならぬと彼らが言うならば、それに耳をかたむけるとともに、自分でもその言葉を口に出して言ってみるようにしたまえ。そして、悪しき人たちとの交際からは逃げて、後をふりむいてはならない。そうすることによって、君の病気が少しでも和らぐなら、それでよいし、もし和らがないようなら、死ぬことの方がよりよいことだと考えて、君はこの人生か

らおさらばしたまえ」

二

では、以上のことを、すべてそのような国家の破滅につながる不敬行為を企む者どもに対しての序曲（法の序文）として、わたしたちは歌うことにしましょう。そうして、これに従う者には、本曲（法の本文）の方は歌わなくてもよいけれど、従わない者に対しては、いまの序曲につづいて、次のようなことを大声で歌わなければなりません。(3)

D　神殿荒しをしていて捕まった者は、それが奴隷か外国人である場合は、額と両手に罪人の烙印を押され、裁判官たちが適当と考えるだけの鞭を加えられた上で、国境の外に裸で追い出されるべきである。

おそらく彼は、そのような刑罰に処せられることで、分別を取りもどし、より善い人間になるであろうから。というのも、法律にもとづいて科せられる刑罰はどれ一つ、人を害することを目的にしているのではなく、次の二つの効果のうちのどちらかを目ざしている、と言ってよいからである。すなわち、刑罰を受けた者をより善い

E　人間にするか、あるいは少なくとも、悪い程度のより少ない人間にするか、そのどちらかなのであるから。(4)

しかし、もし誰か市民が、何かそのような行為をしているところを見つかった場合には、すなわち、神々や両

1　854A2 ἱεροσύλων は ἱεροσυλιῶν と読む（アストによる）。
2　IV. 718B sqq. とくに 722B～723C 参照。
3　同じような言い方が、870E～871A にも見られる。
4　刑罰の目的については、862D および XI. 934A～B などを参照。

親や国家に対して、口にするのも憚られるほどの何か重大な犯罪を犯しているのであれば、裁判官としては、その者をもはや治療の見込みのない者とみなさなければならない。というのも、その者は子供の頃から立派な養育や教育を受けてきたにもかかわらず、最大の悪事から身を控えることをしなかったのだと裁判官は考えるからである。だから、その者に対する刑罰は死刑である。これは、彼にとっては、もろもろの不幸のなかでもいちばん 855 小さなものではあるけれども。(1) しかし、他の人たちにとっては、彼は見せしめとなることによって、利益をあたえることになるだろう。彼は名もなき者として、国境の外に姿を消されてしまうのであるから。(2) しかし、彼の子供や一族の者に対しては、もし彼らが父親の轍を踏まなかった場合には、悪から善へと立派にかつ勇敢に逃げてきたものとして、名誉があたえられ、尊敬を伴った評判がたてられるようにしなければならない。

ところで、この国においては、分配地の大きさはつねに同じで、数も同じままに保たれねばならないのであるから、そのような犯罪人の誰ひとりの財産をも公共のものとして没収することは、この国の国制にはふさわしくないだろう。しかし、もし誰かが、罰金刑に相当する犯罪を犯していると思われる場合は、その罰金を支払うの B が当然である。ただしその額は、その人が分配地に必要な設備をほどこした上で、なおその上に余裕があるなら、(3) その限度までにとどめるべきであって、それ以上を支払わせてはならない。そしてこういったことに関する詳細なことは、護法官たちが記録にもとづいてよく調査し、(4) 正確なことをそのつど裁判官たちに知らせるべきである。それは、分配地のどれ一つも、資金不足のために耕作不可能な状態におちいるのを防ぐためである。

しかしもし誰かが、もっと多額の罰金刑に相当すると思われる場合は、――友人たちの誰かが彼の保証人となって、いっしょにその罰金を支払い、彼を釈放してやろうとするのでないかぎり――、彼は長期間ひと目につく

C 所に監禁されるなり、ある種の屈辱的な仕打ちを受けるなりして、懲らしめられるべきである。しかし何びとも、どんな犯罪に対してでも、市民権を完全に剝奪されるということはけっしてない。よしその者が、国境の外に追放されていてもである。

したがって、この種の犯罪に対して科せられる刑罰は、死刑、投獄、鞭打ち、無様な姿勢で立ったり坐ったりさせられること、国土の端にある神殿において曝し者になること、あるいは、さきほど言ったように、罰金がこの場合の刑罰となるべきならば、罰金を支払うこと、ということになる。

ところで、死刑が科せられるべき事件においては、前年度の役人のなかから功績によって選ばれた者たちより
D 成る法廷(5)に、護法官たちが加わって、裁判官になるべきだとしておきましょう。そしてこの場合の起訴とか召喚とかその種のすべてのことや、またそれらの手続きに関することは、わたしたちの後につづく若い立法者たちに

1　死刑によってその人の悪がやむなら、それはまだましで、もし悪人のままで生きながらえるなら、その人の魂の最終的な運命はもっと恐ろしいものになるだろうとの意味。本巻終り（881A）にも、「死刑は刑罰としては最終的なものではない」と言われている。

2　後述873B参照。つまり、その者は死刑にされた後に、国内に埋葬されず、国境外に棄てられること。

3　855A8 τι τῶν は τί τῳ と読む（ペイトンによる）。

4　分配地以外の各人の財産もすべて公簿に記録されていて、護法官の管理下におかれている。V. 745A～B, VI. 754D参照。

5　第六巻一三章（767C～D）の裁判制度の記述のなかにみられる「第三〔審〕の法廷」（最終法廷）のこと。この法廷で扱われる事件は、神殿荒しのほかに、後に述べられるように、国制転覆（856B～C）、反逆（売国）（856E～857A）、計画的な殺人（871A sqq.）、殺人未遂の傷害（876E sqq.）、および不敬罪の一部（X. 910C～D）である。なお、プラトンは実際に、この種の法廷の設置をシケリアの同志たちに提案している（『書簡集』VIII. 356D～E）。

考えてもらうことにして、わたしたちがここでなすべき仕事は、〔判決の〕投票に関する規則を定めることです。

さて、投票は公開で行なわれねばならない。だが、その投票に先立って、裁判官たちは原告と被告に相対しながら、年長順に、互いにできるだけ接近して着席すべきである。また、市民のなかで暇のある者はすべて出席して、熱心にこの種の裁判に耳を傾けなければならない。

E

さて、最初に原告が、ついで被告が、一度(1)ずつ陳述を行なう。そしてこれらの陳述が終ると、最年長の裁判官が尋問を始め、陳述内容を詳しく吟味する。最年長の裁判官につづいて、残りの裁判官全員がそれぞれ順番に、原告被告の双方から、言われることを期待したのに言われなかったり、あるいは間違って言われたりしたと思われる点を詳しく問いただす。しかし、そのような不審を少しも覚えない者は、尋問の役を次の人にゆずる。こうして、陳述されたことのなかで当該事件に重大なかかわりがあると思われるかぎりのものは確認して、その調書に裁判官全員が署名をし、これをヘスティアの女神の祭壇(2)の上に保管しておく。そして翌日また裁判官たちは同じ場所に集合して、前日と同じ仕かたで尋問し、その事件を審理した上で、その調書にはまた署名をする。そしてこれを三度繰り返して、証拠や証人に充分な考慮を払ってから、裁判官一人ひとりが神聖な投票石を手にとり、できるだけ公正で真実な判決を下すことをヘスティアの女神に誓った上で、投票するのである。そしてこのようにして、この種の裁判に結着をつけるのである。

三

B

さて、神々に対する犯罪(神殿荒し)のつぎには、国制転覆に関する犯罪があります。すなわち、法律や国家を

人間の支配下において、法律を奴隷にし、国家を党派の従者にする者、しかも、これらのことすべてを暴力を用いて行ない、法を踏み破って内乱をひき起こす者、このような者は、国家全体にとっての最大の敵とみなされねばなりません。

C

他方、このような犯行のどれにも加担してはいないが、国家の最高の官職にありながら、これらの犯行に気づかぬか、あるいは気づいていても、臆病なために、自分の祖国を守って犯人を罰しようとしない者、このような市民は、邪悪さの点で前者につぐ者とみなされるべきです。多少とものの役に立つ人間なら誰でも、そのような陰謀を企んでいる者を、暴力を用いて非合法に国制の変革を計っているというかどで当局に通報し、これを告発しなければなりません。そして、この者たちに対する裁判官には、先の神殿荒しをした者たちの場合と同じ人たちがなり、また裁判の審理全体も、先の場合と同じやり方で行なわれるべきです。また死刑の判決は、多数決によることにします。

D

なお、ひと言でいうなら、父親がこうむった汚名や罰は、彼の子供たちの誰にも及ぼされてはなりません。ただし、父親ばかりでなく、祖父や曾祖父までもがつぎつぎに死刑の判決を受けた者の場合は別です。そのような

1　アテナイのアレオパゴス法廷では、原告被告双方とも二回ずつ陳述することが許されていたと言われる。

2　ヘスティアは竈(かまど)の女神であるが、古代ギリシアでは、竈は家の中心であり、最も聖なる場所であった。そして国家にも「公共の竈」があり、それは一般にプリュタネイオン(迎賓館)のなかに設けられていて、それが国家の中心で最も聖なる場所とみなされていた。死刑を科すべき重大犯罪の裁判がどこで行なわれるかは明記されていないが、どこか公共の建物のなかに、国家の竈が設けられ、ヘスティアの像が祀られていて、そこでこの裁判は行なわれるべきものと想定されているのであろう。

場合には、国家は、その子供たちに自分の財産を持たせて、――ただし、分配地に充分な設備をほどこすに足るだけの財産は残させて――、彼らの〔家族の〕出身地である国や町へ送り返さねばなりません[1]。そして、市民のなかで一〇歳以上になる息子を一人より多く持っている者たちの父親か、あるいは父方ないしは母方の祖父が指名した子供たちのなかから、一〇名の者を籤で選び、この選ばれた者たちの名前をデルポイに通告するのです。そしてそこの神さまが任命された者を、よりよき幸運にめぐまれることを祈りながら、先の立退いた者たちの家の相続人として定めるのです[2]。

E

クレイニアス　結構な提案です。

アテナイからの客人　さらに、第三の種類の犯罪者たちに対しても[3]、彼らを裁くべき裁判官や、また裁判のやり方に関しては、先に述べた場合と共通な一つの法律が適用されねばなりません。それは、反逆(売国)罪の嫌疑で法廷へ訴えられる者たちのことです。また、その子供たちを祖国のなかに留めるか、祖国から追い出すかという点についても、先に述べた一つの法律が、反逆者(売国奴)と、神殿荒しと、国法を暴力で破壊する者との三者に対して、同じように適用されるべきです。

さらに、ものを盗んだ人に対しては、それの大小にかかわらず、この場合にも一つの法律が適用され、すべての者に対して一つの法的な制裁が加えられるべきです[4]。すなわち、まず第一に、そのような裁判において有罪となった者は、分配地以外に充分な財産を持っていて、支払うことができるかぎり、盗んだものの二倍に相当する額を被害者に支払わねばならない。しかし、それだけの財産を持たない場合は、その支払いをすませるまで、あるいは告訴人が釈放を認めるまでは、投獄されねばならない、ということです。

B　また、公共のものを盗んだかどで有罪となった者は、国家が釈放を認めるか、あるいは盗んだものの二倍に相当する額を支払うかしたときに、獄から出されるものとしておきましょう。

クレイニアス　それはいったい、どういうことでしょうか、あなた。大きなものを盗んだ場合でも、小さなものをこっそりと持ち去った場合でも、また聖なる場所から盗もうと、世俗の場所から盗もうと、その他、千差万別のどんな盗みについてでも、その間に何の区別もしないということは。立法者としては、多種多様な盗みに対応して、科すべき刑罰もそれぞれ異なったものにすべきではありませんか。

四

アテナイからの客人　これはほんとうに、いいことを言ってくださいました、クレイニアス。どうやらわたしC は、いわば無我夢中で進んでいたところを、あなたにぶつかって目を覚まされたようですね。おかげでわたしは、前にも考えていたことを思い出しました。つまり、法律制定の仕事は、いま現に起こっている事態からいえるように、これまでけっして正しい仕方では行なわれていなかったということです。しかし、それはまたどういう

1　『法律』において建設されるはずの、このマグネシアの国は、クレテおよびペロポネソス地方からの植民者によってつくられることになっているから(IV. 707E～708A)、市民はそれぞれ自分の出身国(都市)をもっているわけである。

2　分配地の数はつねに五〇四〇でなければならないから(V. 737E, 740B～D参照)、種々の事情でその相続人がなくなった場合には、つねにその代わりの者を決めることになるわけである。

3　856E5 τρίτος は τρίτοις と読む(テイラーによる)。

4　ただし、以下の規定は、XI. 933E sqq. の盗みについての罰則とは一致しない。

意味かと尋ねられるかも知れませんね。こういうことなのです。わたしたちは前に、今日法律をあたえられている側の人たちすべてを、奴隷〔の医者〕によって治療を受けている奴隷たちに比較したのですが、[1]その比較は間違っていなかったということなのです。というのも、わたしたちは次のようなことを心に留めておかなければなりませんからね。つまり、いまかりに、理論はもたずに、経験だけにたよって医術を用いている医者の誰かが、な

D

にかの折に、自由民の医者が自由民の患者と話し合っているところに行き合ったとしてみましょう。そしてこの自由民の医者はそのとき、哲学者が使うのに近いような言葉を使って、病気をその起源から問題にし、身体の本性一般にまで溯って論じているとします。すると、先の〔奴隷の〕医者の方は、たちまち大声をあげて笑い出すことでしょう。そして彼がそのときに語る言葉は、いわゆる「医者」と呼ばれている者の大多数が、このようなことに関していつでもすぐに口に出しそうな言葉以外のものではないでしょう。つまり彼は、こんなふうに言うわけです。「なんと非常識な人だろうね。君は患者を治療しないで、教育しているのだよ。まるで相手が願ってい

E

るのは、健康になることではなくて、医者になることであるかのようにね」

クレイニアス　その人がそのようなことを言ったとしても、それは正しい言い分ではありませんか。

アテナイからの客人　たぶん、正しいでしょうね。もしもその男が、なおその上に、法律についても、いまわたしたちが行なっているようなやり方をする者は、法律を制定しているのではなくて、国民を教育しているのだと、そんなふうに考えているのでしたらね。どうでしょう、そんなふうに言うことだって、適切であるとは見えませんかね。

クレイニアス　おそらく、そうでしょうね。

アテナイからの客人　しかし、わたしたちのいまの立場は幸運なものだったのですよ。

クレイニアス　いったい、どういうことがですか。

858

アテナイからの客人　わたしたちは、是が非でも法律を制定しなければならぬ必要には迫られていないということなのです。いや、わたしたち自身は、国制全般についての考察者となって、最善のことについてでも、また最低限に必要なことについてでも、それらを実現させるとすれば、どのようにして実現させることができるかを、見究めるように努力すればよいのです。そしてとくに今の場合においては、どうやらわたしたちには、もし望むなら、法律についての最善のことを考察してもよいし、また望むなら、最低限に必要なことだけを考察してもよい、という自由があたえられているようなのです。では、その二つのうちで、どちらかよいと思われるやり方のほうを選ぼうではありませんか。

クレイニアス　その選択の出し方は、あなた、おかしいですよ。それではまるで、わたしたちは何か緊急な必要に迫られて、明日ではおそすぎるから、今ただちに法律を制定するようにと求められている立法者たちに、そっくりの者となるではありませんか。しかし実際のところは、もしそう言ってもよろしいなら、ちょうど石積み職人や、あるいは何かほかの建物の建築にとりかかろうとしている人たちと同じようにすることが、わたしたちには許されているのです。つまり、わたしたちは材料を手あたりしだいに集めてきて、そしてそのなかから、これから建てようとしている建物にふさわしいものを選び出す——それも暇をかけてゆっくりと選び出す——とい

B

1　IV. 720 A sqq. 参照。

うことが許されているわけです。ですから、わたしたちはいま、何がなんでもすぐに建物を建てなければならない者ではなく、なおゆっくりと暇をかけて、材料を集めるなり、あるいはその材料を組み合せるなりしている者なのだ、ということにしておきましょう。したがって、法律の一部はすでに制定を終っているが、他の部分はまだ材料が集められている段階だと言って、正しいでしょう。

C

アテナイからの客人　とにかく、そのようにすれば、クレイニアス、わたしたちが行なおうとしている法律の概観は、よりいっそう本格的なものになるでしょうね。さて、それはそれとして、お願いしたいのですが、立法者たちについて、次のことを調べてみようではありませんか。

クレイニアス　どのようなことをですか。

アテナイからの客人　わたしたちの国々には、ほかにも多くの人たちによって書かれた文書や、文書のなかに書き記された議論もあるが、立法者の書いた文書や議論もあるでしょう。

クレイニアス　もちろんです。

D

アテナイからの客人　では、どうでしょう。ほかの人たちの作品、つまり、詩人やその他、人生についての自分の忠告を散文や韻文によって書きとめて、記録に残したかぎりの人たちの作品には、わたしたちは注意を払うけれども、立法者たちの作品には注意を払わないことにしましょうか。それとも、立法者たちの作品にこそ、何よりもいちばんに注意を払うことにしましょうか。

クレイニアス　それは、立法者たちの作品の方に、より多くの注意を払うでしょう。

アテナイからの客人　ところがそれなのに、ものを書く人たちのなかで立法者だけが、美しいこと、善いこと、

正しいことについて、それらがどのようなことであり、また幸福になろうとする者はそれらのことをどのように実践すべきであるかを、わたしたちに教えて忠告してはならぬのでしょうか。

クレイニアス　もちろん、そんなはずはありません。

E

アテナイからの客人　そうすると、ホメロスや、テュルタイオス(1)や、その他の詩人たちにとっては、彼らがその作品のなかで、人生や人生の営みについて下手な書き方をしたなら、より多く恥ずかしいことになるけれども、リュクルゴス(2)や、ソロン(3)や、その他およそ立法者としてものを書いた人たちにとっては、下手な書き方をしても、恥ずかしさはより少なくてすむのでしょうか。いやむしろ、こう考えるのが正しいのではありませんか。国々に流布しているすべての文書のなかでは、法律について書かれたものが、それを開いて見た場合に、はるかにずっと立派で善いものに見えなければならないし、そして他の人びとが書いたものは、これを範にして見習ったものでなければならぬか、それとも、これと調子の合わないものなら、ずいぶんと滑稽なものになる、ということなのです。

859

ですから、国家の法律を文書に書き記すにあたっては、次のようにすべきだとわたしたちは考えることにしましょうか。つまり、書かれた規則が、愛情と分別をそなえた父親や母親の姿をとって現われるようにすべきだということです。それとも、独裁者や主人の流儀にならって、命令や脅迫の形でその規則を壁の上に書いてしまえ

1　テュルタイオスについては、I. 629A およびその注を参照。

2　リュクルゴスについては、I. 630D およびその注を参照。

3　ソロンは、アテナイの民主制の基礎をきずいた有名な立法者。

ば、それでもうすんだことにする、というやり方をすべきでしょうか。

さてそれでは、いまのこの場合も、わたしたちは法律について考察するにあたって、前者の線にそって語るように努めるべきかどうか、その点を考えてみることにしましょう、――それに成功するかどうかは別にして、とにかく、その熱意だけは示すのです。そしてその道にそって進んで行くうちに、何か面倒な事態に会わなければならないとしたら、甘んじてそれを受けることにしましょう。だが、うまく行くことを願っていますし、そして神さまの思し召しがあるなら、実際にそうなるでしょう。

クレイニアス 見事なお話でした。あなたの言われるとおりにやってみることにしましょう。

五

アテナイからの客人 では、その線にそって進むことにして、まず最初に、神殿荒しに関する法律や窃盗一般に関する法律、およびあらゆる犯罪についての法律を、わたしたちは厳密に検討してみる必要がありますね。そして、立法のこの中途の段階では、ある部分についてはすでに法律の制定をすませたけれども、他の部分についてはなお検討中であるとしても、わたしたちは落胆してはなりません。というのも、わたしたちは立法者になりつつあるけれども、まだ立法者になってしまっているのではありませんから。しかし、いずれ間もなく、そうなることでしょう。では、これまで述べてきた事柄について、わたしの述べたような方法で考察してみることに同意してくださるなら、考察してみることにしましょう。

クレイニアス ぜひ、そういたしましょう。

アテナイからの客人　それでは、立派なことや正しいこと全般に関して、次のことを見究めるように努めてみましょう。つまりそれらの事柄について、わたしたち自身の間ではいま、どの点では意見が一致し、どの点では意見が異なっているかということです。——わたしたちは、ほかのことは望まぬにしても、せめてその点では、大衆よりもまさることを熱望していると言いたいでしょうからね——。そして、その大衆は大衆でまた、相互に

D

どの点では意見が一致し、どの点では意見が異なっているかということをも、よく見るようにしましょう。

クレイニアス　いったい、わたしたちの間のどのような意見の相違を念頭において、そう言われるのですか。

アテナイからの客人　それは、わたしの方で説明することにしましょう。正義一般についても、また正しい人間や正しい事柄、そして正しい行為についても、それらはすべて立派なものであることを、わたしたちはすべて認めているでしょう(1)。したがって、正しい人たちは、よし肉体的には醜くても、その品性がきわめて正しいものであるなら、まさにその点で、まったく立派な者であるというふうに断言する人がいるとしても、そのような言い方を調子外れであると考える者は、おそらく誰もいないでしょう。

E

クレイニアス　それで正しいのではありませんか。

アテナイからの客人　たぶん、そうでしょうね。しかし、わたしたちは、次の事実も見ておくことにしましょう。——もし、正しさをそなえているものはすべて立派であるとすると、その「すべて」のなかには、わたしたちに対してなされることも含まれていて、それは、わたしたちが他のものに対してなすことと、数の上ではほと

1　「正しいことはすべて立派な（美しい）ことである」という命題は、『ゴルギアス』476Bのなかにも述べられている。

んど等しいだけあるでしょう。(1)

クレイニアス それで、どうなるのですか。

アテナイからの客人 わたしたちのなすことは、もし正しいことなら、それが正しさを共有しているだけの、ちょうどそれだけの程度、立派さをも分有しているでしょう。

クレイニアス たしかに。

860

アテナイからの客人 では、わたしたちに対してなされることも、それが正しさを共有するなら、ちょうどそれだけの程度、立派なものになる、ということが同意されるなら、その議論は矛盾したものにならないでしょう。

クレイニアス そのとおりです。

アテナイからの客人 だがもし、わたしたちに対してなされることが、正しくはあるけれども、見苦しいものであることを認めるとすると、その場合には、「正しいこと」と「立派なこと」とは一致しないことになるでしょう。正しいことがこの上なく見苦しいことであると言われたわけですから。

クレイニアス どういう意味で、そんなことを言われるのですか。

アテナイからの客人 何も理解しにくいことを言っているのではありません。わたしたちが少し前に定めた法律は、いま言われていることにまったく矛盾したことを命じているように見えるからです。

クレイニアス どのようなことに矛盾しているのでしょう。

B

アテナイからの客人 神殿荒しをする者や、立派に制定された法律に敵対する者は、死刑にするのが「正しい」

とわたしたちは規定したはずですね。(2) そしてそのほかにも、これに類する罰則を、わたしたちはいろいろと定めるつもりでいたのですが、それは控えたのでした。というのも、一つには、そういった刑罰は、数の上でも、またその重さの上でも、限りなく複雑なものになることが分ったからですが、もう一つには、すべての刑罰のなかで、それらの刑罰こそ、最も正しいものではあるが、また最も見苦しいものでもあることが分ったからなのです。ところで、そうなると、「正しいこと」と「立派なこと」とは、ときにはすべて同じであるように見えたり、ときにはまったく反対であるように見えたりするのではないでしょうか。(3)

クレイニアス　その恐れはありますね。

C

アテナイからの客人　ですから、大衆の間では、そういうわけで、「立派なこと」と「正しいこと」とがすっかり切り離されてしまっていて、その種の事柄について、首尾一貫しない言い方がなされているわけです。

クレイニアス　それはたしかに、そう見えますね。

1　「なす」(能動)と「なされる」(受動)との完全な対応、つまり、「なすものがなすのと同じ内容のこと、また同じ性質のことを、なされるものの方はなされるのだ」ということが、同じく『ゴルギアス』のなかに(476B～D)、先の命題につづいて述べられている。

2　854E参照。

3　この箇所の議論の趣旨は、念のために要約すれば、次のようになる。犯罪者に刑罰を科すことは一般に「正しい」と考えられている。ところで、なすこととなされることとは対応するから、犯罪者は刑罰を科せられることによって、正しいことをされることになる。しかるに、すべて正しいことは、立派な(美しい)ことでもあるとすると、犯罪者は立派なことをされるはずである。しかし現実には、犯罪者の受ける刑罰は、美しくないもの、見苦しいものとみなされている。したがって、「正しいこと」と「立派な(美しい)こと」とは、必ずしも一致しないことになるわけである。

アテナイからの客人 では、クレイニアス、わたしたちの考えの方は、まさにそういった事柄について、どの程度首尾一貫しているのか、その点を今度は調べて見ることにしましょう。

クレイニアス どんな事柄についての(1)、どのような首尾一貫性のことでしょう。

アテナイからの客人 これまでの話のなかで、わたしははっきり言っておいたように思うのですが(2)、しかし、前に言われていなかったのなら、今わたしはこんなふうに言っているものと受けとってください。

クレイニアス どのようなことでしょう。

D

アテナイからの客人 どんな点に関してであれ、悪しき人たちはすべて、不本意ながら悪しき者になっているのだ、ということです(3)。で、もしそのとおりだとすれば、そのことにつづいて、次のことが必ず言われることになるでしょう。

クレイニアス どんなことを言われるつもりですか。

アテナイからの客人 こういうことです。——不正な人は、たしかに悪しき人であるが、その悪しき人は、不本意ながら悪しき者になっているのです。ところで、自発的な行為が不本意になされるということは理屈に合いません。だから、不正を不本意なものとみなす人にとっては、不正を行なっている者は不本意に不正を行なっているのだ、というふうに見えるでしょう。そしてわたしとしては、今もまたそのことを承認しなければなりません。というのは、ひとはだれも不本意ながら不正を行なうのだ、ということにわたしは賛成するからです。よし

E

誰かが、議論に勝ちたいためとか、名誉心にかられて、「なるほど、不本意に不正を行なう者がいるとしても、しかし自発的に不正を行なう人間もたくさんいるのだ」というふうに主張するとしても、わたしの説は、さきほ

ど述べたとおりであって、その男の主張にはくみしません。

さてそれでは、わたしとしては、どのようにしてこのわたし自身の説を一貫させることができるでしょうか。クレイニアスにメギロス、いまあなた方お二人は、わたしにこう尋ねておられるのだとしてみてください。「それはそのとおりだとして、さてそれなら、あなたは、このマグネシア人の国家のために法律を制定することで、どんな勧告をわたしたちにあたえようとしておられるのか。いったい、〔刑罰に関する〕法律を制定せよと勧告しておられるのか、それとも、制定するなと勧告しておられるのか、どちらだろう」

「むろん、制定するようにと勧告しているのです」と、わたしは答えるでしょう。

861

「それならあなたは、マグネシア人のために、故意によるのでない(不本意な)犯罪と、故意による(自発的な)犯罪とを区別しようとしておられるのだろうか。そしてわたしたちは、故意による過失や犯罪には、より重い刑罰を科すべきであるが、そうでないものには、より軽い刑罰を科すべきだろうか。それとも、故意による犯罪というものはまったく存在しないと考えて、すべての犯罪に等しい刑罰を科すべきだろうか、どちらにしたものだろう」

1　860C6 πρὸς ποίαν は πρὸς ποῖον と読む(アストによる)。
2　V. 731C, 734B 参照。
3　この命題は、プラトンの対話篇のなかにしばしば述べられている(『プロタゴラス』345D〜E、『ゴルギアス』509E、『国家』IX. 589C、『ティマイオス』86D〜Eなど)。ソクラテスの基本的な教説の一つであったと思われるが、プラトンも終生この説を守りつづけた。そして、プラトンの刑罰観——刑罰は魂の病気(不正)の治療であるという考え方も、この命題を基礎にしているように思われる。

クレイニアス　いや、あなた、たしかに、あなたのおっしゃるとおりです。では、その点については、さきほど言われた説を、わたしたちはどう用いたらよいでしょうか。

アテナイからの客人　これはいい質問をしてくださいました。では、まず第一に、その説をこんなふうに用いることにしましょう。

クレイニアス　どんなふうにですか。

六

アテナイからの客人　わたしたちはつい今しがた、正しいことに関して、わたしたちの間には何かひじょうに大きな混乱と矛盾とがあるようだと言いましたが、(1) それが適切な言い方であったことを、ここで思い出してみることにしましょう。そしてそのことを念頭においたうえで、もう一度わたしたち自身に向かって、次のように問いかけてみることにしましょう。

B

「わたしたちはその問題についての困難を乗り切ってもいないし、また、犯罪には故意のものと故意でないものとの二種類があって、それはすべての国家において、これまでに現われたどの立法者によっても区別され、そしてその区別にもとづいて立法も行なわれているのであるが、その二種類の犯罪が互いにどう異なっているかということも、わたしたちは明確に規定してはいないのである。それなのに、わたしたちによってさきほど語られた説は、まるで神からの託宣ででもあるかのように、ただあれだけのことを言ったなら、もうそれで事は片づいたとしてしまうのだろうか。そしてその説が正しいものだという理由は何ひとつあたえないままで、異論を押し

C

切って立法することになるのだろうか」

いや、それはできないことです。わたしたちは法律を制定する前に、犯罪には二種類のものがあるけれども、この両者を区別するものは、一般に理解されているものとはちがうということを、何らかの形で明らかにしなければならないのです。それは、この二つの犯罪のそれぞれに対して罰が科せられる場合に、誰でもがわたしたちの定める規定についてくることができて、科せられた刑罰が適当なものであるかどうかを、何とか自分で判断できるようにするためなのです。

クレイニアス　それは結構なお話であるように、わたしどもには思われます。というのも、次の二つのうちどちらかを、わたしたちはしなければならぬわけですから。つまり、犯罪はすべて不本意なもの(故意ではないもの)であるということを否定するか、それとも、そのような言い方が正しいことを明らかにするために、まず犯罪そのものをはっきり限定するか、そのどちらかをしなければならないのです。

D

アテナイからの客人　それなら、その二つのうちの前者は、つまり、〔犯罪はすべて不本意なものであるという〕先の説を否定することの方は、わたしは真実そのとおりであると考えているわけですから、わたしにはとうてい受け入れられないものとなるでしょう。――そんなことをするのは、人の世の法にも反するし、神の掟にもそむくことになるでしょうから――。他方しかし、犯罪がどういう仕かたで二種類に区別されるかという点に関しては、もし両者のそれぞれが、故意でないものと故意のものとで区別されるのではなくて、何かほかの点によ

1　859E sqq. 参照。

って区別されるのだとしたら、わたしたちはそのことを何とかして明らかにするように努めねばならないわけです。(1)

クレイニアス　まったくですとも、その問題については、わたしたちにはそれ以外の方法を考えることはできません。

E

アテナイからの客人　では、そのようにすることにしましょう。さあ、いいですか、共同生活や交際のなかで、市民たちが相互に損害をあたえ合うことは、思うに、しばしば起ることであり、しかもそういった損害行為のなかには、故意のものも、故意でないものも数限りなくあるわけです。

クレイニアス　もちろんです。

862

アテナイからの客人　だが、そういった損害行為をすべて不正とみなして、そうすることでまた、損害行為のなかにふくまれる不正も二重のものになるのだと、つまり、ある不正は故意のものであるが、ある不正は故意でないものであると、――というのも、損害行為全体のなかには、故意でないものが、数の上でも大きさの上でも、故意のものに劣らずあるからですが――、そんなふうには考えないでほしいのです。いや、わたしがこれから述べようとしていることは、何か意味のあることなのか、それとも、まったく無意味なことにすぎないのか、その点をよく検討してみてください。わたしとしては、クレイニアスにメギロス、ひとが誰かに対して、その意志はないのに、心ならずも何かの害をあたえた場合、その人は不正を働いているのだが、しかし、心ならずもそうしているのだというふうには言いませんし、また、それを故意でない犯罪と規定して、その線にそって立法することもしないでしょう。いな、そもそも、そのような損害行為を不正と規定するつもりもわたしにはまったくあり

ません。その損害が、誰かにとってより大きなものであろうと、より小さなものであろうと、その点にはかかわりなくですね。そして、もしこのわたしの考えが受け入れられるなら、〔損害ではなしに〕利益をもたらした人でも、その利益が正しいものでなかった場合は、不正を働いているのだと言われる場合がしばしばあるでしょう。 B というのも、いいですか、ひとが誰かに何かをあたえるとしても、または反対に奪うとしても、そのような行為を無条件に「正しい」とか「不正である」とか言うべきではないからです。いな、ひとが正しい性格や品性にもとづいて、誰かに何かの利益なり損害なりをあたえているかどうか、その点を立法者は観察すべきであり、そして不正と損害という、この二つのものを分けて見なければならないのです。そして損害を受けたものは、法律によって可能なかぎり損害のなかった状態(2)にしてやらねばならないし、また失われたものは回復してやり、誰かによって倒されたものはもう一度立て直してやり、 C 殺されたり傷つけられたりしたものは、無傷なものと取り代えてやらねばなりません。そして、それぞれの損害について、加害者と被害者の間が賠償によって和らげられたなら、立法者は、法律によって両者の関係を不和の状態から親愛の状態へと変えるように、つねに努めるべきなのです。

クレイニアス　そこまでのところは、それで結構です。

アテナイからの客人　ではさらに、不正にもとづく損害や、また利得、――つまりそれは、ひとが不正行為を

1　861D6 ἑκάτερον のあとの疑問符をコンマに変え、ποτε のあとにもコンマを打つ（イングランドによる）。

2　862B6 ὑγιὲς は ἀβλαβὲς と読む（バッダムによる）。

して、他の誰かが利益を得るようにしてやった場合のことですが――、これらについては、そのうちで治療の見込みのある場合にかぎり、魂のうちに病気があるのだと考えて、治療してやるべきです。そして、不正に対するわたしたちの治療は、次のような仕かたで行なわれるのだと言わなければなりません。

クレイニアス どんな仕かたによるのですか。

D

アテナイからの客人 こんなふうにするのです。ひとが大きなことでも小さなことでも不正行為を犯したときには、法律は、あたえた損害の賠償をさせたうえに、その人を教えたり強制したりしながら、二度と再びそのようなことを自らすすんでは敢えて行なわないようにさせるか、あるいは、そこまではいたらなくても、そうすることが以前と比べてはるかに少なくなるようにさせるべきです。そのための手段としては、行動を用いてもよいし、言葉を用いてもよい。あるいは、快楽や苦痛、名誉や不名誉、罰金や褒賞を用いてもよいし、また総じて、不正を憎んで正義を愛するようにする、あるいは少なくとも正義を憎まないようにする何かの手だてがあるなら、そのものによってよい。とにかく、そうすることこそがまさに、最も立派な法律のなすべき仕事なのです。

E

しかしながら、そういったやり方をもってしても治療不可能な状態にあると立法者が認める者がいるなら、その者たちに対しては、どんな裁きや罰則を科すことになるのでしょうか。すべてそのような者たちの場合には、これ以上生きつづけることは、当の本人自身にとってもより善いことでないばかりか、彼らがこの世を去るなら、他の人たちを二重に益することにもなるだろうことを、立法者は知るでしょう。二重にというのは、他の者たちに対して不正行為をしてはならぬという見せしめになるとともに、国家からは悪人が取り除かれることにもなるからです。そして立法者は、そのことを知ったなら、そのような者たちについては、罪の懲らしめとして必ず死

863

刑を科すことになるでしょう。[1] しかし、その他の場合にはけっして死刑を科すことはありません。

クレイニアス　あなたの言われたことは、ある意味で、たいへん適切であったように思われます。けれども、不正と損害の相違は何か、また「故意によるもの」と「故意によらないもの」とが、そういったことのなかにどのように入り混じっているのか、そういった点をもっと明確に説明してくださるなら、わたしたちはよろこんでお話を聞きたいのですが。

七

B

アテナイからの客人　では、あなた方の要求にこたえて、その点を説明することに努めねばなりませんね。むろんあなた方は、魂について少なくともこれだけのことは、お互いの話合いのなかで言ったり聞いたりしておられるでしょう。つまり、魂には、生まれながらそなわっているものの一つとして、——それが状態であるか部分[2]であるかはともかく——、「激情」（怒り）というものがあり、これは生来喧嘩早くて制御しにくいものであって、無分別な暴力によって多くのことを覆してしまうものだということです。

クレイニアス　もちろん、聞いています。

アテナイからの客人　さらにまた、わたしたちは「快楽」を激情から区別しています。そして快楽は、激情と

1　魂の病気（不正）が治療不可能な状態にまで達している者は、死刑にするよりほかないという考え方は、V. 735E, XII. 942A, 957E～958A にみられる。

2　『国家』（IV. 442B～C, 444B など）においても、魂（心）の種々な働きを区別するのに、「部分」という言い方が用いられていた。

は反対の性質の力によって威力をふるいながら、欺瞞を伴った説得[1]によって、それがなそうと望むことは何でもなしとげるのだとわたしたちは主張しています。

クレイニアス 大いにそのとおりです。

C **アテナイからの客人** そして第三に、犯罪の原因は「無知」であると言う者がいても、その人は嘘をついていることにはならないでしょう。だが立法者としては、この無知を二種類に分けるほうがよいでしょう。すなわち、それの「単純なもの」は、軽い犯罪の原因であると考え、他方、「二重になっているもの」の方は、——つまりそれは、ひとがたんに無知にとりつかれているだけでなしに、自分のまったく知らないことについて完全に知っているつもりで、知恵があると思いこんでいることから生ずる愚かさのことですが[2]——、この種の無知に、力と強

D さとが伴うなら、そのような無知こそ、重大で凶悪な犯罪の原因とみなすのです。しかし、その種の無知に弱い力しか伴わない場合は、それによって生ずる犯罪は子供っぽいものであったり、老人が犯す程度のものにしかならないでしょう。たしかに立法者は、これらも犯罪とみなし、そしてそれを犯す者は犯罪人として扱って、それに対する罰則を定めはするけれども、しかしその罰則は、他のどれよりもゆるやかで、きわめて寛大なものになるでしょう。

クレイニアス おっしゃることはもっともです。

アテナイからの客人 さて、快楽や激情には、わたしたちのうちのある者は「勝つ」が、ある者は「負ける」というふうに、わたしたちのほとんど誰もが言っていますね。そして、事実そのとおりのことが起きているのです。

クレイニアス　まったくです。

アテナイからの客人　しかし、無知については、わたしたちのうちのある者はそれに勝つが、ある者は負けるというふうに言われるのを、わたしたちはまだ聞いたことがありませんね。

E

クレイニアス　ほんとうです。

アテナイからの客人　ところで、これら三つはどれも、ひとが自分の意志の望む方向へと向かって進んでいるときに、同時にまた、それとは反対の方向へとその人を向かわせることがしばしばあると、そうわたしたちは言いますね。

クレイニアス　たしかに、そういうことがしばしばあります。

アテナイからの客人　では、「正」と「不正」ということによって、わたしが何を言おうとしているかを、複雑な言い方をしないで、いまあなたにはっきり定義することにしましょう。激情（怒り）や恐怖、快楽や苦痛、嫉妬や欲望が魂のなかで独裁的に支配している状態、――それが実際に何らかの損害をもたらそうともたらすまいと

864

――、すべてそのような状態を一般的に、わたしは「不正」と呼んでいるのです。これに反して、最善は何かと考える分別、――国家や個人がその最善[3]はどのようにしたら実現されると考える

1　863B8 βιαίου の語は削る（ビュアリによる）。

2　V. 732A～B参照。なお、『ピレボス』49A～Cにも、この種の無知、つまり逆にいえば、「自分では賢いと思っている知恵」について、これは、力の弱い人が持つ場合には、滑稽なことですむけれども、力の強い人が持つなら、恐ろしくて憎むべきものになる、と言われている。

3　864A2 τούτων は τοῦτό γ' と読む（ヘルマンによる）。

にせよ――、そのような分別が魂のなかで勝利を占めて、その人の全体を秩序づけているなら、よしときに何らかの過失を犯すことがあるとしても、そのようにしてなされる行為のすべてと、そのような分別の支配に服している各人の状態が、「正しい」のであり、そしてこれこそが、人間の生涯全体を通じて最も善きことなのだと言わなければなりません。もっとも、多くの人たちは、いま述べたような〔過失による〕損害行為を、「故意によるのでない不正行為」と考えるかも知れませんが。しかし、わたしたちはいま、名前について言い争っているのでは

B ないのです。犯罪を犯すことになる原因には三種類あることが明らかになったのですから、わたしたちは何よりもまず、それら三種類のものをさらにしっかりと記憶のなかにとどめておくようにしなければなりません。さて、その三種類のうちの一つは、苦痛[1]ですが、それをわたしたちは激情(怒り)や恐怖と呼んでいるわけです。

クレイニアス ええ、たしかに。

アテナイからの客人 また、第二の種類は、快楽や欲望であり、第三の種類は、これらとは異なったものであって、最善のことについての予測や真実の判断を失っていることです[2]。ところで、この第三の種類そのものは二度分けられて、それには三つのものがあったのですから、全部では五種類のものが生じたことに[3]、いまのわたし

C たちの話ではなるわけです。そこで、この五種類の原因による犯行を二つに分けて、それぞれに異なった法律を定めなければなりません。

クレイニアス 二つに分けるというのは、何と何にですか。

アテナイからの客人 一つは、どの場合にも暴力を用いて公然と行なわれる犯行であり、もう一つは、秘密裡に詭計を用いてこっそりと行なわれる犯行です。しかし時には、それら両方の仕かたで行なわれる犯行もありま

す。この種の犯行に対しては、法律もまたきわめて厳しいものになるでしょう、もしその法律が適切なものであろうとすればですね。

クレイニアス　それは当然でしょう。

八

アテナイからの客人　ではつぎに、わたしたちの話が脇道にそれてここまで来た、その元の地点[4]まで引き返し　D　て、法律制定の仕事をやりとげることにしましょう。ところで、わたしたちはすでに、神々のものを略奪する人たちや、国家を裏切る者たちについての法律を定めました。さらに、現存の国制を覆す意図で法律を破壊する人たちについての法律も定めました。じっさい、これらの犯罪のどれかを犯す者は、おそらく、狂気の状態にあるために、あるいは、病気とか、非常な高齢とか、子供に近い状態にあるかで、狂気の人と少しも変らない状態に

1　ここで犯罪の原因(動機)の第一の種類のものが、「苦痛」と言われていることには、多少の抵抗をおぼえるけれども、しかしここでは普通一般の意味での苦痛のことが言われているのではなく、つぎに述べられているように、「激情」や「怒り」に伴う限定された意味での苦痛のことであろう。そしてこのような意味での苦痛を快楽と対立させている例は、『ピレボス』(40D～E)にも見られる。

2　864B7 ἔφεσις は ἄφεσις と読む(グルーによる)。

3　つまり、「無知は」、まず、「単純なもの」と「二重になっているもの」とに分けられ、つぎに、後者はさらに、「弱い力を伴うもの」と「力と強さとが伴うもの」とに分けられた。このようにして、「無知」は三種類に区別されたのであるが、これに前の二つのものを加えると、犯罪の原因は全部で五種類になるわけである。

4　857B参照。

あるために、そんな犯罪を犯すのでしょう。

もし、こういった事情のどれかが、犯人なり犯人の弁護人の申し立てにもとづいて、それぞれの事件に関して選出された裁判官たちに明白となり、そしてその犯人はそのような心身の状態にあって違法の行為をしたのであると裁定された場合には、彼は、あたえた損害に相当するだけの額を必ず弁償すべきであるけれども、その他の刑罰は免除されるものとしよう。

E

ただし、誰かを殺して、その手が殺人の汚れから浄められていない場合は、別である。その場合には、彼は他の国のどこかの土地に移って、そこで一年間の追放生活を送らねばならない。

もし彼が、法の定めた期間より前に帰国したなら、あるいは、自国の領土内のどこにでも足を踏み入れた場合は、護法官たちによって二年間国の獄舎につながれ、その期間が過ぎた後に獄から釈放されるべきである。

865

さて、殺人の話を始めたのですから、あらゆる種類の殺人についての法律を、制定し終えるように努力してみましょう。そしてまず最初に、暴力によってではあるが、故意にいいかえるのではない殺人を取りあげることにしましょう。

(A)(1)ひとがつぎに述べる場合のどれかにおいて、故意にではなしに、誰か仲間の者を殺したとする。すなわち、

(イ)競技中や公共の試合において。——その場合、相手が即死したか、後になってそのときの殴打がもとで死んだかは問わない。

(ロ)戦争において。

B

(ハ)軍事訓練をしているときに。――それは、武具をつけないで訓練しているときであっても、あるいは、実戦をまねて何かの武具をつけて訓練しているときであっても、いずれでもかまわない。

以上の場合には、その殺害者は、これらの件に関してデルポイ〔の神〕から授けられた掟に従って浄められるなら、それでもって汚れなき者(無罪)とみなされることにする。

(ニ)また、医者に関してはすべて、治療中の患者を故意にではなしに死亡させた場合は、法律にもとづいて汚れなき者(無罪)とみなされることにする。

(2)ひとが誰か他の者を自分で手を下して殺したのであるが、しかしそれが故意によるものでなかった場合は、――すなわち、自分の素手によって殺したのであろうと、あるいは、道具や投げ槍を使うなり、飲みものや食べものをあたえるなり、火や寒気を利用するなり、空気を奪うなりして殺したのであろうと、また、それらのことを自分の身体を使って自分で行なった場合だけでなく、他人の身体を使って行なった場合であっても、これらの場合にはすべて、その行為は、その人が自分で手を下して行なったものとみなして――、以下に述べるような刑罰を受けるべきものとする。すなわち、

C

(イ)殺されたのが、〔他人の〕奴隷である場合は、自分の奴隷が殺されたのと同じように考えて、殺された奴隷の主人に対して損害や損失のないように弁償しなければならない。

もしその弁償をしないなら、殺された奴隷の価格の二倍の額の罰金を科せられるべきである。――奴隷の価格の評価は、担当の裁判官たちが下すものとする。――またその者は、試合において相手を殺した人たちの場

(865)
D
合よりも、より大がかりで、より多くの浄めを受けなければならない。そしてこの浄めは、神が任命された神事解釈者たち(1)の指導のもとに行なわれるものとする。

(ロ)また、殺されたのが、自分の奴隷であった場合は、法律にもとづいて自分を浄めたなら、殺人の汚れは払われたものとする。

(ハ)また、もし誰かが故意にではなしに自由民を殺した場合は、奴隷を殺した者の場合と同様の浄めを受けなければならないが、その際、古い話の一つで、昔から語りつがれている次のような話を、軽視しないようにさせるべきである。すなわち、それは、

自由な誇り高い精神をもって一生を送ってきた者が、暴力によって殺された場合には、その当座しばらくの間は、彼は殺害者に対して激しい怒りに燃えるとともに、同時にまた彼自身、暴力的な仕打ちを受けたことで恐れと怯(おび)えに充たされているから、自分の殺害者が、自分が慣れ親しんでよく行きつけていた場所に出入りするのを目にすると、おびえてしまうのである。そこで、自分自身が心を乱して動揺するだけでなく、殺害者の心のなかにある〔人を殺したという〕記憶を味方にして、能うかぎりの力をもって、その殺害者自身をも、またその人の行為をも動揺させるのである、という話なのです。だから、それゆえ、

E
自由民を殺したその殺害者は、すべての季節が一巡するまる一年の間、被害者の前から遠のき、国土全体のなかで、被害者が行きつけていたどの場所からも立ち去らねばならない。

(ニ)また、殺された者が外国人なら、いま述べたのと同じ期間、その外国人の国土からも遠ざかるべきである。

さて、犯人がこれらの規定にすすんで従っている場合には、殺された者の最近親者は、その規定が完全に実行されているのを見届けたうえで、犯人を許してやるべきであるし、また犯人と和解するなら、それが何にもまして適切なことになるでしょう。

(3)だがもし、犯人がその規定に従わないで、まず第一には、人殺しの汚れから浄められないままで敢えて神域に足を踏み入れたり、犠牲を捧げたりするなら、さらにまた、先に述べられた期間一杯を故国から離れて暮ら B そうとしないなら、その場合には、殺された者の最近親者は、殺した者を殺人の罪で告訴すべきである。そして有罪となった場合は、その者が受けるべき罰はすべて、先に述べられたものの二倍にしなければならない。

(4)だがもし、最近親者がその件を告訴しなかった場合は、被害者は自分の被害の償いを求めているのだから、殺人の汚れはその近親者に移っているものとみなして、誰でも欲する者が、その近親者を告訴し、法律にもとづいて五年間祖国から立ち去らせるようにしなければならない。

C (5)また外国人が、その国に住んでいる外国人を故意にではなしに殺した場合は、誰でも欲する者が、前項と同じ規定にもとづいて告訴すべきである。そしてその殺害者が在留外人である場合は、一年間の国外追放にされるし、また、まったくの外国人である場合は、——殺された者が外国人、在留外人、市民のいずれであろうと——、浄めを受けたうえで、この法律が施行されている国から一生涯遠ざからねばならない。

(6)もしその者が、法律を無視して入国した場合は、護法官たちは、その者を死刑によって罰することにし、

1　VI. 759C 参照。

そしてその者が何らかの財産を持っているなら、殺された者の最近親者にその財産をあたえるものとする。

D

だが、その者の入国が本人の意に反して行なわれた場合は、すなわち、もしそれが海上で難破して国へ押し戻されたのであれば、海辺にとどまって足を水で濡らしながら、次の船を待たせることにし、また、陸路を何者かによって無理やりに連れこまれたのであれば、この国の役人のなかでその者を最初に発見した者が、彼を解放してやり、害を加えることなく、国境の外へ送り出すべきである。

ところで、誰かが自分で手を下して自由民を殺したのであるが、しかしそれが激情(怒り)にかられて行なわれたものである場合は、このような犯行は、まず、二種類に分けて扱わねばなりません。というのも、激情にから

E

れて殺人を犯す人たちのなかには、突発的に、しかも殺そうという考えはなかったのに、殴るとか何かそのような行為によって、その時の衝動のままに誰かをその場ですぐ殺してしまい、そして事が終ったあとでは直ちに後悔する、というような人たちがいるとともに、他方ではまた、誰かから侮蔑的な言葉や行動によって辱しめられたために、その復讐をしようとして、後日、計画的にその者を殺し、しかもその行為に対しては後悔しない、というような人たちもいるからです。そこで、思うに、これらの殺人は二種類に分けられるべきであり、そしてその両方ともが激情にかられてのものだとしてよいでしょうが、しかしこれら両者は、故意の殺人と故意でない殺人との中間に位するものだと言えば、いちばん正しいことになるでしょう。とはいってもしかし、それら両者のそれぞれは、故意の殺人と故意でない殺人とに似ているのです。つまり、激情を胸のなかにとどめておいて、そ

867

の場ですぐさま突発的な行動に出るのではなく、後日、計画的に復讐する者の方は、故意に人を殺す者に似てい

るし、他方、怒りを抑えることができないで、計画的にではなしに、その場で直ちに怒りに身をまかせて殺す者の方は、故意にではなしに人を殺す者に似ているわけです。もっとも、この後者の方だって、完全に故意のない者ではなくて、それに似ているだけにすぎないのですが。

B　そういうわけで、激情にかられて行なわれる殺人を、法律を定める上で、故意のものとすべきか、あるいは、故意ではないものの一種として扱うべきか、その点をはっきり限定することはむずかしいのです。しかし、いちばんよい方法で、また実情にもいちばん即している方法は、激情にかられて行なわれる殺人の両者を、〔それぞれ故意のものと故意でないものとに〕たんに似ているだけのものとしておいて、計画的なものか、計画的ではないものかという点で両者を分けることです。そして、計画的であり、かつ怒りにかられて人を殺した者には、より厳しい刑罰を科し、他方、計画的ではなしに、突発的に殺した者には、より軽い刑罰を科すように定めるのです。

C　というのは、より大きな悪に似ているものは、より重く、より小さな悪に似ているものは、より軽く罰せられるべきだからです。そこで、わたしたちの法律もそのようにしなければなりません。

クレイニアス　たしかに、そうすべきです。

九

アテナイからの客人　それでは、もう一度法律制定の仕事にもどって、次のように言うことにしましょう。

（B）（1）誰かが自分で手を下して自由民を殺し、しかもそれは何らかの怒りにもとづいてなされたのであるが、計画的なものでなかった場合には、その者は、他の点では、激情にかられてではなしに〔自由民を〕殺した者が受

けるのにふさわしかった罰と、同じ罰[1]を受けるべきである。ただし、追放期間は必ず二年間として、彼自身の激情が懲らしめられるようにしなければならない。

D　（2）他方、激情（怒り）にかられてではあるが、しかし計画的に殺した者の方は、他の点では、前の場合と同じ罰を受けるべきであるが、先の者が二年間の追放であったのに対して、この場合は、三年間の追放に処せられるべきである。怒りが大きいだけに、より長期間の処罰を科せられるわけである。

そして、これらの者の〔追放からの〕帰国については、次のように定めることにしましょう。――ただし、この点についての立法に正確を期するのはむずかしいことです。というのは、法律の上からみて、より危険だとされている犯人の方が、よりおとなしい者であったり、よりおとなしいとされている犯人の方が、より危険な者であったりすることがありますし、また、そのよりおとなしい人の方が、より残酷な仕かたで人殺しをするのに対して、より危険だとされている方は、よりおだやかな仕かたで行なうということもあるからです。しかし、だいた

E　いにおいては、さきほど述べたような仕かたで、殺人は行なわれるわけです。したがって、そういった点についてはすべて、護法官たちがよく調べて裁定を下すべきであるとしておきましょう。――

さて、先にあげた両者それぞれにとって、追放の期間が過ぎた場合は、護法官たちは自分たちのなかから一二名の者を、裁判官として国土の境界のところへ派遣しなければならない。つまりこの一二名の者は、その期間中に彼らの行状をなおよく調べておいて、彼らの赦免と国内への受け入れとに関する裁判官にもなるわけである。他方、追放者たちの方は、これらの役人たちの裁決に従わねばならない。

（3）しかし、先の両者のどちらであれ、帰国した後に、激情に負けてふたたび同じ犯罪を犯したなら、追放処

分にされて、今後はもはや帰国は許されないものとする。もし帰国したなら、〔追放になった〕外国人が入国した場合と同じ処罰を受けなければならない。(2)

(4)また、〔怒りにかられて〕自分の奴隷を殺した者は、浄めを行なわねばならないし、他人の奴隷を怒りにかられて殺した者は、その所有主に対して、損害額の二倍を支払わねばならない。

B

(5)なお、すべてこの種の殺人を犯した者のうちで、法律に従わずに、浄められないままで歩き廻って、市場や競技場やその他神聖な場所を汚す者に対しては、誰でも欲する者が、その当の犯人だけでなく、殺された者の近親者のうちで犯人のそのような振舞いを黙認している者をも告訴して、罰金もその他の賦課金(3)も、二倍の額を支払わせたり、取り立てたりしなければならない。そしてその支払われた罰金は、告訴した者自身が自分のものとして持ち去ることを法律は許すものとする。

C

(6)また、誰か奴隷が、怒りにかられて自分の主人を殺した場合は、殺された者の近親者たちは、その奴隷を好きなように扱ってよいし、そうしても罪にはならないものとする。ただし、どんなにしてでも絶対に生かしておいてはならない。

しかし、誰か奴隷が、自分の主人ではない自由民を怒りにかられて殺した場合は、その奴隷の持主は、殺された者の近親者たちにその奴隷を引き渡すべきであり、そして近親者たちは、その奴隷を必ず死刑にしなければな

1　つまり、その罰は、浄めを受けるほかに、一年間の追放であった。前章(2)の(ハ)の規定(865D〜E)参照。

2　つまり、死刑である。前章(6)の規定(866C)参照。

3　浄めの儀式にかかる費用のことであろう。浄めは犯人自身と、犯人が汚した場所とについて、二度行なわれるから、費用も二倍になるわけである。

らないが、その方法は自分たちの好きなようにしてよい。

(7)また、稀にではあるが、起こることとして、父親や母親が怒りにかられて、息子や娘を殴るなり何かの暴力をふるうなりして殺した場合は、殺した者は、他の殺害者の場合と同じ浄めを受けて、三年間追放されるものとする。

D

そしてその者たちは、追放から帰ってきても、妻が犯人だったのなら、夫から離され、夫が犯人だったのなら、妻から離されて、もはや一緒になって子供をつくることは許されないし、また、自分がその子供や兄弟を奪った人たちと〔一つ家に住んで〕竈を共にしたり、祭事に加わったりすることも許されない。

(8)もし、これらの点に関して法に従わないで不敬なことをなす者は、誰でも欲する人によって、不敬罪のかどで訴えられるべきである。

E

(9)夫が妻にしている女を怒りにかられて殺した場合、あるいは、妻が自分の夫を同じように怒りにかられて殺した場合は、彼らは同様の浄めを受けて、三年間の追放生活を送るものとする。

そして、そのような罪を犯した者は、帰国しても、自分の子供たちと一緒に祭事を行なったり、食事を共にしたりすることは許されない。

(10)なお、親でも子供でも、この規定に従わない者がいるなら、この場合もまた、誰でも欲する人によって、不敬罪のかどで訴えられるべきである。

(11)さらに、兄弟がその兄弟や姉妹を、あるいは姉妹がその兄弟や姉妹を激情にかられて殺した場合は、親や子供の場合について言われたのと同じ浄めと追放とが、この人たちの場合にも適用されるべきだと言っておくこ

869

とにしよう。すなわち、その者は、自分がその兄弟を奪ったところの他の兄弟たちとも、またその子供を奪った両親とも、〔一つ家に住んで〕竈を共にしたり、祭事を行なったりすることは許されない。

(12)もしこの規定に従わない者がいるなら、こういった事柄に関してすでに述べられた不敬罪の規定[1]が、当然かつ正当に、その者に適用されるだろう。

(13)また、誰かが生みの親に対して怒りを押えきれなくなり、怒りに狂って親の一人を敢えて殺したとしても、殺された者が死ぬ前に殺害者の罪を自分からすすんで赦していた場合は、故意にではなしに殺人を行なった者たちが受けるのと同じ浄めを受けたり、その他にもなすべきことをすべてなしたなら[2]、その後は汚れなき者（無罪）とみなされてよい。

B

しかし、その赦しがなかった場合は、このような犯罪を行なった者には、数多くの法律が適用されるべきである。すなわちその者は、暴行のかどで極刑に処せられるだろうし、同様にまた不敬罪や神殿荒しのかどでも極刑に処せられるだろう、――神殿荒しのかどでというのは、彼は、神殿にも比すべき親の身体から生命を掠奪したからである――。したがって、もし同一の人間が何度でも死ぬことが可能なものなら、父親殺しでも母親殺しでも、激情にかられてそのようなことをした者は、何度でも死刑になるのがいちばん正しいであろう。というのも、

C

子供だけには、よし親の手によって殺されようとしていて、自分の身を守るためであっても、自分をこの世に送

1　前述(8)および(10)の規定を指すと思われる。
2　後述(16)の規定(869E)からみて、一年間の追放になることであろう。

り出してくれた父親なり母親なりを殺すことは、どの法律もこれを許しはしないだろうからである。いや、そんなことをするぐらいなら、ありとあらゆることを耐え忍ばねばならぬと、法律は規定するだろう。だとすれば、そのような犯罪を犯した者は、他にどのような仕かたで罰せられるなら、法律上妥当ということになるだろうか。だから、激情にかられて父親なり母親なりを殺した者には、その刑罰は死刑ということにしておこう。

D

(14)兄弟がその兄弟を、内乱の戦いのなかでか、あるいは何かそれに類する状況のなかで、相手が先に攻撃をしかけてきたので自己防衛のために殺した場合は、敵を殺した場合と同じように扱って、汚れなき者(無罪)とみなされてよい。

また、市民が市民を、あるいは外国人が外国人を同様な事情で殺しても、汚れなき者とする。さらに、市民が外国人を、あるいは外国人が市民を自己防衛のために殺した場合も、同様に汚れなき者であるということにしよう。そしてそのことは、奴隷が奴隷を殺した場合も同様である。

(15)しかし奴隷が、よし自己防衛のためであっても、自由民を殺した場合は、父親を殺した者の場合と同じ法律が適用されねばならない(1)。

E

(16)なお、〔父親殺しの殺人に関して〕父親よりの罪の赦しについて言われたことは(2)、この種の犯罪のすべての赦しについても、同じようにあてはまるものとしよう。つまり、誰であれ、自分からすすんで誰かに対してその犯行を赦してやるなら、その殺人は故意にではなしに行なわれたものとみなして、法律にもとづいて犯人には浄めがほどこされ、そして一年間の国外追放に処せられるのでよい。

さて以上によって、暴力による殺人で、故意によるのではなしに、激情にもとづいて行なわれるものに関しては、充分に述べられたことにしておきましょう。ではつぎに、殺人のなかでも故意のもの、つまり、まったくの不正にもとづいて行なわれるもの、そして計画によるもの[3]、——これは快楽や欲望や嫉妬に負けることによって起こるものなのですが[4]——、そういった殺人に関する規則を、以上のことにつづいて、わたしたちは語らねばなりません。

クレイニアス　おっしゃるとおりです。

一〇

870

アテナイからの客人　では、まず最初に、この種の殺人の原因となるものがどれだけあるかを、わたしたちはもう一度、言えるだけ言ってみることにしましょう。さて、そのなかでも最大のものは、貪欲にかられて荒々しい状態になっている魂を支配している欲望です。そしてこの欲望は、多くの人たちにとって最も大きな、また最も強い憧れの的になっているものに対して、とくに向けられているのです。つまりそれは、金銭のことですが、この金銭が、生まれながらの卑しい性質と間違った教育による無教養のために、それを飽くこともなく際限もな

1　つまり、死刑である。前述(13)の規定の後半参照。
2　前述(13)の規定の初めを参照。
3　869E7 ⟨ἐξ⟩ ἐπιβουλῆς と ἐξ の語を挿入する（シュタルバウムの提案による）。
4　863Eで、「不正」とは、「激情（怒り）や恐怖、快楽や苦痛、嫉妬や欲望が魂のなかで独裁的に支配している状態」と定義されていた。

しに獲得しようという数限りない欲求を、人びとのなかに生みつける力をもっているのです。そしてこの無教養の原因は、ギリシア人の間でも異民族の間でも、富が不当に称賛されて語られているという習わしのせいなのです。

B というのも、富は、もろもろの善きもののなかで第三の地位を占めるものにすぎないのに、彼らはそれを第一の地位において、自分たちだけでなく、後の世代の者たちをも害しているからです。実際、富については、真実のことが語られるのが、どの国においても、何よりも善きこと、何よりも立派なことなのです。つまり、富は身体のためにあり、身体は魂のためにあるのだと語られることがですね。したがって、富は、それらの善きもののために本来存在しているのであるから、魂のよさや身体のよさについで、第三の善であるということになるでしょう。(1)

C かくて、以上の論は、幸福になろうとする者なら、たんに金持になることを求めるべきではなくて、正義と節度にかなう仕かたで金持になることを求めるべきだということを、教えてくれるものとなるでしょう。そしてこの教えのとおりになれば、殺人(犯人の死刑)によって浄められることが必要であるような殺人は、国内には起こらなくなるでしょう。しかし現実には、わたしたちがこの問題を取り上げた初めにも言いましたように(2)、この富への欲求ということが一つの、いや、最大の原因となって、故意の殺人という最も重大な犯罪をひきおこさせるのです。

しかし第二の原因は、名誉欲にかられた魂の状態です。これが嫉妬心を生むわけですが、この嫉妬心こそ、何よりもまず、その気持を抱いている当のその人にとって厄介な同居人であるし、また国内の最もすぐれた人たちにとっても、厄介なものなのです。

D　そして第三の原因は、臆病や不正にもとづく恐怖心であって、これが事実多くの殺人を犯させてきたのです。たとえばその恐怖心は、ひとが何かを行なっているか、あるいはすでに行なってしまっていて、そのことを誰にも知られたくないと望んでいる場合に、起こるものなのです。だから、その秘密を暴露しそうな者がいるなら、もしほかに何とも方法がない場合には、殺すことによってその者を消してしまうことになるわけです。

さて、以上のことは、この種の犯罪すべてについての「序文」として語られたことにしておきましょう。そしてそれに加えてなお、もう一つこういう話もしておきましょう。それは、秘儀の際に、その方面の事柄に真剣になっている人たちの口から、多くの人たちが耳にして、固く信じている話なのですが、その内容はこういうことです。

E　このような犯罪に対する応報は、あの世(ハデス)においてなされるし、そして再びこの地上に帰ってきたときには、必ずや自然の掟による罰を受けなければならない。つまり、被害者に対して行なったのと同じ目に自分もあわされながら、他人の手にかかって同じような運命のもとでこの世を終るにちがいない、というのです。

871　さて、もしひとがこの序曲(法の序文)だけを聞いてこれに従い、そのような罰を真底から恐れているなら、その者には、その序曲につづく本曲(法の本文)を歌って聞かせる必要はありませんが、従わない者に対しては、次のような法律を文書の形で述べることにしましょう。

1　III. 697B, V. 743E参照。ただし、I. 631Cでは、別のものとの比較で、富は人間的な善のうちで第四位におかれていた。

2　本章の冒頭(870A)参照。

二

(C)(1)計画的に、かつ〔魂の〕不正にもとづいて、仲間の市民の誰かを自分で手を下して殺した者は、まず第一に、人びとが日常出入りする場所から閉め出され、神域、市場、港、その他公共の集会場のどこをも汚してはならない。これは、市民の誰かがその犯人にその旨の警告を発しているか否かには関係ない。というのも、法がそのことを警告しているからであり、そして法は明らかに国家全体のためにそのことをつねに警告しているし、将来も警告しつづけるであろうから。

B そしてもし、殺された者の近親者で、父方においても母方においても、従兄弟までの範囲内にある者が、その犯人を告訴すべきであるのに告訴しなかったり、あるいは、公の場所に出入りが禁じられている旨を警告しなかったりすれば、その者は、まず第一に、殺人の汚れを自分自身がかぶるとともに、神々の憎しみをも受けることになるだろう、——神々の憎しみをも受けるというのは、法律のなかにふくまれている呪いの言葉が、不吉な前兆をも告げているからである——。そして第二には、殺された者のために復讐したいと望むどの人によってでも、その者は告発されてよいことにする。

C 他方、〔近親者で〕犯人を告訴して罰しようと思う者は、告訴の前にまず汚れに染まらないための祓い浄めとか、その他神がこのような場合に遵守すべきこととして命じておられるかぎりのことを忠実に守り、それらのことをすべてなし終えて、そして犯人には公の場所に出入りを禁ずる旨の警告を発してから、その上で告訴に出かけて行き、その犯人に法律による処罰を受けさせるようにしなければならない。

ところで、これらのことは、国内に殺人が起こらないようにと配慮しておられる神々に対して、一定の祈願や犠牲を捧げてから行なわれるべきであると布告するのは、立法者にとっては容易なことです。しかしその神々とは、どの神々のことであるのか、また、このような訴訟を法廷に持ち出す手続きとしては、どうするのが神意に最もかなうことになるのか、という点については、護法官たちが、神事解釈者や占い師や神(デルポイの神託)の協力をえて、規則を定めるべきであり、そしてその規則に従って、これらの訴訟を法廷に持ち出さねばなりません。なお、これらの事件の裁判官には、神殿荒しをした者たちに対して判決を下す権限をあたえられた人たち[1]と同じ人たちがなるものとしましょう。

D

(2)さて、その犯人が有罪と決まったなら、死刑に処せられるべきであり、また被害者の国土に埋葬されてもならない。——そうすることは不敬なことになるうえに、そのような犯人には情状酌量の余地がないことを示すためである。

(3)また、その犯人が逃亡して、裁判を受けようとしないなら、永久の追放に処すべきである。そして、これらの永久追放になっている者たちのうちの誰か[2]が、殺された者の国土のなかへ足を踏み入れた場合は、被害者の身内の者でも、あるいは市民でも、最初に見つけた人が、その者を殺しても罪にはならないし、あるいはその者を縛って、この判決を下した法廷の役人たちに引き渡して死刑にしてもらってもよい。

E

(4)ところで、〔一般に殺人罪の件で〕告訴しようとする者は、告訴と同時に、被告から保証人を要求すべきで

1　855C〜D参照。

2　871D7 που τῶν は τούτων と読む(コルナリウスによる)。

あるし、被告の方はこれを出さなければならないが、その保証人は、これらの事件を扱う法廷が信用がおけると判断した者でなければならない。つまり、「三人の信用のおける保証人が被告の出廷を保証する」[1]べきである。もし被告が、これらの保証人を出そうとしなかったり、あるいは出すことができない場合は、当局者は、被告を捕えて拘禁し、これを看視しながら、裁判の審理のときに出廷させなければならない。

872

(5)また、誰かが、自分で手を下して殺したのではないが、ほかの人間に[2]人殺しをやらせるように計画して、そしてそのような意図と計画によって人を殺したのちに、——その殺人の責任はその人自身にあるし、またその人の魂は殺人の汚れから浄められていないのに——、国内に居住しつづけているとすれば、その者に対しても、告訴の手続きは、保証人を出さなくてもよいという点を除けば、先に述べたのと同じやり方で行なわれるべきである。そして、その者が有罪と決まった場合は、国内に埋葬されることは許されるけれども[3]、その他の点では、先に述べた〔自分で手を下して故意に人を殺した〕者の場合と同様な処置が、その者についても取られねばならない。

B

(6)なお、外国人が外国人に対して、また市民と外国人とが相互に対して、さらに奴隷が奴隷に対して、殺人のかどで告訴する際にも、それが自分で手を下した殺人であろうと、あるいは自分はただ計画しただけで〔他人に実行させた〕殺人であろうと、その両方の場合とも、いま述べたのと同じ規定が適用されるべきである。ただし、保証人の件は別である。保証人については、自分で手を下して殺人を行なった者は、それを出すように要求されると言われたのであるが[4]、それと同様に、この人たち(外国人や奴隷)に対しても、殺人のかどで告訴しようとする者は、その告訴と同時に、保証人を出すように要求しなければならない[5]。

（7）また、奴隷が自由民を故意に殺して、――自分でそれを実行したのであろうと、自分は計画だけして〔実行は他人の手を借りたの〕であろうと――、そして裁判で有罪となった場合は、国家の公共の処刑人が、その犯 C 人を被害者の墓地の方へ連れて行き、墓の見えるところで、告訴して勝訴した者が命ずるだけの鞭をその者に加えるべきである。そしてその殺人犯が鞭打たれたあともなお生きている場合は、死刑にしなければならない。

（8）また、何の罪もない奴隷を、もしかして自分の醜悪な所業を暴露するのではないかという恐れや、その他何かこれに類する理由で殺した者は、ちょうど市民を殺した場合には殺人罪で裁判にかけられたように、このような事情で奴隷が死んだ場合にも、同じく殺人罪で裁判にかけられるべきである。

一二

さてしかし、それについては法を定めるのさえ恐ろしいことであり、けっして好ましい仕事ではないのですが、D かといって法を定めないわけにはいかないような、そういった殺人が起こることがあります。わたしが言おうとしているのは、自分で実行するにせよ、自分は計画だけして〔実行は他人にやらせる〕にせよ、故意に、かつまっ

1　アテナイの法律の条文がそのまま引用されているものと推測されている。

2　872A1 τις ἄλλος ἑτέρῳ は τις ἄλλῳ ἑτέρῳ と読む（イングランドによる）。

3　魂は清浄ではないが、自分で手を下していないがゆえに、身体は清浄であると考えられるからであろうか。

4　上述（4）の規定。

5　872B2–3 εἴρηται のあとのコンマを削り、また τὸν δὲ προαγορεύοντα の δέ も削る（イングランドによる）。なお、この文意は、被告が市民でなく、外国人や奴隷である場合は、自分が手を下したのでなく、計画しただけの殺人であっても、保証人の提出が要求されるということ。

たくの不正な状態にもとづいてなされた、親族殺人のことです。この種の殺人は、多くの場合、政治が悪く教育にも欠陥のある国家において起こるものですが、しかしときには、よもや起こることはあるまいと思われているような国においても、その種の殺人のあるものは起こることがあります。で、そのような殺人が起きた場合は、わたしたちとしては、少し前に(1)述べた話をここでもう一度繰り返さなければなりません。もしひとがわたしたちの話を聞いて、その結果、このまったく不敬虔きわまる殺人からいっそう遠ざかる者に、自分からすすんでなってくれるのでしたらね。というのも、こういった物語ないしは説話が——あるいはそれを何と呼ぶべきであるに

E

せよ——昔の神官たちの口を通して、はっきりと語られているからです。

同族の者を殺めて血を流した者に復讐せんと看視しておられる正義の女神(2)は、さきほどから言われているような法を用いて、何かそのような犯罪を行なった者に対しては、自分が行なったのと同じ目に必ずあわねばならぬように、定めておられるのである。だから、もし誰かが父親を殺したのなら、その者はいつかあとで、子供たちの手にかかって、父親と同じ非道な最後をとげざるをえないのである。また、母親を殺したのなら、その者は、〔次の世では〕必ず女の性をもって生まれることになり、そして生まれてからは、やがてあとで、自分の産んだ子供たちの手にかかって世を去ることになるのだ。というのも、親子に共通な血が汚された場合には、それ以外に浄める方法はないからである。つまり、そのような所業をしでかした魂は、似たものには似たものをで、殺人には殺人を償いとして支払い、そうすることで親族全体の怒りをなだめて鎮めないうちは、その汚れは洗い落され

873

ようとはしないからである。

さて、そうだとすると、ひとは神々から下されるそのような報復を恐れて、この種の殺人は思いとどまるよう

にしなければならないのです。だがもし、それほどにも悲惨な運命に襲われて、そのような犯罪を犯すにいたった者たちがいるなら、そういった件に関して、死すべき身の立法者が制定する法律は、次のようなものになります。

B　(9)父や母の、あるいは兄弟や子供の生命を、計画にもとづいて故意に、その身体から敢えて奪い去った者たちに対しては、公共の場所への出入りを禁ずる旨の警告が発せられるべきであるし、また被告としての彼らが出すべき保証人については、前に述べた場合と同じ[3]規定が適用されねばならない。

そしてもし、いまあげた親族の誰かを殺したという、そういった殺人のかどで有罪となった者がいるなら、裁判官たちの下役として働く係りの者たちが、その者を死刑にした上で、これを市域外の三つの路が交叉している指定の場所へ、裸にして投げ棄てるべきである。そして役人たち全部が、国家全体に代わり、それぞれ石を手にとって、これをその死骸の頭に投げつけ、こうして国全体を汚れから浄めねばならない。そしてそのあとで、そ

C　の死骸を国土の境界のところへ運び、法律に従って埋葬することなしに投げ棄てておくべきである。

さて、それでは、「誰よりもいちばん身近かで最愛の者」と言われている人(自分自身)を殺した者は、どんな処

1　870D～E参照。
2　872E3 δίκη は Δίκη と読む(イングランドによる)。IV. 717D参照。
3　873B2 τὰς αὐτὰς は ἐγγύας だけにかける(イングランドに従う)。つまり、被告が自分で手を下して殺した場合の規定や、あるいは、被告が外国人または奴隷であった場合の規定と同じという意味。

罰を受けるべきでしょうか。わたしが言っているのは、天から定められている寿命を無理やりに奪い去って、自殺した者のことです。つまりそれは、国家が裁判にもとづいてこれを科したのでもなければ、またひじょうに苦しく逃れることのできない運命に見舞われて、やむをえずにそうしたのでもなく、さらには、救われる見込みもないし、生きてもいれないほどの辱しめを何か受けたからというのでもなくて、怠惰や男らしさに欠けた臆病のために、自分自身にこの不当な罰を科した者のことなのです。

D さて、この者に対してなすべきいろいろな事柄、つまり浄めとか埋葬の仕かたに関する事柄については、それらがしきたりにかなうものとなるにはどんなふうに行なわれるべきかという点は、神さまがご存知です。だから、その点については、近親者たちは、神事解釈者たちに訊ねるとともに、そのことを扱っている法律をもよく調べて、その指示に従って行なうべきです。だが、墓についていえば、このようにして身を滅ぼした者たちに対しては、まず第一に、それは一つだけ離れたところにおき、そこには誰ひとりいっしょに葬ってはならない。つぎに、その者たちが名もなき者として埋葬されるべき場所は、一二の地区の境界にある、荒れ果てて名前もないところでなければならない。さらに、墓石もたてず、名前も刻まないで、その墓が誰のものか分らないようにすべきである。

E もし動物が、荷を運ぶ動物でも、その他の動物でも、誰かを殺した場合は、――ただし、公に催される競技において、競技中にそのようなことが起こった場合は別として――、近親者は、その動物を殺人のかどで訴えるべきである。そして近親者から指名された地方保安官が、――誰が指名されても、また何人指名されてもよい――、裁判を行なって、その動物に罪がある場合は、これを殺して、国土の境界の外に投げ棄てるべきである。

874

また、何か生命をもたない物体が、人間から生命を奪った場合は、——ただし、稲妻とか、天から何かそのような矢が落ちてきて死んだ場合は別として、それ以外のもので、ひとがその上に倒れたために、あるいは、そのものがひとの上に落ちてきたために、その人を殺したというような場合であるが——、そのときには、近親者は、いちばん近い隣人をそのものに対する裁判官にしてこれを裁かせ、このようにして自分自身のためにも親族全体のためにも償いをさせなければならない。そしてその物体に罪があった場合は、動物の場合について述べられたと同じように、国土の境界の外に投げ棄てるべきである。

また、ある人が死体となって発見されたが、殺した者が誰であるか分らず、気をつけて探すけれども見つからない場合は、他の殺人の場合と同じ内容の警告が発せられるべきであるが、その警告は、不特定の「殺人を行なった者」に対して、という形式をとることになる。つまり、〔被害者の最近親者は〕告訴の手続きをとった上で、

B

市場のなかに次のような公示を出すべきである。「これこれの人間を殺して殺人の罪に問われている者は、神域はもとより、被害者の国土のなかのどこにも足を踏み入れてはならない。もし姿を現わして見つかったなら、死刑にされたうえ、埋葬されることなしに、被害者の国土の外に投げ棄てられるであろう」

では、これも、殺人について定められた法律の一項目であるとしておきましょう。

さて、これまでのところは、以上述べたように、殺人が罪になる場合を扱ってきました。しかしつぎに、人を殺した者が、どんな殺人を犯したときに、またどんな事情で犯したときに、無罪とされて正しいか、その点を述

べることにしましょう。それは、次のような場合です。

C　夜なかに、ものを盗みに家のなかへ入った泥棒を捕えて、これを殺しても、罪にはならない。
　追剥(おいはぎ)に対して自分の身を守っているうちに、これを殺しても、罪にはならない。
　誰かが自由民の女や少年に対して性に関する暴行を加えている場合、暴力によって凌辱されたその人だけでなく、その人の父や兄弟、あるいは子供によって、その者が殺されたとしても、殺した者は咎めを受けない。
　自分の妻が暴行されているのを夫が見つけて、その加害者を殺しても、法律の上では無罪とみなされる。
　また、自分の父親が、何も罪になるようなことはしていないのに、殺されようとしているのを助けて、誰かを殺した場合は、――それは父親だけでなく、母親でも、子供でも、兄弟でも、または子供たちの母親(妻)の場合

D　でも同じであるが――、罪にはならない。

一三

　さて、生きている間の魂の養育と教育、――魂がそれを受けるなら、人生は生きるに値するものとなるし、受けなければ、生きるに値しないものとなるのですが――、それに関することと、暴力による死(殺人)にはどんな刑罰が科せられるべきかということに関しては、以上によって法律の制定は終ったものとしておきましょう。他方、身体の養育と訓練に関することについては、すでに述べました(1)。しかし、そのことと関連して問題になる次のようなこと、すなわち、人びとが相互に暴力によって相手の身体を傷つけること、――これには故意のものも、故意でないものもあるのですが――、そのような暴力行為には、どのようなものがあり、またどれだけの種類が

E あるか、そしてそのような行為はそれぞれ、どんな刑罰を受けるのが適当であるか、というそういった点をできるだけ明確にすべきであるということ、この仕事こそ、思うに、先の仕事のあとでは当然、わたしたちの立法の課題となるでしょう[2]。

さて、立法の仕事にたずさわっている人たちのなかの最も無能な者でも、殺人のつぎには、傷害と傷害による不具とをとりあげるでしょう。ところで、傷害は、殺人が分類されたのと同じように分類されねばなりません。すなわち傷害には、故意でないもの、激情にかられてのもの、恐怖によるもの、そして計画にもとづいて故意になされるものとがあるわけです。では、そのような傷害行為全般をとりあげるにあたって、前おきとして次のことを述べておかねばなりません。

875 人間にとっては、法律を制定し、その法律に従って生きることが、ぜひとも必要である。さもなければ、最も獰猛な獣と少しも変わりないことになるのだ。その理由は、こうである。人間のうちには誰ひとり、生まれながらにして、国家生活を営むのに有益なことがらを知っているとか、またそれを知った場合には、いつでも最善のことを行なうことができたり、行なうことを望んだりする、というほどに素質にめぐまれている者はいないので

1　VII. 813 B sqq. 参照。

2　この一節は、殺人から傷害へ話を移すためのもので、その論旨には多少不自然なところがあるように思われるが、大体の意味は、次のように理解される。すなわち、魂（生命）には養育や教育が必要で、それがなければ生きるに値しない。だから、殺人以外にも生命を失わせるものがある。他方、身体もまた、その完成のためには、養育や教育が必要であるが、しかしその不完全さは訓練の不足だけによるのでなく、傷害によるものもある。だから、身体の傷害のことが、身体の養育の問題に関連して問題になるというわけである。

ある。なぜなら、まず第一に、真の政治の技術が配慮しなければならないのは、個人的な利益ではなくて、公共の福利であるが、——というのも、公共の福利は国家を統合させるけれども、個人的な利益は国家を解体させるからであるが——、そのことを認識するのは容易なことではないし、また、個人的な利益よりも公共の福利の方をうまくととのえるなら、その方が国家社会にも個人にも両方にとって有益である、ということを認識するのも容易なことではないからである。

B　そして第二には、かりに誰かが、そういったことは事実そのとおりであるという認識を、知識の形ではしっかりと把握したとしても、そのあとで、誰にも責任を問われることのない絶対の権力者として、国家を支配することになった場合は、もはや彼は、上に述べたような考えにとどまっていることはできないだろうからである。つまり彼は、公共の福利を第一に考えてこれを促進させながら、個人的な利益の方はこれに従属させて、一生を送り通すということはしないで、むしろ、死すべきものとしての本性につねに駆り立てられながら、他人よりも余計に取ることや、私腹を肥やすことの方へと向かうであろう。また彼の本性は、道理にそむいて苦痛を避けたり、快楽を追求したりしながら、この二つのことの方を、より正しいことやより善いことよりも優先させるだろう。かくして彼は、自分のなかに闇の状態をつくり出して、結局は、自分ばかりか国家全体をもあらゆる禍で充たすであろう。

C　もっとも、神の恵みによって、世の中に誰か、生まれながらに充分な能力をそなえた者が現われてきて、そのような絶対的な支配者の地位につくことができたとすれば、その人は、自分自身を支配すべきいかなる法律をも必要としないだろう。なぜなら、いかなる法律も、いかなる規則も、知識にまさりはしないし、また知性が何も

D のかの従者や奴隷であるということは許されないことだからである。いな、知性はすべてのものの支配者であるのが当然だからである。もしもその知性が、その本来のあるべき姿どおりに、ほんとうに真正なものであり、自由なものであるのならだね。しかし現実には、そのような能力をそなえている者は、どこにもけっして見出されはしないのである。ただし、いくらかそれらしい能力をそなえている者はいるけれども。だから、それゆえにこそ、わたしたちは次善のものとしての規則や法律を選ばなければならないのである。これらのものは一般的な原則に目を向けていて、個々のこと全部には目の届かないものではあるにしても。[1]

さて、以上の前おきは、法律が必要であるということのために述べられたわけですが、いまわたしたちがなそうとしているのは、他人を傷つけた者、または他人に何らかの害をあたえた者は、どんな刑罰に処せられるべきか、あるいはどんな罰金を支払うべきか、という点について規定することです。もちろんここで、わたしたちの言葉をさえぎって、次のように問うことは、どの事件についてであっても、誰にでも容易にできることであり、

E それはまた正当なことです。つまりそれは、「どんな傷害を、誰に対して、どんな仕かたで、いつ、あたえた人のことを言おうとしているのか。個々の傷害事件は数限りなくあるし、そしてそれらは相互にたいへん異なってもいるのだから」というふうに問うことです。さて、これらの問題をすべて法廷の判断にゆだねることはできないことですし、かといってまた、一つもゆだねないというのも実際上不可能なことです。というのは、どの事件

1　知識の支配こそ最善であって、法律による支配は次善の道であるが、人間性の現実に立てば、それはやむをえないという考え方については、『ポリティコス（政治家）』293C sqq. 参照。

(875)
についても、次の一つのことは、法廷の判断にゆだねざるをえないからです。すなわちそれは、個々の傷害事件が実際に起こったか、起こらなかったかという、事実に関する問題です。他方また、何かの傷害事件を起こした犯人が、どんな罰金を払い、どんな刑罰に処せられるべきかという点に関して、これを一つも法廷の裁量にゆだねることをしないで、事件の大小にかかわらず、その全部について、立法者が法律を定めるということも、ほとんど不可能なことだからです。

876
クレイニアス では、そのあとは、どう言えばいいのでしょうか。

アテナイからの客人 こう言うのです。——ある事柄は法廷の裁量にゆだねるが、ある事柄はゆだねないで、立法者が法律で規定すべきであると。

クレイニアス では、どのような事柄は法律で規定し、どのような事柄は法廷に判断をまかせるべきでしょうか。

一四

B
アテナイからの客人 それに答える前にまず、次のことを指摘しておくのが適当でしょう。すなわち、法廷に活気がなくて発言も行なわれず、裁判官たちは互いに自分の考えを隠して、秘密投票で判決を下すような国においては、いや、それよりももっと恐ろしいことですが、裁判官たちが黙って聞いていないだけでなく、まるで劇場の観客のように騒ぎ立てて、順番に発言する両方の当事者に対して大声で称賛したり非難したりしながら判決を下すとすれば、そのような場合には、国家全体にとって容易ならぬ事態が起こりがちなものです(1)。したがって、

このような法廷のために、立法者が一種の必然に迫られて法律を制定するのは、たしかに仕合せなことではありませんが、にもかかわらず、その必然に迫られたときには、立法者は、きわめて些細な事件に関してのみ、法廷に処罰の裁量をゆだねて、大部分の事件については、自分で明確に法律に規定するのでなければなりません、――もし実際に誰かが、いま述べたような国家のために立法するのでしたらね。

C これに反して、法廷は可能なかぎり正しく構成されているし、また裁判にあたるはずの者は立派な教育を受けているうえに、きわめて厳重な審査も経ている、というような国家においては、有罪になった者たちがどんな刑罰に処せられ、どんな罰金を支払うべきかを、たいていの場合は、そのような裁判官たちの判断にまかせるのが正しいことであるし、また適切で立派なことでもあるわけです。

D そうだとすれば、いまのこの場合も、ひじょうに多くの重要な規則を裁判官たちに対して法律で定めないとしても、わたしたちは非難されることはないでしょう。そういった規則は、もっと劣った教育しか受けていない裁判官たちでもよく理解して、被害者が受けた損害と加害者の行為との、その両面からみてふさわしい刑罰を、それぞれの犯罪に適用することができるでしょうから。いや、じっさい、わたしたちがいま法律をあたえようとしている市民たちは、そのような事柄については格別に有能な裁判官になるだろうと期待しているのですから、たいていのことは、彼らの自由裁量にまかせるのでなければなりません。

とはいってもしかし、わたしたちが再三述べていたことでもあるし、またこれまでの法律制定の仕事のなかで

---

1 VI. 766D 参照。

(876)
E

実際に行なってもきたこと、[1] つまり、刑罰の概要と類型とを述べて、裁判官たちに従うべき手本をあたえ、彼らが正義の道を踏み外さないようにすること、これはあのときにも正しいやり方だったのですが、今の場合もまた、それと同じやり方をしなければなりません。こうしてわたしたちはもう一度、法律制定の仕事に帰ってきたことになるわけです。

では、傷害に関する法律の条文は、次のように定めることにしましょう。

877

(A)(1)ひとが仲間の市民の誰かを殺すつもりで、その意図をもちながら、実際には殺すことができなくて、傷つけるにとどまった場合は、――ただし、法律が殺してもよいと認めている人たちの場合は別として[2]――、そのように殺害の意図をもって傷害をあたえた者には、同情の余地はない。その者には容赦せずに、相手を殺した場合と同様、殺人のかどで裁きを受けさせねばならない。

とはいえ、まったくの非道にまではおちいらなかったその者の運命と、そして彼の守護霊(ダイモーン)[3]とに、法律は敬意を表しながら、――というのもその守護霊が、加害者と被害者の双方を憐んで、後者には、その傷が致命的なものになるのを避けさせたし、前者には、その不幸な犯罪が呪われたものになるのを防いだのであるから、そういう意味でこの守護霊に感謝を捧げながら――、それに逆らわずに、次のように規定することになるだろう。すなわち、

B

その加害者は、死刑は免じられるが、隣国に一生涯追放されねばならない。ただし、彼の所有地からあがる収入は、全部自分のものとして使うことが許される。しかし、傷つけた相手に損害をあたえている場合は、被害者

に対して充分に弁償しなければならない。そしてその弁償額の決定は、その事件を扱う法廷が行なうべきである。なお、その法廷は、もし被害者がその傷がもとで死んだ場合には、殺人のかどでその犯人を裁くはずであったのと同じ裁判官たちによって、構成されるものとする。

(2)同様に、計画にもとづいて、子供がその両親を傷つけたり、あるいは、奴隷がその主人を傷つけたりした場合は、その罰は死刑とする。

C　(3)同じくまた、兄弟がその兄弟や姉妹を、あるいは、姉妹がその兄弟や姉妹を傷つけて、計画的な傷害のかどで有罪とされた場合は、その罰は死刑とする。

(4)また、妻が自分の夫を、あるいは、夫が自分の妻を、殺害の意図をもって傷つけた場合は、終身追放の刑に処せられるものとする。そしてその者たちの財産は、もし彼らの息子や娘がまだ幼少(未成年)であれば、後見人がこれを管理し、またその子供たちを孤児とみなして、これの面倒をみることにする。しかし、その子供たちがすでに成年に達している場合は、財産は自分たちのものとして処理してよいが、追放になっている親を子供たちは扶養する義務がある。(4)

1　IV. 718B〜C, VII. 800B 参照。

2　すなわち、死刑を宣告されている人の場合や、また、殺人を犯しても無罪になる場合(874B〜D)を除くという意味。

3　この守護霊(ダイモーン)は、実質的には、すぐ前の「運命」と同じものと考えてよい。なお、この意味での「ダイモーン」については、V. 732C および『パイドン』107D〜E, 108B、『国家』X. 617E, 620D〜E などを参照。

4　877C6 ἐὰν δὲ ἄνδρες, μὴ ἐπάναγκες .... は ἐὰν δὲ ἄνδρες ἤδη, ἔπι .... と読む(イングランドによる)。なお、一般的に老年の親を扶養する義務については、IV. 717B〜C 参照。

(877)
D

またもし、このような追放の悲運に見舞われた者に子供がない場合は、追放になっている者の親族で、夫の側も妻の側も両方から、従兄弟の子供にいたるまでの者が寄り集まって、護法官や神官たちの助言を仰ぎながら、その家、つまりこの国の五〇四〇分の一にあたる分配地の相続人を定めなければならない(1)。――その際念頭におかなければならないのは、次のような国家の方針ないしは原則である。すなわち、五〇四〇の家(分配地)のどれ一つも、それが公私いずれの観点からみても国家に属するものであるのと同じ程度には、その家の居住者のものでもなければ、またその人の一族全体のものでもないということである。だから、国家としては、自分自身の所有である家が、できるだけ浄らかで、できるだけ幸運に恵まれたものであるように保つ必要があるということである。

E

したがって、もしどの家かが、つぎに述べるような程度にまで不運に見舞われるとともに、不浄なものにもなっている場合は、つまり、その家の所有者が、家に子供を残さずに、未婚のままでか、あるいは結婚していても子供がないままで、故意の殺人とか、あるいはその他、それに対しての罰は死刑であることが法律のなかに明記されているような、神々や市民に対する何らかの犯罪を犯して有罪とされ、死刑になってしまったような場合には、あるいはまた、子供のいない誰かが終身の追放に処せられているような場合には、まず第一に、その人の家は法律に従って浄められ、汚れが取り除かれねばならない。そしてそのあとで、さきほど述べたように、親族の者たちが寄り集まって、護法官たちと相談しながら、国内にある家族のうちで、徳の点で最も評判が高く、同時に幸運にもめぐまれており、しかも子供たちの数も多い家族はどれであるかを調べてみるべきである。そして、そういった家族のなかから一人の子供を、死刑になった者の父親やその祖先のために養子として迎え入れ、縁起

878

をかついで養家の祖先のうちの誰かの名を名乗らせるのである。そしてこのような仕かたによって、親族の者たちは、その養子が、養父にまさる幸運にめぐまれて、その家の後継ぎを生み、竈(かまど)の守り手となることを、また祭事や世事の勤めを果たす者になることを祈りながら、[2]法律にもとづいてその者を家の相続人に定めるのである。

B　他方、罪を犯した者の方は、もしその犯罪が先に述べたようなものであった場合は、名もなく、子もなく、土地の分け前もないままにしておかねばならない。

一五

さて、思うに、一つのものの境界が他のものの境界と直接に接触しているのは、必ずしもあらゆる場合においてであることではなく、両者の間に中間の地域がある場合は、その地域が[3]まず両者の境界のそれぞれに接しながら、両者の間に介在することになるでしょう。そして事実、怒り(激情)にもとづく行為もそのような性質のものであって、それは故意によらない行為と故意による行為との中間にあるものだと、わたしたちは語っていたのです。[4]そこで、怒りにもとづいてなされる傷害に関しては、次のように定めることにしましょう。

C　(B)(1)そのことで有罪とされた者は、まず第一に、その傷が治りうるものである場合は、あたえた損害の二倍の額を支払い、また、治る見込みのないものである場合は、四倍の額を支払うべきである。さらに、その傷は

1　856E 注2参照。
2　878A8 τοῦ πατρός のあとのコンマは削る(イングランドによる)。
3　878B5 ἐν μέσῳ ὅρον の語句は削る(イングランドによる)。
4　867A～B参照。

治ることは治るけれども、被害者にたいへん見っともなくて恥ずかしい思いをさせている場合は、あたえた損害の三倍[1]の額を支払わねばならない。

D

(2)つぎに、ひとが誰かを傷つけることによって、たんにその被害者に損害をあたえただけでなく、敵に対して祖国を守ることのできない者にしたという意味で、国家にも損害をあたえている場合は、その者は、他の処罰に加えて、祖国に対しても損害の償いをしなければならない。すなわちその者は、自分自身の兵役を果たすほかに、それができなくなってしまった人の代わりをも務めて、彼に代って戦列に加わらねばならない。

(3)もし彼がその義務を果たさないなら、誰でも欲する者により、法律にもとづいて、兵役忌避のかどで告発されるべきである。

なお、上述(1)の場合の損害に対する弁償額は、つまり二倍か、三倍か、四倍かは、その者に有罪の判決を下した裁判官たちが、これを決定するものとする。

E

(4)同族の者が同族の者を、上に述べたのと同様な仕かたで傷つけた場合は、両家の家族と、父方も母方も従兄弟の子にいたるまでの親族とが、女も男も寄り集まって、裁きを下したうえで、弁償額の決定は、〔両家の〕実の親たちにまかせることにする。もし、その額の決定に異論が出て話がまとまらなければ、父方の親族がそれを決める権限をもつことにする。しかし彼ら自身でもなお決定することができない場合は、最終的には護法官たちにその決定をゆだねるべきである。

(5)子供がその親に対してこの種の傷害をあたえた場合は、その裁判官には、六〇歳以上の年齢で、養子ではなく実子をもっている者たち[2]がならなければならない。そして有罪ときまった場合は、そのような子供は死刑に

879

処せられるべきか、あるいは、それよりももっと重い何か他の罰[3]に処せられるべきか、それとも、それよりもいくらか軽い罰に処せられるべきかを、彼らは決定しなければならない。なお、犯人の親族の者は、よし裁判官になるための法廷年齢に達していても、誰ひとりその裁判に加わってはならない。

(6)また、誰か奴隷が、怒りにかられて自由民を傷つけた場合は、その奴隷の所有主は、その奴隷を被害者に引き渡して、その者の好きなように扱わせるべきである。しかし、引き渡さない場合は、所有主自身が、その損害を完全に償わねばならない[4]。またもし、その事件は、被害者が奴隷と共謀して仕組んだものである[5]と訴え出る者があれば、その者には、法廷でその点を争わせることにする。そして敗訴になれば、その者には損害の三倍の額を支払わせるし、また勝訴した場合は、奴隷と組んで策謀した者を誘拐の罪で告訴させることにする。

B

(C)ひとが故意にではなしに誰かを傷つけた場合は、あたえた損害に相当するだけの額を弁償すればよい。——いかなる立法者も偶然の事故には勝てないからである——。そしてこの場合の裁判官には、子供がその親を

1　878C4–5 τετραπλασίαν は τριπλασίαν と読む(オレリによる)。

2　この限定は、実子をもつ者でなければ、この犯罪の極悪さは理解できないだろうから、ということであろう。

3　死刑よりも重い刑罰というのは、死刑に加えて、遺体の埋葬禁止および国境外への投棄ということであろう(874B参照)。

4　どれだけの額を償うのか不明であるが、上述(1)の例にならうのではないかと思われる。

5　つまり、被害者は無償でその奴隷を手に入れることができるわけである。なお、XI. 936C～Eには、奴隷が他の家の奴隷に損害をあたえた場合について、類似の規定がある。

(879)

傷つけた事件について述べたのと同じ人たちがなることにする。(1) そしてその人たちが損害の額を決定すべきである。

一六

さて、これまで述べてきた事件はすべて暴力によるものだったのですが、暴行の部類にはいる事件もすべて暴力にもとづくものです。そこで、そういった暴行に関する事柄については、すべての人が、男も子供も女も、いつもこんなふうに考えておかねばなりません。

C 神々の間でも、また無事に生き長らえて幸福に暮らそうとしている人間たちの間でも、年長者は、年少者よりも大いに敬われている。それゆえ、公衆の前で年長者が年少者によって暴行を受けたとすれば、それは見た目にも見苦しいことであるし、神々の憎みたもうことでもある。すべて若者としては、老人に打たれたときには、老人の怒りに穏やかに堪えるのがふさわしいことなのだ。そうしてこそ、自分が老人になったときに、同じような尊敬を受けることになるのだから。

さて、それでは、暴行に関する法律は、次のように定めることにしましょう。

ひとは誰でも、自分より年長の者を、言葉においても行動においても、畏れ敬うのでなければならない。自分より二〇歳年上の者に対しては、男であれ女であれ、自分の父か母のように考えて、これに手をかけることのないように用心すべきである。D いや、自分を産んだり産ませたりすることができる年齢の者に対しては誰にでも、出産を司る神々のことを慮(おもんぱか)って、いつの場合でも手出しを控えねばならない。

同様にまた、外国人に対しても、ずっと前から国内に居住している者であろうと、つい最近到着したばかりの者であろうと、これに手をかけることをしてはならない。こちらから先に手を出すにせよ、自分の身を守るためにせよ、殴ることによって外国人を懲らしめようなどとは、ぜったいに思ってはならない。

だがもし、外国人の方が勝手放題の横柄さで自分を殴ったのだから、懲らしめる必要があると考える者がいるなら、その人は、その外国人を捕えて、殴ることはせずに、都市保安官たちの役所へ連行すべきである。それは、今後ふたたび、この土地の者を殴ろうというような考えを、その外国人に起こさせないためである。

E

ところで、都市保安官たちは、その外国人の身柄を引き取って調べることになるが、その際、外国人を保護しておられる神(2)に敬意を払うことを忘れてはならない。そしてもし、その外国人がこの土地の者を不正に殴ったのは事実であると思われるなら、その外国人に対して、彼自身が殴ったのと同じ数だけの鞭を加えて、外国人に見られがちの横暴さをなくするようにしなければならない。

だがもし、その外国人に罪がないことが分れば、彼を連行してきた者を都市保安官は叱責して、これに警告をあたえた上で、両方ともを放免すべきである。

880

同年輩の者が同年輩の者を殴ったり、あるいは(3)、自分より年上であっても、子供のない者(独身者)を殴ったりする場合は、――これは老人同士であっても、若者同士であっても同じであるが――、殴られる側の者は、自然

1　上述(5)の規定(878E)参照。

2　ゼウスのこと。なお、外国人に対しては特別に配慮すべきであるという点に関しては、V. 729E～730A 参照。

3　879E6 ἧλιξ δὲ ἥλικα のあとに ἢ を挿入する(アストによる)。

の手段によって、つまり武器をもたずに素手でもって、自分の身を守るようにすべきである。ただし、四〇歳を越した者が、自分から先に手を出すにせよ、あるいは自分の身を守るためにせよ、敢えて誰かと殴り合うなら、その者は、粗野で、自由民らしくなく、奴隷のような人間であると言われるだろうし、不名誉な罰を受けても当然であろう。

さて、このような勧告に従順に従ってくれる者は、扱いやすいであろうが、しかし従順でなくて、この「序文」で言われたことを何ひとつ心にとめようとしない者は、そのために用意された次のような法律の適用を受けることになるであろう。

B

(1)もし誰かが、自分より二〇歳ないしはそれ以上も年上の者を殴っているなら、まず第一には、そこを通りかかった者は、もしその人が、〔殴られている者と〕[1]同年輩でも、年下でもない場合は、なかに入って、両者を引き離さなければならない。さもなければ、その人は、法の上で臆病者とみなされることになる。またもしその人が、殴られている者と同年輩か、年下の場合は、あたかも自分の兄弟や父親、あるいはもっと年上の身内の者が不正な目にあわされているかのように考えて、殴られている者に加勢しなければならない。

なおまた、いま言われたように〔二〇歳以上〕年上の者を敢えて殴った者は、暴行の罪で裁判にかけられるべきである。そして裁判で有罪ときまれば、一年より短くない期間投獄されるものとする。ただし裁判官たちが、その期間はもっと長い方がよいと裁定した場合は、その裁定された期間どおりにしてよい。

C

(2)また、外国人や在留外人のうちの誰かが、自分より二〇歳ないしはそれ以上年上の者を殴っている場合は、その場に居合わせた者がなすべき加勢に関しては、先に言われたのと同じ規定が適用されるべきである。

そして、そのような裁判において有罪となった者は、もしその者が外国人であっても在留外人でない場合は、二年間投獄されることでその罪を償うものとする。[2] またその者が在留外人であって、法律の規定に違反している D のであれば、三年間投獄されるものとする。ただし、法廷がそれ以上の期間をその者に対する罰として定めた場合は別である。

（3）また、これらの暴行事件のどれかにおいて、現場に居合わせながら、法律で規定されている加勢を怠った者にも、罰金が科せられねばならない。その罰金額は、財産評価による第一階級の者には一ムナ（一〇〇ドラクメ）、第二階級の者には五〇ドラクメ、第三階級の者には三〇ドラクメ、第四階級の者には二〇ドラクメとする。なお、これらの暴行事件を取り扱う法廷は、将軍、部族歩兵隊長、部族騎兵隊長、および騎兵隊長によって構成されるものとする。

一七

ところで、思うに、法律のなかのあるものは、善き人びとのためにつくられているのであって、それは彼らに、E 互いにどのように交際するなら、親愛の気持をもって暮らすことができるかを教えるためのものなのです。しかし、法律のなかの他のものは、教育を避けてきた人たちのために、つまり、生まれつき一種の頑固さをもってい

1　880B3 τῶν μαχομένων を削り（ビュアリによる）、［　］によって意味を補う。　2　880C7 αὐτὴν は αὖ と読む（イングランドによる）。

て、その頑固さがどうしても和らげられないで、あらゆる悪事に走ってしまうような人たちのためにつくられているのです。(1) そして、以下に述べようとしている話をさせるのは、じつは、この後者の人たちだといってよいでしょう。つまり、その人たちのためにこそ、立法者はやむなく法律を制定せざるをえないわけなのです。もっとも、それらの法律が実際に適用されることは一度もないようにと願ってはいるのですが。

というのも、父親や母親に、あるいはそのまた親たちにでも、敢えて手をかけて、何らかの暴行を加えた者がいるとしてみましょう。そしてその者は、天上の神々の怒りを恐れもしないし、また世に言う地下の世界での刑罰を恐れもしないで、彼は、自分がまったく知りもしないことを知っているかのつもりで、(2) 古くからの、万人によって語り伝えられている話を軽蔑しながら、法を犯しているのだとしてみましょう。このような者に対しては、何か最終的な抑制の手段が必要になるわけです。

881

さて、死刑は、刑罰として最終のものではありません。あの世でこのような人たちを待っていると言われる苦難の方が、〔死を始めとする〕この世の苦難よりももっときびしいものなのです。だが、それがどんなに真実な話であっても、このような人たちの心には何の抑止的な効果をもあげていないのです。もし効果をあげていたなら、母殺しもなかったでしょうし、その他、生みの親たちを殴りつけるという、神を恐れぬ大それた行為も起こらなかったでしょうから。それゆえ、このような犯罪に関しては、それを犯した者たちが生きている間にこの世で受ける懲罰は、できることなら、あの世で受けるそれに少しも劣らないものにする必要があるわけです。

B

では、これにつづく法律の条文は、次のようにしましょう。

(4)もし誰かが、自分の父親や母親を、あるいはそのまた父親や母親を、狂気にとりつかれてではなしに、敢

えて殴りつけているとすれば、まず第一には、それを目撃した者は、前に述べた場合と同じく、[3] 殴られている者を助けなければならない。そして、この国に居留する外国人[4] が助けたのであれば、彼は公の競技会の最前列の席に招待されるし、助けなかった場合は、この国から永久に追放されるものとする。

C　また、この国に居留していない外国人が助けたのであれば、称賛を受けるし、助けなかった場合は、非難を受けるものとする。

さらに、奴隷が助けたのであれば、解放されて自由の身となるし、助けなかった場合は、百回鞭で打たれるものとする。この鞭刑は、その事件が市場のなかで起こったのであれば、市場保安官によって執行されるし、市内ではあるが市場の外で起こったのなら、都市保安官のうちで在勤中の者がその懲罰を行なう。また、国内のどこか田舎でその事件が起こったのなら、地方保安官の隊長たちがこれを行なうものとする。

D　さらにまた、その現場に居合わせた者が、誰かこの国の生まれの人であった場合は、――子供であろうと大人であろうと、あるいはまた女であろうと――、誰でもが、その殴りつけている者を「この神を恐れぬ者めが！」と大声で叫んで、追い立てなければならない。そうしない者には、法律にもとづいて、家族と両親の守り神であるゼウスの呪いがふりかかるものとする。

1　853D参照。
2　863C参照。
3　880B参照。
4　881B6 μέτοικος ἢ ξένος の ἢ は削る（シュナイダーによる）。

そして、両親に対する暴行のかどで有罪とされた者は、まず第一に、市内から国内の他の場所へ永久に追いやられるべきであるし、また聖なる場所にはどこにも立ち入りが禁じられる。もし、この立ち入りの禁を犯した者がいるなら、地方保安官は鞭によってなり、あるいはその他何なりと好きな仕かたでその者を懲らしめるべきである。また、その者が市内へ帰ってきた場合は、死刑によって罰せられねばならない。

E

(5)また、誰か自由民で、そのような者と飲食を共にしたり、ほかにも何かこれに似た交わりをもった者は、あるいは、出会った際にほんの挨拶のために相手の手を自分からすすんで握っただけの者でも、浄めてもらうまでは、聖なる場所にも市場にも、またそもそも市内にさえも入ることは許されない。罪に感染して呪われた者となっていることを自覚すべきだからである。

しかしその者が、法律に従わずにこれを無視して、聖なる場所や市内を汚しているときに、役人たちのなかでそのことに気づきながらも、そのような者を裁判にかけようとしない人があれば、執務監査(1)の際には、そのことが彼に対する最大の問責事項の一つとなるべきである。

882

(6)また、奴隷が自由民を――外国人であれ市民であれ――殴っているときには、そこを通りがかった者は助けなければならない。そうしない者は、財産額に応じて、先に規定された罰金(2)を支払わされるものとする。

B

そして、通りがかった者たちは、殴られている者に手をかしてその奴隷を縛り、これをその被害者に引き渡すべきである。被害者はこれを受けとると、足枷をかけて、好きなだけ鞭で打ち、――といっても、その奴隷の所有主の損害にならない程度にであるが――、そのうえで、法律上の所有者にこれを引き渡すものとする。法律の

条文は、次のようになる。

奴隷でありながら、自由民を殴った者がいるなら、――ただし、役人たちの命令による場合は別として(3)――、

C　その所有主は、被害者からその奴隷を縛られたままの状態で受けとり、その奴隷が被害者を説得して、縛め（いましめ）を解かれて生きながらえるに値する者であることを認めてもらうまでは、その縛めを解いてはならない。

なお、この種の事件についてはすべて、当事者が両方とも女である場合も、また原告が女で被告が男、あるいは原告が男で被告が女である場合も、以上に述べたのと同じ法律が適用されるべきである。

1　執務監査については、VI. 761E および XII. 945B sqq. 参照。

2　880D 参照。

3　この但し書きがあるのは、鞭刑に処せられた自由民に対して、その刑の執行は国家の奴隷によって行なわれたからである。

第十卷

一

884 **アテナイからの客人**　さて、暴行に関する規定のつぎに、暴力行為全般に適用されるべきものとして、次のような規則を述べておくことにしましょう。つまりそれは、他人の所有に属するものは〔品物でも家畜でも〕何ひとつ、誰もこれを持ち去ったり連れて行ったりしてはならないし、また、隣人の持ちものはどれ一つも、その持主の承諾を得るのでなければ、これを使用してはならないという規則です。というのも、この規則を無視することから、これまでに述べてきたような悪事はすべて、過去においても生じたし、現在も生じているし、将来も生じるでしょうから。しかし、そのほかにもまだいろいろな悪事はあるのであって、そのなかでも最大のものは、若者たちの勝手きままで暴慢な振舞いです。そして、そういった振舞いが神聖なものに対してなされるときには、最も重大なものに対しての暴慢な行為になるのですが、とくに、国民全体によってひとしく尊崇されている聖なるものや、あるいは、部族民やその他これに類する共同体の成員によってそれぞれ個々に尊崇されている聖なるものに対して、暴慢な振舞いがなされる場合には、それはとくに重大なことになるわけです。

885 第二には、そして重大さにおいても第二のものは、個人の所有する聖なるもの、とくに墓に対してなされる暴慢な振舞いであり、第三は、両親に対するもので、これは、前に述べられたのとは別の仕かたで(1)、ひとが両親に暴慢な振舞いをする場合です。暴慢な振舞いの第四番目の種類は、ひとが役人たちの意志を無視して、その承諾を得ることなしに、彼らの所有するものの何かを連れて行ったり、持ち去ったり、使用したりする場合のことで

あり、第五番目は、法律上の保護を求めている、個々の一般市民の権利（所有権）が犯される場合のことです。そこで、これらの犯罪行為のそれぞれに共通して適用されるような法律を、わたしたちは定めなければなりません。

B

ただし、神殿荒しについては、それが公然と暴力を用いて行なわれるものであろうと、ひとに知られずにこっそりと行なわれるものであろうと、それにはどんな刑罰が科せられるべきであるかということは、だいたいのことはすでに話しました。[2] だから、ここでは、言葉によってであろうと行動によってであろうと、誰かが神々に対して暴慢な振舞いをする場合には、そういった言葉や行為のすべてに対して、その者はどんな処罰を受けるべきかを語らねばなりませんが、その前にまず、警告の言葉を述べておく必要があります。では、次のような警告の言葉を述べておくことにしましょう。

「法律の命ずるとおりに神々の存在を信ずる者で、自らすすんで不敬なことを行なったり、また不法な言葉を口にしたりした者は、かつて誰ひとりいないのである。もし誰かそういうことをする者がいるとすれば、それは彼が、次の三つの誤った考え方のうちのどれか一つにおちいっているからである。すなわち彼は、いま言われたように、神々が存在するとは考えていないか、あるいは第二に、神々は存在するけれども、人間のことを気づかってはくれないと考えているか、それとも第三に、神々は犠牲や祈願によって心を動かされるから、機嫌をとりやすいものであると考えているか、そのどれかなのである[3]」

1　前巻で述べられた（IX. 868C, 877B, 881B〜D）殺人、傷害、暴行の犯罪を犯すのとは別にという意味。なお、第一一巻一一章をも参照。

2　IX. 853D〜856A、とくに854D〜E参照。

3　神々についてのこの三つの誤った考え方は、すでに『国家』（II. 365D〜E）のなかでも言及されている。

(885)
C

クレイニアス　では、そのような人たちに対しては、わたしたちはどうすればよいでしょうか。あるいはまた、何と言えばよいでしょうか。

アテナイからの客人　それにはまず、あなた、彼らがわたしたちを軽蔑して、嘲りながら言うだろうと予想されることに、耳を傾けてみようではありませんか。

クレイニアス　いったい、彼らはどのようなことを言うのですか。

アテナイからの客人　彼らはきっと、冷やかし半分に、こんなふうに言うことでしょう。

「アテナイのお方、ならびにラケダイモンやクノソスのお方よ、諸君がいま言っていることは本当だとも。なぜなら、われわれのなかには、神々の存在などぜんぜん信じていない者たちもいるし、また、諸君が述べているような、そういう神々を信じている者たちもいるのだから。そこで、諸君が法律について要求していたと同じように(1)、われわれも次のことを諸君に要求したいのである。つまり諸君は、きびしい罰則でわれわれを脅す前に、
D
まず充分な証拠をあげて、神々が存在するということや、また神々はすぐれた方であるから、何らかの贈物によって誘惑されて正義を踏みはずすことはないのだということを、われわれに教えて説得するように試みてもらいたいのだ。というのも現実には、そういったことやそれに類したことを、われわれは最高の詩人と言われている者たちからも、また弁論家、占い師、神官、その他何千何万の人たちからも聞かされているために、われわれの
E
うちの大多数の者が、不正なことを行なわないという方向へは向かわないで、不正を行なってから、そのあとでうまくとりつくろおうと試みているからなのだ。

そこでわれわれとしては、粗野な者ではなくて温和な者だと標榜しておられる諸君のような立法者からは、ま

ず第一に、われわれに対して説得を用いていただくように要望したいのである。たとえ神々の存在を説く諸君の議論が、他の人たちの議論よりもたいへん上手なものではないとしても、少なくとも真実さの点ではまさっているなら、おそらくわれわれも諸君の言葉に従うことになるだろう。さあ、このわれわれの言い分が妥当なものなら、われわれの挑戦に答えるようにしてみてくれたまえ」

クレイニアス　そのことでしたら、あなた、真実を語りながら、神々は存在するのだと主張するのは、容易なことだとは思われませんか。

886

アテナイからの客人　それは、どんなふうにしてですか。

クレイニアス　まず第一に、大地、太陽、星、そして宇宙全体を考えてみてください。また季節が、年や月によって分けられながら、このとおり美しく秩序づけられているということも。さらにまた、ギリシア人も異国の人間もすべての者が、神々の存在を信じているという事実もあるのです。

アテナイからの客人　仕合せな人ですよ、あなたは。でも、わたしは、あの邪悪な者たちがわたしたちを軽蔑するのではなかろうかと恐れるのです、――「恐れる」といったのは、「畏れる」という言葉は使いたくないからですが――。というのも、彼らがわたしたちと考えを異にしている本当の理由を、あなた方はご存知ないからなのです。いや、彼らは快楽や欲望にうち克つことができないという、ただそれだけの理由で、自分たちの心を不

B

1　法律には、威嚇(強制、罰則)のほかに、説得のための「序文」が必要であるという考え方については、IV. 719E sqq., 721E sqq. などを参照。

敬な生活の方へ向けているのだと、あなた方は考えておられるからなのです。

クレイニアス　では、そういったことのほかに、いったい、どんな理由があるのでしょうか。

アテナイからの客人　それはおそらく、彼らと関係なしに暮らしておられるあなた方には、まったくお分りにならないような理由でしょう。いや、その理由は、あなた方には気づかれないものかも知れません。

クレイニアス　いまあなたが言おうとしておられるその理由というのは、いったい、何のことでしょうか。

アテナイからの客人　きわめて厄介な無知の一種なのです、最高の知恵であるというふうに思われてはいますけれども。

クレイニアス　それはどういう意味ですか。

二

アテナイからの客人　われわれのところ(アテナイ)には、神々を主題にしたいろいろな物語が――あるものは韻文により、他のものは散文によって――書物のなかに書きとめられて残っているのです。あなた方の国には、わたしの聞いているところでは、国制が立派であるために、そういった物語は伝わっていないということですけれども。さて、それらの物語のなかで最も古いものは[1]、天やその他のものの最初の成りたちはどのようであったかを語り、そしてその始源の状態からあまり遠くまで進まないところで、神々の誕生と、誕生してからのちの神々の相互の交渉のことを詳しく述べているのです。ところで、こういった話が、何か他の点では、それを聞く人たちのためになっているのか、なっていないのかという点について評価を下すのは、それらの話の作者が遠い

c

昔の人であるだけに、容易なことではありませんが、しかし、親に仕えるとか親を敬うとかという点では(2)、わたしとしてはそれらの話をほめて、それは有益なものであるとも、また事実本当のことが語られているのだとも、けっして言いはしないでしょう。

D

しかし、そういった古い話のことは、ここでは取りあげないで放っておくことにしましょう。そういったことは、神々のお気に召すような仕かたで語らせておけばよいのです。だが、現代の知者たち(3)の説に対しては、それがいかにもろもろの禍の原因となっているかについて、その責任を問わなければなりません。じじつ、そのような連中の理論は、次のような結果を生み出しているのです。すなわち、わたしとあなたとが、神々が存在することの証拠として、あなたがさっき挙げられていたまさにあれらのもの、つまり太陽や月や星や大地を持ち出して、そしてそれらのものは神々ないしは神的なものだと言うとすれば、あの知者たちによって説き伏せられている人(若者)たちの方は、それらのものはたんなる土や石にすぎないのであって、人間のことには何ひとつ配慮する能

E

力のないものであるが、ただ人びとを信じさせるために、言葉によって何とかうまく飾り立てられているのだ、

1　ヘシオドスやペレキュデス(前六世紀中頃の人)などの宇宙開闢説や神々の系譜の物語のことを指しているものと思われる。

2　この点についての詩人たちの物語の批判は、『国家』II. 377E～378Bにも見られる。

3　「現代の知者たち」が誰を指しているかはよく分からない。「太陽は石で、月は土である」という意味のことを言ったと伝えられるアナクサゴラス(『ソクラテスの弁明』26D、Diog. L. II. 8参照)や、あるいは彼の弟子のアルケラオス、ならびにその派の人びとのことだという解釈もあるが、おそらく特定の人が指されているのではなく、いわゆる唯物論的、機械論自然観を説く当時の自然学者全体が、ひとまとめにして考えられているのであろう。

と言うことでしょう。

クレイニアス　これはあなた、じつに厄介な説を持ち出されましたね。かりに、その説一つだけがあったとしてもですよ。ところが実際には、そのような説はひじょうにたくさんあるわけですから、なおいっそう厄介なことになるでしょうね。

887

アテナイからの客人　では、どうでしょう。わたしたちは、その説に対して何と答えましょうか。また、どうしなければならぬのでしょうか。わたしたちは、いわば誰かから告発されて、神々を信じない人たちの前で裁かれているつもりになって、これに弁明することにしてみましょうか。彼らは、わたしたちの立法によって被害を受けている者たちに対して、わたしたちが神々の存在を前提にしながら法律を定めているのは、何という怪しからぬことをしているのかと言っているわけなのですが。それとも、そういった説には頓着しないで、序文の方が法律そのものよりも長くならないようにするためにも、もう一度法律そのものへ帰ることにしましょうか。というのも、もしそういったふうに話をひろげるとすれば、それは短いものではすまなくなるでしょうからね。つまり、神々を信じたくない者たちがわたしたちに説明すべきであると言っていた事柄について、わたしたちが議論によって充分な証明を彼らにあたえてやり、法律(1)を恐れるように仕向けて、そうすることで不敬な行為を憎む者にしてから、その後で初めて、適切な内容の法律をわたしたちは定めることにする、というようにしたのではね。

B

クレイニアス　しかし、あなた、この短い〔話合いの〕時間のわりには、わたしたちは何度もこういうことを言ってきましたね(2)、いまのこの場合においては、長い議論よりも短い話し方のほうを尊重しなければならぬ理由は

何もないのだと。じっさい、誰もわたしたちを——よく言われていることですが——「追い立ててせかす者はいない」のですから。だとすると、内容的に最善であることよりも、話が短いことの方をわたしたちが選んでいるように見えたのでは、滑稽で馬鹿げたことになるでしょう。これに反して、神々は存在しているとともに善きものでもあって、人間たちよりもはるかに正義を重んじておられるのだという、わたしたちの議論が、何らかの仕かたで説得力をもつようになることは、きわめて重要なことなのです。なぜなら、その議論はたぶん、この法律 C 全体のための最も立派で、最も善い「序文」となるでしょうから。ですから、わたしたちは嫌気をおこしたり急いだりしないで、そのような議論を納得してもらうために、わたしたちの持てる力を余すところなく使って、できるかぎり充分に論じてみようではありませんか。

三

アテナイからの客人　あなたのいまのお言葉からすると、わたしは神々にお祈りして、ただちに始めるのがよさそうですね。それほど熱心に、あなたはやる気を起こしておられるのだから。そしてその議論を先に延ばすことはもはや許されませんね。

さあ、それなら、ひとはどのようにしたら、怒りをおさえながら、神々が存在するということについて語るこ

1　887A6 τὸν δὲ は τῶν δὲ (sc. νόμων) と読む（ヴィンケルマンによる）。
2　I. 641E sqq., IV. 721E sqq., IX. 858A sqq. を参照。

とができるでしょうか。だって、そうではありませんか。わたしたちにこの議論をさせるようにした、また現にそうさせているあの連中を、腹立たしく思ったり、憎んだりするのは当然なのですから。これも彼らが、まだ乳のなかで育てられていた幼い子供の頃から、乳母や母親たちから聞かされた物語をちゃんと信じていないからのことなのですよ。そういった物語は、いわば子守歌のように、時には冗談で、時には真面目に、彼らに語りかけられていたものですし、また犠牲を捧げるときのお祈りのなかでも、彼らはその物語を聞いたし、その物語にそって演じられる見世物も見たはずなのです、——犠牲が捧げられるときに演じられるこの種の見世物は、子供がとくに喜んで見たり聞いたりするものなのですが——。さらにまた彼らは、自分たちの両親が自分自身のためにも彼ら子供たちのためにもひじょうに真剣な面持で、神々はまちがいなく存在しているものと考えて、祈ったり歎願したりしながら、これに語りかけているのを見たり聞いたりしたのです。それにまた、太陽や月が昇ったり沈んだりするときには、ギリシア人も異国の人もすべての者が、どんな不幸な境遇にある場合でも、また幸運な状態にあるときでも、これに向かってひれ伏して拝んでいるのを、彼らは見たり聞いたりしたのです。むろんその場合、その人たちは、神々が存在しないとは考えておらず、神々はたしかに存在しているのだと考えていたし、またそれらのものが神々ではないかもしれぬというような疑念を、いささかも持ってはいなかったのです。

D

E

さて、以上述べたような事実をすべて、あの連中は軽視して、それも、少しでも分別をそなえている者なら誰でもが認めるような、ちゃんとした理由は何ひとつあげることもしないでおいて、いまわたしたちに対しては、これから行なおうとしているような議論をなすようにと、強要しているわけなのです。そうだとすると、そんな連中に対して、おだやかな言葉で諭しながら、神々については、まず第一に、それが存在するのだということを

(1)

教えてやることが、どうしてできるでしょうか。でもしかし、思いきってやってみなければなりますまい。というのも、われわれの両方ともが常規を逸してはなりませんからね。あの者たちの方は、快楽をむさぼることによってそのような状態になるのですが、[2] わたしたちの方まで、そのような連中に腹を立てることによって、常規を逸してはならないからです。

さあ、それでは、そのような精神的に堕落している連中に対しては、何か次のような怒りをふくまない前おきの言葉を告げることにしましょう。そして、そのような連中のなかの一人の者と話し合うつもりで、怒りを抑えて、おだやかな調子でこんなふうに言うことにしましょう。

B

「若者よ、君はまだ若いのだ。だが、時が経つにつれて、君がいま抱いている考えの多くは、それとは反対のものへと変って行くだろう。だから君が、ひじょうに重要な事柄について判断を下そうとするなら、その時まで待つことだ。ところで、何よりもいちばん重要なのは、――今の君はそれを何でもないことと考えているけれども――、神々について正しい考えを持ちながら立派に生きるか、それとも、その反対の生き方をするか、ということだ。さて、そのことに関しては、まず最初に、君に大切なことを一つ知らせてあげても、わたしはけっして嘘をついていると見られはしないだろう。それはこういうことである。

神々について君のような考え方をしている者は、君一人だけではないし、また君の友人たちが最初で初めの人

1　887D7 ἐν σπουδῇ のあとに τε を挿入する（ペイトンによる）。

2　上記886A～Bを参照。そこでは、「快楽や欲望にうち克つことができないこと」が、人びとを不敬な者にする理由の一つとされていた。

C

というわけでもない。いな、そのような病気にとりつかれている者は、多い少ないはあれ、いつの時代にも現われてくるものだ。そこで、わたしはこれまでにそのような連中に数多く出会ってきたから、君には次のことを言っておこう。それは、神々は存在しないのだという、そういう考えを若い時にいだいて、その考えを持ちつづけたままで老年にまで至った者は、かつて誰ひとりいなかったということである。しかしながら、神々についての、他の二つの間違った考えのほうは、持ちつづけられることがある。それは、数多くの人においてではないにしても、とにかく何人かの人においてはそうである。つまり、その一つは、神々は存在するけれども、人間のことを何ひとつ気づかってくれないと考えることであるし、そのつぎは、気づかってはくれるけれども、犠牲や祈願によってなだめて機嫌をとりやすいものであると考えることである。

そこで、もし君がわたしの忠告に従ってくれるなら、神々についての君の考えができるだけ明確なものになるまで、君はしばらく待ってみることだ。ほんとうに君がいま考えているとおりなのか、それともちがうのかを、

D

よく調べながらだね。そのためには、他の人たちからもだが、とくにまた立法者からもよく話を聞くことだ。そしてその間は、神々に対していかなる不敬な行為をも敢えてなそうとしてはならない。というのも、まさしくこの問題についての真実を教えるのが、現在といわず将来においても、君のために法律を定める人のなすべき務めなのだから」

クレイニアス 今までのところは、あなた、ほんとうに見事なお話でしたよ。

アテナイからの客人 それはたしかにそうなのですが、メギロスにクレイニアス、しかしわたしたちは、自分でそれと気づかぬうちに、驚くべき理論にぶつかってしまっているのですよ。

E

クレイニアス　それは、どんな理論のことでしょう。

アテナイからの客人　あらゆる理論のなかでも最高の知恵をふくんでいると、多くの人たちから考えられている理論のことです。

クレイニアス　もっとはっきり説明してください。

四

アテナイからの客人　すべての事物は、現在においても、過去においても、また未来においても、あるいは自然によって生じ、あるいは人工（技術）によって生じ、あるいは偶然によって生ずるのだ、というふうに語っている人たちがいるように思われます。

クレイニアス　それで結構ではありませんか。

アテナイからの客人　とにかく、賢い人たちが言っていることなのだから、とうぜん、正しいだろうとは思うのですがね。でも、わたしたちとしては、彼らの後をついて行きながら、その派の人びとが、いったい、どんなことを考えているのかを、調べてみようではありませんか。

クレイニアス　それはぜひとも、そうしましょう。

889

アテナイからの客人　彼らの言うところによると、それらのなかで最大最美のものは、自然と偶然とがつくり出すのであって、技術（人工）がつくり出すものは、これより小さなものらしいですね。つまり技術は、自然が最初に仕上げた大きな仕事を自然から受けとって、これに加工したり、その形をととのえたりするのであって、そ

れの作り出すものはすべて比較的小さなものにすぎないというわけです。わたしたち誰もが「人工品」と呼んでいるものがまさにそれなのですが。

クレイニアス それはどういう意味でしょうか。

B **アテナイからの客人** では、こんなふうに、もっとはっきりお話ししてみましょう。火や水や土や空気、これらはみな自然と偶然によって存在し、それらのどれ一つも技術によって存在するのではないと、彼らは主張しているのです。そしてさらに、それらのもののつぎにくる物体、つまり大地も太陽も、月も星も、魂(生命)をぜんぜんもたないところの、これらの物質(火・水・土・空気)によってつくられているのだと彼らは言うのです。つまり、それらの物質のそれぞれが、それぞれのものにそなわっている能力の偶然的な働きによって動かされながら、たまたま落ち合って、何か同族のもの同士が結合するような仕かたで結びつくと、——たとえば、熱いものが冷たいものと、乾いたものが湿ったものと、軟いものが硬いものと結びつくと、また一般的に、反対のものの

C 偶然的な混合によって、必然的に合成させられて一つになるかぎりのものすべてもそうなのだが——、とにかく、そういうふうにして、またそのような仕かたで、これらの物質から、天の全体と天にあるもののいっさいとが生まれたのであり、そしてさらに、これら天にあるものをもとにしてすべての季節が生じると、動物や植物のすべても生まれることになったというわけです。そしてこういったもののすべての生成は、知性の働きによるのでもなければ、何らかの神の力によるのでもなく、また技術によるのでもない、というのが彼らの主張であり、むしろ、いま言われたように、自然と偶然によるのだというわけです。

これに対して、技術の方は、後になって、それらの自然物から、二次的なものとして生まれてきたのであり、

D それ自体が、死すべき者どもから生まれた死すべき本性のものなのであるが、それはさらに後になって、一種の遊びごとにすぎないようなものを生んだのである。しかし、こういったものは、真実性をまるっきり持たないものであって、技術そのものと同族の、何か影の ような存在なのである。たとえば、絵画や、音楽や、その他これらと同列の地位にある諸技術がつくり出すものがそれである。しかし、技術のなかに、もし何か真面目なものをほんとうに生むものがあるとすれば、それは、医術や農耕の術や体育の術のように、その能力を自然と共同させているものだけである。したがってまた、彼らに言わせると、とくに政治の術の場合は[1]、自然と共同している部分はほんのわずかであって、大部分は技術（人為）によるものであるということだし、同様にまた立法の仕事全体E も、自然にではなく、技術にたよっているのであるから、それの制定するものには真実性がない、というわけなのです。

クレイニアス　それは、どういうことでしょうか。

アテナイからの客人　いいですか、あなた、その連中がまず最初に主張していることは、神々は人為（技術）によって、つまり自然によってではなく、一種の法律（慣習）によって存在しているのだということです[2]。だから、それぞれの国の人間がお互いに同意して法律（慣習）のなかに定めるなら、国によってそれぞれ別々の神々があることになるわけです。そしてまた、美しいもの（立派なこと）も、自然によって美しいものもあれば、法律習慣に

1　889D7 τὴν πολιτικήν は τῆς πολιτικῆς と読む（リチャーズによる）。

2　「誰か利口な思いつきのよい人が、神々を畏れることを発明したように思われる」という、クリティアスの言葉（Fr. 5(DK)）を参照。

よって美しいものもあって、両者は別のものだと彼らは言うのです。さらにまた、正しいことにいたっては、自然本来に正しいことはぜんぜんないのであって、これについては、人びとはたえず言い争いをつづけ、いつもそれを変えているのであるが、しかしそれをいつ、何と変えようとも、ひとたび変えられたなら、その時から、その変更されたことが権威をもつようになると言うのです。[1] というのも、正しいことは、人為や法律習慣によって生ずるのであって、何らかの自然にもとづいて生ずるのではないからだというわけです。[2]

890

さて、こういったことすべてが、親愛なる方たちよ、若者たちの間で「知者」とされている人たちの説なのです。その人たちのなかには、散文作家もいるし、詩人もいるのですが、彼らは、何であれ、ひとが力ずくで勝ちとるなら、それこそが最高の正義であると主張しているのです。[3] そこで、こういった説がもとになって、法律がわたしたちに神々についてはこう考えるべきだと命じているような、そういった神々は存在していないかのように思って、不敬な振舞いをする風潮が若い人たちの間に生じてきているのです。また、そのことのゆえに、国内の内紛も起こっているのですが、[4] それはあの連中が、法律を守りながら他人に隷属するのではなく、他人を支配して真実に生きることであるという、「自然に従った正しい生活」[5] の方へ、若者たちを誘惑しているからなのです。

B

クレイニアス　これはあなた、なんという恐ろしい説をお述べになったことでしょう。それは、国家公共のためにも、また個々の家庭のためにも、若い人たちをどれだけ害しているか計り知れませんね。

アテナイからの客人　たしかに、おっしゃるとおりです、クレイニアス。それなら、もう長い間、そういう状況がつくり出されているのだとすると、立法者としては、どうすべきであるとあなたは考えられますか。彼はた

だ町のなかに立って、次のように言ってすべての人を脅すだけでよいのでしょうか。つまり、もしも人びとが、神々の存在を認めなかったり、また神々の性格を法律が述べているようなものであるとは考えなかったりするなら、[6]——そしてこのことは、美しいことや正しいこと、またその他の最も大切なことすべてについても、さらには、[7]徳や悪徳に関係すること全部についても同じように言えるのであって、そういったことについては、立法者が法律のなかに記して指示しているとおりに考えて、これを実行すべきであるのに、もし誰かが法律に従順であろうとしないなら——、その場合には、ある者には死刑を、ある者には鞭刑や投獄を、ある者には市民権剝奪の刑を、また他の者たちには財産没収や追放の刑を科して罰しなければならないと、ただそう脅すだけでよいのでしょうか。そして、人びとに対する説得の方は、立法者が彼らに対して法律を定める際に、これを法律の条文につけ加えて、可能なかぎり人びとを従順にする、という必要はまったくないのでしょうか。

C

クレイニアス　いや、あなた、けっしてそんなことはありませんよ。そういった事柄について説得する余地が

D

1　『テアイテトス』172A～B参照。

2　アルケラオスは、「正しいこととか、恥ずべき(醜い)こととかいうのは、法律習慣の上でのことで、自然にはないことである」と言ったと伝えられている(Diog. L. II. 16)。その後、この自然(ピュシス)と法律習慣(ノモス)とを対立させて、前者を優先させる考え方が、ソフィストの時代の道徳論、政治論に取り入れられて大いに流行していた。ソフィストのアンティポンの議論(Fr. 44(DK))や『ゴルギアス』(482E sqq.)のなかのカリクレスの主張などを参照。

3　IV. 715A(III. 690Bも参照)に引用されているピンダロスの詩句が念頭にあったものと思われる。

4　890A7 διὰ ταῦτα のあとには、他の多くの校本に見られるように、コンマをうって読む。

5　『ゴルギアス』(482E sqq.)のなかに述べられているカリクレスの「自然の正義」論を参照。

6　つまり、神々が人間のことに無関心であるとか、犠牲や祈願によって買収されうるというふうに考えること。

7　890C1 ὅσα δὲ は ὅσα τε と読む(ステファヌスによる)。

少しでもあるのでしたら、多少とも取柄のある立法者なら、説得することを絶対にあきらめてはいけません。むしろ、人びとがよく言うように、「あるだけの声をはりあげて」、神々は存在するのだという昔から信じられている説や、[1] その他、あなたが今しがた述べられたかぎりのことを支持する者にならなければなりません。そしてとくに、法そのものと技術とに対しては、それらは自然によって存在するのであり、あるいは、自然に劣らないものによって[2] 存在するのだとして、これらを助けてやるべきなのです。もしもそれらが、正しい説においては、知性の産物であるとすればですよ。あなたはいま、そんなふうに言おうとしておられるように見えますし、[3] そしてわたしとしても、その点ではあなたに賛成なのです。

E

アテナイからの客人　たいへんな熱の入れ方ですね、クレイニアス。でも、どうでしょう。そんなふうに大衆に向かって話してみても、大衆がその議論について行くことはむずかしいのではないでしょうか。それにまた、そうすることは、際限もないほど話を長くすることにもなりませんか。

クレイニアス　では、どうなんでしょう。酒の酔いや音楽のことについては、あんなに長い話をしていたときにも、わたしたちは自分に辛抱していたのに、[4] 神々やそれに関連する問題については、我慢ができないのでしょうか。それにまた、そのような議論は、思慮を伴う立法にとっては最大の助けとなるでしょう。というのも、法律の規定は、いったん文書のなかに書きとめられると、いつまでも批判吟味を受けようとするかのように、まったく変らない姿でとどまっているからです。ですから、そのような規定が、最初の間は耳に入りにくいものであるとしても、心配するには及びません。もの分りの悪い人間でも、何度も立ち帰ってそれを調べてみることができるはずだからです。それにまた、そのような議論が長いものになるとしても、有益なものであるなら、心配す

891

ることはないのです。したがって、誰であれ、力のかぎりをつくしてそういった議論に加勢をしないのは、まったく道理にも合わないし、敬虔なことでもないと、少なくともこのわたしには思われるのです。

メギロス　クレイニアスが言われていることは、あなた、ほんとうに立派なことのようにわたしには思われますけれど。

B

アテナイからの客人　それはたしかにそのとおりですとも、メギロス。わたしたちはこの人の言われるとおりにしなければならないでしょう。じっさい、あのような〔無神論の〕説が、人類全体と言ってもいいほどに広がっているのでなかったなら、神々の存在を擁護するための議論は一つも必要なかったでしょうからね。しかし現在の状況では、そうせざるをえないわけです。ところで、最も重要な法律が邪悪な連中によって踏みにじられようとしているこの場合、それを助けるのによりふさわしい者として、立法者以外に、誰がいるでしょうか。

メギロス　誰もいません。

五

アテナイからの客人　さあそれでは、クレイニアス、あなたもこの議論には加わってくださらなければならな

C

いのですから、もう一度わたしに、あなたの考えを聞かせてください。というのも、あのような説をなす者は、

1　890D4 νόμῳ の語は削る(イングランドによる)。
2　890D7 ἥττον は ἥττονι と読む(ヘルマンによる)。
3　890D8 ὂν は ὡς と読む(シュタルバウムによる)。
4　第一巻(637D)より第二巻の終りまで、酒の酔いと音楽のことが論じられていた。

たぶん、火や水や土や空気が万物の最初のものだと考えており、そしてまさにそれらの物質を「自然」と名づけて、魂の方は、それらの物質から後になってつくられたものだと考えているようですからね。いや、「たぶん」ではなくて、ほんとうに、そのことを議論によってわたしたちに示しているように思えるのです。

クレイニアス　まったくそのとおりです。

アテナイからの客人　では、ゼウスにかけて聞きますが、これまで自然の探究にたずさわってきたすべての人たちの、愚かな考えの源泉といったようなものを、わたしたちはつきとめたのでしょうか。その説全体を吟味しながら、よく調べてみてください。というのも、不敬な説になじんでいて、しかも他の人びとをもその方へ導こうとしている人たちの議論が、立派なものでないばかりか、誤ってもいることが明らかになれば、それは少なからぬ意味をもつことになりますからね。ところでわたしには、彼らの議論は誤っているように思われるのです。D

クレイニアス　それは耳寄りな話です。しかし、その誤りがどこにあるかを、説明してみてください。

アテナイからの客人　でも、そうするとなると、あなたにはあまりなじみのない議論に、手をつけねばならなくなりそうですが。

クレイニアス　いや、躊躇すべきではありませんよ、あなた。そのような議論に手をつければ、立法の問題から離れて脇道にそれてしまうとあなたが考えられるだろうことは、わたしには分っていますから。でも、神々の本性は、現在わたしたちの法律において言われているとおりのものであるということに同意するには、それ以外にはほかにまったく方法がないのだとすると、すばらしい方よ、どうしても、そういう仕かたで話さざるをえないでしょう。E

アテナイからの客人　では、どうやらもうわたしは、あなたがふだん聞きなれてはおられないような議論をしてもよさそうですね。それは、こういう内容のものです。つまり、不敬虔な人たちの魂をつくり出した(1)議論は、万物の生成と消滅の第一の（根本の）原因であるものを、最初にあったものではなくて、後になって生じたものだと述べているし、また後のものを、より先なるものだとしているのです。そのために、その議論は、神々の真の本性について誤りを犯すことになったわけです。

892

クレイニアス　まだよく分りません。

アテナイからの客人　魂（生命力）というものが、ねえあなた、ほんらいどのような性質のものであり、またどんな力をもっているかを、ほとんどすべての人が認識していないようですね。そして、魂についてのほかのこともそうであるが、とくに、それの起源については、つまりそれが、最初にあったものの一つであって、すべての物体に先立つものであることや、また他の何ものにもまして、物体のあらゆる変化や変様を支配していることを、彼らは知っていないようなのです。だがもし、そういったことが事実だとすると、魂は物体よりも古いものである以上、魂と同族のものは、物体に属するものよりも、より先にあったものである、ということに必ずなるのではありませんか。

B

1　「不敬虔な人たちの魂をつくり出した」という表現には、一種の皮肉がこめられている。つまり、魂はほんらい万物の「最初のもの」として他のものを「つくり出すもの」であるのに、自然学者たちは火、水などの物質を「最初のもの」として、魂はそれらから「つくり出されたもの」と考えており、そしてそう考えることが、「最善の魂」である神々の本性を見誤らせ、彼らを不敬虔な心の者にしている、というわけである。

クレイニアス　それは必ずそうなります。

アテナイからの客人　そうすると、判断、配慮、知性、技術、そして法律の方が、硬さ、軟かさ、重さ、軽さよりも、より先なるものということになるでしょう。[1] したがってまた、最初の大きな作品や活動は、それが最初のものに属する以上、技術に由来するものだということになるし、これに対して、自然によって存在するものと自然とは、——それをまさに「自然」という名で呼んでいる点で彼らは間違っているのですが——、[2] 後になって生じた(第二次的な)ものであり、技術や知性に起源をもつものだということになるでしょう。[3]

C

クレイニアス　彼らが呼び方を間違えているというのは、どういうことでしょうか。

アテナイからの客人　「自然」という言葉で彼らが言おうとしているのは、最初にある(第一次的な)ものについての生成のことです。しかしもし、魂が最初にあるものだということが明らかになれば、いちばん初めに生まれてきたもののなかに数えられるのは、火や空気ではなくて、魂がそれだということになるから、魂こそだんぜん他のものを引きはなして自然にい・よ・っ・てあるのだと言うのが、おそらく最も正しい言い方になるでしょう。そしてそのことは、ひとが魂の方が物体よりも古いものだということを証明するなら、そのとおりだということになるし、それを証明できなければ、そうではないわけです。

クレイニアス　まったくおっしゃるとおりです。

アテナイからの客人　では、つぎに、まさにその点を証明することに取りかかろうではありませんか。

D

クレイニアス　むろん、そうしましょう。

アテナイからの客人　さて、これは、ひとがきわめてだまされやすい議論ですから、わたしたちは用心してと

りかかることにしましょう。その議論は若々しいものであるため、わたしたち老人はその甘い言葉につい釣り込まれ、しかしそのあとではこれに逃げられて笑いものになってしまう、ということがないようにね。わたしたちは大きなものを狙いながら、小さなものさえも取り逃がしているのだと思われないようにしなければなりません。

そこで、ひとつ、こう考えてみてください。かりにわたしたち三人が、流れの急な川を渡らなければならなかったとして、そしてわたしたちのなかでは、このわたしがいちばん年少で、しかも多くの川を渡った経験をもっているから、そこでわたしとしては、あなた方にこう言うとしてみましょう。「あなた方は安全な場所に残っていただき、まずわたしが自分だけで試してみて、年上のあなた方にも渡れるか、それともどんな工合であるかを、調べてみなければなりますまい。そして調べてみて、渡れることがわかったなら、そのときにはあなた方を呼んで、わたしの経験を生かしながらいっしょに渡るし、また、あなた方のような年配の人には渡ることのできないものであったなら、その危険はわたしだけにとどめておかねばなりません」と、そう言うなら、これは理にかなった言い方だと思われるでしょうね。

E

さて、今の場合も事情はこれと同じで、これからわたしたちが直面しようとしている議論はかなりきびしいものであり、おそらく、あなた方の力では渡りきれないものでしょう。そこで、その議論の流れが押し寄せてきて、返答に不慣れなあなた方に質問を浴びせるときに、あなた方は目まいがしたり頭がくらくらして、無様(ぶざま)で不恰好

893

1　この点については、後に896C～897Bでもう少し詳しく説明される。

2　891Cを参照。

3　889Aに述べられている自然学者たちの説とは逆になっていることに注意。なお、この点については、『ソピステス』265C～E参照。

な姿をさらけ出して不快な思いをされることがないように、わたしとしては今、こんなふうにすべきだと思うわけなのです。つまり、まずわたしが、わたし自身に質問を出し、あなた方は安全なところにいて聞いてもらうのです。そしてそのつぎに、わたしがまたその質問に答え、そういうやり方でこの議論全体を終りまでやり通すのです。こうして、魂についての議論を徹底的に行ない、魂の方が物体よりも先なるものであることを証明するのです。

クレイニアス　あなたのおっしゃったことは、まったくすばらしいことのように思われます。どうか、そのお言葉どおりにしてください。

六

アテナイからの客人　さあ、それでは、始めることにしますが、かりにもしわたしたちが、神の助けを呼び求める時があるとすれば、今こそそうしなければならぬものとしましょう、――ほかでもなく、神々自身の存在を証明するために、神々の助けがひじょうに真剣に呼び求められているのだとしてください――。そして、いわば安全な綱につかまりながら、わたしたちが現在直面している議論の流れのなかに入って行くことにしましょう。

B　さて、このような問題について、わたしが取り調べを受けているのであれば、次のような尋問には次のような仕かたで答えるのが、わたしにはいちばん安全であるように思われるのです。つまり、誰かがわたしに、「客人よ、万物はすべて静止していて、動いているものは一つもないのだろうか。それとも、それとはまったく反対なのだろうか。あるいは、あるものは動いているが、あるものは静止しているのだろうか」と尋ねるな

ら、

C　「あるものは動いているが、あるものは静止していると思います」とわたしは答えるでしょう。

「では、静止しているものが静止しているのも、また動いているものが動くのも、何らかの空間のなかにおいてではないのか」

「もちろん、そうです」

「ではさらに、あるものは一つの場所で運動するだろうし、他のものは多くの場所でそうするだろうね」〔と相手が尋ねるなら〕

「一つの場所で運動するものとは、その中心が静止しているものの性質をもつ運動体のことを、あなたは言っておられるのでしょうか。たとえば、静止していると言われる円形のものが(1)、回転運動を行なっている場合のようにですね」と、わたしたちは答えるでしょう。

「そのとおりだとも。ところで、この回転運動においては、〔中心から最も遠い位置にある〕最大の円と、〔中D心に最も近い位置にある〕最小の円とが同時に描かれながら、それに比例して、そのような運動そのものは、小さなものと大きなものとに分かれるし、またその速度も、それに応じて大きなものと小さなものとができることを、われわれは知っているね。そしてまさにそのことのゆえに、その運動は、あらゆる驚嘆すべき現象の源になっているわけなのだ。大きな円と小さな円とに、それぞれ釣り合った遅い速度と早い速度とをあたえながら、そ

1　たとえば、一つの地点で回っている独楽（こま）とか、固定した軸を中心に回転している車輪。

れらを同時に動かしているのだから、――これは起こりえないことだと、ひとは考えるかもしれないのだがね」(1)

「まったく、おっしゃるとおりです」

「他方、多くの場所で運動するものとは、ある地点から他の地点へとたえず位置を変えながら、場所の移動によって動くもののことを、君は言おうとしているようだね。そして、こういった運動をするものは、時には、何か一つの点だけで〔あるものの表面に〕接しながら動くこともあるし、また時には、転がることによって多くの点で接しながら動くこともあるのだ。(2)ところで、このような運動をするものは、たえず何かにぶつかり合うのであるが、静止しているものにぶつかった場合は分解するし、反対方向から動いてくる他のものに出会った場合は、

E

それと一つになって、それら両者の中間的なものが合成されるわけだ」(3)

「たしかに、あなたの言われるようなことになると言っていいでしょう」

「ではさらに、合成されるなら、〔量は〕増大するし、分解されれば、減少するのである。ただしこれは、それぞれのものの初めにあった状態(4)がそのまま保たれているときのことであって、それが保たれない場合には、合成と分解の両方どちらによっても、そのものは消滅するのである。

894

では、一般に生成ということが起こるのは、どういう状態になったときであろうか。それは明らかに、ものの〈はじめ〉(始源)であるものが増大して第二の段階に変化し、そしてその段階からさらに次の段階へ移り、かくして第三の段階にまで達して、感覚能力をもつ者たちに感覚を提供することになった場合のことである。(5)かくして、すべてのものは、このような変化と変形の過程を経ることによって生成するのであるが、そのものがほんとうに存在しているのは、それがそのままの状態にとどまっているときのことであって、もし他の状態へと変化したな

ら、そのものとしては完全に消滅してしまうのである」

B

さて、親愛な方たちよ、以上でもってわたしたちは、すべての運動変化を種類に分けて数えあげたことになるでしょうね。(6) ただし、二つのものがまだ残ってはいますが。

クレイニアス　その二つのものというのは、何のことですか。

アテナイからの客人　それは、あなた、わたしたちが現在行なっている考察はすべて、その二つのもののためである、といってよいものなのですよ。

1　ここで言われていることについては、たとえば、回転している円盤上の(中心を除く)いくつかの点が描く円運動を考えてみればよい。そして、これらの円運動が「驚嘆すべき現象の源になっている」と言われているのは、これをモデルにして、諸天体(惑星)の軌道や運動の速度などが考えられているからであろう。『国家』X. 616D〜617C、『ティマイオス』38C sqq. などを参照。

2　いわゆる「滑る」と「転がる」の区別がこれにあたるだろう。たとえば、回転している独楽が軸心だけで支えられながら移動する場合と、円筒が転がりながら動く場合とのように。

3　「分解」の方は、いわゆる運動体についても理解できるが、「合成」の方は、狭義の運動体については理解しにくいようである。次の「合成されるなら、増大する」という言い方からみても、二つの物質の混合ないしは化合が考えられているのではなかろうか。

4　これは、一般に理解されているように、物質の固体、液体、気体の状態のことと考えておく。

5　これも理解しにくい箇所であるが、ピュタゴラス派の説にもあるように、一種の幾何学的な比喩を用いて感覚物の成立を説明したものであろう。すなわち、ものの始源である点から線へ、線から面へ、そして面から立体(物体)へと変化発展して、いわゆる三次元の段階に達したときに、ものは感覚の対象になるというわけである。

6　後で(894C)言われているところからみると、これまでに八種類の運動変化が数えられたことになっている。すなわち、①一つの場所で回転する円運動、②多くの場所を移動する運動(滑ると転がる)、③分解、④合成、⑤増大、⑥減少、⑦消滅、⑧生成の八種類である。

クレイニアス　もっとはっきりおっしゃってください。

アテナイからの客人　この考察は、魂のために行なわれたのでしょう。

クレイニアス　たしかに、そのとおりです。

アテナイからの客人　それでは、つねに他のものを動かすことはできるが、自分自身を動かすことのできない動を、残りの二種類のうちの一つとしましょう。これに対して、つねに自分自身を動かすことができるとともに、また他のものをも、合成や分解、増大やその反対〔の減少〕、生成や消滅という仕かたで動かすことのできる動、

C これをすべての運動変化のなかの他のもう一つの種類としましょう。

クレイニアス　そういうことにしておきましょう。

アテナイからの客人　では、他のものをつねに動かしながら、〔それ自身は〕他のものによって変化させられる運動変化を、わたしたちは第九番目のものとすることになるでしょう。これに対して(1)、自分自身をも他のものをも動かし、どんな能動の働きにも、どんな受動の働きにも適応して、存在するもののすべてを真の意味で変化させ動かすと言われているもの、このものをこそ、わたしたちは第一〇番目の動と呼ぶことになるでしょう(2)。

クレイニアス　まったく、そのとおりです。

アテナイからの客人　では、わたしたちが数えあげたおよそ一〇種類の運動変化のうちで、何よりも最も強力

D で、働きもとくにすぐれているものとしては、どれを選ぶなら最も正しいことになるでしょうか。

クレイニアス　自分で自分を動かすことのできる動が、他のものよりも無限にまさっているし、その他の運動変化はすべてこれより劣ると言わざるをえないでしょう。

アテナイからの客人　結構です。そうすると、わたしたちがいま言ったことのなかで、正しくなかった点を一つないしは二つ、訂正しなければなりませんね。

クレイニアス　それは、どんな点のことですか。

アテナイからの客人　「第一〇番目の」と言われたのは、たぶん、正しい言い方ではなかったようです。

クレイニアス　どうしてですか。

アテナイからの客人　理論的には、それは生まれの上でも、また力の点でも、第一番目のものです。そしてその次のものが、これにつづいて第二番目になるわけですが、さっきは、奇妙にも、第九番目のものと言われていたのです。

E

クレイニアス　それは、どういう意味でしょうか。

七

アテナイからの客人　こういうことです。あるもの(A)が他のもの(B)を変化させ、そしてそのもの(B)がまた別の他のもの(C)を変化させる、ということが順々に行なわれる場合、はたしてこういったもののなかに、変化の元になる何か第一のものがあるでしょうか。そもそも、他のものによって動かされるものが、(3) どうしていっ

1　894C4 τήν τε は τὴν δὲ と読む（ステファヌスによる）。

2　894C6 καλουμένην δὲ の δὲ は τε に変える（イングランドによる）。そしてC7 ταύτην δὲ の δὲ も δὴ に変える（ビュアリによる）。

3　894E6 ὅταν は ὅ γ' ἂν と読む（アーペルトによる）。

たい、変化を起こさせるもののなかの第一のものになりうるでしょうか。それは不可能なことですからね。しかし、自分で自分を動かしたものが、他のものを変化させ、そしてそのものがまた別の他のものを変化させて、そしてそういうふうにして動かされるものが何千何万にもなる場合には、それらのものの運動変化全体の始源となるものは、自分で自分を動かしたものが起こす変化以外のものではないでしょうね。

895

クレイニアス　まったく見事なお話でした。そのことには同意せざるをえません。

アテナイからの客人　それではなお、こんなふうにも言って、そしてもう一度わたしたちは、自分で自分に答えてみることにしましょう。

「かりに、万物が何らかの仕かたでひとところに集まっていて、(1)静止していたとすると、——前にあげたあの〔知者と言われる〕連中の大部分は大胆にもそう主張しているのですが(2)——、それらのもののなかに最初に生ずる運動は、先にあげた運動変化のなかのどれでなければならないでしょうか」

B

「それはむろん、自分で自分を動かす動でしょう。というのも、それらのもののなかには、それまではどんな変化も起こっていないのだとすると、それらのものが他のものによってそれまでに変化させられるということはけっしてありえないでしょうから。したがって、自分自身を動かす動は、すべての運動変化の始源として、静止しているもののなかにおいては最初に生じてくるものであり、運動変化しているもののなかでは第一番目のものであるから、その動こそが必然的に、あらゆる運動変化のなかでは最も古くて(3)最も強力なものである、ということになるでしょう。これに対して、他のものによって変化させられて、そして(4)他のものどもを動かす運動変化は、それに次ぐものということになるでしょう」

クレイニアス　まったく、おっしゃるとおりです。

C

アテナイからの客人　さて、それでは、わたしたちはここまで議論を進めてきたことですから、次のことにも答えることにしましょう。

クレイニアス　どのようなことにですか。

アテナイからの客人　何か土でできているものとか、あるいは水や火でできているもののなかに、(5)——それらが別々にあろうと、あるいは混じり合っていようと、どちらでもよいのですが——、いま言った「自分で自分を動かす」動が生じているのが見られる場合には、そのようなもののなかにはどんな状態が起こっていると言うべきでしょうか。

クレイニアス　あるものが自分で自分を動かしている場合は、わたしたちはそのものを「生きている」と呼ぶべきだろうかというのが、あなたがわたしたちに尋ねておられることではないでしょうか。

1　「万物が……ひとところに集まっていて」（あるいは「すべてのものはいっしょくたになって」）と訳した語句に類似した表現は、アナクサゴラス（Fr. 1(DK)）やパルメニデス（Fr. 8(DK)）のなかに見出される。

2　「前にあげたあの連中」とは、888E sqq. でその説が紹介されている「現代の知者たち」（886D）のことを指すと思われるが、具体的に誰のことであるかは不明。前注であげられたアナクサゴラスも、「ヌゥス」（知性）によって万物は初めて運動をあたえられたとしているし（Fr. 12–13(DK)）、また『テアイテトス』180E, 183E には、万物は静止していると主張した者として、パルメニデスやメリッソスの名前があげられている。

3　895B6 μεταβολὴν は μεταβολῶν と読む（エウセビオスによる）。

4　895B7 κινοῦσαν δέ は κινοῦσάν τε と読む（アストによる）。

5　895C4 ἐν τῷ γηίνῳ の τῷ は τῳ に改める（イングランドによる）。

アテナイからの客人　そのとおりです。

クレイニアス　それはむろん、「生きている」と呼ぶべきですよ。もちろんのことです。

アテナイからの客人　では、どうでしょう。あるもののなかに魂(生命)が宿っているのが見られる場合、それはいま述べたのと同じことになるのではありませんか。つまり、そのものは生きていることを認めるべきでしょうね。

D

クレイニアス　それ以外にはありません。

アテナイからの客人　では、ゼウスの神にかけて、そこのところでちょっと待ってください。どんなものについてでも、あなたは三つのことを考えてみようとはなさらないでしょうか。

クレイニアス　それは、どういうことでしょう。

アテナイからの客人　一つは、当のあるものそれ自体であり、一つは、そのものの定義であり、もう一つは、そのものの名前です。(1)そこでまた、存在するものすべてについて、二つの質問を出すことができるわけです。

クレイニアス　どんなふうにして、二つの質問を出すのですか。

アテナイからの客人　わたしたちの誰でも、時には、ものの名前だけを提示して、それの定義を求めたり、時にはまた、その逆に、定義だけを提示して、そのものの名前を尋ねるということです。では、今度もまた、次のような例をあげてみるのがよいでしょうか。

E

クレイニアス　といいますと、どのような例でしょう。

アテナイからの客人　ほかのものにおいてもですが、数においても、二つ〔の等しい部分〕に分けられるという

ことがあるでしょう。さて、数の場合において二つに分けられるものには、「偶数」という名前があるし、他方、それの定義は、「二つの等しい部分に分けられる数」ということでしょう。

クレイニアス　そのとおりです。

アテナイからの客人　わたしが言おうとしているのは、そういったことなのです。だから、どちらのやり方をしても、つまり、定義を尋ねられて名前を答えても、また名前を尋ねられて定義を答えても、わたしたちは同一のものを指しているのではないでしょうか。名前によって「偶数」と答えても、定義によって「二つの等しい部分」に分けられる数」と答えても、同一のものを指しているわけなのですから。

クレイニアス　まったくそのとおりです。

896

アテナイからの客人　では、「魂」という名前をもつもの、それの定義は何でしょうか。「自分で自分を動かすことのできる動」という、さきほど言われたこと以外に、他の定義をわたしたちは持っているでしょうか。

クレイニアス　「自分を動かすもの」という定義をもつものと、わたしたちすべてが「魂」という名前で呼んでいるものとは、同じものだとあなたは言おうとされているのですね。

アテナイからの客人　そう、そのことを言っているのです。ところで、そのことが事実そのとおりであるとしても、まだわたしたちには不満が残るのでしょうか。つまり魂こそ、現在あるもの、過去にあったもの、将来あ

1　『書簡集』(VII. 342A～C)には、存在するものそれぞれについて、その知識を手に入れようとする場合に拠りどころとすべきものが五つあげられているが、「名前」と「定義」はそのなかの第一、第二のものとして、それぞれ説明がなされている。なお、本篇 XII. 964A 参照。

るだろうもの、さらにはまた、それらとは反対のものすべてを[1]、最初に生じさせたり、最初に運動変化させたりするものにほかならないのだということが、まだ充分には証明されていないのだという不満がね。魂がすべてのものにとって、あらゆる変化や運動の原因であることは明らかになっているというのにですよ。

B

クレイニアス いえ、不満に思ったりはしません。それどころか、魂は、運動変化の始源であった以上、万物のなかで最も古いものであることは、この上なく充分に証明されました[2]。

アテナイからの客人 それでは、あるもののなかに生じる運動であるが、それは他のものによって引き起こされるだけであって、何ものに対しても、そのものが自分で自分のなかで動くようにしてやることのけっしてない運動、そういった運動は、第二番目のものであり、いや、ひとがどれだけの運動を数えようとも、そのなかでは、その運動は最下位に位するものである、ということになるのではありませんか。それは、文字どおりに魂(生命)なき物体の変化にすぎないのですから。

クレイニアス それで正しいです。

C

アテナイからの客人 そうすると、魂は物体よりも先にあったものであるが、物体の方は第二番目のもの、より後のものであり、したがって、魂が支配し、物体は支配されるのが自然の理にかなっているのだと、そんなふうにわたしたちが語っていたのは[3]、正しいし、決定的でもあるし、またこの上なく真実で完全な言い方でもあった、ということになるでしょう。

クレイニアス たしかに、この上なく真実なことです。

八

アテナイからの客人　ところで、わたしたちは前に、(4) こういうことに同意していたのを忘れてはいませんね。つまり、もし魂が物体よりも古いものであることが明らかになるなら、魂に属するものも、物体に属するものより古いものであるだろうということです。

クレイニアス　たしかに、そのとおりです。

D

アテナイからの客人　では、〔魂の〕気質、性格、意欲、計算、真なる判断、配慮、記憶といったものは、物体の長さ、幅、深さ、力よりも先にあったものということになるでしょう、もしも魂の方が物体よりも先にあったとすればですよ。

クレイニアス　そうならざるをえません。

アテナイからの客人　では、そのつぎに、こういうことにも必然的に同意せざるをえないでしょうか。つまり、もしわたしたちが魂をすべてのことの原因であるとみなすべきならば、魂は、善いことと悪いこと、美しいこと

1　「反対のもの」とは、「現在ないもの、過去に消滅してしまったもの、将来消滅するだろうもの」のことであろう（リッターによる）。つまり魂は、運動変化の始源として、ものが生ずるだけでなく、滅びることの原因でもあるわけである。

2　以上の証明は、簡単な形では、すでに『パイドロス』245C～246A においてなされていたものである。

3　892A, C 参照。

4　892A～B 参照。

と醜いこと、正しいことと不正なこと、およびすべての相反することの原因であるということです。

クレイニアス もちろん、同意せざるをえません。

E

アテナイからの客人 では、どこにあるのであろうと、動いているものにはすべて魂が宿っていて、これを統轄しているのだとすると、魂は天をも統轄していると言わざるをえないではありませんか。

クレイニアス それはそうですとも。

アテナイからの客人 そうしているのは、一つの魂でしょうか、それとも、多くの魂でしょうか。多くの魂なのです、――わたしの方で、あなた方お二人に代わって答えましょう。とにかく、二つより少なくはないということにしておきましょう。つまり、善いことをなす魂と、それとは反対の状態をつくり出すことのできる魂との二つよりもですね(1)。

クレイニアス まったく、おっしゃったとおりです。

897

アテナイからの客人 さて、その点はそれでよいことにしましょう。では、魂は、天や地や海にあるものすべてを、自分自身のもつ運動によって導いているのですね。つまり、それらの運動には、意欲、考察、配慮、計画、正しい判断や間違った判断、悦びや苦しみ、大胆や恐れ、憎しみや愛という名前がつけられているのですが、そういった運動や、またこれらと同類のものか、あるいは第一次的な運動であるものすべてによって、魂は万物を導いているわけです。そして、これらの運動は、今度は、物体のもつ第二次的な運動を自分の支配下において、万物を導きながら、増大や減少、分離や結合、およびこれらに伴うところの温かさや冷たさ、重さや軽さ、硬さ

B

や軟かさ、白や黒、苦さや甘さなどを生じさせるのです。つまり、魂は、これらの運動変化をすべて用いるので

すが、なおその上に、「知性」の助けをも得るなら……、万物を正しくまた幸福に導くことになるし、他方、無知を仲間にした場合は、万物をそれとは反対の状態にしてしまうわけです。——どうでしょう、以上述べたことは事実そのとおりであるとわたしたちは考えることにしましょうか、それとも、事実はそれとはちがっているかもしれないと、なお疑ってみることにしますか。(2)

クレイニアス　いや、その必要は少しもありません。

アテナイからの客人　さて、それでは、どちらの種類の魂が、天や地やそれらの運行全体の支配者になっていると言うことにしましょうか。思慮に富み、徳に充ちたものの方でしょうか。それとも、それらのどちらも具えていないものの方でしょうか。では、そのことに対しては、よろしければ、次のように答えてみることにしましょう。C

クレイニアス　どんなふうに答えるのですか。

1　複数の魂については、後に898C, 899Bでも言及されているし、善の原因である魂と悪の原因である魂の区別は、897B～C, 898C, 899Bにも語られている。その区別は、おそらく、知性をそなえているか、無知を伴っているかということにあるだろう。
　なお、この章のこういった表現が、古代末期の思想家たちにおいて、プラトンは二つの「世界霊魂」の存在を信じていたという解釈の根拠にされたようであるけれども、しかし、悪しき世界霊魂のことについては何も言及されていないことに注意する必要がある。

2　897B2 ἀεὶ θεὸν ὀρθῶς θεοῖς の語句は、意味が不明であり、テクストが破損しているように思われる。種々の校定が試みられているが、「知性」(ヌゥス)の性格規定にかかわる重大な問題をふくむだけに、主観的解釈におち入るのをさけるため、テイラーに従って一応削除しておいた。

アテナイからの客人　いいですか、あなた、もし天と天のなかに存在するすべてのものとの軌道や運行全体が、「知性」の運動や回転や計算と同様な性質のものであって、それと類似した仕かたで行なわれているのであれば、(1)その場合には明らかに、最善の魂が宇宙全体を配慮していて、そしていま言われたような〔知性が運動するのと同様な〕軌道にそって、宇宙全体を導いているのだと言わなければなりません。

クレイニアス　そのとおりです。

D

アテナイからの客人　これに反して、もしそれらのものの運行が気違いじみた無秩序な仕かたで行なわれるとすれば、悪しき魂が導いていると言わなければなりません。

クレイニアス　それもまた、そのとおりです。

アテナイからの客人　さてそれでは、「知性」の運動の本質はどのようなものでしょうか。親愛なる方たちよ、この問題はもはや、完全に理解して言おうとすると、答えることのむずかしいものなのです。ですから、それに答えるにあたって、いまあなた方がわたしの助けを求められるとしても、それは当然のことでしょうね。

クレイニアス　これは、ありがたい話です。

E

アテナイからの客人　さて、それに答えるにあたっては、わたしたちは死すべき人間の眼をもって「知性」を観察し、これを充分に認識することができるかのように考えて、いわば真正面から太陽に直接眼を向けて、真昼に夜を招くようなことをしてはなりません。いな、問われているものの影像に眼を向けてこれを見る方が、より安全な道なのです。(2)

クレイニアス　それは、どういう意味でしょうか。

898

アテナイからの客人　あの一〇種類の運動のなかで、「知性」がそれに似ているところの運動(3)を、〔「知性」の〕影像として取りあげてみましょう。わたしとしては、あなた方とともにその運動を思い出すことによって、共同で答えを出そうとしているわけなのです。

クレイニアス　それはすばらしい話になることでしょうね。

アテナイからの客人　それでは、あのときに言われたことのなかで、少なくともこれだけのことは、わたしたちはまだ覚えていますね。つまり、万物のうちのあるものは動いているが、あるものは静止していると、わたしたちは仮定したということです(4)。

クレイニアス　覚えています。

アテナイからの客人　さらにまた、動いているもののなかには、一つの場所で動いているものもあれば、多くの場所を移動しているものもある、としましたね。

クレイニアス　そのとおりです。

1　『ティマイオス』34A参照。そこでは、「〔宇宙の〕作り主は、宇宙に対して、その身体に本来ふさわしい運動を、つまり……理性(知性、ヌゥス)と知力(思慮、プロネーシス)にとりわけ深い関係にある運動を割り当てた」と語られている。

2　太陽を肉眼で直接に観察しようとすれば、眼を損ない、暗黒をもたらすことになるという比喩は、『パイドン』99Eにも用いられている。そしてそこでは、存在するものの真実を直接に感覚によってとらえるのでなく、言論(ロゴス)に逃れて、そのなかで考察するという一種の間接的な考察法が提案されている。

3　後で説明されるように、893C～Dで語られた「一つの場所で回転している円運動」のこと。

4　893B～C参照。

アテナイからの客人　では、これら二つの運動のうちで、一つの場所で動いている運動の方は、回転している車輪を真似たようなものですから、必ず、ある中心のまわりをつねに動くのでなければなりません。そしてこの運動が、「知性」の回転運動に種族的にも最も近く、性質も似たものなのです。

クレイニアス　それは、どういう意味でしょうか。

B
アテナイからの客人　もしわたしたちが、「知性」も、一つの場所で動く運動も、その両方ともを、回転している球の運動になぞらえて、それらは規則的で一様な運動を、同じ場所で、同じ中心をめぐって、同じものとの関係で、一つの理法と一つの規則とに従って行なっているのだと言うならば[1]、わたしたちは、言葉の上で美しい影像を作ることが下手な者であるというふうに、見られなくてすむでしょう[2]。

クレイニアス　まったく、おっしゃるとおりです。

アテナイからの客人　では、それとは反対に、けっして一様でもなければ、規則的でもなく、同じ場所においてでもなければ、同じ中心をめぐるのでもなく、同じものとの関係においてでもなければ、一つの場所において動くのでもなく、秩序もなければ、規律もなく、また何らかの理法に従っているのでもない運動、そういった運動は、あらゆる種類の無知と同族のものではないでしょうか。

クレイニアス　それは間違いなく、そのとおりでしょうからね。

C
アテナイからの客人　さて、そうすると、今やもう次のようにはっきりと言っても、それには何の困難もないことになるわけですね。つまり、〔天にある〕すべてのものを回転させているのは魂であることが分った以上、天[3]のこの回転運動は、とうぜん、最善の魂の配慮や秩序づけのもとに行なわれていると言うべきか、それとも、そ

れとは反対の魂の[4]……

クレイニアス　いや、あなた、さきほどの話からすれば、それらのものを回転させているのは、あらゆる徳をそなえた魂である――その数が一つであれ、一つより多くであれ――というより他の言い方をしたのでは、不敬虔なことにもなってしまいますよ。

アテナイからの客人　あなたは、クレイニアス、ほんとうによくこれまでの議論に耳を傾けてくださいました。

D　しかし、もう一つ、こういう点にも耳を傾けてください。

クレイニアス　それは、どんなことでしょう。

九

アテナイからの客人　太陽や月やその他もろもろの星、これらのものすべてを、魂は回転させているのだとすると、それらの一つ一つをも、そうしているのではありませんか。

クレイニアス　もちろんです。

1　898A9 ἕνα λόγον の前に καθ' の語を挿入する（アストによる）。

2　『ティマイオス』34Aには、897C注1で引用された文につづいて、「それだからこそ、作り主はこの宇宙を、同じ場所で、それ自身の占めているひろがりの範囲内で、一様にまわるようにし、こうして円を描いて回転運動をするようにした」と語られている。

3　898C2 τὴν δὲ は τήνδε と読む（アーペルトによる）。

4　898C5 ἐναντίαν のあとはピリオドでなくリーダー（……）に改める（イングランドやテイラーの解釈に従う）。

アテナイからの客人　では、そのうちの一つについて論じてみることにしましょう。その議論は、ほかの星全部についても明らかにあてはまるでしょうから。

クレイニアス　何について論ずるのですか。

アテナイからの客人　太陽についてです。太陽の身体(外形)は、誰でもがこれを目にしているが、その魂は、誰ひとりこれを見ることはできません。そしてこのことは、他のどの生きものの身体についても同じであって、それが生きている間であろうと、死のうとしているときであろうと、そのものの魂は肉眼では見られません。しかし、この魂という種族は、身体のどんな感覚によってもまったく感覚されないものであるけれども、わたしたちの身体にほんらいまといついていて、知性によってはとらえられるものであると期待してよい理由は、大いにあるのです。そこで、知性や思考だけを用いて、そのものについて次のようなことを理解することにしましょう。

E

クレイニアス　どのようなことをですか。

アテナイからの客人　太陽を導いているのは魂だとすると、魂はそのことを、次の三つの仕かたのうちの一つによって行なっているのだと言って、わたしたちはおそらく誤ることはないでしょう。

クレイニアス　三つというのは、どんなことでしょう。

アテナイからの客人　つまり、その一つは、魂は、この目に見える円い物体のなかに宿っていて、そのものが進んで行くところどこにでも、これを運んでいるということです。それはちょうど、わたしたちのところにある魂が、わたしたちをどこにでも運び廻るのと同じです。あるいは、ある人たちが言うように(1)、魂それ自身が、火とか、ある種の空気とかいう物体の形をとって、どこか外側から、物体を物体によって力ずくで押すようにして

899

B

動かしているのかもしれません。あるいは第三に、魂それ自身は物体の形をとらないけれども、何か別のきわめて驚嘆すべき能力をそなえていて、それによって導いているのかもしれません。

クレイニアス　そのとおりです。魂が〔天にある〕すべてのものを導くのは、必ずそれらのうちのどれか一つの仕かたによるのでなければなりません。

アテナイからの客人　では、……[2]万物に光をもたらす太陽を魂が導くのは、戦車に乗ってこれを駆るような仕かたで行なうのか[3]、あるいは、外側からこれを動かすのか、それとも、他のどんな方法や仕かたによるのか、その点はともかくとして、そういった魂を、わたしたちは誰も神と考えるのでなければなりませんね。それとも、どう考えるべきでしょうか。

クレイニアス　そう考えるべきです。少なくとも無知の極に達している者でなければですね。

アテナイからの客人　では、すべての星や月について、また年月や季節のすべてについて、これと同じことを言う以外に、他にどんなことが言えるでしょうか。つまり、魂ないしは魂たちが、これらすべてのものの原因であることが明らかになったのだから、しかも、それらはあらゆる徳をそなえた善い魂なのであるから、これらの

1　魂を火であるとした者には、たとえば、デモクリトスがあるし(アリストテレス『霊魂論』第一巻(403^{b}31 sqq.)参照)、また空気であるとした者には、アナクシメネス(Fr. 2(DK))やアポロニアのディオゲネス(Fr. 4(DK))およびアリストテレス(『霊魂論』第一巻(405^{a}21 sqq.)参照)などがあるが、ここで誰のことが指されているかは不明。

2　899A7 Αὐτοῦ δὴ ἄμεινον の語句は削り、次の ταύτην のあとに δὴ の語を挿入する(シュナイダーによる)。

3　『ティマイオス』41E参照。そこでは、万有の魂がつくられたあとで、「それを星と同じ数だけの魂に分割し、それぞれの魂をそれぞれの星に割り当て、ちょうど〔荷〕馬車にでも乗せるようにして乗せると……」と言われている。

魂は神であると、わたしたちは言うことになるでしょう。それらが、普通の生きものの場合のように、身体のなかに宿って天全体を秩序づけているのか、それとも、どんな仕かたや方法によってそうしているのかはともかくとしてですよ。以上のことを認めながら、「万物は神々に満ちている」[1]ということが否定されるのを、黙って聞いている者が誰かいるでしょうか。

C

クレイニアス いや、それほど正気を失っている者は誰もいないでしょう。

アテナイからの客人 それでは、メギロスにクレイニアス、これまで神々を信じないできた者に対しては、最後の通告を発して、その者から別れることにしましょう。

クレイニアス どんな通告を発するのですか。

アテナイからの客人 わたしたちは、魂を万物のなかで最初に生じたものとしたり、またその他にもそれから帰結するかぎりのことを言ってきたわけですが、それは間違っているといってわたしたちを教えてくれるか、それとも、わたしたちよりも立派なことが言えないなら、わたしたちの言葉に従って、残りの人生を神々を信じながら生きるか、そのどちらかをするようにということです。では、神々を信じない者たちに対して、わたしたちはもう充分に神々が存在するのだということを証明したのか、それともまだ不足しているのか、見てください。

D

クレイニアス いや、あなた、不足しているなんて、とんでもありません。

一〇

アテナイからの客人 さてそれでは、そういった〔神々の存在を信じない〕人たちに対するわたしたちの議論は、

以上で終ったことにしましょう。しかしつぎに、神々の存在は信ずるけれども、神々は人間のことには無関心であると考えている者に対して、おだやかに語りかけねばなりません。では、わたしたちは次のように言うことにしましょう[2]。

E 「よき若者よ、君が神々を信じているのは、君と神々との間に一種の同族関係があり[3]、それが君を導いて、君と本性を同じくするそのものを尊敬させ、その存在を信じさせるからであろう。ところが、私的な面でも公的な面でも、邪悪で不正な人間たちが幸運にめぐまれていることが、――それはほんとうは幸福ではないのに、人びとの思わくによって、度を越えて異常なほどに幸福だと見なされているのであるが――、その幸運が、詩人たちの作品のなかでも、あらゆる種類の話のなかでも不当に称えられているものだから、そのために君は、不敬な考えをもつにいたっているのだ。あるいはまた君は、ある人たちが充分な齢を重ね、子供の子供たちをも後に残し

900 て、最高の栄誉のうちに人生の最後を迎えているのを、見ることがあるだろう。そしていま君は、そういった人たち全体のなかには、数多くの恐ろしい不敬行為を行なった者たちがいるのを、噂に聞いたり、あるいは自分の目で直接に見たりして、彼らがほかならぬそういった所業によって、下賤の身分から身を起こして独裁者の地位や最高の権力の座についているのを知り、心を乱しているのだ。そしてその場合君は、いま言ったようなことす

1　これはタレスの言葉とされている(アリストテレス『霊魂論』第一巻(411a8)参照)。
2　以下の言葉は、888A～Dにおいて述べられた若者への説論に対応するものである。
3　人間の魂の一部である理性が神的なものであるかぎり、人間は神々と同族であるといえる。『ティマイオス』41C、90A sqq. 参照。

べてにもとづいて、明らかに次のような心境になるわけだ。すなわち、君は神々と同族関係にあるがゆえに、そのようなことの責任は神々にあるとして、神々を咎めることはしたくないだろうが、しかし、筋道を立てて考えることができないのと、かといって神々を非難することもできないのとがいっしょになって、神々は存在するにしても、人間のことは軽視して、それには無関心であるように思われるという、そういった心境に、君は現在達しているわけなのだ。

B

そこで、現在の君のその考えが、よりいっそう不敬虔なものにならないように、いや、何とかできることなら、そういった考えがわたしたちに迫ってくるときには、議論の力でこれをいわば厄払いすることができる者となるように、わたしたちは努力してみることにしよう。そしてそれには、つぎに述べる議論を、神々をぜんぜん信じていない者に対してわたしたちが詳細に論じた最初の議論に結びつけて、最初の議論もいまここで利用することにしよう」

C

ところで、あなたには、クレイニアス、――そしてメギロス、あなたにもですが――、前の場合と同じように、その若者に代わって答える役を引き受けてもらわねばなりません。そして議論の途中で何か困ったことが起きたなら、さきほどの場合と同じく、わたしがあなた方の答える役を引きとって、この川を渡してあげることにしましょう(1)。

クレイニアス　それは、ありがたいことです。では、あなたの方も、いまのお話のようにしてください。わたしどももまた、できるかぎり、おっしゃるとおりにしましょう。

アテナイからの客人　だが、その若者に対して(2)、神々は小さなことにも、きわめて大きなことに劣らないだけ

D

配慮をしておられるのだということを証明するのは、たぶん、少しもむずかしいことではないでしょう。というのも、彼はさきほどの議論に立ち会っていて、神々はあらゆる徳をそなえた善きものであり[4]、万物に対して配慮することを自分たちの最も固有な仕事としておられるのだということを、聞いたはずですからね。[3]

クレイニアス　そのことは、彼はたしかに聞いております。

アテナイからの客人　では、そのつぎに、神々が善きものであることにわたしたちが同意するのは、神々のどんな徳のことを念頭においてであるのか、その点を、わたしたちに反対する者たちにも加わってもらって、いっしょに調べてみることにしましょう。

さあ、それでは、思慮があることや分別をそなえていることは、徳に属することであるが、その反対は悪徳に属することだと、わたしたちは言いますね。

クレイニアス　そう言います。

E

アテナイからの客人　では、どうでしょう。勇気は徳に属し、臆病は悪徳に属するのだということは。

クレイニアス　それも、そのとおりです。

アテナイからの客人　そして、これらのうちの一方は醜いものであるが、他方は立派なものであると言うでしょうか。

1　892D～893A 参照。

2　900C9 τοῦτό γε は τούτῳ γε と読む（イングランドによる）。

3　900C9–10 μᾶλλον δέ は削る（エウセビオスの挿入とみられ、多くの校本にはない）。

4　897B～C, 898C, 899B 参照。

クレイニアス かならず、そう言うでしょう。

アテナイからの客人 また、そういった性質のなかで、およそ下劣なものはすべて、もしそれが誰かにふさわしいとすれば、わたしたち人間にこそふさわしく、神々は、大小にかかわらず、そのような性質には縁がないと言うことになるでしょうか。

クレイニアス そのこともまた、誰もがそのとおりだと認めるでしょう。

アテナイからの客人 それなら、どうでしょう。無関心や怠惰や無精を、わたしたちは魂の徳のなかに入れるでしょうか。それとも、あなたはどう言われますか。

クレイニアス どうしてそんなことができましょう。

アテナイからの客人 むしろ、それとは反対のもの（悪徳）のなかに入れるのですね。

クレイニアス そうです。

アテナイからの客人 すると、先にあげたものとは反対の性質は、もう一度また、反対のもの（徳）のなかに入れることになりますね。

クレイニアス そのとおりです。

アテナイからの客人 そうすると、いったい、どういうことになるでしょうか。わたしたちの立場からいえば、無精で無関心で怠惰な者はすべて、例の詩人が「針のない雄蜂にそっくりだ」と言った(1)、あれと同じような者になるでしょうね。

クレイニアス それはほんとうにうまい言い方ですものね。

アテナイからの客人　では、神自身が憎んでおられる[2]そのような性格を、神は持っておられるのだと言うべきではありませんね。また、そのようなことを口にしようとする者を、許しておくべきでもないのです。

クレイニアス　むろん、許してはなりません。言うまでもないことです。

B　**アテナイからの客人**　では、何かある事柄に特別に配慮してそれを行なう義務のある人が、そのなかの大きなことには注意を払っているが、小さなことには無関心でいるとすれば、いったい、どんな理屈に従って、そのような人をほめるなら、まったくの調子はずれにならないですむでしょうか。しかし、その点は、こんなふうにして調べてみることにしましょう。そういうことをしている者には、神であろうと人間であろうと、二種類の者があるのではないでしょうか。

クレイニアス　二種類というのは、どういうことですか。

アテナイからの客人　つまり、小さなことには無関心でいても、全体には少しも影響がないと考えているか、C　あるいは、影響があるとは考えていても、呑気さや無精なために、小さなことには無関心でいるか、そのどちらかであるということです。それとも、何かまだ他に無関心さが生まれる理由があるでしょうか。というのも、すべてのことに配慮することが不可能な場合には、小さなことにせよ大きなことにせよ、無関心ということはありえないでしょうからね。つまり、そのことについては配慮する力が不足していて、したがってその能力がないた

1　ヘシオドス『仕事と日々』三〇四行参照。なお、この文の終り（901A5 ἡμῖν のあと）は、イングランドに従い、疑問符をピリオドに変える。

2　前注、ヘシオドス『仕事と日々』三〇三行参照。

めに、配慮していない者にとっては、——それが神であろうと、神よりも劣った者であろうと——、無関心ということはありえないはずです。

クレイニアス それはむろん、ありえません。

一一

D

アテナイからの客人 では今度は、あの二人に、わたしたち三人の質問に答えさせることにしましょう。二人というのは、神々が存在することについては両方ともが同意しているが、一方は、神々は買収されうるものだと考えているし、他方は、神々は小さなことには無関心であると考えている者のことなのです。〔では、彼らにこんなふうに尋ねてみましょう。〕

「まず第一に、神々はすべてのことを知ったり、見たり、聞いたりしているのであって、およそ感覚や知識でとらえられるもので、神々に気づかれないものは何ひとつありえないことを、君たちは認めるのかね。それはそのとおりだと君たちは言うだろうか、それとも、どうだろうか」

クレイニアス 「そのとおりです(1)」

アテナイからの客人 「では、どうかね。神々はまた、およそ死すべきものや不死なるものがなしうるかぎりのことはすべて、これをなすことができるのか」

クレイニアス むろん、そのこともまたそのとおりであると、彼らは同意するでしょう。

E

アテナイからの客人 さらにまた、わたしたちは五人とも全部、神々は善なるものであること、いや、最善の

ものであることをすでに承認しているのですね。

クレイニアス　ええ、それはもうたしかに、承認しています。

アテナイからの客人　さてそれでは、神々がわたしたちの同意しているような性質の方であるかぎり、およそどんなことであれ、神々がこれを無頓着や無精にもとづいて行なわれるのだということに同意するのは、まったく不可能なことではありませんか。というのも、わたしたち人間の間においてさえ、怠惰は臆病の子供であり、無頓着は怠惰と無精の子供だからです。

クレイニアス　ほんとうに、おっしゃるとおりです。

アテナイからの客人　そうすると、怠惰や無頓着のせいで無関心になられるような方は、神々のなかにはどなたもいないということになりますね。神が臆病さをそなえておられるはずはないでしょうから。

クレイニアス　まったく、おっしゃるとおりです。

アテナイからの客人　では、かりにもし神々が、この宇宙全体のなかの小さなことや僅かなことには無関心であるとするなら、それは、次の二つの理由のうちのどちらかのためである、ということになりませんか。つまり神々は、そのような事柄は何ひとつまったく配慮する必要はないのだということを知っていて、そうなさるのか、あるいは、知らないでなさるのだということ以外に、他にどんなことが考えられるでしょうか。

クレイニアス　それ以外には考えられません。

902

1　この言葉は、前の約束に従って（900C）、クレイニアスが二人の不信心な若者に代わって答えているものと解される。

アテナイからの客人　そうすると、世にもすぐれた立派な方よ、あなたはこんなふうに言っておられるのだと考えることにしましょうか。つまり、神々はそのことを知らないのであり、そしてその無知のために、配慮すべきであるにもかかわらず、無関心でおられるのだと。それとも、神々はそうすべきだということを知ってはおられるのだが、ちょうど人間たちのなかの最もくだらぬ連中が行なうと言われているのと、同じような振舞いをなさるのだろうか。つまりその連中は、自分たちが現に行なっていることよりも他のことの方がより善いことだとは知りながら、快楽や苦痛に負けるために、それを行なわないのですが。

B

クレイニアス　むろん、そんなふうに言うことはできません。

アテナイからの客人　さて、人間の営みは生きた自然(魂の活動)の一部であるし、そして人間そのものは、すべての生きもののなかで、最も深く神を畏れ敬うものではありませんか。[1]

クレイニアス　それはたしかに、そのようですね。

アテナイからの客人　しかも、死すべき生きものはすべて神々の所有物(家畜)であり[2]、この宇宙全体もまたそうであるとわたしたちは主張しているのです。

クレイニアス　もちろんです。

アテナイからの客人　そうだとすると、ひとがこれらの所有物を、神々にとっては小さなものだと言おうと、

C

大きなものだと言おうと、その点はもう問題ではありません。というのは、どちらであろうと、わたしたちを所有している者たち(神々)は、この上なく配慮に富む最も善きものであるのに、わたしたち所有物に無関心であるということは、その方たちにはふさわしくないことでしょうから。

では、そのことのほかにも、なお次の点も考えてみることにしましょう。

クレイニアス　どんな点ですか。

アテナイからの客人　感覚と能力とに関することです。この二つはほんらい、容易さと困難さの点で、互いに反対の状態にあるものではないでしょうか。

クレイニアス　それはどういう意味ですか。

アテナイからの客人　見たり、聞いたりするのには、大きなものよりも小さなものの方がむずかしいでしょう。しかし逆に、持ち運んだり、管理したり、世話をしたりするのには、小さくて僅かなものの方が、その反対のものよりも、誰にとってもより容易ですね。

D

クレイニアス　それは大いにそうです。

アテナイからの客人　ところで、ある医者が身体全体の治療をまかされている場合に、もし彼が、身体の大きな部分については配慮する意志も能力も持っているけれども、手足やその他の小さな部分には無関心でいるとすれば、そんな医者ははたして、身体全体をよい状態にすることができるでしょうか。

クレイニアス　それはけっしてできません。

アテナイからの客人　そしてそのことは、船長や、将軍や、家長の場合も同じであるし、さらにはまた、いわ

1　『ティマイオス』41E～42A参照。　906Aにも出てくる。他に『パイドン』62B、『クリティアス』109B参照。

2　人間は神々の所有物（家畜）であるという言い方は、後に

ゆる政治家だとか、その他これと同類の仕事をしている誰の場合でも同じであって、僅かなことや小さなことを
E 無視しては、多くのことや大きなことも、うまく行くはずはないでしょう。石垣を築く職人だって、小さな石なしには、大きな石もうまくは積めないと言っているのですから。

クレイニアス　むろん、そのとおりです。

アテナイからの客人　それなら、神ともあろう方が、死すべき定めの職人たちよりも劣っているのだなんて、そんなふうには考えないことにしようではありませんか。職人たちでさえ、腕の立つ者であればあるほど、より正確にかつより完全に、自分たちに課せられている仕事を、小さなことでも大きなことでも、一つの技術によっ
903 て仕上げるのです。それなのに神は、最も賢い方であるし、配慮する意志も能力も持っておられるのに、配慮することがより容易であったはずの小さなことについては、まるで骨を折るのがいやで、ものぐさになっている怠け者や気の弱い人間のように、少しも配慮しないで、大きなことだけに配慮しておられるのだなんて、そんなふうに考えてはならないのです。

クレイニアス　ええ、あなた、神々についてのそのような考え方は、絶対に受け入れないことにしましょう。そんなふうに考えることは、けっして敬虔なことでもなければ、真実なことでもないでしょうから。

アテナイからの客人　さて、今やもうわたしたちは、神々の無関心さを好んで咎め立てする者とは充分に議論を交えたように思いますが。

クレイニアス　そのとおりです。

アテナイからの客人　でもそれは、その者の言い分が間違っていることを、議論によって無理強い(むりじ)に認めさせ

B ているだけのことなのです。しかし、〔ほんとうに納得してもらうためには〕その上になお、何か呪文の働きをする物語が必要だと思われるのです。

クレイニアス　それはいったい、どのような物語でしょうか。

一二

アテナイからの客人　では、こんなふうに語って、その若者を納得させることにしましょう。

「万物は、その全体が保全されてよき状態にあるようにと、宇宙全体を配慮している者によって秩序づけられており、そしてそれらの部分もまた、可能なかぎり、それぞれがそのものにふさわしい能動や受動の働きをしているのである。しかも、これらの部分のそれぞれには、きわめて小さなことに関しても、それの能動や受動の働きをつねに監督支配する者たち(1)が定められていて、それの末端にいたるまでこれを完全なものに仕上げているのである。

C さて、強情な若者よ、君という存在もまた、そういった部分の一つであり、きわめて微々たるものではあるに

1　この「監督支配する者たち」が何を指すかは判然としないが、『ティマイオス』41A〜Dにおいて、万有の作り主である神から生まれ、天体を除いた死すべき定めの種族（空、陸、海にすむ生きもの）の制作をまかされている神々のことであろうか。あるいは、後に906Aで言われるように、われわれ人間の味方であり、われわれはそれの所有物（家畜）であると述べられている、神々やダイモーンのことであろうか（ダイモーンについては、IV. 717B, V. 747E参照）。

せよ、つねに宇宙全体へ目を向けながら、それに寄与しようとしているものなのだ。ところが君には、まさにそのことが、つまり、すべての生成は、宇宙全体の生に幸福がもたらされるようにという、そういう目的のために行なわれているのだということが、分っていないのである。君のために生成が行なわれているのではなく、宇宙全体のために君はつくられているのだ、ということがね。

D

その証拠に、たとえば、医者や技術の心得のある職人の場合を考えてみたまえ。彼らは誰も、ある全体的な目標のために何ごとをも行なっているのであって、つまり全体としての最善を目ざして努力しながら[1]、部分を全体のためにつくっているのであって、全体を部分のためにつくっているのではないからである。

ところが君は、そのことに不満をいだいている。しかしそれは、君に次のことがよく分っていないからなのだ。つまり、君の場合にも、宇宙全体にとって最善となるようなあり方をすることが、君と宇宙とは生まれを共通にするものであるがゆえに、君自身のためにも最善となるのだ、ということがね。

ところで魂は、いまはこの肉体、次はあの肉体というように、たえず肉体と結びつきながら、自分自身によってか、あるいは他の魂の影響で、多種多様に変化するのであるから、かの将棋指し〔にもなぞらえられる宇宙の主宰者〕にとっては、次のこと以外には何の仕事も残っていないわけである。つまり、より善き性格のものとなっている魂をよりよい場所に、より悪しきものとなっている魂をより悪い場所に、それぞれにふさわしい仕かたで移しながら、かくして、それぞれの魂が自分にふさわしい運命を引き当てるようにする、ということである」

E

クレイニアス それは、どのような仕かたで行なわれるのでしょうか。

アテナイからの客人 神々にとって万物への配慮が容易となるような仕かたのことを、わたしは言おうとして

904

いるのです。つまり、かりにもし誰か(神)が、つねに全体へ目を向けることをしないで、[2] たとえば、火を冷たい水に変えるように、すべてのものの形を変えて、これを新しい形のものに作るとしたなら、そしてたんに一つのものを多くのものにしたり、多くのものを一つのものにするだけではないとしたなら、事物が一度、二度、あるいは三度も生成を繰り返したあとでは、[3] それらの配列をかえて秩序づけようとしても、それができないほどに無限に数多くのものが生じてしまうでしょう。しかし実際には、そういうことはないから、万有の配慮者(神)にとっては、仕事は驚くほど容易なのです。

クレイニアス　その点もまだ、よく分りませんが。

アテナイからの客人　こういうことです。わたしたちを支配している王(神)は、わたしたちのすべての行為が魂の働きによるものであって、そしてそのなかには多くの徳も、同様に多くの悪徳もふくまれていること、また、魂と肉体〔の結合したもの〕は、ひとたび生じたなら、法律によって認められている神々の場合のように、[4] 永遠の

1　903C7 συντεῖνον は συντείνων と読む(ステファヌスによる)。

2　903E4 εἰ μὲν γὰρ ⟨μὴ⟩ πρὸς. . . . と μὴ の語を挿入する(シュタルバウムによる)。

3　三段階のことを指しているのであろう。すなわち、最初、『ティマイオス』42B〜Dに語られている、魂の転生の〔惑〕星に蒔かれた魂が、身体と結びついて人間になるときには、まず「男」として生まれ、その者が立派な生き方をすれば、死後は、生まれ故郷の星に帰るが、もし不正な生き方をしたなら、次の転生では、「女」に生まれ変り、なお悪をやめない者は、さらに次の生では、その悪に応じた「獣」に生まれ変るということ。

4　法律によって認められている神々(これは神話の神々と同じである)も、人間のように、肉体と魂とが結びついたものと考えられている。この結びつきは解けないものであるという点については、『ティマイオス』40E〜41B, 43A参照。

(904)
B ものではないにしても、消滅しないものであること、――というのも、その両者のうちの一方が滅びたなら、生きものが生まれるということはけっしてありえないからですが――、そういったことをよく見抜いておられるし、さらにまた、すべて善き魂はほんらいつねに有益な働きをするが、悪しき魂は有害な働きをするということをも考えに入れておられるのです。そこで、そういったことをすべて考え合わせた上で、個々の魂をどこに配置すれば、この宇宙全体において、徳の勝利と悪徳の敗北とが最も完全に、最も容易に、また最も立派に実現されることになるかを工夫されたのです。かくて、わたしたちの支配者である王は、この計画全体を目標にして、たえず何かになりつつある魂が、どのような性質のものになった場合に、どのような位置、どのような場所を占めて、

C そこに住むべきであるかを工夫されているわけです。(1) しかし、それがどのような性質のものになるかは、わたしたち一人ひとりの意志にその責任があるとされたのです。(2) というのも、一般的にいって、わたしたちの欲望がどこに向かい、したがって、魂の状態がどのようなものになるかによって、ほとんどいつの場合でも、わたしたちの誰もが、それに応じた性格の者になるからなのです。

クレイニアス それはたしかに、そうなるようですね。

アテナイからの客人 さて、そういうわけで、魂をもつかぎりのものはすべて、自分自身のなかに変化の原因をもっているのだから、変化するし、そして変化すれば、〔至高の神によってあたえられた〕運命の定めと掟に従って動いて行くわけです。つまり、性格の変化がより小さくてより僅かなものである場合は、大地の表面にそっ

D て移動するだけであるが、(3) その変化がより大きくて、より不正なものとなった場合は、いわゆる地下の世界へと深く落ちて行くのです。そこは、「ハデス」(冥界)とかその他これに類する名前で呼ばれているところであり、人

びとは生きている間も肉体を離れてからも、夢にまで見たりしてたいへん恐れているところなのです。

そして魂が、自分自身の意志によってか、他の者との交わりの強い影響によって、悪徳でも徳でも、さらにいっそう多い程度にこれを得た場合には、つまり、もしそれが神的な徳との交わりによって、きわ立って神的な性質のものになったのであれば、その場合は確実に、どこか別のもっとよい場所へ運ばれて、まったく神聖な特別の場所に移ることになるし、他方、それとは反対の性質のものになった場合は、反対の場所に移って、そこで自 E
分の生活を営むことになります。

「少年よ、いや、若者よ、君は神々によって配慮してもらっていないように思っているけれども、

これこそが　オリュンポスに住みたもう神々の下された裁きなのだ[4]

つまり、ひとはより悪い人間になれば、より悪い魂たちのところへ行くし、より善い人間になれば、より善い魂たちのところへ行って、この世に生きている間も、死んでいる間のどの時期においても、似たものが似たものに対してなすのがふさわしいことを、相手からなされたり、相手になしたりすることになるのだ[5]。神々のこの裁き 905
は、君にしても、他の誰にしても、一度非運な者になってしまったが最後、これを逃げおおせたと自慢できる者

1　904A注3参照。なお、死後の魂の行方については、『ゴルギアス』『パイドン』『国家』の巻末に語られるミュートスを参照。

2　「神に責任がないこと」は、同じく『ティマイオス』42Dにも言及されている。また、『国家』X. 617Eにおいて語られているラケシス（運命の女神）の託宣、「選ぶ者に責任がある、神に責任はない」という言葉をも参照。

3　次の転生において、再び地上に生まれてくるということ。

4　『オデュッセイア』第一九巻四三行からの引用。ただし、ホメロスの原文では、「裁き」と訳した語は、神々の「流儀、やり方」の意味に用いられている。

5　V. 728B～C参照。

はいないであろう。それは、すべての裁きのなかでも、これを定められた神々が特別に下された裁きであって、ひとはどんなにしてでもこの裁きを免れるように警戒しなければならないのである。というのは、その裁きが、いつか君のことを忘れるだろうということはないからである。君がどんなに小さくなって地の底深く身を沈めていても、あるいは、どんなに空高く天にまで飛び上がっていてもだ。いな、君は、この世にまだとどまっている

B　ときであろうと、あるいはハデスの国に移ってからであろうと、あるいはまた、それよりもっと気味の悪い場所に連れ去られてからであろうと、神々に対してふさわしい償いを支払うことになるだろう。

そしてそのことは、いいかね、君、あの連中[1]についても同じように言えるだろう。君はあの連中が、不敬な振舞いやその他これに類似したことを行なうことによって、低い身分から高い地位についたのを見て、惨めな状態を脱して幸福になったと思っている。そしてそのことから、あたかも鏡のなかに見るかのように、彼らの行為のなかに、神々はすべてのことに無関心である証拠を充分に見たと考えているわけだ。それは君が、彼らは宇宙全体に対していったいどんなふうに寄与しているかという、彼らの分担している役割を知らないからである。しか

C　しもし君が、そんなことは知る必要はないと思っているのだとすると、君は何と大胆な者だろうか。いや、もしひとがそのことを知らないなら、人生の幸福と不運とについて、真理の輪郭さえもつかむことはできないだろうし、また、まともなことは何ひとつ言えもしないだろう。

さて、以上の点について、このクレイニアスをはじめ、ここに集まっているわれわれ老人すべてが君を説得して、君は神々について何も知らないで語っているのだということを、君に納得させることができるとすれば、あとは神ご自身がよい工合に君を助けてくださるだろう。だがもし、君が何かもっと説明を必要としているなら、

D われわれが第三の者に対して語りかける議論に耳をかたむけてくれ、君にいくらかでも分別があるのならね」

さて、以上でもって、神々は存在しているし、また人間のことに配慮しておられるのだということを、わたしたちはまるっきり下手とはいえない仕かたで証明したのだと、わたしとしては言いたいのです。しかしながら、神々は贈物を受けとることによって、不正を行なっている者たちによって買収される者だという、そういった考えの方も、いかなる人によっても同意されてはなりませんし、またそれは、あらゆる手段を講じて、力のかぎり反駁されなければならないものです。

クレイニアス　ほんとうに見事なお話でした。そしておっしゃるとおりにすることにしましょう。

一三

アテナイからの客人　さあそれでは、ほかならぬ神々に誓って尋ねますが、もし神々がほんとうに買収されうE る者だとしたなら、いったい、どんな仕かたで買収されるのでしょうか。そしてそれは、神々がどのような本性の者であり、またどのような性質の者だからでしょうか。神々は、宇宙全体を実際に整えようとしておられる者である以上、とうぜん、支配者でなければならないでしょうね。

クレイニアス　そのとおりです。

1　899E～900A参照。

あるいは、どんな支配者たちが神々に似ているのでしょうか。つまり、小さなものを大きなものにたとえるとすると、わたしたちが神々にたとえることができる支配者とは、どんな支配者でしょうか。競争中の馬車を駆っている馭者たちが、それにあたるのでしょうか。それとも、船の船長たちがそうなのでしょうか。あるいはまた、軍隊の指揮官たちに神々は比べられるのかもしれませんね。さらには、病気との戦いにおいて身体を守ろうとしている医者たちとか、作物の生育に不都合な季節がいつものごとく訪れるのを恐れながら待っている農夫たちとか、羊の群れの監視人たちとかに、神々は似ているとすることもできるでしょうね。

906

というのも、わたしたち自身の間ではすでに、この宇宙には数多くの善いものがある反面、その反対の悪いものもあり、しかも後者の方が数の上では多いということが同意されていたのですから[1]、悪いものに対するそのような戦いは、わたしたちに言わせるなら、終ることのないものであり、並々ならぬ守護を必要とするものだからです。しかしわたしたちには、神々やダイモーンたちが味方となってくださっているし、またわたしたち自身が、神々やダイモーンたちの所有物(家畜)でもあるわけです[2]。そして、わたしたちを滅ぼすものは、不正や、無思慮と結びついた暴慢であり、わたしたちを安全に保ってくれるものは、正義や、思慮を伴った節度なのです。これらの徳は、神々の生ける力のなかに宿っているものですが、そういった徳の一端は、この地上のわたしたちのなかにも宿っているのが、はっきりと見られるでしょう。

B

ところが、この地上に住んでいる魂たちのうちには、不正な利得をえているところの、明らかに野獣のような者がいるのですが、それらの魂は、番犬であろうと、羊飼であろうと、あるいは文字どおりに最高の主人であろ

うと、見張り監視している者たちの魂の前にひれ伏して、へつらいの言葉や祈願をこめた呪文により、これを説得しようとしているのです。つまり、悪人どもの言葉にあるように、見張りの者たち（神々）自身は、この世で不当な利得をむさぼっても、何ひとつきびしい罰を受けないですますことができるのだと、説得しようとしているわけなのです。しかし、わたしたちに言わせるなら、いま名前をあげたその過ち、つまり「不当な利得をむさぼること」（自分の分け前より多くをもつこと、過度）こそ、身体のなかに現われるなら「病気」と呼ばれ、季節や年月のなかに現われるなら「疫病」と呼ばれるものであり[3]、また国家や国制のなかに現われるなら、その同じものが、言い方が変えられて、「不正」と呼ばれているのです。

クレイニアス　たしかに、そのとおりです。

アテナイからの客人　そこで、ひとが不正に得たものの一部を神々にすそ分けするなら、神々は不正な人間たちや不正を行なっている者たちをいつでも大目に見てくださるのだと、そんなふうに主張する人の議論は、必然的に、次のようなものにならざるをえないわけです。つまり、それはちょうど[4]、狼が自分の獲物のなかからほんのわずかを番犬に分けあたえてやるなら、番犬の方はその贈物によっておとなしくなって、羊が略奪されるのを黙って見ている、と言うのと同じだということです。どうでしょう、神々は買収されうる者だと主張する人たち

1　このとおりのことが明確に語られているわけではないが、905Bで述べられたことが念頭にあるのではないかと思われる。
2　903B 注1を参照。
3　『饗宴』188A～B参照。
4　906D2 καθάπερ のあとに εἰ の語を挿入する（ヘルマンによる）。

の議論は、そういうことになるのではありませんか。

クレイニアス　たしかに、そうなります。

一四

アテナイからの客人　さてそれでは、神々は、先に名前をあげた守護者(支配者)たちのなかのどの者に似た者として、これになぞらえるなら、ひとは誰も笑い物にならずにすむでしょうか。「注がれた酒や、供えられた焙り肉の匂いによって(1)」注意をそらされ、水夫もろとも船を転覆させてしまう船長たちになぞらえるのでしょうか。

E

クレイニアス　いえ、とんでもありません。

アテナイからの客人　だが、そうかといってまた、競争の列のなかに加わっていながら、贈物によって心を動かされて、競争相手の馬車に勝利をゆずる馭者たちにも、なぞらえることはできないでしょう。

クレイニアス　むろん、できませんとも。神々をそんな者になぞらえるとしたら、それはとんでもない話になるでしょうからね。

アテナイからの客人　しかしまた、将軍たちにも、あるいは医者や農夫たちにも、さらには羊飼たちや、狼によって誘惑されている番犬にも、なぞらえることはできないでしょう。

907

クレイニアス　よしてくださいよ。どうしてそんなものになぞらえることができるでしょう。

アテナイからの客人　では、そうではなくて、神々のすべてが、あらゆる守護者のなかでも最高のものであり、わたしたちにとっていちばん大切な事柄を見守ってくださっているのではないでしょうか。

クレイニアス　それはまったくそうです。

アテナイからの客人　では、最も大事な事柄を守護してくださるとともに、自分自身も守護の術にたいへんすぐれておられる方が、番犬や並の人間よりも劣っているとわたしたちは言うべきでしょうか。並みの人間だって、不正な連中からあたえられた不当な贈物のために、正義を裏切ることはけっしてないでしょうに。

B **クレイニアス**　むろん、けっしてないでしょう。いまの話ほど、我慢のならないものはありませんよ。それに、ありとあらゆる不敬虔のうちでも、そのような考えにとりつかれている者は誰であれ、すべての不敬虔な人たちのなかでの最大の悪党、最大の不敬虔者と宣告されるのが、おそらくいちばん正しいでしょう。

アテナイからの客人　では、以上によって、わたしたちが前に提出していた三つの命題、つまり、神々は存在するということ、神々は〔人間のことを〕配慮しておられるということ、そして神々は正義に反して買収されるものではけっしてないということ、この三つのことは充分に証明されたと言ってよいでしょうか。

クレイニアス　もちろんです。そしてわたしどもは、あなたのこれまでの議論に賛成します。

アテナイからの客人　だが、それにしても、これまでの議論は、そういった悪人どもに勝ちたいばかりに、い

C くらか激しい調子で語られたようです。しかし、勝ちたい気持にとらえられたのは、親愛なるクレイニアス、次

1　『イリアス』第九巻五〇〇行のなかにある語句。『国家』II. 364D～Eには、『イリアス』のこの箇所の詩句全体が引用されて、神々が供物や祈願によって心を動かされることの証拠とされている。

のような理由のためだったのです。つまり、悪人どもの方が議論に勝てば、彼らは神々についてじつにさまざまの〔間違った〕考えを抱いているわけですから、自分たちには何でもしたいことをする自由があるのだというふうに、考えはしまいかと恐れたからなのです。そういった理由のために、常よりも勢い込んで話したいという気持になったわけです。だがもしわたしたちが、この議論によって、その連中を何とか説得して、彼らが自分自身を憎み、自分のとは反対の性格を愛するようにさせることに、いくらかでも効果をあげたとしたなら、不敬罪に関

D する法律の序文(1)は、立派に語られたことになるでしょう。

クレイニアス いや、その望みはありますとも。しかし、望みがない場合でも、この話題の性質上、立法者がその責任を問われることはないでしょう。

一五

アテナイからの客人 さて、その序文のあとには、わたしたちの法律の趣旨を正しく伝えるような言葉、つまり、神を敬わない者すべてに対して、自分たちの今の生き方を捨てて敬虔な生き方をするようにと前もって勧告する言葉がつづくことになります。そして、この言葉に従わない者に対しては、以下に述べることを、不敬罪に関する法律として定めることにしましょう。

E もし誰かが、言葉によってでも、あるいは行動においてでも、不敬なことをした場合には、その場に居合わせた者は誰でも、そのことを役人たちに通報することによって法律に加勢しなければならない。そしてその通報を最初に受けた役人は、この種の事件を裁くように法律によって定められている法廷(2)にその者を告発すべきである。

通報を受けながら、そのようにしない役人がいた場合は、その役人自身が、法律を擁護したいと望むどの人によってでも、不敬罪のかどで訴えられねばならない。

有罪となった者に対しては、法廷は、各種の不敬行為のそれぞれに対して、別々の刑罰を科すべきである。しかし、すべてどの場合においても、投獄の刑が科せられねばならない。

908

ところで、獄舎は国内に三つ設けられることになる。一つは、市場の近くにある一般の獄舎で、これは普通の犯罪者用のものであり、大多数の犯罪者の身柄を拘置しておくために用いられる。もう一つは、「夜明け前に集まる人たちの会議[3]」が開かれる場所の近くに位置していて、「矯正所」と呼ばれるものである。そしていま一つは、国土の中央付近の、人影のない、できるだけ荒涼とした場所に設けられていて、「懲罰」を意味する言葉で呼ばれるものである。

B

さて、人びとが不敬の罪を犯すのは、前に述べたように、三つの原因によってであり、そしてそのような原因の一つ一つから、二種類の不敬行為が生ずるのであるから、神々に関することについて過ちを犯す者の種類は、

1　888Aよりさきほどの907Bまでが、不敬罪に関する法律の「序文」になっている（ただし、885Bに簡単な警告の言葉があるが）。これは、本篇の数多くの「序文」のなかでも最も長いものであり（立法の仕事に先立って述べられる最初の「序文」IV. 715A～V. 734Eよりも長い）、しかも他の「序文」とは異なって、説得のほかに問答形式をとった論証となっている点が注目される。

2　これがどのような法廷であるかは明示されていないが、少なくとも、その犯行が死刑に値するような重大なものである場合には、IX. 855C～Dで述べられた護法官と選抜裁判官より成る法廷がこれを扱うということになるだろう。

3　この会議のことについては、後に909Aでも触れられるが、その構成や任務のことについては、XII. 951D～E, 961A sqq. において詳しく述べられる。

区別に値するものとしては、全部で六つということになる。そしてこれら六種類の者は、それぞれ内容も程度も異なる刑罰を科せられるべきである。

C というのも、誰かが神々の存在をまったく信じてはいないけれども、生まれつき正しい性格をもっているとすれば、そのような人は、悪人を憎む者となるし、また不正を嫌うがゆえに、不正行為を行なおうともせず、不正な連中を避けて正しい人間を愛するものである。他方、これに対して、万物は神々を欠いていると考えているだけでなく、その上に、快楽や苦痛に無抑制であるとともに、強い記憶力や鋭い理解力をそなえている人たちの方は、神々を信じていないという点では、前者と共通の病状にあるわけだけれども、他の人たちを損なうという点では、前者はより小さな害悪しか及ぼさないのに対して、この人たちの及ぼす害悪はより大きなものである。つまり、前者の方は、神々についても、犠牲や誓いについても、自由勝手な発言をするだろうし、そしておそらく、

D 罰を受けるまでは、他の人たちのやり方を嘲笑することによって、他の人たちをも自分と同じ考えの者に変えてしまうだろう。これに対して、後者は、考え方の点では前者と同じであるけれども、いわゆる「天賦の才」に恵まれていて、狡知や策略にたけた者であり、この種の人間のなかからは、あらゆる種類の詐術に専念している占い師たちが数多く生まれてくるのである。しかし時にはまた、その種の人たちのなかから、独裁者や民衆煽動家や将軍たちも現われてくることがあるし、さらには、私的な秘儀を企てる者たちや、「ソフィスト」と称される者たちの術策も生まれてくるのである。

E かくて、神々の存在を信じない者たちのなかにもさまざまな種類があるわけであるが、法律を定める上では、彼らは二種類に分けられるべきである。そしてそのうちの偽善的なものの方は[1]、一度だけでなく二度死刑になっ

ても足りないほどの罪を犯している者であるが、他方は、監禁のほかに説諭を用いるだけでよい者である。同様にして、神々は〔人間のことに〕無関心であると考えている人たちも、別の二種類に分けられるし、さらに、神々は買収されうると考えている人たちも、また別の二種類に分けられるのである。

909 さて、神々を敬まわない人たちの種類は以上のような仕かたで分けられたものとしておいて、無知のゆえにそのような者になっているが、気質や性格には悪いところのない者たちに対しては、裁判官は法の定めるところに従い、五年より少なくない期間、これを「矯正所」へ入れるのでなければならない。そしてその期間中は、他の市民はだれ一人、彼らに近づくことを許されず、「夜明け前の会議」の会員たちだけが、彼らを説諭してその魂を救済するために訪ねることができるものとする。そして刑期が満了した場合は、彼らのなかで健全な精神を取り戻したと思われる者は釈放されて、精神の健全な者たちと共に暮らすことを許されるが、健全な精神の者とならずに、再びこのような裁判を受けて有罪となった者は、死刑によって罰せられねばならない。[3]

B 他方、神々の存在を信じなかったり、あるいは、神々は無関心であるとか買収されうるとか考えているだけで

1　これはむろん、すぐ前に述べられた「天賦の才」に恵まれている者の方。つまり彼らは、表面的には神々を信じているように装っているわけである。

2　IX. 863C〜D において、「無知」は犯罪の原因のなかの重要なものとしてあげられていた。

3　犯人の精神的更生を目的とする牢獄の設置は、プラトンの創見によるもので先例はないと言われる。これはプラトンの教育刑的な刑罰観にもとづくものであろう。ただし、行為の過ちでなく、考え（思想）の誤りが裁かれるように見えるから、後世のいわゆる「異端審問」や「洗脳」の例を開いたものとして種々の批判もある。しかし、無神論的な思想をたんに心のなかに持っているだけで裁かれるのではなく、それを言動によって表明して他人に害をあたえた場合にのみ、裁判の対象になるのであろう。

なく、その上にまた野獣のような者(1)になっている連中については、——この連中は、人びとを馬鹿にして、生きている者たちの多くを惑わしている者であるし、また死者たちの霊を呼び出すと称したり、犠牲や祈願や呪文によって、神々をいわば魔法にかけて説得することを約束したりして(2)、自分の金儲けのために、個人だけでなく家族全体や国家をも根底から破滅させようとしている者なのであるが——、こういった連中のなかで有罪と判決された者に対しては、法廷は、法の定めるところに従って、国土の中央にある獄舎にその者を監禁する刑を科さねばならない。そしてその者たちのところには、いかなる時にも、自由民はだれ一人近づいてはならない。食事は、護法官たちによって定められたものを、〔看守の〕奴隷の手を通して彼らは受けとるものとする。そして彼らの誰かが死んだ場合には、国境の外に投げ棄てられて、埋葬されないことにする(3)。

C もし誰か自由民が、その者の埋葬に手をかした場合は、その自由民は、誰でも欲する者によって、不敬罪のかどで訴えられて裁きを受けなければならない。

D なお、その死んだ者が、市民となるのにふさわしい子供たちを後に残している場合は、孤児の世話にあたる係りの者たちが、その子供たちをも、彼らの父親が有罪の宣告を受けたその日から、孤児として扱い、他の孤児たちに対するのと劣らないだけの世話をするのでなければならない。

一六

しかしさらに、その連中(4)に対しては、彼らの全部に共通に適用される法律が定められねばなりません。それは、違法な祭祀を禁止することによって、彼らの大部分が行動の上でも言葉によってでも神々に対して過ちを犯すこ

とがいっそう少なくなるように、したがってまた、愚かな考えをもつこともいっそう少なくなるようにするための法律です。つまり、次のような法律が、彼らのすべてに対して例外なく定められているのだとしておきましょう。

　何びとも私宅に社を建てて祭事を行なってはならない。(5) 誰かが犠牲を捧げたいという気持になった場合は、公 E 共の神殿に赴いて犠牲を捧げるべきである。そしてその際、供物は、これを献納する役目の男女の神官たちに手渡して、それから、本人も、また自分といっしょに祈ってほしいと思う者も、共に祈りを捧げるようにすべきである。

　ところで、これらの規定が設けられるのは、次のような理由のためなのです。つまり、社を建てて神々を祭ることは軽々しく行なわれてはならぬことであり、そのようなことを正しく行なうには、充分な考慮が必要であ

1 「野獣のような者」という表現は、906Bにも用いられている。つまり、人びとをいわゆる「食いもの」にする連中のこと。

2 『国家』II. 364B～365A参照。

3 以上、不敬罪の刑罰については、ただ二つの規定が述べられているだけであるが、不敬罪に該当する人の種類は六つに分類されたのであるから、以上の規定は、刑罰のなかでも最も軽いものと最も重いものとを述べているのであろう。つまり、前者の最も軽い刑の方は、神々の存在を信じていないが、性格の正しい者に科せられるし、後者の最も重い刑の方は、神々は買収されると考えていて、しかも金儲けのために秘儀や浄めなどを私的に行なう連中に科せられるのであろう。

4 これは不敬なことをなす人全部を指すのでなく、909Bにあげられた人たちのことを指すものと解釈する（モロー、p. 492, n. 278参照）。したがって、本章の規定は、前章の刑罰規定のなかの後半に対する補足と考えられる。それゆえにまた、この規定は、家庭や部族で行なわれる私的な祭事を禁止するものでは無論ない。

5 909D7 ἱερά の語の解釈は、モロー（p. 493, n. 279）に従う。

る。[1] ところが、世間でよく行なわれているところを見ると、とくに女たちはすべてが、また一般に病弱者も、さらには危険な目にあっている人たちや、何であれ困難な事態に遭遇している者たちも、またそれとは反対に、何か事が上首尾に運んでいる人たちも、神々やダイモーンや神々の子たちに対して、そのとき手元にあるものを献納したり、犠牲を捧げることを誓ったり、社を建てることを約束したりしているのである。これは、目覚めている

910

ときに見た不思議な現象や、夢のなかに現われたものへの恐怖から、そのようなことをするわけであるが、しかし同様にまた、かつて目にしたさまざまの怪異なものを想い出しては、それらの一つ一つに対する恐怖から逃れようとして、浄らかな場所にでも、その他、ひとがそのような経験をしたどんな場所にでも、祭壇を設けたり祠を建てたりして、家々や村々をすっかりそれらで充たしているのである。

つまり、いま述べられた法律が守られなければならない理由は、すべてそういったことが行なわれているから

B

なのですが、しかしその他にもまた、不敬な人びとにその種の行動を秘かに行なわせないようにするという目的のためでもあります。つまり彼らが、犠牲や祈願によってひそかに神々の機嫌をとり結ぶことができると考えて、社や祭壇を自分の家にしつらえ、不正を際限もなく増大させて、それによって彼ら自身にだけでなく、彼らの行動を黙認しているもっと善良な人たちにも神々の咎めをもたらし、かくして国家全体がある意味ではとうぜんに、彼らの不敬行為の収穫を刈り取ることになるのを防ぐためなのです。

とはいえ、立法者その人を、神は咎められることはないでしょう。というのも、次のような法律が定められるはずだからです。

C

神々の社を私宅に所有することは誰にも許されてはならない。もし誰かが、公的に認められたもの以外の社を

所有していて、祭事を行なっているのが見つかった場合は、これに気づいた者は、そのことを護法官たちに通報すべきである。そしてその所有者が、男であれ女であれ、重大な不敬行為をまだ何ひとつ行なっていなかったのであれば、護法官たちは、その私的な社を公共の神殿に移すように命令すべきであるし、これに従わない者には、その社を移してしまうまで罰を加えなければならない。

D

しかし、もし誰かが、子供が行なう程度の些細な不敬行為でなく、不信心な大人の行なう重大な不敬行為を行なったことが明らかとなった場合は、それが個人の土地に社を建てたことによるものであろうと、あるいは公共の場所においてどんな神々に犠牲を捧げたことによるものであろうと、その者は、不浄な身で犠牲を捧げたかどで死刑に処せられるべきである。

なお、その犯行が子供じみたものであるか否かは、護法官たちがこれを判定して、その上でその不敬行為をした者たちを法廷へ連れ出し、彼らに不敬罪の裁きを受けさせるものとする。

1　V. 738B～D, VIII. 848D～E 参照。

第十一巻

アテナイからの客人　さて、そのつぎに必要なことは、われわれが相互の間で行なう取引に、適当な規則を定めることでしょう。ところでそれには、たぶん、次のようなことが一般的な原則となるでしょう。つまりそれは、可能なかぎり、誰もわたしの財産に手を触れてはならないし、また、何らかの仕かたでわたしの承諾を得るのでなければ、わずかたりともわたしの財産を動かしてはならぬということであり、他方またわたしも、思慮分別をそなえているかぎり、他人の財産に対して、これと同じようにしなければならぬということです。

B　さて、そのような財産の第一の例として、わたしの祖先ではない誰かが、自分のためにか、あるいは自分の家族のために貯えておいた財宝をとりあげてみましょう。わたしは、そのような財宝を見つけ出せるように神々に祈ってはならないし、また見つけ出した場合にも、それを動かしてはならないのです。さらにまた、そのことで占い師と言われる人たちに相談をもちかけることもしてはならないのです。彼らは何とか理屈をつけて、地下に埋蔵されているものは持ち去ってもよいと、わたしに助言してくれるにちがいないでしょうが。なぜなら、わたしがそれを持ち去ることによって得る財産上の利益は、それをそのままにしておいた場合に、わたしが魂の徳と正義につけ加えることになるはずの利益と比べるなら、まったく問題にならないぐらいわずかなものだからです。というのもわたしは、魂のなかに正義を持っていることのほうを、財産において富んでいることよりも尊いとすることによって、くだらぬ利得の代りによりすぐれた利得を、しかも、わたしのなかのよりすぐれた部分におけ

る利得を、獲得したことになるからなのです。じっさい、「動かしてはならぬものを動かすな」という原則[1]は、

C　多くの場合にあてはまるのですが、このいまの場合も、そういった多くの場合の一つとなるでしょうから。なおまた、そういった行為は子孫にとってためにはならぬという、昔から言い伝えられている話をも、ひとは信じなければなりません。

しかるに、もし誰かが、子供たちのことを考えず、立法者をも無視して、その人自身が貯えておいたのでもなければ、その人の祖先の誰かが貯えておいたのでもないものを、貯えておいた当の本人の同意なしに持ち去るとすれば、それは法律のなかでもたいへん立派な法律、「君が置いておいたのではないものは、持ち去ってはなら

D　ぬ」という単純明快で、しかも素姓の卑しくない人[2]によって制定された法律を、破ることになるのです。だから、これら二人[3]の立法者を無視して、自分が貯えておいたのではないものを、——それは小さなものではなくて、時には莫大な量の財宝であることもあるが——、持ち去った者には、いかなる刑罰が科せられるべきでしょうか。

神々から受ける罰は、神さまだけが承知しておられることにして、とにかく、そういった行為を最初に目撃した者は、もしそれが市内で行なわれたのであれば、都市保安官に、国内のどこかの市場で行なわれたのであれば、

914　市場保安官に、またその他の地域で行なわれたのであれば、地方保安官や彼らの隊長に、そのことを通報すべきである。そしてこの通報を受けると、国は、デルポイに使者を派遣し、当の財産とそれを動かした者とについて

1　Ⅲ. 684E, Ⅷ. 843A 参照。

2　ソロンのこと(Diog. L. I. 57 参照。この規定の違反者には死刑が科せられている)。なお、Ⅷ. 845A 参照。

3　二人の立法者とは、ソロンとこの『法律』の立法者。

神が下された命令を、それがどんな内容のものであろうと、その神の託宣どおりに実行しなければならない。
なお、その情報の提供者は、自由民であれば、「善き市民」という名声をえるし、〔目撃しながら〕その情報を提供しなかった場合には、「悪しき市民」という評判を受けなければならない。他方、情報の提供者が奴隷であった場合には、彼は国家によって解放されてしかるべきであり、その奴隷の所有者には、国家から代価が支払われるものとする。これに反して、もしその奴隷が情報の提供を怠った場合には、死刑によって罰せられるべきである。

B

以上のことにつづいて、つぎに、品物の大小にかかわりなく、いま述べたのと同じ規則が適用されるべき場合があります。すなわち、誰かが自分の持物のうちの何かを、故意にであろうとなかろうと、どこかに置き去りにしている場合、発見者は、これをそのままにしておくべきです。そのような遺失物は、法によって路傍の女神（ヘカテ）に献納されたものとされているのだから、その女神がこれを保護しておられると考えるべきなのです。
しかるに、もし誰かがこの規定に違反して、その品物を拾って家に持ち帰ろうとするなら、それがわずかな値打ちのものであって、しかもそれを拾った人が奴隷である場合には、これを目撃した者は、三〇歳未満の年齢の者でなければ、その奴隷に対して存分に鞭を加えてよろしい。しかしもし、拾った人が自由民である場合には、その者は、自由民に値しない者、法を共にする資格のない者とみなされるべきであり、そしてその上、拾得物の価格の一〇倍の額を遺失者に支払わねばならない。

C

また、誰かが自分の持物の何かを——貴重なものであろうとなかろうと——他の人が所有しているといって訴え、そして訴えられた者の方は、その品物を所有していることは認めるけれども、しかしそれが訴えた人のものであることを認めない場合には、（1）当の品物が、法律の規定に則って役人たちのところに登録されているので

あれば、[1]訴えている者の方は、その品物の所持者を役所へ出頭させるべきであるし、後者は、その品物を役所へ

D　提出しなければならない。そしてその品物が持ち出されて、それが係争者のどちらに所属するものであるかが、原簿に登録されていてはっきりするなら、所有者とわかった者が、その品物を持ち帰ることにする。だがもし、その品物が、その場にいない第三者のものであることが判明した場合には、その二人の係争者のうちのどちらであろうと、信用のおける保証人を出した者が、その不在の所有者に代わり、その人の持ち去る権利を代行して、その人に手渡すべくその品物を持ち去るものとする。(2)しかしもし、その争われている品物が、役人たちのところに登録されていなかった場合には、その品物は、裁判が行なわれるまで、最年長の三人の役人のところに保管されることにし、そしてその保管されたものが動物である場合には、その裁判に敗れた者が、飼育料を役人た

E　ちに支払うものとする。なお、この件については、役人たちは三日以内に裁定を下さなければならない。

二

自分の奴隷[2]に対しては、誰でもそうしたいと思う者は、その人が正気であるかぎり、これを引っ捕えて、法で許されている範囲内のことならどのようにでも、意のままに扱ってよろしい。また、誰か身内の者や友人の所有する奴隷が逃亡した場合には、これを取り逃がさないために、彼らに代わって引っ捕えてよろしい。しかしその

1　V. 745A～B参照。市民の財産はすべて、法にもとづいて公簿に登録されることになっている。

2　奴隷は財産の一部とみなされていた。なお、奴隷の扱い一般については、第六巻一九章（776B sqq.）参照。

場合、奴隷として取り押えられている者を、もし誰かが自由にしてやるために、連れて行こうとするなら、取り押えている人は、その奴隷を放してやらなければならない。しかしそのとき、連れて行こうとする者の方は、弁償能力のある保証人を三人立てて、その上で、そのような条件のもとに連れて行くべきであって、それ以外の仕かたでは許されないものとする。もしこれらの条件に反して連れて行く者があるなら、その人は強奪の罪に問われることになる。そして有罪ときまれば、その奴隷の登記価格の二倍の額を損害賠償として、奴隷を奪われた者に支払わねばならない。

915

また、解放奴隷の場合も、もし彼が自分を解放してくれた者たちに奉仕しないか、あるいは奉仕してもそれが不充分である場合には、これを引っ捕えてよろしい。――その奉仕というのは、解放された奴隷は月に三度、自分を解放してくれた人の家を訪ねて、法律で許されていてかつ実行可能なことなら、何でも自分のなすべき務めは果たそうと申し出ることである。また結婚については、元の主人も同意してくれるとおりになさねばならない。

B

なお、解放奴隷は、自分を解放してくれた者よりも多くの財産を持つことは許されない。もしそうなった場合には、その超過分は、元の主人のものになる。また、解放されて自由になった者は、国内に二〇年以上留まってはならず、他の在留外人の場合と同様に(1)、自分の全財産を持ってこの国から退去しなければならない。ただし、役人たちや、自分を解放してくれた人の許可をえた場合は別である。また、解放奴隷でも、その他誰か在留外人でも、その財産の額が、第三階級の者に許された限度(2)以上のものになった場合は、そうなった日を起点にして、

C

その日から三〇日以内に、その者は、自分の財産をまとめて国外に退去しなければならない。そしてこの者にはもはや、滞在期間の延長を当局に要求する権利はない。もしその者が、これらの規定に従わず、法廷に連れ出さ

れて有罪となったなら、死刑によって罰せられ、彼の財産は国庫に没収されるものとする。

なお、以上の件についての裁判[3]は、部族民法廷で行なわれるものとする。ただし、訴訟当事者たちが、隣人たち、つまり自分たちの選んだ裁判官(仲裁人)たちの前で、すでにお互いに和解ができている場合は別である。

D

誰であれ、ある人の持っている家畜なり、あるいはその人の[4]何かほかの財産なりを、自分のものだと申し立てる者が現われた場合には、現にその物件を所有している人は、これをその売主なり贈与者なりに、——彼らが弁償能力をもち、また訴える権利をもっている人なら——、返却すべきである。このことは、何か別の正当な仕かたでその物件を譲り渡してくれた人に対しても、同じである。そしてこの返却は、送り返す相手が市民であるか、国内に在留している外国人である場合には、三〇日以内に、またその相手がまったくの外国人である場合には、夏至の起こる月がその期間の真ん中になるようにして[5]、五カ月以内になされなければならない。

1 Ⅷ. 850B 参照。

2 V. 744C, E 参照。

3 裁判の制度全般については、主として第六巻一三章、第一二巻八章、および補注D(七八七ページ)を参照。個人間の私的な訴訟は、原則として、部族民によって構成される「公共の法廷」で裁かれる前に、まず、係争当事者双方が隣人ないしは村民のなかから選んだ、仲裁人によって裁かれる。この点については、上記の箇所のほか、920D, Ⅻ. 956C などを参照。

4 915C8～D1 τῶν αὐτοῦ χρημάτων.... の αὐτοῦ は αὑτοῦ と読む(イングランドによる)。

5 915D5 ἧς μέσος は οἷς μέσος と読む(イングランドによる)。夏至後二カ月半までが返還できる期限ということになる。外国人との商取引は、航海が可能である夏の時期にかぎられていたことが、この規定の前提になっている(Ⅻ. 952E 参照)。

E

売り買いによって人びとが交換する品物はすべて、市場のなかのそれぞれ指定された場所において、これを引き渡し、その代金は直ちに受けとるという仕かたで、その交換は行なわれるべきであって、それ以外のいかなる場所においても行なわれてはならず、またどの品物も信用で売り買いされてはならない。しかしもし、それとはちがった仕かたで、あるいは別の場所で、取引相手を信用しながら、人びとが互いに何かを何かと交換するならば、その場合には、いま言われた規則に従わないで売られた品物については、法律にもとづく訴訟はできないものと承知した上で、そうしなければならない(1)。クラブの出資金については(2)、それを集めたいと思う人は、友人たちのなかから集めるのなら、そうしてよろしい。ただし、そのことで何か悶着が起きても、こういった事柄についてはいかなる事情があろうと、どの人にも裁判に訴える道はないものと考えて、そうしなければならない。

916

さらに、何かの品物を売って、五〇ドラクメより少なくない代金を受けとる者は、一〇日間はかならず国内にとどまらなければならないし(3)、他方買った者は、売主の住所を知らされていなければならない。それは、こういった取引に関連してよく起こりがちな苦情にそなえるためであり、また法律にもとづいての返品がなされるためである。法律にもとづく返品ができる場合と、できない場合とは、次のように定めることにする。すなわち、いま誰かが奴隷を売るとして、その奴隷が結核なり、結石なり、尿通困難なり、いわゆる「神聖病(4)」なり、あるいはその他、一般の人には見分けがつかぬような慢性で治りにくい病気に、身体または精神の上でかかっているとする。その場合、これを買わされた者が医者か体育教師であれば、その者にとっては、売主に対してその奴隷を

B

返すことは認められない。それはまた、売主が買手に対してあらかじめ真実のことを告げてから、売った場合に

ついても同様である。これに反して、誰か玄人筋の者が素人に対して何かそのような品物(奴隷)を売った場合には、買手は、六カ月以内なら、それを返還してよろしい。ただし、「神聖病」にかかっている奴隷の場合は別である。その病気にかかっている者の場合には、一年以内に返還するのでよい。なお、この件についての訴訟は、当事者双方が共に指名して選んだ医者(仲裁人)たちの前で裁かれることにする。そして売主が敗訴になった場合は、売価の二倍の額を相手に支払わなければならない。

C

これに対して、素人が素人に売りつけた場合には、返還も裁判も、上述の場合と同様になされるべきであるが、ただ、売主が敗訴になった場合には、売価だけの額を相手に支払えばよろしい。

また、売られた奴隷が人殺しであって、その事実を売主も買手も承知していた場合には、このような買物に関しては、買手には返還の権利はない。しかし、買手がその事実を知らなかった場合には、その事実に気づいたそのときに、返還してよろしい。そしてこの件の裁判は、護法官のうちの最年少者五人の前で行なわれるものとする。そして、売主はその事実を知りながら売ったのだと判定されれば、彼は買手の家を神事解釈者の定めた規則に従って(5)浄めなければならないし、また売価の三倍の額を買手に対して支払うべきである。

1　Ⅷ. 849E参照。

2　当時、ギリシアの各地で、社交上の、あるいは宗教上の目的のために、種々の私的なクラブが盛んにつくられていた。そしてこのクラブは、会員の出資金をもとにして、相互扶助的な一種の金融をも行なっていた。ここで問題にされているのは、そういう金融のために資金を集めることであろう。

3　商品を売ることが許されているのは、在留外人か外国人だけである。920A参照。なお、Ⅷ. 849B～Dをも参照。

4　「てんかん」のこと。その発作が一種の神がかり的な状態を呈するところから、この名前がつけられた。

5　Ⅵ. 759C～D参照。

三

D 通貨を通貨と、あるいは生物であれ無生物であれ、その他の何かと交換する者は、法律の命ずるところに従って、すべていんちきではない真正なものを渡したり受けとったりしなければなりません。しかし、この種の不正行為全般についても、他の法律の場合と同様に、まず、法の「序文」となるものを受けとることにしましょう。いんちきな品物を売るのは、嘘をついたり、騙したりするのと同じ類であることを、誰もがみな心にとめておくべきである。もっとも大衆は、そういった行為でも、その折々の時宜にかなっているなら、しばしば正しいもE のになるだろう、というふうに間違った言い方をして、それらの行為をほめて語るのが常ではあるけれども。しかし、その「時宜にかなっている」ということも、また、それは「いつ」「どこで」のことであるかということも、彼らははっきり限定せずに漠然としたままにしているから、そんなふうに言うことで、彼ら自身がしばしば損害をこうむるとともに、他人にも損害をあたえているのである。しかし立法者としては、その点を漠然としたままで放置しておくことは許されない。いな、広狭いずれにせよ、その限界をつねに明確に示すべきである。そこでいまの場合も、その限界をはっきり定めることにしよう。

　何ぴとも、神々の名を口にしながら、嘘をつくとか、騙すとか、また何らかのいんちきをなすとかいうような917 ことを、言行ともにけっしてしてはならない、神々に最も憎まれる者になろうとするのでなければだね。というのは、偽りの誓いを立てて神々を軽んずる人こそ、神々に最も憎まれる者であるし、また自分より目上の人たちの前で嘘をつく人も、さきの人ほどではないにしても、神々に憎まれるだろうから。ところで、目上といえば、

すぐれた人たちは劣った人たちにとって目上の人であるし、また一般的にいって、年長者は若者たちにとって目上の人である。それゆえにまた、両親は生みの子供たちにとって、さらに、男たちは女や子供たちにとって、支配者たちは被支配者たちにとって目上の人である。そこで、そういった目上の人たちすべてを憚るのが、すべての人にとって正しいことになるだろう。これは、目上の人たちが他のどのような支配的地位にある場合でもそうであるが、国家の官職にある場合にはとくにそうである。そしてまさにその観点から、われわれのいまの議論は、進められてきたのである。[1]というのは、誰でも市場においていんちきな品物を売る人は、嘘をつき、騙しているのであり、しかも、神々を証人に呼びながら、市場保安官たちの布告や監視の前で誓っているのであるが、これは人をも恐れず、神をも敬わぬ振舞いだからである。だから、どんなことがあろうと、神々の名を軽々しく口にしてこれを汚すことなく、われわれの大部分の者が神々に関することでは、いつでもたいていの場合に保っている程度の清浄さと恭順さを保つことが、立派な態度となるわけである。

B

さてしかし、以上述べたことが守られないようなら、次のような法律が定められねばなりません。

市場で何かの品物を売る者は、いかなる場合にも、その品物に二つの値段をつけてはならず、ただ一つの値段をつけるべきである。その値段で売れないなら、その品物を持ち帰るのが正しいやり方である。また、その日のうちには、その値段を上げたり下げたりしてはならない。さらに、売り出されている品物のどれについても、これを誇大にほめたり、その品物の品質を保証して誓ったりしてはならない。

C

1　つまり、いんちきな商売の問題を、神や国家の役人への畏敬という観点から考察しているのだということ。

もし、これらの規則に従わない商人がいるなら、そこを通りかかった市民は誰でも、三〇歳未満の年齢の者でなければ、そのように誓っている商人を鞭で打って懲らしめるべきであり、そうしても法の咎めは受けないものとする。だがもし、そこを通りかかった市民が、その事実に注意を向けなかったり、あるいは、いまの規定どおりに行なわなかった場合には、その市民は、法を裏切ったという非難を受けなければならない。

D また、さきほどの言葉(法の「序文」)に従うことができないで、何かいんちきな品物を売っている者がいるなら、そこを通りかかった者で、その商品についての知識をもち、そのいんちきをあばくことのできる人は、役人たちの前でそのことをあばくべきである。そしてそうした上で、もしそのあばいた人が奴隷か在留外人である場合には、そのいんちきな品物を自分のものとして持ち去ってよろしい。だが、市民でありながら、そのことをあばかなかった場合には、神々を欺いた者として、「悪しき市民」と宣告されるし、反対に、あばいた場合には、その市民は、その品物を、市場を守護する神々に献納するものとする。

他方、何かいんちきな品物を売っていて見つかった者の方は、その品物を没収された上に、彼がその品物につけていた値段に応じて、一ドラクメに鞭一つの割合で打たれるべきである。ただしその前に、触れ役は、この者がどんな理由で鞭打たれようとしているかを、市場において布告しておかなければならない。

E なお、市場保安官と護法官は、売主が行なういんちきや不正行為を、それぞれの商い(あきない)に経験のある人たちから聞き出した上で、売主がしなければならぬことと、してはならぬことについての規則を書きとめ、これを市場保安官の役所の前の石柱に刻んで、市場で商業にたずさわる者たちに明確な指針をあたえる法律とすべきである。

918 なお、都市保安官の職務については、前に充分述べられた。(1) もし何か規則に追加すべきものがあると思われる

なら、護法官と相談して、不足していると思われる点を書き出し、彼らの職務について定められた規則を、最初のものも後から追加されたものも両方を、都市保安官の役所の石柱に掲示しなければならない。

四

いんちきな商売につづいて、そのつぎに問題になるのは小売りの商売です。では、この小売業全般について、まず最初に、勧告の言葉を述べ、そのあとで、それに対する法律を定めることにしましょう。

B　さて、すべて小売業が国家のうちに生じてきた、そのほんらいの目的は、国家に害をもたらすためではなくて、それとはまったく反対の目的のためです。というのは、どんな種類の財貨であれ、それが釣り合いを失って不均等な状態にあるときに、その釣り合いをとり、均等に配分されるようにする者は、誰であろうと、国家の恩恵者にちがいないからです。そしてこのことをなしとげるのは、通貨の力でもあると言わねばなりませんが、商人もまたその仕事を託されているのだと言うべきです。そして同じく、雇われて働く者も、宿屋の亭主も、その他の

C　職業の者も、——そのなかには上品な職業もあれば、そうでない職業もあるけれども——、それらすべての者が、国民全体の必要を充分にみたして、財貨の均等化をはかるという機能を果たしているのです。それなら、いったい何が、彼らのそういった仕事を立派でないもの、見苦しいものと思わせるようにしているのか、またどういう

1　VI. 759A, 763C～D, VIII. 849A, IX. 881C. なお、市場保安官の職務についても、だいたいこれと同じ箇所に述べられている。

理由で、それは一般に不人気なものになっているのか、その点をわたしたちは調べてみることにしましょう。それは、よしこの職業全体の改良はできないにしても、少なくとも部分的な改良を法律によって行なうためなのです。この仕事は、思うに、つまらぬものではなく、むしろ、少なからぬ勇気を必要とするもののようですけれども。

クレイニアス　それは、どういう意味なのでしょうか。

アテナイからの客人　ねえ、クレイニアス、人間のなかのごく一部の者だけが、——それはほんらい少数であるし、またきわめて高い教育を受けている者のことですが——、さまざまな必要や欲望にとらえられたときにも、D 適度を守って自分を抑える力をもっているのです。つまりその人たちだけが、多くの財貨を手に入れることができる場合でも、自制して、莫大な量よりもむしろ適度の量を選ぶのです。これに反して、大部分の人間は、それとはまったく反対の状態にあります。欲しいものは度を越えて欲しがるし、適度に儲けるのがよい場合にも、飽くことのない儲けを選ぶのです。小売業や、貿易や、旅館業にたずさわっている部類の者すべてが、悪評をこうむったり、不名誉な非難にさらされたりしている理由も、そこにあるわけです。

けれども、かりにもし誰かが強制して、次のようにさせたとしたら、どうなるでしょうか。——とはいっても、E これはけっして現実に起こるはずはないし、将来も起こるはずのないことなのですが。それに、これは口に出すのも滑稽なことですけれども、とにかくまあ、話として聞いてください——。つまり、あらゆる面で最もすぐれた男たちに、ある一定期間宿屋を経営させるとか、小売業を営ませるとか、あるいは、何かそれに類する仕事をなすように強制するのです。いや、〔男たちだけではなく〕最もすぐれた女たちにも、何らかの運命の定めによっ

て、そのような生き方をするように強制するのです。かりにそうなったとすれば、これらの職業の一つ一つが、どんなに親しみ深いものであり、好ましいものであるかを、わたしたちは知ることになるでしょう。そしてもし、そういった職業のすべてが誠実をモットーにして営まれつづけるなら、母親や乳母に対するのと同じ尊敬が、それらの職業に払われるでしょう。

919 しかし、現実はどうでしょうか。いまかりに誰かが、どこからも遠い道のりにある、人里離れた淋しい場所に、商売のための建物をたてたとしてみましょう。そしてこのありがたい宿に、難儀な目にあっている旅人たちを迎え入れながら、ひどい嵐のために打ちのめされている者には、(1)静かな安らぎを提供し、息苦しいほどの炎暑にいためつけられている者には、涼しさを提供してやるとします。だがそのあとでは、彼らを親しい友のように受け入れて、宿泊させてやるばかりか、心のこもった食事も提供する、というふうにするのではなくて、まるで自分の手中に落ちた敵の捕虜ででもあるかのように扱って、不正で不浄な法外の身代金をとって、彼らを釈放するとします。B もしそうだとすると、そういった所業こそが、またすべてこれらの商売において行なわれているそのような不正行為こそが、(2)難儀している者を助けるはずのこの職業に非難をもたらしているわけです。ですから、立法者たるものは、そういった病弊を癒すための薬を、それぞれの場合について、つねに処方しなければならないわけです。

1　919A3 ἐλαυνομένους は ἐλαυνομένοις と読む(ステファヌスによる)。
2　919B2 ὀρθῶς の語は削る(ワグナーによる)。

さて、「一度に、前後二人の敵を相手に戦うのはむずかしい」という、昔から言い伝えられている諺[1]は正しいのです。これは、病気やその他多くの場合に見られることなのですが。そしてじっさい、いまわたしたちが問題にしている職業の場合も同じで、わたしたちの戦いも、そういった二つの敵、貧困と富を相手にするものなのです。そしてそのうちの後者は、贅沢によって人間の魂を堕落させるものですし、前者は、苦痛によって魂を恥知

C らずな行動へと駆り立てるものなのです。

それでは、いったい何が、分別をそなえた国家においては、この病気に対する救済策となるのでしょうか。それは、まず第一に、小売りの仕事にたずさわる者の数をできるだけ少なくすることです。つぎに、その人たちが堕落しても、国家にとっては大きな痛手とならないような人間に、小売りの仕事をまかせることです。第三には、

D そういった仕事に従事する人たち自身に対して、彼らの性格があまりにもやすやすと恥知らずなものになったり、卑屈な心根のものになったりしないようにするための方策を、見つけ出してやることです。

さて、以上の〔勧告の〕言葉につづいて、この件に関する法律を、神のご加護を祈りながら、わたしたちは次のように定めることにしましょう。

マグネシアの国においては、神がこの国を作り直して、再建されようとしているのであるから[2]、五〇四〇の家に所属している土地所有者たるマグネシア国民は誰ひとり、自発的にであろうとそうでなかろうと、小売商人にも、貿易商にもなってはならない。また、普通一般の市民に対しては、自分にも等しいだけの奉仕が返ってくる

E のでなければ、いかなる卑屈な奉仕もしてはならない。ただし、父や母、またそれより上の祖先の人たち、および自分より年長のすべての自由民に対して、自由民にふさわしい奉仕をするのは別である。もっとも、何が自由

920

民にふさわしいことであり、何がふさわしくないことであるかを、法律によって厳密に規定することは容易ではないが、しかしその点は、自由民にふさわしくないことを憎み、自由民にふさわしいことを愛好することで、公の栄誉を獲得している人たち[3]によって決められるべきである。

しかし、もし誰か〔市民〕が、何らかの策を弄して、自由民にはふさわしくない小売業にたずさわっているなら、その者は、一族を恥ずかしめたかどで、誰でも望む人の手によって、徳における第一人者と認められている人たちの前に、告発されなければならない。そしてもし彼が、卑しい仕事によって父祖伝来の竈（かまど）を汚していると判定されたなら、一年間監禁されて、そのような仕事から手を引くようにさせられねばならない。もしその者が、同じ過ちを再び繰り返すなら、二年間監禁されることにし、そして以後、同じ過ちで有罪になるごとに、監禁の期間は、その前の監禁年数の二倍になるものとする。

さて、第二の法律は、小売業に従事しようとする者は、在留外人か外国人でなければならぬということである。また第三には、次のような法律がなければならない。すなわちそれは、そのような在留外人または外国人が、われわれの国にいっしょに住んでいる間は、できるだけよい人間であるように、あるいは少なくとも悪い人間ではないようにしてやる、ということである。そのためには、護法官たちは、善き生まれと教育のおかげで、法に違反したり邪悪な人間になったりしないように守ってやることが容易であるような、そういう人たちだけの守護者

1　『パイドン』にも、「一度に二人を相手にすることは、ヘラクレスでさえできない」(89C)という諺が引かれている。なお、『エウテュデモス』297B～Cをも参照。

2　XII. 946B sqq. 参照。

3　この人たちについては、XI. 922A, XII. 946B, E, 948Aにも言及されている。

B　であってはならない。いな、そのような利点をもたない人たち、ひとを悪の道へ走らせるのに何か強い力をもっている職業に従事している人たち、そういう人たちの方をも、よりいっそうの注意をもって守ってやるべきである。そこで、その目的のために、小売業のことについて、――それには数多くの種類があり、また、そのようなひとを悪の道へ誘う数多くの職業が含まれているのだが、とはいっても、それらは国家にぜひとも必要と考えられて、国内に存続することが許されているものにかぎられるのだけれども――、護法官たちは会議を開くべきである。

C　そしてこの会議には、さきほど(1)いんちきな商売について定めたのと同じように、――というのも、小売りの商売はそれと同類のものなのであるから――、それぞれの小売業に経験のある者も参加しなければならない。そしてその会議では、売り上げと経費の割合がどうであれば、その小売商に適度な利潤をもたらすことになるかを調査すべきである。そしてその調査の結果でてきた、売り上げと経費の割合〔の標準となるもの〕を記録した上で公示し、それぞれの分担区域に応じて、市場保安官、都市保安官、地方保安官によって、これを守らせるのでなければならない。このようにするなら、おそらく、小売業は国民の各層を益することになるだろうし、他方、国内でその職業に従事する人たちを害することもきわめて少なくなるであろう。

五

D　ひとが同意して契約しておきながら、その同意どおりに行なわない事柄については、――ただし、法律または布告によって禁止されている事柄とか、あるいは、何か不当な強制によって仕かたなしに同意した事柄とか、さらには、予測されない偶然の事故によって不本意ながらもその履行を妨げられた場合とかを除いて――、それ以

外の場合の契約不履行については、その訴訟は、もしそれまでに仲裁人、つまり隣人たちの前で両者が和解できないでいるのなら、部族民法廷で扱われるものとする。

E　われわれの生活用品をその技術によってととのえてくれる職人たちは、ヘパイストスとアテナの神の保護下にあるし、また、それら職人たちのつくり出した品物を、防衛という別の技術によって安全に守ってくれる人（軍人）たちは、アレスとアテナの神の保護下にあるのです。(2) この軍人たちの種族も、それらの神々の保護下にあることは当然なのです。かくて、これらの人たちすべてが、国土と国民のために奉仕しつづけているのです。つまり後者は、戦場における戦いでわれわれを指揮してくれる人たちであるし、前者は、もろもろの道具や製品を代価をとって仕上げてくれる人たちなのです。だとすると、そのような仕事に関して約束を破ることは、この人たちにはふさわしくないことでしょう。もし彼らが、自分たちの祖先である神々を敬っているのでしたらね。

921　そこで、もし職人たちのうちの誰かが、自分の怠慢によって、定められた期日までに〔約束の〕製品を完成しなかった場合には、その者は、自分に生計の手段をあたえてくれる神さまを少しも敬わないで、浅はかにも、その神さまを何でも大目にみてくれる身内の者のように考えているのだから、彼は、まず第一に、その神さまによって罰せられることになるでしょう。しかし第二に、そのような者に対しては、しかるべき法律が適用されねばな

1　917E参照。
2　ヘパイストスは鍛冶の神として、アテナは織物、陶器、その他種々の技術の女神として、職人たちの守護神とされていた。しかし他方またアテナは、アレスとともに、戦いの女神として（VII. 796B参照）、軍人たちの守護神でもあった。

りません。すなわち彼は、注文主に対して、約束を破った製品の価格に相当する額の借りがある者として、もう一度初めから、指定された期限内に、その製品を無料で仕上げるべきです。

B　また、その法律は、仕事を引き受けている職人に対しては、ちょうど売主に対して忠告した[1]のと同じことを忠告するでしょう。すなわち、売主に対しては、高すぎる値段をつけるのではなく、できるだけその品物の値打ちどおりの価格にとどめるようにと忠告したのですが、それと同じことを、仕事を引き受けているその職人に対しても命令するわけです。というのも、職人なら、自分の製品の値打ちを知っているからなのです[2]。そこで、自由民によって構成されている国家においては、職人みずからがその技術——ほんらい偽ることのない正直なものであるその技術——を用いて、一般の人たちをだまし、高い代価をとるようなことはけっしてしてはならないのです。もしそのようなことがあった場合には、被害者は、加害者を告訴しなければなりません。

C　しかし、他方また、誰かが職人に注文を出しておきながら、法律で認められている契約にもとづいた、当然の代価を支払わないで、この国家の共同の成員である、ポリスの守り神ゼウスとアテナをないがしろにし、わずかの利得を愛するあまりに、大いなる共同体を破壊するなら、神々の加護をえて、国家の結合を守るために、次のような法律が定められるべきです。

注文した品物を先に受けとっておきながら、その代金を約束された期限内に支払わない者は、その価格の二倍の金額を請求されるものとする。もし未払いのままで一年が経過すれば、ほかの貸金には利子をつけてはならな

D　いのが原則だけれども[3]、この場合には、その者は、毎月一ドラクメにつき一オボロスの利子を加算したものを、支払わなければならない[4]。そしてこれらの件に関する訴訟は、部族民法廷で扱われるものとする。

さて、わたしたちは職人全般のことを問題にしてきたのですから、ここでついでに、戦争においてわれわれを安全に保ってくれる職人、すなわち、将軍たちや、その他そういったことに専門的な心得をもつ人たちについても、述べておくのが正しいでしょう。つまり、この人たちに対してもまた、彼らは別の意味での職人なのだから(5)、さきの普通の職人たちの場合と同様にしなければならないのです。すなわち、もし彼らのうちの誰かが、自発的にであろうと、命令されてであろうと、公の仕事を引き受けて、これを立派になしとげた場合には、軍人にとっ

E

ての報酬である名誉をしかるべき仕かたであたえてやる者がいるなら、法律はその人を称賛してやまないでしょう。これに反して、何か軍事上の立派な業績という品物を先に受けとっておきながら、それの代価(名誉)を支払わない者がいるなら、法律はその人を非難しつづけるでしょう。そこで、この件に関しては、称賛と組み合せになっている次のような法律を、わたしたちは制定することにしましょう。それは、国民大衆に強制するのではなくて、むしろ勧告する形の法律なのですが。すなわち、勇敢な行動によってにせよ、軍事的な策略によってにせ

922

1　917B〜C参照。
2　921B3 τὴν ἀξίαν のあとにピリオドをうつ。その文の前のダッシュはコロンにかえ、後のダッシュは削る(イングランドによる)。
3　V. 742C参照。
4　毎月一ドラクメにつき一オボロスの利子とは、一ドラクメは六オボロスであるから、一年では、一ドラクメにつき二ドラクメの利子ということになり、利子は元金の二倍になる。そうすると、契約した品物の代金を約束の期限内に支払わない者は、「二倍の金額」を支払わせられるし、そしてそれを未払いのままで一年が経過すれば、なおその上に、利子に相当する二倍の金額をも加算して支払わせられる、ということになろう。
5　921D7 δημιουργοῖς のあとのピリオドは、コンマに変える(イングランドによる)。

よ、国家全体の救済者となっているかぎりのすぐれた人たちには、栄誉を——ただし第二番目の栄誉を——あたえよ、ということです。第二番目のというのは、最高の栄誉があたえられるべき第一番の功労者とは、すぐれた立法者たちの制定した法の条文を、他の人よりも格段に尊重することのできた人たち(1)のことなのですから。

六

さて、人びとが相互に取り交す契約のうちの重要なものについては、孤児に関するものと、後見人による孤児の世話に関するものとを除けば、以上によってだいたい、わたしたちはその規則を定めました。そこで、いま言われたことのつぎには、残っているその問題についても、何とかして規則を定めざるをえないわけです。ところで、この問題全体の出発点となることが二つあります。一つは、死んで行く人たちの、財産の譲渡について遺言しておきたいという気持であり、もう一つは、遺言状をまったく残さないで偶然の事故で死ぬ場合のことです。

B

で、こういった問題の厄介さと困難さとがわたしには見えていましたから、クレイニアス、わたしはさきほど「定めざるをえない」という言い方をしたのです。というのは、そういった事柄もまた、無規定のままに放置しておくことはできないからなのです。なぜなら、これを放置しておけば、ひとはそれぞれ多種多様なことを、しかも互いに矛盾した内容のことを、遺言することになるでしょうし、またその内容が法律に抵触したり、生き残っている人たちの意向にもそわなかったり、さらには、遺言状をつくろうとする前の自分自身の意向にさえも、反するものになったりするでしょうから。もしかりに、ひとが生涯の終りにおいて、どんな状態にあるのであろうと、

C

彼のつくる遺言状には無条件で絶対の効力があるのだ、ということが認められるとすればですよ。じっさい、わ

れわれ大多数の者は、もはや死期が迫っていると考える場合には、大なり小なり意気消沈して、正常な思考能力を欠くものなのですから。

クレイニアス　何をおっしゃりたいのでしょうか。

アテナイからの客人　死期の迫っている人間は、クレイニアス、扱いにくいものですし、立法者をたいへん狼狽させたり、困惑させたりするような言葉を、胸のなかにいっぱい持っているのです。

クレイニアス　どうしてですか。

D

アテナイからの客人　そのような人は、何ごとも自分の意のままにしたいと思っているから、怒鳴り声で言うのが常なのです。

クレイニアス　いったい、どんなことを言うのでしょう。

アテナイからの客人　「おお、神さま！　何と恐ろしいことでしょう」と彼は言うわけです。「もしこのわたしに、わたしの持物を、誰にでも自分の好きな人にやったり、やらなかったりする自由が、まったくないのだとしたなら。そして、わたしにつらくあたったことがはっきりしている者には、少ししかやらないけれど、親切にしてくれたことが明らかな者には、たくさんやるということが、わたしに許されないのだとしたなら。誰がどうしたかは、わたしが病気をしているときとか、年寄りになってからの間、あるいはその他さまざまの不幸に見舞われていたときに、充分に検査ずみのことなのだから」と。

1　この人たちについては、919E注3を参照。

クレイニアス　その言い分は、あなた、もっともだと思われませんか。

E **アテナイからの客人**　わたしには、クレイニアス、昔の立法者たちは気が弱かったように思われますし、それに、人間のなすことに注意を向けることが少なく、またそれを深く考慮もしないで、立法したように思われるのです。

クレイニアス　それは、どういう意味でしょうか。

アテナイからの客人　それは、あなた、昔の立法者たちは、さっきのような言葉におびえて、ひとが自分の財産をまったく自分の好きなように遺言によって処分することを、無条件に許すような法律を制定したということなのです[1]。しかし、わたしとあなたとは、〔いま建設されようとしている〕あなたの国の住民のなかで、死の迫っている人たちに対しては、何かもっと適切な答え方をするでしょう。たとえば、こんなふうにです、——

923 「親愛なる諸君、文字どおりに一日の生命（いのち）しかない諸君よ、現在の諸君の状態では、諸君自身の財産がほんらいどういうものであるかを理解するのはむずかしいことだし、それにまた、デルポイの銘文が語るように、諸君自身を知る[2]こともむずかしいことなのだ。だからわたしは、立法者として、次のように定めておく。諸君も、また諸君のこの財産も、諸君自身に属するものではなく、過ぎ去った昔から遠い将来までの、諸君の一族全体に属

B するものであり、いやそれ以上に、諸君の一族全体とそれの財産とは、国家に属するものなのだ[3]。そこで、事実がそうだとすると、病気や老齢のなかで動転している諸君に、誰かが甘言をもって取り入り、最善に反したことを遺言するように説き伏せる者がいるとしても、わたしは自分からすすんでそれを認めることはしないだろう。いな、わたしは、国家全体と諸君の一族にとっての最善のこと、ただそのことにだけ目を向けながら、立法する

だろう。一人ひとりの個人的な利害は、当然ながら、これを二の次において[4]だね。そして諸君の方は、このわれわれに恨みをいだくことなく和やかな気持をもって、人間の身の定めどおりに、いま旅立とうとしている道を進んで行きたまえ。諸君の死後のことは、何ひとつ不公平な扱い方はしないで、力の及ぶかぎり最大限の注意を払いながら、われわれの方で面倒をみてあげるから」

c

では、以上のことを、クレイニアス、生き残る者たちにも死んで行く人たちにも、慰めの言葉にするとともに、また法の序文ともした上で、法律そのものは、次のように定めることにしましょう。

七

自分の財産を処分するために遺言状を書こうとする人は、何人かの子供の父親である場合には、まず、息子たちのうちで、相続人となるのにふさわしいと思う者の名前を書いておくべきである。また、そのほかの子供たち

1　ここで言われている「昔の立法者たち」が、誰をさすかは明確でない。ただ、プルタルコス『英雄伝』の「ソロン」(二一)には、「ソロンは遺言に関する法律でも名声をあげた。それまで遺言は許されず、財産と家とは、故人の一族の手元に留まる定めであった。しかしソロンは、実子のない場合には、ひとは自分の財産を誰にでも、彼の望む者にあたえることを許して……財産をその持主の真の所有物とした」と記されており、「実子のない場合」という条件つきではあるが、遺言による財産の自由譲渡が、ソロン以後アテナイでは認められていたと思われる。

2　言うまでもなく、「汝みずからを知れ」という箴言の引用。なお、この箴言は、『プロタゴラス』343B、『カルミデス』164D～165A にも引用されている。

3　V. 740A, IX. 877D などを参照。

4　IX. 875A 参照。

のなかで、他人の養子にしてもらうつもりの者がいるなら、そのこともはっきりと書いておくべきである。[1] しか

D し、その人の息子たちのなかに、どこかの分配地を相続するための養子にはなっていないが、法律の規定に従って、植民地へ送り出される望みのある者がまだ残っているなら、[2] その息子には、先祖伝来の分配地とそれに付属するすべての設備とを除いて、それ以外の財産のなかから、父親は、自分の好きなだけの額を分けてやることができる。そして、そういった立場にある息子が一人以上いる場合には、父親は、分配地以外の余剰財産を、自分の望む割合で、その息子たちに分けてやってよろしい。しかし、息子たちのうちで、すでに家を継いでいる者[3] には、そのような財産を分けてやるべきではない。また、このことは、娘の場合も同様であって、もし夫となるべき者との間にすでに婚約が成立しているなら、その娘には分けてやってはならないが、婚約していない娘には分けてやるべきである。

E だがもし、遺言状がつくられたあとになって、それらの息子たちや娘たちのうちの誰かが、国内に分配地を持つことが明らかになった場合には、その者は、遺言状作成者の相続人のために、〔遺言状に指定された〕遺産を放棄しなければならない。

もし遺言人に、男の子がなくて、娘だけがある場合には、娘たちのなかで、自分の気に入った者に夫を迎え、これを自分の子供(養子)にして、相続人であることを遺言状に記した上で、その者に遺産をつがせることにする。また、誰かの子供が、実子であれ養子であれ、まだ成年に達しないうちに、幼年で死ぬ場合があるかも知れないから、そのような事態にそなえるためにも、遺言状の作成者は、誰がよりよき恵みをえて自分の第二の子供になるべきかを、書いておかねばならない。

また、子供のまったくない人が遺言状を書く場合には、自分が獲得した財産[4]の一〇分の一を取り出して、あたえたいと思う者に、それをあたえてよろしい。しかし、残りの財産全部は養子に譲り、このようにして法律の規定に従うとともに、自分の子供にしたその者に恨まれないで、好意をえるようにしなければならない。

B　ところで、誰かの子供たちが後見人を必要としている場合に、もしその人が死ぬ前に遺言状をつくっていて、そのなかに子供たちに対する後見人を指名していたなら、——その指名された人たちがすすんで後見人の役をつとめることに同意しているかぎり、それが誰であろうと、またその人数がどれだけであろうと——、その場合には、後見人の選任は、その遺言状に書かれているとおりに行なわれるのが正当である。しかし、まったく遺言しないで死んだ場合とか、あるいは遺言状のなかに後見人の選任のことが触れられていない場合には、父方および母方の親族のなかで、血縁のいちばん近い者が、父方から二人と母方から二人出て、それに故人の友人たちのなかから選ばれた一人がこれに加わり、その〔五人の〕者たちが、法律で認められた後見人となるべきであり、そしてその者たちを護法官は、後見を必要としている孤児に対して任命しなければならない。

C　なお、後見に関することと全体と孤児に関することについての監督は、護法官全体のなかで年長の者一五人がこれにあたることになるが、彼らはいつも自分たちを年長順に三人ずつに分けて、最初の三人が一年間その任につ

1　V. 740C 参照。

2　V. 740E 参照。

3　つまり上述の、父親の財産をつぐなり、他家の養子になるなりして、家（および土地）をもつ者の意味。

4　つまり、分配地およびそれに付属する設備を除いた財産のこと。

き、別の三人が次の一年間任につくというふうにして、五年間で全員がひと廻りするようにすべきである。そしてこの監督の仕事には、できるかぎり、一刻の中断もないようにしなければならない。

D さて、まったく遺言しないで死んだ者が、後見を必要とする子供たちをあとに残している場合には、いま述べたその法律によって、彼の子供たちは援助を受けるべきであるが、しかし誰かが、予期せぬ突然の不幸に見舞われて、娘たちだけをあとに残して死んだ場合には、父親としては重要だと考えたであろう、次の三つの事柄のうちの、二つの点にだけ立法者が目を向けながら、娘たちの婚約をとりきめたとしても、それは許されなければならない。すなわち立法者は、血縁の近さと分配地の保全ということには目を向けるけれども、父親ならとうぜん考慮に入れたであろう第三のこと、つまり、全市民のなかから、その品性と行状とに着目して、適当な人を自分

E には息子として、娘には花婿として選ぶということ、その点の方は、考慮しにくい事柄であるゆえに、立法者がこれを不問に付したとしてもである。したがって、このような場合については、わたしたちの力にかなう最善のものとして、次のような法律を定めることにしよう。

もしひとが遺言状をつくらずに死んで、娘たちだけがあとに残っている場合には、(1)〔死んだ〕父の兄弟かあるいは母の兄弟で、分配地を持たない者が、その娘を娶って、故人の分配地を相続すべきである。(2)もしそのような兄弟がいなくて、兄弟の子がいる場合には、その子と娘とが年齢的に釣り合っていれば、その子に先の場合と同じようにさせる。(3)また、兄弟もその子もいなくて、姉妹の子がいる場合には、その子に先の場合と同様にさせる。(4)〔相続順位の〕第四番目は、故人の父の兄弟であり、(5)第五番目は、その兄弟の子、(6)第六番目は、故人の父の姉妹の子である。このようにして、誰かが女の子だけを残して死んだ場合には、その人の親

925

族をつねに血縁の近さに従って進みながら、同一の世代では男子の系統を先にし、女子の系統を後にして、〔故人の〕兄弟、つぎは、その兄弟の子、それから姉妹の子、という順序でたどらなければならない。また、両者（相続予定人と娘）の結婚が年齢的に釣り合いのとれたものであるかどうかの判定は、裁判官が検査して、つまり男の方は丸裸にし、女の方は臍までの半裸体にして調べたうえで、下すものとする。

しかしもし、故人の一族には、血縁の者が、彼の兄弟の孫にいたるまで、同じくまた彼の祖父の子供たち〔の孫〕(1)にいたるまで、誰もいないとすれば、その場合には、その娘は後見人と相談した上で、その他の市民たちのなかから、誰でも望みの者を自分の意志で選んでよろしい、――ただしこれは、相手も希望する場合のことであるが――。そしてその選ばれた者が、故人の遺産相続人、その娘の花婿になるのである。

B

しかしさらに、「いろいろな場合にそなえて、いろいろと用意しておく必要がある」のであって、国内には時によって、その娘が選びたいと思うような人間がたいへん不足していることもありうる。そこで、そういう相手を国内の人のなかからは見つけ出せないで、植民地へ送られている人に目をつけ、その人が〔亡〕父の遺産の相続人になってくれるように考えることもあるが、その場合には、もしその人が娘と同族の者であれば、法律の定め

1　925A6 μέχρι δὲ πάππου παίδων のあとに、υἱδῶν の語を補う（ヘルマンによる）。上述924Eおよび後述925Dで語られている相続人の範囲についての記述、およびVI. 766C～Dでの孤児の後見人選任の件で集まる親族の範囲や、IX. 878Dでの同一親族内の傷害事件のことで集まる親族の範囲が、いずれも「従兄弟の子にいたるまで」となっていることから考えて、ここでも「孫」の語を挿入するのが適当と思われる。なお、「故人の祖父の子供たちの孫」という語句を加えることによって、故人の母方の系統の親族もふくめられることになる。

る手続きに従って、その分配地を承けついでよろしい。しかし、その人が同族外の人間であれば、国内にはその

C 娘の同族の者がいない場合にかぎって、後見人や故人の子供(つまりその娘)の選んだところに従って、その人は帰国してその娘と結婚し、遺言しないで死んだ者の分配地を手に入れることが認められる。

さらに、遺言状をつくらないで死んだ者に、男の子も女の子もまったくない場合は、その他の点では、先の法律どおりになされるわけだけれども、その一族のなかから一人の男と一人の女が、いわばつがいとなって、このまったく無人となった家に、その分配地の正当な所有者となるべく行かねばならない。そして、〔男子の側の相続順位はすでに述べられたから〕(1)女子の側の相続順位についていえば、それは次のようにすべきである。すなわ

D ち、まず第一番目は、故人の姉妹、第二番目は、故人の兄弟の娘、第三番目は、故人の姉妹の娘、第四番目は、故人の父の姉妹、第五番目は、故人の父の兄弟の娘、第六番目は、故人の父の姉妹の娘である。そして血縁の近さに従って、このうちの一人の女が、先に述べた順位による一人の男といっしょになってその家に住み、わたしたちが前に定めた規則を守りながら、(2)その土地財産を管理して行くべきである。

ところで、このような法律がきびしいものであること、つまりその法律は、故人の近親者に同族の女の人と結婚するように命じているのだけれども、それが時にはどんなにつらいことであるかということ、その点にわたしたちは気づかないでいてはならないのです。というのも、ひとがそういった命令にすすんで従うのを妨げるもの

E が、世の中には数知れずあるのだということ、いやむしろ、結婚するように命じられている相手のなかに、男の方にでも女の方にでも、身体または精神の病気や欠陥がある場合には、そんな相手と結婚するぐらいなら、誰だってどんな目にでもあうことの方を望むだろうということ、その点をその法律は看過しているように思われるか

926

らなのです。そこで、そういった事情を、立法者は何ひとつ考慮していないのだと考える人たちが、おそらくいるかも知れませんが、しかしそう考えるのは、じつは間違いなのです。だから、立法者のためにも、またその法律を適用される人のためにも、いわば共通の「序文」となるものを述べて、双方に理解を求めることにしましょう。すなわち、立法者の方は、国家公共のことに配慮しているときには、それと同時に、個々人に生ずる個人的な不幸をもうまく調整することは不可能だろうから、そのような結婚を命じられている者たちは、立法者に対して寛大であってほしいということですし、他方また、その法律を適用される人たちの方は、立法者の命じていることの意味がよく分っていなければ、命令どおりに実行できないことが時にあっても当然なのだから、立法者の方も、その人たちに対して寛大であってほしいということなのです。

クレイニアス　では、あなた、そのような事態が起こった場合には、どうするのがいちばん適切な処置となるでしょうか。

アテナイからの客人　それは、クレイニアス、このような法律と、その法律を適用される人たちとの間に、仲裁人を選ぶことが必要なのです。

クレイニアス　それはどういう意味ですか。

アテナイからの客人　時には、金持の父親をもつ〔故人の〕甥が、〔相続人となるために〕伯父の娘を自分からす

1　上述925A参照。
2　V．740A～C参照。つまり、一族や国家の神々の祭事をたやさないことを指すと思われる。

(926)

B　すんで嫁にもらおうとはしないということもあるでしょう。彼は尊大になっていて、もっとよい縁組みを念頭においているからです。しかしまた時には、立法者の命ずることがたいへんな不幸をもたらすものである場合には、法律にはやむなく従いえないということもあるでしょう。たとえば、精神異常であるとか、その他にも身体または精神に恐ろしい欠陥をもつ女と縁組みするように、立法者が命ずる場合がそれです。そんな女を妻にもったのでは、生きていても生き甲斐のないことになるからです。だから、そういった場合についてわたしたちがいま述べていることを、次のような法律のなかに具体化することにしましょう。

C　もしかりに、遺言について定められた法律のうち、他の条項についてもさることながら、とりわけ結婚に関する条項に不服な人たちがいるとしよう。そして彼らは、神に誓いながら、かりに立法者その人が生きていてこの場にいたとしたら、嫁にもらうことでも、嫁になることでも、いま現に自分たちがそのどちらかをなすように強いられているようなふうには、立法者はけっして強制しなかっただろうと言うとする。他方、これに対して、身内の者なり、後見人の誰かは、法律の命ずるとおりになすべきだと言うとする。もしそのような事態が生じた場合には、われわれは次のことを思い起こすべきである。つまり、立法者は、孤児になった男の子や女の子のために、一五名の護法官を、仲裁人また父親として残しておいたのだということである。[1]だから、何かそういった問

D　題に関して不服な者は、護法官たちのところへ行って裁いてもらうべきであり、そしてその人たちの裁定を最終的なものとして実行しなければならない。だがもし、これはあまりにも大きな権限を護法官に付与することだと思う人がいるなら、選抜裁判官たちより成る法廷[2]へ訴え出させて、争点になっている事柄について裁決してもらえばよろしい。しかし、この裁判で敗れた者には、立法者から非難と不名誉があたえられるが、これこそ、分別

のある人にとっては、多額の罰金よりもはるかに重い罰なのである。

八

こうして今や、孤児になった子供たちは、いわば第二の誕生を迎えることになるでしょう。第一の誕生後に、彼らの一人ひとりがどのような養育や教育を受けるべきか、という点についてはすでに述べました(3)。さて、両親を失ってからのこの第二の誕生後に、孤児であることの境遇が、その者たちにとってできるだけ惨めでないようにするにはどうしたらよいか、その対策が工夫されねばなりません。そこで、まず第一には、彼らのために護法官たちを、生みの親に代るところの、それに劣らぬ親として、法によって任命することをわたしたちは提案しているわけです(4)。そしてとくに、毎年三人ずつの(5)護法官に、その孤児たちを自分の子供のようにみなして、世話をするようにわたしたちは命じているのです。また、孤児の養育に関して、護法官たち自身にも後見人たちにも適切な指針となる「序文」を、わたしたちはすでに述べておいたのです。というのも、死者たちの魂は、その人たちが死んでから後も、人間界の事柄に関与するある種の能力をそなえているのだという話を、わたしたちが以前にしておいたの(6)は、好都合であったとわたしには思われるからです。ただ、そういった内容を含む議論は、正し

(E) (927)

1　924C 参照。
2　これは、VI. 767A, 768B で言われた「第三〔審〕の法廷」（最終法廷）のことであろう。
3　第二巻および第七巻の教育論をさしているのであろう。
4　924C.
5　926E6 καὶ δὴ καὶ ⟨τρεῖς⟩ καθ' ἕκαστον.... と τρεῖς の語を補う（ズーゼミールによる）。
6　IX. 865D〜E, 872D〜E 参照。

いものだとしても、長いものになるでしょう。けれども、そのような事柄については、ひじょうにたくさんの、しかもきわめて古くから言い伝えられている話がほかにもありますから、わたしたちはそれらの話を信じなければなりませんし、そしてまた、それらのことを事実として扱っている立法者たちをも、彼らが分別をまったく欠いているように見えないかぎり、信じなければならないのです。

B

さて、それらのことは事実そのとおりだとすると、まず第一には、孤児たちの淋しい境遇に目をとめておられる天上の神々を、人びとは恐れ敬わねばならないし、つぎには、死者たちの魂をも敬わねばなりません。それらの魂は、もともと自分の子供たちのことを格別に気づかっていて、子供たちを大事にしてくれる人たちには好意を寄せるが、大事にしない人たちには敵意を示すものなのですから。さらにまた、生存中の者であっても、高齢であり、ひじょうに高い尊敬を受けている人たちであれば、敬わねばなりません。よき法律のもとに栄えている国では、これら老人に対して、彼らの〔死んだ〕息子の子供(孤児)たちは、暖い愛情をよせてたのしく暮らしているし、また彼ら老人の方も、この孫たちのことについては、鋭敏な目と耳とをもって気づかっているのですから。(1)

C

そして、この孫たちに対して正しく振舞う者には、彼ら老人は好意的であるが、反対に、孤児の淋しい境遇にあるこの孫たちにひどい仕打ちをなす者には、とくに激しい怒りを示すのです。というのも、彼らはこの孫たちを、たいへん貴重で神聖な預り物と考えているからなのです。そこで、後見人や役人(護法官)は、少しでも分別のある者なら、以上あげたすべてのもの(神々、死者たちの魂、老人たち)に注意を向け、そして孤児たちの養育や教育に気をつけながら、あたかも自分や自分の子供たちに対してよいことをするつもりで、自分にできるかぎりのあらゆる仕かたで、あらゆる親切を、その孤児たちにつくすのでなければなりません。

さて、法律の前におかれたこの言葉に従い、孤児に対して何ひとつひどい仕打ちをしない者は、そのような行 D 為をした場合の立法者の怒りを、味わわなくてもすむであろうが、その言葉に従わないで、父か母を失った子供に悪事を働く者は、両親が生存している子供に悪事を働いた場合に支払うべき罰金の、二倍の額を支払わなければならない。

しかし、後見人による孤児の扱いや、役人（護法官）による後見人の監督に関しての、それ以上の立法については、もしかりに彼ら自身が、自分の子供たちを育てたり、家の財産を管理したりすることで、自由民の子供の育 E て方についての手本をすでにもっているのでなかったなら、さらにまた、まさにそういった事柄に関しては適切に定められた法律をすでにもっているのでなかったなら、後見に関する何か特別の法律、他の法律からは大いに異なるそれ独自の内容をもつ法律を制定することも、ある意味では当然のことだったでしょう、種々の特別な規定によって、孤児の生活をそうでない子供の生活から区別してですね。しかし実際には、これまでに述べてきたような点に関してはすべて、われわれの国では、孤児の境遇にあることは、親の保護の下にあることに比べて、そう大きな違いはないのです。ただし、世間から重く見られるか軽んじられるかという点や、世話のされ方とい 928 う点では、両者の間には差異が生じがちなものです。だからそれだけに、孤児に関する立法の部門では、法律は、諭したり脅したりして、まさにその点について熱意を払ってきたのです。しかしさらに、次のように威嚇することが、この際、大いに時宜をえたものになるでしょう。

1　927B6 ὅπουπερ は ὅτι οὔπερ と読む（ビュアリによる）。その語の前のダッシュはコンマに変える。

誰であれ、男の子または女の子の後見人になる者は、また誰であれ、その後見人の見張り役に任命されて監督にあたる護法官は、孤児の境遇にある者を、自分の子供たちに劣らず可愛がるべきであるし、また、養育を託されている者の財産を、自分の財産に劣らず、あるいは自分の財産以上に、熱意をもって世話をするべきである。

B

さて、孤児に関しては、ただこの一つの法律だけがあり、誰もがそれに従って後見の仕事をすることにしておきましょう。

しかしもし誰かが、そういった事柄について、この法律に反した行動をするなら、その者が後見人である場合には、役人(護法官)がその者に罰金を科すべきであるし、また、その者が役人である場合には、後見人はその者を、選抜裁判官たちより成る法廷へ告訴して、法廷で評価された損害額の二倍の罰金を支払わせるべきである。

また、後見人が、〔その孤児の〕身内の者や、その他の市民の誰かに、後見の仕事をないがしろにしているとか、あるいは悪事を働いているとか思われたなら、いま述べたのと同じ法廷へ召喚されなければならない。そして、

C

もし実際に何か損害をあたえているなら、それの四倍の額の罰金を支払うべきである。そしてこの罰金は、半分はその孤児のものになるし、もう半分は、その訴訟を起こして勝訴した人のものになる。

また、誰か孤児が、成年に達してから、自分を後見してくれた人のやり方は悪かったと考えるなら、後見の期間終了後五年以内なら、そのことに関して訴訟を起こすことができる。そして、後見人が訴訟に敗れた場合には、法廷は、どんな刑罰または罰金を彼に科すべきかを決める。また、役人(護法官)の方がその孤児に害を加えたと

D

判定されて、それが不注意によるものなら、彼はその子供にどれだけの罰金を支払うべきかを、法廷は決める。

しかし、それが不正行為によるものなら、罰金を払うほかに、護法官の職を退かねばならない。そして国の当局者は、その者の代りに、新しい護法官を国土と国家のために任命しなければならない。

九

父親が自分の子供たちに対して、また子供たちが生みの親に対して起こす争いは、時に正当な限度を越えて激しくなることがあります。そしてそうなった場合には、父親の方は、こう考えるでしょう。自分たちがそれを望むなら、息子が法の上ではもはや自分の息子ではないことを、触れ役によって万人の前で公表してもらう権限を

E 自分たちにあたえるように、立法者は法で定めるべきであると。他方また息子たちの方も、父親が病気とか老齢のためにみっともない状態にあれば、精神異常者として父親を訴える権限を、自分たちにあたえるように立法すべきだと考えるでしょう。しかしこういったことは、品性がまったく劣悪な人間の間においてのみ起こるのが普通です。というのは、両者の片方だけが悪い人間である場合には、たとえば、父親は悪い人ではないが、息子が悪いとか、あるいはその逆であるとかいうような場合には、そのように大きな敵意も、不幸な事態を生み出すまでには至らないからです。

929 さて、他の国家では、勘当された息子は必ずしも市民の資格を失うことはないけれども、わたしたちがこれらの法律を定めようとしているこの〔マグネシアの〕国家においては、父親から勘当された者は、必ずこの国から他の土地へ出て行かねばなりません。というのは、この国には、家の数は五〇四〇以上一つもふやしてはならないからです。したがって、法律上正当にこのような処置を受けるべき者は、たんに父親一人によってだけではなく、

一族の者全部によって勘当されなければなりません。そして、そのような事柄についての手続きは、次のような法律にもとづいて行なわれるべきです。

B

自分が産んで育て上げた子供を、正当な理由があるにせよないにせよ、自分の一族から追放したいという、まことに不幸な激情にとらえられた者は、誰であろうと、ただ無条件にそうすることも、また直ちにそうすることも許されてはならない。いな、その者はまず、自分の方の親族で従兄弟にあたるまでの者と、同様に息子の母方の親族で従兄弟にあたるまでの者とを全部集めて、そしてこの人たちの前で息子を告発し、息子がどういう理由で、みなの者の手によって一族から追放されるに値するかを、説明しなければならない。他方また息子にも、自分はそんな扱いを受けるいわれは一つもないと言って弁明する、同等の機会があたえられるべきである。そして

C

そのようにして、父親が一同を説得し、親族の者全体の過半数の賛成をえたなら、――ただし、その投票には、父親と母親と被告の立場にある息子は加わらないし[1]、またそれ以外にも未成年[2]の者は男女とも投票しないものとする――、そのようなやり方と、そのような条件でのみ、父親は息子を勘当することを許されるが、それ以外の仕かたではけっして許されてはならない。ところで、その勘当された子供を、市民のうちの誰かが、自分の養子にしたいと望む場合には、いかなる法律もそれを妨げてはならない。――青年の性格というものは、一生の間には、そのときどきでいろいろに変化するものだからである――。しかし、勘当されてから一〇年経っても、誰も

D

その子供を自分の養子にしたいと申し出る者がない場合には、相続人以外の子供たちを植民地へ送り出す仕事を担当している係官[3]たちが、その勘当された子供の世話もして、他の者たちと同じように、植民の仲間にうまく加わるようにしてやるべきである。

他方、何らかの病気や、老齢や、性格の意固地さが、あるいはそれらのものがいっしょになって、誰かを、多くの老人たちよりもきわ立って痴呆状態にしているけれども、そのことは、生活を共にしている者以外の人びとには気づかれていないとする。そしてこの老人は、自分の財産は自分の勝手になるという考えで、これを浪費しているので、息子の方はほとほと困っているが、しかしそうかといって、精神異常者として訴えることはためら

E

っているとする。さて、このような場合には、その息子のために、次のような法律が定められるべきです。

その息子はまず、護法官のなかの年長者たちのところへ行って、父親の不幸な状態を詳しく説明しなければならない。これに対して、護法官の方は、充分に事情を調べた上で、告訴すべきか否かについて、その者に助言してやるべきである。そして告訴すべきだと助言した場合には、〔裁判のときに〕その告訴者のための証人として出頭するとともに、弁護人の役割も果たさなければならない。そして裁判の結果、異常者と認定された父親は、それ以後は、自分の財産をほんの少したりとも自由にする資格のない者とみなされ、余生を家のなかで子供同様に暮らすのでなければならない。

1　929B7 διαψηφιζομένου は διαψηφιζομένων と読む（バイテルによる）。

2　929C2 ἀνδρῶν ⟨μὴ⟩ τέλειοι と μὴ を挿入する（イングランドによる）。

3　V. 740E, XI. 923D などに植民のことが語られているが、そのための役人が特に定められているわけではない。

一〇

夫と妻とが不幸にして性格上どうしても折り合っていけない場合には、護法官のなかで年齢的に中間の者一〇名が(1)、930 結婚の世話役をつとめる婦人たち(2)のなかで同じく〔年齢的に中間の者〕一〇名と協力して、このような夫婦の面倒を、それぞれの場合について見てやるべきである。そしてもし、両者を和解させることができたなら、その取り決めは法的な効力をもつものとする。しかしもし、彼ら夫婦の心があまりにも高く波立っていて、和解させることができない場合には、両者どちらにも、仲良くやっていけそうな〔新しい〕相手をできるかぎり見つけてやらなければならない。そして、いままでの夫婦はとうぜん、穏やかな性格の者ではなかったわけだから、その者たちに対しては、もっと落ちつきのある、もっと穏やかな性格の者を、配偶者として添わせてやるように努めるべきである。また、仲違いして別れる夫婦に子供がないか、あっても数が少ない場合には、彼らは子供をつくB るためにも、もう一度結婚しなければならない。しかし、子供が充分にある場合には、離婚と再婚とは、老後をいっしょに暮らし、互いに面倒をみあうためになされるべきである。

妻が、男の子でも女の子でも、子供たちを残して死んだ場合には、夫は、継母になる者を迎え入れないで、いまいる子供たちを育て上げるようにと、強制するのではなしに勧告する法律を、わたしたちは定めることにしましょう。ただし、子供がない場合には、家のためにも国のためにも充分な数の子供を産むまでは、妻を失った男はかならず再婚しなければなりません。

C　他方、夫の方が死んで、充分な数の子供を残している場合には、子供たちの母親は、そのまま家にとどまって子供たちを養育すべきである。しかし、彼女があまりに若すぎて、夫なしでは健康な生活を送ることができないと思われるなら、親族の者たちは、結婚の世話役をつとめる婦人たちと相談して、自分たちにもその婦人たちにも両方によいと思われることをなすべきである。また、子供が不足している場合には、子供が生まれるようにという点をも考慮に入れなければならない。なお、この法律が最少限必要と認める子供の数は、男の子一人と女の子一人ということにする。

D　生まれた子供が、誰と誰を親にして生まれた子かという点については、疑義はないけれども、その子供がどちらの親に所属すべきかを決定することが必要な場合がある。女の奴隷が、奴隷、自由民、解放奴隷とまじわって子供を産んだ場合には、生まれた子供は、そのどの場合に

1　全員で三七名の護法官のうち、ここでは中年の護法官一〇名のことが語られているが、916Cでは、最年少の護法官五名による裁判のことが語られていたし、また924C, 926Cでは、孤児の後見人監督の仕事にあたる年長者の護法官一五名のことが語られていた。さらに後の932Bでは、両親が粗末にされた場合にその相談にのる三名の最年長の護法官のことが語られている。その他、一二名の場合もあるし（VIII. 847C, IX. 867E）、死者の葬儀の世話をするときが一人である（XII. 959E）ことを除けば、護法官はつねに何人かの者が一組になって活動することになっているようである。

2　ここの「結婚の世話役をつとめる婦人たち」とは、VI. 784A～Cに新婚夫婦の世話役として語られていた人たちと同じであろう。VII. 794Bも参照。なお、離婚については、VI. 784B～Cにも言及されている。また結婚のことについては、第四巻一一章、第六巻一六―一八章参照。

おいても、その女奴隷の主人のものになるべきである。また、誰か自由民の女が奴隷とまじわって子供を産んだ場合にも、生まれた子供は、その奴隷の主人のものになるべきである。さらに、その子供が、自由民の男が自分の女奴隷から産ませたものであったり、あるいは、自由民の女が自分の男奴隷から産んだものであったりした場合には、そしてその事実が歴然としているときには、〔結婚の世話役をつとめる〕婦人たちは、後者の自由民の女が産んだ子供を、その父親とともに別の土地へ送り出すべきであるし、他方、前者の自由民の男が産ませた子供は、護法官たちが、これをその母親とともに別の土地へ送り出すべきである。

一一

両親をないがしろにせよとは、いかなる神も、また分別のあるいかなる人間も、誰に対してもけっして勧めはしないでしょう。いな、神々を尊崇することについては、次のような「序文」があるのですから、その「序文」が、生みの親たちの尊重と軽視という問題に正しくあてはまることを、(1)ひとはよく承知しておくべきです。すなわち、神々を敬うことについては、古くからすべての人びとの間で行なわれている、次の二通りの慣習があるのです。つまり、神々のうちのあるものは、(2)われわれはこれを肉眼ではっきりと見るがゆえに、敬っているのですが、もう一方の神々の(3)ほうは、それらの似姿を像として建てて、これらは生命のあるものではないけれども、われわれがこれを崇めるときには、そのことによって、あのほんとうの生きた神々は、われわれに対して多くの好意を寄せられ、嘉(よみ)せられるだろうと、考えているわけです。

さてそうだとすると、誰かの父親や母親が、あるいは祖父や祖母が、老いのために衰えて、家のなかで横にな

っている場合には、その人は炉端に(4)そのような生きた像(両親や祖父母)を持っているのだから、これにしかるべき正しい仕かたで仕えるなら、そのもの以上にもっと自分に利益(りやく)をあたえてくれる像がほかにあろうなどとは、誰もけっして考えてはならないわけです。

B

クレイニアス　では、その「正しい仕かた」とはどうすることなのか、話してくださいますか。

アテナイからの客人　ええ、お話ししましょう。というのも、親愛なる方々、少なくとも次のような話は、聞いていただく値打ちのあることですから。

クレイニアス　どうぞ、お願いします

アテナイからの客人　わたしたちにはこんな話が伝わっていますね。オイディプスは、自分の息子たちから侮辱されたときに、彼らに呪いをかけたが、その呪いは、誰もが繰り返し語っているとおり、神々によって聞き届けられて成就したのだと。(5) また、アミュントルは、自分の子供のポイニクスに腹を立てて呪いをかけたし、(6) さらに、テセウスも〔息子の〕ヒッポリュトスにそうしたし、(7) その他数知れぬほどたくさんの父親たちが、その息子た

1　神々への尊崇が親に対する奉仕につながることについては、第四巻八章参照。
2　日月星辰の諸天体のこと。VII. 821B参照。
3　神話、伝説に語られる伝統的な神々のこと。この神々に対しては、人びとはさまざまな像をつくって崇拝していた。
4　931A6–7 の ἐν οἰκίᾳ の語は削る(コベットによる)。
5　オイディプスが彼の二人の息子、ポリュネイケスとエテオクレスに対してかけた呪いと、それの成就については、アイスキュロス『テバイ攻めの七将』六五二行以下、ソポクレス『コロノスのオイディプス』一三七四行以下を参照。
6　『イリアス』第九巻四四七行以下を参照。
7　これは、エウリピデス『ヒッポリュトス』(八八四行以下)によってよく知られている話である。テセウスとヒッポリュトスについては、III. 687E の注1参照。

(931)
C
ちに呪いをかけたのだが、息子たちに対する父親のそういった呪いを、神々が聞き届けられたことははっきりしているのです。というのも、息子たちに対する父親の呪いは、ある人がほかの人に対してかける呪いよりも効果があり、しかもそれは当然至極のことだからです。

さて、そうだとすれば、父親や母親が子供たちからことのほかないがしろにされている場合には、神はほんらい親の願いを聞き届けてくださるのであって、そんなことはないとひとは考えてはなりません。それなのに、他方、親が子供たちから敬われて、たいへんうれしい気持になり、そこでそのことのゆえに、神々に呼びかけながら、子供たちによいことがあるようにと熱心に祈願している場合には、そのような願いを、神々は先の場合と同
D
じようには聞いてくださらないし、われわれに恩恵をほどこしてもくださらないのだと、そんなふうにわたしたちは考えるべきでしょうか。いや、もしも神々がそうしてくださらないのだとすると、神々は善きものの正しい分配者ではないことになるでしょうが、しかしそれこそは、神々には最もふさわしくないことだと、わたしたちは言っているのです。

クレイニアス　それは大いにそうですとも。

アテナイからの客人　それなら、わたしたちはこう考えようではありませんか。さっき言っていたことですが、神々の眼から見るなら、年老いて弱っている父や祖父よりも、また同じように無力な状態にある母よりも、もっと敬い尊ぶべき像を、われわれはほかに何ひとつ持つことはできないのであって、その人たちをひとが崇め敬うならば、神は喜ばれるのだと。なぜなら、そうでなかったなら、神は、その人たちの願いを聞き届けられてはい
E
なかったでしょうから。じっさい、父や祖父というこの像こそ、われわれにとっては驚嘆すべきものだといって

よいでしょう。それは生命を持たない像とは比較にならないものなのです。なぜなら、生きている像の方は、われわれがこれによく仕えるなら、いつもわれわれのためになるようにといっしょに祈ってくださるし、またわれわれがこれをないがしろにするなら、逆に、われわれのためにならぬようにと祈られるのだが、これに反して、生命を持たない像の方は、そのどちらもしてくれないからです。したがって、ひとが父や祖父や、その他そういった人たちすべてを正しく扱うなら、すべての像のなかでも、神に愛される者となるのに最も効き目のある像を、その人は持っていることになるでしょう。

クレイニアス　まことに、見事なお話でした。

932

アテナイからの客人　ですから、分別のある人は誰でも、親たちの祈願を恐れ、尊重しているわけです。それらの祈願は、数多くの人にとって、また数多くの時に、効果があったことを知っているからなのです。さて、それらのことは本来そんなふうに決まっているのだとすると、善き人たちにとっては、年老いた父祖は、存命中はその生涯の最後の日まで、天のあたえた恵みであるし、また亡くなってからも、あとに残された若い者たちに[(1)]たいへん愛惜されるのですが、これに反して、悪しき人たちにとっては、ひどく恐い存在なのです。だから、すべての人が、いま言われた言葉に従い、法で許されているかぎりのあらゆる形の尊敬をもって、自分の生みの親たちを敬うのでなければなりません。しかしもし誰かが、このような〔法の〕「序文」に聾であるという[(2)]「噂が立つ」なら、その者たちに対しては、次のような法律が定められてしかるべきでしょう。

1　932 A 3 νέοι は νέοις と読む（イングランドによる）。

2　932 A 6 κωφή は κωφὸν と読む（イングランドによる）。

もし誰かが、この国において両親を不当にないがしろにするなら、そして何ごとにつけても、子供たちや、自分の子孫の者全部や、また自分自身の望みの方を重んじて、両親の望みに注意を向けてこれをかなえてやろうとしない場合には、そのような目にあわされている親は、自分自身ででも、あるいは誰かを使いに立ててでも、その事実を護法官のなかの最年長者三人のところか、または結婚の世話役をつとめる婦人たちのなかの〔最年長者〕三人のところへ通報すべきである。そしてこれら役人たちの方は、その苦情をとりあげて、その不当な仕打ちをしている者がまだ年の若い者であれば、すなわち、男の人であって三〇歳未満の年齢の者であれば、鞭刑と監禁によって懲らしめるべきである。また、それが女の人である場合には、四〇歳までの者なら、同じ懲罰を受けさせるべきである。しかし、それらの年齢を越えていながら、親たちに対して同じようにないがしろの行為をつづけている者がいるなら、また場合によっては親たちを虐待している者がいるなら、全市民のなかの最年長者、一〇一人によって構成される法廷へ、その者を連れ出さねばならない。そして有罪ときまった者には、法廷はどんな罰金または刑罰を科すべきかを決定しなければならない。そしてその刑罰または罰金は、人間が耐えることのできるものであるかぎり、どんなものでも禁じられないものとする。

しかし、もし誰か親が、虐待されていながら、そのことを当局へ申し出ることができないでいる場合には、その事実を耳にした自由民は誰でも、役人たちへ通報しなければならない。そうしない場合には、その者は「悪しき市民」とみなされるべきであり、誰でも欲する人によって、〔親に〕損害をあたえたかどで、告発されるものとする。また、その通報者が奴隷であれば、自由の身分があたえられるべきであるが、もしその奴隷が、虐待している者ないしは虐待されている者の奴隷である場合には、当局者によって解放されるし〔――ただしその補償金

は支払われないが――」、誰か他の市民の奴隷である場合には、国庫からその奴隷の所有主に補償金が支払われるものとする。なお、当局者は、そのような通報者に対して、誰かがその復讐のために危害を加えることのないように配慮しなければならない。

一二

E　誰かが他の誰かを、薬物によって害する場合のうち、それが死をもたらすものである場合については、わたしたちはすでに詳しく述べたのですが(1)、それ以外のより軽い害にとどまる場合、――それは、ひとが食物や飲物、または軟膏を用いて、故意にかつ計画的に害をあたえる場合のことですが――、そういった場合のどれ一つについても、わたしたちはまだ充分に述べてはいません。というのは、人間に関しては、薬物を用いるのにも二通りのやり方があるために、そのことがその問題の充分な取扱いを妨げているからです。すなわちその一つは、いまわたしたちが明確に述べたようなやり方であって、それは自然の通常な仕かたで、物質によって身体に害を加える方法ですが、

933　もう一つは、何らかの秘術や呪い、またいわゆる詛いを用いるやり方です。これは、害を加えようと企てる者たち自身にも、そうする能力があるのだというふうに信じさせるばかりか、被害者の方にも、そういった魔法の能力をもつ人たちによって、自分たちはまちがいなく害を受けることになるのだと信じこませる方

1　第九巻の殺人に関する法律（864 E sqq.）への言及とみられるが、しかしそこでは、「薬物による殺人」が特に扱われていたわけではない。なお、この章の「薬物」には、それを使って行なう「魔法」の意味もふくまれている。

法なのです。

B　ところで、こういったことや、これに類することすべてについては、その真相がどうであるかを知ることは容易でないし、また、かりにひとがそれを知ったとしても、ほかの人たちを納得させるのはたやすいことではないでしょう。それに、互いに相手に対して心のなかに不信を抱いている人たちには、そのような事柄について説得しようと試みても、甲斐のないことになるのです。つまり、そのような人たちの誰かが、蠟製の人形（ひとがた）をどこか戸口のところでなり、三叉路でなり、あるいは先祖の墓のところでたまたま見た場合に、そういったものすべてを無視するように命じてみたところで、その種のものについて彼らがはっきりした考えをもっていない以上、甲斐のないことになるわけです。

C　したがって、薬物使用に関する法律は、ひとがそれをどちらの仕かたで使用しようとしているかに応じて、二つの項目に分けることにしますが、その前にまず、わたしたちは次のことを要望と勧告と忠告の形で述べておくことにします。すなわち、そのような行為を誰もなそうと企ててはならぬということ、また、まるで子供たちを脅すかのように、世の多くの人を脅して恐がらせて[1]もならぬということ、しかしまた、人びとのそのような恐怖心を根絶するように、立法者や裁判官に強制してもならぬということです。というのも、何よりも第一に、薬物を用いようとする者自身、自分のしていることの意味が分っていないからなのです。つまり、医術の心得ある者でないかぎり、薬物が身体にどんな作用を及ぼすかを知らないのだし、また予言者や占い師でないかぎり、その術の効果がどんなものであるかも知らないからなのです。

D　では、薬物使用に関する法律としては、次のような言葉が語られることにしましょう。

誰かを害する目的で薬物を使用したが、その当の相手をも、また相手の家人をも殺すつもりはなかった場合には、——ただし、相手の家畜や蜜蜂に関しては、たんに害をあたえるためだけであろうと、あるいは殺してしまうつもりであろうと、そのどちらの場合であったとしても——、そのような行為をした者は、もし彼が医者であり、そして薬物使用のかどで有罪とされた場合には、死刑によって罰せられるべきである。しかし、もしその者が素人であれば、彼がどんな罰を受けるべきか、あるいはどんな罰金を支払うべきかは、法廷がこれを決めなければならない。

E　他方、詛い、呪文、呪い、あるいは、それに類したやり方の何によってであれ、[2]害をあたえているとの嫌疑をかけられた者の場合は、もし彼が予言者や占い師であるなら、死刑にされるべきである。しかしもし、占いの術は持っていなくて薬物使用のかどで有罪とされた場合には、その者に対しても、前項の素人に対するのと同じ処置がとられるべきである。すなわち法廷は、この者に対してもまた、彼がどんな罰を受けるべきか、あるいはどんな罰金を支払うべきか、適当と思われるものを決めなければならない。

誰かが窃盗または強奪によって他の人に損害をあたえた場合には、それが大きな損害であれば、多額の賠償を、またあたえた損害が小さければ、少額の賠償を、被害者に対して支払わねばなりません。[3]つまり、いかなる場合

1　933C2 δειμαίνοντας は δειματοῦντας と読む（イングランドによる）。

2　933E1 φαρμακειῶν ὡντινωνοῦν の φαρμακειῶν を削り、ὡντινωνοῦν は ᾡτινιοῦν と読む（ヘルマンによる）。

3　盗みについては、すでに第九巻三章（857 A sqq.）でも扱われていた。なお、第一二巻一章（941 B～942 A）をも参照。

においても、ひとが誰かに対してそれぞれの時にあたえた損害の大きさに応じて、それだけの額の賠償を支払い、こうしてその損失が償われるようにすべきなのです。しかしその上さらに、どの加害者も、彼を矯正する目的で

934

その犯罪に定められている刑罰を受けなければなりません。すなわち、他人の愚かさによって悪事を行なった者は、若さとか何かそういったことのために、他人の口車に乗せられて行なったのであるから、受ける刑罰は比較的軽いものでよいが、しかし自分自身の無知のゆえに、あるいは快楽や苦痛に打ち克つことができないゆえに、——これは臆病が生む恐怖のためか、心のなかに深く根ざした何らかの欲望や嫉妬や激情にとらえられているためにそうなるのですが——、悪事を行なった者は、より重い刑罰を受けるべきです。そして、その人にそういった刑罰が科せられるのは、彼が悪事を行なったがゆえではなくて、——というのは、一度なされてしまったことは、もはや元には戻らないのですから——、今後のことを考えてのことなのです。つまり、その当人も、またその人が処罰されるのを目にするほかの人たちも、不正を徹底的に憎むようになるか、あるいは、そのような不幸な状態から大きく自分を取り戻すためなのです。だから、すべてそういったことを目的にして、またそのようなこと全体に目を向けながら、法律は、上手な射手のように、それぞれの犯罪に科せられる懲罰の大きさと、また損害を完全に償うに足る賠償額とを、射当てるようにしなければならないのです。しかし法律が、被告の受けるべき刑罰や償うべき賠償額の決定を裁判官にゆだねている場合には、裁判官は、この共通の仕事の遂行において、

B

立法者に協力すべきであり、他方、立法者の方は、ちょうど画家がするように、法律の条文に即した実例を、粗描の形で示してやるべきです。そしてこれこそがまさに、メギロスにクレイニアス、わたしたちがいま、できるだけ立派にかつ上手に、なさなければならないことなのです。つまり、窃盗と強奪のすべての事例に対して、ど

C

のような罰が適用されるべきだと言われているかを、神々や神々の子たちがわたしたちに立法することを許されるような仕かたで、語らねばならないのです[3]。

一三

精神に異常をきたした者は、町のなかに姿を現わしてはならない。どの異常者の場合にも、その近親者たちは、自分たちにできるかぎりの方法で、彼らを家のなかに保護しておくべきである。これを怠る者は、異常者が奴隷であると自由民であるとを問わず、罰金を支払わなければならないが、その罰金額は、最高（第一）の財産階級に属する者であれば、一〇〇ドラクメ（一ムナ）、第二階級の者であれば、一ムナの五分の四（八〇ドラクメ）、第三階級の者であれば、一ムナの五分の三（六〇ドラクメ）、第四階級の者であれば、一ムナの五分の二（四〇ドラクメ）とする。

D

さて、異常者にはいろいろな型があり、わたしたちがいま挙げたのは、病気によって異常になった人たちですが、しかしまた、生まれつき逆上する性質であるのに加えて、それが悪い養育によって助長されたために、異常

1　933E10 πρὸς ἑκάστῳ の語は削る（イングランドによる）。

2　この「不正」の意味については、第九巻六章で扱われている、不正と損害の区別を参照。その区別にもとづいて、賠償と刑罰の相違も明らかにされている。なお、刑罰の治療的、教育的意味については、同じくIX. 854D, 862D参照。

3　しかし、その刑罰の内容は語られないで、話はここで中断している。

E

になる人たちもいます。この人たちは、ちょっとした仲違いが起こっても、大声をあげて相手を罵り、互いに悪態をつき合うものですが、このようなことは、よく治まっている国[1]ではふさわしくないことであり、絶対に起こってはならないことなのです。そこで、悪口雑言に関しては、すべての人に適用されるものとして、次のような一つの法律を定めることにしましょう。

何ぴとも何ぴとに対しても悪口雑言してはならない。ひとが他の誰かと話合いをしていて、意見が食いちがったときには、教えたり学んだりすべきであって、意見のちがっている相手やその場にいる人たちを罵ることは、絶対に控えねばならない。

935

なぜなら、互いに相手に呪いの言葉をかけて罵り合ったり、また下品な文句を使って、口ぎたない女たちが吐くような言葉を互いに浴びせ合ったりしていると、第一には、それは初めはたんなる言葉の上のことで、軽くすんでいるけれども、やがて実際に、とても堪えがたいほどの重みをもった、憎悪と敵意とが生まれてくるからだ。というのは、そのような言葉を口にする者は、激情という好ましからざるものの機嫌をとって、有害なご馳走で怒りを満腹させ、かつては教育によって馴化されていた心のなかのそのような部分を、もう一度荒々しい野性の状態にもどして、怒り狂った生き方をしているうちに野獣のようになり、激情のにがい報いを味わう者となるからである。

B

さらにはまた、そのような言い争いにおいては、すべての人がしばしば、自分の反対者に嘲笑的な言葉を投げかけることへと向かいがちなものである。しかし、ひとたびそのような習慣がついた者で、高潔な性格をまったく損わなかった者も、あるいは寛厚な心を大幅に失わなかった者も、誰ひとりいないのだ。だから、そういった

理由のゆえに、神域においても、公の犠牲式でも、さらにはまた競技場や、市場や、法廷や、その他いかなる公共の集会においても、そのような嘲笑的な言辞を何ぴとも絶対に吐いてはならない。しかし、もしこれに違反する者がいるなら、それぞれその場所を管理している役人がこれを罰するべきである。(2) C もしこれを怠る役人がいるなら、その者は、法律を重んじない者、立法者によって課せられた義務を果たさなかった者として、以後、国家の授ける栄誉を競う資格のない者とされなければならない。

また、いまあげたのとは別の場所において、そのような口ぎたない言葉を発した者が誰かいるなら、――自分の方から先に口を切ったにせよ、相手に言い返すためだったにせよ――、その場に居合わせた者は、もし年上であれば、激情という悪しき仲間(3)を甘やかしている連中を、鞭でもって追い立てることによって、法律の加勢をすべきである。もしそうしないなら、その居合わせた人は、定められた罰を受けなければならない。

D さて、ひとが罵り合いのなかに巻きこまれると、相手を嘲笑するようなことを言おうと努めることなしには、そういった罵り合いをつづけることもできなくなるということ、それがわたしたちのいま述べていることなのです。そして、そのような嘲笑的な言葉が、怒りにかられて発せられる場合に、わたしたちはこれを非難しているわけです。では、次のような場合は、どうでしょうか。喜劇作家たちが人びとに向かって嘲笑的な言葉を投げか

1　934E1 εὐνόμων は εὐνόμῳ と読む（ステファヌスによる）。
2　935B8 ἀντί の語は削る（イングランドによる）。
3　935C6 ἑτέρῳ κακῷ は ἑταίρῳ κακῷ と読む（イングランドによる）。

(935)

けようとしている熱意を、わたしたちは黙って見ているのでしょうか。彼らが怒りにかられることなしに、喜劇のなかで市民たちを茶化しながら、そのような嘲笑的な言葉を述べようとする場合にはですね。それともわたしたちは、そういったことを冗談でする場合と、そうでない場合との、二つに分けることにしましょうか。そして冗談でする人に対しては、怒りを伴っているのでないかぎり、誰かを笑いものにするようなことを言うのを許す E けれども、本気で、しかも怒りを伴ってする人に対しては、上に述べた場合と同じように、誰に対しても、それを許さないことにしましょうか。さてとにかく、この〔怒りを伴っていてはならぬという〕条件は、絶対に取り消してはなりませんが、誰には人を笑わせるようなことを言うのを許し、誰には許さないか[1]という、その点については、わたしたちは法律で次のように決めることにしましょう。

喜劇の作家には、あるいはイアンボス調や抒情詩調の詩の作者には、言葉によってでも身ぶりによってでも、それが怒りを伴ったものであろうとなかろうと、市民たちのうちの誰ひとりをも笑いものにすることは、絶対に許すべきではない。もしこの規定に従わない者がいるなら、その競演の監督官たちは、その日のうちに、その者を国土から追放すべきである。もしこれを怠る監督官がいるなら、その者は三ムナの罰金を科せられるものとし、 936 その罰金は、その競演が催された神に献納されるものとする。

しかし、誰か個人について、〔諷刺する〕詩を書くことが許可されていると前に[2]言われた人たちは、怒りを伴わずに、そして冗談でなら、互いに相手をからかうことは許されるが、本気で、しかも怒りにみたされながら、そういう詩をつくることは許されない。そしてこれを識別する仕事は、青年たちの教育全般を監督する役人（教育監）に委ねられるべきである。そしてこの人が許可する作品なら、その作者は、これを公衆の前に持ち出しても

B　よいが、許可されない作品は、作者自身がこれを誰にも上演して見せてはならないし、また他の人に対して——奴隷であれ自由民であれ——上演の稽古をつけているところを見られてもならない。[3] もしそのようなことをなす者がいるなら、法律に従わない者として、「悪しき市民」であると宣告されねばならない。

一四

飢えているとか、何かそのような状態にある人が、同情に値するのではなく、節度のある人とか、あるいは何かの徳や、その徳の一部をそなえている人が、それにもかかわらず、何らかの不運にあっている場合に、同情されるべきなのです。したがって、もし誰かが、奴隷であろうと自由民であろうと、そのような有徳の人でありながら、中程度にでもよく治められている国家や国制のもとで、まったく見捨てられて、ひどい乞食状態におちいることがあるとすれば、それは異様なことでしょう。だから、そのような事柄に対しては、立法者は次のような

C　法律を定めておくのが安全なのです。

われわれの国家では、誰ひとり乞食であってはならない。もし誰かが乞食として暮らそうとして、たえずもの乞いをすることで生活の資を集めているなら、その者を、市場からは市場保安官が追い出し、市内からは都市保

1　935E2-3 ᾧ [δ'] ἐξέστω καὶ μὴ δὲ の文において、削られた前の δ' は残し、後の δέ を削る（ビュアリによる）。

2　Ⅷ. 829C～E 参照。

3　詩の許可制については、Ⅶ. 801B～D, 802A～D, 809B, Ⅷ. 829C～E 参照。

安官が追い出し、そのほかの土地からは地方保安官が国境の外へ送り出して、かくしてこの国土は、そのような動物から完全に浄化されるのでなければならない。

D

もし奴隷が——男でも女でも——他人の財産に属するもの何に対してでも、損害をあたえた場合には、——ただし、被害者自身が自分の失策や、その他何らかの不注意な取扱いによって、その損害に共同の責任があるのでないかぎり——、損害をあたえた奴隷の主人が、その損害を完全に弁償するか、それとも、加害者である奴隷そのものを相手に引き渡すかしなければならない。しかしもし、その主人が逆に訴え出て、この損害請求は、加害者である奴隷と被害者とが共謀して、自分の奴隷を奪いとるために仕組んだものであると申し立てようとする場合には、被害者だと称する者を、共謀の罪で告訴すべきである。そしてその訴訟に勝てば、法廷が評価した奴隷の価格の二倍の金額を受けとるし、また敗けた場合には、その損害を弁償した上に、その奴隷を相手に引き渡さなければならない。

E

また、驢馬(ろば)や、馬や、犬や、その他の家畜が、隣人の持物に損害をあたえた場合には、その持主は、先に述べた場合と同様に、その損害を賠償すべきである。

自分からすすんで証人に立とうとしない者がいるなら、その人の証言を必要とする者は、その人に呼び出しをかけるべきであり、そして呼び出された者の方は、裁判に出頭しなければならない。そして、もしその人が真実を知っていて、かつ証言する気持があるなら、証言すべきであるし、また知っていることは何もないと言いたい

937
場合には、ゼウスとアポロンとテミスの三柱の神に誓って、自分はほんとうに何も知らないと言った上で、その裁判から解放してもらうべきである。もし、証人として呼ばれながら、呼び出した人のために出頭しない者がいるなら、その者は、損害をあたえたかどで、法律に従って告発されるべきである。また、誰か裁判官（陪審員）を証人として出頭させた場合には、その裁判官は証言はしても、その裁判についての票決には加わってはならない。自由民の女は、四〇歳以上の年齢に達しているなら、証人として法廷に出て弁護をすることが許される。また、夫のない者なら、訴訟を起こすこともできる。しかし夫が生きている場合には、ただ証言することが許されるだけである。

B
奴隷の女や男は、また子供も、ただ殺人事件に関してのみ、証人として法廷に出て、その事件の弁護をすることが許される。ただしこの場合は、信用のおける保証人を立てて、もし偽りの証言をしたと申し立てられたときには、その〔偽証の〕裁判が行なわれるまで、必ず留まっていることを保証してもらわなければならない。原告と被告のどちらも、もし誰かの証言が偽りであったと主張したい場合には、その裁判が結審するまでに、その証言の全部または一部に対して、異議の申立てをすることが許される。この異議の申立書は原告と被告の双方によって封印された上で、係官が保管しておき、偽証に関する裁判が開かれたときに、これを提出しなければならない。

C
もし誰かが偽証のかどで二度有罪になれば、もはやいかなる法律も、その者に再び証人として出頭するように

1　テミスは「掟」が神格化されたもの。

強制してはならない。また、そのことで三度も有罪になれば、その者にはもはや証人として出廷する資格はない。しかしもし、三度も有罪になりながら、敢えて証人として出廷する者がいたなら、誰でも欲する人は、その者を当局に通報し、当局はこの者を法廷に引き渡して、そして有罪ときまれば、その者は死刑に処せられるべきである。

D

証人たちの証言が〔偽証を審理する〕裁判において偽りだとされた場合には、つまり、偽りの事実を証言して、それによって証言してやった側に勝訴をもたらしたと考えられる場合には、もし彼らの証言の半分以上のものが偽りだと判定されたなら、そのような証言のゆえに敗れた裁判は、もう一度審理のやり直しをしなければならない。そして、その裁判がそれら偽りの証言にもとづいて裁かれたか否かという点について討議して、判決が下されるべきである。しかし、その判決がどちらになろうと、その判決によって、もとの訴訟事件は結着がつけられるものとする。

一五

人間の生活には数多くの立派なもの（制度）がそなわっていますけれども、それらの大部分には、いわば病菌のように、これを蝕み、損うものが付着しているのです。なかでもとくに裁判は、人間の行動全般を教化向上させてきたのですから、人間社会にとって立派なものでないということはありえないでしょう。そしてそれが立派なものだとすると、裁判において弁護活動することも、われわれにとって立派なことにならないはずはないでしょう。しかし、これらは共に立派なものだけれども、ある卑しい業のために、悪評をこうむっているのです。その

E

業は、「技術」[1]という美しい名前で自分を装いながら、こんなふうに主張しているのです。つまり、まず第一に、訴訟にはこれを扱うための特殊なテクニックがあるのであって、――じつは、その業自体が、ひとが自分のために弁じたり、また他人のために弁護してやったりするテクニックだと言うわけですが――、そのテクニックこそが、それぞれの訴訟で問題になっている行為が正しいものであろうとなかろうと、その訴訟に勝つことを可能にするものだと主張しているのです。しかも、その技術そのものと、その技術の助けを借りてつくられる弁論とは、ひとがお金を謝礼として払いさえすれば、誰にでもあたえられるのだというわけです。

938

さて、こういった業は、――それがほんとうに技術であろうと、あるいは技術の資格のないたんなる経験や熟練にすぎないものであろうと[2]――、われわれの国家のなかには、なんとしてでも、生じてこないようにしなければなりません。そして立法者が、裁判を信頼して、これに反対しないようにと要望し、もしそれができないなら、他の土地へ移るようにと言うときに、これに従う者たちに対しては、法律は何も言わないけれども、従わない者たちに対しては、次のように言うことになるでしょう。

B

もし誰かが、裁判官たちの心のなかにある正しいことを見分ける力を、逆の方向へ向けかえようと試みて、次から次へと場ちがいの訴えを起こしたり、あるいは他人の弁護のためにもそうしていると思われる場合には、誰でも欲する人は、その者を不当告訴、あるいは不当弁護のかどで告発すべきである。そしてその者は、選抜裁判

1　弁論術のこと（主として法廷用の）。

2　弁論術は「技術」の名に値するものではなくて、たんなる「経験や熟練」にすぎないという批判は、『ゴルギアス』463B、『パイドロス』270B、『ピレボス』55E に見られる。

官たちより成る法廷で裁かれることになるが、有罪ときまれば、法廷は、その者がそのような行為をしたのは、お金欲しさのためであるか、訴訟好きのためであるか、どちらであると思われるかを決定しなければならない。そしてもし、訴訟好きのためであると分れば、法廷は、そのような者がどれだけの期間、誰に対しても訴訟を起C こしてはならぬか、また他人の弁護をしてもならぬかを、決めなければならない。また、お金欲しさのためであると分れば、その者が外国人なら、この国から出て行って再び入国してはならないし、もし再入国したなら、死刑によって罰せられるものとする。しかし、その者が市民なら、彼は金銭欲にすっかりとりつかれているという理由で、死刑にされねばならない。また、訴訟好きのために、二度そのような行為をしたと判定された者も、死刑にされるべきである。

第十二巻

941

一

アテナイからの客人　誰かが国家の使節または軍使と偽って、ある国と私的に交渉したり、あるいは、公式に派遣されながら、彼が伝えるべく派遣されたその真実の伝言を相手に伝えなかったり、さらにはまた、敵国や同盟国からの返事を持ち帰る使節また軍使となりながら、偽りの報告を持ち帰っていることが明らかになった場合には、これらの人たちに対しては、ヘルメスとゼウス(1)の司る伝言や命令を、法にそむいて無視するという不敬行

B

為を犯した者として、告発がなされるべきである。そして有罪ときまれば、その者の受けるべき刑罰または罰金が決定されねばならない。

ひとの財産を盗むのは浅ましい行為であり、これを掠奪するにいたっては、まったく恥知らずな所業です。ゼウスの子らはだれも、詐欺や暴力行為を喜ばれはしないし、それらいずれの行為もなさりはしなかったのです。だから、われわれは誰も、その種の道にはずれた行為をなしながら、詩人たちとか、その他誰か物語作家たちにだまされて、こんなふうに信じてはなりません、「よし盗んだり、強奪したりしても、何も恥ずべきことをしていると考えることはない。それは、神々自身もなさっていることなのだ(2)」とはね。なぜなら、そんなことは真実でもなければ、ありそうにもないことですから。いな、法を破ってそんな所業をなす者は、神でもなければ、ま

C

たけっして神々の子でもないのです。そしてこういったことについては、とうぜん、この世のどの詩人たちより

も、立法者の方がよりよく知っているものなのです。だから、わたしたちのこの言葉を信ずる者は仕合せであるし、またいつまでも仕合せであってほしいが、しかし信じない者の方は、そのつぎには、何かこういった法律を敵に廻すことになるでしょう。すなわち、

何であれ、公共の財産を盗んだ者は、盗んだ品物の大小にかかわりなく、同じ刑罰を受けなければならない。(3) というのは、何か小さな品物を盗んだ者も、同じ貪欲さによって盗んだのであって、ただ盗む力が小さかっただけにすぎないし、他方、自分が貯えておいたものではないのに、(4) より大きな品物を持ち逃げしている者の方は、

D

思う存分の不正を働いただけのことであるから。だから法律は、盗んだ品物の大小によって、一方には他方より軽い刑を科して罰することが正しいとは考えていないのであり、むしろ、ある者はたぶんまだ匡正の見込みがあるけれども、他の者はその見込みがないということで、刑の差別をするのが正しいと考えているのである。(5) したがって、外国人または奴隷が、公共の財産の何かを盗んだかどで、誰かによって法廷で有罪とされた場合には、法廷はその者に対して、たぶん匡正の見込みのある者として、彼がどんな刑罰を受けるべきか、あるいはどんな

1　ヘルメスはゼウスの末子で、富と商業の神、道路を守り旅人を保護する神、冥界への案内者など、神話ではいろいろに語られているが、ここではゼウスの使者としての面がとりあげられている。

2　先にヘルメスの名前が上がったことからの連想で、こう言われたのであろう。ヘルメスは、詩人たちの語るところによると、詐術にたけ、盗みの名手でもあったから。なお、詩人たちが神々について偽りの話をしていることへの批判は、『国家』II. 377E～383C にも見られる。

3　IX. 857A 参照。

4　VIII. 844E, XI. 913C 参照。

5　刑罰の目的については、IX. 854D～E, 862D～E などを参照。

罰金を支払うべきかの決定を下さなければならない。

これに反して、もし市民が、それもしかるべき教育を受けているにもかかわらず、祖国に盗みを働いたり暴力を加えたりしたかどで有罪とされた場合には、その犯行の現場を押えられたか否かを問わず、その者はほとんど匡正の見込みのない者として、死刑によって罰せられるべきである。(1)

二

軍隊勤務に関することについては、多くの勧告がなされるべきであるし、また多くの適切な法律が必要です。しかし、とりわけ最も重要なことは、男にしろ女にしろ誰ひとり、指揮者のない状態でいてはならぬということです。そして、真剣なときであろうと遊びのときであろうと、自分だけで単独に行動するような習慣を誰の心にも植えつけないで、戦時においても平時においても、いかなる場合にもつねに指揮官に目を向け、その指揮に従いながら生活するようにさせるということです。すなわち、どんなに些細な行動でも指揮官の舵取りに従い、たとえば、停止を命ぜられたときには停止し、また行進、教練、入浴、食事、夜間の歩哨勤務や伝令の役目も命令どおりに行ない、危険の真直中においても、指揮官の指示がなければ、追撃することも撤退することもせず、要するに、一言でいえば、他の仲間たちから離れて自分ひとりで何かをするという考えを絶対に起こさずに、可能なかぎり、すべての人がすべての人と生活を共にして、つねに一団となっていっしょに暮らすことを、習慣によって心に教えこむということです。というのは、戦争において安全を確保し勝利を獲得するのに、これ以上に強力ですぐれた方法、そしてより効果のある方法は他にないし、これからもけっしてありえないでしょうから。と

ころで、そんなふうにすることは、つまり、他人を指揮したり他人によって指揮されたりすることは、平時において、子供の頃からすぐに訓練しなければならないことなのです。[2] これに反して、指揮者のいない無秩序な状態 D というものは、すべての人間のすべての生活から、いや、人間によって飼われている動物たちからも、排除されなければなりません。

そこでたとえば、歌舞団で踊られるどんな踊りも、戦場における武勲を目ざしたものでなければならないし[3]、また一般に、身体を柔軟にしたり動作を敏捷にしたりする訓練も、さらには、飢えや渇き、寒さや暑さ、固い寝台に耐える訓練も、同じ目的のためになされるべきです。しかし、そのなかでもとくに重要なことは、頭や足を E 人工の蔽いで包みかくすことによって、それらに生まれながらそなわっている帽子（毛髪）や靴（足の裏の皮膚）の成長発達を妨げて、それらが持っているほんらいの能力を損なわないようにすることです。というのは、身体の両端にあるそれら頭と足とが、よい状態に保たれている場合には、身体全体の機能[4]を最高度に発揮させるけれども、これらが損なわれるなら、その反対になるからです。そしてこれら二つのうちの一方（足）は、身体全体にと 943 って最も有能な奉仕者であるし、他方（頭）は、自然の定めによってそのなかに主要な感覚器官をすべて備えているから、身体全体の最高の指揮者なのです。

1　公共の財産を盗むという点に関するかぎりでは、ここの規定は、IX. 857 B の規定と食い違っている。その箇所では、私有財産を盗んだ場合とほぼ同様の刑罰が科せられているからである。

2　VII. 803C～D 参照。

3　VII. 796B～C, 814E～815A, VIII. 829B～C 参照。

4　942E2 μεγίστην 〈τὴν〉 δύναμιν と τὴν を挿入する（イングランドによる）。

さて、以上述べたことは、軍隊生活の賛辞として、若者に聞いてもらうべきであったと思うことなのですが、つぎに、法律としては、以下に述べるようなことに耳を傾けてもらわねばなりません。

兵籍名簿に登録されている者、あるいは何か特殊な任務につけられている者は、兵役の義務を果たさなければならない。もし誰かが臆病のゆえに、将軍の許可なしに出陣しなかったなら、その者は、軍隊が遠征から帰国したときに、兵役忌避のかどで、その軍の指揮官たちの前に告発されねばならない。そして遠征に参加した者たちがその者を裁くことになるが、それは各部隊ごとに分れて行なわれる。すなわち、重装歩兵、騎兵、その他の部

B

隊の兵は、それぞれ別個に分れて集合し、兵役忌避者が重装歩兵なら、重装歩兵たちの前へ、騎兵なら、騎兵たちの前へ、その他の部隊の者なら、同様に自分の戦友たちの前に呼び出される。そして有罪ときまれば、その者はもはや、いかなる種類の恩賞も受ける資格のない者とされるし、また、他の人を兵役忌避のかどで訴えることも、あるいは、その件について告発人としての弁論を行なうことも禁じられる。なおそれに加えて、その法廷は、その者が受けるべき刑罰ないしは罰金をも決定しなければならない。

さてそのあとで、つまり兵役忌避の裁判が終ったのちに、各部隊の指揮官はもう一度集会を開いて、そして恩

C

賞の件で、それを希望する人の審議決定を、その人自身の所属する部隊のなかで行なうべきである。ただし、そのときに提出される証拠や推薦の言葉は、以前の戦争に関するものであってはならず、その人が今回参加した遠征に関するものだけにかぎられる。また、この審議で勝利をえた者が受けとる賞は、どの場合にもオリーヴの冠とする。そしてこの冠を、受賞者は自分が献げたいと思う軍神の神殿に、自分の名前を刻んで献納し、自分には最高の賞が——あるいは二等賞、三等賞が——あたえられたのだということを、生涯にわたって示す証拠とすべ

きである。

D　また誰かが、遠征には参加したけれども、指揮官たちが軍隊を撤収するより前に帰国したとすれば、その者は、兵役忌避の裁判が行なわれたのと同じ人たちの前に、戦列離脱のかどで告発されねばならない。そして有罪ときまれば、前の場合と同じ刑罰が科せられるべきである。

さて、言うまでもないことですが、他の人にどんな裁きを加えるのであれ、そうしようとする者はすべて、故意にであろうと不本意にであろうと、間違った罰を科することがないように、できるかぎり注意しなければなりません。というのは、裁き（正義）の女神（ディケ）は、慎みの女神（アイドス）の娘であると実際言われてきましE　た、また現にそう言われているのですが[1]、偽り（間違い）こそは、慎みにも正義にもほんらい最も憎まれるものだからです。そこで、他の事柄に関しても正義を踏み外さないようにすべきですが、とくに、戦場での武器の放棄ということに関しては、止むをえずに放棄したのをひとが見誤って、これを恥ずべきこととして非難し、訴えられるべきではない人間を不当に訴えることのないように、注意しなければなりません。むろん、止むをえぬ場合とそうでない場合のどちらであるかを正確に決めることは、けっして容易ではないが、しかし法律は、何として

944

1　ディケがゼウスの娘であると語られている証拠は数多くあるが、アイドスの娘であるという明確な文献的証拠はない（ヘシオドス『仕事と日々』二五六―二五七行もその証拠にはならない）。イングランドは、当時の一般の説話がディケをゼウスとアイドスの娘としていたであろうと推測している。なお、『プロタゴラス』322C には、「慎み」と「裁き（いましめ）」とがゼウスの賜物として人間にあたえられたことになっている。

でも、両者を区別するように試みなくてはなりません。

では、一つの物語を例にあげながら、説明してみることにしましょう。かりにもしパトロクロスが[1]、武器を手にしないままで陣営に運ばれてきて、そのあとで息を吹き返したとしてみましょう、――そういったことは、事実、他の幾千の人の場合にも起こったことなのです――。そして、彼がそれまで持っていたあの武器は、――それは詩人の語るところによると、〔親友アキレウスの父〕ペレウスがテティスと結婚したときに、神々から結婚のお祝いとして彼に贈られたものだということですが――、いまはヘクトルの手にあるのだとしてみましょう。もしそうだったとすると、当時の口さがない連中はこぞって、武器を放棄したといってメノイティオスの息子(パ B トロクロス)を咎めることができたでしょう。さらにはまた、崖の下に投げ落とされたとか、海上に落ちたとか、あるいは嵐が襲来して突然に多量の水の流れに呑み込まれたとかいうような理由で、武器を失った人たちもあるわけです。いや、そういった事情なら、ひとは数限りなくあげてこれを弁解の種にし、非難を生みやすいその災難を飾り立てて言うこともできるでしょう。

そこでわたしたちとしては、より大きくてより忌まわしい災難を、そうでないものから、できるだけ区別するようにしなければならないわけです。そうすれば、武器を放棄したというような言い方をしても、その非難にはたぶん違いが出てくるでしょう。というのは、よし「武器を失った」というふうには言えるにしても、「楯を投 C げ捨てた」という言い方は、必ずしもすべての人の場合にはあてはまらないでしょうから。なぜなら、かなりな程度の暴力によって武器を奪われた者と、自分からすすんで武器を捨てた者とは、同じような意味で「楯を投げ捨てた者」となるのではなく、両者の間には根本的な相違があるからです。だからその相違を、法律の条文では、

次のように表わすことにしましょう。

もし誰かが敵に襲撃されたときに、武器を手にしながら、向き直って防戦することをせずに、自分からすすんで武器を捨てたり投げ出したりして、かくして、勇者らしく立派で幸いな死をとげるよりも、むしろ卑怯者としての恥ずべき生を選んだ場合には、そのような投げ捨てによる武器の喪失に対しては、罰が科せられるべきである。しかし、さきほど言われたような〔止むをえざる事情による〕武器の喪失に対しては、裁く者は、その事情の考察を怠ってはならない。というのは、懲罰はつねに、悪しき者に対して、これをより善き人間にするために加えられるべきであって、不運な人に対しては、加えられるべきではないからである。不運な人を懲らしめても、それは何にもならないのだから。 D

では、身を守るにはそれほど有力な武器を無駄にしてしまって、これを投げ捨てた者に対しては、いったい、どんな罰が適当なのでしょうか。人びとの話では、神は、テッタリアの人カイネウスを女から男に変えられたということですが、(2) それと反対のことをなす力は、残念ながら、人間にはないのですから。というのも、もしその力があったのなら、楯を投げ捨てた者に対しては、さっきの場合とは反対の生まれ変わり、つまり、男から女に E

1　パトロクロスは、トロイア戦争におけるギリシア方随一の勇将アキレウスの親友。アキレウスが私憤のために戦線から退いたので、パトロクロスは彼の武具を借り、彼に代わって打って出たが、敵将ヘクトルに討たれて戦死し、その武具も奪われた。陣営に運ばれてきたのは、むろん死んでしまってからである。『イリアス』第一六巻、第一七巻一二五行以下、第一八巻八四行以下参照。

2　もとは「カイニス」という名の女であったが、ポセイドンが彼女と交わったとき、不死身の男となることを願ったために、「カイネウス」という名の男に生まれ変わったという。オヴィディウス『変身物語』第八巻三〇五行以下、第一二巻一八九行以下参照。

生まれ変わらせるということが、その男に科せられる罰としては、ある意味では、すべての罰のなかでもいちばんふさわしいものだったでしょう(1)。しかし、わたしたちが実際にできることは、そのような罰にいちばん近いものを、生命に執着したことのためにあたえてやることです。つまり、その者には、残りの生涯を何の危険もなしに送らせてやるが、できるだけ長い年月、卑怯者という汚名を浴びて暮らさせるということです。そこで、そのような者たちに対する法律は、次のように定めることにしましょう。

もし誰かが、戦闘用の武器を恥ずべき仕かたで投げ捨てたかどで有罪になった場合には、どの将軍も、また軍

945

隊の指揮官のなかのほかの誰も、この者を再び兵士として採用してはならないし、また、どんな部署にもつけてはならない。

もしこれに違反したなら、監査官(2)は、その卑怯者を再び採用した将軍や指揮官を処罰することになるが、その罰金額は、その者が最高の財産階級に属する者なら一〇〇〇ドラクメ(一〇ムナ)、第二階級の者なら五ムナ、第三階級の者なら三ムナ、第四階級の者なら一ムナとする。

他方、〔武器放棄のかどで〕有罪となった男の方は、その人自身の卑怯な性質にふさわしく、男子たる者が果たすべきもろもろの危険な任務を免除されるだけでなく、その上に一定の金額を支払わねばならない。その額は、先にあげた人たちの場合と同様に、その者が最高の財産階級に属する者なら一〇〇〇ドラクメ、第二階級の者な

B

ら五ムナ、第三階級の者なら三ムナ、第四階級の者なら一ムナとする。

三

では、役人たちの〔執務監査を行なう〕監査官たちについては、わたしたちはどう言えば適切に語ることになるでしょうか。――役人たちには、抽籤という偶然によって一年の任期で選ばれる者と、あらかじめ選抜された候補者たちのなかから、さらに選抜されてもっと長い任期を勤める者とがあったのですが(3)――。さらに、もしこれらの監査官たちのうちの誰かが、職責の重さに耐えきれなかったり、またその人自身の能力がその役職の威厳を保つには足りなかったりして、何か曲ったことをした場合には(4)、誰がいったい、そのような監査官(匡正者)たちの匡正者(5)として、充分な能力のある人なのでしょうか。たしかに、役人たちの役人として徳において傑出した人物を見つけ出すことは、けっして容易なことではないが、しかしそれでも神々にも比すべき監査官たちを、何人か見つけ出すように試みなければなりません。というのも、それにはこういう事情があるからです。国制の解体〔や保全〕に決定的な役割を果たすものが、国家のなかには数多くあり、それはちょうど船の場合でいえば、支索や〔船体の〕締め綱(6)にあたり、また生物の場合でなら、筋肉の腱に相当するものなのです。――こういったものは

C

1　944D8 ἦν γὰρ ⟨ἄν⟩ ἀνδρὶ.... と ἄν を挿入する(ヴィンケルマンによる)。なお、この罰については、『ティマイオス』90E～91A 参照。

2　監査官については、次章参照。

3　後者は、国家の重要な官職、たとえば、この章で扱われている監査官をはじめ、護法官、教育監などがそれにあたる。第六巻に述べられている各種の官職の内容と、その職につく役人の選任方法を参照。

4　945B6-7 ἄν τίς τί εἴπῃ σκολιὸν αὐτῶν ⟨ἤ⟩.... τὴν ἀρχὴν πράξῃ の文章において、εἴπῃ は πῃ と読み、挿入された ἤ と τὴν ἀρχὴν は削る(イングランドによる)。

5　匡正者(エウテュンテース＝まっすぐにする人)と監査官(エウテュノス)とは同根の語で、語呂合わせがしてある。

6　これは軍船が交戦のときに、敵の船とぶつかってもその衝撃に耐えるように、船体を外側から水平に締めるための綱であったらしい。『国家』X. 616C 参照。

あちらこちらにあって、それぞれいろいろな名前で呼ばれてはいるが、その働きはほんらい一つのものなのです――。ところで、〔いま問題にしている〕この監査官の役目は、国制が安全に保たれるか解体してしまうかに決定

D 的な役割を果たすところの、きわめて重要なものの一つなのです。というのは、諸役人の執務監査を行なう人たちが、役人たちよりもすぐれた者であって、そして彼らがその職責を非のうちどころのない正義によって、非のうちどころのない仕かたで果たすなら、国家と国土の全体は栄えて幸福になるからです。だがもし、諸役人の執務監査に関する仕事が不正な仕かたで行なわれるなら、そのときには、政治組織全体を一つに統合している正義の絆は断ち切られて、その結果、どの官職もばらばらになり、もはや同一の目標を目ざそうとはせず、一つであ

E った国家を多くの国家に分裂させ、国内を内乱で充たして、国家を急速に破滅させてしまうからです。まさにそれゆえにこそ、監査官たちはどの人もみな、(1)すべての徳において驚嘆すべき人物であることが要求されるのです。そこで、わたしたちとしては、何かつぎに述べるような仕かたで、そういうすぐれた人たちが生まれてくるように工夫してみることにしましょう。

946 毎年、太陽が夏から冬へと向きをかえる夏至のあとで、(2)全市民はヘリオス(太陽神)とアポロンの共同の神域に集まり、自分たちのなかから三名の者を、その神の前に差し出さねばならない。そのためにはまず、市民一人ひとりが、自分を除き、五〇歳未満ではない者で、どの点からみても最もすぐれていると考える人物を〔投票で〕選び出す。そして、こうして選び出された候補者たちのなかから、その数が偶数なら、得票数の多い者の順に、その半数の者までを残す。もし、その候補者の数が奇数なら、最少の得票数をえた者一人を除いて、同じように半数の者までを残し、あとの半数は、得票数が少ないゆえに除外された者とみなして、これを落とす。またもし、

当落線上に同数の票を得ている者たちが何人かいて、そのために残す者の数が全体の半分を超過する場合には、年の若い人を削ることによって、半数を超過した分は取り除く。そして、この残された半数の者についてさらに投票して、最後に得票数の異なる三人の者が残るまで、同じ手続きを繰り返すのである。しかし、もしこれら三人の者全部が、あるいはそのうちの二人の者が、同数の票を得た場合には、事の決定を幸運と偶然にゆだねて、抽籤によって勝利者と第二位の者と第三位の者とを決め、彼らにオリーヴの冠をかぶらせる。こうして、彼らに栄誉の賞を授けた上で、全市民には次のように布告するのである。――「神のご加護により再び存続することをえたマグネシア人の国家は、いま、その国のなかから、三名の最もすぐれた人物をヘリオスの神の前に差し出す。この者たちは、監査の職務に従事している間、古来の法に則り、この年の初穂として、アポロンとヘリオスの神に共通に献じられたものである」

B

C

ところで、最初の年には、そのような監査官(3)を一二名任命しなければならないし、また各監査官は七五歳までその官職にとどまることになるが、その後は、毎年三名ずつ補充されるのである(4)。

さて、これらの監査官たちは、官職全体を一二の部門に分けた上で、すべて自由民が受けるにふさわしいよう

1　945E2 ταύτας は πάντας と読む(A写本による)。

2　ギリシアの暦(太陰暦)では、夏至の後の最初の新月をもって、新年度の第一の月は始まった。

3　946C2 τούτους は τοιούτους と読む(イングランドによる)。

4　この文章から判断すれば、上述の選出方法は二年目以後のものということになろう。最初の年の一二名の選出方法は明確でない。なお、この節をふくめて、その前後の文章には、文意の論理的なつながりなど、いろいろ問題点があり、テクストの不整備が推測される(モロー、p. 224, n. 174参照)。

(946)
D
な尋問方法を用いながら、審査を行なうべきである。また、監査官として在職している間は、彼らは自分たちが選抜された場所であるアポロンとヘリオスの神域内に居住しなければならない。そして彼らが任期を終えた国家の役人たちを審査して判決を下した場合には、——これは監査官が一人で単独に行なう場合と、同僚と共同で行なう場合とがあるが——、それぞれの役人について、監査官の意見としては、どんな刑罰ないしは罰金に処するのが相当であるかを、文書にして市場に掲示し、これを周知せしめなければならない。だが、もし役人たちのなかに、自分の受けた判決が公正であったと思わない者がいるなら、その人は、監査官たちを選抜裁判官たちのところへ連れて行くべきである。そしてもし、審査された件に関しては無罪であるときまれば、その人は、望むな
E
ら、監査官たち自身を告訴してもよろしい。しかし、有罪だときまったなら、監査官たちによって死刑が科せられている者の場合は、たんに死刑に処せられるだけであるが、——というのは、死刑は加重されることのできない量刑であるから、これは当然である——、それ以外の、二倍にすることのできる刑罰を科せられている者の場合は、二倍の刑罰を受けなければならない。

さてつぎに、監査官たち自身に対しては、どんな審査が行なわれるべきであり、またそれはどのような仕かたで行なわれるのか、その話も聞いてもらわねばなりません〔しかしその前にまず、彼らが受ける栄誉について語ることにしましょう〕(1)。さて、彼らが生きている間は、国家全体から最高の栄誉に値する者と思われているのだ
947
から、すべての祭典において最前列の席が彼らにあたえられるべきです。さらに、ギリシア人が共同で催す供犠や祭礼やその他の神聖な行事に、国家からそれぞれの祭使として派遣される者たちの団長は、この監査官のなかから選ばれねばなりません。また、市民のなかでこの者たちだけが、月桂樹の冠で身を飾ることが許されている

のです。なお、彼らは全員アポロンとヘリオスに仕える神官ですが、毎年、その年に神官になった者たちのうち
B　で[2]、〔投票によって〕第一位に選ばれた者一人が神官長となり、そしてその人の名前を年ごとに公簿に記録して、国家が存続するかぎり、年を数える基準にするのです[3]。

また、彼らが死んだ場合には、遺体の安置や葬式や埋葬は、他の市民の場合とは異なったものとなるべきです。すなわち、当日着用する衣服はすべて白いものでなくてはならないし、悲しみの歌や哀悼の歌をうたったりすることは避けねばなりません。そして、一五人の少女の合唱隊と、別の一五人の少年の合唱隊とが、それぞれ柩（ひつぎ）の
C　両側に立って、一種の賛歌の形式でつくられた称賛の歌を、亡くなった神官のために交互に歌いながら、一日中その歌でもって故人を祝福するのです。そして翌朝早く、その柩そのものは墓地へ運ばれることになりますが、これは、体育場に通っている若者たちのなかから、故人の近親者が選んだ一〇〇人の者たちによって行なわれます。そしてその行列の先頭には、それぞれ軍装で身を固めた未婚の青年たちが――つまり騎兵は馬を伴い、重装歩兵は武具を携行し、その他の兵も同様にして――行進します。また柩そのものの周りには、前方に〔先の一五

1　監査官自身の審査のことは、947E sqq. において取りあげられ、それまでの（ステファヌス版）約一ページは、監査官が生前死後に受ける特別の栄誉のことが語られているので、〔　〕内の文章を補っておいた。これは、監査官に不正があったときに、剝奪される栄誉のことを先に述べたとも解される。

2　947 B1 τῶν ἱερέων の τῶν を削る（ステファヌスによる）。

3　VI. 785 A～B の記述とは異なっている。そこでは、アテナイの制度のように、筆頭アルコンの職についた者の名前が、暦年記述の基準になっているように思われるからである。しかしこの『法律』の国制には、官職名としての「アルコン」はないから、第一位当選者の監査官（神官長）の名前がそれになるわけであろう。

(947)
D

人の〕少年たちが祖国の歌をうたいながら進み、後方には〔一五人の〕少女たちがつづいて〔少年たちと交代でうたい〕、さらにその後には、もはや子供を産めなくなった女たちがつづきます。そして行列の最後尾には、男女の神官たちがつづくことになりますが、彼らは、他の人たちの葬儀にはむろん参加を禁じられているけれども、この場合には、ピュティアの神託もまたそうしてよいと承認してくださるなら(1)、この葬儀は汚れをもたらすことはないと考えて、参加するわけです。

E

ところで、彼らのための墓は、地下に、できるだけ長持ちのする石灰岩によって長方形の室としてつくられており、その石室のなかには、石の寝台が並べておかれています。そしてその寝台の上に、浄福の人となった故人の遺体を安置した上で、墓の上には円く土盛りをし、またその周囲には、樹が植えられます。ただし、墓の一方の側はあけておき、その方向に今後ずっと墓がのびて行って、将来埋葬される者たちのための土盛りができるようにしておくべきです。そして毎年、彼らを記念して、音楽や体育や騎馬の競技が催されるのです。

さて、以上述べたことは、審査を通過して潔白であることが証明された監査官たちにあたえられる栄誉のことですが、もし彼らのうちの誰かが、監査官に選ばれたことに慢心し、選任されてから後に、人間性の弱さを暴露して悪しき者になったなら、誰でも欲する人は、その者を告発するように法律は命じるべきです(2)。そして法廷での審理は、次のような手続きによって行なわれることになります。

948

その法廷は、まず第一に護法官たち、つぎに、監査官たち自身のなかで〔在職中であろうと退職していようと〕生存している者たち、およびそれに加えて、選抜裁判官たちから構成されるべきである。そして告発者は、どの監査官を告発するにしても、何某はその栄誉と官職にはふさわしくない者であるという意味の告発状を書いて、

告発しなければならない。そして、被告が有罪となった場合には、その官職から罷免され、特別の葬儀も行なわれず、また彼にあたえられていたその他の栄誉も剥奪されるべきである。他方もし原告が、投票総数の五分の一を獲得しなかった場合には、罰金を支払わねばならないが、その額は、最高の財産階級の者であれば一二ムナ、第二階級の者であれば八ムナ、第三階級の者であれば六ムナ、第四階級の者であれば二ムナとする。 B

四

さて、ラダマンテュス[3]の訴訟の裁き方と伝えられるものは、称賛に値するものです。それは、当時の人びとが神々の存在をはっきりと信じていたのを、彼が見抜いて行なったやり方なのですが。そして人びとが神々の存在を信じていたのは当然なのであって、それは当時においては、人びとの大部分が神々の子孫だったからであり、伝説によると、ラダマンテュス自身もその一人だったからです。そこで彼は、裁判の仕事は人間の裁判官の誰にもまかせるべきではなく、神々にまかせるべきだと考えていたように思われるのですが、そう考えることによって彼は、自分のところに持ちこまれた訴訟に、簡明で迅速な判決をあたえることができたわけです。というのも彼は、争われている事件の一つ一つについて、訴訟当事者に〔神の名によって〕宣誓させることにより、その事件 C

1　宗教的な事柄については、ピュティア(アポロン)の神託によって決めるのが原則である。VI. 759C～D, XI. 914A など参照。

2　監査官は、五〇歳から最高七五歳までその職に留まりうるのだから、彼らの不正は、他の一般の役人の場合とは異なり、その任期終了後の執務監査によってではなく、随時、市民の有志者による告発によって糾弾される。

3　ラダマンテュスについては、I. 624B の注3を参照。

を迅速に、かつ誤りなく解決したからです。

しかしながら、現代においては、すでにお話ししましたように[1]、一部の人間は神々の存在をまったく信じていないし、また一部の者は、神々は〔存在していても〕われわれのことを気づかってはくれないと考えているのです。さらにまた大部分の、最も劣悪な連中どもは、神々は少しばかりの供物やお世辞を受けとるだけで、莫大なお金を盗む手助けをしてくれたり、またしばしば重い刑罰から自分たちを免れさせてくれる、というふうに考えているのです。だから、こういった状態にある現代の人たちには、ラダマンテュスが用いた裁判の技術は、もはや適 D 切なものではないでしょう。そういうわけで、人びとの神々に対する考え方が変わってしまった以上、法律の方も変わらざるをえないわけです。つまり、思慮深く制定された法律では、訴訟手続きのなかで原告と被告の双方が行なう宣誓は、廃止されるべきなのです[2]。すなわち、誰かに対して何らかの訴訟を起こす者は、告訴の内容を文書にして出すべきだけれども、それには宣誓してはならないし、他方、被告の方も同じように、自分の罪状を否認する文書をつくって、これを役人に提出しなければならないが、それにも宣誓してはならないのです。とい E うのも、国内には数多くの訴訟事件が起こっているのだから、市民のほとんど半数に近い者が、偽誓しておきながら、それでいて共同食事その他の公私の会合においては、平気な顔をして互いに交際しているのをまざまざと見せられるのは、なんとも恐ろしいことでしょうから。そこで、〔宣誓に関する〕法律は、次のように定めることにしましょう。

まず、裁判官は、判決を下すにあたって宣誓すべきである。また、国家の諸役人を〔選挙によって〕任命する場 949 合にも、ひとはそのつど宣誓した上で投票するか、あるいは、聖なる神域から投票の小石を持ってきて投票する

かしなければならない[3]。さらにまた、歌舞団その他、どんな音楽の審査員も、あるいは体育競技や騎馬競争の監督官ないしは審判官[4]も、さらには、偽誓したからといって、人びとが通常利益とみなしているものは何ひとつ生じないような、そういった事柄すべてに関係のある人も、宣誓すべきである。しかしこれに対して、あくまでも否認して、そのことを誓言したなら、莫大な利益が生ずることは明白だと思われるような事柄すべてについては、係争当事者はすべて、宣誓を用いない裁判によって裁かれねばならない。

B　そして裁判においては、一般的に言うなら、訴訟を司る役人たちは、訴訟当事者が自分の言い分を信用させるために誓いの言葉を用いて発言することも、あるいは自分や家族の者に呪いの言葉を吐くことも、またみっともない歎願や女々しい泣きごとを並べ立てることも許さないで、つねに正当な要求を慎み深い言葉を用いて相手に納得させたり、また相手からもその言い分を聞くなりして、最後までそれで終始するようにさせるべきである。そうでない場合には、係りの役人たちは、その発言は本筋から外れているものとみなして、問題になっている当の事柄について発言するように、そのつど引き戻すようにしなければならない。

C　ただし、在留外人同士の間では、現在も行なわれているとおりに、もし彼らが望むなら、互いに誓いの言葉を

1　X. 886D sqq, 891B sqq. 参照。また、「大部分の、最も劣悪な連中ども」については、X. 907B参照。

2　たとえば、アテナイの訴訟手続きでは、原告と被告の双方が自分の申し立てに相違ないことを誓う、「宣誓口述書」（アントーモシアー）を提出することになっていた（『ソクラテスの弁明』19B、『テアイテトス』172E参照）。この宣誓の形式を廃止しようと提案しているわけである。

3　選挙を神聖なものにする方法については、VI. 753C参照。

4　音楽競技の審査員や体育競技の審判官ないし監督官については、VI. 764C～E参照。

取り交すとしても、それは法律上許されるものとしておこう。なぜなら、彼ら在留外人は、この国に老年まで留まることはないだろうし(1)、またこの国のなかで巣づくりをして、自分に似たような性格の子供たちを、この国に永住する権利をもつ者としてあとに残すことも、多くの場合ないであろうから。しかし、彼らが相互に起こす訴訟については、どの人に対しても、その審理は、〔市民の場合と〕(2)同じ手続きによって行なわれるべきである。

D　誰か自由民が、国家の命令に従わない場合のうち、それが鞭刑にも投獄にも死刑にも該当する行為ではなくて、歌舞団の仲間に入らないとか、祭礼の行列に加わらないとか、あるいはその他、何かその種の公共の行事に参加しないとか、または、平時における供犠や戦時における特別課税に関することで、公共の費用を負担すべきであるのに、そうしないとかいうような行為である場合には、すべてそのような件に関しては、まず第一になされるべきことは、国家にあたえた損害を償わせる(3)ということである。しかし、この損害賠償に応じない者たちは、国家が法律にもとづいて取り立てを命じている役人たちに、抵当を差し出さなければならない。そして抵当を差し出したあとでもまだ、賠償の支払いに応じない者がいるなら、その抵当物件は売却されて、その代金は国庫に没収されるものとする。だが、もしそれ以上の罰金が必要な場合には、それぞれ担当の役人が、この服従しない者

E　たちに対して適当な罰金を科し、彼らが命じられた義務を果たすことに同意するまで、裁判所に連行〔して監禁〕しなければならない。

五

国土から産出するもの以外に財貨を取得する途はなく、外国との交易も行なわれていないこの国にとっては、自国の市民が国外へ出かけて行ったり、どこか他の国から外国人を迎え入れたりすることについて、それはどのようにすべきかを審議して決定しておく必要があります。そこで立法者としては、そういった問題について、まず、できるかぎり説得しながら、勧告しなければなりません。

ところで、国と国とが交わることは、あらゆる種類の風習を混ぜ合わせることになるものです。というのは、950 他国の人間同士は、互いに相手に対して目新しいことを吹きこむからです(4)。そしてこのことこそ、正しい法律によってよく治められている国民にとっては、何よりもいちばん大きな害悪をもたらすでしょう。もっとも、大部分の国にとっては、けっしてよい法律が行なわれているわけではないから、自国の人間が外国人を迎え入れてこれと混じり合おうと、また自国の人間で外国へ出かけて行くことを望む者があれば、若い人であれ老人であれ、いつどこへでも、他の国々へ出かけて行こうと、何ら問題ではないのかも知れませんが。

しかし他方また、外国人をまったく受け入れないとか、自国民を絶対に他国へ出て行かせないとかいうのも、B 両方ともに実行不可能なことであるし、また、そんなことをすれば、他国の人たちには、野蛮で未開な国と見え

1　在留外人が国内に在住できる期間は二〇年までが限度である。Ⅷ. 850B, Ⅺ. 915B 参照。

2　この箇所は解釈上異論があるが、一応ソーンダースの解釈に従い、〔 〕のなかに文意を補っておく。「〔市民の場合と〕同じ手続き」といっても、それは審理の仕かたについてであって、宣誓に関することではない。

3　949D3 ἰατὴν εἶναι . . . の ἰατὴν は ἰατῆρ' と読む（テイラーによる）。

4　Ⅳ. 704D～705A 参照。

るでしょう。その上、いわゆる「外国人追放令」[1]という悪評高い政策を採用しているとか、独善的で頑固な性格の国民だと思われることでしょう。けれども、他国の人たちに善き人間であると思われるか、思われないかということは、けっして軽く見てはならないことなのです。というのも、大多数の人間は、徳をほんとうに所有していることからは遠いにしても、他の人間が悪しき者であるか善き者であるかを判別する能力をも、同じように欠いているわけではないからです。いな、悪人にも的を射当てる何か不思議な能力が内在しているのであって、そ

C れによって極悪な連中のなかのじつに多くの者が、言葉の上でも考え方においても、より善き人間とより悪しき人間とを正しく区別するからなのです。だから、多くの国々の間でのよい評判を大切にするようにというこの勧告は、大部分の国にとっては適切なものとなるわけです。なぜなら、〔個人の場合においても〕まず自分自身がほんとうに善い人間となり、そうすることでよい評判をえようとするのが、いちばん正しくてまた最も効果のある方法であって、いやしくも完全な意味で善き人間であろうとする者なら、自分自身が善い人間であることなしに、評判のよさだけを求めてはならないからです。

そこでまた、いまクレテに建設されようとしているこの国にとっても、それが徳の点で最も立派で最もすぐれ

D た国であるという評判を、他の国の人たちの間で受けるようにすることが、適切な方策となるでしょう。ところで、もしこの国が、わたしたちの言葉どおりに建設されるなら、この国は当然、他の少数の国々とともに、よい法律が行なわれている国家や国土のなかの一つに数えられて、太陽やその他の神々(月や星)を仰ぎ見ることになるだろう[2]という、大きな希望があるわけです。

さてそこで、他の国や土地へ出かけて行くこと、および外国人の受け入れについては、以下のようにすべきで

す。

まず第一に、四〇歳未満の者には、いかなる場合にもけっして国外へ出ることを許してはならない。また、私的な用事では、誰にもけっして許されないが、公的な任務で出かける軍使や外交使節、さらに、何らかの宗教行事に参加する祭使には、許されるべきである。――ただし、戦争で遠征する場合の外国行きを、公用の外国旅行のなかにふくめて、そう呼ぶことは不適当であろう――。つまり、アポロンのためにピュト（デルポイ）へ、ゼウスのためにオリュンピアへ、またネメアやイストモスへ(3)、これらの神々に対して捧げられる犠牲や競技に参加するための祭使を、われわれは派遣しなければならない。そしてこれらの祭使は、できるだけ人数は多い方がよく、また市民のなかで最も立派な、最もすぐれた人物であることが望ましい。というのも、その人たちこそ、平時の聖なる集会において、この国によき評判をもたらすはずであり、戦争によってあげられる名声に匹敵するものを国家にあたえてくれるだろうから。それにまた、帰国してからは、外国の政治制度がこの国のものに劣ることを、

E

951

1　これは、スパルタが外国人との交流を避けるためにとった政策で（一説によれば、リュクルゴスの立法によるものとされている）、外国人の入国や居住を禁止したり、自国民の出国を制限したりするものであった。この政策がアテナイ人の不評を買ったことは、トゥキュディデス『歴史』第二巻（三九）のなかのペリクレス演説にも見られる。『プロタゴラス』342Cにもこの語は出ている。なお、後述953E参照。

2　これに類似した言い方が『国家』V.473Eにも見られる。

3　この四つの土地で行なわれる祭礼と競技は、全ギリシア人にとっての四大祭であった。ピュティアの競技とオリュンピアの競技については、VII.807Cにも言及されている。ネメアは北アルゴリスにあり、そこのゼウスの神域で二年目ごとに競技が催された。またイストモスはコリントス地峡にあり、そこのポセイドンの神域で二年目ごとに競技が行なわれた。

彼らは青年たちに教えてくれるだろうから。

しかし、以上の人たちのほかにも、つぎに述べるような視察員たちを、護法官の許可のもとに、国外に派遣する必要があります。すなわち、市民たちのなかに、他国の人たちの様子を、より長期にわたる暇をもって視察したいと望む者がいるなら、いかなる法律も、その人たちの望みを妨げてはなりません。なぜなら、もし国家が善い人だけではなく悪い人ともつき合って、その経験をつむことなく、ただ自分の国だけに閉じこもって孤立してしまうなら、充分に開化された完全な国家になることはできないでしょうし、さらにまた、たんなる慣れによってではなしに、しっかりした見識にもとづいて法律〔の存在理由〕を把握するのでなければ、法律を守り通すこともできないでしょうから。というのも、数多くの人間のなかには、神的な素質をもつ人間が――その数は多くはないにしても――つねに何人かはいるものであって、その人たちと交際することは、何よりも価値のあることだからです。そしてそのような人間は、よい法律が行なわれている国にも、そうでない国にも同じように生まれてくるからです。そこで、よい法律が行なわれている国に住む者で、堕落する心配のない者なら、海や陸を越えて外国へ出かけて行き、そういった人たちの跡をつねに追い求めるようにしなければならないわけです[1]。それは、自分たちの国の制度のなかで、立派に制定されているかぎりのものは、これをさらに強固にし、どこかに欠陥があるものは、これを改善するためなのです。なぜなら、そういった視察や調査を行なうことなしには、国家はけっして完全な状態を持続することはできないでしょうし[2]、また、その視察の仕かたが悪くても、同じでしょうから。

クレイニアス　では、その両方の目的(視察員の派遣とそれの正しい行動と)は、どのようにしたら達成されるのでしょうか。

六

アテナイからの客人　こんなふうにするのです。――われわれの国でそのような視察員になる者は、まず第一に、五〇歳より上の年齢の者であること。つぎに、その者は、護法官が国民の模範として外国へ派遣しようとしているのであるから、ほかの点においてもであるが、とくに戦争において高い名声をあげた者であること。しかし、六〇歳を過ぎれば、もはや視察員の任務にはつけないこと。またその者は、〔五一歳から六〇歳までの〕一〇年間のうち自分の望むだけの期間、国外を視察した上で、帰国したなら、法律を監視する人たちの会議(3)に出席するものとする、ということです。

ところで、その会議というのは、年の若い者たちと長老たちとが入り混じって構成されており、彼らは毎日かならず、夜明け前から太陽の昇るまでの間、会合することになっているのです。つまりその会議の構成員は、第一に、国家から栄誉を授けられた神官(監査官(4))たちであり、つぎに、護法官たちのなかでそのときどきの最年長者一〇名です。さらに、教育全般を司る教育監(5)が、在任中の者も任期を終えた者も、これに加わります。そして

1　951B8 の οἰκοῦντα と γῆν のあとのコンマは削り、ζητεῖν のあとにコンマをおく(イングランドによる)。
2　951C4 μένει は μενεῖ と読む(ワグナーによる)。
3　いわゆる「夜明け前の会議」(ニュクテリノス・シュロゴス)のこと。この会議については、すでにⅦ. 818A において言外に暗示され、X. 908A, 909A ではその名前が出ていた。以下に、その会議の構成員と議題のことが説明されるが、より詳細な説明は本巻の終り(961A sqq.)であたえられる。
4　946B, 946E～947A 参照。
5　教育監については、第六巻一一章参照。

(951)

これらの構成員は、その会議に自分一人で出席するのではなく、各人が、三〇歳から四〇歳までの年齢の者で自分が適当だと思う若い人を、一人伴って出席するのです。

952

ところで、その人たちが集まって話し合う議題は、つねに自分の国の法律に関することや、またそれに関連する重要な問題で、国外で何か耳にしたことがあるなら、そういったことについてです。さらにまた、学問についても話合われますが、その学問とは、これを学ぶ者には、法律の考察において明るくなるという利益をもたらすが、学ばない者には、法律関係のことが暗くて見えなくなる、と思われるものに限られるのです。そしてこれらの学問のうち、年長の会員が許可するものは何でも、若い会員たちはまったく真剣な態度で学ばなくてはなりません。だがもし、伴われて出席した若い人たちのうちに、誰か不適任だと思われる者がいた場合は、その若い人

B

を伴った年長の会員は、その会議の構成員全員によって非難されることになります。これに反して、それらの若い人たちのなかで評判のよい者たちには、国民全体が特別に目をかけて大事にしながら、彼らを見守ってやるべきです。そして彼らが期待どおりの者になれば、特別の恩典をあたえてやるが、もし一般の市民よりも悪い者になった場合には、他の人たちよりも不名誉な扱いをすべきです。

さて、他の諸国民の間で行なわれている法律制度を視察した者は、帰国するとすぐに、この会議に出席しなければなりません。そしてもしその人が、法律の制定や教育・養育の問題について、誰かの意見を伝えることのできる者たちに出会っていたのであれば、あるいはまた、その人自身が自分で思いついた考えを持って帰ってきた

C

のであれば、それらの意見や考えを、その会議の全員に報告すべきです。

なおその人が、出かけて行ったときよりも少しも悪くはなっていないが、かといって、すぐれた人間にもなら

ないで帰ってきているように見える場合でも、とにかくその人の非常な熱意を多として、称賛してやるべきです。しかし、もしたいへんすぐれた人間となって帰ってきたと思われる場合には、生存中は、さらに大きな称賛があたえられるべきであるし、死んだ場合には、この会議に集まる人たちの権限によって、その人には相応の栄誉が授けられるべきです。これに反して、堕落して帰ってきたと思われる場合には、「知者」をよそおってはいても、若者にも年寄りにも、誰ひとりとも交際させてはなりません。そしてその者が、この点で役人たちの命令に従うなら、私人として生きることは許されるけれども、もし従わないで、教育や法律のことに口出しをして、そのために法廷で有罪とされた場合には、死刑に処せられるべきです。また、その者は法廷へ告発されるのが当然であるのに、どの役人も告発しなかった場合には、そのような役人は、国家からあたえられる栄誉の審議が行なわれる際に、非難を受けることになります。

D

さて、国外に出て行く者の資格と義務は以上述べたとおりだとして、つぎに、国内に入って来る者は、暖く迎えるようにしなければなりません。ところで、国外から来る人には四種類あるのであって、それについて多少説明しておく必要があります。第一の種類の、いつもきまってやって来るのは、ちょうど渡り鳥のように、たいていは夏の季節に[1]来訪を繰り返す外国人です。事実、この者たちの大部分は、まるで翼のあるもののように、文字どおり海を渡って、貿易によって金儲けをするために、一年のうちの適当な季節の間、外国の町々へ飛びつづけ

E

1　航海は、当時の技術水準や気候条件に制約されて、夏の季節にかぎられていた。XI. 915D 参照。

ているのです。さて、この種の外国人は、市場や港において、あるいは市域外の、市内からは遠くないところに建てられた公共の建物において、外国人係の役人たちによって迎えられるべきです。そしてこれらの役人たちは、そのような外国人のうちの誰かが、何か新奇な風習を持ち込まないように警戒したり、また彼らに対して公平な裁きをつけたりするのですが、彼らとの交際は、必要最少限のものにとどめられねばなりません。

953 B 第二の種類は、文字どおりの「視察員」(観光客)であって、彼らは眼で催し物を見たり、耳でたのしまれる音楽の公演を聞いたりするためにやって来る外国人です。さて、この種の外国人には誰に対しても、神殿の近くに、歓迎のためにしつらえられた宿舎が提供されるべきです。そして神官や神殿の番人たちが、これらの外国人の面倒をみて世話をすることになるが、その世話は、彼らが適当な期間滞在して、彼らの来訪の目的であったものを見たり聞いたりした上で、害を加えることも受けることもなく、無事にこの国から立ち去るまでつづけられるべきです。だがもし、彼らのうちのある者に誰かが害を加えるとか、あるいは彼らのうちの誰かがほかの者に害を加えるとかした場合には、その賠償請求額が五〇ドラクメ以内であれば、神官たちがその人たちの裁判官になるし、またその請求額がそれ以上であれば、そのような人たちに対する裁判は、市場保安官の前で行なわれるべきです。

第三の種類は、何か公的な任務をもって外国からやってきた者であって、この者は国賓として迎えられるべきであり、それの応待には、将軍と騎兵隊長と部族歩兵隊長だけがあたるべきです。また、この種の外国人の世話は、彼が宿泊して饗応を受けることになっている家の主人だけが、政務審議会の執行部[1]と協力して、行なうことになります。

C

第四の種類としては、稀にではあるが、われわれの国から派遣する視察員[2]に相当する者が、外国から来る場合です。もしそのような外国人が来るとすれば、まず第一に、その者は五〇歳未満の年齢であるべきではなく、またその者が入国するのは、他の国々において見られるものよりも、美しさにおいてまさっているものを何か見物したいとか、あるいは、同じように美しいものをほかの国に見せたいとかいう、そういう目的のためであるべきです。さて、この種の外国人は誰でも、招待されていなくても、〔われわれの国のなかの〕金持で賢い人たちの家を訪ねることが許されます。その人自身が、同じように金持で賢い人間なのですから。つまりその者は、教育全般を司っている教育監の家を、自分こそそのような人にはふさわしい客であるという自信をもって訪ねてよいし、あるいは、徳のゆえに栄誉を獲得している人たちの誰かの家に行ってもよいのです。そしてこれらの人たちの何人かの者といっしょに時を過ごして、教えたり学んだりした上で、別れる場合には、友人が友人から受け取るように、ふさわしい贈物と尊敬とをあたえられるべきです。

さて、以上のような法律に従って、よその土地から来るすべての外国人を男も女も迎え入れるべきであり、また、自分の国から出て行く者をも送り出すべきです。こうすることでわたしたちは、異国の者を守りたもう神ゼ

1　政務審議会の執行部（プリュタネイス）については、VI. 758B〜D参照。政務審議会議員（ブーレウテース）は一二分されて、一二ヵ月に割り当てられ、一ヵ月交替で国の守護者の役につくことになっており、そして外国からの来訪者の応待が彼らの主要な任務の一つであった。ただし、この箇所には「プリュタネイス」の言葉は使われておらず、アテナイの官職名としてよく知られたこの名称は、意識的に避けられているようであるが、しかし後に766Bではこの語が用いられている。

2　上述951A sqq. 参照。

ウスを敬うことになるし、現在ナイル河畔に住む者たちが行なっているように、食事や供犠を異国人追い払いの手段にすることも[1]、また〔スパルタ人が行なっているように〕[2]野蛮な布告によって外国人を追放することもしないですむことになるでしょう。

七

954

ひとが何かについて保証しようとする場合には、契約事項をすべて文書に記して、はっきりした形で保証すべきである。そして、一〇〇〇ドラクメ以下のものについて保証するのであれば、三人より少なくない証人の前で、また一〇〇〇ドラクメを越えるものに対しては、五人より少なくない証人の前で、その保証は行なわれるべきである。そこでまた、何らかの品物を売主に代って販売する周旋人も、売主がその品物の法律上の所有者でなかったり、あるいは現実にその品物を所有していなかったりする場合に備えて、売主のための保証人とならなければならない。そして周旋人も売主と同様、法律上の責任を負うべきである。

もし誰かが、盗まれた品物を探すために、誰か他人の家を捜索しようと思う場合には、上着を脱いで下着だけになり[3]、帯はしめないで、「間違いなく、その品物は見つかるだろうと思います」ということを、法律が認めている神々に誓った上で、その捜索を行なうべきである。そして捜索を受ける側の者は、自分の家を開放して、封印されているものも封印されていないものも、自由に調べさせるようにしなくてはならない。もし誰かが、捜索を

B

望む者に対してこれを許さない場合には、妨げられた者は、探している品物の価格を評価して訴訟を起こすべき

である。そして訴えられた者が有罪になった場合には、評価額の二倍に相当する額を損害賠償として支払わねばならない。

また、その家の主人がそのときたまたま不在なら、封印されていないものは、家にいる人たちがこれを自由に捜索させるべきだし、また封印されているものについては、捜索人はそのものに自分の封印もして、誰でも望みの者を指定し、五日間それを看視させるべきである。しかし、その家の主人の不在がそれ以上もつづく場合には、都市保安官を連れてきて、封印されているものも開いて捜索してよいが、その後はもう一度、家人と都市保安官の立会いのもとで、前と同じようにこれに封印しておかねばならない。

C　所有権が争われている品物については、その権利を主張できる期限を次のように定めることにし[4]、その期限までの間、誰かがその品物を持ちつづけているなら、それ以後はもはや、何ぴともそれに異議を申し立てることは許されないものとする。すなわち、この〔マグネシアの〕国においては、土地や家屋についての争いはむろん起こりえないが、しかしその他の財産の何かを誰かが現に所有していて、市内でも市場や神域でも公然とこれを使用し、しかも誰ひとりそれを自分のものだと主張する者はなかったとしよう。しかるに、その後になって誰かが、

1　エジプト人は異邦人と祭祀や食事を共にすることを禁じられていたと言われる。

2　950B（「外国人追放令」の注）参照。

3　954A 5–6 γυμνὸς ἢ χιτωνίσκον ἔχων の ἢ は削る（ヘルマンによる）。

4　954C3 χρόνου ⟨ὅδε⟩ ὅρος と ὅδε を挿入する（ペイトンによる）。なお、所有権が争われている品物のことについては、XI. 914D～E, 915C～D 参照。

(954)
D その間ずっと自分は探していたのだと主張し、他方、所有している者の方は、隠していたのではないことが明らかだとする。つまりそのようにして、一方の人は何かの品物を持ったままで、他方の人はそれを探しながら、一年が過ぎたとすれば、その一年の期間が過ぎたあとでは、(1) もはや誰にもその品物を自分のものだと主張する権利はないのである。

また、その品物の所有者が、市内や市場ではこれを使用していないが、田舎では公然と使用している場合には、そして五年の間にそれを返すように要求する者が現われない場合には、その五年の期間が過ぎたあとでは、もはや誰にもそのような品物を自分のものだと主張する権利はない。(2)

E さらに、誰かがその品物を市内にある家のなかで使用している場合には、時効の期限は三年間とし、田舎の見えないところにそれを隠しておいた場合には、その期限は一〇年間とする。しかし、その品物を国外においている場合には、所有権をもつ者がそれをどこかで見つけ出すまでにどれだけの時間がかかろうとも、それの返却を要求できる期間には制限はない。

955 もし誰かが、当事者としてであれ証人としてであれ、法廷に出頭しようとするのを、力ずくで妨害する者がいるなら、妨害されたその人が、自分の奴隷であろうと他人の奴隷であろうと、とにかく奴隷である場合には、その裁判は無効である。また、その人が自由民である場合には、裁判が無効になるばかりか、その上に、妨げた者は一年間投獄され、誰でも欲する人によって、誘拐の罪で訴えられるべきである。

また、体育や音楽の競技、あるいはその他の何かの競技における競争相手を、誰かが力ずくでその競技に参加させないように妨害した場合には、誰でも欲する者は、その事実を競技監督官たちに通報しなければならない。そして監督官たちの方は、その競技に出たいと思う者には誰にでも、自由に参加することを許すべきである。もしそれができなくて、競争相手の参加を妨害した者が勝利をえた場合には、勝利の栄冠は妨害された者にあたえて、彼の望む神殿に勝利者としての名前を記録してやるべきである。（B）他方、妨害した者は、そのような競技に関しては、どんな献納品を奉納することも、また名前を記録することも許されないばかりか、その競技に出て負けようと勝とうと、損害を与えたかどで告発されねばならない。

もし誰かが何であれ、盗品であることを知りながら、これを受け取った場合には、盗んだ人と同じ罰を受ける。追放された者をかくまった場合には、死刑が科せられる。

すべての人が国家の味方を自分の味方と考え、国家の敵を自分の敵と考えるべきである。（C）もし誰かが、国家の当局者の承認なしに、誰かと私的に和平を結んだり、戦争を行なった場合には、その者に対しても死刑が科せられる。また、国内の一部の者が、自分たちの利益のために誰かと和平を結んだり戦争を行なった場合には、そう

1　954D2–3 μηδέν' ἀπελθόντος は μηδένα παρελθόντος と読む(O³ 写本の欄外の読み方をとる)。

2　954D5–6 τοῦ λοιποῦ χρόνου は削る(イングランドによる)。

いった行為に責任のある者たちを、将軍たちは法廷に連行すべきであるし、有罪ときまった者には、死刑が科せられる。

D　祖国に奉仕する役職についている者たちは、贈物を受け取ることなしに奉仕しなければならない。「よい行為に対しては、ひとは贈物を受け取って当然である。悪い行為に対しては、そうすべきではないにしても」というような言い訳はしてはならないし、また、そのような言葉がたたえられてもならない。というのも、公職にある者が公平な決定を下し、そしてその下した決定を固く守り通すということは容易なことではないからであり、そこで、「贈物を目あてに奉仕してはならない」という法律の言葉に耳を傾けて従うのが、いちばん安全な道となるからである。だが、もしこの規定に従わないで、裁判によって有罪となった者は、一律に死刑に処せられるべきである。

国家に税金を納める件についていえば、種々の理由により、[1] 各人の財産高は査定されていなければならないが、その上また各部族の成員は、その年度の収穫量を文書にして地方保安官のもとに申告しなければならない。それ

E　は、二種類ある課税方式のうちのどちらであれ、当局者が望ましいと思う方法を採用するためである。すなわち、査定された財産高全体の一部を徴収するか、それとも、その年度に生じた収入の一部を徴収するか、当局者は毎年考慮して、適当と思われる方を採用するためである。[2] ただし、共同食事のために徴収される分は、これとは別である。

神々に対する奉納品は、節度をわきまえた人なら、適度なものを捧げるべきである。さて、[3]土地と家の竈とは、すべての人によって神々全部に捧げられた聖なるものとされている。だから、それらのすでに聖なるものを、誰ももう一度神々に捧げるようなことをしてはならない。[4]また金と銀は、他の国々では個人の家にも神殿にも用いられているが、これらはひとの嫉みを招きやすいものである。また象牙は、生命を失った肉体から取られているのだから、清浄な献納品ではないし、鉄や青銅は、戦争の道具である。しかし木製品は、一片の木からできているものなら、望みのものを捧げてよいし、また石造品も、同様に一塊の石からできているものなら、望みのもの

956

を公共の神殿に捧げてよろしい。また織物は、一人の婦人が一カ月で仕上げる程度以上のものでなければ、[5]よろしい。色は、ほかのものにおいてもそうだが、とくに織物においては、白が神々にはふさわしいだろう。染料は、

B

軍隊の飾り物以外には使用されてはならない。しかし、神々に差し上げるのに最もふさわしい贈物は、鳥や、一人の画家が一日で仕上げることができる程度の絵である。そしてその他の奉納品も、これらのものを範にしたも

1　たとえば、財産高によって市民は四つの階級に分類されており、そしてその階級によって選挙資格、税額、婚礼費用、罰金額などが異なっているからである。なお、財産高の申告については、VI. 754D〜E参照。

2　つまり、不作の年には前者を、豊作の年には後者を採用するのであろう。

3　以下、この一章はキケロ『法律論』第二巻（一八）に翻訳引用されている。

4　これは一般には、個人の家屋敷のなかに社を建ててはならないという意味（X. 909D sqq. 参照）に解釈されているが、モローの解釈（p. 412, n. 42）に従って、市民が分配地の一部を神々のために奉納することを禁じたものとしておく。

5　956 A 5 μὴ πλέον ἔργον ⟨ᾖ⟩ γυναικὸς.... と ᾖ を挿入する（シュタルバウムによる。ビュデ版では、ᾖ が ἔργον の前におかれている）。

のでなければならない。

八

さて、国家全体はどれだけの数の、どんな部分に分けられるべきであるかを、わたしたちは述べましたし、[1] また最も重要な事柄に関する契約のすべてについても、わたしたちの力にかなうかぎり、法律を定めたのですから、[2] 残るところは、裁判のすすめ方の問題であるということになるでしょう。[3] ところで、法廷のなかで第一審のものは、原告と被告とが共同で選ぶところの、〔私的に〕選出された裁判官たちから構成されているものであり、この人たちはほんらいは仲裁人であるけれども、「裁判官」という名前で呼ばれる方がよりふさわしい者たちです。[4]

C

つぎに、第二審の法廷は、地方の住民ないしは部族民たち〔から抽籤で選ばれた裁判官たち〕によって構成されているものであり、[5] 彼らは一二の法廷に分れて配属されているのです。そして、もし事件が第一審の法廷で解決しない場合には、係争当事者たちはこの人たちの前に控訴して、より大きな罰を受ける覚悟で争うことになります。ところで、もし被告がこの二度目の裁判でも敗れた場合には、最初の裁判で裁定された賠償額にその五分の一を追加したものを支払わねばなりません。

D

しかし、この裁判官たちにも不満で、三たび争いたいと思う者がいるなら、その者は、選抜裁判官たちのところへ上告すべきです。[6] しかしこの裁判でも敗れたなら、最初の裁定額の一倍半のものを支払わねばなりません。他方、原告の方が、第一審の法廷で敗れて、それに不服なために第二審の法廷に控訴し、そしてその訴訟に勝った場合には、最初の裁定額にその五分の一を追加したものを受け取れるし、敗れた場合には、同じく五分の一を

追加したものを支払うべきです。また、第二審の判決に不服で、第三審の法廷に上告した場合には、被告の方が敗れたなら、さきほど言われたように、最初の裁定額の一倍半のものを支払うべきだし、原告の方が敗れたなら、その額の半分〔を加えたもの〕(7)を支払わねばなりません。

E　ところで、裁判官〔の法廷への割当〕を抽籤で決めることや、それの補充の問題、また法廷で働く下役の任命や、それぞれの事件が審理されるべき期間のこと、さらに投票の方法やそれの延期のこと、およびこれに類すること

1　これは、国を都市と地方に分け、それぞれを一二の部分に分けたことなのか（第五巻一四章参照）、またさらに、市民全体を一二のグループに分けて一二の部族をつくったり、その上、その市民を四階級に分けたりしたことまでもふくんでいるのか、よく分らない。

2　この点は、第一一巻の五章までに大体扱われた。XI. 922 A参照。

3　裁判制度の全般については、VI. 766D～768C参照。

4　この文は一般には、「裁判官というよりは、仲裁人と呼ばれる方がふさわしい」というような意味に訳されているが、モローの解釈（p. 257, n. 29）に従って本文のように訳した。仲裁人であるのが本来だけれども、仲裁が成立しない場合には、次の段階で、その仲裁人が裁判官として判決を下すからである。VI. 766E, 767B参照。

5　これまでしばしば「部族民法廷」と訳されたもののこと。「部族民法廷」と訳して「部族法廷」と訳さなかったのは、一二の部族ごとにそのような法廷があると誤解されるのを避けるためである。これはアテナイの「民衆法廷」（ヘーリアイア）と同じ性格のものと考えるべきであろう。アテナイでは、その法廷は一〇の法廷に分れていたが、このマグネシアの国では、一二の法廷に分れているわけである。

6　これはVI. 767A, C～D, 768Bで言われている「第三〔審〕の法廷」（最終法廷）である。

7　解釈に異論があるが、「一倍半」（ヘーミオリア）と「半分〔を加えたもの〕」（ヘーミセイア）とは、表現のヴァラエティを示すだけで、実質的には同じだとするイングランドの解釈に従う。つまり、第二審の裁判では、原告被告どちらが敗れた場合にも、同じ額（第一審の裁定額にその五分の一を追加したもの）を支払うことになっているから、第三審においても同様に、原告被告どちらが敗れた場合にも、同じ額（第一審の裁定額にその半分を加えたもの）を支払うことになると考えるわけである。

で裁判に必要な事項のすべて、――たとえば、裁判の順序を籤（くじ）で決めるとか、被告に法廷へ出頭して尋問に答えることを強制するとか、その他これに類するかぎりのこと――、そういったことはすべて、わたしたちは前にも 957 述べました。(1) しかしまた「正しいことは二度でも三度でも言うのがよい」(2) わけです。とはいえ、そういった些細で、容易に発見できるような規則はすべて、年老いた立法者としては、これを若い立法者にゆだねて補充してもらうのでよいでしょう。(3)

さて、個人的なことにかかわる事件を扱う法廷については、以上述べたようにするのでよいでしょうが、しかし国家共同体に対して犯される事件を扱う法廷や、(4) また種々の役人が各自の職責を果たすにあたってその力を借りなければならない法廷については、多くの国々にすぐれた人たちの制定した立派な制度が少なからずあるので B すから、それらの制度を参考にしながら、護法官たちが、いま生まれようとしているこの国家のために、適切な制度を設けるようにすべきです。すなわち、それら既存の制度を比較検討したり、経験によって吟味しながら悪い点はこれを改善したりして、それらの制度の一つ一つを、充分なものと思われるまでに仕上げるのです。そしてその仕上げが終ったなら、そのときにはもはや、その制度は動かしえないものとしてこれに封印し、一生涯これを守り通さねばなりません。

なお、裁判官たちは沈黙を守り言葉を慎むべきであるか、あるいはそれと反対にすべきであるか、というような問題や、また、他の国々で正しいこと、善いこと、美しいこととされている数多くのやり方とは異なるところ C の、わが国独自のやり方のことについては、一部はすでに述べられたのですが、(5) 他の部分はなおこの話の終りのところで述べられることになるでしょう。しかし、正義に従って裁きを下す公平な裁判官であろうとする者はす

べて、それらの事柄に目を向けていなければならないし、またそういった事柄について書かれた書物を手に入れて学ぶようにしなければなりません。というのも、あらゆる学問のなかでも法律に関する学問こそが、もしその法律が正しく制定されたものであるなら、学ぶ者をすぐれた人間にするのに最も有効な手段となるはずだからです。そうでなかったなら、神から授けられたこの賛嘆すべきわれわれの法律（ノモス）が、知性（ヌゥス）という語に類似した名前をもっていることは、(6)無意味なことだったでしょうから。それにまた、立法者が書いたものは、

D

その他の言論文章、──誰かを称賛または非難するものとして韻文で書かれたものであれ、また散文によるものであれ、そしてその散文のなかには、文書になっているものもあれば、日々の交際のなかで議論に勝とうとして言い争われるものや、時にはまったく無益な同意をあたえるためだけの発言もあるわけですが──、すべてそういった言論文章の、良否を明らかにする確かな試金石となるでしょう。(7)そこですぐれた裁判官は、立法者の書いたものを、他の言論文章に対するいわば解毒剤として自分のうちに持っていて、自分だけではなく、国家をも正

1　たとえば、Ⅷ. 846B sqq., Ⅸ. 855D～E, 871C sqq., 876B sqq.

2　Ⅵ. 754C参照。なお、この格言は、『ゴルギアス』498E～499A、『ピレボス』60Aにも引用されている。

3　Ⅷ. 846C sqq., Ⅸ. 855D参照。

4　Ⅵ. 767B～C, 767E～768A参照。国家共同体に対して犯される犯罪を扱う法廷も、「三人の最高の役人（護法官）」（Ⅵ. 768A）、「民会」（Ⅵ. 767E～768A）、「護法官と選抜裁判官より成る法廷」（Ⅸ. 855C～D）というふうに、三審制となっているようにみえるが、この点の記述は明確ではない（モロー、pp. 264–270参照）。

5　Ⅵ. 766D参照。

6　「法律」（ノモス）と「知性」（ヌゥス）の語呂合わせ。Ⅳ. 714Aの注5参照。

7　Ⅶ. 811D, Ⅸ. 858C sqq. 参照。

(957) E しい方向へ導いて行かなくてはならないのです。すなわち、善き人たちに対しては、彼らの持つ正しさがいつまでも存続して、なおいっそう力を増すようにしてやるし、他方、悪しき人たちに対しては、可能なかぎり、無知や放埒や臆病や、要するにすべての悪徳から逃れるようにしてやるべきなのです。とはいってもこれは、悪人たちのうちで匡正の見込みがあると思われるかぎりの者に対して、なされることです。これに反して、運命の糸につむがれてほんとうの悪人となってしまっている者たちに対しては、そのような状態にある魂を治療する手段として死をあたえるなら、——これは何度も言われてしかるべきことですが——、そのような〔罰を科する〕裁判官とその指導者(立法者)とは、国家全体から称賛されるに値する者となるでしょう。

958 さて、その年度の訴訟に判決が下されて結着がついたなら、それの執行については、次のような法律が適用されるべきです。まず第一に、当該法廷は、有罪になった者の財産を、所有が義務づけられているもの(1)を除いて、

B 他は残らず勝訴した者の管理に委ねるべきである。そしてこのことは、それぞれの訴訟に関して判決の投票が行なわれた直後に、裁判官たちが臨席しているところで、触れ役の布告によって行なわれるものとする。しかし、その裁判が行なわれた月の翌月が過ぎても、敗訴になった者が勝訴した者と相互に満足の行くように話をつけることができないでいる場合には、その判決を下した法廷は、勝訴した者の求めにより、敗訴になった者の財産を、彼に引き渡さねばならない。そしてもし敗訴になった者が、支払うべき手段を持たず、その未払額が一ドラクメ以上である場合には、その者には、勝訴した者に支払うべき債務を全額完済するまでは、他のいかなる人間をも

C 告訴する権利はないものとする。ただし、他の人がその者を告訴することは法律上差しつかえはない。なお、判決を受けた者が、その判決を下した法廷の職務執行を妨害するならば、このような不正な妨害を受けた役人たち

は、その者を護法官たちの法廷へ連行すべきである。そしてそのような行為のゆえに有罪になった者は、国家全体と法律を破壊する者として、死刑によって罰せられねばならない。

九

では、次の問題に移りましょう。ひとは生まれて育てられ、また自分も子供を産んでこれを育てます。そして
D 他の人とは適度に交際しながら、もし誰かに害を加えたなら償いをし、他の人から害を受けたなら充分に償ってもらい、このようにして法律を守りながら順当に年老いていくなら、やがて、自然の定めに従って、最後の日を迎えることになるでしょう。

さて、ひとが死んだ場合には、男女を問わず、[2] 次のようにすべきです。まず、地下の神々やこの世の神々に対する聖なる儀式は、どの程度に行なわれるのが適当かという点は、神事解釈者[3]の指示に従って決定されるべきです。そして墓は、――それが大きな土盛りになろうと小さな土盛りになろうと――、耕作可能な土地のなかのど
E こにも造られてはなりません。つまり墓のための地所は、生存している者たちにできるだけ迷惑をかけないで、死者の肉体を受け入れて蔽いかくすという、まさにそれだけのために本来あるような、そういった土地でなければなりません。他方、人間たちに食糧をもたらそうとしているかぎりの土地は、――大地は母としてほんらいそ

1　分配地とそれに付属する設備のこと。IX. 855A 参照。

2　958D4 εἴτε τις θῆλυς ἢ の ἢ は削る(イングランドによる)。

3　VI. 759D 参照。

ういう目的をもっているのですが[1]——、生者死者を問わず誰も、これをわれわれ生存している者から奪ってはならないのです。また盛り土の高さは、五人の人間が五日間で完成するより以上のものであってはならないし、さらに石碑の大きさは、死者の生涯を四行より多くない英雄脚韻詩で称えたものを、記載できる程度以上であってはなりません。また、遺体を家のなかに安置しておく期間は、何よりもまず、その人がたんに気を失っているのではなくて、ほんとうに死んでいることが明らかになる期間よりも長くなってはなりません。そして普通の人間の場合であれば、死後三日目に遺体を墓へ運ぶのが適当でしょう。

959 ところで、ほかのことについてもそうですが、とくにこの場合には、次のような立法者の言葉にわたしたちは従うべきです。すなわちそれは、魂は肉体よりもあらゆる点ですぐれているし、そしてまさにこの人生において、われわれの一人ひとりが現にこのとおりの者であるのは、ほかならぬ魂のためであって、肉体はたんなる見かけだけのものとして、われわれの一人ひとりに付随しているにすぎないのだ、ということです。だから、死骸とな B った肉体は死者の影のようなものだと言われてしかるべきであり、われわれ一人ひとりの真の自己は、つまり、不死なる魂と名づけられているものの方は、父祖伝来の掟が告げているように、自己の行為を報告するために、〔死後は〕あの世の神々のもとへ立ち去って行くのだ、というわけなのです。[2]——これは、善き人には安心しておれることだけれども、悪しき人にはたいへん恐ろしいことなのですから——。だから、死んでしまった者には、もはや何の大きな手助けもしてやれないことになるわけです。というのも、ひとがまだ生きているうちにこそ、身内の者すべては彼のために手助けをしてやるべきだったのであり、そうすれば彼は、この世に生きている間は、C できるだけ正しい人、敬虔な人として生きたでしょうし、また死んでからは、この世の生につづく次の生におい

て、悪しき行為に対する罰を免れたでしょうから。[3]

さて、以上述べたとおりだとしますと、わたしたちは、この埋葬されつつある肉の塊を、ほんとうに自分の身内の者だと考えたりして、〔葬式のために〕お金を浪費するようなことをけっしてしてはならないわけです。いな、あのほんとうの息子や兄弟は、あるいはその他誰であれ、ひとがひどく悲しみながら埋葬しているつもりの当の D 者は、彼自身の運命を成就し完成して立ち去って行ったのだと、そうわたしたちは考えるべきなのです。そして都合のつく範囲内でまかないながら、地下の神々への一種の祭壇ともいうべき、この魂を失った肉体に対しては、適度な出費ですますべきなのです。[4] しかし、その適度な費用がどれだけであるかは、立法者がきわめて適切に占ってくれるでしょう。そこで、それに関する法律は、次のように定めることにしましょう。

最高の財産階級に属する者が葬式全体に使う費用は、五ムナを越えてはならない。また第二階級の者は三ムナ、第三階級の者は二ムナ、第四階級の者は一ムナが、それぞれ出費の限度である。

さて、護法官は、ほかにも多くの職務を果たさなければならないし、また数多くの事柄に配慮すべきであるが、E それらのなかでも最も小さなこととはいえない仕事は、子供も大人も、いや、あらゆる年齢層の人たちをも、つねに見守りながら日々を送るということです。そこでまた、どの人が死んだ場合でも、死者の身内の者たちによって、誰か一人の護法官が世話人として呼ばれたなら、彼はその世話にあたらねばなりません。そして、死者の

1　958E4–5 μήτηρ οὖσα ἡ γῆ πρὸς ταῦτα . . . φέρειν の文は、挿入句のように訳した。ビュアリは全文を削り、イングランド、ビュデ版は πρὸς ταῦτα の語だけを削っている。
2　『パイドン』63B 参照。
3　959C1 ἀτιμώρητος ἄν. . . . の ἄν は削る（アストによる）。
4　IV. 717E, 719D 参照。

(959)

ための葬儀が立派にかつ適度に行なわれるなら、それは、その世話にあたった護法官にとって名誉になるし、もし立派に行なわれないなら、不名誉なことになるわけです。

なお、遺体の安置とかその他のことは、一般の風習に従って行なわれて差しつかえありませんが、その風習はしかし、次のような点では、国の定める法[1]に従うべきです。すなわち、死者のために涙を流せとか、流すなとかいうことを法に規定するのは適切ではないでしょうが、哀悼の歌をうたったり、家の外でまで泣き声をあげたりするのは禁じなければならないし、また遺体を道路の人目につくところへ持ち出したり、これを運んで行く途中で騒々しい声を上げたりするのもやめさせるべきです。そして夜明けまでには、葬列に参加した人たちは市域の外に出ているべきです。

960

さて、これらの事柄に関する規則は、以上のように定めることにして、そしてそれに従う者は罰を受けないですむが、世話にあたるその一人の護法官の命令に従わない者は、護法官全員が協議して決めた刑罰でもって、彼らの全員によって罰せられることになります。

B

なお、上に述べた以外の死者の埋葬のこととか、さらには、親殺しや神殿荒しやそれに類する犯罪を行なった者たちすべてについての、埋葬を禁じられた遺体の処置のことについては、前のところ[2]で取り上げられて、法律によって規定されているのですから、したがって、わたしたちの法律制定の仕事は、これでほとんど終了したといってよいでしょう。しかしながら、どんな場合においても、何かを成し遂げたとか、手に入れたとか、確立したとかいうことで、ものごとはすべて終りになるのではありません。むしろ、わたしたちの生み出したものに、それがいつまでも完全な形で保全されるような方策を見つけ出してやったときに、そのときに初めて、なされる

べきことはすべてなされたのだとわたしたちは考えるべきなのです。そしてそれまでは、わたしたちの生み出し
C　たものは全体としては未完成だと考えなければならないのです。

クレイニアス　まことにもっともなお言葉です。しかし、何を念頭において、今またそんなことを言われたのか、もっとはっきり説明してください。

一〇

アテナイからの客人　ねえ、クレイニアス、古くからの言葉のなかには、うまい言い方がされているものが数多くありますが、運命の女神たちにつけられた名前は、とくにそうであるといってよいでしょう。

クレイニアス　というと、それはどのような名前のことですか。

アテナイからの客人　ラケシスというのが、第一の女神の名前で、クロトが、第二の女神の名前です。さて第三の、運命を成就させる女神はアトロポスですが、これは、紡錘につむがれた糸を逆戻りしない（アトロポス）ようにしている紡ぎ女になぞらえられて、つけられた名前なのです。(3)

1　959E7 πολιτικῷ ⟨νόμῳ⟩ と νόμῳ を補う（イングランドによる）。

2　監査官に対する葬儀については947B sqq.、埋葬禁止の処置についてはIX. 854D sqq., 873B～D, X. 909C 参照。

3　この箇所は、バーネットのテクストのままでは読めないので、いろいろとテクストの校訂が試みられているが、いまは一応、ビュデ版のテクストに一語だけ修正を試みたソーンダースの解釈（Notes, pp. 125–127）に従っておく。すなわち、960C8 λεχθέντων は ληχθέντων と、C9 ἀπηκασμένα は ἀπηκασμένην と、C9 τῷ πυρὶ は τῷ ἀτράκτῳ と、D1 ἀπεργαζομένων は ἀπεργαζομένη と読む。
運命の三女神については、『国家』X. 620E などを参照。

(960)
D

さて、そういった逆戻りしない状態を、わたしたちは国家にも国民[1]にもととのえてやらねばならないわけです。つまりそれは、たんに身体に健康と安全をもたらすだけではなく、その上また、精神のなかに法を守る気風を植えつけること、いやそれよりもむしろ、法律そのものが保全されるようにするということなのです。しかし、わたしの見るところでは、その点がまだわれわれの法律には欠けているように思われるのです。つまり、それらの法律に逆戻りしない力を本来的に備えさせるには、わたしたちはどのようにすべきかという点です。

クレイニアス　あなたが指摘されている欠点は、小さなものではないでしょうね、もしも、どんなものに対してでも、何かそういった力が備わるようになる方法を見つけ出すことは、不可能だとすればですよ。

E

アテナイからの客人　しかしじつは、それは可能なことなのですよ。わたしには今、はっきりとそう見えるのですから。

クレイニアス　それなら、これまでに述べてきた法律に、まさにそういった力を確保してやるまでは、わたしたちは断じて投げ出さないようにしようではありませんか。どんな仕事に取り組むのであれ、これを確固たる基礎の上に置かないで、無駄な骨折りに終るというのは、滑稽なことでしょうからね。

アテナイからの客人　ええ、それは適切なご忠告です。そしてその点では、わたしもあなた方に劣らぬ熱意をもっていることがお分りになるでしょう。

クレイニアス　これはうれしい言葉を聞きました。さあそれなら、何がわれわれの国制や法律にとっての保全の策であり、またその策はどのようにしたら実現されると、あなたは主張されるのでしょうか。

アテナイからの客人　われわれの国には、何かこういった会議が設けられるべきであると言わなかったでしょ

961

うか。(2) すなわち、護法官のなかで、そのときどきの最年長者一〇名と、国家から最高の栄誉を授けられた者（監査官）たち全部とは、同じところに集まって会議を開くべきであるし、そしてこの会議にはさらに、外国へ出かけた者たち、つまり、法律を守ることに役立つような何か重要なことが聞けるかも知れないと、調査のために国外へ出かけて行って、無事に帰国した者（視察員）たちも加わるべきであると。ただし、この者たちの場合には、先にあげた会員たちによってあらかじめ審査を受けて、この会議に参加するに値する者であると認定される必要がありますが。(3) B なお、それ以外にも、この会議の会員たちはめいめい、三〇歳未満の年齢ではない若い人を一人同伴すべきであるが、(4) それにはまず、素質と教養の点で適格であるとその会員自身が判断した若い人を選び、その上でその若い人を他の会員たちに引き合わせるべきである。そして他の会員たちの承認をえた場合には、その若い人を同伴してよいけれども、もし同意がえられない場合には、彼が候補者に選ばれたという事実は、他の人たちにはもちろんのこと、とくに選に洩れた当の候補者自身には伏せておかねばならない。ところで、この会議は、誰にとっても公私ともにほかの用事からはいちばん解放される時刻の、夜明け前に開かれるべきである、――とまあ、何かそういったことを、わたしたちは前の話のなかで言っておいたように思いますが。

C

クレイニアス　ええ、たしかに、そう言われていました。

アテナイからの客人　では、その会議のことにもう一度話をもどして、わたしは次のように言うことにしまし

1　960D1 πολιτείᾳ は πολίταις と読む（ビュアリによる）。
2　951D sqq. 参照。
3　前注2にあげた箇所と比べて、この箇所の説明では、この会議の構成員のメンバーに、教育監がおちている。
4　951E 参照。

ょう。つまり、わたしとしてはこう主張するわけです。もしひとがこの会議を国家全体のいわば錨として投ずるなら、それが必要な条件をすべて具備しているかぎり、その会議こそが、わたしたちが存続を望んでいるものすべてを安全に保ってくれるだろうと。

クレイニアス どうして、そうなるのでしょうか。

アテナイからの客人 では、今こそ、わたしたちはそれにつづくことを正しく語って、熱意に欠けるところは少しもないことを示すべきでしょうね。

クレイニアス これはほんとうに、ありがたいお言葉です。では、そのお考えどおりに、実行してください。

D

アテナイからの客人 それでは、クレイニアス、どんなものについてでも、それの一つ一つの働きのなかで、何がそのものの安全を保つのに適したものであるかを、考えてみなければなりません。たとえば、動物においては、魂と頭とが、ほかの何よりもとくに、ほんらいそのような機能を果たしているでしょう。

クレイニアス それはまた、どういう意味でしょうか。

アテナイからの客人 それら二つの部分がよい状態にあることが、どの動物にも安全をもたらすだろうと言っているのです。

クレイニアス それは、どんなふうにしてですか。

アテナイからの客人 魂のなかには、他の能力に加えて知性(ヌゥス)が宿っているし、また頭には、他の感覚に加えて視覚と聴覚とが具わっている、ということによってなのです。そして簡単にいえば、知性が、最も高貴な感覚であるそれら二つの感覚と結びついて、これらと一体となって働くときに、それぞれの動物の安全は保た

れるといって間違いないでしょう。

クレイニアス　それはたしかにそのようですね。

E

アテナイからの客人　ええ、事実そうなのですよ。ところで、船の安全が、嵐のときにも凪のときにも保たれることになるのは、どんな事柄にかかわる知性が、感覚と結びつくときなのでしょうか。船の場合には、船長と水夫たちとがともに、〔船長のもつ〕舵取りの技術にかかわる知性に、〔水夫たちの見たり聞いたりする〕感覚を結びつけた場合に、自分たちをも船全体をも安全に保つことになるのではありませんか。

クレイニアス　たしかに、そうです。

アテナイからの客人　では、そういったことについての実例をたくさんあげる必要はないでしょう。たとえば、軍隊の遠征の場合を考えてみてください。将軍たちは、軍隊を安全に保つという標的をあやまたずに射ようとすれば、何を目標に定めるのでしょうか。——そしてこれは、すべての医療奉仕についても言えることなのですが

962

——。その目標は、将軍たちの場合には、勝利を獲て敵を支配するということであるし、医者やその助手たちの場合には、身体に健康をもたらすということではありませんか。

クレイニアス　もちろんです。

アテナイからの客人　では、もしかりに医者が、身体に関することに無知であって、つまりわたしたちがいま「健康」と呼んでいたものが何であるかを知らなかったとすれば、あるいは将軍が、「勝利」とかその他、わたしたちがいま述べてきたものについて何も知らなかったとすれば、そういった医者や将軍が、それらの事柄の何かについて知性を具えているのは明らかである、というようなことがありうるでしょうか。

クレイニアス　そんなことはありえませんとも。

アテナイからの客人　では、国家の場合は、どうでしょうか。もし誰かが、政治家なら当然目を向けてしかるB べき目標について無知であることが明らかだとすれば、そのような者は、まず第一に、国を治める支配者と呼ばれて正しいでしょうか。つぎにまた、それが何を目標にしているかをまったく知りもしないところのものを、安全に保つことができるでしょうか。

クレイニアス　どうしてそんなことができましょう。

一一

アテナイからの客人　さてそうだとすると、いまのわたしたちの場合においても、もしわたしたちがこの国土への植民を完成させようとしているのであれば、どうやらその国のなかには、次のような点についてよく知っている機関が、何か存在していなければならないようですね。つまりそれは、まず第一に、わたしたちが話題にしているところのあの政治的目標は、わたしたちのところではいったい何であるのか、またつぎに、その目標はどんなふうにして達成されるべきか、さらには、そのことで立派な勧告を国家にあたえてくれたり、くれなかったりするのは、まず法律そのもののなかではどんな法律であり、また人間のなかでは誰であるのか、ということをC よく知っている機関のことです。これに反して、もしある国家がそのような機関を欠くようなことがあれば、その国家は、知性も感覚も具えていないのだから、一つ一つの行動において、そのときどきに行きあたりばったりのことをなすとしても、何の不思議もないでしょう。

クレイニアス　おっしゃるとおりです。

アテナイからの客人　では、目下のところ、われわれの国家には、いったい、それのどの部分のなかに、あるいはどの制度のなかに、そういった国守りの役割を充分に果たすべき何らかの機関が、すでに設けられているのでしょうか。どうでしょう、何かそのようなものを、わたしたちはあげることができますか。

クレイニアス　いやいや、どうして、あなた、はっきりとこれがそうだと名ざすことはできませんよ。でもとにかく、推測してみなければならないとすれば、まだ夜が明けないうちに会合すべきだとあなたがさきほど言われていた、あの会議の方へ、このいまの議論は向かって行っているようにわたしには思われますが。

D

アテナイからの客人　そうなのですよ、クレイニアス、ほんとうによく理解してくださいました。さてそれでは、このいまの議論がわたしたちに示しているように、その会議はあらゆる点で卓越していなければならないのですが、そのなかでもいちばんすぐれている点は、数多くの目標の間をあれこれとさ迷うのではなく、ただ一つの目標に狙いを定めながら、いわば全部の矢を、つねにその一つの目標をめがけて放つということにあるのです。

クレイニアス　たしかに、そのとおりです。

アテナイからの客人　では、諸国の法律制度が動揺しているのは何も不思議ではないことが、今やわたしたちには理解できるでしょう。それは、どの国においても、それぞれ別々の目標を目ざして立法が行なわれているからなのです。そして、これも一般に広く見られることであって、何も驚くべきことではないのですが、ある立法者たちにとっては、すぐれた人であろうと劣った人であろうと、それには関係なしに、ある特定の人たちが国内で支配権をにぎるようになることが正しいことの基準だとされているし、また他の立法者たちにとっては、誰か

E

963

の奴隷になろうとなるまいと、金持になることが目標とされているし、さらにまた別の立法者たちは、いわゆる「自由な」生活というものへ、その情熱を傾けているのです。他方また、自分たちは自由民として暮らしながら、他の国々に対しては主人として君臨するという、両方の目標を目ざしながら、[1] その二つの目標を一つに結びつけて立法している者たちもいるのです。しかし、彼らのなかで最も賢い——と自分では思っているところの——立法者たちは、以上あげた目標や、それらに類似した目標全部を目ざして、一つの目標だけを目ざすことはしていないのですが、[2] それというのも、それら他の目標すべてがそれに従属すべき特別に価値のある目標を、彼らはまったく挙げることができないからなのです。

クレイニアス　そうすると、わたしたちがずっと前に定めておいた原則は、正しかったということになるのではありませんか。というのも、われわれの国の法律はすべて、つねにただ一つの目標を目ざすのでなければならぬと、そうわたしたちは言っていたのですから。そしてその一つの目標は、「徳」と名づけられるのが至当であるということに、わたしたちの意見は一致していたように思いますが。[3]

アテナイからの客人　そのとおりです。

クレイニアス　ところで、徳には四つのものがあるとわたしたちは定めたはずですね。

アテナイからの客人　たしかに、そうでした。

クレイニアス　しかも、それら四つの徳全部のなかで、指導的な位置を占めるのは知性(思慮)であり、まさにこのものを、ほかのものすべても目ざすべきであるが、とくに他の三つの徳もこれを目ざさなければならないと。[4]

アテナイからの客人　あなたはほんとうに見事にわたしの議論について来てくださっていますよ、クレイニア

ス。さあ、それでは、残りの議論にも、ついて来てください。

B　船長や医者や将軍については、彼らの知性は、それぞれにふさわしい一つの目標へ向けられているのだと、わたしたちは言いましたね。そこで今やわたしたちは、政治家の知性を調べてみる段階にきているわけです。ではひとつ、人間に尋ねるつもりで、その知性に向かってこんなふうに尋ねてみることにしましょう。「すぐれた者よ、君の方はいったい、どこへ目を向けているのかね。あの一つの目標がそもそも何であるかを、医者の知性は明確に言うことができるのに、君の方は——すべての思慮ある者たちよりもすぐれていると君は主張するだろうに——それを言うことはできないのかね」と。

いや、それとも、メギロスにクレイニアス、あなた方なら明確に規定して、その一つの目標とはそもそも何であると主張されるのかを、その者に代わって、わたしに言ってくださることができるでしょうか。さきほどわたしは、他の多くの人たちに代わって、彼らが目標にしているものをあなた方に明確にしてあげたのですが、ちょうどあれと同じようにですね。

C

1　III. 694A 参照。その箇所では、キュロス統治下のペルシアについて、「まず、自分が自由になると共に、やがては他の多くの国々の主人ともなりました」と述べられている。これに対して、「いわゆる『自由な』生活」へ情熱を傾けていると言われているのは、アテナイのことであろう。

2　962E7–8 εἰς ἓν δὲ ⟨οὔ⟩, οὐδὲν .... と οὔ を挿入し、そのあとにコンマをおく（ステファヌスによる）。

3　I. 630C sqq., III. 688A～B 参照。すなわち、それらの箇所では、すぐれた立法者はすべての徳、とりわけ、諸徳の先頭に立つ「思慮」に着目して立法すべきである、ということが言われていた。

4　963A 9 δεῖ は δεῖν と読む（O² 写本、ビュアリによる）。なお、I. 631C～D 参照。

クレイニアス　いや、わたしどもには、とうていできませんよ。

アテナイからの客人　では、その目標を、それ自体としても、またそれがいろいろなもののなかに現われているところをも、わたしたちはいっしょに見るように努力しなければならぬ、という点についてはどうでしょう。

クレイニアス　たとえば、どんなもののなかに現われているとおっしゃるのですか。

アテナイからの客人　それは、こんな具合にです。わたしたちが徳には四つの種類があると言ったとき、それらは四つなのだから、そのおのおのは一つ一つ別のものだと言わなければならぬ、ということは明らかですね。

クレイニアス　もちろんです。

アテナイからの客人　しかしまた、わたしたちはそれらすべてを一つの名前で呼んでいるのですね。というのは、勇気は徳であり、思慮も徳であり、またその他の二つも徳であると、わたしたちは言っているのですから。D あたかも、それらのものはほんとうは多くのものではなくて、徳という、ただこの一つのものであるかのようにですね。

クレイニアス　たしかに、そのとおりです。

アテナイからの客人　ところで、それら二つの徳(勇気と思慮)が相互にどの点で異なっているか、またどうして二つの名前をもっているかを説明することは、——その他の徳についても同じですが——、何もむずかしいことではありません。しかし、それらの両者に、またその他のものにも、どうして徳という一つの〔共通な〕名前をあたえたかを説明することは、もはや容易なことではないのです。

クレイニアス　それはどういう意味ですか。

アテナイからの客人　わたしの言おうとしていることを明らかにするのは、何もむずかしいことではありません。ではひとつ、わたしたちは互いに問い手と答え手の役割に別れてみようではありませんか。

クレイニアス　それはまた、どんなふうにしようとおっしゃるのですか。

E

アテナイからの客人　あなたの方は、わたしにこう質問してみてください。「わたしたちは、それらを両方とも徳という一つの名前で呼んでいながら、今度はまた、その一方は勇気であり、他方は思慮であるというふうに、それらを二つのものとして語っているのは、いったい、どういうわけなのか」と。さて、その理由を、わたしの方であなたに言うことにしましょう。すなわち、そのうちの一方、つまり勇気は、恐怖に関係のあるもので、これは獣でも持っているものであり、またごく幼い子供たちの性格にも見られるものなのです。というのも魂は、道理をわきまえていなくても、生まれつきの気質によって勇気あるものになるからです。しかし他方また、道理をわきまえていなければ、魂が分別をそなえた思慮のあるものになることは、これまでにもけっしてなかったし、現在もないし、将来もけっしてないでしょう。それは前者とはまったく別のものなのですから。

クレイニアス　おっしゃるとおりです。

964

アテナイからの客人　さてそれでは、勇気と思慮とが異なるものであり、二つのものであるのはどうしてであるかを、あなたはわたしの言葉によってお分りになったはずです。しかし、それらが一つのもの、同じものであるのはどうしてであるかという点は、今度はあなたの方で、わたしに示してください。さらにまた、それらの徳は〔全部で〕四つでありながら、どうして一つであるのかという点も、あなたはわたしに話すつもりでいるのだと考えてください。そしてあなたが、それらの徳は一つであることを示してくださったなら、そのあとで、今度は

またわたしに、それらの徳が四つであるのはどうしてであるかを明らかにするように、要求してください。

B　さて、そのようにしたあとで、何であれ、名前も定義も両方そなえているものについて充分な知識を持っている人とは、どういう人であるかを調べてみることにしましょう。つまりその人は、たんに名前だけを知っておればよいのであって、定義の方は知らなくてもよいのか、それとも、多少とも見どころのある人間が、ひじょうに重要でかつ立派な事柄についてさえ、名前と定義の両方ともを知らないのでは、恥ずかしいことなのか、ということなのです(1)。

クレイニアス　それはたしかに、恥ずかしいことのように思われます。

アテナイからの客人　では、法律の制定者やそれの守護者にとっては、また、徳において万人にまさっていると考え、そしてまさにそのことのゆえに栄誉を獲得している者にとっては(2)、わたしたちがいま話題にしているまさにそれらのもの、つまり勇気、節制、正義、思慮よりも、もっと重要な事柄が何かほかにあるでしょうか(3)。

クレイニアス　むろん、ないでしょう。

アテナイからの客人　では、それらの事柄についての解説者であり、教師であり、立法者である人たち、つまり他の市民たちの守護者である人たちが、徳と悪徳とがどんな力をもっているかを、その理解や知識を必要としている者に、あるいは罪を犯したために懲罰や打擲(ちょうちゃく)を必要としている者に教えて、これを充分に明らかにしてやろうとする場合に、他の市民たちよりもすぐれていなくてよいものでしょうか。いやそれとも、この国を訪れてくる誰か詩人の方が、あるいは青年たちの教育者であると自称している者の方が(4)、すべての徳において栄誉を獲得している人よりも、すぐれているように見えるというのでよいものでしょうか。もしそうだとすると、そのよ

うな国のなかには、徳について充分な知識をもつことによって、言行両面において充分な能力をもつ国守りは存在しないわけですから、国守りのいないそのような国家が、今日存在している国家の多くがこうむっているのと同じ目にあうとしても、それは何か驚くべきことなのでしょうか。

クレイニアス　いや、おそらく、少しも驚くべきことではないでしょう。

一二

アテナイからの客人　では、どうでしょう。わたしたちとしては、いま述べているとおりにすべきでしょうか。それとも、どんなふうにしましょうか。つまり国守りたちを、徳に関しては言行両面において、他の一般大衆よりも厳格な訓練を受けている者にすべきでしょうか。それとも、われわれの国家が、思慮ある人たちの頭脳と感覚に似た働きをするものとなるには、それ以外に他のどんな方法があるでしょうか。われわれの国のなかには、

1　名前(オノマ)と定義(ロゴス)の関係、またそれらと知識の関係については、Ⅹ. 895D～E およびその箇所の注を参照。

2　「徳において……栄誉を獲得している者」とは、監査官たちのことであろう(946B, 951D, 953D, 966D 参照)。また、その前の「法律の制定者やそれの守護者」というのは、ここでは護法官のことであろう(護法官はときに法律の制定者でもあるから)。かくて、「夜明け前の会議」の会員のことがここでは意味されているわけである。

3　Ⅵ. 770C～D に、立法者や護法官が目標とすべきものは、「この国の国民が善き人間となり、人間たるにふさわしい徳をもつようになることである」と言われていた。

4　この国を来訪する詩人のことについては、Ⅶ. 817A sqq. 参照。また教育者と自称している者とは、むろんソフィストのことである。

何かそれに似た働きをする国守りの機関がなければならぬとしたのですから[1]。

クレイニアス　いったい、どういう意味で、そのような比較をなさるのですか。また、その類似点はどこにあるとおっしゃるのですか。

E **アテナイからの客人**　言うまでもなく、国家そのものは、〔人間の身体でいえば〕胴体にあたるものであり、国守りたちのなかの年若い者たちは[2]、——最も素質のよい者、精神活動全般において鋭敏な者が選ばれているのですが——、いわば頭のてっぺんに位置して、国家全体をぐるっと見廻しているのです。そして監視している間に見たり聞いたりしたことを記憶にとどめて、こうして国内の出来事すべてを年長の人たちに報告する者となって

965 いるわけです。他方、この年長の人たちは、数多くの重要な問題を考える能力がとくにすぐれているがゆえに、知性になぞらえられているのですが、この長老たちの方は、報告されたことを審議し、またその審議の過程においては、先の年若い者たちを協力者として使っているのです。かくして、この両者は協同して、国家全体の安全をほんとうに保っているわけなのです。——どうでしょう、わたしたちは以上のように言うことにしますか。それとも、何かほかの手だてを工夫すべきでしょうか。まさか、すべての市民を同じ水準の者にし、高度の訓練や[3]教育を受けた者はないようにすべきである、というのではないでしょうね。

クレイニアス　いや、とんでもありません、それはできないことです。

B **アテナイからの客人**　そうすると、以前に述べた教育[4]よりも、何かもっと高度な教育のことに話をすすめなければなりませんね。

クレイニアス　そうでしょうね。

アテナイからの客人　では、わたしたちがつい今しがた触れたもの[5]、それがまさにわたしたちの必要としている教育なのでしょうか。

クレイニアス　きっと、そうでしょう。

アテナイからの客人　わたしたちは、こう言っていたのではありませんか。それぞれの事柄についての専門家として、また守護者として、最高の域に達している者は、たんに雑多なものへ目を向けることができるだけでなく、一なるものの認識へと向かって進み、そしてこれを認識したなら、その一なるものとの関係においてすべてを綜観しながら、これを正しく整えることができるのでなければならない、と[6]。

クレイニアス　ええ、そのとおりです。

C　**アテナイからの客人**　では、誰が何について考察したり観察したりする場合でも、多くの似ていないものから、一なる形相（イデア）へと目を向けることができるということ、そのこと以上に、その観察や考察をより厳密なも

1　961D参照。

2　「夜明け前の会議」に、正規の会員が各自一人ずつ同伴する年若い（三〇歳から四〇歳までの）人たちのこと。951E, 961A～B参照。

3　965A6 διηκριβωμένους は διηκριβωμένως と読む（ステファヌスによる）。

4　とくに、VII. 817E～822Cでとりあげられた。自由民の学科目としての数学（計算術）、測定術、天文学のことが念頭にあるのであろう。

5　963A～964Dで言及された「多と一」の問題についての理解。

6　精神の眼を「雑多なもの」から「一なるもの」へと向け、その「一なるもの」との関係において、全体を綜合的に観るというのは、『国家』VII. 537Cで説かれた最高の学問としての哲学（ディアレクティケー）の方法であった。なお、『パイドロス』265D、『ソピステス』253D～Eなども参照。

のにする方法があるでしょうか。

クレイニアス　たぶん、ないでしょうね。[1]

アテナイからの客人　いや、「たぶん」ではなくて、「ほんとうに」ないのですよ、あなた、どんな人にとっても、そのやり方以上にもっと確実な方法というものは。

クレイニアス　あなたの言葉を信じて、それに同意することにします。では、そういうことにして、わたしたちの話を進めてみようではありませんか。

アテナイからの客人　そうすると、どうやら、神から授けられたわれわれの国制の守護者たちにも、まず第一に、四つの徳全体を通じて同一のものはいったい何であるかを、正確に見るように強制しなければならぬようですね。その同一のものとは、勇気、節制、正義、および思慮のなかに一つのものとしてあるのだから、「徳」という一つの名前で呼ばれるのが正しいと、わたしたちの主張しているものなのですが。そしてその同一のものを、ねえ、あなた方、もしよろしければ、わたしたちは今やしっかりと摑んで、放さないようにしようではありませんか。わたしたちが目を向けるべきそのものはいったい何であるのか、それはほんらい、単一なものとしてあるのか、〔部分から合成された〕全体としてあるのか、それともその両方のものであるのか、あるいは他のどんな仕かたであるものなのか、その点を充分に説明できるようになるまではね。それとも、そのものをわたしたちは取り逃していながら、徳に関する事柄において、わたしたちは充分な者になれるだろうなんて考えているのでしょうか、——その徳について、それが多くのものであるのか、ちょうど四つであるのか、あるいは一つのものとしてあるのか、そのことさえも言うことができないだろうとすればですよ。したがって、もしわたしたち自身の忠

告に従うとすれば、そういったことがこの国において実現する手だてを、わたしたちは何とかして工夫すること[1]になるでしょう[2]。しかしむろん、このような問題はまったく放っておくのがよいと思われるのでしたら、放って[3]おかねばなりませんが。

クレイニアス　いや、あなた、客人のあなたを守ってくださる神さまにかけて言いますが、そのような問題を放っておくべきだなんて、とんでもないことですよ。あなたのおっしゃっていることはまったく正しいとわたしどもには思われますから。だが、それにしてもいったい、ひとはどのようにしてその手だてを工夫することができるでしょうか。

966

アテナイからの客人　どのようにして工夫することができるかという点は、まだ問わないことにしましょう。その前にまず、そうすべきであるか否かという点を、わたしたち自身の間で同意し合って、確認しておこうではありませんか。

クレイニアス　いや、それはたしかにそうすべきですよ、もしも可能なことでしたらね。

一三

アテナイからの客人　では、どうでしょうか。美や善についても、わたしたちは〔徳の場合と〕同じように考え

1　965C4 Ἴσως ⟨οὔ⟩. と οὔ を補う（ビュアリによる）。
2　965E3 οὔκουν は οὐκοῦν と、ἄλλως δέ πως は ἀμῶς γέ πως と写本どおりに読む（ビュアリによる）。
3　965E5 ὁρᾶν は ἐᾶν と読む（バイテルによる）。

ているのでしょうか。つまり、われわれの国守りたちは、美や善のそれぞれが、たんに「多」であることだけを知っているべきでしょうか。それとも、それらはどのような意味で、またどのようにして「一」であるかということをも、知っているべきでしょうか。

クレイニアス　たぶん、どのような意味で「一」であるかということをも理解していなければならぬ、というのがどうやら必然のことのようですね。

B

アテナイからの客人　では、理解はしているけれども、それを言葉によって示すことはできない、というのはどうでしょう。

クレイニアス　どうしてそれでよいことがありましょう。あなたがおっしゃっているのは、奴隷の状態のようなものですからね。

アテナイからの客人　では、どうでしょうか。わたしたちが真剣になるべき事柄すべてについても、同じように言うことになるでしょうか。つまり、真の意味での法律の守護者となるべき人たち(1)は、それらの事柄の真実をほんとうに知っていなければならないし、また、立派になされたこととそうでないこととを、それぞれの本質に即して区別しながら、そのことを言葉によって解説することができるとともに、行為においてもその区別に従うことのできる者でなければならない、ということです。

クレイニアス　むろん、そうでなければなりません。

C

アテナイからの客人　さて、神々についてのわたしたちの理論、――それはわたしたちが真剣になって仕上げたものですが(2)――、その理論が最も美しいものの一つでないはずはありませんね。つまり、神々が存在するとい

うことや、神々はどれほどの大きな力を明らかに持っておられるかということ、それを人間の身で知ることが可能なかぎりにおいて知っているということは、美しいことでしょう。だから、よし国内の大多数の者たちに対しては、彼らがたんに法律の条文に従っているだけであっても、大目に見るけれども、国守りの職につくべきはずの者たちに対しては、もし彼らのうちに、神々についての可能なかぎりのすべての証明を把握することに努力しない者がいるとすれば、そのような者には、国守りの職につくことを許してもならないということになるわけです。ところで、この「許してはならない」ということの意味は、神的な素質の持主でない人や、神に関する事柄に努力したことのない者は、護法官の一員にけっして選ばれてはならぬということであり、さらにまた徳の点で選抜される人たちのなかにも加えられてはならぬということなのです。 D

クレイニアス　おっしゃるとおり、そのような事柄に関して怠惰であったり無能であったりする者は、そのような高貴な地位から遠く離されるのが、たしかに正しいことです。

アテナイからの客人　それなら、お分りでしょうね。わたしたちが以前に述べたこと[3]のなかには、神々を信ず

1　ここで言われる「真の意味での法律の守護者」とは、護法官のことを直ちに指すのではなく、彼らのなかからも、またその他の人たちのなかからも選ばれた、最もすぐれた人たちによって構成される「夜明け前の会議」の会員のこと。彼らの受けるべき教育内容からみても、彼らはほとんど哲学者の集団であると言ってよいだろう。これはちょうど、『国家』第四巻において、守護者（国守り、軍人）の階級から支配者の階級が区別されて、後者が「完全な意味での守護者」（414B, 428D）と呼ばれたのに対応する。そしてこの「完全な意味での守護者」が哲学者であることは周知のとおりである。

2　第一〇巻のいわゆる「神学論」をさす。

3　X. 893B sqq. 参照。

ることへと導くものが二つあるのですが。

クレイニアス それは、どのようなことでしょうか。

E **アテナイからの客人** その一つは、わたしたちが魂について述べていたことです。つまり、物体の運動変化は、ひとたび生じると、その物体につねに流動してやまぬあり方をあたえるものですが、そういったすべての物体よりも、魂の方がより古いものであり、より神的なものであるということなのです。(1) そしてもう一つは、星の運動や、「万有を秩序づけている」知性(ヌゥス)(2)の支配下にあるかぎりのその他の諸天体の運動が、いかに規則正しいものであるかということです。事実、これらの諸天体を未熟な素人の眼をもってではなしに観察した者で、世の大衆が予想しているのとは逆の結果とならずに、無神論者となってしまった者は、人間のうちには誰ひとりいないからなのです。というのも、そのような対象を、天文学やその他これと必然的に結びついている諸学問(3)によって研究する者たちは、ものごとは可能なかぎり必然によって生ずるのであって、善の実現を目ざす意志の知的な働きによって生ずるのではないことを観たために、(4) 無神論者になるのだというふうに世人の多くは考えているからですが。

967 **クレイニアス** では、ほんとうのところは、どうなっているのですか。

アテナイからの客人 それはいまも言いましたように、(5) 今日では、かつての研究者たちが諸天体を魂のないものと考えていた頃とは、まったく反対の状況にあるのです。たしかに、その当時においても、諸天体については、

B 驚嘆すべきものという感じを人びとは心のなかにいだいていました。そして諸天体について精密な研究を行なったかぎりの者たちはすべて、今日ほんとうに承認されている考え方にうすうす気づいていたのです。すなわち、

もしそれらの諸天体が魂のないものであって、したがって知性を欠いているのなら、あのように驚嘆すべき正確な計算をするはずはないだろうということに、彼らは気づいていたわけです。そして当時においても、まさにこの点に関して敢えて危険を冒し、天にあるものすべてを秩序づけているのは知性であると主張した人たちもいたのです。[6] しかしながら、その同じ人たちがまた、魂は物体よりも古いものであるという魂の本性を見誤り、魂の方が新しいものだと考えることによって、いわば何もかも全部を、もう一度ひっくりかえしてしまったのです。C もっとも、自分たち自身の方がもっとひどくひっくりかえったのですが。というのも彼らには、眼の前にあるものから判断して、天を運行しているものはすべて、石や土やその他の魂をもたない多くの物質で充たされており、これらの物質が宇宙の秩序全体の原因をなしているのだ、というふうに見えたからなのです。[7] こういった考え方こそ、当時、そのような思想家たちに無神論者という非難や不評の数々を浴びせるようにしたものであり、そし

1　X. 896 A～B, 897 A 参照。

2　アナクサゴラスの Fr. 12 (DK) のなかに、「かつて存在しようとしたもの、かつて存在したが今はないもの、現在存在しているもの、将来存在するだろうもの、これらすべてのものをヌゥスは秩序づけた」という言葉がみられる。

3　数学関係の学問(数論、幾何学など)のこと。

4　事物の真の原因は「善」であって、「必然」は不可欠条件(補助原因)にすぎないというのがプラトンの基本的な考え方であり、その点は『パイドン』97 C sqq. のアナクサゴラス批判のなかで論じられている。なお、『ティマイオス』48 A をも参照。

5　966 E の「大衆が予想しているのとは逆の結果」のこと。つまり大衆は、天文研究は無神論者をつくると予想しているわけであるが、その逆の結果になるということ。

6　とくに、アナクサゴラスが念頭におかれていると思われる。上注2および『パイドン』97 C 参照。

7　同じく『パイドン』98 B sqq. に、アナクサゴラスに失望したことが語られている。なお、アナクサゴラスが無神論(不敬罪)のかどで告発されたことについては、プルタルコス『英雄伝』「ペリクレス」(三二)、Diog. L. II. 12 参照。

D

てとくに詩人たちが、哲学者を「月に向かって吠える犬」にたとえてその悪口を言ったり、その他にもまたいろいろと馬鹿げたこと[1]を言ったりするようにしたものなのです。しかし今日では、さっきも言いましたように、まったく反対の状況になっているのです。

クレイニアス　どんなふうになっているのですか。

一四

アテナイからの客人　いま言われたその二つのことを把握しない者は、死すべき人間のうち誰ひとり、けっして確固とした敬神の人にはなりえないのです。つまり、魂は、生成にあずかっているかぎりのものすべてよりも、はるかに古いものであり、不死のものであり、またすべての物体を支配しているということと、それに加えてさらに、さきほどから何度も言われていることですが、諸天体のなかには存在するものの指揮者である知性[2]が宿っているということとを、把握しないかぎりはですね。また、そのことに必要な予備的な諸学問[3]をも学ばねばならないし、さらに、これらの学問と音楽(理論)との関連をも綜合的に考察して、その成果を性格形成のための制度や法律にうまく合うように用いなければなりません。なお、理論的な説明の可能なものについては、その説明をあたえることのできる者とならねばなりません。これに反して、通常の市民的な徳をそなえているだけで、それ以上に、いま述べたような知識を身につけることができないでいる者は、おそらく、国家全体の支配者としてはけっして充分な者ではなく、せいぜい、他の支配者たちの補助者になりうるだけでしょう。

E

968

さて、それでは今こそ、クレイニアスにメギロス、わたしたちがこれまでに述べてきたすべての法律のほかに、

次のような法律をもつけ加えたものかどうか、よく見ていただかねばなりません。つまりそれは、最高の役人たちから成る夜明け前の会議が、わたしたちが述べてきたかぎりの教育課程を経た上で、国の安全を守るための守護者となるように法律によって設立される、ということなのです。それとも、どんなふうにしたらよいでしょうか。

B

クレイニアス　いや、すぐれたお方、その法律をつけ加えることに異論はありませんよ。もし何とかして少しでもそのようにする力がわたしたちにあるのでしたらね。

アテナイからの客人　さてそれなら、そのような目標を目ざして、わたしたちはみんなで頑張ることにしようではありませんか。そのことに関してなら、このわたしもまた、よろこんであなた方の手助けをするつもりでいますから、――そしてわたし以外にも、何人かのそういった助力者(4)を、わたしは見つけてあげられるでしょう――。というのも、わたしはその方面の事柄にはかなりの経験をつんでいますし、多年にわたって研究もしてきましたから。

クレイニアス　でも、あなた、何よりも第一には、神さまもまたわたしたちを導いてくださるにちがいないよ

1　『国家』X. 607B～Cに、哲学者に対する詩人の悪口の例があげられている。

2　967D8 τόν τε εἰρημένον は τόν τε ἡγεμόνα と読む（ビュデ版による）。

3　数学関係の諸学問のこと。『国家』VII. 522E～531Cでも、数論、平面幾何学、立体幾何学、天文学、音楽理論が哲学への予備学として語られていた。「夜明け前の会議」の会員の学科目には、以上のほかに、魂についての理論と、いわゆる「神学」が加えられるわけである。

4　おそらく、アカデメイアの学徒のことが念頭にあるのであろう。

(968)

C うな、そういう道にそってわたしたちは進むべきでしょう。しかし、わたしたちとしてはどうするのが正しいやり方になるのか、その点を今は話題にして、それを見つけ出すことにしましょう。

アテナイからの客人　でも、いま問題になっているような事柄[1]については、メギロスにクレイニアス、その会議が設立されないうちは、いまはまだその規則を定めることはできませんよ。その点については、その会議が設立されたときに、会員たちが自分で決定すべきであるというふうに定めておくことにしましょう。だが、それまでにも、そのような事柄を正しくととのえるのには、会員たちが多くの話合いを重ねて互いに教え合うことが必要でしょう。

クレイニアス　それは、どういう意味でしょうか。その今のご発言はどう理解したらよいのでしょう。

D **アテナイからの客人**　まず第一には、むろん、年齢、学習能力、性格、習慣の点で、国守りの職に適している者たちすべての名簿が作成されるべきでしょう。そのつぎには、彼らは何を学ぶべきかという点ですが、これはわたしたちが自分で見つけ出すのも容易ではないし、また、すでにそのことを見つけ出している他の人から学ぶことも容易ではありません。なおそのほかに、それぞれの学問をどの時期に始めて、どれだけの期間内に修得すべきかというそういったことを、文書にして規定するのも無駄なことでしょう。なぜなら、ちょうどよい時期に

E 学ばれるものが何であるかということは、学ぶ人それぞれの心のうちに、その学問についての[2]知識が生まれてこないうちは、その人自身にもはっきりと分らないでしょうから。だから、それらに関することはすべて、「語られえぬこと」と言うのは正しい言い方ではないにしても、「あらかじめ規定されえぬこと」と言うのは適切でしょう。というのは、そういったことをあらかじめ規定しても、いま話題になっていることについては何の役にも

立たないでしょうから。

クレイニアス　では、あなた、そういう事情にあるのだとすると、わたしたちとしては、いったい、どうすべきでしょうか。

アテナイからの客人　親愛なる方たちよ、わたしたちはどうやら、諺にあるように、「やってみなければ分らない」状態にあるようですね。そこで、もしもわたしたちが国制全体の運命を賭けて、いわゆる「一か八(ばち)か」[3]の危
969
険を冒そうというのであれば、そのようにしなければなりません。そしてわたしとしては、今またこの議論によって取り上げられることになった教育と養育に関しての、わたしの考えを述べたり説明したりすることで、あなた方とその危険を共にするつもりでおります。とはいえ、その危険は小さなものでもなければ、何か他の危険に比べられるようなものでもありません。だから、クレイニアス、あなたには、この問題についてはとくに留意していただくようにお願いしておきます。というのも、あなたがマグネシア人の国家を、――あるいは神さまがその国を何に因んで名づけられるにせよ――、正しく建設されたなら、あなたは最高の誉れをあげられるでしょう

1　968C3-4 の τῶν τοιούτων は(C6 の τὰ τοιαῦτα も)何をさしているのか漠然としていて、異論もあるが、アテナイからの客人の次の発言も考慮しながら、モロー の解釈(p. 513, n. 22)どおりに、「夜明け前の会議」の年少の会員が行なうべき高等研究の組織化のこと(つまり、どの学問をどの時期に、どんな順序で学ぶかというようなこと)と理解しておく。

2　968E2 του μαθήματος は τοῦ μαθήματος と読む(O⁴ 写本、ビュアリによる)。

3　原文は、文字どおりに訳すと、「骰子(さい)を投げて、三つとも六の目を出すか(完勝)、それとも、三つのばらばらの目が出るか(負け)」というような意味である(当時は、骰子は二箇でなく、三箇使われていた)。

(969) B し、あるいは少なくとも、後世のどの人たちよりも勇気ある者という評判を間違いなく受けられるでしょうから。ところで、この神的な会議がひとたび生まれたなら、親愛なる方たちよ、国家をその手に委ねなければなりません。そしてこのことに対しては、現代の立法者たちのうちの誰ひとり、反対する者はないと言ってよいでしょう。そして、わたしたちが少し前に、(1)頭と知性を結びつけてそれらが協同している姿を描いたときには、まだ言葉の上でのたんなる夢として言及していたことが、今は現実に実現されて、ほんとうに存在していることになるでしょう。つまり、その会議に参加する人たちが慎重に選抜されて、ふさわしい教育を受け、そして教育を受けた後では、国土の中央にあるアクロポリスに居住して、国の安全を守る能力の点でこれに匹敵するほどの人物を、C わたしたちはこれまでの人生においてはまだ見たことがないような、そういう国守りに仕上げられたとしたならばですよ。

メギロス　ねえ、クレイニアス、今までわたしたちが聞いてきたこと全部をもとにして考えてみると、わたしたちとしては、この国の建設は断念するか、そうでなければ、この客人を手放さないで、百方手をつくして懇願し、この国の建設に協力してもらうか、どちらかにしなければなりませんね。

クレイニアス　まったく、おっしゃるとおりです、メギロス。わたしもそのとおりにしますから、あなたも手を貸してください。

メギロス　ええ、よろしいですとも。

1　961D, 964D 参照。

『法律』補注

A 五九の因数について(V. 738A)

五〇四〇という数は次の五九箇の因数を持つ。

一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一二、一四、一五、一六、一八、二〇、二一、二四、二八、三〇、三五、三六、四〇、四二、四五、四八、五六、六〇、六三、七〇、七二、八〇、八四、九〇、一〇五、一一二、一二〇、一二六、一四〇、一四四、一六八、一八〇、二一〇、二四〇、二五二、二八〇、三一五、三三六、三六〇、四二〇、五〇四、五六〇、六三〇、七二〇、八四〇、一〇〇八、一二六〇、一六八〇、二五二〇。

B 第六巻一―三章における二つのテクストの併存説について(VI. 751A～755B)

(1)ヴィラモヴィッツ・メーレンドルフは、第六巻一章から三章まで(VI. 751A～755B)の、新しい国の最初の役人の選出について述べた箇所に矛盾があり、これは新旧原稿の併存によるものであるとした(*Hermes*, XLV, S. 398-402)。彼の結論だけを簡単に述べると、次のとおりである。現在のテクストは、751A～B2(便宜上これを(1)とする。以下同様)の序論的部分につづいて、751B2～753B1 (2)で、善い役人を選ぶことの重要性を説き、最近一緒になったばかりで互いに知り合ってもいないし、教育もない人びとが役人を間違いなく選ぶことは難しいと言って、市民が充分な教育をうけるまでの暫定的措置として、クノソス人が入植者から一九人、クノソス人自身から一八人、計三七人の護法官を選ぶべきだとする。ついで753B1-4 (3a)で、時が経ち国制の基礎が固まったら、護法官の選出は次のようにすべきであると述べ、753B4～D6 (3b)で三七人の護法官の選出方法を詳述する。ついで753D7～754D4 (4)で、最近つくられたばかりの国で役人の選出と資格審査をどのようにしたらよいかという問題をふたたび取りあげて、クノソス人が入植者から一〇〇人、自分たちから一〇〇人、計二〇〇人を選んで役人の選出と資格審査にあたらせ、この仕事が終了するとともにこの二〇〇人の選挙管理委員会は解散する。つづいて754D4～755B2 (5)で護法官の任務について語る。

ヴィラモヴィッツは上述の(2)(3)と(4)とは同一の問題、すなわち、新しい国の最初の役人選出にあたってのクノソス人の援助について述べながら、両者のあいだに両立し難い相違があること、したがってこれは新旧二つの原稿が併存しているために生じたのであろうと結論した。そして彼は(4)を旧原稿、(2)(3)をそれを書きかえた新しい原稿であると考えた。

(2)モローはこのヴィラモヴィッツの見解を取りあげて、

その新旧併存説は認めながら、若干の修正を行なった(*Plato's Cretan City*, pp. 204–206, 238–240)。モローによれば、ヴィラモヴィッツ説は次の二つの難点を持つ。①ヴィラモヴィッツは(2)(3)を新稿とするが、(2)と(3)の記述には矛盾があり、この二つは明らかに両立し難い。つまり、(2)によれば三七人の護法官はクノソス人と入植者から成るが、(3)によれば三七人の護法官はすべて入植者のなかから選ばれる。②(3a)において時が経過し国制の基礎が固まったらと言いながら、それにつづく(3b)で最初の護法官の選出方法について述べるのはおかしい。

以上二つの難点を解決するために、モローは(2)のみを新稿とし、(3b)(4)を旧稿、(3a)はおそらく新旧二つの原稿をそのまま取りいれた編者がつなぎの言葉としていれたものではないかとする。つまり、モロー説によれば、旧稿では、まず護法官の選出方法を述べ(3b)、ついでそのための選挙管理委員会について語り(4)、つづいて護法官の任務(5)に移る。新稿では、新しくつくられたばかりの国において善い役人を選ぶことの困難さのゆえに、護法官はクノソス人によって彼ら自身と入植者とから選ばれるべきであることを述べ(2)、つづいて護法官の任務(5)に移る。モローは護法官の任期は七〇歳までであるから、三七人の護法官を選ばなければならないのは第一回目だけで、二回目以後は欠員を補充するにとどまる。したがって(2)の護法官選出と(3b)のそれとはともに第一回目の選挙を指すのでなければならず、この前提に立って(2)と(3b)の記事は両立し難いから、両者は新旧別々の原稿に属すると結論する。

(3)これに対しソーンダースは、二つの原稿併存説を否定し、現在のテクストはそのままで一貫していると主張する(Alleged Double Version in the Sixth Book of Plato's Laws, *C. Q.*, XX-2, pp. 230–236)。ソーンダースによれば、(2)と(3b)とは矛盾するのではなく、(2)は第一回目の選挙、(3b)は二回目のそれについて述べていることになる。つまり、第一回目の護法官はクノソス人と入植者の双方から選ばれ、時が経って国制の基礎が固まると、あらためてもう一度入植者のみから三七人の新しい護法官が選出される。このように解すれば、(3a)はモローの言うように編者のつなぎの言葉ではなく、文字どおりの意味を持つことになる。そして(4)は第一回目の選挙の際の選挙管理委員会について述べたものとなる。(4)は正当な順序から言えば(2)の前におかれるべきであって、それが(3)のあとにくるのはおかしいが、『法律』では話題が中断したりあともどりしたりすることがたびたびあるから、この程度の順序の逆転は不可能とはいえないであろうというのがソーンダースの意見である。

C　地方保安官の数について(VI. 760B)

地方保安官の数については、「各部族ごとに、隊長五名と各隊長に一二名ずつ、あわせて六〇名の隊員との合計六五名である」とするのが、一般の解釈である。モローはこれに対し、「隊長五名と隊員一二名の計一七名である」とする(前掲書、pp. 186–190)。その理由は、第一の解釈では全体で七八〇名になり、しかもそのうち隊長を除く七二〇名の隊員は二

五歳から三〇歳までなければならず、これは五〇四〇という所帯数から推定される成年男子の全人口（モローはこれを一万から一万二千とみる）に比して多すぎるというのである。

いまこの両説をテクストのそれぞれの箇所にあたって検討してみると、六五名説に適した箇所と一七名説に適した箇所とがある。まず六五名説に適した箇所を取りあげると、(1) 760B7 ἑκάστῳ τῶν πέντε は「五名の隊長のそれぞれが一二名の隊員を選ぶ」と読む方がよいし、(2) 761D6 τοὺς ἑξήκοντα ἑκάστους は「各部族の六〇名の隊員たちはそれぞれ自分たちの地方を守る」と読むのが自然である。

他方、一七名説に適した箇所を取りあげると、(3) 760E3 τῶν δώδεκα は「五名の隊長が一二名の隊員を監督する」と読むべきだし、(4) 762E9–10 οἱ δώδεκα は「一二名の隊員が五名の隊長と一緒に」と読むのが自然である。とくに、(5) 761E3 μετὰ τῶν δώδεκα τοὺς ἑπτακαίδεκα では、明瞭に「五名の隊長は部下の一二名とともに一七名で裁きを行なう」と書かれている。

もし六五名説を取ろうとすれば、(3)(4)の「一二名」を「一二名組」と読むほかないし、さらに(5)に至っては、「五名の隊長は部下の一二名組の一つとともに一七名で」と読むか、あるいは「一七名で」を削るしかない。だがこれはあまりにも無理な読み方である。他方一七名説を取ろうとすれば、逆に(1)の「五名の隊長のそれぞれ」を「隊長たちの五名組のそれぞれの組」と読まなければならない。また(2)については「六〇名の隊員たちのそれぞれ」を「六〇名の隊長たちのそれぞれの五名組」と読まなければならない。これもたしかに不自然な読みではあるが、不可能ではあるまい。ことに τοὺς ἑξήκοντα「六〇名」を「六〇名の隊長」と取るのは、(6) 762D3 τοὺς ἑξήκοντα の用例から類推して、その方が適当であるように思われる。この(6)の「六〇名」は隊員六〇名説から一般に監視隊員を意味するものと理解されているが、これは「六〇名の隊長たち」を指していると理解すべきであろう。隊長たちはお互い同士よく監視して、違反を犯す者があれば直ちに告発すべきであり、これを怠る場合は若い人びとよりも厳しく罰せられなければならないというのがこの箇所の趣旨であるから。したがって逆に、この箇所を隊員六〇名説に対する反論の一つの根拠とすることもできよう。

以上要するに六〇名説と一七名説とは、テクストに徴するかぎり、どちらにも若干の無理があるが、一七名説の方が、その無理が比較的少なくて済むという理由で、地方保安官の数は各部族ごとに一七名であるという解釈の方を取った。

D　裁判制度について（VI. 766D）

プラトンが『法律』で提案している裁判制度は、当時のアテナイの裁判のあり方に対する批判の上に立っている。当時の裁判では数百人という多数の、しかもまったくの素人である市民たちが、そのつど籤によって選ばれて裁判官となり、したがって実質的審議は到底不可能であった。裁判官は多くの場合、当事者たちの涙や弁舌に動かされて一票を投ずるに過ぎず、しかもその判決は最終的なもので上告ができなかっ

た。このような裁判の現状に対するプラトンの批判は、『法律』のみならず、『ソクラテスの弁明』その他の作品にも明らかである。もちろんこのような制度は、アテナイ民主制の産物であって、それはそれとして多くの長所を持つものであった。そしてプラトン自身、市民による裁判を否定するものではなかった。できるかぎりすべての市民が裁判に参加すべきである、裁判に参加する権利にあずからない人は、自分が国家の一員であると考えることができない、というのが彼の主張であった。

そこで彼は市民による裁判を認めながら、従来の欠陥を改めて、少数の専門的知識を持つ裁判官が充分に審議をつくすことのできるような制度を考えた。それが『法律』における三段階の裁判制度である。第一段階は「村人や隣人」による裁判(VI. 762A)、「仲裁裁判」(VI. 766D)、「原告と被告とが共同で選ぶところの〔私的に〕選出された裁判官」によるもの(XII. 956B)、「隣人もしくは〔私的に〕選出された裁判官」によるもの(XI. 915C)、「仲裁人もしくは隣人」によるもの(XI. 920D)など種々の名称で呼ばれている。これは争われる事柄を最もよく知っている人びと、すなわち隣人や村人のなかから、係争者双方によって仲裁人を選んで、事を決着しようとするものである。そしてこの判決に満足し得ない者は第二審に持ちこむことができる。これは「部族民法廷」(VI. 768B～C)、「公共の法廷」(VI. 762B, VIII. 846B)、「地方の住民ないしは部族民からなる法廷」(XII. 956C)などと呼ばれている。これはそのつど籤によって部族民から選ばれる裁判官によって構成される。それが公共の法廷と呼ばれているところからしても、それは各部族ごとの地方法廷ではなくて、各部族民の代表から構成される国家的規模のものであると考えられる(モロー前掲書、pp. 257-261)。

第二審の判決に満足し得ない者はさらに上級の法廷に上告することが可能である。これはただ「第三法廷」(VI. 767A)と呼ばれるか、あるいは「選抜裁判官」による法廷(XII. 956D)と呼ばれている。この第三審は最終決定を下す機関であり、その設置は『法律』における裁判制度改革の白眉となるものである。この法廷の構成、運営についてはVI. 767C～Eに述べられているが、各役職から最善と目される者一名ずつを選んで構成されるそれは、裁判を素人の一般大衆から専門の知識をそなえた少数の人びとの手に移し、充分な審議をつくすべしとするプラトンの意図を充分にみたすものである。

『ミノス』解説

向坂　寛

登場人物

ソクラテス(Socrates)
無名の友人

一　内容梗概

トラシュロスによると、当対話篇はプラトンの真作(γνήσιοι διάλογοι)ということになるが、これを疑う学者も多い。対話者が二人だけであること、対話の手法や構成の仕方が似ていることなどから、当対話篇と『ヒッパルコス』を同一人物の作とし、作者はポントスのヘラクレイデス(前三九〇―三一〇年)ではあるまいかと考える学者もいる(Usener, Bickel etc.)[1]。また、両作品は別人の手になるが、当篇の書かれた時代は、早くとも前四世紀末をさかのぼらないはずであり、作者はすでにプラトンの後期作品(『法律』『ポリティコス(政治家)』)を読んでいたのではないかと言う人もある(J. Souilhé)[2]。

これに対して、トラシュロスをはじめ、当対話篇がプラトンの真作であることを疑わない学者も少なくない(Ari-

stophanes, Bentley, Ruhken, Grote)。これらの真偽論については、若干後述することになろう。

内容は、トラシュロスの副題「法について」(περὶ νόμου) からもわかるように、法(=きまり、慣習)の定義である。対話者たるソクラテスの友人は、法(=きまり)はきめられたもろもろの法の集合(νόμος = τὰ νομιζόμενα)と考える。これに対してソクラテスは、それでは法とはなにかに答えたことにならず、それらもろもろの法を法たらしめている法の本質(αὐτὸς νόμος)を問いただして行く。法をきめられた諸法の集合と考え、時と所によって異る法の相対性を主張したソクラテスの友人は、やがて前言を否定せざるをえない混乱に陥るのである。同じテーマの同種の混乱はクセノポンの『ソクラテスの思い出』の中のペリクレスにも見られる。若きアルキビアデスに尋ねられたペリクレスは、法とは相対的諸法の集合(τὰ νομιζόμενα)であると答え、結局、当対話篇の中のソクラテスの友人と同じ混乱と矛盾に陥るのである。[3] これは、以前には意識されていなかった思いなし(δόξα)の意識化とも言うべきもので、プラトンの初期作品におけるソクラテス的特色である。しかし、この混乱は、じつは進歩への前提と言ってもよいであろう。

ソクラテスの対話者は、時と所によって異る法は、愚かな人々にとって法と思われているに過ぎないのであって、真実の法は不変でなくてはならないことを認めさせられる。つまり、真に法と言えるものは、重力の法や医術の法のように、常に正しく、不変である。それは、あるがままの事実、真理(ὄν)の発見に基づいており、このὄνを当て損なう時、時と所によって異る諸法(τὰ νομιζόμενα)となる。そして「不正な法」というフレーズは一種の形容矛盾(contradictio in adjecto)であり、法ではない(317C)とソクラテスは言う。このὄνの発見は、クレテのミノス王のような賢明な王によってとらえられた時、正しく立法されることになり、今日でもそれらが普遍性をもって用いられている所以(ゆえん)であると言う。そこでソクラテスはミノス王を賛美してから、このような立派な立法者が人間の魂

を善くする手段はなんであるかと尋ね、知と合法的であることとの重要性を暗示しながら、対話は未完の形で終るのである。

二　ミノスの伝説と解釈

法の定義を内容とするこの対話篇は、中心素材から見ると、そのタイトルが示しているように、立派な立法者にして王であるミノスの業績と賛美へと集約されて行くかのようである。ところが、ミノス王自身については、当篇においてもそうであったように(318D～E)、いくつかの異った伝説、および解釈があることを忘れてはならない。『ミノス』の作者は、はたしてそのいずれの立場に立っているのかということが、『ミノス』成立推定年代とからんで、当然問題となる。そこで、これについて多少説明する必要があろう。

その一つは、当篇の無名の友人の言葉にもあるように(318D)、ミノスを野蛮で、始末におえぬ不正な人間とする見方である。これは悲劇作家たちの見方であり[4]、彼らによると、クレテの王ミノスはアテナイに対する残忍な圧制者として、九年毎に七人ずつの少年と少女を、クレテの迷宮にいる半身半牛の怪物ミノタウロスのために、人身御供として要求したというのである。二番目に、これとは反対の立場にあるものとして、叙事詩人ホメロス、ヘシオドスによる伝説がある。つまり、ミノスは非常に賢明な王で、彼はクレテに立派な法を立て、人々を徳へと教育し、自らはゼウスの友として、九年毎にイデ山の神の洞窟へ、ゼウスの教えを受けに通ったというのである[5]。三番目は、これらの相反する伝説の背後に、なんとか一貫した史実を見出そうとする歴史家たちの見方がある。当然彼らは、半身半牛の怪物の話は、一様にこれを否定する。ピロコロス(前三世紀)は、ミノタウロスが幽閉されていたという迷宮も、実は単に牢獄であって、ミノスが死んだ息子アンドロゲノスを記念して競技を行い、勝者にアテナイから

の若者たちを奴隷として与えたのだと述べる。[6] アリストテレスも『ボッティアイア国家誌』(一五八カ国にわたる国家誌の一つであるが、現存しているものは『アテナイ人の国制』だけである)で、アテナイからの若者たちは殺されず、クレテで給料を貰い、年をとったという。[7] ところで、プルタルコスは、『英雄伝』「テセウス」で、歴史家たちがミノス王について、一様に一致している点をわれわれに紹介している。それによると、ミノス王の息子アンドロゲノスが、アッティケで待伏せにあって殺されたということ、ミノス王はそこで、アテナイを攻撃して、その国を荒廃させたということ、その結果、飢饉と疫病が猛威をふるい、河は涸渇し、神アポロンはアテナイ人に対して、休戦の条件としてミノスの心を鎮めるために、九年毎に七人ずつの少年と少女を貢物として送らせたということ、である。[8] しかし、歴史家たちのこれらの共通点だけでは、ミノスは息子の当然の復讐をしたまでで、別段残酷非道の王ではないことになるが、またそれ以上でもない。肝心のミノス王の人物がどうであったかについては、歴史家たちの意見も食い違うのである。四番目に、ミノス王を、叙事詩の伝説、つまり、立派な立法者であり、偉大な王であったという立場を認めながら、正反対の立場に立つ悲劇作家の伝説を調停させている折衷説がある。たとえば、ディオドロス(前一世紀)によると、ミノスの息子リュカストスはイデと結婚し、ミノスⅡをもうけ、このミノスⅡがアテナイに対し、残忍な行為を行ったのであって、ミノス王ではないというのである。[9] 折衷説のもう一つは、当篇の作者のように(320E)、ミノスがアテナイを攻撃して悲劇作家を敵に回したために、彼はあらぬ誹謗を彼らによって受けることになったというのである。

ところで、スイエによると、この最後の、すなわち『ミノス』の作者の伝説の解釈とその手法は、前一世紀のディオドロスよりむしろ、前三世紀のピロコロスやアリストテレスの手法と解釈に近いと推測している。

三　『ミノス』の真偽論と成立推定年代

この対話篇は、対話の運び方、論理性に一種のぎこちなさがあることは事実である。しかし、同時にここには、諸徳の定義に迫るソクラテスの問題提起と同じ位に重要な問題が含まれていることも事実である。その意味で、ラム(W. R. M. Lamb)はプラトンの初期作品の偽作ではないかと考え(10)、ベック(M. Boeckh)は、プラトンと同時代人シモン(Simon)の作ではないかと言う(11)。

まずここで、『ミノス』をプラトンの偽作とは断定しないが、疑わしい作品(dialogue suspect)と考えるスイエが、偽作と考える諸家に対して行っている批判を紹介し、その後で、真作と断定するグロートが、偽作とするベックに対して行った批判を挙げることにする。

スイエの批判はまず、『ヒッパルコス』と『ミノス』両対話篇が、同一人の手になり、作者はポントスのヘラクレイデス(前四世紀)ではあるまいかとする考え(Usener, Bickel etc.)に対してなされる。たしかに両作品を通じて、語呂合わせ、畳韻法(νόμῳ τὰ νομιζόμενα νομίζεται, etc. *Minos* 314 A; ἀξιῶσιν . . . ἀξίων, etc. *Hipparchus* 225 A)をはじめ、対話の始め方、対話の手法、そして歴史的エピソードから作品のタイトルをとっていることなど、両作品が同一人の手になることを十分うかがわせるものがある(12)。しかし、スイエは、これらのことだけで、両作品が同一人の手になったと考えることは危険だという(13)。というのも、クセノポンの『ソクラテスの思い出』の中の正義の対話(第四巻(二))や、『ディッソイ・ロゴイ(両論)』、またプラトンの『正しさについて』などを読めば、この時代の対話篇は、ある一定のきまりきった型を踏襲して構成されていることに気づくであろう。作家たちは雄弁家の学校で、すでに準備されたテーマを、同じような表現形式で書いているので、『ヒッパルコス』との類似性にのみ限定することはできないと言う。次に彼は『ミノス』とストア学派との連関を主張する学者たち(たとえば Pavlu)に対して反論する。彼らは、『ミノス』の法、それは賢者の仕事であるが、それを定義することは、ストア派のテーマ(「賢者の

みが王である」μόνον τὸν σοφὸν βασιλέα)[14]の再現の感があり、さらに、『ミノス』に示されているような、現実の諸法の多様性と相対性は、ストア派が好んで取り上げたもので、たとえばクリュシッポスは、これらの多様性を列挙している、と言う。したがって彼らは『ミノス』の中にストア学派の傾向を見出すことができると言うのである。[15]これに対して、スイエは、賢者(哲人)が王であるとする考えは、ストア学派よりむしろプラトンの思想にずっと近いわけで、クレテの王はプラトンの『国家』の哲人王のタイプであり、『法律』(III. 690B)では知が支配者のメルクマールだとしている。そして、法の多様性や相対性についても、なにもストア学派にまで時代を下ることはなく、それ以前すでにヘロドトスにおいても、またソフィストたちも、ノモス(法、きまり)とピュシス(自然)の対立の中で、好んでこれを問題にしている。すなわち、『ディッソイ・ロゴイ』の著者は次のように言う、「もしもある人が皆に命じて、各人が悪いと思うもの(＝きまり)を集めてひと塊にさせ、今度はその塊の中から善いと思うもの(＝きまり)をとり出させたら、なに一つ残らないで、皆がその塊のそれぞれを分配することになろう」[16]と。

したがってスイエによると、『ミノス』とストア学派との類似性を主張することは不充分であり、とは言え、『ミノス』をプラトンの作品とするには内容的に問題があると言う。たとえば、法というものは、不変の真理、実在の発見(ἐξεύρεσις τοῦ ὄντος, 315A)であるとしながらも、それが真実の思いなし(ἀληθὴς δόξα, 314E)であると考えるのが、果してプラトンと言えるであろうかと言う。プラトンは、『国家』(V. 473D～E)においても、『ポリティコス(政治家)』(301B)や『法律』(III. 690B)においても、知者が支配すべきだと断言しているが、その「知」は学問(エピステーメー)であり、思いなし(ドクサ)をもって支配する人ではないことを明確に区別し、主張しているのである。また、プラトンは、立法は「知」をもつ人の仕事であるとしながらも、同時にそれは人間的な作業でもあり、その意味で、政治的人間としての制約があることを決して忘れてはいない。したがって、『ミノス』の作家のように、絶対不変の法以外は法ではないとする単純化とは異り、追求さるべき理念への不断の修正と努力が、プラトンの他の

作品の中に漲っていると言う。

このプラトンの思想の複雑性を、『ミノス』の単純化の精神はとらえていないとスイエは言うのである。結論として彼は、ビュザンティオンのアリストパネス(Aristophanes)が『ミノス』をプラトンの真作としていたわけであるので、前三世紀前に書かれていたことは事実だとする。しかも、プラトンの後期作品を読んでいたと思われること、またミノスの伝説批判がアリストテレス的であることから、前四世紀末をさかのぼらない期間に、つまり、前四世紀末から前三世紀末までの間に小ソクラテス学派か、アカデメイア学派に属する誰かによって書かれたものではないかと推測する。しかし、これはどこまでも推測の域を出ず、プラトンの真作ではないと断定することは危険であると述べている。

さて次に、『ミノス』を偽作であると主張するベックに対して真作であるとするグロート(G. Grote)の反論を紹介してみよう。

ベックが、プラトンの真作からこの作品を除外する理由として、第一にそれがプラトンの他の作品に似ていないこと(dissimilitudo)、第二にそれが他の作品にあまりに似ていること(nimia similitudo)を挙げている。[17]

第一の似ていない点として、(1) 二流の無名の対話者(secundarius collocutor)の登場、(2) 甘美な魅力(dulcissimae veneres)の欠如、(3) 非論理的混同した推理、(4) 非プラトン的語句の使用、などを挙げている。これに対してグロートは、(1)についてベックの比較の基準は、ある特定のプラトンの作品で、全作品を網羅していないと言う。たとえば『ソピステス』や『ポリティコス(政治家)』などは二流の対話者の登場ばかりか、主役ですら無名のエレアの外人であり、『法律』も無名の外人('Αθηναῖος ξένος)である。それゆえ、無名の対話者の登場から、プラトンの作品ではないとするのは根拠がないとする。(2)の甘美な魅力の欠如については、もしそのようなことが言えるなら、『パ

ルメニデス』『ソピステス』『ポリティコス(政治家)』『法律』『ティマイオス』『クリティアス』などのどこに甘美な魅力があるのだろうか。つまり、甘美な魅力のあるなしがプラトンを作者とする必須条件(sine qua non)ではない。(3)確かに非論理的混同が認められるとしても、それで偽作の条件とするに当らないと言う。たとえば、正に法なるもの(αὐτὸς νόμος)と現実の諸法の集合(τὰ νομιζόμενα)との混同は、プラトンの諸対話篇の間には確かにあると言える。『クリトン』では『ミノス』と違って、法を現実の諸法の集合として論じている。つまりプラトンみずから法を時には現実の諸法として、また時には法そのものとして混同して用いている。しかし『ミノス』に関しては、法を一貫して「正に法なるもの」として論じており、混同はないと言う。むしろ物理的法と刑罰などをともなう現実の法との混同を冒していることはグロートも認めている。しかし、それゆえに偽作とするなら、同様の理由で『エウテュデモス』『メノン』『ラケス』『カルミデス』『リュシス』などを疑わしき作品としたアストに、自分も同調しなければならないであろうと言う。また、この種の一貫性のない推論をとりあげるなら、プラトンのどの作品についても指摘できるとする。たとえば『パイドン』における魂の不死論の論証の非論理的ごまかしから、パナイティオス(Panaitios)と共に『パイドン』はプラトンの作品ではないとしなければならない。対話篇における推論の善し悪しと、それがプラトンの手によるものかどうかは別問題であるのに、不幸にしてプラトン学者はよく、前者によって後者を決定することがあると彼は非難する。(4)については、ベックは、たとえば、τὴν ἀνθρωπείαν ἀγέλην τοῦ σώματος(318 A 1-2)など非プラトン的語句とする。これに対してグロートは、この種の語句が、もし真作とされている作品の中にあれば——そしてそれはよくあることだが——いとも簡単にテクストの誤りとしたであろうに、『ミノス』では不当に非プラトン的語句として強調されるのはおかしいという。

第二のあまりに似ていること(nimia similitudo)については、ベックは真作とされている対話篇のうちのいくつかから、拙劣に模倣された『ミノス』の部分を例証する。しかし、グロートはむしろ、それこそ正にプラトンの真

作であることの反証であるとする。模倣(imitatio)という名の下にベックは自分の主張に都合よく解釈しているが、模倣という言葉は、証明されるべき問題が、それによってはじめて解明される前提を含んでいる。つまり、書いた本人が違っているという前提である。そうでない限り、プラトンの諸対話篇相互間の模倣はむしろ当然のことであるというのである。

グロートの主張では、プラトンは、法の本質という重大な問題を、未完の、簡略化されたやり方で、『ミノス』で提示したが、その後、別の作品(『法律』)で、もっと現実的な形で詳細に説明し、発展させたのではないか、それゆえ、粗けずりの『ミノス』は、彼の死後まで公表されなかったと言うのである。[18] ビュザンティオンのアリストパネスは、『法律』『ミノス』『エピノミス(法律後篇)』をプラトンの三部作とし、『ミノス』を『法律』と『エピノミス』の中間に位置づけている。[19]

しかし、シュライエルマッハー(Schleiermacher)、シュタルバウム(Stallbaum)などもベックと同じに、プラトンの真作のリストから除外しており、『ミノス』の真偽論は今後も続くものと思われる。いずれにせよ、当対話篇における法の本質を求めるソクラテス的問題提起の重要性は否定できないものであり、その意味でも、ソクラテス哲学解明の一つの足がかりになるであろう。

(1) Usener, *Vorträge und Aufsätze*, S. 95 ; E. Bickel, *Ein Dialog aus der Akademie des Arkesilas, in Archiv für Gesch. der Philos.*, S. 461.

(2) J. Souilhé, *Platon, Œuvres complètes*, XIII, 2e partie, (Les Belles Lettres) p. 85.

(3) Xenophon, *Commentarii*, IV, 2.

(4) Plutarchus, *Vitae Parallerae*, Theseus XV ; J. Souilhé, *ibid.*, p. 77.

(5) Homerus, *Odyssea*, XIX, 178–179, XI, 568 ; Plutarchus, *ibid.*, Theseus XVI.

(6) Plutarchus, *ibid.*

(7) *Ibid.*

(8) *Ibid.*, Theseus XV.

(9) Diodorus, *Bibliotheke*, IV, 60, V, 78.

(10) W. R. M. Lamb, *Plato*, (The Loeb Classical Lib.) p. 386.

(11) M. Boeckh, *Comment. in Platonis quo vulgo fertur Minonem eiusdemque libros priores de legibus.*

(12) C. Ritter, *Untersuchungen über Plato*, S. 90–95.

(13) J. Souilhé, *ibid.*, p. 83.

(14) H. von Arnim, *Stoicorum Veterum Fragmenta*, III, 332.

(15) J. Souilhé, *ibid.*, p. 83.

(16) Diels, *Fragmente der Vorsokratiker*, II, [83]–2–18.

(17) M. Boeckh, *ibid.*

(18) G. Grote, *Plato and the other Companions of Socrates*, III.

(19) Diogenes Laertius, III, 62. (The Loeb Classical Lib.)

主な使用文献

G. Stallbaum, *Platonis Opera Omnia*, IX, 1, Gothae, 1841.

F. Ast, *Platonis opera*, IX, Lipsae, 1827.

J. Souilhé, *Platon, Œuvres complètes*, XIII, 2e partie, 1962.

W. R. M. Lamb, *Plato*, (The Loeb Classical Lib.), 1964.

G. Grote, *Plato and the other Companions of Socrates*, III, London, 1875.

C. Ritter, *Untersuchungen über Plato*, Stuttgart, 1888.

M. Boeck, *Comment. in Platonis quo vulgo fertur Minonem eiusdemque libros priores de legibus*, Halae, 1806.

P. Shorey, *What Plato said*, (The University of Chicago Press), 1933.

Diogenes Laertius, I (The Loeb Classical Lib.), 1950.

岡田正三訳『ミーノース』(プラトーン全集第五巻)　全国書房、昭和四六年

『法律』解説

加来彰俊

登場人物

アテナイからの客人　この無名のアテナイ人は誰であろうか。その人は、他の二人の対話人物と同様、老人であり(I. 635 A, II. 657 D, 658 D, IV. 715 E など参照)、広く海外を旅行して各地の風俗習慣に詳しく(I. 639 D～E)、とくに法律や国制についても、自国アテナイのものだけでなく、スパルタやクレテをはじめ、その他の国々のものについても専門的な知識をもち、しかもその方面のことについては数多くの経験をつむとともに、多年にわたって研究もしてきた人物(XII. 968 B)として描かれている。

プラトンは、彼が知っていて、われわれが知らないところの、誰かそのような学識経験に富む一人のアテナイ人を本篇の登場人物にして、その人の意見を紹介しているのだろうか。あるいは、もっと身近な、アカデメイアの一員を名前を伏せて登場させているのだろうか。それとも、端的に言って、この無名のアテナイ人は、プラトンその人の代弁者とみなすべきだろうか。むろん、真実のことは知るべくもないが、ほとんどすべての研究者が一致して認めているように、このアテナイ人の述べる意見は、プラトン自身のものであったと考えて間違いないであろう。たしかに、他の多くの対話篇においては、登場人物がわれわれとプラトンとの間に介在して、どこまでがほんとうにプラトン自身の考えであるかをはかりかねる場合が少なくないけれども、この対話篇においては、プラトンとの間のそのような距離感をわれわれはほとんど感じなくてすむからである。

ただ、この『法律』も対話篇という一種の劇形式で書かれている以上、プラトンは自分を実名で登場させるわけにはいかず、この無名のアテナイ人という仮面をつけることになるのであるが、それはそれでまた、匿名の利点をも生かしているまうに見える。すなわちそれは、一方では彼に、国制と法律について自由で大胆な提案をすることを可能にさせるとともに、他方ではまた、その提案にはなお試案的な要素も含まれていることを示すための工夫でもあったと考えられるからである。

なお、この『法律』は、それの補遺である『エピノミス(法律後篇)』を除けば、プラトンの対話篇のなかで、ソクラテスが登場人物として現われていない唯一の作品であるが、——アリストテレスは、『法律』の国制を論評したところで、それを『国家』の国制に対する批評の直後においたために、誤って、『法律』の議論もソクラテスのものであるかのように言っているけれども(『政治学』第二巻(1265^{a}11))——、プラトンとしては、『法律』の舞台をクレテにおいた点からも、またその議論の内容からしても、ここでソクラテスを登場させることはできなかったであろう。

クレイニアス(Cleinias)　クレテ島のクノソスの市民。本篇以外には彼のことを知る材料はないが、彼自身の語るところによると(I. 642D～643A)、いわゆる七賢人の一人とされている神秘的な人物エピメニデスは、彼の祖先にあたり、エピメニデスがペルシア戦争の一〇年前に、神の予言にもとづいてアテナイに赴き、当時疫病の流行に苦しんでいたアテナイの町を神の命じた犠牲によって払い浄めたり、またペルシアの来寇についても、彼らはなすところなく撤退するだろうと予言したりして、アテナイに大きく貢献して以来、彼の先祖の者たちは代々アテナイの国と友好関係を結び、彼自身もまたアテナイにはたいへん好意を寄せている者とされている。

また、本篇第三巻末(702C)に言われているところでは、彼は祖国クノソスの政府の依頼によって、クレテの地に新しく建設される予定の植民都市(マグネシアの国)のために、法律制定の仕事を託された一〇人委員会の代表者ということになっている。

本篇の第四巻以後の内容は、そのような立場にあるクレイニアスのために、彼が将来その国を建設するときの参考になるようにという意図で、アテナイからの客人が「言葉の上で」国家をつくり、その国の法律制度をととのえてみせるという体裁となっているから、とくに第四巻以後においては、このクレイニアスが主として対話相手をつとめている。

メギロス(Megillos)　ラケダイモン(スパルタ)の人。この人物についても、本篇のなかで彼自身が述べていること以外には、まったく知られない。彼の語るところでは(I. 642B～D)、彼の家柄は、スパルタにおいてアテナイの権益を代表したり、またアテナイから来る使節その他の人の世話をしたりする「代理領事」(プロクセノス)の役割をつとめており、そのために彼は、子供の頃から、アテナイを第二の祖国のように考えて育ち、アテナイ人の優秀性には心から敬服している人間として描かれている。

彼は、三人の登場人物のなかでは最年長者であるが(IV. 712C)、――なお、アテナイからの客人が最年少者ということになっている(X. 892D～E)――、本篇での彼の役割は、いわば端役であって、スパルタの制度が話題になるときには対話相手となるけれども、その他の場合は、ときたま言葉をはさむだけである。

なお、本篇も一応は「対話篇」という形式になっているけれども、実質的には、この無名のアテナイ人の一方的な話に終始し、他の二人は、たんに相槌を打つだけの聞き役にすぎない。そしてとくに、第五巻以後において、モデル国家のために法律や制度をととのえる段になると、その合の手もなくなり、対話形式は完全に失われて、アテナイからの客人がひとりで長い説明を行なっているだけのところも少なくない。

また、本篇の登場人物として、対話相手になぜクレテ人とスパルタ人とが選ばれたか、そしてアテナイからの客人が主役となって議論をリードしている意味は何か、というような点については、本篇の執筆意図とも関連のある問題なので、のちにまた取りあげることにする。

一　全篇の梗概

プラトンの晩年最後の大作『法律』は、クレテ島を舞台にしている。先に述べた三人の人物が、かつて栄えたクレテ文明の古い都クノソスで落ち合い、真夏(夏至)の日の朝早く(III. 683C)、その町を出発して、イデ山麓にある

ゼウスの社（やしろ）――ゼウスがそこで生い育ったと伝えられる洞窟――に参詣するために歩き出す。長い道程（みちのり）であるから、「きょうは道すがら、国制と法律について話したり聞いたりして時を過ごそう」（I. 625A～B）とアテナイからの客人は提案する、という想定になっている。以下、われわれはまず、本篇の内容全体を、巻を追って順次に、大筋だけごく簡単に紹介しておこう。

〔以下に述べることは、「内容目次」で代えることもできたわけだけれども、「内容目次」はできるだけ簡単にして、項目を並べるにとどめたので、その間に多少のつながりをつけて、筋を通してみることを試みたものである。〕

第一巻では、アテナイからの客人は、仲間の二人が、クレテとスパルタという、ともにギリシアでも評判の高い国制のもとで育った人だからという理由で、彼ら二人の国の法律や制度を話題にとりあげる。そしてまず、彼らの国の法律に規定されている共同食事や体育などの制度に著目し、それらの制度はすべて、戦争における勝利を目標にしたものであることを指摘する。しかしながら、国と国との場合だけでなく、村と村、家と家、個人と個人、あるいは個人の内部の関係の場合でも、一方が他方に打ち勝って相手を滅ぼすことよりも、相手と和解することで両者が互いに友愛関係になり、平和が保たれる方がよりよいことであるから、したがって立法者としては、戦争における勝利よりも、友愛と平和を最善と考えて、その目的のためにこそ立法すべきではないか、というふうにアテナイからの客人は説く。

また、スパルタの一詩人は、外敵との戦いにおける勇者を賛美しているけれども、しかし戦争には、外敵との戦いよりももっと恐ろしい内乱があり、そしてこの内乱において信頼できる人間は、勇気だけでなく、徳の全部を兼ねそなえた者でなければならないから、もしもクレテやスパルタの法律が、言われているとおりに神から授けられたものだとすれば、それらの法律は、徳の一部である勇気、しかも徳のなかでは第四番目の、最低の地位にある勇気だけを目ざしているはずはなく、徳の全体が目標にされているはずだということが注意される。そして、思慮

(知性)を第一位とした、立法の目的である諸徳の序列と、その他にも考慮されるべき善の順位のことが語られる。

つぎに、議論はもう一度元にもどり、スパルタやクレテでは、勇気を養う手段として、先にあげた共同食事や体育などの制度が設けられているわけだけれども、しかし勇気は、恐怖や苦痛に対する戦いであるばかりではなく、欲望や快楽に対する戦いでもあるはずだが、両国とも、ただ快楽を避けることを命じているだけであって、積極的に欲望や快楽のなかに身をさらして、それによって精神を鍛えること、つまり節制の徳を養う制度には不足していることが指摘される。たとえば、スパルタでは飲酒を禁止することによって、人びとがその快楽に溺れないように防いでいるけれども、果たして飲酒を禁止することは正しいかどうか。むしろ、酩酊の人間におよぼす作用をよく観察し、酒宴の正しいあり方を工夫して、酒宴がもたらす教育的効果を考えてみるべきではないか——といったような方向へ議論は進み、第一巻の一〇章から**第二巻**の終りまでは、法律や国制という当面の主題からそれて、そういった酒の酔いのことから教育のこと、さらには音楽論へと話は移って行く。この脇道にそれた議論のなかには、快苦の感情を正しくしつけて、憎むべきものを憎み、愛すべきものを愛するようにするのが教育であるという、いわゆる感情教育論や、音楽や文芸の評価の基準は、愉しさ(快楽)であるか、正しさ(正確性、真実性)であるか、それとも有用(有益)性であるかといったような問題、さらには、老人たちから成る「ディオニュソス歌舞団」を設けて若者たちに歌舞の範を示させるべきであるということなど、いろいろと重要な問題が論じられているけれども、いまは主題を追うことにして、この部分の内容は省略することにする。

さて、**第三巻**に入ると、アテナイからの客人は、国制をその起源に溯って考察し、それの推移についての一種の歴史的な概観を試みる。すなわちまず、大洪水直後に山地に生き残った牧人たちが、一家一族ごとに分散して、国家も法律もなく、ただ家父長の支配のもとに慣習的な掟に従って暮らしていた時代が、第一の時期である。つぎに、彼らが山麓に降りてきて、大きな集団(ポリス)をつくり、農耕生活を営むことになると、各部族ごとにあった慣習

の代わりに、集団全体に共通の法律を制定する必要が起こり、この時期に初めて立法者が現われるとともに、またその国制も、先の家父長制に代わって、新たに貴族制ないしは王制（君主制）という形態をとることになると言われる。つづいて、人びとがさらに低地へ降りてきて、平野のなかの河に近い丘の上に国を建設する時期になると、国制も種々多様な形態をとることになるが、トロイアをはじめ各地の多くの国家は、この第三の段階のものとされる。そして、このトロイアを一〇年にわたって攻略したアカイア人たちは、帰国後、内紛のために一部は追放されたのであるが、彼らはドリア人と名前を変えて帰還し、ラケダイモンの地に定住して、ドリア人の三国、スパルタとアルゴスとメッセネの三国を建設するが、これによって国制の歴史は第四の時期を迎えたとされる。

そして実は、このドリア人の建国の話に移ったことによって、スパルタの国制、およびそれと「兄弟の法律」をもつクレテの国制についての検討という、第一巻前半の主題に戻ることになるのである。そしてそれ以後の議論においては、ドリア人の三国が建国当初は、各国とも王と民衆との間には共通な法律が制定され、相互にもまた友好同盟の条約を結び、そのうえ強力な軍団をもち、土地の分配その他の点でもたいへんめぐまれた状況にあったにもかかわらず、スパルタを除く他の二国は間もなく滅亡し、スパルタ一国のみが存続したのは、どういう理由によるのかが探究される。それは、空論によるのではなく、歴史の事実にもとづいて、何が王国を滅したのか、したがって、立派な国制はどうあるべきかを考察するためなのである。さて、その考察の結論は、簡単にいえば、こういうことである。すなわち、他の二国の滅亡の原因は、支配者の無知のためであり、つまり王が権力におぼれて適度を守らず、法律に従わなかったからであり、これに対して、スパルタの場合には、幸運にも王家に双生児が生まれ、王権は二分されて互いに掣肘（せいちゅう）し合ったために、またその後には、「神のごとき」立法者が現われて長老会の制度を設けたり、つづいては、監督官が選ばれたりしたことで王権が制約されたために、王の権力は適度を保つことになったのであるが、それがその国制を存続させた秘密であるとされる。かくて、このスパルタの国制についての歴史的

考察から、いわゆる「権力の分立と均衡」にもとづいた、支配権力の適度な混合こそ、国制の原則でなければならぬこと、したがってまた立法者としては、支配者は思慮をもち、被支配者たちは自由を享受し、そして両者の間は友愛によって結ばれることを、立法の目標にしなければならぬということが語られるのである。

なお、それにつづいて、アテナイからの客人は、ペルシア王朝の盛衰とアテナイの民主制の推移をも考察し、上述の歴史の教訓をさらに確認しようとする。すなわち、ペルシアについては、キュロス王の時代には、王には思慮があり、国民の間には自由と友愛とがあったけれども、次の王は教育が悪かったために思慮を欠き、次第に過度の専制に走って、国民は隷属状態におちいり、友愛も公共心も失われて、王権そのものも亡びてしまったこと、その後、ダレイオスがもう一度ペルシアを復興したけれども、その次の王はまた同じように専制に走って不運な最後をとげたことが述べられる。他方、アテナイについては、ペルシア戦争当時は、人びとは慎みの心をもち、彼らの自由は法律を主人として、それに服従する自由であったのに、やがて音楽についての法律が守られなくなったことから端を発して、その自由は次第に、法律も支配者も、両親も年長者も無視する身勝手な自由となり、過度の自由が生ずることになった経過が語られる。かくして、以上の考察にもとづいて、ペルシアの過度の専制(君主制)でもなく、アテナイの過度の自由(民主制)でもなく、その両者の適度な混合こそ、望ましい国制の姿であることが示されているのである。

ところで、このようにして望ましい国制の原則が明らかにされ、また立法者の目ざすべき目標は、思慮と自由と友愛の三つであることが確認されたところで、——第一巻以来のこれまでのすべての議論は、まさに以上のことを明らかにするためであったと言われているのであるが——、第三巻の末尾において、クレイニアスの立場が初めて明かされることになる。つまり彼は、クノソス政府の依頼により、クレテの地に再建されようとしている新植民都市の建設の世話と、その国のために法律を制定する仕事とを、他の九人の者とともに委嘱されていることを打ち明

けるのである。そこで以下、第四巻以後においては、アテナイからの客人は、その新植民国建設の参考になるようにという意図で、そのための一つのモデルとして、これまでの考察をもとにしながら、「言葉の上で」国家をつくり、その制度をととのえ、法律を制定することになるわけである。

さて、**第四巻**からは、いよいよモデル国家の建設にとりかかるわけであるが、アテナイからの客人はまず、クレイニアスに対して、新しく建設される国家——のちに「マグネシアの国」と呼ばれる——の位置、地理的条件、資源、および入植者たちのことについて訊ね、また立法の仕事に伴う偶然(運)の要素にもふれたあとで、つぎに、この新しい国家の国制をどのようにすべきかという話題へ移る。そしてその点については、スパルタの国制もクノソスの国制も、単純に王制とか貴族制とか民主制とかいう一つの名称で呼ぶのが困難であるように、この国の国制も、そういった従来一般の国制であってはならないとするのである。というのは、上述のような国制はどれも、国民の一部分を主人として、その支配に隷属しながら、支配権をもつその主人の名前にちなんで名づけられているにすぎないからである。そこで、この国がもし立派に治められるべきだとすれば、平和で幸福な時代であったと物語に伝えられているような、あのクロノスの時代の統治、つまり、人間によってではなく、神々により近いダイモーンたちによって支配されていた時代の生活を模倣しなければならないとして、そのためには、神的な「知性の行なう規制」を「法律」と名づけて、この法律に服しながら、国家も家もととのえるのでなければならないと、アテナイからの客人は説くのである。つまり、一言でいえば、この国は「法律の支配」している国でなければならないとされるのである。もっとも世間には、法律とは、その時の支配者(強者)の利益をはかるものだという間違った考えをもつ者もいるけれども、しかし真の法律は、「国家全体の公共のためを目的にしたもの」でなくてはならず、かりにもし法律が、一部の人のために定められているようなら、そのような法律を定める者は国家の市民ではなくて、党派の人間であろうと言われている。そこでまた、この国家では、法律に最もよく服従する者が支配者になるべきであ

るし、そしてその支配者は「法律の下僕」と呼ばれるのがふさわしいとされるのである。

さて、以上のことが確認されたあとで、そのつぎには、この国に入植する人たちはすでにこの土地に到着して、現にこの場所にいるものと想定して、植民者たちに対する呼びかけが行なわれることになる。ところで、この呼びかけは、のちに制定されるはずの法律全体に対して、その「序文」にあたるものであるから、アテナイからの客人はここで、法律には「序文」が必要であることを次のように説明している。すなわち立法者は、たんに法律の本文だけを定めて、強制したり処罰したりするのでは充分でなく、立法される相手側の者が心から進んで従うように、法律には、その「序文」としての勧告や説得の言葉をもつけ加えねばならぬと言うのである。そしてそのようにして、説得と強制とを併用する二重のやり方をするほうが、たんなる強制だけの単純なやり方をするよりもまさっていることを、自由民の医者の処方と奴隷の医者のそれとに比較したり、また結婚に関する法律の見本を示したりすることで例証している。かくして、これから制定されることになる個々の法律に対しても、多くの場合に、そのような「序文」がつけ加えられることになるのである。

さて、先ほどの入植者たちへの呼びかけは、神々を尊崇してこれに従う者になること、また両親を敬うことなどの市民生活の原則を説くものであるが、これは**第五巻**の六章までつづくことになる。つまり第五巻では、まず、神々につづいて魂が尊敬されるべきこと、および魂の正しい尊敬の仕かたのことが語られ、ついで、身体や財産の尊重の仕かたのことから、親族、友人、同胞、外国人に対する態度のことにまで話は及ぶ。さらに、個人としての正しいあり方にかかわる道徳の問題にも触れ、有徳の生活が快適な生活でもあることを論じて、この「序文」は終っている。

ところで、序文のつぎには、法律そのものの制定にはいるはずであるが、その前にもう少し、新国家の建設が具体的に進められていなければならないから、第五巻の残りでは、その点が語られることになる。すなわちまず、入植者の数、つまり新国家の市民(戸主ないしは家族)の数は五〇四〇とされる(この数は、一から一〇までのすべて

の数で割り切れるし、一を含めれば五九箇の因数をもつ便利な数として選ばれている。なお、家族、奴隷、在留外人も合わせれば、この国家の規模は、ギリシアの都市国家としては、中程度のものになるであろう)。そしてこの五〇四〇の市民に、分配地と家とが公平に分けあたえられる(この分配地と家とは、国土の中央の都市に近いところにあるものと、国境に近いところにあるものとの二つがある)。もっとも、最善の国制という見地からいえば、妻子も土地財産もすべて共有にするのが望ましいことではあるが、「熟慮と経験とをつめば、国家の建設というものは最善というわけにはゆかず、次善にならざるをえないことが分るだろう」(V. 739A)という認識に立って、土地と家は各市民に分配され、私有が認められるのである。しかし、できるだけ最善の制度に近いものにするために、この分配地は、個人や一族に属するものというよりは、本来は国家公共体に属するもの、神に捧げられた聖なるものとして、その売買や譲渡は禁止される。また、この五〇四〇という分配地の数をつねに不変に保つために、相続の規定とか、刑罰によっても没収されてはならないとかいうような規定が、のちにいろいろと工夫されることになるわけである。ただしかし、土地と家以外の財産については、すべての市民がまったくの平等というわけではなく、ソロンの制度にみられたように、市民はその財産額に応じて、第一、第二、第三、第四の四階級に分類されることになっている。つまり、分配地の評価額を下限(貧困の限界)として、それを尺度に、それの二倍、三倍、四倍の財産を持つ者ということで、それぞれの財産階級に所属させられるのである。そしてこの区分は、――むろん固定的なものではないが――、役人を選んだり役人に選ばれたりするときの資格とか、国家からの分配金の配分とか、税金や罰金の額の査定などの基準として用いられるのである。なお、市民には、一定の控除額を除いて、全財産を申告させ、分配地の評価額の四倍を越える財産は、国家と神とに捧げられることになっているし、また、分配地以外の財産はすべて公簿に記録されて、役人の管理下におかれている。そしてそのほかにも、国内通貨だけの所有を認めて、金銀の所有を禁止するとか、あるいは結婚の持参金や利貸し行為を禁止するなどの規定もあり、それに、市

民は商業や手工業には従事できない建て前になっているから、この国の市民には多くの財を蓄える途はほとんどないわけである。このような規定は、むろん、できるだけ市民の財産の平等化をはかり、内乱や分裂の原因になる貧富の両極端を防ぐための方策であるが、しかし根本的には、貧乏と富とが人間の性格におよぼす道徳的な悪影響を考えてのことである。財産への配慮は、魂、身体について最後のことにしなければならないという、先に述べられた法の序文の趣旨もそこにあったわけである。なお、第五巻の終りには、国土の分割のことも付け加えられている。つまり、国土の中央には都市を設けて、これを一二の区に分けるとともに、都市以外の残りの国土(地方)も均等に一二の部分に分けられる。また住民も一二の部分に分けられて、一二の部族を構成することになっているが、これらの区分は今後、行政上の諸目的にいろいろと利用されることになるわけである。

さて、以上で一応、新国家の下図は描かれたものとして、次の**第六巻**からいよいよ、制度および法律の制定にとりかかることになる。第六巻の前半は、この国に設けられるべき各種の官職と、役人の選出方法、およびその職務内容の説明である。すなわち、この国の官職のなかで最も特色のあるものであり、また行政上の最高の役人でもある護法官をはじめ、将軍その他の軍事関係の役人、政務審議会とその執行部、宗教関係の諸役人、地方、都市、市場それぞれの保安官、音楽および体育を管理する役人、そして教育監について、その人数、選出の仕かた、任期、職務内容のことが詳細に述べられており、またそれにつづいて、裁判制度のこともここで取り上げられている。つまり、私事に関する訴訟については三審制が採用され、三種類の法廷――隣人法廷、部族民法廷、第三(最高)法廷――が設置されており、特に最後の第三法廷はこの国独自のものであるから、その裁判官(選抜裁判官)の選出方法のことが詳しく述べられている(なお、国事に関する事件の裁判についても三審制が採用されているように思われるが、その点の記述は明確ではない)。

以上で、官職の制定と役人の任命のことは一応終ったものとされて、第六巻の後半から法律の制定の話に移る。

ただし、その箇所でもなお、新しい国に設けられるべき各種の建物のことだとか、奴隷の扱い方のことなどについても論じられているが、主として述べられているのは、結婚に関する事柄についての諸規定である。けだし、結婚が社会生活の始まりであると考えられたからであろう。そして結婚から出産、育児へと話題は広がり、**第七巻**では、子供の養育と教育に関しての広汎な諸規則や勧告が述べられることになる。つまり、いわゆる胎教のことから始まって、三歳までの幼児の性格づくりのこと、三歳から六歳までの子供の遊戯を通しての躾(しつけ)のこと、六歳以後は男女を別々にして武術の稽古を始めることなどが語られる。つづいて、学習は、身体のための体育と精神のための音楽(学芸)とに分けられるから、その両者についての説明がなされ、そしてこの巻では特に音楽(歌と踊り)についての諸規則が定められる。さらに、教育権は国家にあり、国家が教育を管理すべきであるという立場に立って、教育施設のことや教育の義務、男女平等の教育、また学科内容としての読み書き、竪琴、算数、天文学についての、学習期間や学習程度のことなどが詳しく説明されている。

第八巻の初めでは、前巻で規定し残された体育訓練に関することが取り扱われるが、ここで注目されるのは、各種の体育競技は、戦いに備えて、実戦に役立つもの、実戦を模倣したものでなければならぬとされている点である。つづいて、話題は一転して、愛と性の問題が取り上げられ、不自然な同性愛を禁じ、一夫一婦制を守るべきことが強調される。そして第八巻の残り三分の一では、もう一度話題は変わって、経済生活全般に関する諸規則が述べられる。この国は農業国であるから、それらの規則は農業関係法と名づけられてもよいものであるが、その内容は雑多である。つまり、農地の境界石のことから始まって、他人の耕作地への侵入などによって隣人にあたえる損害のこと、また、果実の収穫、耕作用水、収穫物の搬入に関すること、さらには、農産物の配分方法や住宅の配置のこと、そして市場での商品の売買のことなどについての諸規則が詳細に定められている。なお、ここで注意すべきことは、市民は土地所有者であるけれども、公共の仕事と国土の防衛に専念し、農耕は主として奴隷にあたらせ、ま

た商業や手工業には、一人一業を原則として、在留外人だけがたずさわることになっている点である。

第九巻の内容は、各種の犯罪と刑罰についての諸規定である。たしかに、この国においては、立派な政治が行なわれて、徳を実行するのによい条件はすべて備わっているはずであるから、そのようなことについて立法するのはある意味では恥ずかしいことだけれども、しかし人間の本性の弱さを考えれば、それもやむをえないし、それにこの国には市民のほかに、奴隷や外国人もいることだから、その必要はあるとされるのである。

そこでまず、神殿荒しの犯罪から始めて、国制転覆罪、反逆(売国)罪という国家公共体に対する重大犯罪についての罰則と、そのような事件についての裁判の進め方のことが語られる。そしてついでに、盗みについての罰則も簡単にすませようとしたところで、対話相手から異論が出されたために、しばらくまた本論からはずれて、立法の仕かたについての反省や、犯罪や刑罰の本質についての考察がなされることになる。すなわち、「正しいこと」はすべて「美しいこと(立派なこと)」であるはずなのに、刑罰は、これを与える側からみれば、正しいことであるが、受ける側からいえば、恥ずかしいこと、見苦しいことである。それなら、刑罰における「正しいこと」と「立派なこと」との関係はどう考えるべきだろうか、というのが一つの問題である。また、「ひとはみずから進んで悪事を行なうことはない」という命題が正しいのであれば、故意による犯罪はないということになるが、しかし一般には、犯罪は故意によるものと、そうでないものとの二種類に分けられて、それによって刑罰の軽重が定められている。では、この点は、いったい、どう考えたらよいのか、ということも問題になる。さて、前者に対しては、大衆の理解の不充分さが指摘されているだけであるが、後者に対しては、犯罪には二種類のものがあるけれども、それを単純に故意によるものと、そうでないものとで区別するのではなく、損害行為と不正行為とによって区別することが提案されている。つまり、不正行為のほうは、その人の悪しき性格にもとづいてなされる損害行為であって、それは単なる損害行為からは区別されるべきだというのである。したがって、損害行為に対しては、その損害を賠償さ

せるだけでよいが、不正行為に対しては、あたえた損害を賠償させた上に、二度と再びそのような行為をしないように、教育や処罰によってその人の性格を治療匡正するようにしなければならないと言われる。つまり刑罰は、匡正治療の手段であるという、教育刑的な考えがとられているわけである(ただし、治療不可能な者に対しては、国家から悪人を取り除くためにも、また他人に対する見せしめとするためにも、死刑が科せられることになっている)。ところで、そういった不正行為の原因ないし動機は何であるかといえば、それは第一には激情や恐怖であり、第二には快楽や欲望であり、第三には無知であるとされる。ただし、この無知は、「単純なもの」と「二重になっているもの」とに分けられ、後者はさらに、「弱い力を伴うもの」と「力と強さが伴うもの」とに分けられて、全部で三種類に区別されるから、不正行為の動機は全部で五種類あるとされている。

さて、そういった考察ののちに、議論はもう一度本題にもどり、第九巻の残りでは、殺人罪、傷害罪、および暴行罪について、それらの諸事例を列挙し、それぞれに対する罰則が詳細に定められている。

つぎの**第一〇巻**は、不敬罪が主題である。しかし、それに関する法律は、終りの二章に簡単に述べられているだけで、それまでの第一〇巻のほとんど全部は、その法律のための「序文」となっている。そしてこの「序文」は、本篇のなかに含まれる他のどの「序文」よりも長く、また勧告や説諭の形をとらずに問答法による論証形式となっている点が注目される。なお、この「序文」は、プラトンの「神学論」とも言われ、また「自然神学(哲学的神学)」の歴史上最初のものともされて、本篇のなかでも最もよく読まれ、広く知られている部分である。その内容は、神々についての三つの誤った考え、すなわち、神々は存在しないという考えと、神々は存在するとしても、人間のことには無関心で気づかってはくれないという考え、および、神々は存在するし、かつ人間のことを配慮してくれるとしても、犠牲や祈願によって容易に買収されうるという考え、この三つの考えを反駁することにある。

ところで、特に若者たちが神々に対して暴慢な振舞いをするのは、神々についてのそういった間違った考えが原

因なのであるが、しかしそのような考えは、実はその背後に、自然や偶然を技術(人為)よりも優先させる、「現代の知者たち」のいわゆる唯物論的自然観があって、それに毒されて生じたものであることが注意される。そこで、まず、そういった知者たちの無神論的な自然学説の大要を紹介したあとで、これを反駁するという仕かたで神々の存在は証明されることになるのであるが、その証明の要点は、簡単にいえば、こういうことである。すなわちまず、運動変化の種類を数えあげた上で、それらのなかでは自分で自分を動かす運動が第一のものであり、その他のすべての運動変化の始源であること、ところで、この自分で自分を動かす運動とは魂のことであるから、とくに諸天体の規則正しい運動は、知性をそなえた最善の魂の働きによるものであること、したがって、そういった最善の魂を神とみなすべきなら、神々は存在するのだということである。ついでまた、神々は人間のことに配慮しているということも、さらに、神々は買収されうるようなものではないということも、順次に証明されているのだが、その内容は本文にゆずることにして、ここでは触れないことにする。

残りの第一一巻と第一二巻は、いわば「材料が寄せ集められている」段階で、各種の法律が雑然と未整理のままに並べられている。全篇のなかでもこの二巻はとくに、プラトンが仕上げをしないで未定稿のままに残した部分であるように思われる。まず第一一巻では、最初に、各人の財産の尊重ということに関連して、埋蔵財貨や拾得物についての規定があり、また財産の一種である奴隷の扱い方や解放奴隷の義務のことが語られる。さらに、商人の守るべき商道徳に関することとか、職人の契約履行義務のこととかが述べられたあとで、そのつぎには、遺言、相続、孤児の後見、息子の勘当、離婚と再婚、両親の遺棄などについての親族法に相当するものがあり、最後には、まったくの雑則というよりほかないものが列記されている。そして第一二巻の大半も、その雑則のつづきであるが、しかしそのなかで注目すべきものは、護法官と並んでこの国の最も重要な役人である監査官の選出と、その職務内容についての規定である。この国の役人は、また裁判官も、任期終了後に、執務監査を受けることになっているが、

その執務監査を行なうのが、この監査官の職務だからである。「この役目は、国制が安全に保たれるか解体してしまうかに決定的な役割を果たす」ものとされ、「彼らがその職責を非のうちどころのない正義によって果たすなら、国家と国土の全体は栄えて幸福になる」と言われている。したがって彼らは、全市民のなかから、すべての徳において最もすぐれた者が選ばれ、生きている間は、国家全体から最高の栄誉を授けられるし、死んだ場合には、特別の葬儀を受けることになっている。なお、そのほかにも、国外視察員のこととか、裁判の三審制についての具体的な説明とか、注意すべきものは若干あるけれども、法律制定の仕事は、——それは最初、結婚に関する規定から始まったのであるが——、最後は、ひとが死んだ場合の葬儀に関する規定で終ることになる。ただしかし、「どんな場合においても、何かを成しとげたとか、手に入れたとか、確立したとかいうことで、ものごとはすべて終りになるのではなく、わたしたちが生み出したものに、それがいつまでも完全な形で保全されるような方策を見つけ出してやったときに、なされるべきことはすべてなされたのだと考えるべきなのです」(960B)と言われて、これまでに確立され制定された国制と法律の保全策が、第一二巻の終りで問題にされる。そしてその保全策として提案されるのが、有名な「夜明け前の会議」の設立である。

この会議のことについては、すでに第一〇巻のなかで、その会員たちは、不敬罪で「矯正所」に収監されている者たちに接見して説諭し、その者たちの精神的更生をはかる役目をもっていることが言われていたし、また国外視察員たちに関する規定のなかでも、彼らが帰国したときに、法律の制定や教育に関することで海外からえた情報を報告すべき機関として、その会議の構成と議題とについては説明されていた。つまりその会議は、監査官全員と、護法官たちのうちで、そのときの最年長者一〇名と、さらに、護法官のなかから選出された教育監——在職中の者も任期を終えた者も——とで構成されており、そしてこれらの会員はめいめい、三〇歳から四〇歳までの年齢の者で、自分が適当と思い、かつその会議の構成員全員によっても承認された若い人を一人伴って出席することになってい

たのである。またその会議は、毎日、夜明け前から太陽の昇るまでの最も暇な時間に開かれ、自国の法律に関することや、またそれに関連する重要な問題で国外で耳にしたこと、ならびに法律の考察に有益な学問のことについて話し合われることになっていた。そしていまこの箇所では、その会議が、国家のいわば頭脳にあたる位置を占めて、若い会員たちは鋭敏な目と耳の役割を、年長の会員たちの方は知性の役割を果たしながら、それら知性と感覚との協同によって、国家全体の安全を保つべきものとされているのである。そしてそのためには、会員全体が、とりわけ若い会員たちが高度な教育を受けて、彼らが立法の目標である徳については、多のなかに一なる形相を見ることができるとともに、神々の存在、魂の本性、諸天体を支配している知性などのことについても確固たる認識をもって、「真の意味での法律の守護者」となることが要請されているのである。そしてそのような認識をもつためには、それに必要な予備学問も学ばねばならないのであるが、——これらの学問は、『国家』において哲学の予備学問とされたものと同じ数学的諸学科のことが考えられているのだが、正確なカリキュラムのことは、その会議設立後に会員自身が決めることとして、ここでは省略されている——、ともかく、その会議の会員たちが、そういった教育を受けた上で、哲学的知識にもとづきながら、真の国守りとなるように法律によって定め、国家をその人たちの手にゆだねることが提案されて、本篇は終っているのである。

二　本篇の特色、執筆意図と執筆年代

以上、本篇の内容を巻を追ってひととおり見てきたのであるが、話題は広汎多岐にわたっており、その全貌はこのような簡単な要約ではとうてい尽せるものではない。ただ、後から振り返ってみれば、本篇は全体としては一つのはっきりした構想のもとに書かれていることが分るだろう。つまり、「言葉(ロゴス)の上で」クレテの地に新しい植民都市を建設し、その国制を定めて、もろもろの制度をととのえるとともに、それに必要な各種の法律を具体

的に制定することが、本篇全体の趣旨であったと言ってよいであろう。とは言っても、そのことは実際には、本篇の第四巻以後においてなされていることであり、それまでの最初の三巻は、そういった本論に対するいわば序論にあたる部分であると考えられる。そしてその部分では、新しい国家を建設するにあたって、どういう国制がよいか、また立法の目標はどこにおくべきか、といったような原則的な事柄について、それを主として、当時立派な国制として評判のよかったクレテとスパルタの国制の批判的な考察を通して、さらには、ペルシアやアテナイの過去の経験からも学ぶことによって、明らかにすることを意図したものであったとみることができるだろう。

ところで、「言葉の上で国家をつくる」ということは、プラトンのもう一つの大作『国家』においても試みられていたことである(II. 369C参照)。ただ、『国家』の場合には、その目的は、正義とは何か、正しい人は果たしてほんとうに幸福であるのかどうか、という問題を直接の考察対象としながら、そのことをいきなり個人の場合について考えるにはいろいろと困難な点があるから、まず、正しい国家、最善の国家を言葉の上でつくってみて、そのいわば「大文字」のなかにおいて、正義のもつ意味を明らかにしようとするものであった。したがって、『国家』においては、国をつくる目的がそのようなことに限られている以上、最善の国制はどうあるべきかという原則論を述べるにとどまり、その国の具体的な制度や法律のことにはほとんど言及されずに、ただもっぱらその国の守護者、支配者になるべき者の教育のことが論じられているだけであった。そしてその教育さえ立派に行なわれるなら、それ以上の細々したことは立法するまでもないとして省略されていたのである(『国家』第四巻三―五章参照)。それゆえにまた、そのいわゆる「理想国」は、文字どおりにユートピアであって、「この地上にはどこにも存在しない国」であり、「それはおそらく理想的な範型として、天上に捧げられて存在するだろう」(IX. 592A～B)と言われているのである。いや実は、『国家』の場合には、「その国が現にどこかにあるかどうか、あるいは将来存在するだろうかどうかということは、どちらでもよいこと」(592B)なのであって、その国を模範として、「これを見ようと望む者、

そしてこれを見ながら自分自身の内に国家を建設しようと望む者のために」(592B)、つまり、「自己の内なる国制」(591E)を最善なものにしようとする者のために、その国家はつくられたのだと言うことができるだろう。

しかし、これに対して、『法律』の場合には、同じく言葉の上でつくられる国家といっても、それはクレテ島内の一定の地域に建設されることになっている。その地域は、地図の上でいえば、クレテ島中央の南部、現在のメッサラ平野の西の端、ヒエロポタモス河の流域にそったゴルテュンとパイストスとの中間地帯にあたるところと推定されている。[1] そしてそこは、海岸には良港があるけれども、海からは八〇スタディオン(約一五キロ)ばかり奥に入ったところであり、森林、山地、平野の入り混じった地形をもち、たいていの物資は自給自足できるけれども、造船材には乏しい土地というふうに説明されている(IV. 704B〜705C)。また、その土地にはかつてマグネシアという名前の古い国があったが、――小アジアのマイアンデル河流域にあったマグネシアの国は、このクレテのマグネシアを母国として、そこからの植民者によって建設されたと伝えられているのだが――、今は住民は移動して、無人の地になっており、その古い都市の跡に、新しいマグネシアの国家は再建されるのだという想定になっているのである。このように、『法律』の場合には、その国家の建設予定地の地理的、歴史的背景が明確に示されているのであるが、その上、すでに述べたように、この国への入植者は主としてクレテの諸都市からの、一部はペロポネソス地方からの人たちから成ること、またその入植者の世帯数は五〇四〇であり、彼らは均等な分配地を割り当てられることなど、国家の構成に関することも具体的に定められているのである。さらにまた、そのような前提に立って、各種の官職の制度をはじめとして、市民の家庭生活に関する規定や、経済活動についての規則、また種々の犯罪に対する罰則の制定など、その国の法律制度全般についての詳細な説明があたえられているのである。つまり要するに、同じく言論によって国家をつくるのであっても、このように具体的、現実的であることが、『国家』と比べてみた場合の『法律』の大きな特色であると言えるわけである。

しかしそのことは、『法律』においては、最善の国制という理想がまったく放棄されているとか、哲学の支配という考えは捨て去られているとかいうことを意味するものではない。『国家』(V. 473C〜D)において、その「理想国」を実現するための必要最小限の変革として提案されているところの、いわゆる「哲人王」の思想は、『法律』(IV. 709E〜711A)のなかにも認められるものであり、そこでは、すぐれた立法者が、素質に恵まれた節度のある僭主にめぐり会うときにこそ、「最善の国家への変化は、最も容易に、また最も速やかに行なわれる」というふうに言われている。しかも、そこで言われている「恵まれた素質」の僭主とは、「若く、生まれつき記憶力に富み、聡明で、勇気があり、度量の大きい」人のことだとされていて、これは、『国家』(VI. 487A)において、哲学者のもつべきすぐれた素質として語られていたものとほぼ同じものなのである。また、『国家』(III. 416D〜417B, IV. 423E〜424A)において守護者階級のために定められた、妻子、財産の共有という、いわゆる「共産主義」の制度は、『法律』(V. 739C〜D)においても、それこそが国家を一つに結合させるものとして、「最善の国制、最善の法律」であることが認められている。ただしかし、『法律』においては、先に述べたように、「熟慮と経験とをつめば、国家の建設というものは最善というわけにはゆかず、次善にならざるをえないということが分るでしょう」(V. 739A)という認識に立って、最善の国制を手本にしながら、できるだけこれに近い「次善の国制」の実現が目ざされているのである(VII. 807B〜C参照)。つまり、いま述べた例でいえば、妻子が私有されるのはもちろんのこととして、土地と家とは市民に平等に分配されて私有を認められるけれども、しかしそれらは、個人や一族に属するものであるよりは、本来は祖国と神に属するものであり、国家全体の共有物とみなされているし(V. 740A, IX. 877D, XI. 923A〜B)、また、哲学の支配という考え方は根本的には変わらないけれども、人間の本性の弱さを考慮に入れて、人間の支配の代わりに、法律の支配が説かれているのである。しかしこの点については、またあとで述べることにして、とにかく、この『法律』では、前四世紀のギリシアの現状のなかで、実際に実現可能な植民都市のモデルを、

言葉の上で具体的にかつ詳細に建設することが目的になっているのである。

では、なぜプラトンは、その生涯の最後において、哲学の仕事からは一見遠くかけ離れていると見えるような、かくも労苦の多い仕事にとり組んだのであろうか。いったい、何の必要があって、そのような植民都市のモデルをつくってみせたのだろうか。

われわれはまず、当時のプラトンがおかれていた立場を考えてみなければならない。彼が主宰していたアカデメイアの学園は、もともと政治と哲学の一致という彼の理想にもとづいて創設された以上、それはたんに純粋な学術研究のための学園であっただけではなく、同時にまた、立法者や政治家を養成するための場所でもあった。そしてその目的のために、この学園では、諸国の法律制度の研究も盛んに行なわれていたようである。事実、この面でもアカデメイアの名声は高く、ギリシアの各地から、アカデメイアの学徒で立法者、政治の助言者として招かれた者が数多くあったことが後代の記録に残されている[2]。そしてプラトン自身さえ、あるときにはキュレネの人たちから立法のために招聘されたし、またあるときには、当時、テバイによって建設された新植民都市、アルカディアのメガロポリスのために法律起草の仕事を依頼されたということが伝えられている[3]。プラトン自身は、その招請をどちらの場合も断ったけれども、アカデメイアの学徒に対しては、彼らが現実にそのような立場に置かれたときに役立つようにと、彼らのために植民都市建設のための一つのモデルをつくってみせる必要があると、プラトンは考えたのではないかと察せられるのである[4]。

しかしながら、『法律』の執筆目的をただそういったことだけに限るのは、充分な理解ではないだろう。われわれはさらに、当時のプラトンの政治的関心についても考えてみなければならない。「第七書簡」のなかのプラトンの自叙伝と言われる有名な一節のなかには、「……わたしは、初めのうちこそ国家公共の仕事をなすことに対する非常な熱意に充たされていたのですが、その方(法律習俗)へ目を向け、それの変転きわまりない有様を見て、つい

には目まいを感じるにいたりました。それでわたしは、直接それらのことだけでなく、広く国制全体についても、いったいどうすれば改善されるだろうかと、考察することはやめなかったけれども、しかし実際に公的活動を行なうことの方はつねに好機を待つことにして、これを控えたのでした」(325E～326A)と記されている。つまりプラトンは、若い頃から政治への志を持ちながらも、現実政治の実態に失望して、それに直接たずさわることを断念せざるをえなかったのであるが、しかしそれ以後も彼は、法律や国制の改善については、つねに考えつづけていたのである。ところが、彼が六〇歳になったときに、一つの「好機」が到来して(327E～328C)、シケリアの現実政治に関与せざるをえなくなった。そこで彼は、多年考えつづけてきた国制と法律についての改善策を、シュラクサイの国家のために提言したのである。その内容の詳細は知る由もないが、『書簡集』を通してわれわれが知るかぎりでは、シュラクサイの僭主制を立憲王制に変えて法の支配を確立することと、カルタゴ人によって荒らされたシケリア島内のギリシア人諸都市に再植民してこれを再建し、ギリシア人が一致団結してカルタゴ勢にあたることが、彼の勧告した政策の眼目をなすものであったように思われる(『書簡集』III. 315D, VII. 332E～333A参照)。

しかしながら、とくに『法律』との関係でいえば、われわれはさらに次の事実に注目しなければならない。その一つは、ディオニュシオス二世に宛てて書かれた「第三書簡」のなかに述べられていることである。すなわちプラトンは、前三六七年にディオニュシオス二世に招かれてシュラクサイに赴いたときに、彼が政治上の問題でその僭主と共同して事を行なったのは、初めの時期だけであり、それもごく些細な事柄についてだけであったと言われているのだが、そのほかに、「法律の序文のことでいささかの努力をした」(316A)ということが記されているからである。ところで、法律には「序文」をつけ加える必要があるというのは、『法律』の第四巻終りに述べられているプラトンの独創的な考えの一つであるから、——シュラクサイで書かれた「序文」が、『法律』のなかにあるものと同じであるかどうかはともかくとして——、少なくともそういった考えを、プラトンはシュラクサイにおいて多少と

も実行に移そうとしたのではないかと想像されるわけである。

しかしながら、『法律』との内容的なつながりの点で最も注目さるべきものは、「第八書簡」である。この書簡は、「第七書簡」に対するいわば追伸の形で、亡くなったディオンの身内とその同志の者に宛てて、前三五二年に書かれたものと推定されているが、そのなかでプラトンがシケリアの当面の事態に対して勧告していることのなかには、『法律』のなかに述べられていることと符合するものが多いからである。すなわち、プラトンはまず、従来と同じく、僭主制を立憲王制に変えるべきだという原則論から勧告を始めているのであるが、その転換が必要であり、また可能でもあることを示すために、彼はリュクルゴスの故事を引き合いに出して、次のように説明している。つまり、アルゴスやメッセネでは、王が専横になり僭主のごとく振舞ったために、自分も国も滅したことをリュクルゴスは見て、そこで彼自身の国スパルタにおいては、王の権力を抑制するために長老会などの制度を設けたこと、そして彼のそのような立法の結果、スパルタでは法が人間の上に君臨して王となり、人間が法を勝手に左右する僭主にはならなかったことが、その国制を多年にわたって存続させたのだという意味のことを述べているのである。ところで、この内容はまさに、『法律』の第三巻において、アテナイからの客人がドリア人三国の国制の変化について行なった歴史的省察の簡単な要約にほかならないと言ってよいであろう。

また、プラトンがつぎに述べている勧告――支配(隷属)も自由も適度であるのが善であり、両方とも過度に陥ってはならないという戒めも、同じく『法律』の第三巻で語られている、ペルシアとアテナイの歴史の教訓に対応しているとみることができるだろう。

さらに、以上の一般的な勧告につづいて、プラトンがディオンの言葉に託しながら、――もしディオンが生きていたなら、言ったにちがいないこととして――、提言している具体的な勧告や政策のなかにも、『法律』の内容に重なるものが含まれている。すなわち、そこでは、金儲けや蓄財に心を向けるなという法律、つまり、精神(魂)の

よさを第一にして、これを尊重し、それについでは身体のよさを第二位におき、そして財産は身体や精神に奉仕するものであるから、これの尊重は第三位(最下位)におくようにという内容の法律が、何よりもまず制定されるべきだと言われているのだが、これは『法律』のなかでは、法律全体の「序文」にあたるものとして、入植者たちへの呼びかけのなかで言われているものであり(V. 726A～729C)、また立法の目標は徳であるということに関連して再三語られていることでもある(I. 631B～D, II. 661A～C, III. 697B～C)。

なお、その書簡の最後には、現状での採るべき政策として、国民に責任を負う三人の王を立てることが提案され、そのための手順として、長老たちを招いて、王の権限その他について法律と国制を定めることを委嘱するようにということが言われているのであるが、そのなかには、「護法官」や「選抜裁判官」という新しい官職の制定とか、また両者合同の法廷の設置とかいう提案がなされていて、この点でも『法律』の内容と一致することが知られるであろう。

以上、われわれは多少詳細にわたって、『書簡集』のなかでプラトンがシケリアの現実政治に関して勧告していることと、『法律』の内容との間には多くの点で符合するものがあることを見てきたのであるが、このことは、多年国制と法律の改善について考えつづけてきたプラトンが、シケリアでの経験をも生かしながら、現実に実現可能な最善の国制と法律の一つの見本を、『法律』のなかで具体的に描いてみせたということを意味するだろうし、あるいは逆に、『法律』のなかで架空なものとして提案されている構想の一部を、シケリアの現実政治に適用したのだというふうに見ることもできるだろう。それはいずれにしろ、ともかく『法律』は、一つには、アカデメイアの学徒の参考に資するために、植民地建設の一つのモデルとして書かれたものであったろうし、また一つには、プラトンが終生もちつづけた政治的関心が、シケリアにおける一連の政治事件への関与によって深められながら、最終的に結実したものでもあったろう。

ところで、『法律』の執筆意図については以上でおくことにして、その執筆年代についても、上述のような『書簡集』との内容的なつながりから、大体の推測ができるわけであるが、しかしその前に、もう一つ片づけておかなければならない問題がある。それは、『法律』の舞台になぜクレテ島が選ばれたかということである。あるいは、それと重なる問題であるが、アテナイからの客人——これは前に述べたようにプラトンの代弁者と考えてよかろう——の対話相手に、なぜクレテ人とスパルタ人とが選ばれたかということである。そこで以下、その点についても若干の推測をつけ加えておこう。

先に述べたように、プラトンがシケリアの政治事件に関連してあたえている勧告は、『法律』の内容と重なるところがあるとすれば、『法律』における架空の植民都市は、シケリアに建設されてもよかったはずだと考えられるかもしれない。しかし『法律』は、たんに一、二の現実的な政策を提案する目的で書かれたのではない。それは、いわば地ならしから始めて、土台を据え、その上に国家という大きな建物をたて、そしてその建物には必要な設備のすべてをととのえることを目的にしているのである。その観点からみるなら、シケリアは、プラトン風に言えば(V. 735D~736C 参照)、「浄める」ことの困難な土地であり、またその地の現状は、土台としても、建物の素材としても、植民都市のモデルをつくるのには不適当であるとプラトンには思われたのであろう。これに対して、クレテの方は、なるほど古典期のギリシア世界では何ら重要な役割を演じてはいなかったけれども、アルカイック時代にはギリシア文化に大きな貢献をした土地であり、とくにその地の法律は、当時なおギリシア人の間では高い評価を受けていたのである(I. 631B 参照)。スパルタの立法者リュクルゴスも、クレテへ行ってその地の法律を学び、これにならって自国の法律をつくったということが伝えられているし、その他古代の有名な立法者たち、たとえば、ザレウコスやカロンダスも、クレテの法律から学ぶところが多かったのではないかと推測されている。(5) あるいは、前世紀に発掘されたゴルテュンの碑文も、——これは前五世紀のこの国の法律の一部と推定されているのであるが

――、その例証の一つとなるかもしれない(IV. 708A参照)。そしてプラトン自身も、初期の頃から、クレテ(ならびにスパルタ)の法律制度には高い評価をあたえてきたのである。(6) そこで、アカデメイアにおいて諸国の法律制度の研究が行なわれていたとすれば、クレテ(とスパルタ)の法律制度は、そのなかでもとりわけ重要な研究対象であったろうと推測されるのである。(7) また事実、プラトンならびにアカデメイアの学徒のクレテへの関心が、前四世紀に一種の「クレテ復興」を促し、それは後代の歴史家たちのクレテ理解に大きな影響をあたえたとも言われているのである。(8) もっとも、プラトン自身が直接にクレテを訪れたという証拠資料はないけれども、――キュレネやエジプトへの旅行の途中で、航路の点からみても、彼がクレテに立ち寄った可能性はないではないが――、彼が『法律』のなかでクレテの地理や風俗制度について言及している記事は、かなり豊富であり、また事実に即したものであるとも考えられる点からみて、彼のクレテへの関心のほどは知られるわけである。さて、それはともかく、この評判の高いクレテの法律制度は、『法律』のなかで建設されようとしている国家のための法律制度の素材として、充分に利用できるものとプラトンは考えたであろうし、そしてそのことが、クレテの地をモデル国家の建設地として選ばせたのではないかと推測されるわけである。それにまた、クレテが当時の国際政治の現実と直接にかかわることが少なかったという点も、その地が『法律』の舞台に選ばれた理由の一つだったかもしれない。

しかしながら、よき法律が行なわれているのは、クレテだけではなかった。スパルタもまた、よき法律をもつ国として、前五世紀および四世紀のほとんどすべての著作家たちから賞賛されていた。しかもその両者は、たんによき法律をもつだけではなく、国制の点でも、また共同食事や体育訓練などの点でも、互いに類似した制度をもつ国として知られていた。つまりその類似性のゆえに、両者の法律は「兄弟の法」(III. 683A)と言われ、クレテとスパルタとは並べて語られるのが常であった。この類似性の原因は、リュクルゴスについて言われているように、スパルタがクレテの法制をまねたのだとも考えられるが、しかしプラトンはその点については沈黙しており、クレテの

法律はゼウスから、スパルタの法律はアポロンから授けられたものとし、ミノスとリュクルゴスとをそれぞれ独立の立法者として扱っている。おそらくプラトンは、両者の法制の類似性の源泉を、ドリア人としての共通の伝統に帰しているのであろう。というのも、クレテ人の諸国家は、後期ミノア時代に、ギリシア本土から植民したドリア人によって建設されたものであり、島国に住む彼らは、外界から遮断されて、スパルタ人と同じように、ドリア人の生活様式を純粋に守りつづけることができたからであろう。

なお、スパルタについていえば、その国は、前七世紀末から前四世紀の中ごろまで、ギリシアのなかで最も強大な国であり、約三世紀にわたってギリシア世界における指導的な地位を占めてきた国であった。この長期間にわたる政治的安定の秘密は、むろん、その国の法律制度がすぐれていたからにちがいなく、政治や立法に関心をもつ者なら誰でも、まずスパルタに注目せざるをえなかったであろう。プラトンのスパルタに対する関心を、彼の家柄や個人的な環境、つまり一族や友人たちのなかに親スパルタ派の人たちがいたということや、また彼の貴族主義的な性向から説明する向きもあるけれども、しかしプラトンは、無条件にスパルタを賛美しているのではなく、これを批判してもいるから、彼の本来の関心は、スパルタの国制の安定と市民の遵法の気風とに向けられていたと考えるべきであろう。

それはともかく、プラトンとしては、この『法律』において、現実に実現可能な、できるだけ理想に近い法律制度を示そうとするにあたって、まずクレテとスパルタの法制を取り上げ、これを検討することから始める必要があると考えたのであろう。そして、そのモデル国家においては、市民は、よき法律のもとに育ったクレテおよびペロポネソスからの入植者であることにし、また、後に述べるように、土地制度をはじめ、経済や教育などに関することは、クレテやスパルタのものを改善して採用するとともに、他方、官職や裁判などの制度は、アテナイのものを取り入れながら、かくして、クレテ・スパルタ的な要素とアテナイ的な要素との両者の「混合」によって、「適度な

もの」を実現するように構想したのであろう。そしてこのような構想が、対話篇の形で表現されるとすれば、プラトンの代弁者であるアテナイからの客人が、クレテ人とスパルタ人とを相手にして話し合う、という形式をとらせることになったのだと推測されるわけである。

さて、ここで話を元にもどして、『法律』の執筆年代についても一言しておこう。この作品がプラトンの最後の著作であり、彼の死のために未定稿のままで残されたものであることは、――ただし、『エピノミス(法律後篇)』がプラトンの真作であるとすれば、その方が文字どおりに後の作品であるわけだが――、一般によく知られていることである。しかし、それがいつ頃から書き始められたかについては、これを確かめる手だてはない。これほどの分量の、しかもギリシア諸国の法制的資料を豊富にふくむ作品が、一年や二年の短日月で書けるはずはなく、数年、あるいは一〇年に近い歳月がそれに費されたのかもしれない。論者のなかには、すでに述べたように、「第三書簡」(316A)のなかの、「法律の序文のこと云々……」という記述と関連させて、『法律』のなかの「序文」は、少なくともその一部は、その当時(前三六七年)書かれて、その後『法律』のなかに取り入れられたのだというふうに想像している者もあるが、しかしこれもまったくの想像にすぎない。もう少し確かな手がかりは、第一巻のなかのある箇所(638B)に、「シュラクサイ人はロクリス人に勝った」ということが記されていて、それがもしディオニュシオス二世がディオンに追われて、イタリアのロクリスを占領した事件のことを指しているのであれば、それは前三五六年のことであるから、第一巻のこの部分は、その年以後に書かれたものということになるだろう。そして、これもまた前に述べたことであるが、「第八書簡」のなかであたえられている勧告の内容は、ほとんどすべて『法律』のなかに見出されるものであるから、その書簡の執筆年代を前三五二年とすると、『法律』のなかでその書簡に述べられていることに対応する部分は、その年までにすでに書かれていたか、あるいはプラトンの考えのなかにあったということになるだろう。しかしまた、『法律』のなかには、たとえば、第一一巻や第一二巻に見られるように、種々

の法規が雑然と並べられているだけの部分もあり、これらは本格的な執筆にとりかかる前の準備期間中に、資料として別個に書きとめておかれたものとも見られるから、この対話篇がいつ頃から書き始められたかについては、確かなことは何も言えないわけである。けれども、大方の学者が一致して認めているように、プラトンは、最後のシケリア旅行から帰国した前三六〇年より以降、——とは言っても、『ティマイオス』や『ピレボス』などの作品もその年代より後に書かれているはずだから、おそらくは前三五〇年代の半ばより以降——、死の日にいたるまで、この『法律』の執筆に連続的に取り組んでいて、しかもこれを最終的に仕上げることなしに死んだのだ、というふうに考えてよいであろう。

しかし、最終的な仕上げをしなかったという点については、もう一つ問題がある。それは、ディオゲネス・ラエルティオスの『哲学者列伝』(III. 37)のなかにある次のような記事をめぐる問題である。つまりその記事とは、「ある人たちの言うところでは、オプスのピリッポスがプラトンの『法律』を、まだ蠟板に書かれたままだったのを書き写したということである」というもので、ここに「書き写した」と訳した μετέγραψεν という原語を、「書き変えた」あるいは「書き直した」と読めば、意味がちがってくるから、その点をめぐって議論があるわけである。いまはその議論の詳細にはふれないで、結論だけを簡単にいえば、一九世紀後半のドイツの学者のなかには、後者の「書き変えた」あるいは「書き直した」という意味の方をとって、ピリッポスによって『法律』の内容は大幅に修正され、再編集されたという意見が有力であったけれども、今世紀初めのゴンペルツによるそれの批判以後、今日の学会では、ピリッポスはプラトンの原稿を重んじて、これを勝手に改作したり、あるいは編集し直したりすることはなかったというのが支配的な意見である。というのも、現存の『法律』のテクストのなかには、細部においては前後で一致しない記述や、文法上の構文の不規則や不備な点がかなりあるのであるが、これは編者が訂正しようと思えば容易に訂正できたものだから、というのがその理由の一つである。(9) われわれもまた、今日のこの支配的な

意見にとくに異を立てる必要はないと思う。

（1） G. R. Morrow, *Plato's Cretan City*, p. 31, 95.
（2） Plutarchos, *Adv. Colot.*, 32.
（3） Diog. Laert., III. 23 ; Aelian., *Var. Hist.*, II. 42.
（4） A. E. Taylor, *Plato, The Laws* (Everyman's Lib.), pp. xii-xiii ; *Plato, The Man and his Work*, p. 464 ; G. R. Morrow, *op. cit.*, p. 9.
（5） リュクルゴスについては、ヘロドトス『歴史』第一巻(六七)およびアリストテレス『政治学』第二巻(1271^b24-27)参照。また、ザレウコスやカロンダスについては、同じくアリストテレス『政治学』第二巻(1274^a22-30)参照。
（6）『クリトン』52E、『プロタゴラス』342A〜343B、『国家』VIII. 544C.
（7） アリストテレスの『政治学』第二巻の後半には、スパルタやクレテの国制についてのかなり詳細な説明と、それらの国制の比較や相互関係についての論述がある。そしてこれらの資料は、アリストテレスがまだアカデメイアにいた頃に集められたものと考えられており、そのことから当時のアカデメイアの研究状況の一端が推測されている。
（8） G. R. Morrow, *op. cit.*, pp. 20-25.
（9） この問題についての詳細は、モローの前掲書(pp. 515-518)を見よ。

三　混合制

さて、この『法律』においては、すでに言われたように、前四世紀のギリシアの状況のなかで、実現可能な一つのモデル国家を言葉の上でつくることが目ざされているのであるが、しかしそのなかには、たんに政治や法律のことだけでなく、経済、教育、道徳、哲学、宗教、芸術(音楽)など、およそ人間の生活にかかわることすべてについての、プラトンの晩年の思想が盛りこまれている。いま、それらの事柄全部にわたって解説を加えることはとうてい不可能であるから、ここでは、そのうちでも特に政治思想に関するものだけに限りたいと思う。とはいっても、

細部のことにまで触れる余裕はないので、『法律』が話題にされるときによく問題になる事柄、つまり、混合制、法の支配、および法の支配と哲学の支配(哲人政治)との関係、という三つの論点にしぼって、若干の解説を試みるだけにとどめたい。

ではまず、混合制のことから始めることにしよう。第三巻における国制の歴史的考察のなかで、スパルタの国制についての検討が終り、つぎにペルシアとアテナイのことに話が移るところで、アテナイからの客人は、

「国制には、いわばその母ともいうべき二つのものがあり、他の国制は、そこから生まれてきたと言って、まず正しいでしょう。そして、その一方を君主制、他方を民主制と呼ぶのがよく、前者の頂点にはペルシア民族が、後者の頂点にはわたしたち(アテナイ)が立っていると言ってよいでしょう。これに対し他の国制は、ほとんどすべて、今も言ったように、それら二つをもとにして、ありとあらゆるかたちに組み合わされているのです。したがって、いやしくも思慮と一緒に、自由と友愛が生じるべきであるなら、とうぜん、以上二つの国制をかねそなえていなくてはならないのです。……ところが、今の二国のうち、その一方(ペルシア)は君主主義(君主制的な要素)を、他方(アテナイ)は自由主義(自由の要素)を、それぞれただそれだけを、必要以上に偏愛し、どちらの国も両者を、適量に保持してはいなかったのです。だがあなた方の国制、つまりラコニア(スパルタ)とクレテの国制は、その点でもっとうまくいっています」(693D~E)

というふうに語っている。しかし、そのペルシアやアテナイにしても、かつてはその両方の要素を適度に保っていた時期があったのであり、それがどのようにして、ペルシアは過度の専制に陥り、他方アテナイは過度の自由に走ることになったのか、その原因と歴史的推移とが、つづいて語られるのである。そしてその話が終った第三巻の終り近くにおいて、以上の考察からの歴史の教訓として、もし立法者が、国家を自由なもの、思慮あるもの、友愛を保つものにしようとするなら、君主制的な要素と民主制的な要素、つまり専制と自由との両方から、それぞれ適量

を採用して、ほどよく混合された国制をつくるべきである、という結論が出されているのである(701D〜E)。そして実は、そのことを確認するのが、第三巻において国制の変遷の歴史的概観が行なわれた目的であったばかりか、第一巻以来のすべての議論もそれを目的にしていたのだと言われており、またそれが、第四巻以後において建設されることになるモデル国家に対しての、立法の原理ともされているわけなのである。

では、望ましい国制は、「君主制と民主制とをかねそなえたもの」、「専制の要素と自由の要素とが適度に混合されたもの」でなければならないという考え方は、このモデル国家においては、具体的にどのように実現されているのであろうか。ところで、この点については、アリストテレスが言及して批判しているものがあるから、まず、それを手がかりにして調べてみることにしよう。アリストテレスの『法律』批判は、主として、彼の『政治学』第二巻六章のなかで行なわれているのだが、国制に関することについての批判は、要約すれば、次の二点にあると言ってよかろう。すなわち、『法律』の「国家組織全体は、民主制でも寡頭制でもなくて、これらの中間のものであることが望まれている」(1265^b26–27)が、プラトンがこれをすべての国制のうちでいちばん共通に採用されているものとして定めているのなら、正しいけれども、それを『国家』の国制に次ぐ最善のものとして定めているのなら、正しくないというのが、その批判の第一の点である。その理由としてアリストテレスは、この『法律』においては、ひとがまったく国制とは認めないような、あるいは国制のうちでも最悪のものと考えるような、民主制と僭主(独裁)制とから、最善の国制は混合されねばならぬと言われているけれども、しかし国制は、多くのものから混合されればされるほど、すぐれたものになるのだから、ということを挙げているのである。また第二の点としては、アリストテレスは、『法律』の国制は明らかに君主制的なものを何ももたず、寡頭制的なものと民主制的なものとを持っているが、しかし寡頭制の方へいっそう傾こうとしている。そしてそのことは、役人たちの任命の仕かたからみて明らかである」(1266^a5–8)というふうに言って、『法律』における役人の選出の具体例をあげながら、その国の

寡頭制的傾向を、つまり、四つの財産階級のなかで上位の階級の方が、役人の選出において優位の立場にあることを指摘しているのである。

さて、以上二つの批判のうちの第一のものは、アリストテレス自身の考えが前提になっているものであるから、ここではしばらくおくことにして、第二の批判から見られるように、アリストテレスは、『法律』の国制の混合制を、もっぱら、役人の選出の仕かたに関することだけに限っている点が注目される。たしかに、『法律』のなかでも、役人の選出においては多くの場合に、「選挙」と「抽籤」という二段階方式がとられていることに関連して、君主制と民主制との混合ということが語られてはいる。たとえば、第六巻の政務審議会議員の選出については、あらかじめ投票によって指名された者たちのなかから、さらに抽籤によってその半数を選ぶというやり方について、「このような形での選挙は君主制と民主制の中間に当たりますが、国制はつねにこの両者の中間でなければならないのです」(756E)と言われているし、また神官の選出についても、ある者は選挙で、ある者は抽籤で選ばれることになっているが、それも「民主的方法と非民主的方法とを併用」(759B)するやり方だと言われているからである。したがって、「抽籤」による選出は、当時、民主制の重要な要素と考えられていたものであったし、他方、投票による「選挙」の方は、選挙する権利あるいはむしろ義務の点でも、また選挙される資格の点でも、このモデル国家における特定の役人の選出においては、四つの財産階級のなかで上位の階級の方が優遇されているから、その面をアリストテレスは「寡頭制的なもの」と理解して、それゆえに、『法律』の国制は、「君主制的なものを何ももたず、寡頭制的なものと民主制的なものとを持っているが、しかし寡頭制の方へいっそう傾こうとしている」というふうに述べたのであろう。

しかしながら、こういったアリストテレスの解釈は、『法律』の制度全般に見られる混合制の理解としては、たいへん視野の狭いものであるように思われる。というのは、まず第一に、このモデル国家には、たしかに王も君主

も存在していないのであるから、その意味でこの国制には「君主制的なものがない」と言われたのであろうが、しかし、「君主制的なもの」とか「君主制」とかいう言葉は、文字どおりの意味に解釈される必要はないであろう。また彼は、その「君主制」の語を「寡頭制」と言い代えて、それと民主制との混合を、たんに役人の選出の仕かたのなかにだけ見ようとしているけれども、役人のことについて言うならば、その混合はむしろ、役人ないしは官職の種類のなかの方にこそ見られるのではあるまいか。というのは、このモデル国家に設けられている官職は、政務審議会とその執行部をはじめとして、その多くはアテナイの民主的な制度から借りてこられたものであるけれども、——ただし、アテナイの場合のように、それらの官職につく役人の選出は抽籤だけによるのではなく、先ほども言われたように、「寡頭制的な」やり方も併用されているのであるが——、しかしそのほかに、おそらくプラトンの独創によると思われる重要な官職が、「君主制的な要素」としてつけ加えられており、そして実はそういった官職こそが、この国の国制の最大の特色をなしているからである。つまり、護法官とか、監査官とか、選抜裁判官とかいう官職がそれであり、そしてこれらの官職にある人たちは、いわば王や君主の権限にも似た権力を行使できるように定められているからである。

いま、これらの官職について詳細な説明をする余裕はないが、まず、護法官についていえば、それはこの国の役人のなかで最初に選ばれるべき最も重要な役人として、官職の制定の初めに、その選出方法が詳しく述べられている(VI. 752E〜753D)。つまり、建国当初の場合を除けば、五〇歳以上の市民のなかから、市民全員が最も適当と思う人物に投票して、これを三度くり返したのちに、最後に残った三七名の者が護法官になり、彼らは七〇歳までの間その官職につくことになっているのである。そしてその職務内容は、実に広範囲にわたるものであるが、要約していえば、まず第一には、彼らは国家の行政全体に直接関与しながら、文字どおりに「法律の番人」として、法律の施行について他の諸役人の監督指導にあたるし、つぎに、法律の不備を改善したり補充したりする立法者の役

割も果たすし、第三には、市民の財産の管理とか相続人の決定、また孤児の後見とか離婚の調停、さらには葬儀の世話など、市民の家庭生活全般についても配慮するし、さらにまた、特定の事柄については裁判権も行使できることになっているのである。このことは、たとえばアテナイの場合のように、抽籤で選ばれた一年任期の役人が行政を担当するというやり方に代えて、少数のすぐれた行政官が長い任期の間、大衆の気まぐれや恣意からは独立に、行政を効果的に遂行するための工夫であったとみることができるであろう。

つぎに監査官は、全市民のなかから、やはり五〇歳以上の者で、とくに徳においてすぐれた者が毎年三名ずつ(初年度には一二名)選ばれ、七五歳までその職務にとどまることになっている(XII. 945E~946C)。そして彼らは「役人の役人」として、他の役人の執務行為を任期終了後に監査し、曲ったことがあった場合には、これを「真っすぐにする者」として、司法的な役割を果たすのがその職務である。そして、この職務が正しく行なわれるか否かに、国制の解体と保全はかかっているものとして、彼らには、生存中は市民最高の栄誉と特権があたえられ、死んだときには特別の葬儀も行なわれることになっているのである。この執務監査の制度は、アテナイにもあったものであるが、役人の不法の認定は最終的には民衆法廷で行なわれたために、これがしばしば政敵を倒すための政争の具として用いられたので、その弊害を防ぐ目的で、少数の高潔な監査官たちにその権限をゆだねることにしたのであろう。

最後に、選抜裁判官というのは、毎年度末に各官職の役人のなかから互選によって一名ずつ選出されて、最高の法廷を構成する人たちのことである(VI. 767C~D, XII. 956C~D)。彼らは私事に関する訴訟において最終の判決を下す権限をもっているのであるが、それは、法律の専門家がまだ存在していなかった当時においては、行政の各分野に最もよく通じている彼らこそ、隣人たちによる仲裁や、公共の法廷での判決になお不服の者たちに対して、最終の決定を下すのに最もふさわしい者たちとみなされていたからであろう。

かくして、これらの官職が「君主制的な要素」として、この国家の行政と司法の中枢に位置して、最高の権限を行使できるようになっているのであるが、――これらの官職の重要性は、それらの役人の選出方法だけが特に念入りに語られていることからも知られるであろう――、しかしここで注意しなければならない点は、それらの官職はいずれも比較的多数の人たちによって構成されていて、いわば一種の集団指導制ないしは合議制がとられていることである。しかも、それらは互いに権力を掣肘し合って、「専制」に走ることのないような工夫が講じられているのである。つまり、簡単にいえば、護法官の不正行為は、選抜裁判官たちより成る法廷で裁かれることになっており(XI. 928B)、また監査官の執務監査が不当なものであれば、当の役人はこれを選抜裁判官たちに訴えることができるし(XII. 946D)、そして彼らが職務を汚した場合には、選抜裁判官のほかに護法官や他の監査官を加えた特別法廷によって裁かれることになっている(XII. 948A)。さらに、選抜裁判官の不当な判決は、護法官がこれを改める権限をもっているのである(VI. 767E)。なお、この国には公的な検察官の制度はないから、市民は「誰でも欲する人」が役人の不正を告発して、損害の救済措置が講じられる仕組みになっているのである。かくして、大略以上述べたような仕かたで、この国においては、国制のいわば「縦糸」にあたるところの、それら「君主制的な」官職が、思慮をもち、適度を守ることによって、自由と友愛という他の二つの立法の目標も達成されるように工夫されているわけである。

ところで、こういった原則、つまり、国家が自由であり、思慮をもち、友愛を保つためには、「強大な、混合されない官職(支配権、権力)をもってはならない」(III. 693B)という原則は、実は、ペルシアの過度の専制とアテナイの過度の自由についての話に移る前の、スパルタの王制についての歴史的考察のなかで、すでに得られていた教訓なのであった。すなわち、ドリア人三国のなかで、他の二国アルゴスとメッセネは滅びたのに、スパルタだけが存続しえたのは、スパルタの王家に双生児が生まれ、王家が二分されて互いに掣肘し合ったために、王権が「適度を

守る」ことになったのに加えて、その後、長老会や監督官の制度が設けられて、スパルタでは「三つの支配権から一つの統一」がつくられるようになったために、その王国は、「しかるべき要素から混合され、また適度を保ったことによって、みずからが救われたばかりか、他の国々の救いの原因ともなった」と言われていたのである(III. 691E~692C参照)。そして、この意味での混合制の理論、つまり「権力の分立と均衡」の理論は、約二世紀後にポリュビオスがローマの国制にもとづいて提唱した有名な混合政体の理論に類似しており、それはさらにキケロから中世をへて、近代のモンテスキューなどの三権分立論につながるものであることはよく知られているとおりである。とすれば、ポリュビオスとプラトンとのつながりについてはまた別に考察しなければならないにしても、プラトンこそ、その意味での混合制の理論の最初の提唱者であったと言うことができるだろう。

しかしながら、『法律』における混合の理論は、たんに国家の支配権や官職だけについて述べられているのではなく、もっと広く国家の制度全般にも適用されていることが見逃されてはならない。適度とよさをもたらすものとしての「混合」の概念は、たとえば、『ピレボス』の「混合的生活」の例でもよく知られているように、プラトンの後期作品のなかで大きな役割を果たしている哲学用語の一つであるが、それが『法律』では、国家社会の全体に対して具体的に応用されているのだと見ることができるだろう。「国家は、混酒器のように、よく混ぜ合わされていなければならない」ということが、ある箇所(VI. 773D)で言われているけれども、その言葉どおりに、混合によって「適度」(メトリオン)と「中庸」(メソン)をもたらす努力は、たとえば、性急な性格の者は、物静かな家庭から妻を迎えるべきだ(VI. 773A)というような些細なことを始めとして、いたるところで試みられているのである。そしてこのモデル国家の制度を全体としてみても、その社会的経済的側面は、たとえば、分配地の平等な配分とか共同食事とかいったようなことは、あるいは教育の国家管理といったようなことは、スパルタやクレテの国制から取られたものであるのに対して、官職や裁判制度などはアテナイのものが採用されていて、――そしてこれら一つ一

つの制度の欠点や過度は、その反対のものを混合することによって適度を得るように改善されているのであるが――、かくして、このモデル国家の制度全体が、前にも述べたように、スパルタおよびクレテ的なものと、アテナイ的なものとを混合することによって、現実における一つの最善なものとなるように工夫されているわけなのである。

四　法の支配

つぎに、『法律』の政治思想のなかで、混合制について注目すべきものは、いや、それよりももっと重要なものは、「法の支配」という考え方であろう。第四巻から、いよいよモデル国家の建設が始まり、その国制をどうするかの問題も話し合われるわけであるが、その話の最後のところで、その国の支配者は「法律の従僕」(714C)と呼ばれねばならないということが語られている。そしてその理由を、アテナイからの客人は、

「というのも、法律が被支配者の地位に立ち、法律が主権をもたぬような国家、そういう国家にあっては、その滅亡は旦夕に迫っているものと、わたしは見なすのです。反対に、法律が支配者の主人となり、支配者が法律の下僕となっているような国家においては、その国家の安全をはじめとして、神々から国家に恵まれる善きことのいっさいが実現されるのを、わたしははっきりと見るからです」(715D)

というふうに説明している。つまりこのように、「法が支配者の上に立つ主人であり、支配者は法の下僕である」ということが、このモデル国家の国制の原則とされているわけなのである。これに反して、もしかりに主権を人間にゆだねて、人間が誰にも責任を問われることのない絶対の権力を荷なわされるとしたなら、死すべき者としての人間の本性は弱いものであるから、そのような重荷にとうてい耐えきれるものではなく、絶対的な権力をもつ支配者は思慮を失って、その権力を私利私欲のために使うことにならざるをえないだろうことが、この箇所だけでなく、その他のところでも何度も注意されているのである(III. 691C～D, IV. 713C, IX. 875A～B参照)。そしてこれは、

たんに僭主制の場合だけに起こることではなく、寡頭制や民主制の場合でも同様であるとされる。というのは、それらの国制は、支配権をもつ階級や党派の名前から、その呼び名をえたものであるが、それらの階級や党派は、自己の利益を追求して、被支配者の同意をえることなしに、力でもって支配を行なうものだからであり、それゆえにまた、それらの国制も僭主制同様、「真の国制」(ポリーテイアー)ではなく、「似而非国制」(ウゥ・ポリーテイアー)であり、「派閥(党派)制」(スタシオーテイアー)にすぎないと言われているのである(VIII. 832C)。したがって、このモデル国家の国制は、個人であれ集団であれ、人間を主権者とする国制であってはならず、むしろ「神の支配」にちなんで名づけられる国制、つまり、神的な「知性の行なう規制」であるところの、「法律」の支配する国制であるべきであり、そしてそれゆえにまた、その国の支配者も「法律の従僕」と呼ばれるべきだとされたわけなのである。(この国のなかで最高の権限をもつ役人が、「護法官」(法律の番人)と呼ばれているのも、おそらくは、そのような考え方にもとづくのであろう。[2])

しかしながら、支配者がつねに法によって制約されているということは、理想としては、必ずしも最善とは言えないだろう。というのは、法律は一般的なこと、原則的なことを規定するにとどまり、千変万化する個々の現実の全部を蔽いつくすことは不可能だからである。したがって、ちょうどすぐれた医者が、医学書に記されているとおりの一般的な指示に必ずしも拘束されずに、個々の患者の特殊な病状に適応した処置を施すように、国家社会にとっての最善が何であるかを知っているすぐれた支配者は、法律によって制約されない方が、その時どきの事態に即した臨機応変の適切な施策を行なうことができるとも考えられるだろう。そしてこの点については、第九巻のなかにも、

「神の恵みによって、世の中に誰か、生まれながらに充分な能力をそなえた者が現われてきて、そのような絶対的な支配者の地位につくことができたとすれば、その人は、自分自身を支配すべきいかなる法律をも必要としない

だろう。なぜなら、いかなる法律も、いかなる規則も、知識にまさりはしないし、また知性が何ものかの従者や奴隷であるということは許されないことだからである。いな、知性はすべてのものの支配者であるのが当然だからである」(IX. 875C~D)

というふうに言われていて、知識をもつ人の支配の方が法律の支配にまさることが原則的には認められているのである。ただしかし、その箇所においても、

「人間のうちには誰ひとり、生まれながらにして、国家生活を営むのに有益なことがらを知っているとか、またそれを知った場合に、いつでも最善のことを行なうことができたり、行なうことを望んだりする、というほどに素質にめぐまれている者はいない」(875A)

ということが指摘されており、そしてその理由としては、

「第一に、真の政治の技術が配慮しなければならないのは、個人的な利益ではなくて、公共の福利であるが……そのことを認識するのは容易なことではない」(875A)ということと、「第二には、かりに誰かがその認識を知識の形では把握したとしても、そのあとで、誰にも責任を問われることのない絶対の権力者として、国家を支配することになった場合は、……死すべきものの本性につねに駆り立てられながら、他人よりも余計に取ることや私腹を肥やすことの方へと向かったり、また、道理にそむいて苦痛を避けたり、快楽を追求したりしながら、この二つのことの方を、より正しいことやより善いことよりも優先させたりして、かくして、自分のなかに闇の状態をつくり出し、結局は、自分ばかりか国家をもあらゆる禍で充たすであろう」(875B~C)

ということが挙げられているのである。だから、「現実には、そのような(すぐれた)能力をそなえている者は、どこにもけっして見出されはしないのである」から、

「それゆえにこそ、わたしたちは次善のものとしての規則や法律を選ばなければならないのである。これらのも

のは一般的な原則に目を向けていて、個々のこと全部には目の届かないものではあるにしても」(875D)というふうに結論されているのである。

かくして、知識の支配が最善ではあるにしても、人間性の現実に立てば、法律の支配という「次善」の道をとらざるをえないというのが、『法律』の国制論の根本命題となっているわけである。むろん、『法律』のなかにおいても、知識の支配という考えがまったく捨て去られているのではなく、法律そのものが「知性の行なう規制」(IV. 714A)であるとか、「知性の産物」(X. 890D)であるとか言われているように、知識の支配と法律の支配とには密接な関係があるのであるが、その点については、あとでもう少し詳しく扱うことにして、いまはまず、「法の支配」という考えが、このモデル国家のなかで具体的にどのように実現されているか、という点を見ることにしよう。

さて、法の支配のための前提条件としては、まず、法を可能なかぎり成文化して国民に明示する必要があるから、このモデル国家においては、人びとの社会生活を律する各種の法律が具体的かつ詳細に定められているのであり、その点が『国家』の場合とは大いに異なって、『法律』の特色をなすものであることは、すでに述べられたとおりである。ただしかし、法は非人格的なものであり、それの支配といっても、人間を介さねばならぬわけだから、また、先ほども言われたように、法律の規定は一般的なこと、原則的なことにとどまり、個々の事態に即応してこれを解釈したり運用したりするのは人間にまかされているために、そこにはどうしても人間の恣意や感情が入りこむ恐れがあるから、法の支配を保つためには、とくに法律を運用施行する立場にある国家の諸役人の職務内容を限定して、彼らの権力濫用を防止する策が講じられねばならないだろう。

ところで、この点については、すでに前の章で説明したように、この国の行政上の最高の地位にある「護法官」が、他の諸役人と協力して法律の施行につとめるとともに、「法律の番人」として諸役人を監督することになっていたし、また「監査官」が、諸役人の在職中の行為をその任期終了後に監査して、彼らの違法行為を処罰する権限

をもつ者と定められていたのである。そしてこれらの上級役人の権力濫用は、「選抜裁判官」によって裁かれる仕組みになっていたし、さらに一般市民の側にも、役人に不法行為があれば、「誰でも欲する人」が、いつでもこれを裁判に訴える道が開かれていたのである。

つまりこのように、役人の権力濫用に対しては、裁判(法廷)が、法の支配のための最後の防壁とされているわけであるが、その裁判制度についても、三審制をはじめとして、裁判の進め方などの点においても、数多くの重要な改善策が提案されているのである。実際、「いかなる国家も、法廷がしかるべく構成されていなければ、国家とはいえない」(VI. 766D)からである。とはいっても、法廷には、例の三つの法廷のほかにも、国事にかかわる事件を裁く法廷とか、その他臨時に設けられる各種の法廷があり、それらは必ずしも体系的に整備されているとはいえず、裁判手続きの細部とともに、いまだ改善されるべき余地があるものとして、それの仕上げは、後代の「若い立法者たち」に託されているようである(VII. 846B〜C, IX. 855D, XII. 957A)。しかしともかく、この『法律』では、たんに法の支配の理論的根拠が明らかにされているだけでなく、それを保証するための制度も具体的に提案されていて、その点でもまたプラトンは、後世の法治国家の制度の基礎を築いた人として注目されなければならないだろう。

しかしながら、法の支配は、法律を運用施行する諸役人の権力の濫用を防止したり、法律に違反する者を処罰したりするという消極的な手段だけによって、充分に保たれるものではないだろう。むしろ積極的に、人びとがすすんで法に従い、法を守るようにする工夫が必要であろう。そしてそのための工夫として提案されているのが、法律に「序文」をつけ加えるというやり方である。つまりそれは、立法者はたんに法律の本文だけを定めて、それの違反者には刑罰で臨むというやり方をするのではなく、本文の前に説得と勧告を序文の形でつけ加えて、それによってその法律の趣旨を説明し、立法の目的を理解させ、立法される相手側の者が納得した上でみずから進んでその法律に従うようにさせる、ということである。法の支配ということは、言いかえれば、支配される者が自発的に法に

従うということだからである。ところで、こういった「序文」のことは、第四巻の終りにおいて、モデル国家のためにいよいよ法律を制定する段階に入ったところで言われていることなのであるが、その箇所では、結婚に関する法律を例にあげながら、その法律をたんに「本文」だけの単純なものにするやり方と、それに「序文」をつけ加えて二重のものにするやり方との優劣が示されているし(721A〜722A)、また両者の相違は、奴隷の医者が奴隷の患者を扱うやり方と、自由民の医者が自由民の患者を治療するやり方とに対比されて、次のようにも説明されている。すなわち、奴隷の医者の方は、患者である奴隷を扱うときには、病状については何の説明もしないで、「まるで僭主さながらの横柄な態度で」、ただ処方だけをあたえて立ち去るのに対して、自由民の医者が自由民の患者を治療する場合には、まず患者自身ともその家族ともよく話し合い、その病状を身体の本性にまで溯って説明し、充分に相手の同意をえてから、その上ではじめてその処置にとりかかる、というふうに言われているのである(IV. 720A〜E, IX. 857C〜E参照)。

かくて、立法のあり方としては、たんに威嚇や強制によるだけでなく、説得と勧告をも併用するという、複式のやり方のほうがすぐれているものとされて、このモデル国家のために制定されるべき法律の全体に対しては、入植者への呼びかけという形で、その「序文」が語られており、またそれ以後に制定される個々の法律に対しても、――必ずしもその全部に対してではないけれども――、「勧告の言葉」なり、「前おき」なりの形で、「序文」がつけ加えられることになっているのである。(3) しかし、こういった「序文」のことは、「いまだかつて、誰ひとりとして、それを口にした人もいなければ、またそれを作製して公にした人もありません」(IV. 722E)と言われているように、プラトン以前には先例のない、彼の独創によるものと思われるのであるが、このやり方もまた後代に踏襲されて立法形式の伝統になったものであり、本篇の法律観の特色の一つをなすものなのである。

ところで、法律には「序文」をつけ加えるべきだというこの考え方は、立法の目的が、現在一般に理解されている

ものよりも、はるかに広いものであったことを示している。たとえば、このモデル国家の法律全体に対する「序文」としての、入植者への呼びかけにしても、その内容は、すでに言われたように、まず神々を尊崇し、両親を敬うべきであるということから始めて、市民生活の原則を述べながら、人びとに道徳的な生き方を勧めるものなのであるが、これは、立法の目的が徳であるという、本篇のなかで再三語られている(I. 630B〜631A, III. 688A〜B, XII. 963Aなど)考え方を具体的に表現したものと見てよいであろう。また、第九巻の終り近く(880D〜E)には、法律は本来、「善き人たちのために、彼らが互いにどのように交際するなら、親愛の気持をもって暮らすことができるかを教えるために」制定されているのであるが、しかし法律のうちには、「教育を避けてきたために、……あらゆる悪事に走ってしまうような人たち」に対して、やむなく制定されているものもある、という意味のことが言われている。つまり、立法の本来の目的は、前者にあるとされているわけである。そしてこの点については、『ゴルギアス』(464B〜C)のなかで、立法と司法(裁判)との関係が、体育術と医術との関係に等しいものとして説明されていたことが思い出される。つまりそこでは、医術は身体が病気になったときに、これを治療することを目的としているのに対して、体育術の方は、健康な身体をよりいっそう良好な状態にすることを目的としているのであるが、ちょうどそれと同様に、裁判(司法)は、不正な状態にある魂(精神)を治療匡正することを目的としているのに対して、——そしてこれが、『ゴルギアス』(525B)あるいは『プロタゴラス』(324A〜B)以来、『法律』(IX. 854D〜E, 862D〜E, XI. 934A〜B, XII. 941D)にいたるまで、プラトンが一貫して持ちつづけている刑罰理論なのであるが——、立法の方は、精神をいっそうすぐれた状態にすること、つまり徳の涵養を目ざすものとされていたからである。したがって、立法者としては、いわゆる「道徳の最低限」としての法律の条文だけを示すのではなく、これに「序文」をつけ加えることによって、むしろ積極的に市民の道徳的向上をはかるようにしなければならないわけである。だからこそまた、立法者の書いたものは、他のどんな詩や散文にもまさって、学校の教材として最良のものであると

言われたり(Ⅶ. 811C～812A)、あるいは、他のどんな著作家の作品のなかによりも、そこにこそ人生の忠告を求めるべきだとされたり(Ⅸ. 858D～859A)、さらには、その他の言論文章の良否を明らかにする試金石だとさえ言われたり(Ⅻ. 957D)しているわけなのである。そしてまた、立法の目的がそのように考えられているからこそ、この『法律』においては、後代の法典集の場合とは異なって、教育論や教育に関する規定が大きな比重を占めることにもなっているわけである。むろん、そのようなやり方をしたのでは、「法律を制定しているのではなくて、国民を教育しているのだ」(Ⅸ. 857E)という批判が、法律の実務家の間からは起こるだろうことをプラトンは百も承知しながら、しかし、法の支配、法秩序の維持のためには、法に対する国民の理解と共感、そして道徳性が基礎になければならないことを、彼は洞察していたのであろう。

さて、法の支配ということに関しては、もう一つ、「法」と「知性」との関係についても一言しておこう。『法律』のモデル国家は「法の支配する国」だとされたのであるが、そのことは、第四巻でこの国家の国制をどうすべきかが論じられているところで、初めからそう端的に言われているのではない。その箇所では、まず初めに、それは僭主制、寡頭制、民主制などのように、国民の一部を主人として、その支配に隷属しているような国制であってはならないが、もしその国制も、他の場合と同じように、支配権をもつ者の名前にちなんで名づけられるべきだとすれば、「知性をもつ者たちの真の主人である神の名によって語られるのが、至当なのです」(713A)というふうに言われて、その国制は「神の支配」(テオクラティアー)と呼ばれるのがふさわしいことが暗示されている。そしてそのことの意味は、クロノスの時代の物語を引き合いに出すことによって、次のように説明されている。すなわち、話に伝えられている遠い昔のクロノスの時代の生活が平和で幸福なものだったのは、人間ではなくて、神々により近いダイモーンたちの種族によって治められていたからであり、それゆえに、よく治められる国家は、このクロノスの時代の統治を模倣したものでなければならぬとされて、そこで、いまのこの場合にも、

「わたしたちは、手段のかぎりをつくして、いわゆるクロノスの時代の生活を模倣すべきであり、そして知性（ヌゥス）の行なう規制（ディアノメー）を法律（ノモス）と名づけて、公的にも私的にも、わたしたちの内部にあって不死につながる〔その知性という〕ものに服しながら、国家と家をととのえなくてはならない」（713E〜714A）というふうに言われているのである。つまり、法（律）というのは、「知性の行なう規制」あるいは「知性の秩序づけ」に名づけられた名前であり、したがって、法の支配とは、言いかえれば、知性の秩序づけに服するということなのである。そしてそうすることがまた、神的なもの（ダイモーン）に支配されていたクロノスの時代の生活を模倣することにもなるのであり、もしこの国の国制がそのように定められるなら、そのような国制は「神の支配」と呼ばれるのがふさわしいだろうとされているわけなのである。しかし、法の支配、つまり知性の秩序づけに服することが、どうして「神の支配」に服することになるのか、その点をもう少し考えてみなければならない。

この箇所では、知性は、「わたしたちの内部にあって不死につながるもの」と言われているのであるが、のちに第一〇巻や第一二巻では、宇宙万有の知性のことが語られている。つまり、「諸天体のなかには存在するものの指揮者である知性が宿って」（XII. 967E）いて、諸天体の運動が規則正しく行なわれるように、これを秩序づけている（XII. 966E〜967B）とか、あるいは、諸天体の回転運動そのものが、実は、知性のそれの「影像」である（X. 897C〜898B）とかいうふうに述べられているのである。そして、すべての運動の始源は魂であり、諸天体の運動も魂によって行なわれるわけだから、それらの規則正しい運動は、「知性」をそなえた最善の魂——その最善の魂こそ「神」であるとされているのだが——によるものであり、また、たんに諸天体だけではなく、宇宙全体も神の配慮の下にあるのだというのが、第一〇巻の「神学論」の根本的な思想なのである。

ところで、このいわば大文字で書かれるべき「知性」は、われわれ人間の内部にも宿り、人間における不死なるもの、神的なものとして働いているわけである。そこで賢明な立法者なら、この「万有を秩序づけている知性」（XII.

966E)を共有しながら、宇宙万有の秩序を国家社会のなかにも実現すべく、正しい法律を定めるはずなのである。とすると、具体的に制定されるすべての法律は、人間の定めるいわゆる実定法ではあるけれども、それらの実定法は、根源的には、宇宙万有の秩序につながる神的な理法に淵源するものであるということになるだろう。そしてそういう意味で、この『法律』における「法の支配」とは、「神の支配」のことでもあったわけである。「神こそが万物の尺度である」(IV. 716C)として、神を尊崇し、神にならうようにという勧告が、このモデル国家の法律全体に対する「序文」の最初に述べられているのも、まさにそのためであり、また、無神論をはじめとする、神々についての誤った見解に対して、第一〇巻のほとんど全部を費して反駁がなされなければならなかったのも、そのような謬見こそが法律の基礎を危くするものであると考えられているからなのである。さらにまた、いったん定められた法は、「動かしてはならないもの」として、一見頑迷固陋に思われるほどに法の遵守が強調され、そしてそのためには、子供の遊びにさえも変化を持ちこんではならないことが特に注意されているのも(VII. 797A〜C, 798B〜C)、法律というものは本来、そのような神的な由来をもっていると考えられているからなのであろう。

ところで、法についてのそのような認識は、法(ノモス)をすべて人為のもの、一時的な約束事にすぎないものとして、自然には根拠をもたぬもの、自然本来にあるもの(ピュシス)より劣るものとする、当時流行の議論を克服する道を開くことにもなるだろう。というのは、第一〇巻で証明されているように、「自分で自分を動かすもの」であり、その意味で運動の始源であるところの魂の方が、いわゆる自然によって存在するとされているすべての物体よりも、先なるものだとすれば、知性は魂に属するものの一つである以上、その「知性の産物」である法もまた、自然物よりも先なるものであり、いや、法の方がむしろ、「正しい説においては」、自然本来にあるものだということになるはずだからである(X. 890D, 892A〜C参照)。そしてこのように、「知性の産物」ないしは「知性の秩序づけ」としての法を、自然本来にあるものと考えることは、対立的にとらえられていた「自然」と「法」とを一つに

結びつけて、「自然法」という概念をつくることにもなるだろう。これが後のストア派の「自然法」とどのように結びつくかは、一つの研究課題であるけれども、法についてのプラトンのそういった考え方が、後代の自然法思想の一つの源泉になっているのではないかと推測されるわけである。

(1)『ポリティコス(政治家)』のなかにも、法律によって支配されない悪しき国制が、僭主制、寡頭制、民主制の順序で並べられている(302E～303B)。なお、アリストテレス『政治学』第三巻七章参照。

(2) アリストテレスの『政治学』第三巻一六章のなかにも、前章から論じられた、「最善の人によって支配されるのがよいか、それとも、最善の法律によって支配されるのがよいか」という問題について、法律が支配する方が、国民のうちの誰か一人の人が支配するよりもいっそう望ましいという主張に加えて、さらに、たとえ幾人かの人間が支配することの方が、一人の人間が支配することよりも善いとしても、「その人たちは、護法官(νομοφύλακες)や法律の従僕(ὑπηρέται τοῖς νόμοις)にしなければならない」($1287^{a}20$–21)と主張している人の議論が紹介されている。

(3) 個々の法律に対する「序文」としては、土地の所有(V. 741A～C)、結婚(VI. 772E～773E)、狩り(VII. 823D～E)、神殿荒し(IX. 854B～C)、殺人(IX. 870A～E)、商業(XI. 916D～917B)、遺言(XI. 923A～C)、両親の尊重(XI. 930E～932A)についてのものがあり、また、形式的には「序文」とされていないが、軍事訓練(XII. 942A～943A)、外国との交流(XII. 949E～950D)、死者の埋葬(XII. 959A～C)について語られていることも、実質的には「序文」とみてよいだろう。さらに、無神論的な思想の反駁(X. 888A～907D)のように、一連の対話が「序文」の役割を果たしている場合もある。

五　法の支配と哲学の支配(哲人政治)との関係

最後に、法の支配と哲学(知識)の支配(哲人哲治)との関係について、一言しておこう。この問題については、これまでにもすでにいろいろと述べてきたのであるが、言い残された点をここで多少補足しておくことにする。

プラトンは四〇歳の頃に(「第七書簡」326B参照)、哲学的知識と政治権力とが一体となるのでなければ、人類の不幸はやまないだろうという確信を抱き、その哲人政治の理想を『国家』(V. 473D)のなかで高らかに宣言したの

であるが、六〇歳以後数年の間、シケリアの政治事件に関与して現実の苦い経験を味わってからは、その理想の実現不可能なことを悟り、晩年の『法律』においては、哲学の支配という考えを捨てて、その代わりに法の支配という現実的な考えをとることになったのだ、というような解釈が一般に広く行なわれている。大筋においてはそのとおりかも知れないけれども、しかしこのような解釈には多少の注釈を加えないと、誤解される恐れがあるように思われる。というのは、これではまず第一に、プラトンは六〇歳になって初めて現実政治の苦い経験を味わったのであり、それまでは政治にまったく無経験であったかのように解されかねないが、しかし彼はすでに若き日に、現実政治に直接ふれて、その実態については多くの経験をつみ、苦い汁を飲んできた人なのである。そして実は、そういった現実政治への失望から、また多年にわたる観察と反省の末に、それからの結論として、「哲人王」という高い理想を彼は掲げざるをえなかったのである。むろん、その当時のプラトンとしても、哲人政治の理想が現実に実現されるだろうと信ずるほどに、楽観的でおめでたい人間ではなかったであろう。その提案がいかに逆説的なものであるかを、彼自身は充分に承知していたのであるが、しかし理想というものは、よし現実に実現されなくても、あるいはむしろ現実には実現されえないがゆえに、その意味はあるのだという考えに立って、その提案はなされていたわけなのである(『国家』V. 472A～473A 参照)。

つぎに、『国家』においては、哲人政治ということだけが述べられて、法律は排除されているとか、法律の必要性は認められていないとかいうふうに考えられるとしたら、これもまた事実に反するだろう。『国家』を少し注意深く読むなら、そのなかには種々の法律への言及が意外に多いことに気づかされるだろうからである。ただ、前にも述べたように、それらの法律の内容は具体的に述べられていないということだけなのである。というのも、『国家』においては、いわゆる「理想国」の基本構造と、それの実現のために「最小限必要な変革」としての哲人王のことに力点がおかれ、そしてそのあとは、そのような支配者教育のことに議論は集中して、その教育さえ立派に行なわ

れるなら、具体的な立法のことは問題にしなくてもよいとされて、その支配が果たして法律にもとづいて行なわれるのか否かというようなことは、そこでは直接の関心事になっていないからである。

他方また、政治権力と哲学的知識との一体化によって最善の国制は実現されるという考え方だけなら、それは『法律』のなかにも見られないわけではない。この点もすでに述べたことであるが、最もすぐれた立法者が素質にめぐまれた節度のある僭主にめぐり会って、両者が協力するときにこそ、「最善の国制への変化は、最も容易に、また最も速やかに行なわれる」(IV. 710D〜E)とか、あるいは、「一人の人間において、最大の権力と、思慮や節制の働きとが落ち合って一緒になるとき、そのときこそ、最善の国制と最善の法律の誕生が芽生えてくるのであって、それ以外の方法では、けっして生じてはこないのです」(712A)というふうに言われているからである。

さらに、『法律』の最終巻の末尾には、建設を完了したモデル国家の国制と法律を保全するための方策として、「夜明け前の会議」の設立が提案されているのであるが、国家の最高の役人によって構成されるこの会議の会員たちは、『国家』のなかで将来支配者となるはずの者たちが学ぶべきだとされていたのと同じ学問、つまり数論、幾何学、天文学、音楽理論などの哲学のための予備学問も、また「多のなかに一なるイデア」を認識するためのディアレクティケーをも学ばねばならないことになっている。つまり『法律』においても、国家の「頭脳」であり、真の「国守り」の機関とされているこの会議は、ほとんど哲学者たちの集団であるとみなしてもよいわけなのである。ただ、『国家』の場合と多少異なるのは、前記の学問のほかに、いわば宇宙神学とでもいうべきものがつけ加えられている点である。というのは、この会議の会員たちは、「真の意味での法律の守護者」であるべきだから、法律の究極の源泉である万有の知性や、その知性をそなえて諸天体を規則正しく運行させている最善の魂(神)についても、確固たる認識をもつことが要求されているからである。しかしこのことは、『法律』における法の支配も、その根底においては、哲学的知識によって支えられているべきだ、ということを意味しているわけである。

したがって、ある論者が述べているように、(1)「プラトンは『国家』を書いていたときにも、『法律』を書くことができたろうし、また逆に、『法律』を書いていたときにも、『国家』を書くことができたろう。両者は、同一の貨幣の表と裏なのだから」とまで言うのは、少し言いすぎであるとは思うけれども、『国家』における哲学の支配という理想主義と、『法律』における法の支配という現実主義とを両極端のものとして対立させて、プラトンは晩年において、理想主義から現実主義へと一転し、考えをすっかり変えてしまったのだというふうに見るのは、単純すぎる見方であると言わなければならないであろう。『法律』の終り近く(XII. 965C)に「一なるイデア」への言及があることからも知られるように、プラトンは終生イデア論を保持していたとすれば、ちょうどイデアと感覚的事物との関係のように、範型、模範としての哲人政治という理想と、それの不完全な写しとしての法の支配する国制という現実とは、本来対をなすものとして、そういった二世界説的な考え方は、プラトンのなかに始めから終りまであったと見なければならないであろう。

ただしかし、『国家』の執筆以後において、プラトンは、シケリアでの事件からも学び、またその事件に対しては実際的な勧告をあたえる必要からも、さらにはアカデメイアの学徒に対して立法のモデルを具体的に示すためにも、法の支配という現実主義的な考えの方をより多く打ち出すことになったのではないかと推測されるのである。そして、そういった理想主義から現実主義への方向の変化を、年代的には『国家』と『法律』との中間に位置して、両者の橋渡しをする役割を果たしている『ポリティコス(政治家)』のなかに、われわれは見ることができるように思う。この作品は、プラトンの最後のシケリア旅行(前三六一年)より少し前に書かれたものと一般には推定されているのであるが、そのなかにおいて、哲学の支配(哲人政治)と法律の支配との関係が理論的に反省され、理想としては哲人政治を認めながらも、現実には「次善の策」として法の支配する国制を採らざるをえないことが述べられているからである。そこで以下、これまでに述べてきたことと多少重複するけれども、『法律』にいたるまでのプラ

トンの思想の発展を理解するために、その問題についての『ポリティコス（政治家）』の内容を簡単に見ておくことにしよう。

この作品においても、まず初めに、政治家とは知識をもっている人のことであるとか（258B）、あるいは王たる者の統治は知識にもとづいて行なわれるとか（292B）いうふうに言われて、真の政治は知識によるものであることが強調されたのちで、国制についても、

「唯一の正しい国制とは、たんに知識を持っていると思われる支配者たちではなく、ほんとうに知識を持っている支配者たちがそのなかに見出されるような、そういう国制のことでなければならないように思われる。そのさい、この支配者たちが、法律に従って支配しているか、法律なしで支配しているか、また、自発的に従おうとしている者たちを支配しているか、従うことをいやがっている者たちを支配しているか、さらに、その支配者たちが貧乏人であるか金持であるか、というそういったことはどれ一つ、国制の正当性ということに関しては、けっして考慮に入れるべきではない」（293C〜D）。

というふうに述べられている。つまり、「唯一の正しい国制」、他のところでの表現を使えば、「最善の国制」、「最も真実な国制」とは、『国家』における哲人王のように、「真の知識をそなえている支配者が、その知識を用いて、国家の利益をはかっている」（293D）国制のことだとされているわけである。しかし、先に引用された言葉のうちで、他の点はともかく、そのような支配者は、「法律なしにでも支配すべきである」（293E）という点については疑義があるとされて、そこから議論は、知識と法律の関係の問題に移って行く。そしてその点については、「ある意味では、立法の仕事が王たる者の知識にぞくすることは明らかであるが、しかし最善なのは、法律が強力であることではなく、思慮をそなえた王たるにふさわしい人物が強力であることだ」（294A）と言われて、法律には次のような限界があることが指摘されるのである。すなわち、法律というものは、「大多数の国民に対して大体の場合にふさわし

いことを、しかも大雑把に規定する」(295A)ことができるだけであって、「すべての人にとって最善であるとともに、最も正しいことを正確に把握した上で、最上のことをすべての人に対して命令することはできない」(294A)からなのである。だから、たとえば医者にしても、医学書に記載されている指示にいつも従うのではなく、すでにあたえた処方をも時には変更して、そのときどきの患者の状態に最善の治療をほどこすのであるが、それと同様に、真の知識をもつ支配者もまた、法律の条文にとらわれないで、最善の施策と思われるものを臨機応変に行なう方がよしとされるわけなのである。

かくして、法律は完全なものではなく、法律による支配は知識による支配よりも劣ることが原則的には確認されているのであるが、にもかかわらず、法律の必要性が、そのあとの議論では説かれることになっている。すなわち、われわれの時代はクロノスの時代のように神の支配下にあるのではなく、死すべき人間の支配下にあるのだから、法律を不要とするような、そういった真実の知識を身につけている支配者を、この現実の世界のなかに見出そうとすることは、あたかも「人間たちのなかに神」を見出そうとするようなものであって、それはとうてい不可能なことだとされるのである。つまり、「蜜蜂の巣箱のなかに女王蜂が生まれてくるような工合には、この現実の国家のなかには、心身ともに天性すぐれた一人の王が現われることはありえないからなのである」(301E)。いな、「現実にわれわれの周囲に見られる政治家どもは、資質の上では、神によりもはるかに被支配者たちに似たものであり、また彼らの受けてきた教育や養育も、被支配者たちが受けてきたものと同じなのである」(275C)。だから、現実の支配者たちが、「真の知識の所有者でもないのに、法を無視して、私利私欲に駆られたり、情実に流されたりして」政治を行なうとすれば、その害悪の方が、支配者たちが法律の規定に縛られて個々の場合に即応した対策をとれないでいる場合の害悪よりも、もっとひどいものになるわけである(300A参照)。したがって、現実の問題としては、「唯一正しい国制」は実現不可能な理想であるのだから、われわれとしては、「あの真実この上ない国制の跡を追い

かけながら、法律を制定すべきであり」(301A)、そしてその法律に違反することは許さぬというやり方をせざるをえないと言われているのである。

大略、以上のような議論によって、プラトンは、この『ポリティコス』においても、哲人政治が唯一真実の理想の国制であり、知識は法律にまさることを確認しながらも、現実には、その理想の国制の「写し」(293E, 297C)であるところの、法律の支配する国制を「次善の策」(300C)として採用せざるをえないと結論しているわけである。そして、『ポリティコス』におけるこういった理論的反省を経た上で、『法律』においては、その「法の支配する国」の最善なるものを、――ただし、『ポリティコス』において最善のものとされた君主政体ではなしに、スパルタやクノソスの国制に見られるような混合政体を採用して――、具体的に描こうとしたのだと言ってよいであろう。

しかしながら、プラトンがせっかく苦心して描きあげたこのモデル国家も、時代おくれのものにならざるをえなかった。都市国家の時代はすでに終ろうとしていたからである。プラトンが『法律』の執筆に取り組んでいた頃、ギリシアの北方では、マケドニアのピリッポスがすでにギリシアの国土を侵し始めていた。そしてプラトンの死後一〇年目には、カイロネイアの一戦によって、ギリシア諸国は完全に独立と自由を失なうことになったのである。歴史はポリスの時代から帝国の時代へと移ることになる。プラトンの眼は、西方のイタリアやシケリアにも、また南方のスパルタやクレテにも、さらに東方のペルシアにも向けられていたが、テッタリアを越えた北方のマケドニアの動向に対しては、どの程度の注意が払われていたのであろうか。むろん、誰も歴史の将来を予見することはできないから、プラトンの描いたモデル国家が時代おくれのものになったからといって、これを咎めることはできないだろう。たしかに、国家建設の模範を示すために書かれたこの『法律』の内容は、紀元前四世紀のポリス社会という特定の歴史的状況を前提としているものであるから、法律や制度に関する彼の具体的な提案の大半は、すでに古びたものになってしまっている。しかし、そのなかに含まれている政治の知恵は、時代の変化によって古びるこ

とはなく、混合制の理論も、法の支配の考え方も、また政治は哲学(学問)的知識によって支えられるべきだという主張も、「永遠の財産」として今日に伝えられているのである。

(1) T. J. Saunders, *Plato, The Laws*, Introduction, p. 28.

主な使用文献

G. Stallbaum, *Platonis Leges et Epinomis, Platonis Opera Omnia*, X, 3 vols., Gotha, 1859-1860.

C. Ritter, *Platons Gesetze : Darstellung des Inhalts und Kommentar*, 2 vols., Leipzig, 1896.

O. Apelt, *Platons Gesetze*, 2 vols., Leipzig, 1916.

E. B. England, *The Laws of Plato*, 2 vols., Manchester, 1921.

R. G. Bury, *Plato, Laws*, 2 vols. (Loeb Classical Library), London, 1926.

A. E. Taylor, *Plato, The Laws*. (Everyman's Library), London, 1934.

L. Robin, *Platon, Œuvres Complètes*, II, La Pléiade, 1942.

É. Des Places, *Platon, Les Lois, Platon, Œuvres Complètes*, XI(1^{re} partie, Livre I-II, 2^{e} partie, Livre III-VI), (Société d'Édition "Les Belles Lettres"), 1951.

A. Diès, *Platon, Les Lois, Platon, Œuvres Complètes*, XII(1^{re} partie, Livre VII-X, 2^{e} partie, Livre XI-XII), (Société d'Édition "Les Belles Lettres"), 1956.

G. R. Morrow, *Plato's Cretan City, A Historical Interpretation of the Laws*, Princeton, 1960.

T. J. Saunders, *Plato, The Laws* (Penguin Classics), 1970.

——, *Notes on the Laws of Plato* (Institute of Classical Studies, Bulletin Supplement No. 28), 1972.

式部久訳『プラトン著作集2』(法律〔上〕I—VI巻)、同3(法律〔下〕VII—XII巻)、勁草書房、一九七三年、一九七五年。

山本光雄訳『プラトン全集9』(「法律」上、第一—八巻)、同10(「法律」下、第九—一二巻)、角川書店、一九七五年。

(以上のなかでも、文法的なことをはじめとして原典の理解にはイングランドの書物に、また背景となっている史実の解釈や「解説」の執筆にはモローの書物に、とくに負うところが大きいことを付記しておく。)

なお、本篇の翻訳は、第一—四巻を森進一、第五—八巻を池田美恵、第九—一二巻を加来彰俊がそれぞれ分担した。

ワ 行

ラ　行

ヤ 行

マ 行

ナ 行

ハ 行

タ 行

サ 行

カ 行

『法　律』索引

数字と ABCDE は，ステファヌス版全集のページ数と，各ページ内の段落づけである．本全集訳文の上欄に示された数字と BCDE(A は数字の位置)は，おおよそこれに対応している．固有名詞(人名・地名その他)は原則として「総索引」に一括して収める．

ア 行

ハ 行

マ 行

ヤ 行

ラ 行

『ミノス』索引

数字とABCDEは，ステファヌス版全集のページ数と，各ページ内の段落づけである．本全集訳文の上欄に示された数字とBCDE(Aは数字の位置)は，おおよそこれに対応している．固有名詞(人名・地名その他)は原則として「総索引」に一括して収める．

ア 行

カ 行

サ 行

タ 行

ナ 行

プラトン全集 13　　　第14回配本(全15巻　別巻1)

1976年4月28日　発行

¥5000

訳　者　向坂　寛
　　　　森　進一
　　　　池田美恵
　　　　加来彰俊

発行者　岩波雄二郎

〒101 東京都千代田区一ツ橋2-5-5
発行所　株式会社 岩波書店
電話 03-265-4111
振替 東京6-26240

印刷・精興社　製本・牧製本